

# 2007 知的財産白書

特許庁

## 目 次

**第 1 篇** 知的財産政策の概観

第 1 章 知的財産政策の推進方向と最新動向	25
第 1 節 知的財産政策の推進方向と成果	25
1. 概観	25
2. 2006 年度の主な推進成果	29
3. 2007 年の政策推進方向	40
第 2 節 知的財産分野の国際的な動向と対応案	43
1. 知的財産の国際動向	43
2. 対応案	48
第 2 章 知的財産の出願・登録、審査・審判処理状況	50
第 1 節 出願	50
1. 産業財産権の出願動向及び今後の展望	50
2. 権利別・産業部門別出願動向	59
3. 内・外国人別出願動向	64
4. 公共機関及び大学の特許出願状況	68
第 2 節 PCT 及びマドリッド国際出願	72
1. PCT 国際出願の動向	72
2. 韓国特許庁への PCT 国際出願の状況	77
3. マドリッド国際商標出願動向	83
4. 国際出願の活用・拡散のための広報強化	94

<b>第3節 登録</b>	96
1. 2006年度の設定登録状況	96
2. 年次登録現況	107
3. 存続権利現況	108
4. 国際商標（マドリッド）登録現況	109
5. 登録証発給対象の拡大及び英文登録証の発給	110
6. 登録税（地方税）納付期限の変更	111
<b>第4節 審査</b>	113
1. 総括	113
2. 特許及び実用新案	115
3. 商標及びデザイン	120
<b>第5節 審判</b>	123
1. 審判請求及び処理現況	123
2. 特許法院の提訴及び判決現況	133
3. 大法院への上告提起及び宣告現況	134

## 第2編

## 世界最高水準の審査・審判サービスの遂行

<b>第1章 審査・審判処理期間の短縮</b>	136
<b>第1節 特許・実用新案分野</b>	136
1. 世界で最も早い特許審査処理期間の達成	136
<b>第2節 商標・デザイン分野</b>	141
1. 合理的な審査需要予測による審査計画の樹立及び運営	141
2. 商標調査分析事業の効果的な推進	143

3. 6シグマによる審査プロセスの改善-----	145
<b>第3節 審判分野-----</b>	<b>147</b>
1. 審判処理期間の短縮-----	147
<b>第2章 審査・審判の品質向上-----</b>	<b>150</b>
<b>第1節 特許・実用新案審査分野-----</b>	<b>150</b>
1. 特許・実用新案審査品質向上のための土台構築-----	150
2. 審査官の専門性向上-----	152
3. 審査官の等級制及び審査パート制の運営-----	157
4. 審査情報共有システムの構築-----	162
<b>第2節 商標・デザイン審査分野-----</b>	<b>169</b>
1. 審査品質向上のためのシステム改善-----	169
2. 審査インフラの構築-----	172
3. 審査官の専門性向上のための教育実施-----	180
<b>第3節 審判分野-----</b>	<b>184</b>
1. 審判品質評価委員会の構成-----	184
2. 権利範囲確認審判の誤・乱用防止方案の施行-----	184
3. 審決一貫性向上方案の施行-----	185
4. 意見要約表提出制度の施行-----	186
5. 審判官の専門性強化のための教育実施-----	187
<b>第4節 審査評価制度の効果的な運営-----</b>	<b>188</b>
1. 審査評価制度の運営-----	188
2. 審査評価規定及び指針書の改正	
3. 審査品質指数の科学的な管理-----	193

第5節	審査官及び審判官の士気高揚	196
1.	優秀審査・審判部署の褒賞	196
2.	優秀審判官の褒賞	197
第3章	審査・審判制度の先進化	199
第1節	特許・実用新案分野	199
1.	特許・実用新案制度の先進化	199
第2節	商標・デザイン分野	208
1.	商標制度の先進化	208
2.	デザイン制度の先進化	219
第3節	審判制度の改善	222
1.	集中審理制の導入及び拡大	222
2.	審判手続きに提出された情報提供書処理方案の施行	222
3.	一部確定登録制度の導入	223
4.	審判中間書類の送達方法の改善	223
5.	優先審判対象の拡大	223
6.	権利範囲確認審判の請求人資格の拡大	224
7.	無効審判の請求人資格の拡大	224
第4節	手数料返還制度の改善	225
1.	既存の返還制度	225
2.	出願後の出願料及び審査請求料返還制度の導入	226
3.	返還制度の改善による効果	227
第5節	国際知的財産研修院の教育訓練現況	230
1.	公務員課程	230
2.	民間人課程	233

3. 学生発明課程	235
4. 外国人課程	236
<b>第6節 公務員教育訓練の実績</b>	<b>239</b>
1. 公務員教育訓練の概観	239
2. 国内教育訓練の実績	239
3. 国外教育訓練の実績	241

### 第3編

## 顧客満足電子請願サービスの提供

<b>第1章 特許行政情報システムの高度化</b>	<b>244</b>
<b>第1節 未来型特許行政情報システム開発の推進</b>	<b>244</b>
1. 特許情報システム改善の推進	244
2. 知能型検索システムの高度化	249
3. オンライン在宅審査システムの構築及び運営	252
4. 国家間特許情報交換・活用システム構築の推進	254
<b>第2節 特許ネットシステムの安定的かつ効率的な運営</b>	<b>256</b>
1. 特許ネットシステムの委託運営	256
2. 特許ネットシステムの安定的かつ効率的な運営	259
3. 電算設備の増設及び商用 S/W の持続的なアップグレード	261
4. 特許ネットシステム現場支援チームの運営	263
5. 特許ネットサービス水準の向上	264
6. 国際標準情報セキュリティ管理体系（ISO27001）の構築	266
<b>第3節 グローバル特許情報ネットワークの強化</b>	<b>267</b>
1. 特許ネットシステムの海外拡散及び普及拡大	267

2.	主要国特許庁との情報化協力強化	271
3.	知的財産権情報化技術標準制定の参加	275
<b>第2章 特許情報活用促進及び情報サービス強化</b>		<b>278</b>
<b>第1節 特許技術動向調査の活性化</b>		<b>278</b>
1.	特許技術動向調査の概要	278
2.	国家 R&D 特許情報支援事業	281
3.	国際特許紛争支援事業	285
4.	特許情報活用教育事業	289
<b>第2節 特許技術情報活用のためのインフラ拡大</b>		<b>295</b>
1.	顧客指向型特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営	295
2.	サイバー国際特許アカデミーの運営	298
3.	知的財産権創出管理のための R&D 特許センターの運営	304
<b>第3節 特許技術情報の DB 拡大及び品質管理</b>		<b>306</b>
1.	検索 DB の持続的な拡充	306
2.	特許文書電子化センターの運営	310
3.	データ管理センターの運営	312
4.	韓国特許英文抄録の発刊及び普及	314
5.	インターネット広報の発刊	317
<b>第4節 電子出願制度の定着</b>		<b>319</b>
<b>第5節 電子請願サービスの高度化</b>		<b>321</b>
1.	24 時間の電子請願サービス支援	321
2.	行政情報照会サービス (‘私の出願・登録照会’) の支援	328
3.	ホームページを通じた商標出願サービスの支援	330

## 第4編

## 知的財産創出基盤の強化

第1章 大学・公共研究機関の知的財産創出能力の強化	333
第1節 大学・公共研究機関支援施策の強化	333
1. 推進背景	333
2. 主要推進施策	337
第2節 職務発明活性化の誘導	343
1. 職務発明制度の概観	343
2. 職務発明活性化のための法・制度の改善	346
3. 改正職務発明制度の国民への広報	359
4. 国有特許活用の促進	370
第2章 地域の知的財産創出基盤の強化	375
第1節 地域の知的財産創出インフラ構築	375
1. 地域知的財産センターの運営	375
2. 地域知的財産権サポーターズの運営	382
第2節 知的財産に対する認識向上及び制度の広報	384
1. 地域巡回知的財産権フォーラムの開催	384
2. 業種別知的財産説明会の開催	385
第3節 地域の知的財産創出支援	386
1. 地域ブランド価値の向上	386
2. 地域大学による知的財産権創出の支援	390
3. 特許情報総合コンサルティング	393
4. 「中小企業特許経営コンサルティング」支援事業の実施	398



5. 地方自治体ブランド・デザインの権利化支援	400
6. デザインマップの開発及び分析事業	402
<b>第3章 知的財産に対する認識向上及び発明人材養成支援</b>	<b>408</b>
<b>第1節 発明奨励行事の開催</b>	<b>408</b>
1. 「第41回発明の日」の記念式開催	408
2. 発明行事開催を通じた知的財産に対する認識向上	409
<b>第2節 学生及び女性発明活動への積極的な支援</b>	<b>411</b>
1. 学生発明活動に対する支援強化	411
2. 女性発明活動の促進	423
3. 大学生によるデザイン権利化支援事業	428
4. 「2006 商標ーデザイン展」	430

## 第5編

## 知的財産権の活用促進

<b>第1章 特許技術の事業化促進</b>	<b>433</b>
<b>第1節 特許技術事業化資金支援の拡大</b>	<b>433</b>
1. 「特許技術事業化協議会」による事業化支援	433
2. 特許技術に対する金融支援プログラムの拡大	437
3. 試作品製作支援を通じた事業化支援	440
<b>第2節 特許技術製品の販路支援強化</b>	<b>442</b>
1. 特許製品 e-marketplace の運営	442
2. 優先購買の推薦及び発明特許大展の開催	444

第2章 特許技術の取引・移転の活性化	448
第1節 特許技術価値評価基盤の構築	448
1. 特許技術価値評価手数料の支援	448
2. 特許技術評価機関の専門性向上	450
第2節 特許技術取引インフラの改善	455
1. オン・オフライン特許技術取引市場基盤の強化	455
2. 公共研究機関保有特許技術の民間移転の促進	460

## 第6編

## 知的財産権の保護強化

第1章 知的財産権侵害に対する取り締まり及び広報活動の強化	463
第1節 偽造商品の流通根絶のための取り締まり強化	463
1. 偽造商品に対する合同取り締まりの実施	463
2. 偽造商品通報褒賞制	466
第2節 知的財産権保護のための広報及び教育の強化	468
1. 知的財産権保護に対する認識向上のための広報	468
2. 知的財産権侵害取り締まり公務員の教育	469
第2章 小企業・個人発明家保護のための支援強化	471
第1節 特許法律救助事業の推進	471
1. 特許法律救助事業の概要	471
2. 特許法律救助事業運営細則の改正及び運営強化	471
3. 特許法律救助事業の広報強化及び支援実績	472

第2節	公益弁理士特許相談センターの運営	474
1.	公益弁理士特許相談センター運営の概要	474
2.	公益弁理士特許相談センター細則の制定	474
3.	公益弁理士特許相談センター運営の広報強化及び相談実績	475
第3節	産業財産権紛争調整制度運営の充実化	477
1.	制度の概要	477
3.	紛争調整制度の活性化方案	478
第3章	知的財産権の徹底的な保護	480
第1節	営業秘密保護制度の定着推進	480
1.	韓国の営業秘密保護制度の沿革	480
2.	営業秘密保護制度の広報強化	481
第2節	弁理士試験の合理的な運営	482
1.	2006年度弁理士試験の実施	482
2.	受験生のための制度改善	483
3.	受験環境の変化などへの対応	485
第3節	半導体配置設計権の保護及び振興	487
1.	推進経緯	487
2.	「半導体配置設計技術振興事業」の推進現況	488
3.	半導体配置設計権の設定登録現況	500
4.	今後の計画	502
第4章	海外における自国企業の知的財産権保護強化	504
第1節	実効性のある海外知的財産権活動の展開	504
1.	海外における知的財産権保護の必要性	504

2.	海外における知的財産権侵害の現況	505
3.	「海外知的財産権保護センター」の運営	507
<b>第2節</b>	<b>企業の国際特許紛争対応能力の向上</b>	<b>509</b>
1.	国際特許紛争の発生現況	509
2.	国内企業の特許管理の実態及び問題点	510
3.	国際特許紛争対応能力の向上方策	510
<b>第3節</b>	<b>国内外知的財産権の動向収集・伝播</b>	<b>512</b>
1.	海外知的財産権の動向の収集及び伝播	512
2.	国内知的財産権ニュースの海外伝播	513
<b>第5章</b>	<b>積極的な知的財産分野の国際協力推進</b>	<b>514</b>
<b>第1節</b>	<b>主要国との両者協力体制の強化</b>	<b>514</b>
1.	庁長会談の成果	514
2.	東北アジア特許制度統一化の中心的役割遂行	516
<b>第2節</b>	<b>知的財産権国際論議における韓国の立場を積極的に開陳</b>	<b>520</b>
1.	知的財産権国際規範形成論議に積極的に対応	520
2.	WIPO、APEC などとの知的財産権協力強化	527
<b>第3節</b>	<b>FTA 知的財産権分野の対応</b>	<b>530</b>
1.	韓－米 FTA における産業財産権分野の交渉対応	530
2.	韓－EFTA FTA における知的財産権分野の交渉対応	535
3.	韓－ASEAN FTA における知的財産権分野の交渉対応	537
4.	韓－カナダ FTA における知的財産権分野の交渉対応	539
5.	韓－印 CEPA における知的財産権分野の交渉対応	541
<b>第4節</b>	<b>知的財産権分野における南北交流協力を積極的に推進</b>	<b>543</b>

1. 南・北間の交流協力の推進経過	543
2. 交流協力の基本方向	544
3. 交流協力の推進内容	544
4. 今後の展望	545

## 第7編

## 成果及び顧客指向型特許行政革新の実現

第1章 革新目標及び推進体系	548
第1節 革新目標及び方向	548
1. 特許行政革新の推進背景	548
第2節 2006年度特許行政革新活動	553
1. 総括	553
2. 事例でみる革新優秀事例の創出要因	556
第2章 特許行政革新の推進戦略	561
第1節 企業型中央責任運営機関	561
1. 中央責任運営機関発足の意義	561
2. 中央責任運営機関の主要内容	563
第2節 顧客感動経営	565
1. 顧客感動経営戦略の樹立及び推進	565
2. 顧客と共に行う請願制度の改善	566
3. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果の還元	567
4. 顧客の需要に応じた特許行政サービスの提供	569
第3節 成果主義経営	573

1. 戦略集中型組織の実現	573
2. 成果主義文化の定着	576
3. 評価及び還元プロセスの強化	578
<b>第4節 6シグマ経営</b>	<b>580</b>
1. 6シグマの特許公共サービス部門への導入	580
2. 6シグマの拡散及びインフラの構築	583
3. 6シグマの生活化	584
<b>第5節 知識経営</b>	<b>587</b>
1. 業務中心の知識管理基盤作り	587
2. 知識管理活動の強化	590
3. 知識の対外共有拡散による特許行政革新の加速化	593
<b>第3章 革新文化の内在化</b>	<b>596</b>
<b>第1節 革新文化</b>	<b>596</b>
1. 核心価値の定立	596
2. 働きやすい職場作り	600
<b>第2節 学習及び教育</b>	<b>604</b>
1. 革新力量の強化及び革新人材養成教育	604
2. 持続的な学習文化の定着	606
3. 知的財産の専門性向上	608
<b>第3節 革新広報</b>	<b>611</b>
1. 外部顧客に対する特許行政革新の共感型広報	611
2. 内部顧客と革新活動を共有する広報	612
3. 革新成果の他部署伝播・拡散志向型広報	612

付録

1. 歴代庁長	615
2. 機構定員・予算現況	617
3. 2006年度知的財産政策の主要日誌	619
4. 2006年度主要報道内容及び庁長の広報活動	629

## 表目次

<表 I-2-1>	過去5年間の権利別出願現況	50
<表 I-2-2>	内・外国人別出願現況	52
<表 I-2-3>	法人・個人別出願現況	54
<表 I-2-4>	女性及び学生の出願現況	55
<表 I-2-5>	代理人の有無別出願件数	55
<表 I-2-6>	主要国の過去5年間の特許出願現況	56
<表 I-2-7>	過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願現況	58
<表 I-2-8>	産業部門別特許・実用新案登録の出願現況	60
<表 I-2-9>	産業部門別デザイン登録の出願現況	62
<表 I-2-10>	NICE 分類別商標登録の出願現況	63
<表 I-2-11>	内国民の地域別出願現況	64
<表 I-2-12>	国内10大出願企業の出願現況	65
<表 I-2-13>	外国(法)人の国籍別出願現況	66
<表 I-2-14>	外国10大出願企業の出願現況	68
<表 I-2-15>	公共機関の特許出願現況	69
<表 I-2-16>	公共機関の多出願順位	69
<表 I-2-17>	大学の特許出願現況	70
<表 I-2-18>	大学の多出願順位	71
<表 I-2-19>	国際調査機関及び国際予備審査機関の指定現況	74
<表 I-2-20>	外国人のPCTを通じた国内特許出願現況	75
<表 I-2-21>	国内10大PCT多出願企業(法人)の現況	78
<表 I-2-22>	個人出願対法人出願の現況	79
<表 I-2-23>	技術分野別出願現況	80
<表 I-2-24>	国内の言語別PCT国際出願現況	81
<表 I-2-25>	過去5年間の設定登録現況	96
<表 I-2-26>	2006年度産業部門別特許・実用新案の設定登録現況	98
<表 I-2-27>	2006年度部門別デザイン登録現況	98
<表 I-2-28>	2006年度部門別商標登録現況	99



<表 I-2-29>	2006 年度個人・法人別登録現況	100
<表 I-2-30>	過去 5 年間の個人・法人別登録現況	101
<表 I-2-31>	2006 年度代理人の有無別登録現況	102
<表 I-2-32>	過去 5 年間の内・外国人別登録現況	103
<表 I-2-33>	2006 年度市道別登録件数	104
<表 I-2-34>	2006 年度外国の国家別設定登録現況	105
<表 I-2-35>	2006 年度国内の多登録企業現況	105
<表 I-2-36>	過去 5 年間の権利別年次登録現況	107
<表 I-2-37>	2006 年度の存続権利の現況	109
<表 I-2-38>	2006 年度の国家別国際商標（マドリッド）登録現況	110
<表 I-2-39>	権利別審査処理現況	113
<表 I-2-40>	特許出願の 1 次審査処理現況	115
<表 I-2-41>	特許出願の審査終結処理現況	116
<表 I-2-42>	旧実用新案出願の 1 次審査処理現況	117
<表 I-2-43>	旧実用新案出願の審査終結処理現況	117
<表 I-2-44>	実用新案先登録出願の審査現況	118
<表 I-2-45>	PCT 国際調査及び予備審査の件数	119
<表 I-2-46>	商標登録出願の 1 次審査処理現況	120
<表 I-2-47>	商標登録出願の審査終結処理現況	121
<表 I-2-48>	デザイン登録出願の 1 次審査処理現況	121
<表 I-2-49>	デザイン登録出願の審査終結処理現況	122
<表 I-2-50>	審判請求及び処理件数の現況	123
<表 I-2-51>	審判請求人別審判請求現況	126
<表 I-2-52>	内国民・外国人間の権利別審判請求現況	130
<表 I-2-53>	国内企業・外国企業間の審判請求現況	131
<表 I-2-54>	中小企業・大手企業間の審判請求現況	132
<表 I-2-55>	年度別審判処理期間の現況	132
<表 I-2-56>	特許法院への提訴及び判決の現況	133
<表 I-2-57>	大法院への上告提起及び宣告の現況	134
<表 II-1-1>	権利別審査処理現況	136

<表Ⅱ-1-2>	審査官 1 人当たりの処理件数及び審査処理期間の推移	138
<表Ⅱ-1-3>	先行技術調査専門機関の指定現況	139
<表Ⅱ-1-4>	先行技術調査役務の推進実績	139
<表Ⅱ-1-5>	年度別特許・実用新案の審査官及び出願件数（1997～2006 年）	140
<表Ⅱ-1-6>	「商標調査分析事業」の推進現況	144
<表Ⅱ-1-7>	商標・デザイン審査関連 6 シグマ課題目録	145
<表Ⅱ-2-1>	昇級基準	158
<表Ⅱ-2-2>	審査官等級の現況	159
<表Ⅱ-2-3>	審査パート制の構成現況	160
<表Ⅱ-2-4>	審査報告書の書式	163
<表Ⅱ-2-5>	審査官の履歴管理カード	166
<表Ⅱ-2-6>	過去 5 年間の協議審査の現況	167
<表Ⅱ-2-7>	主要国の審査評価制度の運用現況	188
<表Ⅱ-2-8>	特許・実用新案の審査誤謬率	190
<表Ⅱ-2-9>	審査品質の変数別増減比率	194
<表Ⅱ-2-11>	2006 年度優秀審査・審判部署の褒賞実績	197
<表Ⅱ-2-12>	2006 年度優秀審査官の褒賞実績	198
<表Ⅱ-3-1>	請求項別拒絶理由の作成	202
<表Ⅱ-3-2>	請求範囲の提出時期	205
<表Ⅱ-3-3>	マドリッド国際出願の推移	215
<表Ⅱ-3-4>	マドリッド国際出願の外国指定推移	215
<表Ⅱ-3-5>	公務員課程教育訓練の現況	231
<表Ⅱ-3-6>	民間人課程教育訓練の現況	234
<表Ⅱ-3-7>	学生発明課程教育訓練の現況	235
<表Ⅱ-3-8>	外国人課程教育訓練の現況	238
<表Ⅱ-3-9>	2006 年度国内教育の現況	240
<表Ⅱ-3-10>	2006 年度長・短期国外訓練の現況	242
<表Ⅲ-1-1>	2005～2008 年の特許庁中長期情報化戦略計画	245
<表Ⅲ-1-2>	2006 年に推進完了された主な改善事項	246
<表Ⅲ-1-3>	2007 年度の主要改善予定事項	247

<表Ⅲ-1-4>	年度別投入人員及び契約の現況	258
<表Ⅲ-1-5>	年度別利用者満足度の調査結果	265
<表Ⅲ-1-6>	主要国特許庁との今後の計画	274
<表Ⅲ-1-7>	情報化技術標準のための今後の計画	277
<表Ⅲ-2-1>	2005 年度国家研究開発事業の特許分析支援現況	282
<表Ⅲ-2-2>	2006 年度国家研究開発事業の特許分析支援現況	283
<表Ⅲ-2-3>	2005～2006 年の特許マップ作成課題の現況	287
<表Ⅲ-2-4>	年度別 KIPRIS（特許技術情報サービス）の提供情報の現況	296
<表Ⅲ-2-5>	年度別 KIPRIS（特許技術情報サービス）の利用者現況	297
<表Ⅲ-2-6>	特許・実用新案検索 DB の構築現況	306
<表Ⅲ-2-7>	デザイン検索 DB の構築現況	308
<表Ⅲ-2-8>	商標検索 DB の構築現況	309
<表Ⅲ-2-9>	2006 年度特許文書電子化センターの書面書類の電子化実績	311
<表Ⅲ-2-10>	2006 年度データ管理センターの処理現況	313
<表Ⅲ-2-11>	韓国特許英文抄録の作成現況	315
<表Ⅲ-2-12>	韓国特許英文抄録の国内外配布現況	316
<表Ⅲ-2-13>	2006 年度広報発刊件数	318
<表Ⅲ-2-14>	インターネット広報のメーリングサービス加入者及びメール発送件数	318
<表Ⅲ-2-15>	年度別電子出願率	320
<表Ⅲ-2-16>	2006 年度権利別電子出願の現況	320
<表Ⅲ-2-17>	2006 年度提出人別電子出願の現況	320
<表Ⅲ-2-18>	2003 年に推進完了した主な改善事項	322
<表Ⅲ-2-19>	2004 年に推進完了した主な改善事項	323
<表Ⅲ-2-20>	24 時間電子請願サービスの対象	324
<表Ⅲ-2-21>	24 時間電子請願サービスの段階別開通時期	324
<表Ⅲ-2-22>	2006 年度の主要推進内容	325
<表Ⅲ-2-23>	2007 年度の主要推進予定内容	327
<表Ⅳ-1-1>	特許管理アドバイザー派遣大学の現況	339
<表Ⅳ-1-2>	大学の特許管理アドバイザーの活動実績（2006 年）	340
<表Ⅳ-1-3>	最近の韓国における職務発明の推移	344

<表IV-1-4>	研究主体別研究開発費の使用推移	344
<表IV-1-5>	主要先進国の職務発明制度の比較	347
<表IV-1-6>	職務発明法制の改正前後の比較	353
<表IV-1-7>	新設された職務発明手続き規定による権利関係	355
<表IV-1-8>	年度別国有特許の保有現況	371
<表IV-1-9>	年度別国有特許の実施現況	372
<表IV-1-10>	国有特許の登録・処分報償金の支給現況	374
<表IV-2-1>	運営主体別事業遂行機関	376
<表IV-2-2>	地域知的財産センターの設置運営現況	379
<表IV-2-3>	地域知的財産権サポーターズの運営現況	382
<表IV-2-4>	地理的表示の定義を充足するための具備書類	387
<表IV-2-5>	2006年度地理的表示団体標章の権利化及び事業化支援の地域特産品	387
<表IV-2-6>	特許管理アドバイザー派遣大学の現況	390
<表IV-2-7>	大学の特許管理アドバイザーの活動実績（2006年度）	391
<表IV-2-8>	年度別診断実績	393
<表IV-2-9>	2006年度特許情報総合コンサルティングの運営現況	394
<表IV-2-10>	地域別特許技術動向調査の現況	397
<表IV-2-11>	地域巡回説明会の回数及び参加人数	401
<表IV-3-1>	年度別設置現況	411
<表IV-3-2>	市・道別設置現況	411
<表IV-3-3>	学校別設置現況	412
<表IV-3-4>	年度別発明教室の教育人数	412
<表IV-3-5>	全国の発明教室の設置現況	413
<表IV-3-6>	2006年度発明教育研究示範学校の運営現況	414
<表IV-3-7>	全国教員発明教育研究大会の開催現況	418
<表IV-3-8>	発明奨学生を選抜現況	419
<表IV-3-9>	大韓民国学生発明展示会の開催現況	421
<表IV-3-10>	OECD主要国別女性の経済活動参加率	424
<表IV-3-11>	女性による産業財産権の出願現況	425
<表IV-3-12>	大学生のデザイン登録出願件数	428

<表V-1-1>	2006 年度特許技術移転事業化資金及び支援条件	434
<表V-1-2>	特許技術移転事業化協議を通じた支援実績	436
<表V-1-3>	特許担保融資支援プログラムの種類	439
<表V-1-4>	過去5年間の試作品製作の製作支援実績	441
<表V-1-5>	特許製品の電子商取引システムの運営実績	443
<表V-1-6>	優秀発明品の優先購買推薦実績	444
<表V-1-7>	大韓民国発明特許大展の出品現況及び観覧人数	446
<表V-1-8>	100 大優秀特許製品の選定現況	447
<表V-2-1>	過去8年間の発明評価手数料支援実績	450
<表V-2-2>	発明評価機関の指定現況	451
<表V-2-3>	インターネット特許技術広場 DB の構築現況	456
<表V-2-4>	権利別技術移転実績	459
<表V-2-5>	類型別技術移転実績	459
<表VI-1-1>	偽造商品の取り締まり及び処置の内訳	463
<表VI-1-2>	主要品目別取り締まり実績	464
<表VI-1-3>	偽造商品通報センターの運営実績	465
<表VI-1-4>	類型別報償金の支給現況（2006年1～12月）	467
<表VI-1-5>	偽造商品取り締まり公務員の教育実績	470
<表VI-2-1>	年度別事業推進の実績	473
<表VI-2-3>	産業財産権紛争調整の現況	478
<表VI-3-1>	弁理士試験の施行現況	482
<表VI-3-2>	半導体配置設計技術振興事業の推進実績	490
<表VI-3-3>	半導体設計財産保護・流通基盤形成事業の中期計画	493
<表VI-3-4>	半導体設計財産保護・流通基盤形成事業の主な成果指標の達成実績	495
<表VI-3-5>	研究課題及び研究機関の現況	499
<表VI-3-6>	内・外国人別設定登録現況	501
<表VI-3-7>	機能別設定登録現況	501
<表VI-3-8>	機関別設定登録現況	502
<表VI-4-1>	年度別・地域別の被・侵害現況（2000～2006年）	505
<表VI-4-2>	権利別の被・侵害現況	506

<表VI-4-3>	侵害類型（2006年）	506
<表VII-2-1>	特許顧客満足度の推移（2004～2006年）	568
<表VII-2-2>	特許行政体験団による発掘サービスの改善方案	570
<表VII-2-3>	特許庁の6シグマ専門家養成計画	582
<表VII-2-4>	特許庁の6シグマプロジェクト遂行計画	582
<表VII-2-5>	知識管理指針制定・改正の推進経過	588

## 目次

<図 I-1-1>	2006 年度特許制作の推進体系	28
<図 I-2-1>	過去 5 年間の出願推移	52
<図 I-2-2>	主要国の過去 5 年間の特許出願推移	57
<図 I-2-3>	韓国の PCT 国際出願現況	73
<図 I-2-4>	世界の PCT 国際出願現況	76
<図 I-2-5>	各国別 PCT 出願の順位	77
<図 III-1-1>	在宅勤務システムの構成概念図	253
<図 III-1-2>	災難復旧システムの構築現況	261
<図 III-2-1>	研究開発と特許情報活用の好循環サイクル	279
<図 IV-2-1>	地域別事業遂行機関の分布現況	378
<図 IV-3-1>	世界半導体設計財産市場の展望 (2006～2009 年)	493
<図 IV-3-2>	半導体設計財産保護・流通データベースのシステムモデル	496
<図 IV-3-3>	核心半導体設計財産権創出促進事業の推進方向	498
<図 IV-3-4>	核心半導体設計財産権創出促進のための事業計画	499
<図 VII-2-1>	特許行政への国民参加型請願・制度改善のプロセス	567
<図 VII-2-2>	2006 年度特許庁戦略体系図	574
<図 VII-2-3>	特許庁の BSC システムの構成図	575
<図 VII-2-4>	年度別知識登録及び紹介の現況	593

第1編

>>> 知的財産政策の概観





## 第1章 知的財産政策の推進方向と最新動向

### 第1節 知的財産政策の推進方向と成果

経営革新広報本部財政企画チーム書記官 イ・ジュヨル

#### 1. 概観

技術や知識などの無形資産が企業及び国家の競争力を左右する知識基盤経済（Knowledge-based Economy）が徐々に加速化されつつあり、米国、日本などの先進国は全体付加価値の50%以上を知識の活用によって創出している。未来学者と呼ばれる P. Drucker は以前、知識情報社会における核心的な経済資源は伝統的な資源ではなく、知識であると予見した。このように 21 世紀は知識と情報が個人及び国家競争力の革新要素であり、価値創出の源泉となる知識基盤社会と言える。すなわち、知識基盤社会は情報や知識が生産や価値創出の核心要素として作用する時代であり、情報や知識の創出、蓄積、共有及び活用によって国家経済力が左右される社会である。したがって、1990 年代から先進国は国家知識革新体系を構築するための努力を注いでいる。

このような努力の一環として、米国は国家 R&D 成果活用システム及び知的財産保護システムを強化すると共に、通商政策を知的財産政策と連携させ、通商圧力を強めている。日本は長期的な景気低迷の突破口を見つけるため、「知的財産立国」を国家目標とし、国家システムを知識基盤システムへ転換した。フィンランドは 1990 年以降、過去の単純な技術重視の概念から脱皮し、産・学・研の連携強化、国家 R&D 投資拡大などの国家革新システム構築の努力を多角的に展開している。

韓国も 1990 年代以降、人口構造の高齢化、設備投資増加率の減少などにより、既存の要素投入による成長戦略は限界に直面している。そのため、国家知的財産の競争力強化を通じた潜在成長率達成のための戦略推進が必要となった。知的財産権の創出及び活用促進を通じた国家競争力を向上するために国家レベルの知的財産権政策を強く推進した結果、

知的財産強国として国家経済を牽引できる体制を備えることができた。

韓国は国内経済の規模の持続的な成長と共に産業財産権の出願規模も持続的に増加し、中国、米国、日本に次ぐ世界第4位の産業財産権の出願国となった。開庁当時の1977年には計2万5,675件に過ぎなかった出願件数が、2006年には37万2,520件となり、約15倍に増加した。国際特許出願制度（PCT）導入については、初年度の1984年には10件に過ぎなかったが、2006年には5,935年に増加し世界第4位となった。1977年には計6,699件の登録件数は2006年には25万537件に増加した。

急増する産業財産権の出願による特許審査処理期間の長期化は、特許技術事業化の遅延、模倣製品の出現、独占期間の短縮など、出願人に有・無形の経済的被害を与える恐れがあるため、至急に解決しなければならない事項であった。そのため、特許庁では審査処理期間の短縮に努めてきた。また、特許庁は審査人材の増員、先行技術調査サービスの拡大、特許行政情報化システムの高度化及び成果主義・6シグマ経営など、審査処理期間を短縮するための努力を持続的に推進してきた。その結果、急増する特許出願にもかかわらず、特許審査処理期間を1996年の36.9ヶ月から2006年には9.8ヶ月に短縮し、世界最速の特許審査サービスを提供できるようになった。商標については1996年の19.7ヶ月から2006年には5.9ヶ月に、デザインについては1996年の13.9ヶ月から2006年には5.9ヶ月に短縮された。また、1996年には15.6ヶ月であった審判処理期間が2006年には6ヶ月に短縮された。

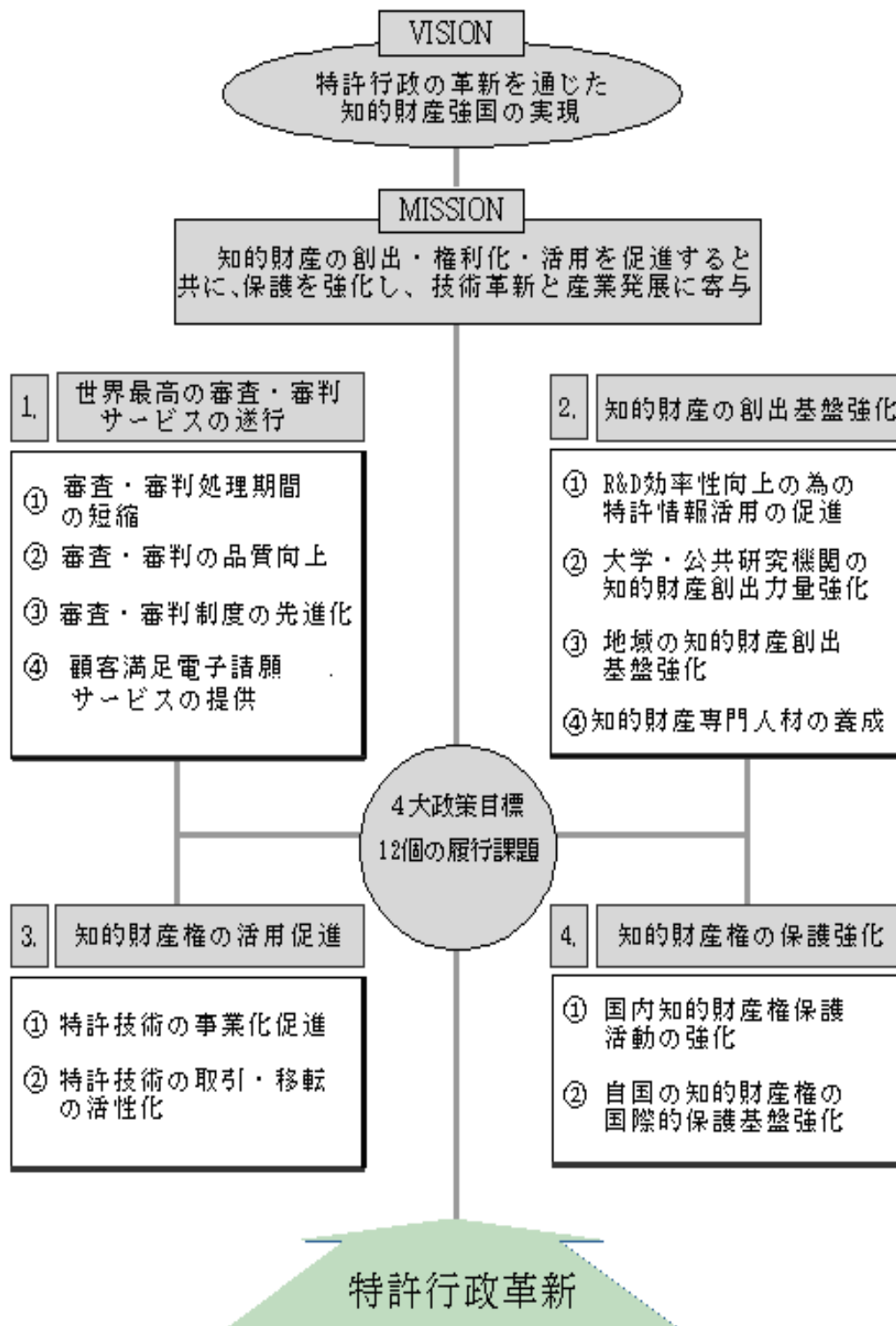
全経連（全国経済連盟）の研究報告書によると、このような審査処理期間の短縮は年間1兆5千億ウォンの費用節減に繋がる。特許庁は今後も産業財産権の審査・審判業務を更に充実させると共に、知的財産の創出・活用・保護を積極的に行い、知的財産強国の実現を先導する役割を果たせるよう努めていく予定である。

特許庁は2006年5月1日、強力な成果主義経営と弾力的な組織運営を通じて政府機関運営の新しい革新モデルを定立した。また、顧客感動経営、成果主義、6シグマ、知識経営などの4大革新戦略を元に世界最高水準の顧客感動型特許行政サービスを提供するため、中央行政機関では初めて企業型責任運営機関に転換した。更に、特許庁は2006年11月に

特許庁の職員なら誰でも共有して実践する3つの核心価値として、挑戦と創意（Challenging Frontiers）、顧客最優先（Customer First）、信頼と尊重（Care for People）を選定し、‘KIPWay’宣言式を開催した。これを元に、特許庁は今後他政府機関の模範になり、国民によりよいサービスを提供できるよう有意義な革新を推進していく予定である。

このように主要国家は国家競争力を向上させるための核心手段として知的財産分野の政策を強化する傾向がある。これからは先進国が作っておいた技術をそのまま使用するか、改良する追撃型技術戦略では無限競争下で生き残ることができなくなった。日増しに熾烈になっていく国際競争環境の下では、新技術経営を通じた革新主導型経済体制という新しい競争パラダイムが必要である。核心源泉技術の確保と保護、事業化という知的財産の好循環体系が確保されるべきであるが、これがまさに特許経営である。特許情報を分析し、R&Dの力量を結集することで新技術を開拓していく特許経営は、核心源泉技術という差別化された価値を創造し、新しい市場を開拓していかなければならない。このような時代的な流れを反映するかのよう、主要国は知的財産を通じた国家競争力の確保に総力を傾けている。

<図 I-1-1> 2006 年度特許制作の推進体系



## 2. 2006 年度の主な推進成果

2006 年は、1977 年 3 月の特許庁開庁以降、知的財産強国実現のためにしてきた 30 年間の努力が大きなまとまりとして実を結んだ一年と言える。

1977 年の開庁当時には 2 万 5 千件余りに過ぎなかった産業財産権の出願規模が、2006 年には 37 万件に上り、世界第 4 位の出願大国に成長した。特に高度な技術開発と関連のある特許の出願は 3,139 件から 166,189 件の 53 倍以上に増加し、1984 年には 10 件に過ぎなかった PCT 国際出願も 2006 年には 5,935 件となり、イギリスやフランスを追い越し、世界第 4 位を達成した。

出願規模の量的な成長も驚くことであるが、1990 年代半ばには 36 ヶ月以上かかっていた特許審査処理期間も 2006 年末には 9.8 ヶ月という世界で最も早い特許処理審査期間を達成し、国民との約束を守った。

特許行政の内容面においても、24 時間 365 日利用が可能な世界最高水準の特許行政情報化システムの構築、優秀な審査人材の持続的な充員、6 シグマ経営など、世界最高水準の特許行政インフラを構築した。また、このような努力をより革新的に推進するため、2006 年 5 月 1 日に中央行政機関では初めて企業型責任運営機関に転換し、顧客及び成果中心の責任経営体制を整備した。特に、2005 年に国家研究開発 (R&D) 事業の効率性を向上するための特許動向調査を始め、特許庁の国家産業及び技術政策における地位が大きく向上した一年と言える。

まず、審査処理期間の短縮について努力を持続的に推進した結果、急増する特許出願にもかかわらず、2006 年 12 月現在で 9.8 ヶ月という世界最速の特許審査処理サービスが提供できるようになった。これは発明振興→知的財産権の効果的な保護→早期事業化の促進などの課程が好循環として繋がる基盤を整備し、国内産業の技術革新と産業高度化を後押しするという点で大きな意義がある。また、審査処理期間の長期化による莫大な社会経済的費用を節減することで、企業の投資が活発になるものと期待している。

これと共に審査評価の強化、審査ノウハウ集の発刊、知能型検索システムの構築、審査

品質6シグマ管理などにより、審査品質も継続して改善されている。2006年の審査品質指数は2005年より3.4ポイント上昇した128.7を記録した。また、知的財産関連紛争の迅速な解決も重要であるため、6ヶ月という世界で最も早い特許審判期間達成を目標に、2006年には審判官を30名増員し、2007年にも訴訟遂行官7名を含む審判関連人材11名を増員することについて関係部署と合意したことも注目すべき成果である。

世界で例を見ないこのような画期的な業績は、2000年以降の博士・技術士などの高級人材の審査官採用など、審査官の増員だけでなく、審査処理目標の超過達成、業務プロセスの改善、アウトソーシングの効率化及び特許行政情報化システムの高度化など、特許行政革新を通じた努力によって達成された。

1999年12月に、先進特許庁の象徴である特許協力条約(PCT)による国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として世界で9番目に指定されて以降、業務の着実な遂行が国際的に評価された結果、米国は2005年9月に韓国特許庁をEPOに次ぐ2番目の国際特許出願国際調査・予備審査機関として指定した。2006年には世界的な企業である米国のMS社の出願206件を含み、計735件の国際特許出願に対する国際調査を自国の特許庁ではなく韓国特許庁に依頼する程、韓国の特許庁の審査品質は世界的に認められている。

次に情報化分野をみると、1999年に特許ネット(KIPOnet)を開通したことで、オンライン出願時代が開幕した特許庁は、特許ネット開通以降にも持続的な特許情報システムのインフラ構築の努力により、2005年には特許ネットⅡ(KIPOnetⅡ)を開通し、世界で最初に産業財産権の全分野に対する電子政府サービスを完成した。産業財産権に対する出願、審査、登録、審判、広報発刊業務などの全過程をオンライン化し、電子請願サービス体制を構築したのである。R&D効率化のための特許情報活用の拡散、24時間ノンストップ電子請願サービス体制の開始、産業財産権に対する出願、審査、登録、審判などの全過程に渡り、顧客に合わせたサービスの提供、オンライン在宅勤務環境の実現など、国内外の環境変化に柔軟に対応する高品質特許ネットサービスを構築し、名実共に最先端のU-特許庁電子政府サービスを達成した。また、知能型検索システムの持続的な改善により、審査の効率性が画期的に改善された。2006年12月にはインターネットを通じた電子出願

率は 97.2%（特許基準）に上っており、1 億 2,000 万件に達する国内外特許技術情報 DB を構築するなど、世界最高水準の特許行政情報化システムを構築・運営している。

2006 年 12 月に、中央部署では最初に ISO 20000（IT サービス管理）及び ISO 27001（情報保護の国際標準）認証<sup>1)</sup>を同時に獲得した。これを機に特許庁は IT サービス管理水準を画期的に改善し、情報保護分野の先導的な役割を遂行するための土台を整備した。また、今後の特許ネットシステムの海外輸出及び国際特許情報化における標準主導のための国際的な信頼度及び競争力を確保するものと予想される。

---

#### 【情報化関連主要評価】

- ・ 2002 年、2004 年情報化水準評価最優秀機関、2005 年情報化 2 位
- ・ 2003 年国家情報院主管情報保護関連最優秀機関
- ・ 特許情報システムの国際標準採択及び 30 ヶ国のベンチマーキング

---

一方、韓国電算院の調査結果によると、特許行政情報化システムの運営により、電子出願による手数料の減免、インターネット公報発刊などで 1999 年の特許ネットシステムの開通後、2005 年まで計 3 兆 4,500 億ウォンの請願費用及び行政費用を節減できたと評価された。

2006 年 5 月特許行政サービスの品質を 6 シグマ水準に確保するため、6 シグマが導入されて以来 2006 年の一年間に 6 シグマ計 21 の課題遂行結果を特許ネットシステムに適用した。また、2007 年にはポジティブ審査サービスの提供など、29 の課題遂行結果をシステムに反映する計画である。一方、顧客には便利な特許出願及び審査サービスを提供するため、関連法制の改善が持続的に推進されており、2007 年には請願書式的大幅縮小、特許請求範囲提出の猶予制度、動画・ホログラムなどの商標の保護範囲拡大など、一連の制度改善事項を反映するための電子出願及び事務処理システムの開発を推進する計画である。

---

<sup>1)</sup> 国際標準化機構（ISO）が制定し、イギリス標準協会（BSI）で認証する国際規格であり、ISO 20000 認証は IT サービスの企画、設計、適用、運用、改善分野に対する 13 個のプロセス規格を含んでいる。ISO 27001 認証は危険管理と保安政策などの 11 個の分野に 133 個の規格を含んでおり、IT サービス管理及び情報保護分野の最も権威ある国際認証である。

また、民間企業、研究所に対する特許情報提供サービスを強化するため、インターネットを通じて無料で提供する特許情報（KIPRIS）を拡大し、無料特許情報の提供が 2005 年の 49 百万件から 2006 年には予想を遥かに超える 57 百万件になった。業界、研究所の技術革新を支援するため、車両用ブラックボックスなど、10 の先端技術分野に対する特許マップを作成し、中小企業などの産業界に普及した。また、中小企業のデザイン競争力向上のため、携帯、電気スタンドの 2 件に対するデザインマップを開発・普及し、2007 年には 20 件に拡大する計画である。この他にも 54 百万件に達する全世界の特許情報をインターネットを通じて無料で提供すると共に、サイバー国際アカデミーのオンライン特許情報教育を活性化し、特許情報活用階層の底辺を拡大することで民間研究開発基盤を拡充した。

対外的には WIPO、APEC と協力し、国際特許出願行政情報システム（PCT-ROAD）の普及、電子文書交換の拡大、情報化コンサルティングなどを実施して情報化分野の国際標準を主導し、30 ヶ国が韓国特許庁をベンチマーキングするに至った。

2002 年から APEC と協力し、域内会員国を対象に情報化コンサルティングを遂行するなど、情報化分野の共同協力事業を活発に推進している。また、2005 年 5 月には WIPO と協力し、国際特許出願情報システムを開発し、イスラエル、インドなどの 7 ヶ国の特許庁に、2006 年にはカナダ、マレーシアなどの 5 ヶ国特許庁に普及した。更に、WIPO 及び主要国特許庁と情報化分野の協力を強化するなど、最先端特許行政情報化能力と国際的な地位を元に知的財産権情報化分野の国際協力を主導している。

また、革新主導型経済を志向する国政方向に合わせ、特許庁は従来の審査・審判中心から知的財産の創出・活用分野に特許行政の範囲を積極的に拡大し、知的財産の創出、審判、活用、保護の全過程においての特許庁の役割を強化している。知的財産政策機能強化のため、2005 年 2 月に知的財産政策を総括・調整する産業財産政策課を新設し、同年 12 月には発明振興会参加の知的財産権研究センターを韓国知的財産権研究院として独立法人化した。2006 年 3 月には従来の特許法で規定していた職務発明関連規定を削除し、発明振興法に統合規定すると共に、使用者と発明者の権利関係をより具体化し、職務発明報償制度を改善した。



2005 年国家 R&D 事業の効率性向上のため、「国家研究開発事業の管理などに関する規定」2) を改正し、一定規模以上の国家 R&D 事業の研究企画段階で特許動向調査を義務化した。特許情報活用を通じた国家 R&D 投資の効率性向上事業は 2005 年 1 月に関係部署との協議を経て産業資源部の 33 研究規格特許動向調査、保健福祉部の 100 の天然物新薬先行技術調査など 5 つの部署の特許動向調査事業 38 の課題、先行技術調査遂行 500 の課題が示範事業として実施され、その調査結果が関係部署に提供された。2005 年 1 月には特許審査官 33 名で構成された「国家 R&D 特許支援団」が構成され、その運営を始めた。

2006 年度には産業資源部、科学技術部など、9 の部署の国家研究開発事業研究企画及び課程選定段階における特許技術動向調査を大幅に拡大して実施した。これは中長期国家研究開発事業の研究企画時に特許情報を事前に調査・分析するよう義務化し 3)、2005 年度示範事業の成果により、国家研究開発事業の担当部署の関連調査需要が急増したことに起因する。成長動力、中期点検、次世代新技術(産業資源部)、原子力中長期(科学技術部)、情報通信源泉技術(情報通信部)及び建設核心技術の開発事業(建設交通部)などの国家研究開発事業担当部署の 211 個中長期研究開発企画課題に対し、特許動向調査を実施した。また、次世代核心環境技術(環境部)、バイオ産業化技術(保健福祉部)、農林技術(農林部)及び技術革新課題(中小企業庁)など、1,888 の短期研究開発事業課題に対しては先行特許の有無などを調査する先行技術調査も施行した。このように 2006 年特許技術動向調査の事業規模が拡大されたことにより、2005 年までは特許審査官 40 名で運営されていた「国家 R&D 特許支援団」を 179 名に大幅増員して運営中である。

2006 年からは国家 R&D 投入に比べ、知的財産権創出基盤及び管理力量が相対的に未熟な大学に対する体系的な支援を通じ、知的財産の創出、管理及び活用力量を強化するため、知的財産管理専門家(特許管理アドバイザー)を派遣する事業を行っている。2006 年には公募を通じ、10 の大学を選定して特許管理アドバイザーを派遣した。弁理士、技術取引士、企業及び研究所の特許担当経験者から構成された特許管理アドバイザーは、各大学で職務発明規定の整備、学内知的財産価値最大化のための特許ポートフォリオ戦略樹立な

2) 「科学技術基本法」の施行令として国家 R&D 事業の管理に関する総括規定

3) 国家研究開発事業の管理などに関する規定第 3 条第 2 項：中央行政機関の長は…事前調査または研究企画を行うに当たって応用及び開発段階の国家研究開発事業の場合には国内外特許動向を調査しなければならない(2005 年 6 月施行)

ど、様々な活動を通じて当該大学の知的財産管理基盤を構築している。特に、アドバイザーは当該大学が保有している特許技術を民間企業に移転し、収益創出にも大きく寄与した。2006年には計135件の技術移転を通じ、48億ウォンに上る技術料収入を得た。

また、産・学・官協力インフラの構築及び拡散のため、2006年末に27の大学・公共研究機関と業務協定を締結し、大学及び公共研究機関の特性に合った支援を行っている。地域・中小企業の知的財産創出基盤強化のため、2005年からは地方自治体とマッチングファンドで地域特許情報の総合コンサルティングサービスと地域特化産業に対する特許動向調査を支援している。2006年には地域特産品の地理的表示における団体マークの権利化を支援する一方、中小企業特許経営支援団を発足し、現場密着型コンサルティングサービスを提供している。

特許情報の巡回教育とは別途に、2006年には予備の研究人材である理工系大学（院）生の特許情報教育のため、理工系大学に‘特許情報正規教科目の開設’を推進した。その結果、2006年前学期にソウル大、KAIST大学院に特許情報の分析実務課程が正式教科目として開設された。特許庁では教育コンテンツ、教材及び専門講師などを支援し、大学院生が実務中心の特許情報教育を受けられるようにした。また、延世大、高麗大などの14の理工系学部の特許情報の正規教科目が開設されたことにより、理工系大学生が大学卒業前に特許制度と特許情報検索など、特許関連知識を学ぶ契機となった。2006年の後期には浦港工大、梨花女子大などで大学教科目開設を要請した。よって、ソウル大、KAISTの2つの大学院と、ソウル大、延世大、浦港工大など24の大学で特許情報講座が開設、教育が行われた。

更に、特許庁は知的財産の創出及び事業化基盤拡充による知識強国の基礎を固めるための多角的な努力を注いだ。知的財産創出の基盤拡充のための事業として、2005年3月から中小企業などのための特許情報コンサルティングを大田、ソウルの2つの地域で試験的に実施し、特許情報コンサルティング370件、特許事業化コンサルティング208件の運営実績を記録した。2006年には大田、京畿を含め、仁川、大邱、釜山、忠北、忠南、慶南の8つの地域に事業を拡大し、2年間に特許情報コンサルティング2,412件、特許事業化コンサルティング1,134件を施行した。

革新型中小企業の特許力量強化による韓国の経済成長潜在力を拡大するため、2006年9月1日に“中小企業特許経営支援団”を発足・運営することになった。支援団は30名の技術分野別審査官でコンサルティングプールを構成し、特許庁審査官が中小企業の現場を直接訪問、業種・技術別特性を反映した“企業別特許経営コンサルティング”計画に基づいて、12月までに計34の企業に対し、コンサルティングを実施した。このような支援団のコンサルティングにより、コンサルティングを受けた企業は全て特許経営導入の必要性に大きく共感し、コンサルタントの提案事項を積極的に受け入れる意志を表示するなど、中小企業の特許経営に大きく寄与したものと評価された。2007年には90の企業に事業を拡大する計画である。

特許庁は、2006年から地域の知的財産の創出・活用のために様々な新規事業の開発と事業予算の大幅拡大により地域知的財産センターを地域知的財産権創出の前進基地として育成した。その一方でセンター間の発展的な競争体制の構築などを通じ、地域住民に対しより質の高い知的財産サービスを提供するために努力している。それにしたがって、地域知的財産センターは特許情報サービスの提供及び知的財産権の総合相談、知識基盤構築のための知的財産説明会及び教育課程の運営、地域内知的財産権創出の促進、活用増大及び事業化支援、地域発明振興のための各種大会及び展示会などの開催、知的財産権総合支援体制構築を通じたワン・ストップ（one-stop）サービス提供などの様々な機能を遂行している。また、地方自治体及び地域の関連機関との有機的な強調体制を通じ、地域別に特化された事業を遂行している。2006年末には地域知的財産センターは全国に31ヶ所設けられた。

地域ブランドの価値向上事業は2005年7月1日から施行された地理的表示における団体マーク制度を活性化し、ドーハ開発アジェンダ（DDA）、自由貿易協定（FTA）などにおける国際的な地理的表示強化の動きに対応し、国内の地理的表示が外国でも保護されるような基盤を形成する一方、地方自治体に流れるブランド経営の風潮に積極的に呼応するために2006年から始まった。2006年には地域特産品の公募を通じて、17の地域から31の特産品が選定され、それらに対する地理的表示団体マークとしての権利化、デザイン開発及びマーケティングを支援した。支援施策の主な内容としてはまず地域特産品を商標権として登録を受けられるようにするため、必要な地理的特性と特産品の品質特性、また両者

の因果関係を立証できる客観的な資料を専門調査機関のサービスを通じて支援した。地方自治体のブランドパワーを高めるための基礎資料として 232 の地方自治体出願（登録）商標を対象に、ブランドマップを作成・普及し、今後の地方自治体ブランド管理戦略樹立の基礎にすることを勧めた。

2005 年 12 月には大田国際知的財産研修院に発明体験教育の発信基地である「発明教育センター」を建設・開館したことで、学生及び教師中心の様々な興味深い発明体験教育プログラムの提供が可能になった。また、2006 年には学生発明教育の拠点である発明教室を新規に 24 箇所設置し、2005 年の 158 箇所から計 182 箇所に拡大し、将来の発明家の育成を更に強化した。学生発明教育以外にも女性発明フェスティバル期間を定め、女性発明家大会（10 月 28 日）、女性発明コンテスト（11 月 2 日）、女性発明活性化のためのフォーラム（11 月 10 日）を連続的に実施し、女子大生の発明キャンプも開催した。その結果、2006 年の女性による産業財産権出願件数は 1 万 9,591 件となり、2005 年に比べて 21.8% 増加した。この数値は 2001 年の 1 万 1,463 件に比べると 70.9% も増加した数値である。内国民全体出願のうち女性出願が占める比重も 2001 年の 4.9% から 2006 年には 6.3% に増加した。

特許技術の事業化により、経済的付加価値を創出できるよう特許技術事業化支援を持続的に拡大（2005 年 2,342 億ウォン→2006 年 2,639 億ウォン）した。また、韓国産業銀行に特許担保ローン制度を整備させ、中小・ベンチャー企業の優秀特許技術に対する事業化基盤を拡充した。産業銀行の特許担保事業の優れた運営成果により、同様形態の協力事業が技術保証基金に拡大された。技術保証基金は 2005 年 12 月に特許庁と協約を結び、産業銀行より支援対象を拡大した“特許技術価値評価保証”制度を運営することにした。また、2006 年 5 月には国民・企業・新韓・ウリ銀行も同制度を導入・運営することを決め、特許担保事業は現在 6 つの金融機関によって運営されており、特許担保ローンの額は 2005 年の 86 億ウォンから 2006 年には 524 億ウォンと大幅に増加した。

特許技術価値の評価費用支援事業を通じ、保有特許を技術取引・認証、資金調達及び製品マーケティングなどに効果的に活用できるよう、特許技術価値の評価費用を 2005 年の 20 億ウォンから 2006 年には 63 億ウォンに大幅増額し、一般部門に 30 億ウォン、技術金

融に 20 億ウォン、公共技術評価に 12.5 億ウォンを支援した。特に、大学、研究所の特許管理及び技術移転事業を支援するための公共技術評価の支援事業を新規事業として推進し、特許管理用選別評価を 35 の機関で 1,166 件、技術移転事業化用詳細評価を 31 の機関で 100 件支援した。

特許法律救助事業を積極的に推進し、2004 年には 43 件で 9,900 万ウォン、2005 年には 37 件で 1 億ウォンを支援した。2006 年には支援対象を零細発明家はもちろん、大手企業と産業財産権紛争の最中にある中企業（中小企業基本法基準）まで拡大し、201 件で 6 億 6,800 万ウォンを支援した。2006 年には公益弁理士相談サービスの質を高めるため、既存の‘指導弁理士’を常勤体制に転換し、弁理経験が豊富な‘責任弁理士’、‘経歴弁理士’及び図面士を補強した。公益弁理士特許相談センターの運営改善の結果、書類作成支援が拡大し、巡回相談機能が強化された。2006 年には計 3,144 件の知的財産権相談サービスを提供し、2005 年の月平均 154 件から 2006 年には月平均 262 件に増加した。相談形態は電話相談が 1,797 件、訪問相談が 646 件、地域巡回相談が 393 件、書類作成支援が 308 件であり、電気・電子、機械・建設、化学・生物など、広い分野に渡って相談を実施した。

2006 年にも国内における知的財産権保護及び知的財産権分野の国際協力を強化することで、知的財産権の関連国際交渉で韓国の地位を高める契機を得られた。米国、カナダなどとの FTA 知的財産権交渉に積極的に対応する一方、海外における自国企業の知的財産権保護強化のため、KOTRA などの国内外の関連機関や海外進出企業との有機的な協力を通じ、海外進出企業を対象とした説明会を 15 回開催した。また、米国、日本、ベトナム、フィリピン、台湾、ロシア、マレーシアなどの主要国に対する海外知的財産権保護ガイドブックの製作・配布など、海外における知的財産権侵害に対する未然予防活動を強化し、訴訟費用の支援を通じ、実質的な被害救済を行った。

一方、東北アジア経済共同体実現に備えた特許制度の統一化及び単一特許体制の構築のための基盤造成と審査結果の相互認定など、“東北アジア特許共同体”構築を目的として韓・中・日の 3 国の特許庁長会談が 2001 年 9 月に東京で開催された。それ以降会談は回を重ね、第 6 回会談を 2006 年 12 月に北京で開催するに至った。この第 6 回会談では相互

間協力の推進現況を点検し、今後の推進方向などに対して議論すると共に、国際舞台における協力増進及び主要話題に対する意見交換を行った。

最後に、特許庁は 2006 年 5 月 1 日に中央行政機関では初めて企業型責任運営機関に転換し、成果に対する厳格な評価をし、その評価に対する責任を負うという革新インフラ構築に邁進した。その結果、企業型政府組織運営のための制度的な基盤を整備できた。また、全職員が力を合わせ、成果主義経営、知識経営、顧客満足経営、6 シグマ経営の 4 大核心戦略を更に発展させることに成功した。

顧客感動を目標に顧客サービス本部の新設、年次登録料の引き下げ、特許行政体験団の発足、請求範囲提出猶予制度の導入、請願書式の統廃合など、組織、業務プロセス及び請願制度の革新を主導している。均衡成果指標（BSC：Balanced Score Card）に基づく統合成果管理システムの構築により、成果主義経営を本格的に推進した。また、職務中心の組織運営原則に基づき、職務等級制を導入するなど、成果中心の組織文化を拡散した。

6 シグマ技法の導入により、各種業務プロセスを改善し、革新専門人材（チャンピオン、MBB、BB、GB など）を養成し、持続的に革新を推進するなど、革新を常に考えるという組織文化として定着させる契機をもたらした。2005 年 5 月から 2006 年末まで 6 シグマの 1 ～ 4 次事業期間のうち、計 86 の革新課題を遂行し、改善方案を導出することで特許行政業務の無欠点化を図った。

このような努力の結果、2005 年に 48 の中央行政機関のうち、政府革新評価部門の最優秀賞、2006 年に公共部門成果主義定着及び拡散について称賛を浴び、大統領表彰を受賞した。また、2006 年には 50 の政府部署のうち、政府革新管理評価分門で総合 2 位になるなど、外部評価でも優秀な成果を挙げている。

特許行政革新の最大の原動力は最高経営陣の強いリーダーシップであると言える。顧客の声を積極的に聴き入れ、組織構成員と面と向かって対話し、4 大革新戦略（顧客満足経営、成果主義経営、6 シグマ経営、知識経営）を庁長が直接提示するなど、革新推進を先導している。庁長以下の幹部陣が POSCO の 6 シグマ教育、三星電子のリーダーシップ教育

などの変化管理教育課程に直接参加する一方、職員とは対話を通じて革新推進過程における不満事項を聞き入れるなど、革新プログラムに対する討論により、全職員の参加を可能にした。

しかし、不十分な面もあった。

① 世界で最も早い審査・審判処理期間を達成できたが、未だに審査・審判の品質は先進国水準に満たず、審査・審判の質を上げるという課題を抱えている。

② 核心源泉技術確保のための知的財産の創出基盤を強化していかなければならない。公共部門では国家 R&D 費用及び博士級人材を使用しているのに比べ、研究成果による知的財産権の確保及び民間移転などの事業的な活用が低迷している。政府ぐるみの体系的な支援を通じ、大学、公共研究機関の知的財産創出→管理→活用の好循環サイクルを達成できるよう、その基盤を作っていかなければならない。

③ 国家研究開発事業を効率的に推進するための特許情報活用システムの構築、政府ぐるみの知的財産権人材の養成など、政府が知的財産創出及び活用分野で優先視する方向で各種制度の改善を推進しているが、知的財産政策が国家核心政策手段として認識されるまでには至っていない。

④ 開発された技術が経済的な付加価値を創出できるよう特許技術の事業化と技術の取引を更に活性化させる必要がある。特許技術価値評価の信頼性の不足、金融機関の担保中心のローン慣行により、特許技術の事業化と技術取引の水準は未だに低い。技術金融制度の定着を通じた資金支援の拡大、特許技術評価基盤の構築など、特許技術事業化促進のためのインフラを持続的に拡充させる必要がある。

⑤ 知識基盤経済時代の知的財産権の保護水準は国家競争力の向上と持続的な技術革新誘導のための主なインフラであるが、未だに偽造商品の流通を根絶できず、健全な商取引秩序及び国家信認度の阻害要因となっているのが実情である。海外における自国企業保有の知的財産権に対する侵害事例も以前と変わらず起こっているが、それに対する効果的な

対応が未だ足りない。

### 3. 2007 年の政策推進方向

政策推進方向は基本的に民間の競争原理と強力な成果主義を導入し、革新的な企業型組織運営によって顧客感動型の知的財産創出・保護・活用サービスを提供するものである。2007 年は 2006 年の政策推進実績と不足した点を考慮し、国家革新体系（NIS）内で特許情報を活用、知的財産を創出→保護→事業家する好循環体系を確立すると共に、世界最高水準の「知的財産強国」の地位を確保することで政府の革新主導型産業発展戦略を先導していく方針である。

① 経済が革新主導型経済に移行するにつれ、迅速な権利化と紛争解決が競争力の鍵となる。そのため、審査・審判の処理期間を特許審査を 10 ヶ月、商標審査を 6 ヶ月、審判処理期間を 6 ヶ月に短縮・維持し、世界で最も早い審査・審判サービスを提供すべきである。審査品質も先進国水準に向上するための対策を持続的に考えていかなければならない。

② 2006 年に次ぎ 2007 年にも特許庁が備えている最先端の知的財産政策能力を最大化し、地域、階層を網羅した全ての社会領域における発明・技術革新活動を刺激しなければならない。また、産・学・研・官の緊密なネットワークの構築と共生を誘導し、シナジー効果を創出すると共に、知的財産の創出・保護・活用という国家知識の好循環サイクルが全国家体制において円滑に作動するシステムを定着すべきである。国家知的財産の競争力を高めることで、国家成長の潜在力を培養して先進経済を実現し、国民の福祉向上という究極目標の達成に貢献すべきである。

そのためには 2005 年から始まった国家 R&D 事業の特許動向調査及び先行技術調査に対する示範事業をきちんと遂行し、国際的に特許が受けられる核心源泉技術の研究開発が促進されるよう、国家 R&D 事業の研究企画、課題選定、成果評価などの全過程において特許情報の活用を促進し、国家技術革新力量を向上すべきである。また、BT・NT などの新技術分野に対する特許技術の情報提供を通じ、次世代の新しい成長動力の発掘を支援すべき



である。また、質の高い審査・審判により新技術に対しても迅速でかつ安定的な権利を付与し、その保護を強化した時に、そのシナジー効果は最大化されると考えられる。

また、発明を絶えず行わせるためには何よりも特許技術の創出基盤が形成されなければならない。そのためには学生発明教育の活性化、発明教育センターなどの発明インフラの構築、創造的な女性発明家の育成、民間企業及び大学・公共研究機関の知的財産人材の育成など、社会全般の知的財産権創出能力向上のための知的財産人材養成政策が樹立・執行されなければならない。幸いなことに、2007年1月に科学技術関係長官会議で「知的財産戦略体系構築計画」の推進事項として知的財産専門人材に対する需要調査の実施及び民・官共同推進企画団の運営を通じ、「国家知的財産における専門人材需給計画」を樹立した。この計画が2007年12月までに国家科学技術委員会に報告するよう議決されることで、知的財産専門人材養成に関する画期的な転機を迎えることになる。

③ 特許ネットシステムの高度化により、特許行政革新を加速化し、世界最高水準の情報化基盤を元にグローバル特許情報化を先導すべきである。特許情報システムを高付加価値総合情報提供システムにアップグレードし、特許マップ及び特許紛争マップなどにより、個別国家または特定企業水準の技術競争力と相対的な技術の長・短所の分析を通じ、研究開発及びマーケティング戦略の樹立を支援すべきである。

また、WIPO、APECなどの国際機関と情報化分野の共同協力事業を拡大し、PCT国際特許出願システム（PCT-ROAD）、開発途上国の情報化支援及び特許ネットの国際標準化を主導していくべきである。また、米国、日本、中国、ヨーロッパの特許庁と緊密に協調し、世界知的財産権体制が韓国を含む5極体制に発展できるように国際的な努力を倍加すべきである。

④ 開発した技術を事業化できるよう知的財産権活用の促進のため、多角的な努力を注ぐ必要がある。知的財産権として保護される技術、デザインなどを事業化しなければ、知的財産制度の存在意義を100%実現することは難しい。特許技術事業化資金の支援及び特許担保金融支援を関係機関との持続的な交渉や説得を通じて拡大し、特許技術の価値評価基盤の構築による技術取引の促進及び需要者中心の特許技術取引システムを構築し、特許

技術事業化システムが経済社会に根付くよう積極的に努力すべきである。

また、中小企業の核心特許の確保及び活用促進のため、特許情報の体系的な活用を通じた戦略的なR&D遂行支援、技術とブランド・デザイン戦略の連携を通じた優秀製品開発の誘導、出願・登録料の減免及び海外出願費用の支援による経済的な負担の軽減施策、事業化促進のための資金支援の拡大、中小企業の優秀特許製品に対する販路支援の強化など、中小企業に合わせた政策を持続的に開発・推進していくべきである。

⑤ 自国製品の優秀性とブランド認知度の上昇により、最近海外における自国企業保有の知的財産権に対する侵害が増えており、外国企業との特許紛争も頻発に起きている。そのため、知的財産分野の国際協力及び海外知的財産権保護を強化することが必要になってきた。まず、2006年に次ぎ国内で偽造商品による知的財産権侵害を根絶するため、取り締まりを行う公務員に対する司法警察権の付与方を推進し、海外で自国企業の知的財産権に対する侵害に効果的に対処するために「海外知的財産権保護センター」の機能を拡充すべきである。

最後に、2006年5月1日に発足した政府最初の企業型中央責任運営期間として成功するためには、成果主義経営、知識経営、顧客満足経営、6シグマ経営の4大革新戦略を更に発展させ、企業型組織運営のモデルに発展させていかなければならない。また、個別構成員が組織の目標を共有することで個人の成果と組織の成果との連携を強化し、業務と革新の融合、顧客の観点での革新を通じ、革新を組織文化として定着させていかなければならない。顧客の特性を反映した差別化された政策サービスの提供と、顧客を最優先に考える請願制度の改善などの努力を持続的に行わなければならない。また、政府業務管理システム運営を早期に定着させ、知識管理、成果管理などの内部システムとの連携を通じ、システム基盤の革新を促進し、組織のビジョンを達成すると共に成果を最大化すべきである。

## 第2節 知的財産分野の国際的な動向と対応案

産業財産政策本部国際協力チーム書記官 イ・デジン

### 1. 知的財産の国際動向

#### イ. 国際経済環境の変化：知識基盤経済

20 世紀の政治中心の世界秩序から、21 世紀には先進国が継続して優位を占めるための新しいパラダイムの知識基盤経済に変貌した。1960 年代まで超優越的な地位を享有していた先進国は、1970～1980 年代に革新的な技術開発努力の不足によって競争力が急激に弱くなり、中・後進国が躍進したことによる危機意識が強まった。そのため、労働と資本中心の経済から知識中心の知識基盤経済へのパラダイムの変化を試みるようになったのである。これには情報・通信技術の発達と WTO の成立ということが大きな要因となった。

知識基盤経済下では特に知的財産が付加価値の源泉となり、知的財産権の経済的な価値が急上昇している。すなわち、富の創出と経済成長の源泉が天然資源、労働、資本などの物的資源から科学技術、ブランド、デザインなどの知的財産に急激に変化しているのである。このような変化は特許権、商標権などの知的財産権による独占を維持しようとする先進国の戦略によるものである。

知的財産は材料及び生産方式を創意的に変化させ、新しい市場需要及び莫大な付加価値を創出している（1 g 当たりの価格：金 11 \$、インターフェロン抗がん剤 5 千 \$、EPO 貧血治療薬 67 万 \$）。これは先進国が知識基盤経済の核心を知的財産権であると認識し、知識を付加価値創出の核心要素として使用している結果である。また、国家競争力の比較優位の基準が以前の軍事力から技術力、情報力に変わってきており、知識と技術開発を巡る国家間の熾烈な競争が展開している。

このような国家間の競争は WIPO、WTO、APEC などの舞台でも同様に行われている。すな

わち、各国は自国優位の国際知的財産権規範を創出するために努力しており、先進国と開発途上国間、開発途上国間または先進国間の利害対立も日に日に激しくなると同時に、工業品、農産物、サービス、知的財産権などを含む経済秩序の広範囲な自由化傾向も進んでいる。

特に、世界各国は知的財産権を国富創出の核心要素として認識し、知的財産権の創出及び活用促進を通じた国家競争力を向上するために、国家ぐるみの知的財産権に対するビジョンを提示する一方、各種政策開発を積極的に推進中である。

先進国は知的財産政策を持続成長が可能な核心国家戦略として推進している。米国、日本及びEUの先進国が国際特許（PCT）のほとんどを占めていることから分かるように、優秀な知的財産の創出と効果的な活用による産業競争力の強化に注力している。

また、知的財産権問題は現在重要な通商テーマとして浮上している。先進国が開発途上国に対する通商圧力の核心的な手段として利用しており、知的財産権が国際通商摩擦の「ホット・イシュー」として浮上したことと同時に、各種FTAでも知的財産権が独立的な交渉分野となりつつある。

同時に、先進国は自国産業保護と追撃者に対する進入障壁の構築のため、貿易政策と連携し、知的財産保護政策を強化している。米国はSTOP（Strategy Targeting Organized Piracy）プロジェクト（2004年）、日本は関税定率法の改正（2002年）などを通じて自国の知的財産を侵害した製品の自国内への輸入禁止措置を制度化した。

#### ロ．知的財産環境の変化

何よりも知識基盤経済の産物である産業財産権の出願が急増している。1960年代以降、出願が倍増する期間が急速に短縮されている〔（1960年）95万件→（1992年）187万件→（1996年）357万件→（1998年）823万件〕。また最近、知的財産権の対象と範囲が急激に拡大している。インターネット、バイオなどの新産業関連特許が急増しており、非技術的なBM（ビジネスモデル）が特許対象として新しく浮上している。また、地理的表示、

伝統知識、公衆保健、民間伝承物（フォークロア）なども論議の対象となりつつある。

今日の知的財産権制度は国際協調（Harmonization）の傾向も呈してきている。世界経済の統合化及び自由貿易の活性化は知的財産権制度のグローバル化を促進し、特許協力条約とマドリッドシステムによる出願及び加入国が増加する傾向にある。これにより、特許法（PLT、SPLT）、商標法（TLT）は保護内容、方法、対象などが技術的優位を占めている先進国水準への統一化が進んでいるのである。

また、知的財産権出願が急増し始めた 1980 年代以降、知的財産権に対する権利保護意識が強くなり、国家間、企業間、個人間の知的財産権紛争が急激に増加している。特に、核心技術保有業者の特許攻勢が強まっており、高額のロイヤルティを要求しているため、特許侵害訴訟で敗訴した場合、莫大な賠償金を支払わなくてはならなくなった。また、源泉技術特許を保有した先発業者が特許プールを形成し、後発企業の事業進出を実質的に封鎖する現象も発生している。

知的財産権紛争の増加と共に特許侵害に対する国際的な監視も徐々に強化されてきている。海外出願の急激な増加による権利化された海外特許を元に、現地における知的財産権侵害に対する広範囲な対策を講じているのである。EU の場合、韓国に知的財産委員会を構成して侵害対策を練っており、米国貿易代表部は各国の知的財産権における保護現況を調査するために代表団を派遣するなど、様々な外交圧力を行使している。また、米国、EU、日本などの先進国は知的財産権を通商交渉の主要手段として活用している。

#### ハ. 主要国の動向及び韓国の現況

米国、日本などの主要先進国は知的財産を経済成長の原動力として認識し、知的財産行政体制の調整機能を強化する傾向がある。

まず、米国特許商標庁（USPTO）は産業財産権、著作権を含む知的財産政策を主導（1999 年）し、国内外の知的財産権通商対策に対して専門的に支援している。また、1999 年 9 月に「国家知的財産権法執行調整委員会（NIPLECC : National Intellectual

Property Law Enforcement Coordination Council) 」を設置し、同委員会を中心に知的財産権保護関連の各政府部署と米商工会議所などの民間部門が知的財産権保護のための協力・調整を強化しながら、効率的に運営している。また、2005年に「国際知的財産権執行調整官室 (Office of the Coordinator for International Property Enforcement)」を新設し、同委員会が実体を持った機構となり、権限と機能を拡大している。

特に、米国は1980年以降、政府 R&D 成果である知的財産の技術移転管理を強化 (バイ・ドール法を制定) し、2005年に修正発表された「21世紀戦略計画 (21st Century Strategic Plan)」及び2006年にこれを継承する「5ヶ年戦略計画 (Strategic Plan 2007-2012)」により、知的財産システムの効率的な管理を強化している。

米国政府はこのように内では「21世紀戦略計画」に基づいた特許行政システムの革新を追及する一方、外では違法コピー防止を通じた自国の知的財産権を保護するため、2004年10月に法務部、税関、国土防衛庁、特許庁などの知的財産権関連政府組織を網羅し、「STOP プロジェクト」を推進しているが、これは海外における自国の知的財産権を保護するために関連機関が共同で対応していく戦略と言える。

日本も2002年に知的財産立国を目標に企業所有の知的財産権の戦略的保護及び活用のための知的財産権の創造、保護、活用及び人材育成の4つの分野で50余りの主要政策を含む「知的財産戦略大綱」を発表した。このような政策の推進のため、「知的財産基本法」を制定し、総理室に「知的財産戦略本部 (本部長：首相)」を設置 (2003年) した。これらは関係部署の施策を総合・調整し、知的財産推進計画を作成・推進していく核心機構として運営されている。知的財産戦略本部は日本のほぼ全ての知的財産に関する決定と方向を決めている程、実質的に運営されている。

また、日本は模倣品・海賊版の対策を外交上の重要施策として定め、外務省内に「知的財産権侵害対策室」を設置し、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作成して海外公館に配布している。また、関税定率法を改正し、2003年4月から自国に輸入される特許権侵害物品に対処するため、「特許権侵害物品の通関保留申請制度」を運営するなど、国内外

で自国の知的財産権保護に努力中である。

ヨーロッパ連合（EU）は会員国間の統合的かつ戦略的な知的財産システムの構築に重点をおいている。まず、「成長するヨーロッパのための議題」レベルで知的財産政策を推進している。EU 理事会内の競争力委員会を中心に知識基盤社会への移行を加速化するための政策の一環として EU 共同体の知的財産システム整備のためのモデル制定を推進している。

また、知的財産の創出・活用のための R&D 投資管理及び支援を強化している。ヨーロッパ革新スコアボード（European Innovation Scoreboard）による会員国間の知的財産創出及び活用水準を比較・管理しながら、第 6 次中長期革新計画（FP6. 2002～2006）で IPR ガイドラインを制定した。また、EU の研究開発事業の参加者に知的財産権に対する助言と支援を提供するために 1998 年から IPR ヘルプデスクを運営している。

中国はウイ副総理が 2004 年 1 月に全国特許関連会議の際、「知的財産権に対する戦略推進」を指示し、各界の論議を経て中国「国家知的財産権戦略制定委員会」を 2005 年 1 月に設立した。委員会は国務院所属 23 の部署の主要責任者及び外部専門家で構成されており、国家知的財産権戦略樹立及び推進に関する役割を遂行している。強力な権限を持つ委員長であるウイ副総理が知的財産権に対する関心が多く、委員会の活動を直接担当しているため、同委員会は設置以来短期間で効率的に運営されているものと評価されている。

このように米国、日本、EU などの先進国は体的に自国の知的財産権の創出及び保護のために努力すると同時に、対外的には WIPO、WTO、APEC などの国際機関を通じ、自国に有利になるよう知的財産権規範の統一化のために持続的に努力している。

韓国は米国、日本などのような国家ぐるみの知的財産政策方向を企画し、統合・調整できる機関が現在はない状態である。特に、1998 年までは米国などの先進国の知的財産保護強化要求に対する受動的な対応体系構築という個別部署レベルの知的財産政策のみが推進されてきた。

1998 年以降、特許庁、産業資源部などの一部部署を中心に知的財産を効率的に管理するための政策が推進され始めた。1998 年に「特許法院」が設立され、2000 年に「技術移転促進法」が制定された。また、2001 年には特許法の「職務発明報償制度」が改正された。国際特許紛争及び模倣品侵害の急激な増加などが主要懸案となり、2004 年を前後し国家科学技術委員会など、政府ぐるみの協議体で知的財産政策が徐々に論議され始めた。

## 2. 対応案

このような知的財産権分野の国際動向に対し、韓国の対応方案を模索してみると、まず知的財産権分野の外交力量を強化し、現在進行中の統一規範形成に能動的に参加すべきである。特に、主要国家が知的財産の中長期総合計画を樹立し、知的財産分野の競争力強化に邁進しているように、我々も科学技術部、外交部などと一緒に知的財産の開発と振興のための長期マスタープランを作成し、政府レベルの業務推進方案を模索すべきと考えられる。

特に、日本の「知的財産基本法」のように知的財産政策を統一的でかつ効果的に推進できるよう、「国家知的財産基本法（仮称）」を制定する方案も検討すべきである。科学技術基本法を制定（2001 年）し、科学技術革新のための基盤造成と成果向上に努力してきたが、知識基盤経済が深化し、国家知的財産の政策推進体系を強化する必要がある。これを通じ、知的財産関連についての散在している政府力量を統合する根拠を整備し、知的財産政策に対する予測可能性と執行能力を向上させることができる。

また、国家知的財産戦略計画の樹立及び執行結果の評価、知的財産政策総括企画・調整のための機関の設置根拠を整備すると同時に、米国の「21 世紀戦略計画」などのような知的財産基本計画を樹立・発表すべきである。また、年度別推進細部計画を準備し、一貫性のある知的財産政策を推進すべきである。

次に、政府レベルの調整・管理のための知的財産行政体制を整備していかなければならない。国家レベルで「国家知的財産戦略を企画し、各部署別の推進実態を点検・調整できる機能」を持つ大統領や国務総理傘下の委員会という形態の機関を新設する方案に対して



も積極的に検討する必要がある。

最後に、韓国の場合も知的財産を保護するための努力を更に強化しなければならない。まず、海外知的財産権侵害に効果的に対応するために海外現地における保護機能を強化すると同時に、体系的な侵害現況調査を実施しなければならない。また、海外に分散している様々な組織（KOTRA 海外支社、国際機関への派遣者、公共研究機関の海外分署など）と有機的な協調体制を強化し、現場中心の総合対応システムを構築することも優先的に推進すべきことである。

特に、最近韓国の企業と日本企業の間で頻発している特許紛争と、中国で増加している知的財産権侵害に効果的に対応するためにはまず特許庁の知的財産権の専門家を中国と日本に駐在させる方を積極的に模索すべきである。

## 第2章 知的財産の出願・登録、審査・審判処理状況

### 第1節 出願

顧客サービス本部出願サービスチーム行政事務官 オ・グタク

#### 1. 産業財産権の出願動向及び今後の展望

##### イ. 2006年度産業財産権の出願動向

##### 1) 産業財産権出願の増加傾向の維持

2006年度産業財産権の出願件数は計367,687件で、2005年の359,207件に比べ、2.4% (8,480件)が増加した。権利別の変動は、特許出願が1.1%増加、実用新案登録出願が11.8%減少、商標登録出願が4.8%であった。

<表 I-2-1> 過去5年間の権利別出願現況

(単位：件、%)

区分	2002	2003	2004	2005	2006
特許	106,136	118,652	140,115	160,921	162,618
	(1.5)	(11.8)	(18.1)	(14.8)	(1.1)
実用新案	39,193	40,825	37,753	37,175	32,772
	(△3.9)	(4.2)	(△7.5)	(△1.5)	(△11.8)
デザイン	37,587	37,607	41,184	45,222	50,835
	(2.0)	(0.1)	(9.5)	(9.8)	(12.4)
商標	107,876	108,917	108,464	115,889	121,462

	(0.7)	(1.0)	(△0.4)	(6.8)	(4.8)
計	290,792	306,001	327,516	359,207	367,687
	(0.5)	(5.2)	(7.0)	(9.7)	(2.4)

注) 1. ( ) 内は前年対比の増減比率である。

2. 複数デザイン、多類商標出願は含まれない。

3. 2006 年の暫定統計 (以下同様)

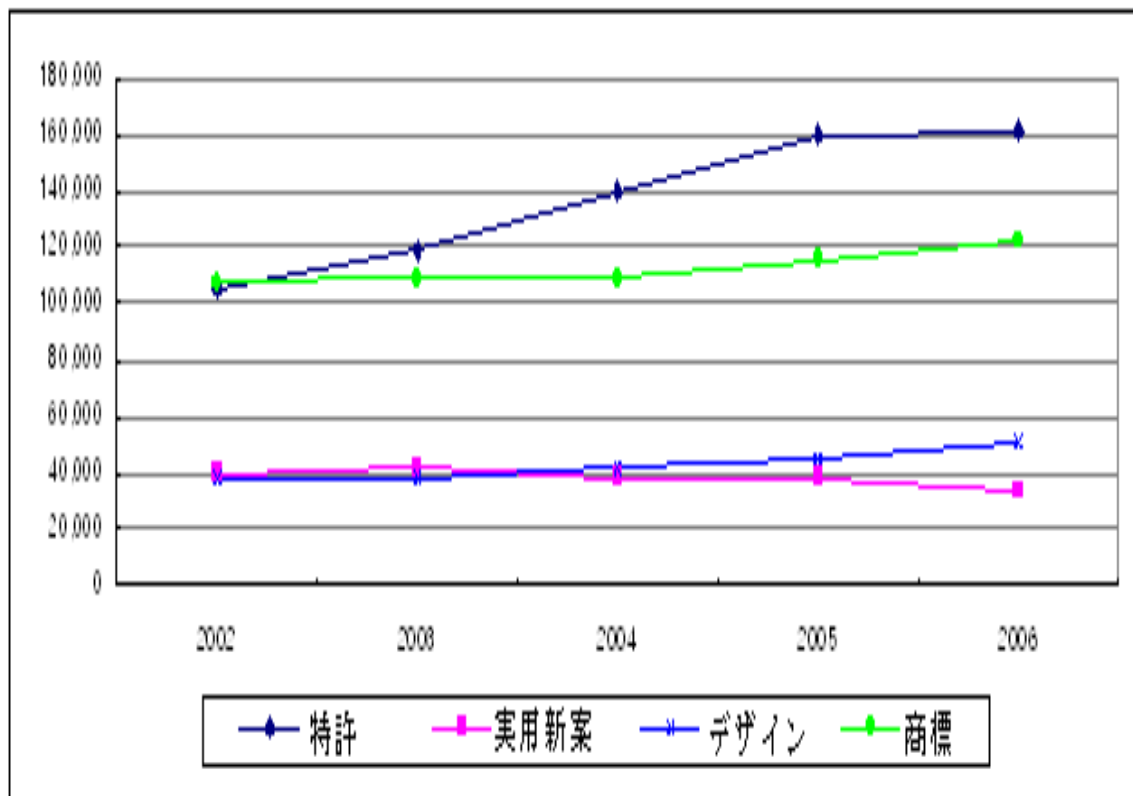
各権利別の主要出願動向を調べてみると、特許出願は 162,618 件で、機械分野、土木・建設分野及び内国民出願の増加により、前年に比べ 1.1%の小幅上昇をみせた。しかし、実用新案登録出願は 32,772 件で、機械などほとんどの産業分野で内国民の出願比率が減少し、前年に比べ 11.8%減少した。

デザイン登録出願は 50,835 件で、電気・電子・通信機械器具、住宅設備用品などの出願増加及び内国民出願が増加し、前年に比べ 12.4%増加した。また、商標登録出願は 121,462 件で、サービス業、家具・厨房用品及び繊維・衣類などの出願増加と内・外国人の出願増加により、前年に比べ 4.8%増加した。

このように特許・デザイン・商標出願が増加傾向にあるのは技術と製品の高度化・多様化だけでなく、国内企業及び個人出願人が差別化された技術と品質、先端デザインを誇るプレミアムブランド戦略を展開するなど、競争力を強化するための経営方式の転換傾向が反映されているためと判断される。

また、産業財産権の年度別出願傾向を調べてみると、2002 年には 291 千件、2003 年には 306 千件、2004 年には 327 千件、2005 年には 359 千件、2006 年には 368 千件が出願された。また、今後国家経済が更に発展し、産業財産権の出願が持続的に増加すれば、近い将来に出願 500 千件時代を迎えると予想される。

&lt;図 I-2-1&gt; 過去5年間の出願推移



## 2) 外国人の総出願の減少

2006年度の外国人による総出願は57,933件であり、産業財産権全体の出願367,687件のうちの15.8%を占めている。そのうち、実用新案、商標登録出願は前年に比べそれぞれ10.8%、0.9%増加した一方、特許、デザイン登録出願は前年に比べそれぞれ2.9%、9.4%減少し、外国人の全体出願は前年に比べ2.0%減少した。それにもかかわらず、商標の出願比重が高いのは外国企業が自主開発した技術とブランドを韓国でも保護してもらうために、積極的に国内出願をしていることに起因する。

&lt;表 I-2-2&gt; 内・外国人別出願現況

(単位：件、%)

区分	2005		2006		前年対比の増減率	
	件数	比率	件数	比率		
特許	内国民	122,188	75.9	124,998	76.9	2.3
	外国人	38,733	24.1	37,620	23.1	△2.9
	計	160,921	100	162,618	100	1.1
実用新案	内国民	36,534	98.3	32,062	97.8	△12.2
	外国人	641	1.7	710	2.2	10.8
	計	37,175	100	32,772	100	△11.8
デザイン	内国民	41,918	92.7	47,840	94.1	14.1
	外国人	3,304	7.3	2,995	5.9	△9.4
	計	45,222	100	50,835	100	12.4
商標	内国民	99,435	85.8	104,854	86.3	5.4
	外国人	16,454	14.2	16,608	13.7	0.9
	計	115,889	100	121,462	100	4.8
合計	内国民	300,075	83.5	309,754	84.2	3.2
	外国人	59,132	16.5	57,933	15.8	△2.0
	計	359,207	100	367,687	100	2.4

### 3) 法人・個人別の出願現況

2006年度法人出願は246,524件、個人出願は121,163件であり、前年に比べそれぞれ1.1%、5.0%増加した。

法人の場合、デザイン登録出願、商標登録出願が前年に比べそれぞれ3.0%、6.2%増

加したのに対し、特許出願、実用新案登録出願は前年に比べそれぞれ 0.7%、12.3%が減少した。また、個人の場合には、特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願が前年に比べそれぞれ 10.7%、22.4%、2.5%増加したのに対し、実用新案登録出願は前年に比べ 11.6%減少した。

<表 I-2-3> 法人・個人別出願現況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2005	2006	増加率	2005	2006	増加率	2005	2006	増加率
特許	136,553 (84.9)	135,644 (83.4)	△0.7	24,368 (15.1)	26,974 (16.6)	10.7	160,921	162,618	1.1
実用新案	12,144 (32.7)	10,649 (32.5)	△12.3	25,031 (67.3)	22,123 (67.5)	△11.6	37,175	32,772	△11.8
デザイン	23,235 (51.4)	23,924 (47.1)	3.0	21,987 (48.6)	26,911 (52.9)	22.4	45,222	50,835	12.4
商標	71,830 (62.0)	76,307 (62.8)	6.2	44,059 (38.0)	45,155 (37.2)	2.5	115,889	121,462	4.8
計	243,762 (67.9)	246,524 (67.0)	1.1	115,445 (32.1)	121,163 (33.0)	5.0	359,207	367,687	2.4

注) ( ) 内は法人・個人別の構成比である。

#### 4) 女性及び学生の出願現況

女性及び学生の産業財産権の出願を調べてみると、女性の出願は 19,591 件、学生の出願は 4,858 件であり、前年に比べそれぞれ 21.8%、29.4%増加した。このように女性及び学生の出願増加の傾向を分析してみると、女性発明は「国民所得 2 万ドル」時代に女性の社会進出が本格化しているという環境の変化と、女性企業優秀商品及び発明品博覧会、

全国巡回知的財産件説明会、女性発優秀事例発表会など、女性発明のための政策的な努力の結果であると判断される。また、学生発明は出願料など各種手数料の減免拡大、優秀発明学生の大学特例入学の拡大、学生発明活動のための全国巡回講演の実施、学生発明コンテストなど、これまでに特許庁が推進してきた各種学生発明奨励事業の結果、持続的に増加しているものと考えられる。

<表 I-2-4> 女性及び学生の出願現況

(単位：件、%)

区分	2002	2003	2004	2005	2006
女性	12,501 (9.1)	13,848 (10.8)	14,283 (3.1)	16,091 (12.6)	19,591 (21.8)
学生	2,151 (△11.9)	2,322 (7.9)	2,900 (24.9)	3,753 (29.9)	4,858 (29.4)

注) ( ) 内は前年対比の増加比率である。

#### 5) 代理人の有無別の出願現況

KIPO-Net による電子出願の実施及びインターネットを通じた各種請願サービスの拡充を通じ、産業財産権に関する専門知識がない一般国民でも複雑な出願手続きをより簡単・便利に利用できるようにした。代理人を使わない直接出願の比率が 2006 年には 19.6% であり、過去の 11~15% 水準から過去 5 年間で平均 5~10% 上昇したことになる。

<表 I-2-5> 代理人の有無別出願件数

(単位：件、%)

区分	2002	2003	2004	2005	2006
代理人出願	231,745 (79.7)	245,790 (80.3)	266,508 (81.4)	293,353 (81.7)	295,623 (80.4)
直接出願	59,047 (20.3)	60,211 (19.7)	61,008 (18.6)	65,854 (18.3)	72,059 (19.6)

計	290,792 (100)	306,001 (100)	327,516 (100)	359,207 (100)	367,687 (100)
---	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

注) ( ) 内は代理人有無別の構成比である。

#### 6) 主要国 (米国、日本、EPO、中国) の特許出願現況

今まで韓国の出願現況を内容別に紹介した。ここでは産業財産権に関する韓国の増減傾向を国際的な流れの中で比較・分析すると<表 I-2-6>のようになる。

産業財産権は主要4ヶ国 (いわゆる産業財産権の3極+中国) の過去5年間の特許出願動向を調べてみると、最も多い出願件数を記録した国は日本であり、過去5年間の平均出願件数が424,694件であった。その次に特許を多く出願した国は米国であり、ヨーロッパ (EPO)、中国の順に多い。

<表 I-2-6> 主要国の過去5年間の特許出願現況

(単位: 件、%)

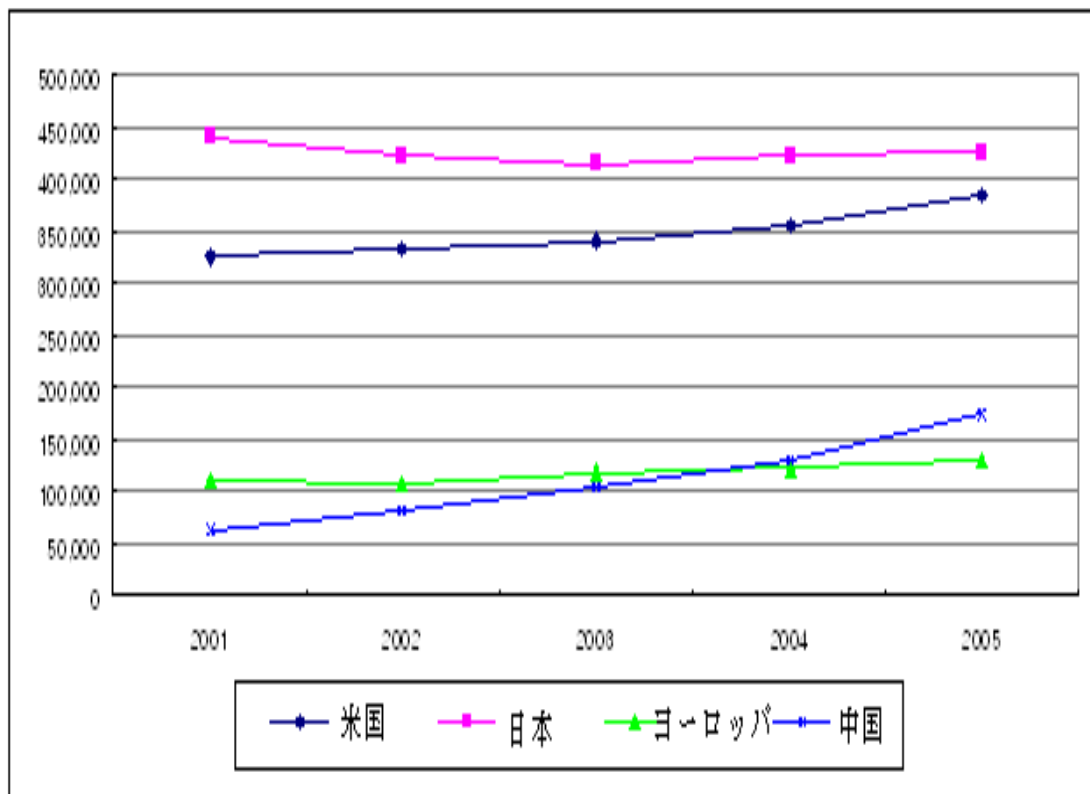
区分	2001	2002	2003	2004	2005
米国	326,508 (10.3)	334,445 (2.4)	342,441 (2.4)	356,943 (4.2)	384,228 (7.6)
日本	439,175 (0.5)	421,044 (-4.1)	413,092 (-1.9)	423,081 (2.4)	427,078 (0.9)
ヨーロッパ	110,112 (9.3)	106,325 (-3.4)	116,855 (9.8)	123,775 (5.9)	128,679 (4.0)
中国	63,204 (12.1)	80,232 (26.9)	105,318 (32.3)	130,133 (23.6)	173,327 (33.2)

注) 1. 各主要国の年報 (annual reports) による統計資料である。

2. ( ) 内は前年対比の増加比率である。



＜図 I-2-2＞ 主要国の過去5年間の特許出願推移



## 7) 韓国の主要国（米国、日本、EPO、中国）に対する特許出願の現況

上で産業財産権主要国の出願動向について特許出願推移を通じて紹介した。さらに、これらの国に対する韓国の過去5年間の特許出願動向を調べてみると＜表 I-2-7＞のようになる。

韓国の産業財産権主要国に対する過去5年間の特許出願推移は全般的に増加傾向にあると言える。米国、日本及びヨーロッパ（EPO）に対する韓国の特許出願増加比率は＜表 I-2-7＞から分かるように、それぞれ 24.0%、18.2%、32.5%であり自国内の増加比率である 5.4%、-0.44%、5.1%より高い。最も著しい増加比率を示した国は中国であり、出願増加比率が 38.0%で、主要国のうち最も高い増加比率を見せている。

＜表 I-2-7＞ 過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願現況

(単位：件、%)

区分		2001	2002	2003	2004	2005	平均 増加率
米国	韓国人による 出願	6,719 (17.8)	7,937 (18.1)	10,411 (31.2)	13,646 (31.0)	16,643 (22.0)	(24.0)
	米国全体 の出願	326,508 (10.3)	334,445 (2.4)	342,441 (2.4)	356,943 (4.2)	384,228 (7.6)	(5.4)
日本	韓国人による 出願	3,309 (10.6)	3,811 (15.2)	4,403 (15.5)	5,781 (31.3)	6,845 (18.4)	(18.2)
	日本全体 の出願	439,175 (0.5)	421,044 (-4.1)	413,092 (-1.9)	423,081 (2.4)	427,078 (0.9)	(-0.44)
ヨーロッパ (EPO)	韓国人による 出願	1,165 (21.5)	1,408 (20.9)	2,075 (47.4)	2,871 (38.4)	3,853 (34.2)	(32.5)
	ヨーロッパ (EPO) 全体の出願	110,112 (9.3)	106,325 (-3.4)	116,855 (9.8)	123,775 (5.9)	128,679 (4.0)	(5.1)
中国	韓国人による 出願	2,498 (34.2)	3,626 (45.2)	5,015 (38.3)	6,660 (32.8)	9,300 (39.6)	(38.0)
	中国全体 の出願	63,204 (12.1)	80,232 (26.9)	105,318 (32.3)	130,133 (23.6)	173,327 (33.2)	(25.6)

## ロ. 今後の出願展望

2002年～2006年の過去5年間の産業財産権の出願推移は、＜図 I-2-1＞から分かるように持続的な増加傾向を示している。特に、産業財産権を象徴的に代表する特許の場合は2004年に140,115件、2005年に160,921件、2006年に162,618件と、過去3年間の出願件数が上昇している。2006年度は特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願が前年に比べそれぞれ1.1%、12.4%、4.8%増加し、実用新案登録出願は前年に比べ11.8%減少

した。

このような過去5年間の産業財産権の出願推移を元に2007年度の産業財産権の出願を予想すると、2006年度と同様国内産業のうち電子、半導体、情報通信、機械などの分野の出願は輸出の好調と季節特需、新製品開発などの理由により増加傾向を維持すると予想されるが、自動車、建設などは輸出の鈍化、国内景気の低迷及び原油高などにより、出願の急激な増加は難しく、相対的に低い増加比率を示すことになると予想される。

但し、国際経済を主導している米国経済成長の鈍化にもかかわらず、政府の雇用創出政策及び予算の早期配分などによる景気回復に対する期待感と中国経済の高度成長と日本・ヨーロッパ経済回復の可能性などにより、出願増加傾向は維持される見通しである。

## 2. 権利別・産業部門別出願動向

### イ. 特許・実用新案登録の出願

特許出願の産業部門別構成比において、内・外国人共に電気・通信分野の出願が全体出願のほとんどを占め、その比率はそれぞれ49.2%と45.6%である。内国民の場合、機械分野の出願比率が14.7%であり、外国人の同分野出願比率10.4%に比べて相対的に高い反面、外国人の場合には化学分野の出願比率が16.1%と、内国民の同分野出願比率6.1%に比べかなり高い。

実用新案出願の産業部門別構成比において内国民は機械分野の出願が22.6%であり、電気・通信分野の18.8%より高い。外国人の場合には電気・通信分野の出願が46.7%であり、機械分野の出願比率16.9%に比べかなり高い。

&lt;表 I-2-8&gt; 産業部門別特許・実用新案登録の出願現況

(単位：件、%)

権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採光
特許	内国民	18,311 (14.7)	7,673 (6.1)	1,761 (1.4)	61,511 (49.2)	7,474 (6.0)	2,418 (1.9)
	外国人	3,897 (10.4)	6,072 (16.1)	403 (1.1)	17,127 (45.6)	419 (1.1)	983 (2.6)
	小計	22,208 (13.6)	13,745 (8.4)	2,164 (1.3)	78,638 (48.4)	7,893 (4.9)	3,401 (2.1)
実用新案	内国民	7,230 (22.6)	1,154 (3.6)	941 (2.9)	6,012 (18.8)	4,684 (14.6)	411 (1.3)
	外国人	120 (16.9)	14 (2.0)	26 (3.6)	332 (46.7)	14 (2.0)	7 (1.0)
	小計	7,350 (22.4)	1,168 (3.5)	967 (3.0)	6,344 (19.4)	4,698 (14.3)	418 (1.3)
合計	内国民	25,541 (16.3)	8,827 (5.6)	2,702 (1.7)	67,523 (43.0)	12,158 (7.8)	2,829 (1.8)
	外国人	4,017 (10.5)	6,086 (15.9)	429 (1.1)	17,459 (45.5)	433 (1.1)	990 (2.6)
	小計	29,558 (15.1)	14,913 (7.6)	3,131 (1.6)	84,982 (43.5)	12,591 (6.4)	3,819 (2.0)

権利	国籍	事務	農林	雑貨	その他	計
特許	内国民	644 (0.5)	1,381 (1.1)	3,904 (3.1)	13,096 (10.5)	124,998 (100)
	外国人	306 (0.8)	130 (0.3)	463 (1.2)	4,775 (12.7)	37,620 (100)

	小計	950 (0.6)	1,511 (0.9)	4,367 (2.7)	17,871 (11.0)	162,618 (100)
実 用 新 案	内国民	755 (2.4)	1,329 (4.1)	5,713 (17.8)	2,118 (6.6)	32,062 (100)
	外国人	15 (2.1)	5 (0.7)	80 (11.3)	43 (6.1)	710 (100)
	小計	770 (2.3)	1,334 (4.1)	5,793 (17.7)	2,161 (6.6)	3,2772 (100)
合 計	内国民	1,399 (0.9)	2,710 (1.7)	9,617 (6.1)	15,214 (9.7)	157,060 (100)
	外国人	321 (0.8)	135 (0.4)	543 (1.4)	4,818 (12.6)	38,330 (100)
	小計	1,720 (0.9)	2,845 (1.5)	10,160 (5.2)	20,032 (10.2)	195,390 (100)

注) ( ) 内は比率である。

#### ロ. デザイン登録の出願

2006年度のデザイン登録出願現況を調べてみると、内国民は住宅設備用品が16.2%、土木及び建築用品が14.7%、電気・電子・通信機械器具が14.0%と比較的高い出願比率を示している。外国人の場合には電気・電子・通信・機械器具分野の出願比率が31.5%と最も高く、次に生活用品が11.1%、衣服及び身の回り品が8.9%、事務用品及び販売用品が8.2%の順に高い出願比率を示した。

＜表 I-2-9＞ 産業部門別デザイン登録の出願現況

(単位：件、%)

区分	内国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
製造食品及び嗜好品	123	0.3	26	0.9	149	0.3
衣服及び身の回り品	4,417	9.2	268	8.9	4,685	9.2
生活用品	5,327	11.1	332	11.1	5,659	11.1
住宅設備用品	7,733	16.2	181	6.0	7,914	15.6
趣味、娯楽用品及び運動競技用品	1,337	2.8	124	4.1	1,461	2.9
事務用品及び販売用品	4,916	10.3	246	8.2	5,162	10.1
運輸及び運搬機械	1,429	3.0	199	6.7	1,628	3.2
電気、電子機械器具及び通信機械器具	6,684	14.0	942	31.5	7,626	15.0
一般機械器具	1,265	2.6	242	8.1	1,507	3.0
産業用機械器具	1,654	3.5	240	8.0	1,894	3.7
土木、建築用品	7,011	14.7	20	0.7	7,031	13.8
その他基礎製品	4,185	8.7	84	2.8	4,269	8.4
その他	1,759	3.6	91	3.0	1,850	3.7
計	47,840	100	2,995	100	50,835	100

## ハ. 商標登録出願

NICE 分類による 2006 年度産業部門別商標出願の構成比率をみると、内国民はサービス業が 29.2%、菓子・食品・飲料水が 12.7%、化学品・薬剤・化粧品類が 10.6%、機械・電気機械・輸送機械器具類が 9.8%と比較的高い出願比率を示した。外国人の場合には化学品・薬剤・化粧品類が 19.6%、機械・電気機械・輸送機械器具類が 16.3%、サービス

業が 7.7%と比較的高い出願比率を示した。

<表 I-2-10> NICE 分類別商標登録の出願現況

(単位：件、%)

区分	内国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	11,145	10.6	3,252	19.6	14,397	11.9
一般金属材料、建築材料、手動利器類、非金属建築材料	2,041	1.9	303	1.8	2,344	1.9
機械、電気機械、輸送機械器具	10,326	9.8	2,713	16.3	13,039	10.7
繊維、繊維製品、衣類	8,888	8.5	1,025	6.2	9,913	8.2
家具、敷物類、厨房用品	3,505	3.3	261	1.6	3,766	3.1
貴金属、時計、皮、カバン類	3,003	2.9	486	2.9	3,489	2.9
楽器、玩具、運動道具類、タバコ	2,480	2.4	629	3.8	3,109	2.5
紙、文房具、印刷物	3,498	3.3	395	2.4	3,893	3.2
菓子、食品、飲料	13,299	12.7	1,186	7.2	14,485	11.9
ゴム、プラスチック材料	372	0.4	106	0.6	478	0.4
サービス業	30,567	29.2	1,284	7.7	31,851	26.2
多類指定	15,148	14.4	4,968	29.9	20,116	16.6
その他	582	0.6	0	0.0	582	0.5
計	104,854	100	16,608	100	121,462	100

注) 多類指定は 2 つ以上の NICE 分類を指定した件

## 3. 内・外国人別出願動向

## イ. 内国民の出願現況

## 1) 地域別出願現況

ソウル・仁川・京畿などの首都圏における内国民の出願比率は 2005 年度の 76.5%から 2006 年に 75.5%に 1.0%減少したが、これは中小企業の知的財産権の重要性認識、電子出願の実施などにより、首都圏の出願集中現象が多少緩和されたためと考えられる。

＜表 I-2-11＞ 内国民の地域別出願現況

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2005	2006	2005	2006	2005	2006	2005	2006	2005	2006	2005	2006
ソウル	51,013	49,209	11,975	9,950	17,776	20,650	55,148	59,044	135,912	138,853	45.3	44.8
釜山	2,456	2,784	2,242	1,937	1,778	2,090	3,645	4,450	10,121	11,261	3.4	3.7
大邱	2,070	2,561	2,012	1,834	2,023	2,326	2,657	2,639	8,762	9,360	2.9	3.0
仁川	2,935	3,636	2,422	2,126	2,341	2,399	3,186	3,648	10,884	11,809	3.6	3.8
光州	1,531	1,885	606	617	470	969	1,350	1,264	3,957	4,735	1.3	1.5
大田	5,796	7,156	1,485	1,478	727	723	2,657	2,562	10,665	11,919	3.5	3.9
蔚山	674	852	353	318	207	248	588	452	1,822	1,870	0.6	0.6
京畿	42,908	42,526	9,437	8,384	12,255	13,904	18,146	18,369	82,746	83,183	27.6	26.9
江原	745	789	480	343	362	331	866	1,016	2,453	2,479	0.8	0.8
忠北	2,036	1,509	661	656	575	612	1,595	1,631	4,867	4,408	1.6	1.4
忠南	2,350	3,044	860	840	939	660	2,329	2,602	6,478	7,146	2.1	2.3



全北	1,146	1,233	693	661	455	595	1,825	1,508	4,119	3,997	1.4	1.3
全南	735	903	559	501	356	390	961	1,034	2,611	2,828	0.9	0.9
慶北	3,488	3,904	1,207	914	699	700	1,886	1,970	7,280	7,488	2.4	2.4
慶南	2,091	2,719	1,398	1,381	907	1,129	2,094	1,988	6,490	7,217	2.2	2.3
済州島	172	189	118	83	47	83	414	501	751	856	0.3	0.3
その他	42	99	26	39	1	31	86	176	157	345	0.1	0.1
計	122,188	124,998	36,534	32,062	41,918	47,840	99,435	104,854	300,075	309,754	100	100

## 2) 多出願業者別出願現況

2006年度国内多出願企業の上位10大業者の出願件数は計49,925件であり、内国民総出願の16.1%を占有している。特に、特許出願の場合には10大多出願業者の出願件数が44,035件であり、全体の35.2%という高い占有率を示している。

また、多出願企業を調べてみると、三星電子、LG電子、現代自動車が1～3位を占め、LG化学、アモーレパシフィックが10位圏内に新たに侵入した一方、韓国電子通信研究院、太平洋が10位圏外に落ちるなど、多出願企業の順位に若干の変動があった。

<表 I-2-12> 国内10大多出願企業の出願現況

(単位：件、%)

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	合計
1	三星電子	16,621	—	1,184	451	18,256
2	LG電子	8,508	9	729	184	9,430
3	現代自動車	4,522	—	148	100	4,770
4	ハイニックス半導体	3,670	—	—	3	3,673
5	LGフィリップスLCD	3,043	—	—	4	3,047

6	三星 SDI	2,988	—	—	4	2,992
7	大宇エレクトロニクス	2,042	—	300	23	2,365
8	LG 化学	1,324	27	595	72	2,018
9	SK テレコム	1,094	6	12	577	1,689
10	アモーレパシフィック	223	134	325	1,003	1,685
小計		44,035	176	3,293	2,421	49,925
(内国民出願中の占有率)		(35.2)	(0.5)	(6.9)	(2.3)	(16.1)
内国民出願の合計		124,998	32,062	47,840	104,854	309,754

## ロ. 外国人の出願現況

## 1) 出願人の国籍別出願現況

外国人の出願は 2005 年度と同様に、日本と米国が外国人（法人を含む）全体出願の半数以上を占めており（2005 年度 66.9%→2006 年度 67.0%）、主要多出願国の順位ではスイスが第 6 位に新しく進入し、イギリスが第 7 位と順位を少し落とした。2006 年度の多出願国を調べてみると、2005 年度同様日本が第 1 位を占め、米国が第 2 位を占めた。

権利別には特許及びデザイン部門では日本が、実用新案及び商標部門では米国が優位を占め、日本・米国・ドイツが外国人全体出願の 73.8%を占めている。

&lt;表 I-2-13&gt; 外国（法）人の国籍別出願現況

(単位：件、%)

順位	区分	特許	実用新案	デザイン	商標	計		2005 年度の 順位	
						件数	占有率		
1	日本	2005	16,468	52	1,731	4,400	22,651	38.0	1
		2006	16,686	37	1,398	4,245	22,366	38.6	

2	米国	2005	10,507	98	614	5,684	16,903	28.6	2
		2006	9,402	96	721	6,203	16,422	28.3	
3	ドイツ	2005	2,938	9	194	822	3,963	6.7	3
		2006	3,012	6	137	838	3,993	6.9	
4	オランダ	2005	2,319	2	67	325	2,713	4.6	4
		2006	1,908	0	70	264	2,242	3.9	
5	フランス	2005	1,390	2	97	1,008	2,497	4.2	5
		2006	1,271	0	115	737	2,123	3.7	
6	スイス	2005	860	0	89	436	1,385	2.3	7
		2006	848	0	73	568	1,489	2.6	
7	イギリス	2005	595	0	37	856	1,488	2.5	6
		2006	493	1	41	647	1,182	2.0	
小計		2005	35,077	163	2,829	13,531	51,600	87.3	
		2006	33,620	140	2,555	13,502	49,817	86.0	
その他		2005	3,656	478	475	2,923	7,532	12.7	
		2006	4,000	570	440	3,106	8,116	14.0	
計		2005	38,733	641	3,304	16,454	59,132	100	
		2006	37,620	710	2,995	16,608	57,933	100	

## 2) 多出願企業別の出願現況

外国人の 10 大多出願企業には日本企業が 7 社とそのほとんどを占めており、米国企業が 1 社、オランダ企業が 1 社、フィンランド企業が 1 社含まれている。多出願順位を調べてみると、オランダのフィリップスと日本のソニーが共同第 1 位を占めており、日本のセイコー・エプソン、富士通がそれぞれ第 3 位と第 4 位を占めた。フィンランドのノキアコ

ーポレーションは第5位を占めた。

<表 I-2-14> 外国 10 大多出願企業の出願現況

(単位：件)

順位	出願人	国籍	特許	実用新案	デザイン	商標	合計
1	コニン・クリケフィリップス エレクトロニクス N.V.	オランダ	1,175	0	51	5	1,231
1	ソニー	日本	1,031	0	133	67	1,231
3	セイコー・エプソン	日本	666	0	25	6	697
4	富士通	日本	563	0	7	11	581
5	ノキアコーポレーション	フィンラ ンド	434	0	43	0	477
6	松下電器産業	日本	347	0	75	27	449
7	東芝	日本	410	0	23	7	440
8	松下電器産業	日本	408	0	0	0	408
9	マイクロソフト	米国	154	0	166	85	405
10	三洋電機	日本	339	1	55	7	402

\* J E T R O ソウル注：6位と8位の松下電器は韓国語表記の相違により重複して掲載されたものと思われる。

#### 4. 公共機関及び大学の特許出願状況

2006 年度の「公共機関（国家機関、政府出捐研究機関、国公立試験研究機関、地方自治体を含む）」及び大学の特許出願は 10,207 件であり、全体特許出願 162,618 件のうち 6.3%に過ぎず、特許出願比率が非常に低いのが実情である。

##### イ. 公共機関の特許出願現況

###### 1) 公共機関の特許出願現況

公共研究機関の特許出願は IMF 経済危機以降、2001 年まで持続的に増加の傾向にあり、2006 年には前年に比べ 32.5%増加した。

＜表 I-2-15＞ 公共機関の特許出願現況

(単位：件、%)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
公共機関の特許出願	2,024	2,656	3,185	3,479	4,453	5,898
前年比の増加比率	20.8	31.2	19.9	9.2	28.0	32.5

## 2) 公共機関の多出願順位

1990 年から 2006 年まで、公共機関のうち多出願 1 位機関は＜表 I-2-16＞から分かるように、17,732 件を出願した韓国電子通信研究院であり、全体公共機関出願の 48.0%を占めている。その次からは韓国科学技術研究院、韓国化学研究院、韓国原子力研究所、韓国機械研究院の順に多かった。

＜表 I-2-16＞ 公共機関の多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	1990～2006 までの出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	17,732	48.0
2	韓国科学技術研究院	3,589	9.8
3	韓国化学研究院	1,972	5.3
4	韓国原子力研究所	1,089	2.9
5	韓国機械研究院	1,080	2.9

その他	その他	11,501	31.1
合計	—	36,963	100

## ロ. 大学の特許出願現況

### 1) 大学の特許出願現況

大学の特許出願は毎年増加し、2006年には4,309件となり、前年に比べ48.3%増加したが、2006年の全体特許出願で占める比重は2.6%と非常に低いのが実情である。その理由としては大学における研究結果が事業化に連携されていないということや、大学の研究実績評価は相対的に配点が高い学術誌への寄稿論文中心となっていることなどに起因するものと判断される。

<表 I-2-17> 大学の特許出願現況

(単位：件、%)

年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
大学の 特許出願	711	957	1,692	1,962	2,905	4,309
前年比の 増加比率	13.4	34.6	76.8	16.0	48.1	48.3

### 2) 大学の多出願順位

1990年から2006年までの多出願1位の大学は2,250件を出願した韓国科学技術院(KAIST)であり、全体大学出願の14.4%を占めている。ソウル大学校、浦港工科大学校はそれぞれ第2位と第3位を占めている。また、上位5位までの大学が占める比重が39.5%を占めており、一部理工系大学として知名度が高い大学に特許出願が偏っていることが分かる。

＜表 I-2-18＞ 大学の多出願順位

(単位：件、%)

順位	大学名	1990～2006 までの出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	2,250	14.4
2	ソウル大学校	1,424	9.1
3	浦港工科大学校	1,053	6.7
4	漢陽大学校	741	4.7
5	延世大学校	727	4.6
その他	その他	9,491	60.5
合計	—	15,686	100

## 第2節 PCT 及びマドリッド国際出願

顧客サービス本部国際出願チーム工業事務官 ウォン・ユチョル

### 1. PCT 国際出願の動向

#### イ. 内国民の PCT による海外出願（受理官庁）

2006 年に韓国特許庁を受理官庁として受付した PCT 国際出願は 5,919 件であり、2005 年の 4,690 件に比べ 26.2%増加した。PCT136 ヶ国締結国のうち、世界第5位を記録し、海外特許出願分野における韓国の地位が高くなったことが分かる。

\* WIPO の統計は国際事務局受付日を基準とするため、韓国の受付現況と若干の差がある。

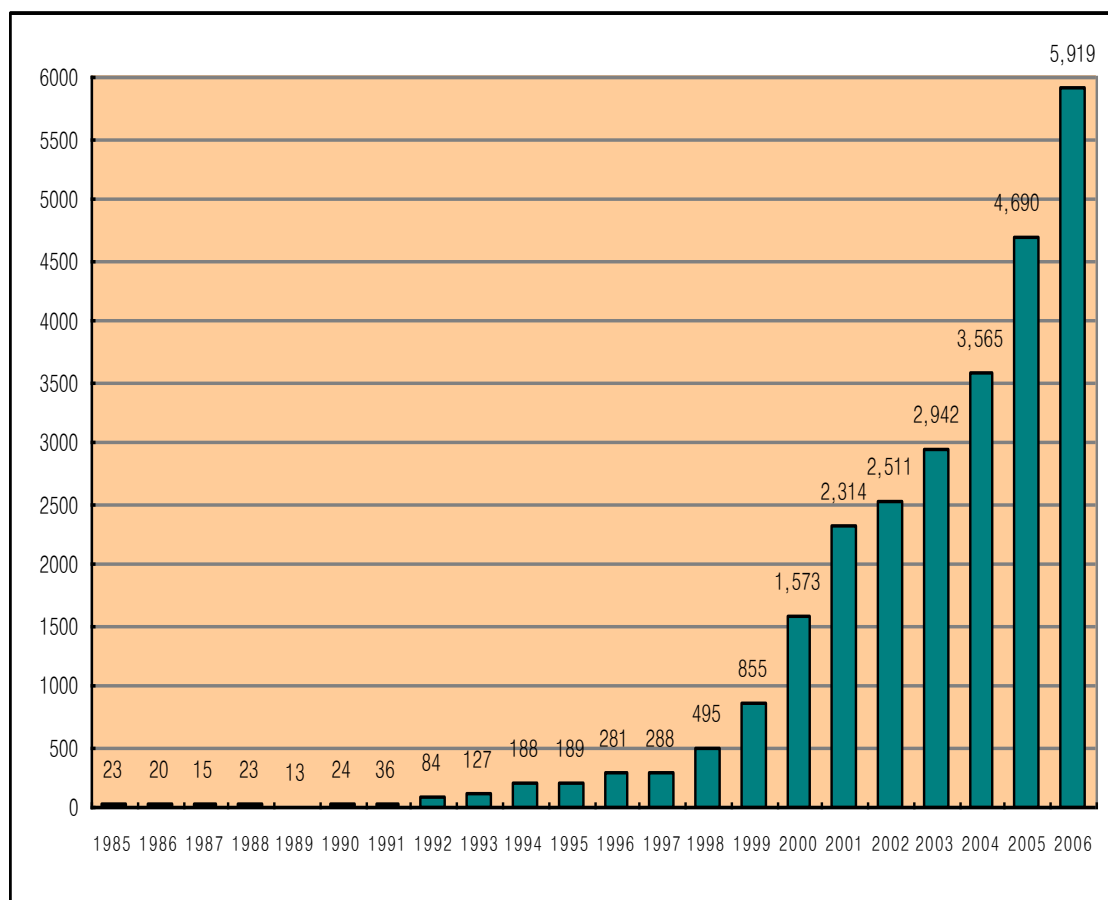
－ WIPO 統計基準：5,935 件、韓国特許庁統計基準：5,919 件

\* 出展：The International Patent System in 2006, PCT Yearly Review, WIPO.

このような PCT 出願の増加比率は国民の海外技術保護に対する認識の変化、海外特許獲得の方法として PCT 制度が持つメリットに対する理解、1999 年 12 月 1 日からの特許庁の国際調査及び予備審査業務の開始による韓国国民の海外出願の便利性増加、PCT 国際出願制度の説明会開催を通じた広報、PCT 専用ホームページ (<http://www.pct.go.kr>) の運営などに起因したものと分析される。



＜図 I-2-3＞ 韓国の PCT 国際出願現況



#### ロ．国際調査機関及び国際予備審査機関の指定動向

2006年に韓国特許庁を受理官庁として受付したPCT国際出願のうち、韓国特許庁を調査機関として選択する比率は99.6%、国際予備審査請求比率は10.1%を記録した。これは国語出願が可能、特許庁審査官との意見交換が便利、格安の国際調査・予備審査費用、手数料の減免制度などのメリットによるものであり、今後も韓国特許庁を国際調査及び予備審査機関として選択する比率は一定水準以上を維持するものと判断される。

＜表 I-2-19＞ 国際調査機関及び国際予備審査機関の指定現況

(単位：件、%)

年度別		2002	2003	2004	2005	2006
国際出願	件数 (A)	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919
国際調査用写本 受付件数	件数 (B)	2,224 (13)	2,462 (8)	3,109 (9)	3,870 (17)	5,898 (722)
	比率 (B/A)	88.6%	83.7%	87.2%	82.5%	99.6%
国際予備審査用写本 受付件数	件数 (B)	1,365	1,079	928	655	599
	比率 (B/A)	54.4%	36.7%	26.0%	14.0%	10.1%

※ 外国特許庁が依頼した国際調査件数のうち、2003 年の (8) 件はそれぞれフィリピン特許庁 (6) 及びベトナム特許庁 (2) から、2004 年の (9) 件及び 2005 年の (17) 件はフィリピン特許庁から、2006 年の (722) 件は米国特許庁 (690)、シンガポール特許庁 (8)、マレーシア特許庁 (8)、フィリピン特許庁 (7)、ニュージーランド特許庁 (6)、インドネシア特許庁 (2)、ベトナム特許庁 (1) から韓国特許庁に依頼されたものである。

現在、韓国特許庁は各国特許庁と業務協約を締結し、国際調査及び国際予備審査機関としての機能を遂行しており、業務協定の締結現況は次の通りである。

※ 業務協定締結国：フィリピン (2001)、ベトナム (2002)、インドネシア (2003)、モンゴル (2004)、ニュージーランド (2005)、シンガポール (2005)、マレーシア (2006)、米国 (2006)

このような国内外の状況に助けられ、韓国特許庁は 2006 年に国際調査・国際予備審査依頼件数基準で世界第 4 位、及び第 6 位の国際調査機関、国際予備審査機関に成長し、韓国の国際的な地位が高くなったことが分かる。

\* 出展：The International Patent System in 2006, PCT Yearly Review, WIPO.

一方、韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は韓国特許庁（ISA/KR）以外にオーストリア特許庁（ISA/AT）、オーストラリア特許庁（ISA/AU）及び日本特許庁（ISA/JP）を国際調査機関（ISA）として指定して国際調査を受けることができる。

国際調査機関別	ISA/KR	ISA/AT	ISA/AU	ISA/JP	計
国際調査指定件数	5,368	547	3	1	5,919
比率（%）	90.7	9.2	0.05	0.02	100.0

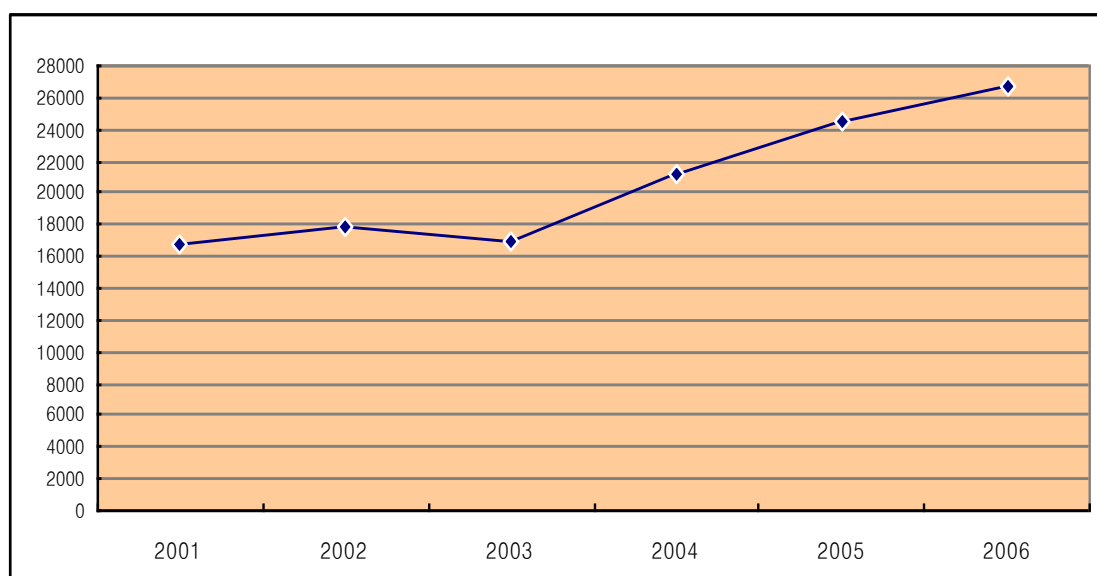
\* 出願人が出願書に国際調査機関を指定した件数である。

#### ハ. 外国人の PCT による国内特許出願（指定官庁国内段階進入）の動向

外国人の PCT による国内特許出願は過去 6 年間で 9.9%の年平均増加比率をみせてきた。2006 年の国内段階進入件数は 26,649 件であり、これは国内特許／実用新案出願件数（195,390 件）の 13.6%に該当する。

<表 I-2-20> 外国人の PCT を通じた国内特許出願現況

（単位：件、%）



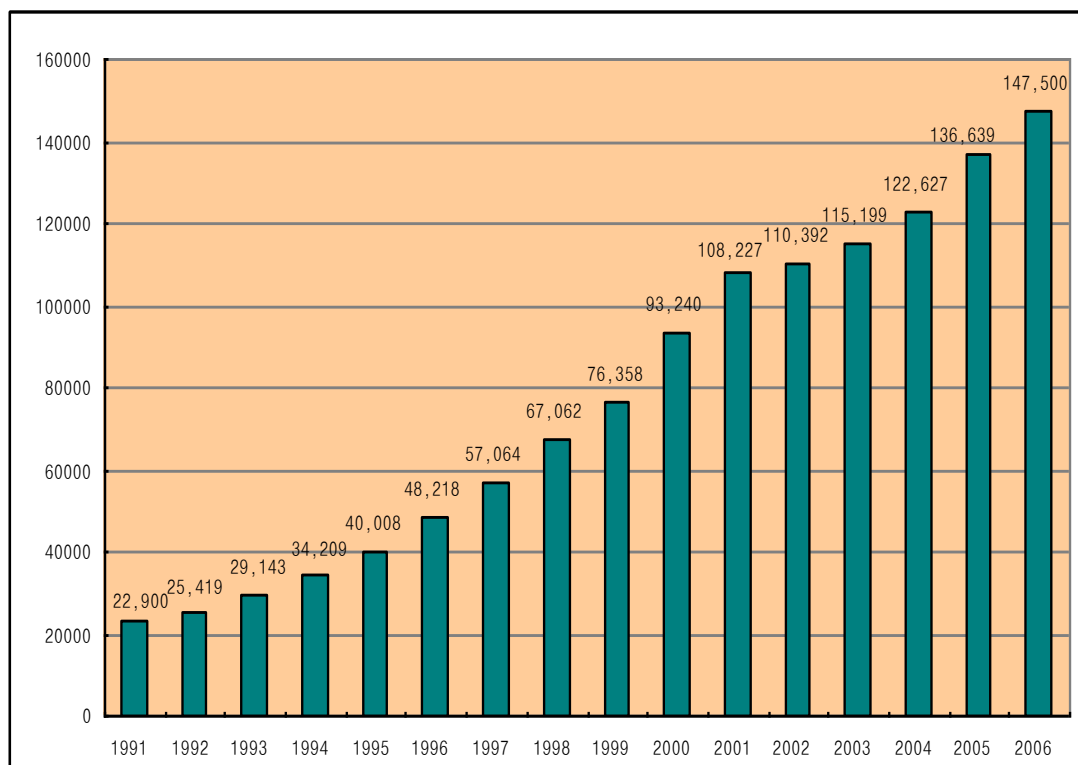
分析 \ 年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
出願件数	16,690	17,874	16,981	21,183	24,482	26,649
増減比率 (%)	10.3	7.1	△5.0	24.7	15.6	8.9

## 二. 世界 PCT 国際出願の動向

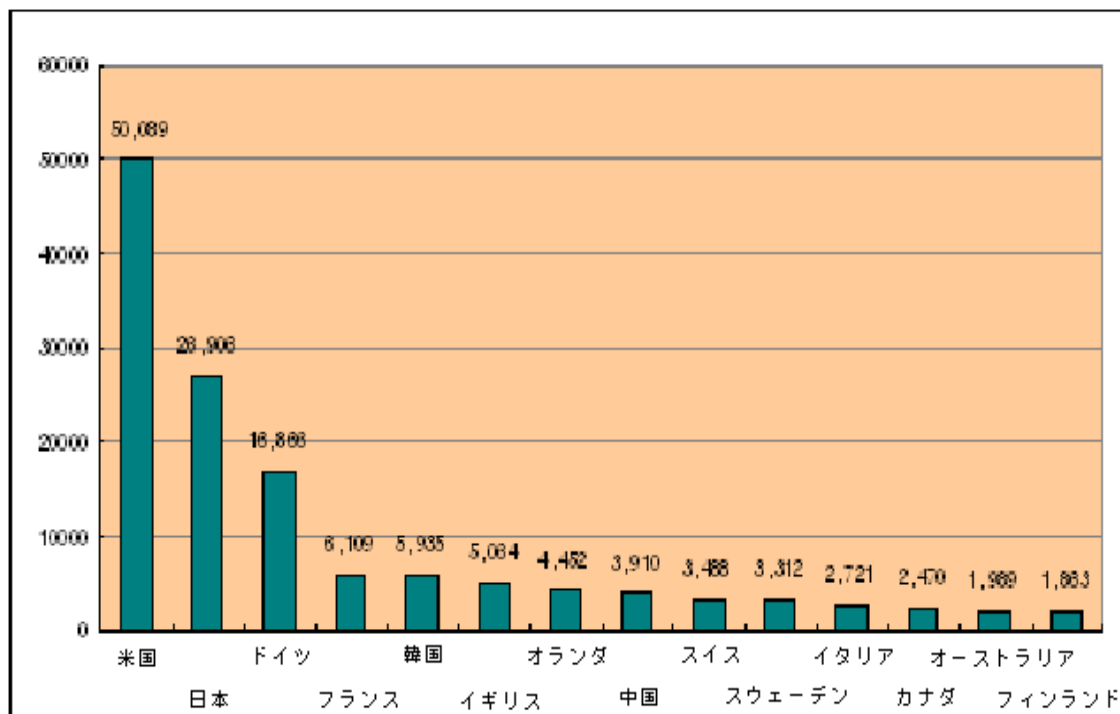
WIPO の資料によると、2006 年の世界総 PCT 出願件数は 147,500 件であり、2005 年 (136,639 件) に比べ 7.9%増加した。韓国の出願件数は 2005 年 (4,687 件) に比べ、1,248 件 (26.6%) が増加した 5,935 件で世界総 PCT 出願の 4.0%に当たり、世界第 5 位の主要 PCT 出願国となった。

\* 出展 : The International Patent System in 2006, PCT Yearly Review, WIPO.

< 図 I-2-4 > 世界の PCT 国際出願現況



＜図 I-2-5＞ 各国別 PCT 出願の順位



\* 出展：The International Patent System in 2006, PCT Yearly Review, WIPO.

\* WIPO 統計は国際事務局受付日を基準とするため、韓国の受付現況とは若干の差がある。

## 2. 韓国特許庁への PCT 国際出願の状況

### イ. 国内 10 大 PCT 多出願企業（法人）の動向

2006 年 PCT 多出願企業の出願現況を調べてみると、10 大多出願法人の出願件及び比重が持続的に増加していることが分かる。上位 10 位までの多出願法人の出願件数の計は 2,094 件であり、総出願件数の 35.4%を占めている。2005 年の 1,583 件（全体の 33.8%）に比べ、511 件が増加し、法人の総出願件数（4,515 件）のうち、上位 10 大多出願法人の出願件数が占める比率は 2005 年の 45.4%（1,583 件）から 2006 年には 46.4%に 1.0%増加した。

このような現象については、昨年に引き続いて LG 電子、三星電子などの国内大手企業が PCT 国際出願のメリットを十分に活用し、先進国型海外出願戦略として活用していることを意味する。特に、LG 電子（株）は 2006 年に 691 件を出願し、三星電子（株）の 549 件より多く、三星電子に代わって第 1 位となった。一方、2005 年には 10 位圏外にあったポスコ、大宇電子（株）、アモーレパシフィック（株）が新たに 10 位圏内に進入し、金属、情報通信及び精密化学分野の海外特許獲得の努力が活発になってきていることが分かる。

<表 I-2-21> 国内 10 大 PCT 多出願企業（法人）の現況

（単位：件、％）

順位	2006 年の順位	法人名	2002	2003	2004	2005	2006
1	2	（株）LG 電子	140	256	322	432	691
2	1	三星電子（株）	185	220	405	463	549
3	3	（株）LG 化学	39	38	104	211	319
4	4	韓国電子通信研究院	17	42	100	182	258
5	10	第一毛織（株）	3	7	19	32	58
6	7	韓国化学技術研究院	*	*	*	43	49
7	*	ポスコ	*	*	*	*	44
8	6	SK テレコム	16	27	30	58	42
9	*	大宇電子（株）	*	*	*	*	42
10	*	アモーレパシフィック（株）	*	*	*	*	42
計							2,094

\* 2005 年の 10 位圏外の出願企業

## ロ. 個人対法人の出願比率

2000 年以降、2002 年まで減少傾向をみせていた個人出願の比率は 2003 年に一時小幅増加したが、2004 年に再び減少（39%→30%）し、法人出願の比率は増加傾向（61%→70%）にある。

個人出願の比率は 2004 年以降も引き続き減少（2005 年 26%→2006 年 24%）し、法人出願の比率は継続して増加（2005 年 74%→76%）している。

<表 I-2-22> 個人出願対法人出願の現況

(単位：件、%)

区分 \ 年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006
個人 (比率)	1,002 (44%)	893 (36%)	1,159 (39%)	1,087 (30%)	1,204 (26%)	1,404 (24%)
法人 (比率)	1,312 (56%)	1,618 (64%)	1,783 (61%)	2,478 (70%)	3,486 (74%)	4,515 (76%)
計	2,314	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919

## ハ. 技術分野別出願動向

IPC 分類による技術分野別の出願件数は画像通信が 325 件（5.5%）と最も多く、転送、電気によるデジタルデータ処理、デジタル情報の転送などの順に多かった。

＜表 I-2-23＞ 技術分野別出願現況

(単位：件、%)

順位	技術分野	IPC	件数	占有率 (%)
1	画像通信、例：テレビジョン	H04N	325	5.5
1	転送 (transmission)	H04B	302	5.1
2	電気によるデジタルデータ処理	G06F	296	5.0
3	デジタル情報の転送、例：電信通信	H04L	287	4.8
4	半導体装置	H01L	248	4.2
5	医薬用、歯科用または化粧品用製剤	A61K	211	3.6
6	化学的エネルギーを電氣的エネルギーに直接変換するための方法または手段、例：電池	H01M	137	2.3
7	データ処理システムまたは方法	G06Q	116	2.0
8	情報通信技術中の選択 (selecting)、 例：スイッチ、継電器、セレクター	H04Q	100	1.7
9	微生物または公訴：微生物の保存、維持、増殖	C12N	77	1.3
10	光の強度、色、位相、偏光または方向を制御するための装置または配置、 例：スイッチング、ゲーティング、偏重または復調	G02F	74	1.3
11	その他		3,746	63.2
計			5,919	100.0

## ニ. PCT-EASY (FD 出願) 及び E-filing (電子出願) による出願動向

PCT-EASY による出願は 2004 年の 1,310 件 (36.7%)、2005 年の 829 件 (17.7%) から 2006 年には 687 件 (11.6%) に持続的に減少し、E-filing による出願は 2005 年には



2,965 件（63.2％）、2006 年には 4,793 件（81％）に急浮上している。PCT-EASY（Electronic Application SYstem）出願の際は国際出願手数料のうち、100 フランスフラン（約 73,000 ウォン）を E-filing 出願の際には 300 フランスフラン（約 220,000 ウォン）を減免することで、出願人の費用節減に効果をあげている。また、2005 年 2 月からはオンライン電子出願制度が施行され、E-filing による出願比率が徐々に高くなっている。

#### ホ. PCT 国際出願の言語別現況

2006 年の PCT 韓国語出願件数は 3,737 件であり、総出願件数の 63.1％を記録した。2005 年度に比べ、全体出願に占める比率は 2.4％増加した。また、韓国語出願の際に出願人は優先日から 14 ヶ月以内に英語翻訳文を提出すればいいという出願時のメリットにより、継続して増加するものと展望される。

<表 I-2-24> 国内の言語別 PCT 国際出願現況

(単位：件、％)

言語別	韓国語	英語	日本語	計
出願件数	3,737	2,181	1	5,919
比率（％）	63.14	36.84	0.02	100.0

#### ヘ. PCT 国際出願の予想件数

PCT 国際出願件数は 2001 年の 2,314 件から 2006 年には 5,919 件となり、過去 6 年間で年平均 25.3％増加した。このように継続して増加している理由は、1999 年 12 月から韓国が国際調査機関及び国際予備審査機関としての業務を遂行しているため、韓国語で国際出願が可能であること、優先日から約 30 ヶ月まで各国出願を延期しながら特許性を判断できることであると考えられる。2007 年の予想件数は 2000 年以降鈍化している増加率を考慮すると、今年度にも大幅の増加は期待できないが、大手企業の PCT 出願が増加していることを考慮すれば、約 23％程増加した 7,280 件に上ると展望される。

分析 \ 年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007 (予想)
出願件数	2,314	2,511	2,942	3,565	4,690	5,919	7,280
前年比の 増加率 (%)	47.1	8.5	17.2	21.2	31.6	26.2	約 23.0

\* 2007年4月の前年同期対比増加率は31.1%

ト. 韓国特許庁に対する国際調査及び／または国際予備審査請求の予想件数

2006年の総出願中、韓国の特許庁を国際調査機関として選択する比率は99.6%、国際予備審査請求率は10.1%を記録した。したがって、2007年の国際調査件数は総予想出願(7,280件余り)中の90%の6,550件余り程度と予想される。また、国際予備審査件数は全体の15%の1,090件余り程度と予想される。

分析 \ 年度	2002	2003	2004	2005	2006	2007 (予想)
国際調査件数	2,224	2,462	3,109	3,870	5,898	6,550
(%)	(88.6)	(83.7)	(87.2)	(82.5)	(99.6)	(90.0)
国際予備審査件数	1,365	1,079	928	655	599	1090
(%)	(54.4)	(36.7)	(26.0)	(14.0)	(10.1)	(15.0)

チ. 外国人のPCTによる国内特許出願(指定官庁国内段階進入)の予想件数

2000年以降鈍化していた増加傾向は2003年にはマイナスとなった。これは2003年3月12日から国内段階進入機関が一律して優先日から30ヶ月を適用されるようになり、優先日から20ヶ月以内に国内段階に進入すべき出願件が10ヶ月延期されたからと分析される。また、2005年には15.6%、2006年には8.9%の増加率を示した。2007年の予想件数は過去2年間の平均増加比率を考慮すると、約12%程度増加した29,800件余りと予想さ

れる。また、韓国の経済規模が徐々に大きくなるにつれ、国際特許出願を通じた外国企業の国内技術市場攻略が更に強まるものと予想される。

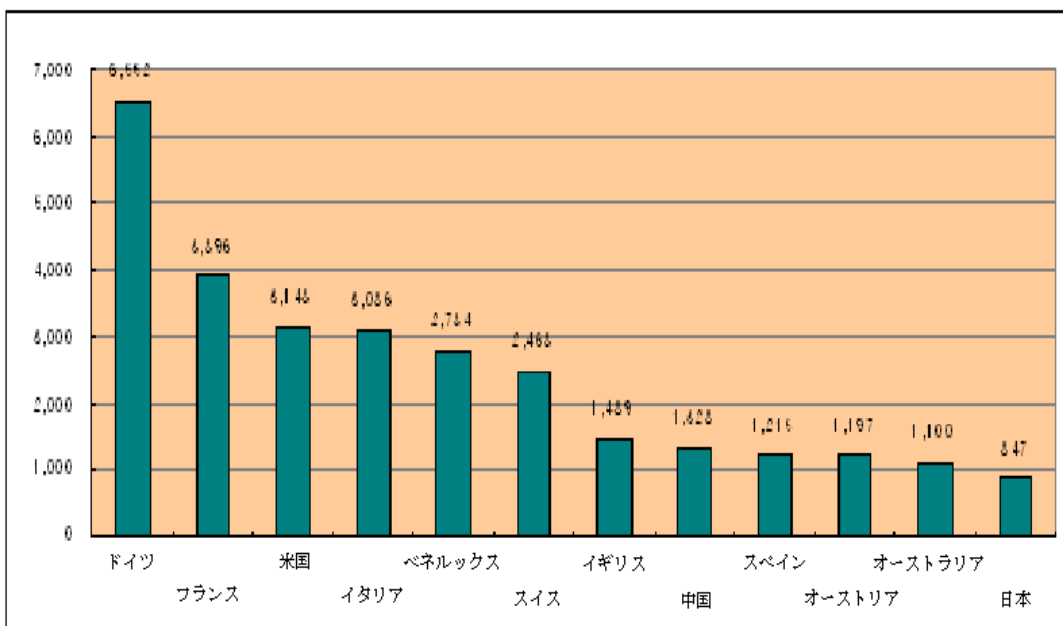
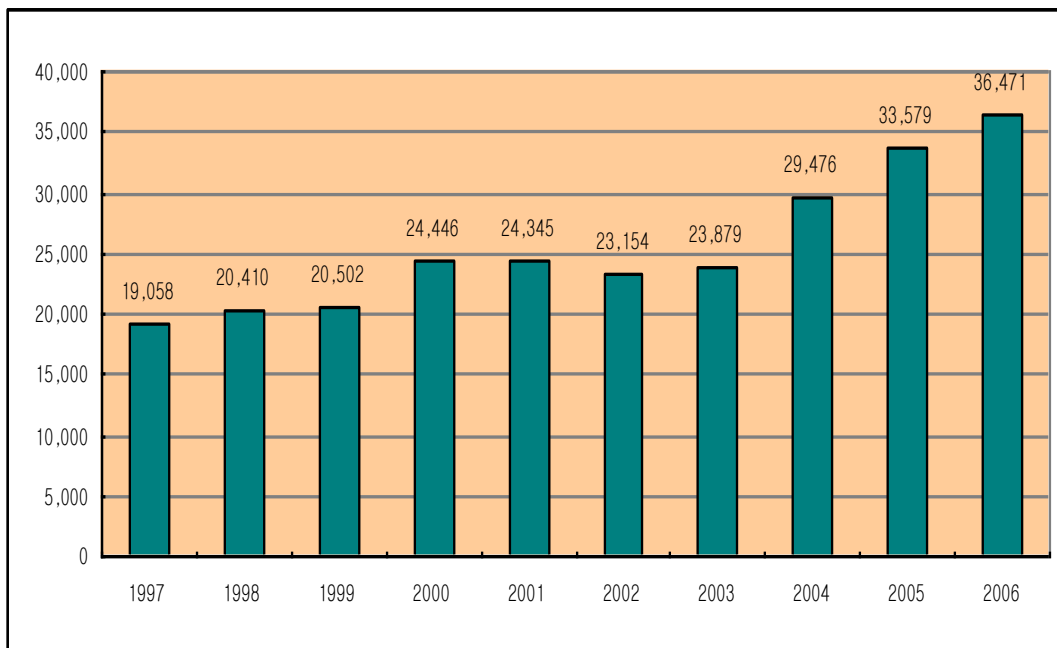
分析 \ 年度	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007 (予想)
出願件数	16,690	17,874	16,981	21,183	24,482	26,649	29,800
増減率 (%)	10.4	7.1	△5.0	24.7	15.6	8.9	12.0

### 3. マドリッド国際商標出願動向

#### イ. 2006年の世界国際商標出願現況

##### 1) 世界国際商標出願の現況

2006年の世界国際商標出願の総件数は36,471件であり、2005年(33,579件)に比べ2,892件(8.6%)増加した。韓国の出願件数は2005年(148件)に比べ、42件(28.4%)増加した190件であり、2006年に第25位の国際商標出願国となった。

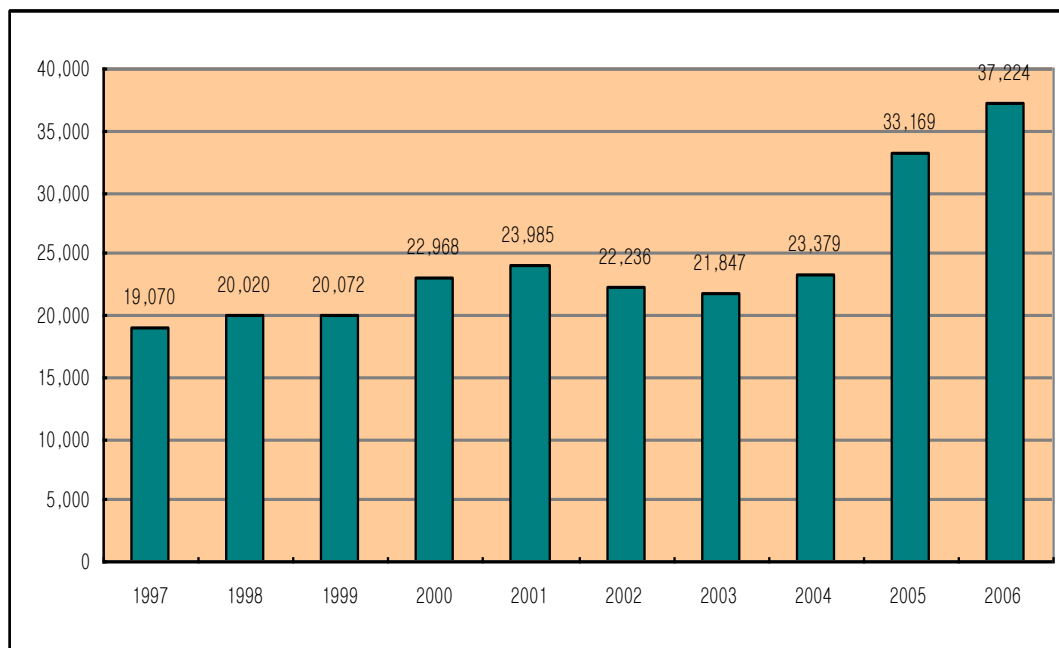


\* WIPO 統計は国際事務局受付日を基準とするため、韓国の受付現況とは若干の差がある。

— WIPO 統計基準：190 件、 韓国特許庁統計基準：208 件

## 2) 世界国際登録現況

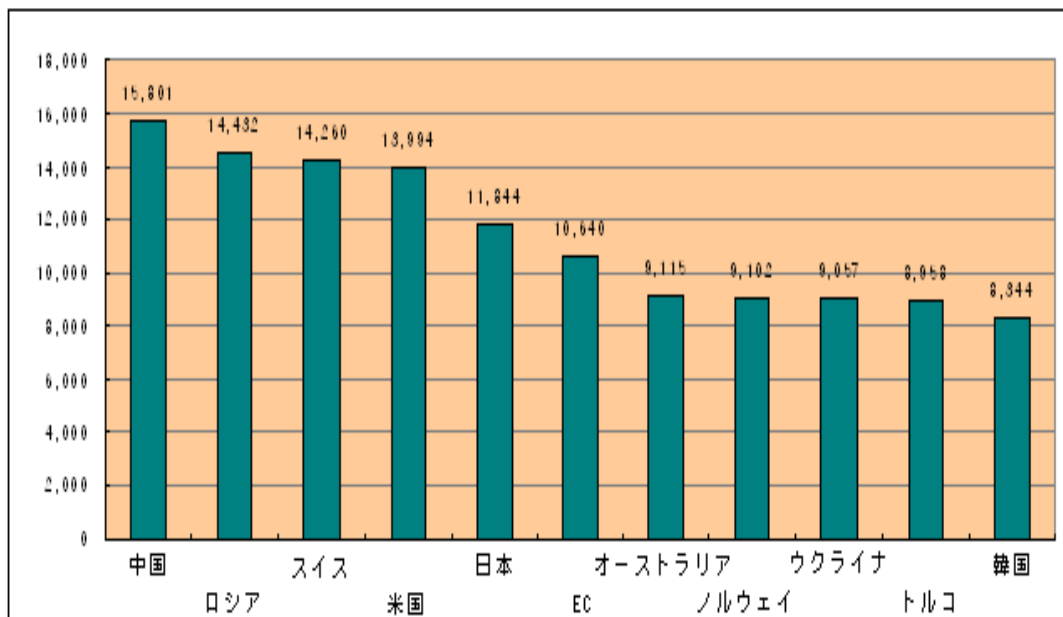
2006 年度に国際登録された標章の件数は計 37,224 件であり、韓国を本国とする国際出願は計 191 件に上った。



※ 資料：WIPO 統計基準

## 3) 世界 10 大指定国の現況

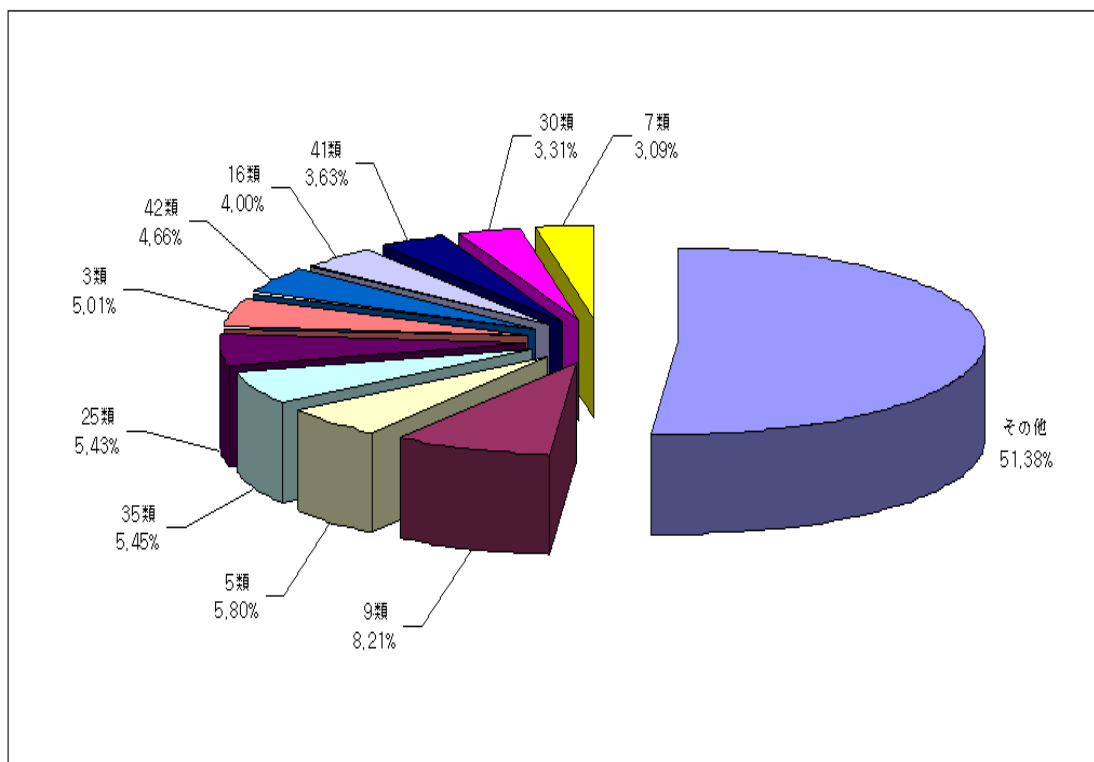
2006 年度の世界 10 大指定国は中国、ロシア、スイス、米国の順であり、韓国を指定した出願は 8,334 件で世界第 11 位を記録した。



※資料：WIPO 統計基準

#### 4) 世界 10 大商品及びサービス分野別の登録現況

NICE 分類による 2006 年度 10 大国際商標登録産業分野（多類出願を含む）は機械・電気機械・輸送機械器具類、薬剤類、広告業の順である。



順位	分類説明	分類記号	件数	占有率 (%)
1	科学、航海、測量、電気、写真、映画、光学、計量、測定、信号、検査（監視）、救命及び教育用機器；コンピューターなど	第9類	74,198	8.21
2	薬剤、獣医用薬剤；医療用衛生剤；食事療法剤、幼児用食品；消毒剤；殺菌剤、除草剤	第5類	52,415	5.80
3	広告業；企業管理業；企業経営業；事務処理業	第35類	49,270	5.45
4	衣類、靴、帽子	第25類	49,056	5.43
5	漂白剤及びその他洗剤；清浄剤；光沢剤；練磨剤；せっけん；香料、製油、化粧品、毛髪ローション；歯磨き粉	第3類	45,261	5.01
6	科学的、技術的なサービス業及び関連研究、デザイン業；産業分析及び研究サービス業；コンピューターハードウェア及びソフトウェアのデザイン及び開発業	第42類	42,123	4.66

7	紙、ボール紙及び紙やボール紙製品のうち、他の類に属しないもの；印刷物；文房具用品；文房具用または家庭用接着剤；包装用プラスチック材料（他の類に属するものは除く）など	第 16 類	36,116	4.00
8	教育業；訓練提供業；芸能業；スポーツ及び文化活動業	第 41 類	32,826	3.63
9	コーヒー、茶、ココア、砂糖、米、代用コーヒー；穀粉及び穀物調製品、パン、菓子、氷菓；蜜、糖蜜；酵母、ベーキングパウダーなど	第 30 類	29,922	3.31
10	機械及び工作機械；モーター及びエンジン（陸上車両は除外する）；機械連結器及び電動装置の構成部品など	第 7 類	27,953	3.09
計				48.62

※ 資料：WIPO 統計基準

#### ロ．2006 年の国内本国官庁の国際商標出願現況

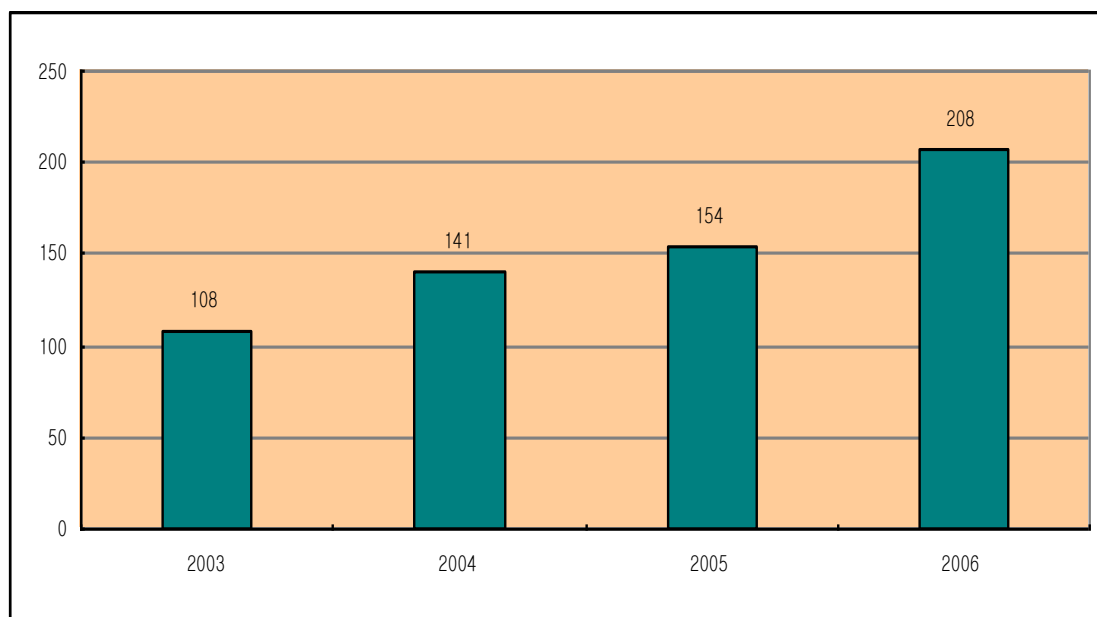
##### 1) 内国民の国際商標出願現況

2006 年度に韓国特許庁を本国官庁として受付した国際商標出願は 208 件であり、2005 年の 154 件に比べ 35.1%増加した。

\* WIPO 統計は国際事務局受付日を基準とするため、韓国の受付現況とは若干の差がある。

－ WIPO 統計基準：190 件、 韓国特許庁統計基準：208 件





## 2) 内国民の国際商標電子出願の現況

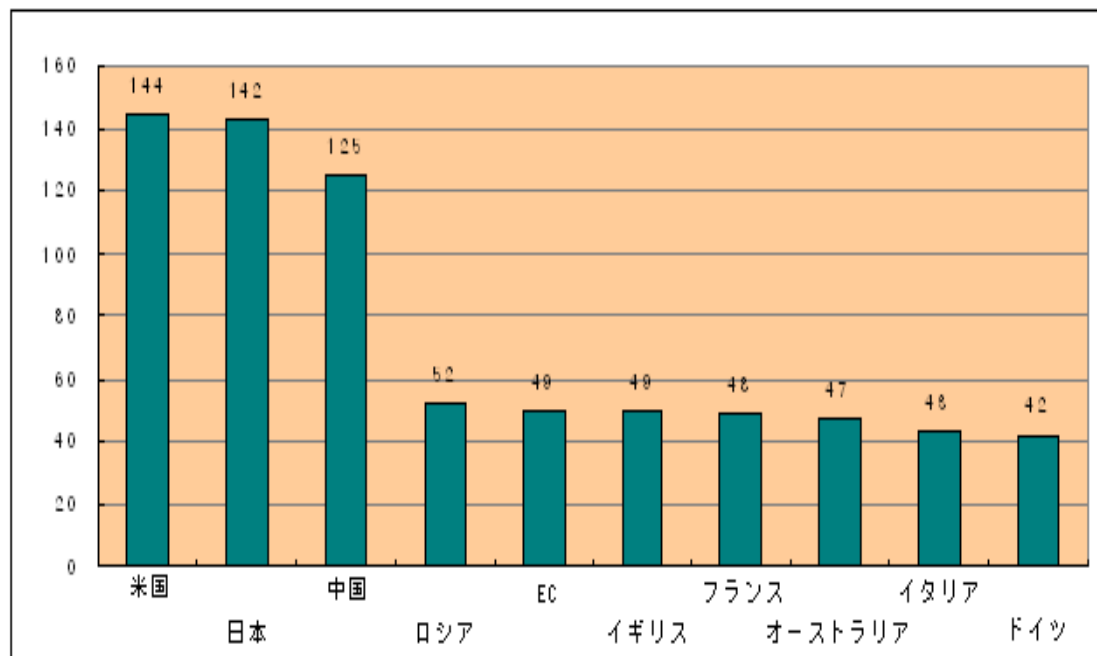
2003年4月のマドリッドシステムの制度施行時から施行されていたオンライン電子出願は、2005年までは書面出願に比べて出願率が低下の傾向にあったが、2006年には電子出願が74%となり、書面出願率を大きく上回った。その原因は2006年に6シグマを通じ、マドリッド書式作成機及び電子出願プログラムを改善したことにあると考えられる。

区分 \ 年度	2003	2004	2005	2006
電子出願件数 (比率)	37 (34%)	44 (31%)	39 (25%)	154 (74%)
書面出願件数 (比率)	71 (66%)	97 (69%)	115 (75%)	54 (26%)
計	108	141	154	208

## 3) 内国民の国際商標出願 10 大指定国の現況

2006年に韓国特許庁を本国官庁として受付された国際商標出願の10大指定国は米国、日本、中国、ロシア、EC、イギリス、フランス、オーストラリア、イタリア、ドイツの順

であった。



※ 資料：WIPO 統計基準

#### 4) 国内主要国際商標の多出願人（企業）

2006 年度国内主要国際商標の多出願人は、（株）イーストソフト、ティーマックスソフト、株式会社イメージストーン、三星電子株式会社、金剛株式会社の順であった。

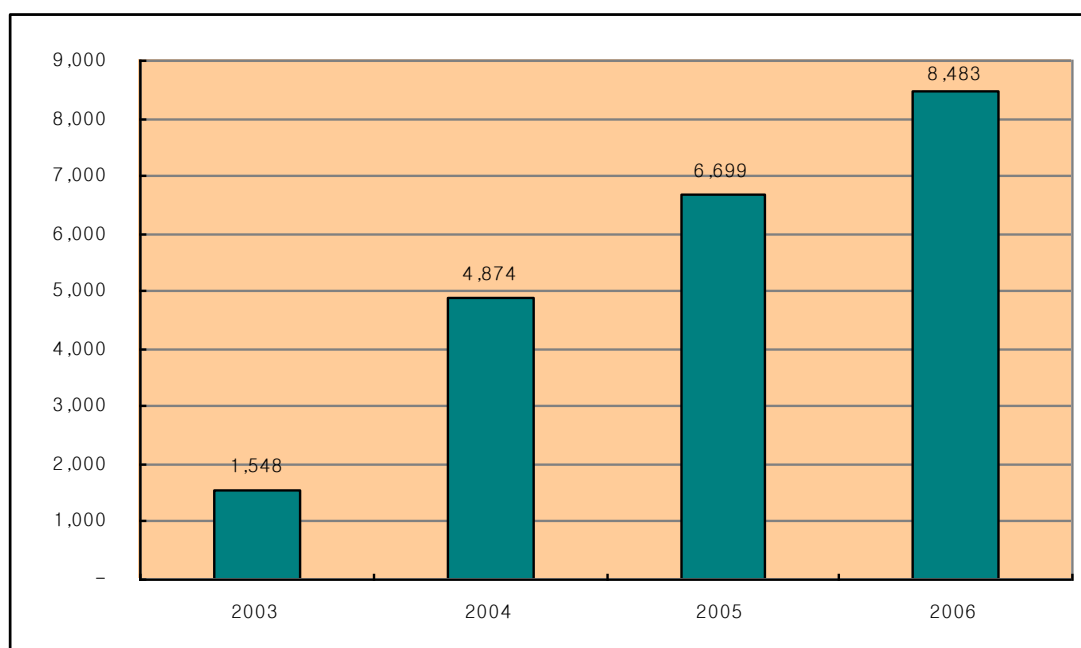
順位	出願人名	出願件数
1	(株) イーストソフト	11
2	ティーマックスソフト	10
3	株式会社イメージストーン	9
4	三星電子株式会社	6
5	金剛株式会社	5

6	(株) ETN ゼウス	4
6	キム・グァンホ (個人)	4

#### ハ. 2006 年の国内指定国官庁の現況

##### 1) 外国人による韓国指定の国際商標登録出願の現況

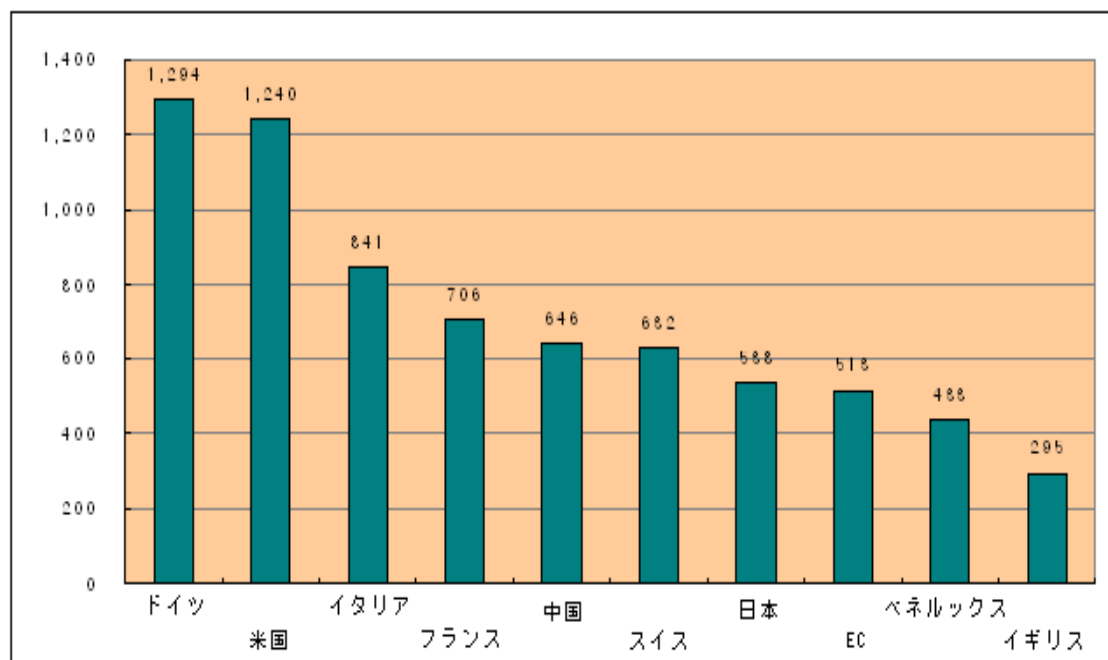
2006 年に韓国を指定した国際商標登録出願及び事後指定件数は 8,483 件で国内商標登録出願件数 (121,464 件) の 7% に当たり、2005 年に比べ 27% 増加した。



※ 資料：WIPO 統計基準

##### 2) 韓国指定 10 大締約国

2006 年に韓国を指定した 10 大締約国 (外国国際商標登録出願人の国籍) はドイツ、米国、イタリア、フランス、中国、スイス、日本の順であった。



※ 資料：WIPO 統計基準

### 3) 韓国指定 10 大国際登録名義人

2006 年に韓国を指定した 10 大国際登録名義人はドイツのジーメンス、オランダのフィリップス電子、スイスのフィリップモリス、ドイツのアウディの順であった。

順位	出願人	国籍	件数
1	Siemens Aktiengesellschaft	ドイツ	36
2	Koninklijke Philips Electronics N.V.	オランダ	34
3	Philip Morris Products S.A.	スイス	27
4	AUDI AG	ドイツ	25
5	Merck KGaA	ドイツ	24
6	ALTANA Pharma AG	ドイツ	23
7	Société des Produits Nestlé S.A.	スイス	22

8	N. V. Organon	オランダ	21
8	Novartis AG	スイス	21
10	CCP hf., Company nr. 450697-3469	アイルランド	19

## ニ. 2007 年の国際商標出願展望

### 1) 内国民の国際商標出願予想件数

2004 年以降過去 3 年間の平均増加率（約 25%）を適用すると、2007 年の出願件数は前年より 52 件増加した 260 件になると予想される。

分析 \ 年度	2003	2004	2005	2006	2007 (予想)
出願件数	108	141	154	208	260
増減率 (%)	—	30.6	9.2	35.1	約 25.0

### 2) 外国人による韓国指定の国際商標登録出願の予想件数

マドリッド国際商標条約加入の 2 年目である 2004 年の 214.9%の増加率を除き、増加率が安定した 2005 年及び 2006 年の平均増加率（32%）を考慮すると、2007 年の出願件数は前年より 2,715 件増加した 11,198 件程度になると予想される。

分析 \ 年度	2003	2004	2005	2006	2007 (予想)
出願件数	1,548	4,874	6,699	8,483	11,198

増減率 (%)	—	214.9	37.4	26.6	約 32.0
---------	---	-------	------	------	--------

#### 4. 国際出願の活用・拡散のための広報強化

##### イ. PCT 国際出願奨励のための冊子発刊及び配布

国内出願に比べ手続きが複雑な PCT 国際出願制度の理解を助け、強力な海外特許を獲得しようとする国内出願人の PCT 国際出願の奨励及び権利化のため、「PCT 方式審査マニュアル」、「PCT 条約及び規則」などを発刊、配布した。

##### ロ. PCT 国際出願説明会の開催

最近進行している PCT 制度の改革動向と展望、PCT 国際出願戦略を紹介し、国際調査・国際予備審査の手続き及び活用要領、PCT 電子出願制度など、PCT 出願実務を提供することで韓国の出願人の PCT 活用の力量を強化するため、ソウル・釜山・富川・光州などを巡回しながら、2005 年より 3 回増えた 10 回の PCT 国際出願説明会を開催した。その結果、弁理士及び洞事務所の職員、企業の職員、個人発明家などが参加した。

##### ハ. マドリッド国際商標の専用ホームページの活用

いつでもどこでも簡単にアクセス可能であり、情報を活用できるようにマドリッド制度のための専用ホームページ (<http://www.madrid.go.kr>) に、国際出願手続きのみならず、マドリッドシステム関連統計資料、WIPO 消息、外国商標制度、刊行物及びセミナー資料などを掲載した。

##### ニ. マドリッド国際商標電子出願への誘導

出願人が家やオフィスから簡単に電子出願できるよう「マドリッド国際商標電子出願マニュアル」を発刊、配布した。また、2006 年に 6 シグマを通じてマドリッド書式作成機

および電子出願プログラムを改善したことにより、前年に比べ 49%が増加した 74%の電子出願率を記録した。

### 第3節 登録

顧客サービス本部登録サービスチーム行政事務官 ジョ・ジョンホ

#### 1. 2006年度の設定登録状況

##### イ. 過去5年間の設定登録現況

2006年の新規設定登録は250,537件であり、前年に比べ26.5%増加した。各権利別にみると<表 I-2-25>から分かるように、特許、デザイン、商標は前年の同期に比べそれぞれ64.0%、0.6%、13.7%の増加をみせたが、実用新案の場合は9.1%減少した。

<表 I-2-25> 過去5年間の設定登録現況

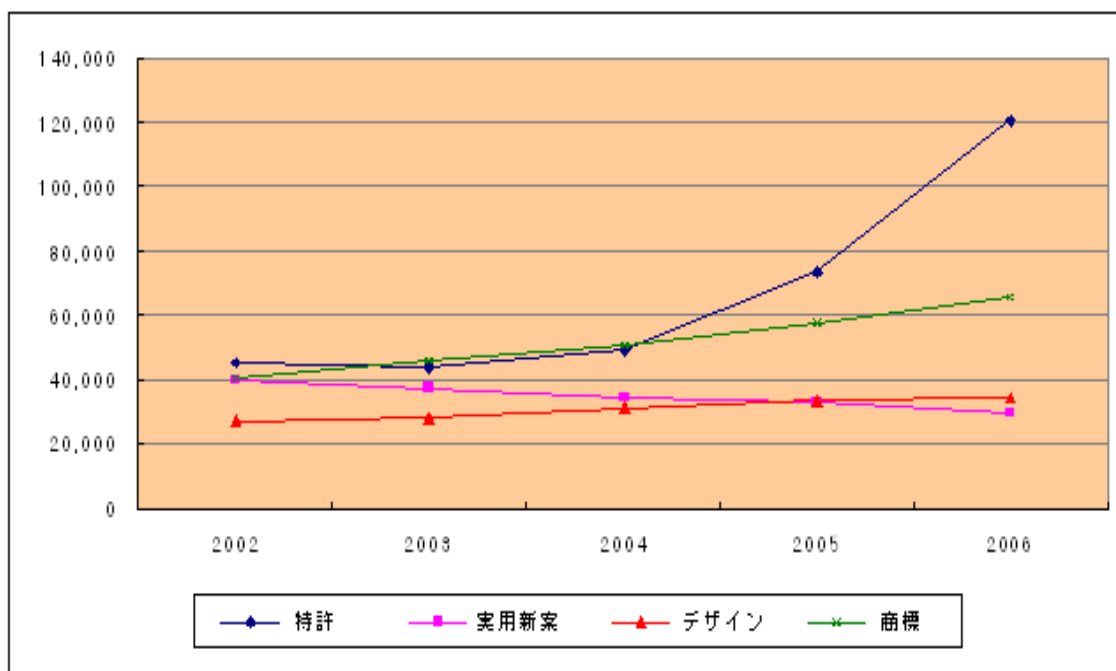
(単位：件、%)

権利別 \ 年度別	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
特許	45,298 (30.6)	44,165 (△2.5)	49,068 (11.1)	73,512 (49.8)	120,782 (64.3)
実用新案	39,957 (△8.9)	37,272 (△6.7)	34,182 (△8.3)	32,716 (△4.3)	29,736 (△9.1)
デザイン	27,235 (46.0)	28,380 (4.2)	31,021 (9.3)	33,993 (9.6)	34,201 (0.6)
商標	40,588 (20.5)	46,023 (13.4)	51,104 (11.0)	57,873 (13.2)	65,818 (13.7)



合計	153,078 (17.0)	155,840 (1.8)	165,375 (6.1)	198,094 (19.8)	250,537 (26.5)
----	-------------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------

注) ( ) 内は前年比の増減比率



## ロ. 権利別設定登録現況

### 1) 産業部門別特許・実用新案の設定現況

2006 年度全体の新規設定登録件数のうち、技術発展の牽引車的役割をする特許・実用新案の登録件数は 150,518 件である。〈表 I-2-26〉のように産業部門別の登録現況を調べてみると、電気通信分野が 47.4%、機械分野が 16.8%であり、他産業分野に比べ比較的高い比重を占めている。化学、土木建設、雑貨はそれぞれ 9.8%、7.4%、5.6%であった。産業部門別の前年比の増減比率を調べてみると、電子通信分野では 74.2%、化学一般分野では 37.2%、採光金属部門では 25.2%とそれぞれ増加した反面、農林水産部門では 0.8%減少し、全体的には 41.7%増加した。

＜表 I-2-26＞ 2006 年度産業部門別特許・実用新案の設定登録現況

(単位：件、%)

区分	機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採光金属	飲料衛生	事務用品 印刷	農林水産	雑貨	合計
登録	25,324	14,717	2,889	71,862	11,116	4,000	8,450	1,454	2,288	8,418	150,518
占有率	16.8	9.8	1.9	47.7	7.4	2.7	5.6	1.0	1.5	5.6	100.0
前年 対比	19.4	37.2	16.2	74.2	24.3	25.2	25.1	7.5	△0.8	5.3	41.7

## 2) 部門別デザイン登録現況

2006 年度のデザイン新規設定登録件数は計 34,201 件である。＜表 I-2-27＞のように部門別登録占有比率を調べてみると、住宅設備用品分野が 15.9%、土木及び建築用品分野が 14.3%、電気電子機械器具及び通信機械器具分野が 14.0%、事務用品及び販売用品分野が 11.4%であった。また、部門別の前年比増減比率を調べてみると、電気電子機械器具及び通信機械器具分野では 12.3%、住宅設備用品分野と事務用品及び販売用品分野ではそれぞれ 12.2%増加した反面、趣味娯楽及び運動競技用品分野では 23.2%、生活用品分野では 5.5%減少し、全体的には 0.6%増加した。

＜表 I-2-27＞ 2006 年度部門別デザイン登録現況

(単位：件、%)

区分	製造 嗜好 食品	衣服 身の 回り 品	生活 用品	住宅設 備用品	趣味 娯楽 及び 運動 競技 用品	事務 用品 及び 販売 用品	運輸 又は 運搬 機械	電気 電子 機械 器具 及び 通信 機械 器具	一般 機械 器具	産業 用 機械 器具	土木 及び 建築 用品	その 他 基礎 食品	計

件数	101	2,807	3,788	5,431	691	3,911	1,590	4,780	1,179	1,741	4,894	3,288	34,201
占有率	0.3	8.2	11.1	15.9	2.0	11.4	4.6	14.0	3.5	5.1	14.3	9.6	100.0
前年対比	-	1.7	△ 5.5	12.2	△ 23.2	12.2	9.4	12.3	2.3	5.2	2.6	10.8	0.6

### 3) 部門別商標登録の現況 (NICE 分類)

2006年度の商標新規設定の登録件数は65,818件であり(〈表 I-2-28〉参照)、部門別登録占有率を調べてみると、サービス業分野が25.8%、化学品分野が16.7%、機械分野が15.8%などの順であった。部門別前年比の増減比率を調べてみると、楽器分野が41.2%、一般金属分野が23.3%、化学品分野が16.4%増加するなど、全体的に13.7%増加した。

〈表 I-2-28〉 2006年度部門別商標登録現況

(単位：件、%)

区分	化学品	一般金属	機械	繊維	家具	貴金属	楽器	紙	菓子	ゴム	サービス業	その他	計
件数	11,012	2,077	10,380	5,662	2,462	2,854	1,930	2,619	9,458	388	16,976	—	65,818
占有率	16.7	3.2	15.8	8.6	3.7	4.3	2.9	4.0	14.4	0.6	25.8	—	100.0
前年比	16.4	23.3	12.5	7.1	10.8	15.4	41.2	7.2	12.9	32.4	12.9	—	13.7

#### ハ. 個人・法人別の登録現況

2006年度の設定登録件数を個人・法人別に区分すると(〈表 I-2-29〉参照)、個人登録が27.7%、法人登録が72.3%であることが分かる。権利別にみると、特許の場合には個人登録が11.2%、法人登録が88.8%と法人登録の比率が非常に高い。これは産業の高度化と構造的な変化・調整により、資本力と体系的な研究基盤が備わっている大手企業の研究所などが産業財産権の発展を主導しているためである。デザインと商標も開発能力を

備えた法人の登録比率が高いが、個人の産業財産権に対する認識の変化と個人出願人に対する出願登録料などの各種手数料の減免拡大などにより、個人登録についても一定の比率を維持している。但し、実用新案の場合、個人の登録比率が 62.9%と法人の登録比率（37.1%）を大きく上回るのは、特許に比べて相対的に高度でない発明や先登録制度による登録の相対的容易性に起因するものと考えられる。

<表 I-2-29> 2006 年度個人・法人別登録現況

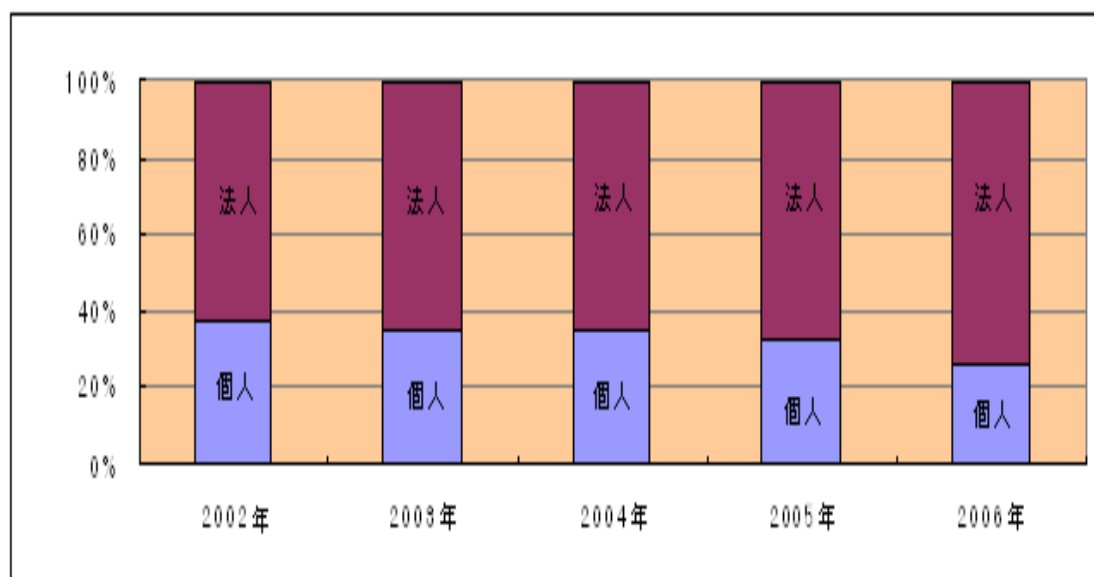
区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	13,507	11.2%	107,275	88.8%	120,782	100.0%
実用新案	18,696	62.9%	11,040	37.1%	29,736	100.0%
特許・実用新案小計	32,203	21.4%	118,315	78.6%	150,518	100.0%
デザイン	14,442	42.2%	19,759	57.8%	34,201	100.0%
商標	19,103	29.0%	46,715	71.0%	65,818	100.0%
計	65,748	26.2%	184,789	73.8%	250,537	100.0%

過去5年間の個人・法人別の登録推移を調べてみると<表 I-2-30>から分かるように、2002～2005年までは法人の登録比率が60%の線を維持しながら徐々に増加し、2006年には70%代に上った。これからも法人の登録比率が漸進的に上昇するものと予想される。

＜表 I-2-30＞ 過去5年間の個人・法人別登録現況

(単位：件、%)

区分	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	前年対比
個人	56,443 (36.9)	55,117 (35.4)	57,635 (34.9)	64,936 (32.8)	65,748 (26.2)	1.3
法人	96,635 (63.1)	100,723 (64.6)	107,740 (65.1)	133,158 (67.2)	184,789 (73.8)	38.8



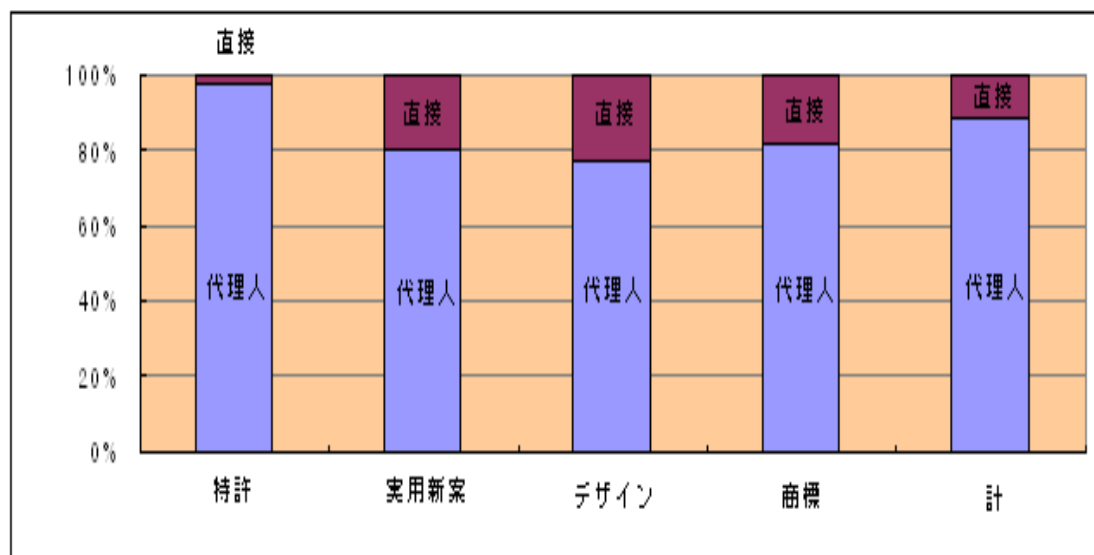
## 二. 代理人の有無別登録現況

登録時の代理人の有無を調べてみると、＜表 I-2-31＞のように代理人の登録比率が88.6%、直接登録比率が11.4%を占めている。権利別には特許が97.7%と他の権利に比べ代理人の選任比率が高いことが分かる。

＜表 I-2-31＞ 2006 年度代理人の有無別登録現況

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		計	
	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録
件数	118,001	2,781	23,681	6,055	26,588	7,613	53,690	12,128	221,960	28,577
構成比	97.7	2.3	79.6	20.4	77.7	22.3	81.6	18.4	88.6	11.4



## ホ. 内・外国人別登録現況

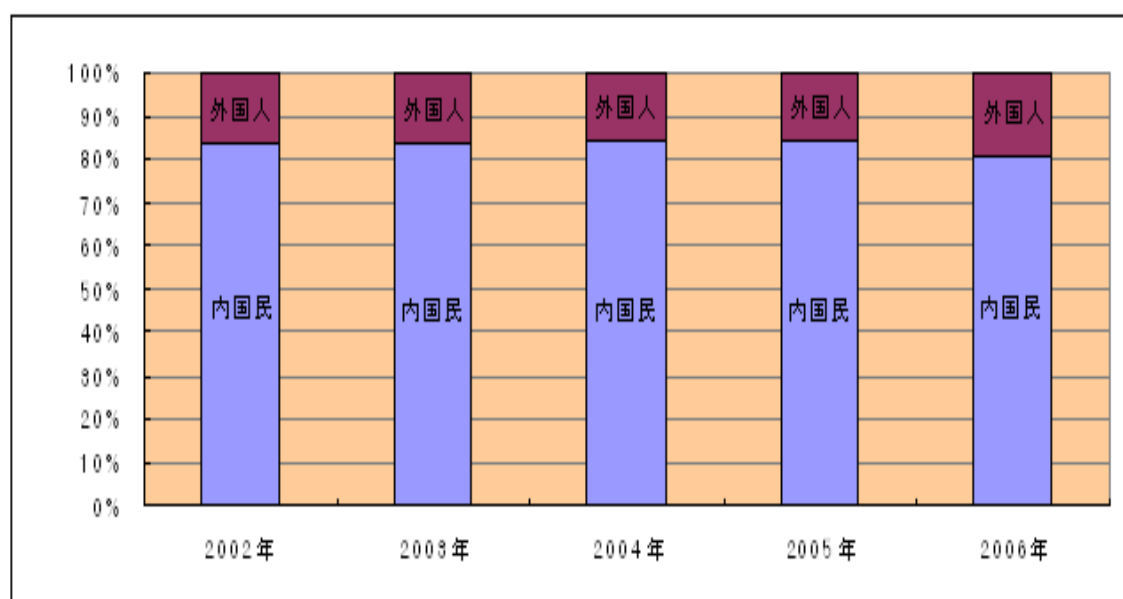
2006 年の設定登録現況を内・外国人別に区分してみると＜表 I-2-32＞のように内国民が 202,650 件 (80.9%)、外国人が 47,887 件 (19.1%) であることが分かる。内国民の登録比率は前年に比べ 21.8% 増加した反面、外国人の登録比率は前年に比べ 50.7% 増加し、外国人登録の増加傾向が著しい一年であった。

＜表 I-2-32＞ 過去5年間の内・外国人別登録現況

(単位：件、%)

区分	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	前年比
内国民	127,588 (83.3)	130,520 (83.8)	139,549 (84.4)	166,315 (84.0)	202,650 (80.9)	21.8
外国人	25,490 (16.7)	25,320 (16.2)	25,826 (15.6)	31,779 (16.0)	47,887 (19.1)	50.7
合計	153,078 (100.0)	155,840 (100.0)	165,375 (100.0)	198,094 (100.0)	250,537 (100.0)	26.5

注) ( ) 内は占有比率



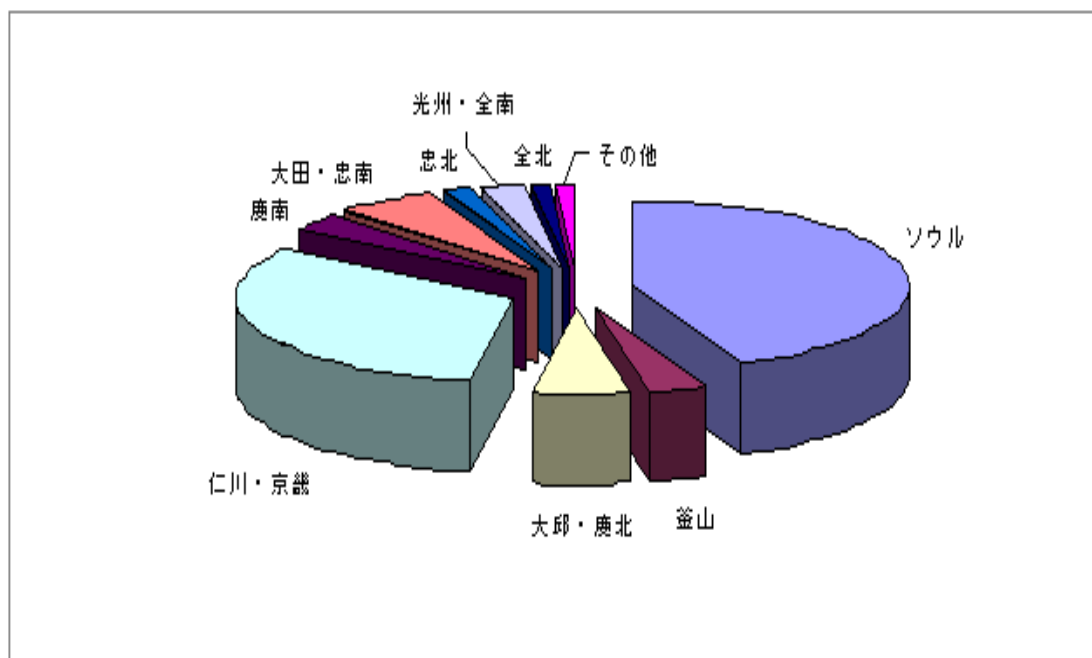
## へ. 内国民の地域別登録現況

2006年度の内国民登録現況を＜表 I-2-33＞のように地域別に区分してみると、ソウル地域が 43.6%、仁川・京畿地域が 32.2%、大田・忠南地域が 6.1%、大邱・慶北地域が 5.5%、釜山地域が 3.3%の順であった。

＜表 I-2-33＞ 2006 年度市道別登録件数

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱・慶北	仁川・京畿	慶南	大田・忠南	忠北	光州・全南	全北	その他	合計
登録件数	30,293	2,103	11,157	65,308	6,087	12,306	3,226	4,830	2,363	2,265	202,650
構成比	43.6	3.3	5.5	32.2	3.0	6.1	1.6	2.4	1.2	1.1	100.0



## ト．外国別の設定登録現況

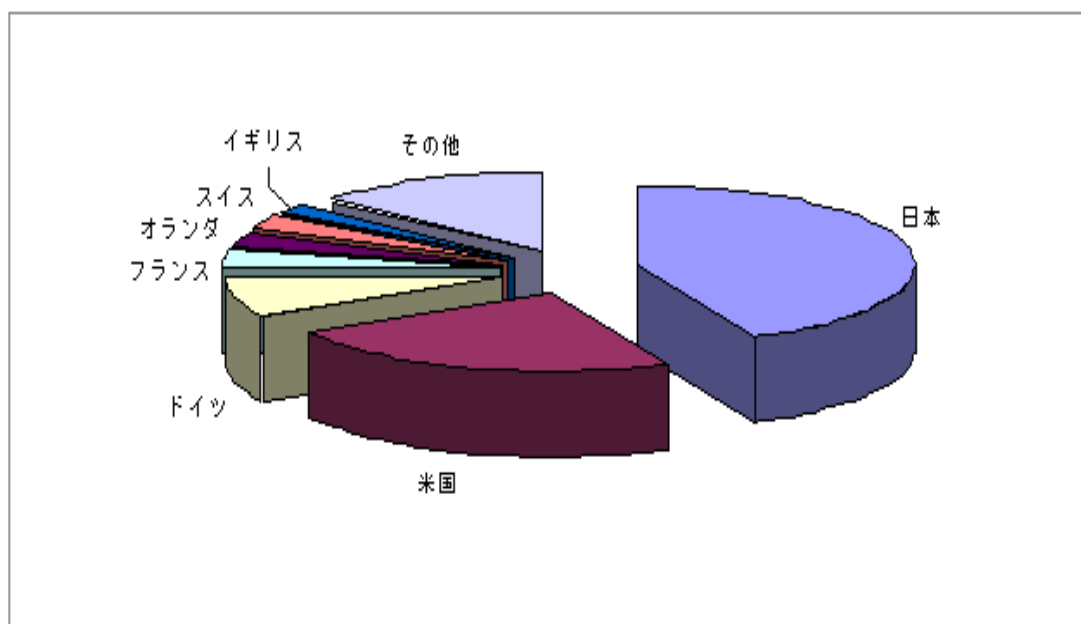
2006 年度の新規設定登録件数のうち、外国人登録を＜表 I-2-34＞のように国別に調べてみると、計 47,887 件のうち、日本が 20,574 件（43.0%）、米国が 11,350 件（23.7%）とこの 2ヶ国の登録件数が大半を占めている。外国人登録件数のうち、国別、権利別の上位国を調べてみると、日本、米国、ドイツは特許及び実用新案が相対的に多い反面、フランス、イギリス、スイス、オランダは商標登録が多いことが分かる。



＜表 I-2-34＞ 2006 年度外国の国家別設定登録現況

(単位：件、%)

区分	日本	米国	ドイツ	フランス	オランダ	スイス	イギリス	その他	合計
登録	20,574	11,350	3,902	1,884	1,368	1,270	1,031	6,508	47,887
構成比	43.0	23.7	8.1	3.9	2.9	2.7	2.2	13.5	100.0



## チ. 多登録企業の現況

2006 年度の設定登録現況を内国民中の多登録企業別に調べてみると、三星電子（株）、LG 電子（株）、三星 SDI（株）などの順であった。多登録順位 20 位内には電子企業が 12 個入っており、これは電子分野が特許技術を主導していることに起因する。

＜表 I-2-35＞ 2006 年度国内の多登録企業現況

(単位：件)

順位	企業名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	三星電子（株）	12,201	2	1,078	102	13,383
2	LG電子（株）	9,173	22	620	159	9,974
3	三星SDI（株）	4,075	0	0	1	4,076
4	現代自動車（株）	2,844	3	321	48	3,216
5	（株）ハイニックス半導体	2,616	0	0	1	2,617
6	東部エレクトロニクス（株）	2,083	0	0	0	2,083
7	韓国電子通信研究院	1,964	0	0	12	1,976
8	SKテレコム（株）	1,015	4	12	362	1,393
9	（株）大宇エレクトロニクス	1,050	1	278	24	1,353
10	三星電気（株）	1,166	0	31	5	1,202
11	現代モービス（株）	636	0	494	16	1,146
12	（株）ポスコ	903	0	2	15	920
13	LGフィリップスLCD（株）	902	0	0	1	903
14	（株）LG化学	353	38	407	60	858
15	（株）ペンテック	688	16	113	3	820
16	（株）LG生活健康	150	7	257	393	807
17	（株）アモーレパシフィック	24	75	170	482	751
18	起亜自動車（株）	554	1	168	28	751
19	（株）太平洋	27	102	150	432	711
20	（株）KT	585	11	16	96	708

## 2. 年次登録現況

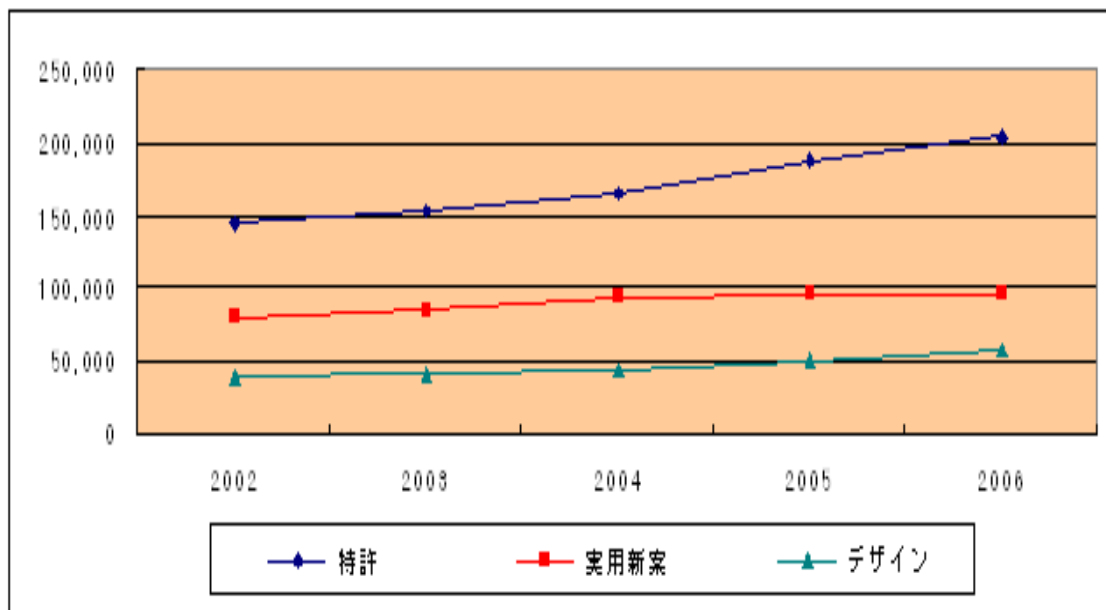
産業財産権は新規設定登録以降にも所定の年次登録料を権利の存続期間の間納付しなければ権利として存続できない。年次登録は権利者の産業財産権の保有・活用意志を示す指標であり、2006年には358,393件の年次登録があり、これは前年に比べ7.5%増加したものである（＜表 I-2-36＞参照）。権利別には特許、実用新案、デザインがそれぞれ9.6%、1.0%、12.6%増加した。

＜表 I-2-36＞ 過去5年間の権利別年次登録現況

(単位：件)

権利別 \ 年度別	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
特許	143,550 (38.3)	154,575 (7.7)	165,648 (7.2)	186,949 (12.9)	204,927 (9.6)
実用新案	79,620 (29.9)	85,776 (7.7)	92,952 (8.4)	96,077 (3.4)	97,006 (1.0)
デザイン	38,465 (9.7)	40,725 (5.9)	43,741 (7.4)	50,149 (14.6)	56,460 (12.6)
合計	261,635 (30.7)	281,076 (7.4)	302,341 (7.6)	333,175 (10.2)	358,393 (7.5)

注) ( ) 内は前年対比の増減率



### 3. 存続権利現況

韓国の産業財産権登録は1948年の11件（特許4件、実用新案2件、デザイン5件）から始め、2006年末には計2,409,801件が登録されている（<表 I-2-37>参照）。このうち、存続件数は1,420,595件で、存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などによって消滅された権利は989,206件であり、全体登録件数の41.0%に上る。内国民と外国人別の登録件数を調べてみると、内国民の場合は計1,896,279件の登録件のうち、42.3%に当たる801,862件が消滅され、存続権利は1,094,417件で全体の57.7%に当たる。外国人の場合は計513,522件のうち、36.5%に当たる187,344件が消滅され、存続権利は326,178件で全体の63.5%を占めている。

＜表 I-2-37＞ 2006 年度の存続権利の現況

権利		外国人		内国民		計	
		件数	%	件数	%	件数	%
特許	登録	419,609	100.0	232,997	100.0	652,606	100.0
	消滅	89,606	21.4	88,285	37.9	177,891	27.3
	存続	330,003	78.6	144,712	62.1	474,715	72.7
実用新案	登録	418,625	100.0	15,471	100.0	434,096	100.0
	消滅	250,780	59.9	11,847	76.6	262,627	60.5
	存続	167,845	40.1	3,624	23.4	171,469	39.5
デザイン	登録	438,614	100.0	36,246	100.0	474,860	100.0
	消滅	278,131	63.4	19,688	54.3	297,819	62.7
	存続	160,483	36.6	16,558	45.7	177,041	37.3
商標	登録	619,431	100.0	228,808	100.0	848,239	100.0
	消滅	183,345	29.6	67,524	29.5	250,869	29.6
	存続	436,086	70.4	161,284	70.5	597,370	70.4
合計	登録	1,896,279	100.0	513,522	100.0	2,409,801	100.0
	消滅	801,862	42.3	187,344	36.5	989,206	41.0
	存続	1,094,417	57.7	326,178	63.5	1,420,595	59.0

## 4. 国際商標（マドリッド）登録現況

韓国がマドリッド議定書に加入して以降、2004年4月27日に初めて国際商法を登録し、2004年には652件、2005年には3,070件、2006年には4,307件を登録した。その結果、

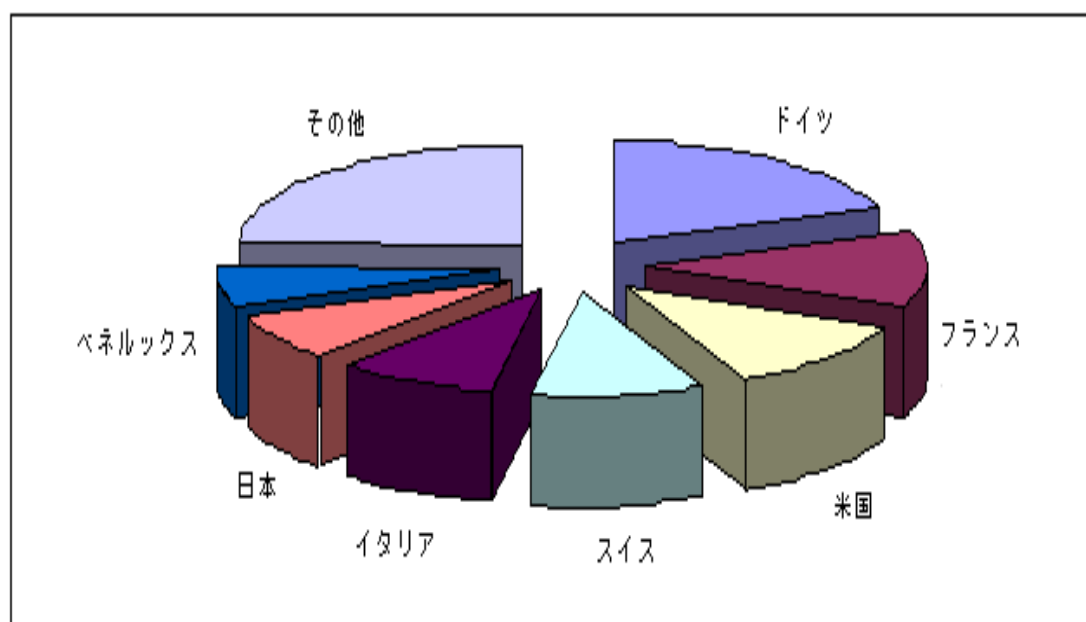
2006 年末には計 8,909 件の登録があった。国際商標の国別占有率を調べてみると米国と日本やドイツ、フランス、スイス、イタリアなどのヨーロッパの国々がほとんどを占めている（＜表 I-2-38＞参照）。

2004 年度には新規設定登録業務のみを行っていたが、2005 年以降からは国際商標登録に関する商標権の移転、変更、放棄などの諸般登録業務も平行して行っており、国際商標の登録件数も持続的に増加するものと予想される。

＜表 I-2-38＞ 2006 年度の国家別国際商標（マドリッド）登録現況

（単位：件、％）

区分	ドイツ	フランス	米国	スイス	イタリア	日本	ベネルックス	その他	合計
登録	1,750	1,044	1,034	883	804	643	600	2,151	8,909
構成比	19.7	11.7	11.6	9.9	9.0	7.2	6.8	24.1	100.0



## 5. 登録証発給対象の拡大及び英文登録証の発給

## イ. 導入背景

これまでは登録証の再交付は登録証の紛失、破損した場合に限られていた。これは登録証自体は権利関係を表す証書ではなく、単純に権利者と発明者の事項を記載した設定登録当時の事実関係を表示したものに過ぎず、権利関係の変動は登録原簿で管理するという理由からであった。最近では権利者事項または権利関係の変動がある場合、正当な手続きで権利を取得したにもかかわらず、現在の権利者本人の名前ではなく、設定登録当時の権利者として登録証を発行してもらうことは不合理であるという論議が提起され、登録証の発行対象を拡大する必要が出てきた。

## ロ. 主要内容

登録証が設定登録当時の情報を表示したものに過ぎないのではなく、現在の権利者を表示する必要があるという社会的な要請を受容し、2006年5月1日から特許権の移転により、特許権者の名義が変更された場合、申請によって新しい権利者の名義で再発行している。また、携帯用特許証と英文特許証も申請によって発行しており、ビジネス相談などで権利の確認を容易にし、グローバル社会で個人の財産権行使に役立っている。

## ハ. 期待効果

登録証による権利所有事実の表示により、事業上の活用など様々な需要に応えられるようになった。また、英文登録証及び携帯用登録証の発行により、顧客便宜の増進に寄与するものと期待される。

## 6. 登録税（地方税）納付期限の変更

### イ. 導入背景

商標権の設定、特許権などの移転登録のためには「特許料などの徴収規則」に規定された‘特許料’を特許庁に納付すると共に、「地方税法」による‘登録税’を管轄市・郡・区に納付することになっていた。請願人が特許庁と地方税管轄官庁の両方を訪問する不便を解消するため、2005年7月1日から特許庁が登録税を特別徴収している。

しかし、特許などの関連特許料は‘登録申請の翌日まで’、登録税は‘登録申請の当日まで’と、登録料と登録税の納付締切日が異なっており、特許庁では登録料と登録税の統合徴収制度の導入時からこのような問題を解決しようと関係機関と数回に渡り協議したが、意見の一致がみられず、金融機関の業務終了時間である16時30分を基準に、16時30分以前に登録申請した場合には申請の当日まで、16時30分以降に申請した場合には申請の翌日まで“登録税”を納付するという奇妙な形態を維持してきた。

特許顧客のほとんどは全ての特許関連登録料が“申請の翌日まで”納付すればいいものと思っており、特許庁の広報及び案内にもかかわらず“登録税は登録申請の当日に納付しなければならない”ことを知らず、納付期間の経過により、権利が消滅される事例が頻繁に起きている。そのため、顧客の便宜を向上させようとした統合徴収の意図は台無しになり、関連制度の改善が必要になっている。

#### ロ. 主要内容

地方税法施行令の改正を通じ、2007年1月1日から登録税の納付日を特許関連登録料と同様に設定登録申請日の翌日までに変更した。

#### ハ. 期待効果

登録税の納付期限が登録料の納付期限と一致したため、今後の顧客便宜及び権益保護に大きく寄与するものと予想される。



## 第4節 審査

### 1. 総括

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 ベク・オンギ

2006年の審査処理の総件数は415,506件であり、前年度の346,144件より20.2%増加した。権利別に調べてみると、特許が195,398件、商標が128,144件、デザインが46,381件であり、前年に比べてそれぞれ49.0%、2.9%、13.6%増加した。一方、実用新案は45,270件となり、前年に比べ8.2%減少した。

このように審査処理件数が増加したのは、先行技術調査の外注サービスの拡大、成果主義経営による審査処理実績の最大化、6シグマ経営などによる審査プロセスの効率化、特許行政情報化システムの高度化などを持続的に努力すると同時に、2003年から2005年までの間に333名の大規模な審査官増員を行ったことに起因していると分析される。

<表 I-2-39> 権利別審査処理現況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
1999	86,978	57,722	144,700	26,324 (28,553)	72,908 (93,427)	243,932 (266,680)
2000	68,338	68,779	137,117	27,540 (29,446)	83,358 (110,181)	248,015 (276,744)
2001	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,040)	267,372 (305,380)

2003	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)
2005	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006	195,398	45,270	240,668	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,506 (461,082)

- 注) 1. その他処分（審査請求前の取り下げ、放棄、無効など）を含む。
2. 1999年までは審査終結基準であり、2000年度以降は1次審査処理基準である。
3. デザイン、商標の場合、（ ）内は複数デザイン、多類基準である。

## 2. 特許及び実用新案

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 ベク・オンギ

## イ. 特許出願審査

2006 年の特許出願の 1 次審査処理件数は 19 万 5,398 件であり、2005 年に比べ 49.0% 増加した。このうち、20.2%に該当する 3 万 9,441 件が 1 次審査と同時に登録決定され、77.9%に該当する 15 万 2,279 件に対しては意見提出通知を行い、1 次審査に要する期間は世界最速の 9.8 ヶ月を達成した。

＜表 I-2-40＞ 特許出願の 1 次審査処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	意見提出 通知など	取り下げ ・放棄	審査処理期間
2002 年 (構成比)	79,414 (100)	19,520 (24.6)	57,310 (72.1)	2,584 (3.3)	22.6 ヶ月
2003 年 (構成比)	93,433 (100)	19,505 (20.9)	71,526 (76.5)	2,402 (2.6)	22.1 ヶ月
2004 年 (構成比)	98,404 (100)	19,952 (20.3)	75,493 (76.7)	2,959 (3.0)	21.0 ヶ月
2005 年 (構成比)	131,115 (100)	21,860 (16.7)	106,506 (81.2)	2,749 (2.1)	17.6 ヶ月
2006 年 (構成比)	195,398 (100)	39,441 (20.2)	152,279 (77.9)	3,678 (1.9)	9.8 ヶ月

2006 年の特許審査最終処理件数は 2005 年に比べ 47.9%増加した 17 万 4,636 件であり、このうちの 72.9%に該当する 12 万 7,301 件を登録決定し、25.0%に該当する 4 万 3,657 件を拒絶決定した。2005 年の場合と比べると、登録決定率は 6.5%増加し、拒絶決定率は 6.3%減少したことが分かる。出願の取り下げ、放棄、無効は 3,678 件で、全体審査最終

処理両の 2.1%に当たり、2005 年度に比べ 0.2%減少した。特に、登録決定率が 2005 年度より 6.5%増加したのは、イ) 意見書、補正書の提出率、代理人の選任率が前年よりそれぞれ 3.5%、0.8%高い 85.0%、94.4%となるなど、出願人の積極的な対応意識が芽生えたこと、ロ) 登録決定率が高い半導体、通信分野の審査終結件数が前年に比べ大幅に増加したこと、ハ) 訪問審査サービス、請求項別審査など、審査官のポジティブな審査サービスが提供されたことに起因するものと考えられる。

＜表 I-2-41＞ 特許出願の審査終結処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取り下げ・ 放棄・無効
2002 年 (構成比)	77,635 (100)	49,478 (63.7)	24,545 (31.6)	3,612 (4.7)
2003 年 (構成比)	79,980 (100)	48,047 (60.1)	28,077 (35.1)	3,856 (4.8)
2004 年 (構成比)	90,397 (100)	54,551 (60.3)	31,424 (34.8)	4,422 (4.9)
2005 年 (構成比)	118,092 (100)	78,397 (66.4)	36,946 (31.3)	2,749 (2.3)
2006 年 (構成比)	174,636 (100)	127,301 (72.9)	43,657 (25.0)	3,678 (2.1)

このように 1 次審査処理量と審査終結処理量が大きく増加したことは、審査処理期間の短縮のために審査着手の件数を増やただけでなく、顧客満足度の向上のために処理が遅延している中間書類を迅速に処理した結果であると考えられる。

#### ロ. 実用新案出願審査

旧実用新案出願は、実用新案先登録制度の施行（1999 年 7 月）以前に出願された物量の審査請求区分に対して審査が行われたため、その量が急激に減少し、1 次審査は 2002

年に 3,879 件、2004 年に 866 件、2006 年には 10 件に過ぎなかった。

<表 I-2-42> 旧実用新案出願の 1 次審査処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	意見提出 通知など	取り下げ ・放棄
2002 年 (構成比)	3,879 (100)	1,538 (39.6)	2,168 (55.9)	173 (4.5)
2003 年 (構成比)	2,230 (100)	701 (31.4)	1,509 (67.7)	20 (0.9)
2004 年 (構成比)	866 (100)	238 (27.5)	612 (70.7)	16 (1.8)
2005 年 (構成比)	17 (100)	2 (11.8)	15 (88.2)	—
2006 年 (構成比)	10 (100)	—	10 (100.0)	—

旧実用新案の審査終結処理件数も 2002 年に 5,893 件、2004 年に 1,296 件のように減少し続け、2006 年には 7 件に過ぎなかった。登録決定率も 2002 年には 60.0%と高かったが、2004 年には 52.0%、2006 年には 49.2%と低下し続けている。

<表 I-2-43> 旧実用新案出願の審査終結処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取り下げ ・放棄
2002 年 (構成比)	5,893 (100)	3,299 (60.0)	2,421 (41.1)	173 (2.9)
2003 年 (構成比)	2,484 (100)	1,410 (56.8)	1,054 (42.4)	20 (0.8)

2004 年 (構成比)	1,296 (100)	674 (52.0)	606 (46.8)	16 (1.2)
2005 年 (構成比)	158 (100)	84 (53.2)	74 (46.8)	—
2006 年 (構成比)	7 (100)	3 (42.9)	4 (57.1)	—

2006 年の実用新案先登録出願は 2005 年に比べ 7.3%減少した 3 万 3,935 件に対する基礎的要件を審査した。そのうち 72.7%に当たる 2 万 4,677 件に対して設定登録を依頼し、27.3%に当たる 9,256 件に対しては補正命令などを通知した。2006 年の実用新案先登録出願の技術評価は 2005 年に比べ 15.4%減少した 1 万 1,293 件を処理した。そのうち、70.9%に当たる 8,006 件の登録維持を決定し、29.1%に当たる 3,287 件の登録取り消しを決定した。

<表 I-2-44> 実用新案先登録出願の審査現況

(単位：件、%)

区分	基礎的要件審査				技術評価		
	登録依頼	補正命令 など	取り消し ・無効	計	登録維持	登録 取り消し	計
2002 年 (構成比)	36,632 (80.6)	8,289 (18.3)	507 (1.1)	45,428 (100)	11,288 (67.5)	5,444 (32.5)	16,732 (100)
2003 年 (構成比)	37,096 (80.0)	8,742 (18.9)	510 (1.1)	46,348 (100)	9,483 (65.9)	4,907 (34.1)	14,390 (100)
2004 年 (構成比)	29,482 (78.2)	7,502 (19.9)	646 (1.7)	37,694 (100)	9,686 (67.2)	4,730 (32.8)	14,416 (100)
2005 年 (構成比)	27,717 (75.7)	8,770 (24.0)	105 (0.3)	36,592 (100)	8,868 (66.4)	4,485 (33.6)	13,353 (100)
2006 年 (構成比)	24,677 (72.7)	9,256 (27.3)	2 (0.0)	33,935 (100)	8,006 (70.9)	3,287 (29.1)	11,293 (100)

注) 技術評価における一部登録維持は登録維持に含まれる。

2006年に作成したPCT国際調査報告書は2005年に比べ30.3%増加した4,753件であった。また、PCT予備審査報告書は2005年に比べ24.1%減少した639件を作成し、そのうちの15.5%に当たる99件に対しては見解書を作成した。

<表 I-2-45> PCT国際調査及び予備審査の件数

(単位：件)

年度	国際調査			予備審査	
	国際調査報告書	副作成宣言書	見解書	予備審査報告書	見解書
2002	2,165	16	—	1,135	536
2003	2,327	12	—	1,310	543
2004	2,932	19	1,927	1,035	448
2005	3,649	14	3,663	842	237
2006	4,753	35	4,788	639	99

## 3. 商標及びデザイン

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム書記官 イ・チュンム

## イ. 商標登録出願審査

商標登録出願の1次審査処理量は前年度に比べ0.6%増加した172,045件であり、そのうちの51.7%に当たる88,931件は公告決定、47.2%に当たる81,126件は意見提出通知の処理を行った。1次審査処理期間は審査期間を短縮するための審査官の積極的な努力により、2006年末には5.9ヶ月となり、2005年末の7.3ヶ月に比べ1.4ヶ月短縮された。

<表 I-2-46> 商標登録出願の1次審査処理現況

(単位：件、%)

区分	計	公告	意見提出	その他	審査処理期間
2006年 (構成比)	172,045 (100)	88,931 (51.7)	81,126 (47.2)	1,988 (1.2)	5.9ヶ月
2005年 (構成比)	171,000 (100)	80,128 (46.9)	88,864 (51.9)	2,008 (1.2)	7.3ヶ月

注) 多類商標基準

審査を終結した量は170,526件であり、前年に比べ2.4%増加した。そのうち76.3%に当たる130,175件が登録決定され、登録決定率は前年より3.3%p増加した。一方で拒絶決定の件数は40,351件であり、全体審査終結処理量の23.7%に上った。



＜表 I-2-47＞ 商標登録出願の審査終結処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2006年 (構成比)	170,526 (100)	130,175 (76.3)	40,351 (23.7)
2005年 (構成比)	166,554 (100)	121,552 (73.0)	45,002 (27.0)

注) 多類商標基準

## ロ. デザイン登録出願審査

デザイン登録出願の1次審査処理量は前年度に比べ15.2%増加した48,369件であり、そのうち64.8%に当たる31,335件は登録決定、35.0%に当たる16,910件は意見提出通知の処理を行った。1次審査処理期間は2006年末には5.9ヶ月と2005年末の6.7ヶ月より0.8ヶ月短縮された。

＜表 I-2-48＞ デザイン登録出願の1次審査処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	意見提出	その他	審査処理期間
2006年 (構成比)	48,369 (100)	31,335 (64.8)	16,910 (35.0)	124 (0.2)	5.9ヶ月
2005年 (構成比)	41,987 (100)	27,505 (65.5)	14,452 (34.4)	30 (0.1)	6.7ヶ月

注) 複数デザイン基準

審査を終結した量は47,211件で前年度より9.3%増加した。そのうち89.3%に当たる42,183件は登録決定され、登録決定率は前年度より0.5%p増加した。一方、拒絶決定件数は5,028件であり、全体の10.7%を占めた。

＜表 I-2-49＞ デザイン登録出願の審査終結処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定
2006 年 (構成比)	47,211 (100)	42,183 (89.3)	5,028 (10.7)
2005 年 (構成比)	43,197 (100)	38,369 (88.8)	4,828 (11.2)

注) 複数デザイン基準

## 第5節 審判

特許審判院審判行政チーム技術書記官 イム・ホスン

### 1. 審判請求及び処理現況

#### イ. 権利別審判請求及び処理件数の現況

審判請求件数は 2006 年には 15,491 件となり、前年に比べ 21.5%増加した。権利別には特許が 36.2%、実用新案が△2.7%、デザインが 4.8%、商標が 3.5%という増減率を示した。審判請求件数増加の原因は審査処理件数の増加と知的財産が核心成長動力として位置づけられ、知的財産に対する関心度が高まったためと判断される。

審判処理件数は 2006 年には 15,336 件と前年に比べ 28.7%の増加率を見せた。そのうち特許処理件数は 9,793 件で、前年に比べ 49%の高い増加率を示している。このように審判処理件数が前年に比べ大幅に増加したのは、審判員の増員、特許・実用新案と商標・デザイン間審判部の調整、審判プロセスの改善などに起因するものである。

<表 I-2-50> 審判請求及び処理件数の現況

(単位：件)

区分		1998	1999	2000	2001	2002
請求	特許	2,277	3,298 (44.8)	1,994 (△39.5)	3,004 (50.7)	3,376 (12.4)
	実用 新案	758	783 (3.3)	591 (△24.5)	904 (53.0)	887 (△1.9)
	デザ イン	584	629 (7.7)	508 (△19.2)	526 (3.5)	559 (6.3)

	商標	2,762	2,703 (△2.1)	2,403 (△11.1)	2,594 (7.9)	2,907 (12.1)
	計	6,381	7,413 (16.2)	5,496 (△25.9)	7,028 (27.9)	7,729 (10.0)

区分		2003	2004	2005	2006
請求	特許	3,821 (13.2)	4,798 (25.6)	7,142 (48.8)	9,725 (36.2)
	実用 新案	788 (△11.2)	827 (4.9)	786 (△5.0)	765 (△2.7)
	デザ イン	594 (6.3)	544 (△8.4)	480 (△11.8)	503 (4.8)
	商標	3,195 (9.9)	3,498 (9.5)	4,346 (24.2)	4,498 (3.5)
	計	8,398 (8.7)	9,667 (15.1)	12,754 (31.9)	15,491 (21.5)

区分		1998	1999	2000	2001	2002
処理	特許	2,264	2,481 (9.6)	2,413 (△2.7)	2,415 (0.1)	3,022 (25.1)
	実用 新案	1,137	729 (△35.9)	550 (△24.6)	608 (10.5)	766 (26.0)
	デザイン	1,091	696 (△36.2)	525 (△24.6)	546 (4.0)	457 (△16.3)

	商標	3,328	3,373 (1.4)	2,591 (△23.2)	2,426 (△6.4)	2,645 (9.0)
	計	7,820	7,279 (△6.9)	6,079 (△16.5)	5,995 (△1.4)	6,890 (14.9)

区分		2003	2004	2005	2006
処理	特許	2,836 (△6.2)	4,051 (42.8)	6,572 (61.9)	9,793 (49.0)
	実用 新案	728 (△5.0)	876 (20.3)	1,041 (18.8)	857 (△17.7)
	デザイン	570 (24.7)	585 (2.6)	518 (△11.5)	465 (△10.2)
	商標	2,986 (12.9)	3,363 (12.6)	3,788 (12.6)	4,221 (11.4)
	計	7,120 (3.3)	8,875 (24.6)	11,919 (34.1)	15,336 (28.7)

※ ( ) 内の数値は前年対比の増減率である。

#### ロ. 審判請求人別の審判請求

過去5年間の総審判請求件数から、請求人別の審判請求件数の比率を調べてみると国内企業が41.6%、外国企業が33.4%、個人が22.3%を占め、審判請求件数のほとんど(97.3%)をこの3つが占めているのが分かる。

＜表 I-2-51＞ 審判請求人別審判請求現況

(単位：件)

区分		1998	1999	2000	2001	2002
個人 (内 国 民)	特許	274	413	313	378	605
	実用新案	339	466	334	523	492
	デザイン	333	391	288	289	280
	商標	708	673	592	678	671
	計	1,654 (25.9)	1,943 (26.2)	1,527 (26.0)	1,868 (25.0)	2,048 (24.1)
国内 企業	特許	847	1,170	693	1,145	1,274
	実用新案	373	297	236	371	374
	デザイン	203	210	185	213	240
	商標	783	885	1,034	1,257	1,465
	計	2,206 (34.6)	2,562 (34.6)	2,148 (36.5)	2,986 (39.9)	3,353 (39.5)
公共 研究 機関	特許	50	58	39	62	50
	実用新案	—	—	—	3	—
	デザイン	1	—	—	—	—
	商標	3	—	2	12	—
	計	54 (0.8)	58 (0.8)	41 (0.7)	77 (1.0)	50 (0.6)
大学	特許	1	16	7	25	18
	実用新案	—	—	—	—	—
	デザイン	—	—	—	—	—

	商標	1	—	5	—	4
	計	2 (0.0)	18 (0.2)	12 (0.2)	25 (0.3)	22 (0.3)
外国 法人	特許	1,088	1,601	903	1,348	1,388
	実用新案	26	15	16	7	13
	デザイン	46	26	29	22	47
	商標	1,191	1,034	1,106	1,013	1,475
	計	2,351 (36.8)	2,676 (36.1)	2,054 (34.9)	2,390 (31.9)	2,923 (34.4)
外国 人	特許	17	22	11	15	12
	実用新案	3	2	3	—	3
	デザイン	1	—	3	2	—
	商標	16	35	21	40	21
	計	37 (0.6)	59 (0.8)	38 (0.6)	57 (0.8)	36 (0.4)
その 他	特許	—	18	28	31	29
	実用新案	17	3	2	—	5
	デザイン	—	2	3	3	—
	商標	60	74	27	48	32
	計	77 (1.2)	97 (1.3)	60 (1.0)	82 (1.1)	66 (0.8)

区分	2003	2004	2005	2006
----	------	------	------	------

個人 (内 国 民)	特許	627	739	977	1,275
	実用新案	435	453	415	413
	デザイン	294	285	234	246
	商標	790	1,050	1,257	1,007
	計	2,146 (23.5)	2,527 (23.4)	2,883 (20.2)	2,941 (19.0)
国内 企業	特許	1,601	2,230	3,127	4,510
	実用新案	342	355	354	338
	デザイン	252	253	221	226
	商標	1,631	1,694	2,061	1,643
	計	3,826 (41.8)	4,532 (42.0)	5,763 (40.4)	6,717 (43.4)
公共 研究 機関	特許	66	83	131	132
	実用新案	—	2	—	—
	デザイン	—	—	—	—
	商標	1	1	3	4
	計	67 (0.7)	86 (0.8)	134 (0.9)	136 (0.9)
大学	特許	34	49	90	62
	実用新案	—	—	—	—
	デザイン	—	—	—	—
	商標	2	10	8	7
	計	36 (0.4)	59 (0.5)	98 (0.7)	69 (0.4)



外国 法人	特許	1,464	1,641	2,701	3,434
	実用新案	7	12	15	6
	デザイン	49	34	26	26
	商標	1,405	1,648	2,377	1,687
	計	2,925 (32.0)	3,335 (30.9)	5,119 (35.8)	5,153 (33.3)
外国 人	特許	18	24	79	82
	実用新案	1	3	—	1
	デザイン	1	—	2	2
	商標	20	44	61	47
	計	40 (0.4)	71 (0.7)	142 (1.0)	132 (0.8)
その 他	特許	11	32	37	230
	実用新案	3	2	2	7
	デザイン	8	—	1	3
	商標	87	135	102	103
	計	109 (1.2)	169 (1.6)	142 (1.0)	343 (2.2)

\*その他：国、自治団体など、（ ）内は構成比（％）

#### ハ．内国民・外国人間の審判請求

2006 年度当事者系 4) 審判の請求件数は計 4,047 件であり、そのうち内国民と内国民間の審判請求件数は 2,902 件 (71.7%)、内国民と外国人間の審判請求件数は 1,030 件 (25.5%)、外国人と外国人間の審判請求件数は 115 件 (2.8%) である。内国民と外国

4) 無効審判、商標登録の取り消し審判のような登録された権利に対する両当事者間の紛争

人間の審判請求件数は商標がそのほとんど（86.0%）を占め、前年に比べ 14.3%増加した。また、外国人と外国人間の審判請求件数は前年に比べ 21.2%減少した。

＜表 I-2-52＞ 内国民・外国人間の権利別審判請求現況

(単位：件)

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
内・内	特許	170	215	303	324	377	421	509	651	791
	実用新案	258	403	385	559	632	552	539	473	481
	デザイン	349	413	317	381	395	436	410	319	396
	商標	507	722	600	712	713	939	1,066	1,163	1,234
	計	1,284	1,753	1,605	1,976	2,117	2,348	2,524	2,606	2,902
内・外	特許	37	52	58	54	52	60	89	87	89
	実用新案	1	2	1	3	4	—	1	2	—
	デザイン	9	10	3	5	—	3	2	3	7
	商標	165	177	192	194	241	183	210	242	200
	計	212	241	254	256	297	246	302	334	296
外・内	特許	17	33	21	22	37	35	4	20	18
	実用新案	3	1	9	3	12	2	5	4	6
	デザイン	11	7	17	12	33	36	14	9	24
	商標	335	318	307	313	360	363	480	534	686
	計	366	359	354	350	442	436	503	567	734
外・外	特許	—	1	6	5	8	5	13	19	6
	実用新案	—	1	—	—	—	—	—	—	—
	デザイン	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	商標	54	90	74	56	100	113	77	127	109
	計	54	92	80	61	108	118	90	146	115

\* 内・内：請求人内国民・被請求人内国民、内・外：請求人内国民・被請求人外国人  
外・内：請求人外国人・被請求人内国民、外・外：請求人外国人・被請求人外国人

## 二. 国内企業・外国企業間の審判請求

2006 年度の国内企業と外国企業間の審判請求件数は計 512 件であり、そのうち商標に対する審判請求件数が 388 件と全体の 75.8%を占めている。外国企業の審判請求は 311 件で 60.7%を占めており、国内企業の審判件数 201 件（39.3%）より高い。特許の場合、国内企業の審判請求が持続的に増加している。これは韓国企業の技術水準及び権利意識が継続して高まっていることを意味する。

<表 I-2-53> 国内企業・外国企業間の審判請求現況

(単位：件)

区分			1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
請求人	被請求人	権利別									
国内企業	外国企業	特許	36	44	49	41	46	50	81	85	88
		実用新案	1	2	—	2	5	1	2	1	—
		デザイン	7	5	—	4	—	2	—	1	6
		商標	98	102	140	103	171	115	131	126	107
		計	142	153	189	150	222	168	214	213	201
外国企業	国内企業	特許	—	—	2	5	9	10	2	16	14
		実用新案	1	—	3	2	6	1	2	6	5
		デザイン	2	1	3	3	1	11	6	3	11

		商標	205	182	165	175	201	163	226	258	281
		計	208	183	173	185	217	185	236	283	311

#### ホ. 中小企業・大手企業間の審判請求

中小企業と大手企業間の審判請求件数は 2006 年の場合には計 201 件であり、前年に比べ 5.6%減少している。また、過去 5 年間の権利別審判請求件数を調べてみると、商標が 68.3%、特許が 16.1%、デザインが 8.1%、実用新案が 7.5%と、中小企業と大手企業間にも商標関連紛争が最も多いことが分かった。

<表 I-2-54> 中小企業・大手企業間の審判請求現況

(単位：件)

権利別	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
特許	13	11	21	17	27	27	18	47	44
実用新案	5	7	14	26	20	10	16	15	15
デザイン	18	13	10	15	9	20	14	25	14
商標	71	101	77	125	140	122	177	126	128
計	107	132	122	183	196	179	225	213	201

#### ヘ. 審判処理期間

審判処理期間は 2006 年末には特許・実用新案が 8.1 ヶ月、商標・デザインが 5.6 ヶ月となっている。特許・実用新案の場合、2005 年には 9.6 ヶ月だった所要処理期間を 1.5 ヶ月（ $\Delta 15\%$ ）短縮した。このように審判処理期間を短縮できたのは審判部の合理的な再調整、審判官の増員、審判プロセスの改善などを推進した成果と言える。

<表 I-2-55> 年度別審判処理期間の現況

(単位：月)

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
特許・実用新案	7.4	8.1	10.0	9.6	11.1	14.0	12.0	9.6	8.1
商標・デザイン	7.9	5.1	5.0	5.3	5.7	5.6	5.4	5.8	5.6
計	7.8	6.0	7.1	6.8	7.8	8.7	8.2	7.8	6.9

## 2. 特許法院の提訴及び判決現況

特許法院の開院（1998年3月1日）以降、特許審判院の審決に対し、訴えを提起した件数は年平均874件であり、提訴率が年平均21.9%に上っている。2006年の場合は提訴率が18.6%と平均値に比べ僅かに減少している。一方、審決取り消し率（特許法院の判決のうち、特許審判院の審決を取り消した比率）は2006年には27.7%となり、前年に比べわずかに増加した。提訴率が減少したのは特許審判院の審決に対する全般的な受容率が高まったからと言える。また、審決取り消し率が僅かに高くなったのは事件当事者の審決に対する解釈と判断能力が増加し、勝訴確率が高い事件のみに対し、不服異議申し立てをしたからである。

<表 I-2-56> 特許法院への提訴及び判決の現況

(単位：件、%)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
審判院判決	7,820	7,279	6,079	5,995	6,890	7,120	8,877	11,904	14,662
提訴可能審決	3,559	3,823	3,204	3,069	3,293	3,605	4,580	5,754	6,399
提訴	685	995	797	726	840	747	873	1,111	1,191
提訴率 (%)	19.2	26.0	24.9	23.7	25.5	20.7	19.1	19.3	18.6
判決件数	662	911	791	796	776	752	855	938	1,184
取り消し判決	176	235	188	217	236	206	219	246	328
取り消し率 (%)	26.6	25.8	23.8	27.3	30.4	27.4	25.6	26.2	27.7

## 3. 大法院への上告提起及び宣告現況

特許法院の判決に不服し、大法院に上告した比率は 2006 年には 35.1%と過去 5 年間の上告率の 38.9%に比べ低い。上告審で特許法院の判決を破棄した比率は 2006 年には 9.3%と、過去 5 年間の破棄率 12.3%に比べ低い。

<表 I-2-57> 大法院への上告提起及び宣告の現況

(単位：件、%)

区分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
特許法院判決		662	911	791	796	776	752	855	938	1,184
上告	件数	311	316	393	355	308	300	363	366	416
	上告率 (%)	47.0	34.7	50.0	44.6	39.7	39.9	42.4	39.0	35.1
大法院宣告		283	241	365	461	368	283	383	303	473
破棄	件数	35	24	27	66	61	32	41	45	44
	破棄率 (%)	12.4	10.0	7.4	14.3	16.6	11.3	10.7	14.9	9.3

第 2 編

>>> 世界最高水準の審査・審判サービスの遂行



## 第1章 審査・審判処理期間の短縮

### 第1節 特許・実用新案分野

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 ベク・オンギ

#### 1. 世界で最も早い特許審査処理期間の達成

##### イ. 特許・実用新案の審査処理の推移

2006年の総審査処理件数は24万668件であり、2005年度の18万432件より33.4%増加した。権利別には特許が19万5,398件と2005年に比べ49.0%増加した反面、実用新案は4万5,270件と2005年に比べ8.2%減少した。このように審査処理件数が増加したのは先行技術調査の外部サービスを拡大し、特許行政情報システムを高度化するなどの持続的な努力を行うと同時に2003～2005年に特許審査官285名を増員したことに起因していると分析される。

<表Ⅱ-1-1> 権利別審査処理現況

(単位：件)

年度	特許	実用新案	計
1998	86,364	58,619	144,983
1999	86,978	57,722	144,700
2000	68,338	68,779	137,117
2001	55,766	54,550	110,316
2002	79,414	49,307	128,721
2003	93,433	48,578	142,011



2004	98,404	53,389	151,793
2005	131,115	49,317	180,432
2006	195,398	45,270	240,668

注) 1. その他処分（審査請求前の取り下げ・放棄・無効など）を含む。

2. 1999年までは審査終結基準であり、2000年度以降は1次審査処理基準である。

ロ. 特許審査処理期間の短縮のための努力

#### 1) 審査人材の効率的な運用と審査量の調整

2006年には審査処理期間を10ヶ月にするという目標達成のため、2004～2005年に計225名の審査人材を増員したが、2005年には前年に比べ11.4%出願が増加したため2006年の審査処理期間10ヶ月の目標達成が難しくなった。したがって、1人当たりの審査処理量を変動させずに審査目標を達成するために、審査チーム長の審査業務遂行、支援部署勤務審査官の復帰、新規審査官の指導による指導実績の革新マイレージ付与転換など、審査人材を効率的に運用し、審査官を追加せずに2006年に審査処理期間を9.8ヶ月に縮め、目標を達成した。

また、庁全体では2006年に審査処理期間10ヶ月の目標を達成しても、技術分野別では審査処理期間に8.5ヶ月の差が発生し、出願人の不満が増大される恐れがあるため、処理期間の差を縮小するための努力も必要であった。このために審査量が多く審査処理期間が遅い技術分野に対し、審査処理速度が早い技術分野の審査官を移動させ審査するようにした。すなわち、専攻・経歴などを考慮し、機械分野の審査官19名を電気・電子分野に、化学及び医療工学専攻審査官14名を電気・電子分野にそれぞれ移動勤務させ、2006年の技術分野別審査処理期間の差が1.5ヶ月に減少する成果を挙げた。

＜表Ⅱ-1-2＞ 審査官 1 人当たりの処理件数及び審査処理期間の推移

(単位：件、月)

年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
審査処理件数	343	361	378	397	330	303	342	320	280	255	338
審査処理期間	36.9	35.5	28.1	23.6	20.6	21.3	22.6	22.1	21.0	17.6	9.8

## 2) 審査プロセスの改善

## (イ) 6シグマ技法の導入

2006 年に審査の効率性と誤謬を減少させるため、システム操作の負担を簡素化する審査用ビューア機能を智能化すると共に、デュアルモニターシステムを導入して不必要な操作を減らすための特許ネットインタフェースの改善、中間書類処理期間の短縮方案などの審査手続きの標準化作業を持続的に推進した。

## (ロ) 電算システムの高度化

2006 年に審査処理期間及び審査実績管理システムを構築したことにより、審査処理期間及び審査実績管理を全ての段階の管理者のみならず、審査官自身も利用できるようにし、効率的な審査事務管理が行われるように改善した。

## 3) 先行技術調査の外部サービス拡大

2006 年は電気・電子分野のサービス量が増加し、2005 年度の電気・電子分野の新規調査機関の調査品質がその他技術分野の調査機関の調査品質より多少落ちていたため、競争体制を強化する必要があった。そのため電気・電子分野に専門調査機関を追加で指定することを決め、(株)ウィップスが電気・電子分野の専門調査機関として指定された。2006 年には 170 億 3,934 万ウォンを投入し、国内実用新案換算基準で 13 万 3,078 件をサービス依頼した。

＜表Ⅱ-1-3＞ 先行技術調査専門機関の指定現況

年度	機械金属建設	化学生命	電気電子・情報通信
2005	(株) 韓国特許情報院、 (株) ウィップス	(株) 韓国特許情報院、 (株) ウィップス	(株) 韓国特許情報院、 (株) 韓国 IP 保護技術研究所
2006	(株) 韓国特許情報院、 (株) ウィップス	(株) 韓国特許情報院、 (株) ウィップス	(株) 韓国特許情報院、 (株) ウィップス、 (株) 韓国 IP 保護技術研究所

注) 2006 年 10 月 1 日の特許法第 54 条の改正により、‘先行技術専門調査機関’が‘先行技術調査専門機関’に変更される。

＜表Ⅱ-1-4＞ 先行技術調査役務の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

年度	2005	2006
所要予算	16,316	17,039
サービス件数	131,000	133,078
調査対象	内・外国の特許・実用新案	
調査機関	(株) 韓国特許情報院、 (株) ウィップス、 (株) 韓国 IP 保護技術研究所	(株) 韓国特許情報院、 (株) ウィップス、 (株) 韓国 IP 保護技術研究所

注) サービス件数は内国実用新案基準である。

#### 4) 審査滞積を解消するための審査本部の新設

情報技術 (IT)、バイオ技術 (BT)、ナノ技術 (NT)、環境技術 (ET)、電子商取引など、最先端新技術の出願が急増するにしたがい、同分野に対する専門性を確保し、審査の質を向上させるため、伝統技術と区別される別途の新技術分野に対する専門審査組織の新設を推進した。その結果、2006 年 6 月 1 日に情報通信審査本部が新設され、特許分野は

機械金属審査本部、化学生命工学審査本部、電気・電子審査本部、情報通信審査本部の4  
審査本部体制を整えた。

<表Ⅱ-1-5> 年度別特許・実用新案の審査官及び出願件数（1997～2006年）

（単位：名、件）

年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
審査官数	334	405	402	380	382	453	513	558	728	727
出願件数	138,543	104,084	111,292	139,173	145,416	145,329	159,477	177,868	198,096	199,976

## 第2節 商標・デザイン分野

### 1. 合理的な審査需要予測による審査計画の樹立及び運営

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム書記官 ジョン・ヒョンジョン

2006年の商標・デザイン分野の審査処理期間は、1次審査処理期間を規準にして商標6.0ヶ月、デザイン6.0ヶ月と定め、世界最速水準の審査サービスを提供することを目標とした。商標とデザインは前年に比べそれぞれ6.0%、8.6%（2006年の実際の出願増加率である）増加する中、商標及びデザイン審査官を増加せずに、2005年の審査処理期間より商標は1.3ヶ月、デザインは0.7ヶ月短縮するという挑戦的な目標であった。

<過去5年間の1次審査処理期間の推移>

（単位：月）

区分	2001	2002	2003	2004	2005
商標	12.2	11.9	10.7	9.6	7.3
デザイン	9.6	8.4	7.3	6.8	6.7

このような1次審査処理期間を達成するために、商標は166千件、デザインは46千件、国際商標は13千件を各分野別に審査処理する計画を樹立し、推進した。

滞りなく目標を達成できるよう各審査チーム別に審査処理目標と経歴係数別に審査官の審査処理目標（経歴係数1基準、審査官の年間処理件数：商標は2,460件、デザインは2,244件、国際商標は1,200件）を設定して運営する。また、各審査チーム長はチーム内審査官の経歴などを考慮し、所属チームの目標範囲内で審査官1人当たりの処理目標を弾力的に再調整できるようにすることで、各審査チーム長に審査目標達成に対する責任を付与した。

特に、2005年の出願増加率が前年に比べ34.7%に上り、2006年にも継続して大幅に増

加することが予想されるマドリッド議定書による国際商標出願の審査処理期間を短縮するために、2006. 1. 1 に商標各チームから 3 名、デザインチームから 1 名を選抜して国際商標審査チームに移動させ、審査人材の補強措置を施行した。

これとは別途に 2006 年上半期の出願件数が当初の予想より大きくなり、2006 年下半期の審査処理目標を調整し、商標、デザイン、国際商標をそれぞれ 2006 年上半期の 110% に上向き調整するなどの必要な措置を迅速に行った。

<経歴係数 1 基準目標の審査処理量調整の内訳>

(単位：件)

区分	2006 年度上半期目標	2006 年度下半期
商標	205	225
デザイン	187	205
国際商標	100	110

以上の様な努力が報われ、2006 年の商標及びデザインの 1 次審査処理期間が全て 5.9 ヶ月となり、当初目標の 6.0 ヶ月という審査処理期間を無難に達成できた。

このような審査処理期間の短縮と審査処理計画目標の達成には審査官一人一人の苦労と努力、商標検索業務の効率性及び審査事務処理の質的水準を向上させるための特許ネットの高度化と 6 シグマを通じた制度及びプロセスの革新、また商標調査分析業務（アウトソーシング）の持続的な推進などが寄与したと言える。このことについては別途に記述する。

## 2. 商標調査分析事業の効果的な推進

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 キム・ジメン

特許庁は 2003 年から商標審査の一部である商標分析及び検索業務の一定部分を外部に委託して処理している。「商標調査分析事業」は出願商標の意味を分析し、出願商標と同一・類似した先出願・先登録商標の検索を行うという業務を外部の専門調査機関に委託処理し、審査官の審査負担を軽減させることで、適正審査処理期間を維持し、審査の質的水準を向上することに目的がある。

「商標調査分析事業」は商標法に基づいて施行された事業であり、商標法第 22 条の 2 第 1 項は「特許庁長は商標登録出願の審査に当たり、必要と認める場合には専門調査機関に商標検索を依頼できる。」と規定している。

特許庁は商標検索に必要な専門人材・文献・装備などを保有している“韓国特許情報院”を商標専門調査機関として指定し、2003 年から同事業を施行している。また、競争による事業効果の向上のために 2005 年 12 月に“(株)ウィップス”を商標専門調査機関として追加で指定し、2006 年の事業から複数競争体制で事業を運営している。一方、特許庁は商標専門調査機関の調査員を対象に商標法及び商標審査基準に対する教育及びセミナーを定期的実施するなど、同事業の品質向上のために努力している。

2003 年に「商標調査分析事業」が始まって以降、商標審査処理期間は 2003 年には 10.7 ヶ月、2004 年には 9.6 ヶ月、2005 年には 7.3 ヶ月、2006 年には 5.9 ヶ月と持続的に短縮され、特許庁の主要政策目標である審査処理期間の短縮に大きく寄与している。

2006 年には審査処理量の約 30%水準に「商標調査分析事業」を拡大して推進し、2006 年末に 6 ヶ月以下に短縮された商標審査処理期間を持続的に維持するため、今後も 2006 年を水準にした事業遂行を持続する予定である。

＜表Ⅱ-1-6＞ 「商標調査分析事業」の推進現況

区分	2003	2004	2005	2006
調査機関	韓国特許情報院	韓国特許情報院	韓国特許情報院	韓国特許情報院 (株) ウィプス
調査量	30,989 件	35,096 件	33,507 件	55,060 件
予算	703 百万ウォン	834 百万ウォン	859 百万ウォン	1,416 百万ウォン



## 3. 6シグマによる審査プロセスの改善

商標デザイン審査本部商標デザイン人事政策チーム書記官 ヤン・スンテ

特許庁は商標審査及びデザイン審査の効率性を高めると同時に、審査品質を向上するために6シグマ課題を積極的に遂行している。2005年度に「デザインマップシステム開発及び商標デザイン審査官1人当たり適正処理量の算定の2つの課題」を初めとし、2006年までに計11の課題を遂行した。

<表Ⅱ-1-7> 商標・デザイン審査関連6シグマ課題目録

ウェーブ	課題名
第2次 (2005年下半期)	商標・デザイン審査官1人当たりの適正処理量を算定
	デザインマップシステム開発
第3次 (2006年上半期)	商標中間書類処理の顧客満足度の向上
	商品別審査プロセスの改編
第4次 (2006年下半期)	図形商標システムの改善を通じた審査品質の向上
	商標・デザイン審査官経歴係数の合理化
	デザイン分類の正確度向上
	商標・デザイン審査官の職務教育の体系化
	文字商標の検索プロセス改善
	商標調査分析報告書の品質向上
	審査保留通知分の迅速な審査処理方案

「デザインマップシステム開発」の課題は、膨大な量のデザイン審査資料を物品別、時代別などの主要項目別に体系的に分析し、企業にはデザイン開発戦略及び方向樹立の基礎資料を提供し、デザイン権に関する紛争予防及び対応力を向上する一方でデザイン審査力

量を強化し、デザイン審査品質を向上するためのものである。2006 年末に試験的に携帯及び電気スタンドの2つのアイテムに対するデザインマップを構築し、2010 年までに計328 のアイテムに対し、デザインマップを構築する計画である。

「商標中間書類処理の顧客満足度の向上」の課題は市場経済の発達により、市場で取引される商品の数も急増している。特に、最近では情報通信技術の発達により、電子機器を中心に様々な機能が複合した商品が出現するなど、新しい類型の商品が市場で取引されるようになり、審査官の商品に対する審査が益々難しくなっている。また、商品に関する商標の中間書類の処理に対する顧客満足度が低下していると認識されているため、商品別に審査結果を具体的に通知すると共に、インターネットを通じた中間書類提出対象の確保及び商品関連情報の統合提供などを通じ、商標の中間書類処理に対する顧客の満足度を増加させようとした。

「商品別審査プロセスの改編」の課題は、様々な商品中の一部商品のみ拒絶理由がある場合、拒絶理由がある商品のみを拒絶し、拒絶理由がない商品を登録可能にする方案に関する課題である。審査官が商品別に拒絶理由を具体的に明記するよう 2006 年度に商標法を改正し、2007 年度には審査制度の改善及び審査システムの改善を通じ、出願人が審査官の拒絶理由に対して商品別に簡単に対応できるようにする計画である。

第4次ウェーブ（2006 年下半期）では「図形商標検索システムの改善を通じた審査品質の向上」、「商標・デザイン審査官経歴係数の合理化」及び「デザイン分類の正確度向上」など計7つの課題を遂行した。また、課題遂行の結果導出された改善案に対しても審査プロセスの改善を通じて顧客満足度を向上させるために 2007 年度から着実に推進していく計画である。

### 第3節 審判分野

特許審判院審判行政チーム工業事務官 シン・ドンファン

#### 1. 審判処理期間の短縮

##### イ. 審判処理期間の推移

審判処理期間は 2006 年末には特許・実用新案分野が 8.1 ヶ月、商標・デザイン分野が 5.6 ヶ月と平均 6.9 ヶ月となっている。特に、特許・実用新案の場合、2004 年には 12 ヶ月を要していた処理期間が 3.9 ヶ月（ $\Delta 32.5\%$ ）も短縮された。このように審判処理期間を短縮するため、審判部の合理的な調整、審判官の増員及び審判プロセスの改善などを推進し、2007 年には審判処理期間を更に短縮し、全分野の審判処理期間を 6 ヶ月以内にする予定である。

#### <年度別審判処理期間の現況>

(単位：月)

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
特許・実用新案	7.4	8.1	10.0	9.6	11.1	14.0	12.0	9.6	8.1
商標・デザイン	7.9	5.1	5.0	5.3	5.7	5.6	5.4	5.8	5.6
平均	7.8	6.0	7.1	6.8	7.8	8.7	8.2	7.8	6.9

##### ロ. 審判官の増員

審判処理期間を短縮するため、2006 年には審判官を前年より 30 名増員し、計 79 名の審判官を確保した。2007 年にも審判官を 24 名増員するなど、審判官の増員を持続的に推進している。

また、商標・デザイン分野に比べ相対的に長い特許・実用新案分野の審判処理期間を短縮するため、特許・実用新案審判部と商標・デザイン審判部の構成比を 2004 年に 6 : 7 から 8 : 5 に調整し、2006 年に 7 : 3 に再調整した。

＜審判部及び審判官の調整現況＞

(単位：箇所、名)

区分	2003	2004	2005	2006
特許・実用新案分野の審判部	6	8	8	7
商標・デザイン分野の審判部	7	5	5	3
特許・実用新案分野の審判官数	19	24	32	57
商標・デザイン分野の審判官数	20	17	17	20

ハ. 審判プロセスの改善

2006 年には審判官の増員だけでなく、迅速・正確な審判のために集中審理制の導入など、審判制度を大幅に改善した。

審判事件の迅速な処理及び公正性の向上のためには、審判部が両当事者の主張と証拠資料を一度に提出してもらい、短い期間に争点及び証拠を整理して迅速に決定を下す制度（集中審理制）を導入する必要がある。そのため、2006 年 1 月から集中審理制を一部の事件に対して導入した。すなわち、2006 年 1 月から侵害訴訟事件に関する審判事件や、権利範囲確認審判など審判を早期に終結させる必要がある事件より適用し、2007 年には集中審理制を全ての当事者系事件に拡大する予定である。

審判書類の送達体系についても 2006 年に画期的に変更した。既存の先方式審査、後送達の体系から先送達、後方式審査の体系に変更したのである。すなわち、今までは審判書類を受け取ってから、方式審査官が基礎的な要件審査（方式審査）を完了した後、相手の

当事者に該当書類を送達し、意見提出の機会を付与（先方式審査、後送達の体系）していたため、当事者は基礎的な要件審査に要する期間分だけ書類を受け取るのが遅くなるという問題が発生していた。審判書類送達体系の変更により、これまで 15 日以上必要としていた審判書類の送達期間が 5 日間に大幅に短縮され、審判処理期間の短縮に寄与した。また、審判書類を受付があつてからすぐに優先送達するため、審判関連当事者は意見の激しく対立する事案の早期把握及び答弁書、意見書などの提出機会を十分に確保できるようになった。

## 第2章 審査・審判の品質向上

### 第1節 特許・実用新案審査分野

#### 1. 特許・実用新案審査品質向上のための土台構築

電気電子審査本部特許審査政策チーム工業事務官 イム・ヒョンソク

特許庁が 2006 年 5 月に、中央行政機関では初めて企業型責任運営機関に転換したことにより、顧客志向の特許行政を実現させる必要がある。また、国際的には WIPO が韓国特許庁を含む PCT 機関の PCT 品質向上を要求し、外国企業が韓国特許庁に審査を依頼する事例が増加しているため、審査品質向上の必要性が増大した。

これを受け、2006 年は世界最速の審査処理期間を達成するべく、審査官の審査業務負担が増える中にもかかわらず、先進特許庁に跳躍するために必要な審査品質の向上を支える土台を構築した一年であった。2007 年以降は審判官 1 人当たりの審査業務負担が多少軽減され、審査品質向上のための審査力量を結集できる基盤が形成されると予測される。したがって審査品質を世界最高水準に向上させることを目的に、各審査本部が参加する 6 シグマプロジェクトにより特許・実用新案の審査品質向上のための総合対策を樹立した。

特許・実用新案の審査品質向上総合対策の樹立を通じて審査実務、審査運営体系、審査評価、電算インフラ、先行技術調査インフラなどの 17 のカテゴリーから 79 の課題を導き出した。導き出された課題を元に、審査官間の審査業務におけるノウハウ共有の活性化、ポジティブな審査サービスの提供、PCT 報告書の品質向上、内部先行技術調査の品質向上など、多数の 6 シグマ課題を遂行し、その結果を審査品質向上のための政策樹立に反映した。

2007 年に審査品質向上のために樹立された主要政策は次の通りである。

①適正審査処理目標の樹立及び審査負担の平衡性向上のため、特許性判断などを請求項別に検討できるよう審査処理量を適正化した。また、新規審査官の経歴係数を調整し、審査負担を緩和した。技術分野別の審査難易度指数を導入し、審査難易度によって合理的な審査処理量を算定することで、審査負担の平衡性を向上した。審査チーム長及びパート長に対する審査負担を軽減させ、審査官に対する管理及び指導能力を高め、より良い審査品質を確保できるようにした。

②審査官の審査力量及び審査インフラの強化のため、審査業務管理カードを利用した審査業務に対するノウハウ共有体系構築のための検討を行った。また、審査官の専門性強化のため、審査官 IT 新技術教育のような現場教育を実施すると共に、審査官の昇給時に履修しなければいけない教育課程を拡大した。更に、研究会活動を強化し、セミナーなどを通じて最新情報共有を活性化させ、審査の効率性と誤謬減少のための特許ネットインタフェースを改善した。同時に審査官の審査業務成果を一目で把握できる審査官履歴管理カード制も施行した。

③審査プロセスの改善による審査品質管理のために請求項別の審査制度を導入し、個別審査件の全般的な管理のための審査報告書制を施行した。また、PCT 専門審査官の審査力量強化を通じ、PCT 報告書の品質を向上させた。

④先行技術調査の品質向上のため、先行技術検索システムを改善し、先行技術検索マニュアルを製作した。また、先行技術調査機関の品質管理を強化できるよう担当審査官が先行技術調査報告書の品質を評価する方式を導入した。

2007 年には世界最高水準の審査品質を達成すべく、2006 年に樹立された政策及び結果に基づき、審査品質向上のための努力を持続することで、特許顧客の審査結果に対する信頼を更に高めると同時に、名実共に世界最高の特許庁を目指す計画である。

## 2. 審査官の専門性向上

電気電子審査本部特許審査政策チーム工業事務官 イム・ヒョンソク

### イ. 学習研究会の活性化を通じた審査官の審査力量強化

変化革新に対する潜在力を強化し、日常的に学習する習慣を組織に定着させる目的で、特許庁は 55 の自発的な学習研究会を構成して運営している。この学習研究会には内部職員 2,400 名余り（重複加入を含む）と外部専門家 1,100 名余りが会員として参加・活動している。特に、特許庁は全政府部署のうち、最多の優秀学習研究会（ディスプレイ研究会など 15）を運営し、法令・制度の改善、政策の提示、業務プロセスの改善など、具体的な成果の創出により、審査品質の向上に寄与していると評価されている。

2006 年には特許庁学習研究会の充実のため、活動成果に対する評価を通じて 1～2 部リーグ、退出制度、新規登録制度の補完など、新しい学習研究会の運営体系を確立した。すなわち、該当研究会を管理する各本部は研究会の競争力向上と力量強化のために、研究会別の前年度実績を自主評価し、所属研究会の上位 1/2 を 1 部（メジャー）、残りを 2 部（マイナー）リーグとして管理し、評価基準に満たない研究会は閉鎖させた。また、毎年学習研究会コンテストを開催した。各本部の 1 部リーグ学習研究会の論文のうち、自主審査を経て選定された論文を評価し、優秀学習事例に対しては褒賞し、冊子を発刊した。

1999 年に特許庁最初の定期的なアカデミーとして創設された“水曜アカデミー”は 2006 年まで計 119 回開催され、産・学・研・官間の知的財産ネットワーク構築に寄与すると共に、権威ある専門化を招待して知的財産現場の有意義な情報を提供・体得するようになった。

“木曜プラザ”は審査官が互いに実務で覚えた審査技法を共有し、審査及び先行技術調査能力を向上させた。また、テーマ別審査・審判事例に対する深層分析及び討論結果の政策への反映に寄与した。“新技術リレーセミナー”は博士特別採用審査官の先行分野に対するテーマ発表を通じ、審査官が相互間の最新技術知識を共有するようになった。“開かれ



た特許教室”は特許庁の共通話題に対する専門家の見解を聞き、講師と聴衆間の討議を通じて正しい解決方を模索した。その他特許法研究会、職務発明研究会、ディスプレイ研究会、ナノ技術研究会、コンピューター発明研究会など、各分野の学習研究会の活発な活動は審査官の審査力量を高める重要な土台となっている。

#### ロ. 審査官 IT 新技術教育の施行

特許出願の多くを占める IT 分野は、その技術発展の速度が非常に速く複合・高度化される傾向にあり、審査官の専門性を高めるための体系的な教育システムが必要であった。既存の審査官教育は特許法・判例など、法律中心の教育であり、審査官の新技術知識の習得は主に理論書による勉強及び新製品の展示会・技術セミナーの参加などを通じて行われてきた。現場体験及び実習本位の審査官教育プログラムを提供するため、2006 年から 2010 年まで韓国情報通信大学校（ICU）を事業主管機関として選定し、2006 年 4 月から審査官 IT 新技術教育を施行した。

特許庁では電気電子審査本部及び情報通信審査本部の各審査パート別担当で構成された審査官による IT 新技術教育タスクフォースチームを運営し、審査官が望む内容で教育を編成するようにした。2006 年には 27 の正規教科課程（4～5 日）、2 つの共通課程（基礎入門内容で編成）、2 つの連携講座（ICU の自主講座）など、計 31 の教育課程を通じ、計 448 名の審査官が教育を受けた。正規教科課程は 1 次デジタル転送科目を始め、各審査パート別当たり 1 つの課程ずつ順に運営した。韓国情報通信大学校では審査官 IT 新技術教育の専用講義室と資料室を構築し、審査官が快適な環境で教育が受けられるようにした。

また、審査官は三星電子、LG 電子、SK テレコム、ソウル大学校の病院などの 11 に渡る現場体験学習で生の現場技術を習得できた。教育完了後には教育内容を資料集、冊子、CD-ROM として製作し、審査官に配布した。また、4 つの講座（メモリー回路及びシステム、次世代非揮発性メモリー、コンピューターネットワーク、無線移動通信）に対しては動画 CD を製作し、審査官がいつでもどこでも講師の教育を聞けるようにした。

教育結果に対して、教育を履修した審査官の 83.0%が満足し、82.7%は教育が審査業務の遂行に役立つと答えた。審査官 IT 新技術教育の効果は特許顧客に対するアンケート調査結果（現代リサーチ研究所）によっても明らかになった。電気電子分野及び情報通信分野審査官に対する‘審査官専門性’の項目は 2005 年の 60.0 点から 2006 年の第 4 四半期には 68.4 点に向上し、‘審査結果通知における内容理解の容易性’の項目では同じ時期に 63.9 点から 71.0 点に向上した。このような成果を元に 2008 年からは‘審査官新技術教育’事業に変更し、機械金属建設及び化学生命工学分野審査官に対象を拡大する予定である。

＜2006 年審査官 IT 新技術教育の現況＞

次数	教育課程	期間	教育 人員	教育会場
1 次	デジタル転送	4. 18～4. 21	20	韓国情報通信大学
2 次	コンピューター システム	4. 24～4. 27	13	韓国情報通信大学
3 次	DMB	5. 8・5. 12	22	韓国情報通信大学 (ETRI LAB 見学)
4 次	電子商取引	5. 16～5. 19	15	韓国情報通信大学
5 次	ホームネットワーク	5. 29～30、 6. 1～6. 2	29	韓国情報通信大学
6 次	半導体素子及びテスト	6. 5、 7～9	13	韓国情報通信大学
7 次	RF システム	6. 19～23	9	韓国情報通信大学 (三星電子亀尾工場見学)
共通課程 1 次	無線通信一般	6. 19	19	韓国情報通信大学
8 次	映像駆動	7. 3～7. 7	30	韓国情報通信大学
9 次	半導体パターンニング	7. 10～7. 14	14	韓国情報通信大学

10 次	画像処理	7. 10～7. 14	14	韓国情報通信大学
連携講座	RFID 短期講座	7. 18～7. 20	5	全経連会館
連携講座	RFID 短期講座	7. 19～7. 20	3	全経連会館
11 次	電気エネルギー	7. 18～7. 21	13	韓国情報通信大学
12 次	金融システム	7. 18～7. 21	11	韓国情報通信大学
13 次	メモリーシステム	8. 7～11	17	韓国情報通信大学 (アン・チョルス研究所見学)
14 次	光磁気記録	8. 14～18	16	韓国情報通信大学 (LG 電子見学)
15 次	電子素子	8. 14～18	12	韓国情報通信大学
16 次	電子医療	8. 21～25	13	韓国情報通信大学 (漢医学研究院、 ソウル大学病院見学)
17 次	液晶駆動	9. 11～9. 15	18	韓国情報通信大学 (LG-Philips LCD 亀尾工場 LCD ライン見学)
18 次	センサー ネットワーク	9. 18～9. 22	11	韓国情報通信大学
19 次	通信端末	9. 18～9. 22	16	韓国情報通信大学 (SK テレコム見学)
20 次	無線システム	10. 16～10. 20	15	韓国情報通信大学
21 次	メモリー回路	11. 6～11. 10	10	韓国情報通信大学
22 次	OLED	11. 6～11. 10	14	韓国情報通信大学
23 次	PDP	11. 13～11. 17	15	韓国情報通信大学 (LG 電子亀尾工場見学)
24 次	通信プロトコル	11. 20、 22～23	20	韓国情報通信大学

25 次	電子応用	11. 20～11. 24	11	韓国情報通信大学
共通課程 2 次	コンピューター 構造	11. 24	10	韓国情報通信大学
26 次	電子回路	12. 4～12. 8	11	韓国情報通信大学
27 次	情報検索	12. 11～12. 15	9	韓国情報通信大学 (KISTI、Paran、NHN 見学)
合計			448	

#### ハ. 審査官専門性教科のための専門機関委託教育

新技術の開発が急速に行われている半導体関連分野の様々な技術を習得し、審査の品質を向上すると共に、審査官の専門性を強化するために半導体分野の委託教育を実施している。1998 年から 2006 年まで計 313 名の審査官に対して委託教育を実施し、半導体関連の最新技術に対する理解を高めた。ソウル大学の半導体共同研究所と韓国技術教育大学の半導体装備技術教育センターの他、2005 年からは慶北大学の半導体工程及び支援センターと全北大学の物性研究所を追加で委託教育機関として指定・運営している。

区分	半導体委託教育修了者									
	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	累計
ソウル大	2	12	22	12	13	14	12	10	4	101
韓国技術教育大	3	6	26	24	27	29	35	32	23	205
慶北大	—	—	—	—	—	—	—	4	—	4
全北大	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
計	5	18	48	36	40	43	47	49	27	313

### 3. 審査官の等級制及び審査パート制の運営

電気電子審査本部特許審査政策チーム施設事務官 イ・ソンウ

#### イ. 審査官等級制の実施

審査官等級制は技術内容の把握及び、法規定の適用に熟練した審査官に意思決定権を委任することによって業務の効率性を高めると共に、審査経歴と審査能力による審査官の等級別に報告段階を差別化し、審査業務の生産性を向上させるために2000年11月から試験的に導入した。

2001年1月（6ヶ月毎に昇給）から審査官の審査経歴及び審査能力によって等級化し、主席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階に区分して運営した。また、審査官の等級に見合う審査専門性を確保するため、昇給に必要な最小限の資格要件及び昇給手続きを規定する必要があるため、2005年9月に審査官等級制運営に関する規定を制定した。

また、職制改正の内容を反映し、昇給資格要件の調整及び特許庁昇給審査委員会の役割向上のため、2006年8月に審査官等級制運営に関する規定を改正した。その主要内容は①情報通信審査本部新設による職制改正の内容を反映、②審査品質を向上すべく、単独審査官になるための所要期間を新規審査官の2年後に延長したことによる責任・前任審査官の昇給期間の強化、③昇給時に必要な等級別教育課程の増設、④成果中心の強力な組織運営のため、昇給及び等級再調整対象者審議を審査本部から特許庁昇給審査委員会へ昇格、⑤異なっていた等級再調整の基準を昇給基準へ一元化、などである。

改正した規定では、主席審査官は審査経歴10年以上の審判官課程などの教育課程を履修し、昇給点数が上位40%以内である審査官の中から昇給されるように定めている。また、責任審査官は審査経歴6年以上の中堅審査官課程などの教育課程を履修し、昇給点数が全体審査官の上位50%以内である審査官から昇給されるように定めている。前任審査官は審査経歴が3年以上のPCT実務課程などの教育課程を履修した者が昇給されるように最小限の資格要件を規定した。更に、昇給手続きの透明性を確保するため、審査本部昇給

審査委員会の推薦と特許庁昇給審査委員会の決定により、昇給者を確定している。

＜表Ⅱ-2-1＞ 昇級基準

区分	経歴	昇給点数	教育履修
主席審査官	審査経歴 8年以上	全体審査官の 上位40%以内	審判官、審決・判例研究、 特許訴訟事例課程、 審決・判例深化課程のうち2つ
責任審査官	審査経歴 6年以上	全体審査官の 上位50%以内	中堅審査官、訴訟遂行実務、 外国の知的財産権制度課程、審判官、 審査事例研究課程のうち2つ
先任審査官	審査経歴 3年以上	—	PCT実務、先行技術調査、 知的財産権関連法、中堅審査官、 STN情報検索課程のうちの2つ

審査官の等級による審査関連意思決定権の委任において、主席審査官は最終処分以外の審査関連通知事項を審査チーム長に報告せずに独自に施行できるようにし、責任審査官には意見提出通知、協議通知などの決裁権を、先任審査官には審査官名義の補正命令などの決裁権をそれぞれ委任している。このように審査官の等級別に審査内容の軽重によって決裁権を委任し、審査チーム長の決裁を省略することで、審査過程における迅速な意思決定を図っている。また、審査チーム長の決裁を省略することによって生じ得る審査の一貫性低下問題については審査パート制を活用して補完している。

審査官等級の現況は2006年12月現在、主席審査官が59名と全体の9.3%、責任審査官が70名であり、全体の11.1%を占めている。また、先任審査官と審査官はそれぞれ110名と審査官は396名であり、全体の17.3%と62.4%を占めている。

＜表Ⅱ-2-2＞ 審査官等級の現況

等級 年度	計 (名)	主席審査官 (名、%)	責任審査官	先任審査官	審査官
2002. 1	412	31 (7.5%)	7 (1.7%)	217 (52.7%)	157 (38.1%)
2003. 1	417	34 (8.2)	174 (41.7)	112 (26.9)	97 (23.2)
2004. 1	476	44 (9.2)	135 (28.4)	111 (23.3)	186 (39.1)
2004. 7	492	51 (10.4)	142 (28.9)	65 (13.2)	234 (47.5)
2005. 7	685	47 (6.9)	147 (21.4)	67 (9.8)	424 (61.9)
2006. 12	635	59 (9.3)	70 (11.0)	110 (17.3)	396 (62.4)

※ 等級別人員変動は本部、チーム長、昇進、退職、新規増員などが原因

#### ロ. 審査パート制の運営

審査官増加による審査チーム長の業務負担を軽減し、類似技術分野に対する審査の一貫性と専門性を向上させると共に、審査業務経験を効果的に伝授することによって、審査品質と処理速度を向上させるため、技術分野別に 10 名程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を 2000 年に導入した。

2006 年 12 月には審査本部別審査パートは各審査チーム内に 3 つの審査パートを設け、特許審査部分に計 90 の審査パート（機械金属建設審査本部 27、化学生命工学審査本部 24、電気電子審査本部 18、情報通信審査本部 21）を運営している。

審査パート長は責任審査官または先任審査官級以上の書記官のうち、審査能力が優秀でかつリーダーシップがある者の中から審査本部長が推薦し、特許庁長が任命する。審査チーム内の 3 つの審査パートのうちの一つは審査チーム長が審査パート長を兼任している。審査パート長は審査チーム長に代わって審査業務決裁を遂行しており、所管技術分野に対する特許要件の判断に対する研究・討論と審査パート別学習プログラムによる学習を主導

している。

このように審査パート制の運営は審査ノウハウを共有する審査パート別学習活動を通じ、審査の効率性を最大化する。また、PCT 国際調査及び国際予備審査の結果などを審査パート員が共同で検討し、審査誤謬を防止するなど、審査品質向上にも寄与している。

＜表Ⅱ-2-3＞ 審査パート制の構成現況

審査本部	審査チーム	審査パート
機械金属建設	一般機械	一般機械、工作機械、産業機械
	自動車	自動車フレーム、自動車サッシ、自動車部品
	運搬機械	運搬機械、物流システム、輸送システム
	原動機械	エンジン、動力装置、燃焼装置
	精密機械	計測機械、光学機械、試験機械
	空調機械	流体機械、空気調和、冷凍機械
	制御機械	電動制御、加工制御、推進制動制御
	金属	合金、加工、処理、操作
	建設技術	住居環境、建築構造、水資源環境
化学生命	生命工学	遺伝工学、生物工程、医療・衛生
	有機化学	有機化学、高分子化学、高分子応用
	無機化学	化学工程、無機化合物、セラミックス
	精密化学	精密化学、精密化学素材
	環境化学	大気、水質・廃棄物、エネルギー・資源
	薬品化学	天然物医薬、製剤・化粧品、合成医薬
	繊維生活用品	繊維加工、繊維素材、生活用品



	食品生物資源	食品補填技術、食品製造技術、生物資源
電気電子	電気	電子医療、電気エネルギー、電気素子
	電子	電子応用、電子回路、印刷回路
	半導体	半導体集積工程、半導体配線蒸着、半導体パターンニング
	電子素子	電気素子、メモリー素子、半導体パッケージ
	電子商取引	電子商取引システム、情報検索システム、金融システム
	ユビキタス	無人認識、センサーネットワーク、デジタルホーム
情報通信	通信	通信端末、通信回路、通信システム
	情報	デジタル記録再生、光磁気記録、メモリー回路
	映像機器	映像駆動、映像素子
	コンピューター	コンピューターシステム、メモリー/インタフェース、無線システム
	ディスプレイ	液晶駆動回路、液晶画像処理、OLED
	デジタル放送	DTV、画像処理、放送装備
	ネットワーク	スイッチングネットワーク、通信プロトコル、無線転送

#### 4. 審査情報共有システムの構築

電気電子審査本部特許審査政策チーム施設事務官 イ・ソノウ

##### イ. 審査ノウハウ集の作成

人事異動によって担当 IPC 分類が変わっても、審査の連続性・一貫性を確保するために、審査官が審査ノウハウを整理し、これを共有・活用できるようにする審査ノウハウ集制度を 2004 年 4 月から施行している。3 つの技術分野別にノウハウ集の作成形式を標準化し、技術分野の特性を反映した審査知識を蓄積した。また、2005 年 5 月からは知識管理システムの審査関連資料室に審査ノウハウ集コーナーを開設したことにより、書面形態から電子的に利用できるように誘導した。これにより、審査ノウハウ集に対する審査官のアクセス性が向上し、知識の拡散を促進することが可能となった。

審査ノウハウ集には関連技術分野の解説、先行技術の検索方法など、必須記載要素はもちろん、各種規定や実務指針書などに記録されていない実務で直接体得した知識も記載されており、審査実務中心の知識共有システムとなっている。一方、審査ノウハウ集の新規作成及び持続的な管理に対する動機を付与するため、年に 1 回本部及び庁全体で優秀審査ノウハウ集コンテストを開催し、優秀作成者を褒賞し、優秀事例を伝播している。

審査ノウハウ集の作成現況は、2006 年 12 月に機械金属建設分野、電気電子分野及び情報通信分野は 110 名、134 名及び 163 名の審査官が作成し、化学生命工学分野は 46 の大技術分野に対して作成している。

##### ロ. 審査報告書（旧審査ノート）制の導入

特許審査処理期間の短縮による審査官の処理量増加、及び大規模審査人材の増員などによって審査品質を向上させる制度的措置を整備するために 2005 年 1 月から導入した。2005 年 2 月から 3 ヶ月間の書面作成を試験的に運用し、問題点を補完した。特許ネット II 開発事業の細部課題として並行推進し、電算化を完了した。2006 年 1 月から外部の先

行技術調査結果がある案件に制限して運営してきた。2007 年以降は全ての終結処理案件を対象に全面的に施行する予定である。

審査報告書は審査過程を明確に提示できるよう基本事項、先行技術調査文献、審査履歴、審査メモの項目で構成されている。基本事項の項目には出願番号、IPC、出願人、発明の名称などが特許ネットシステムから自動的に連携される。また、先行技術調査文献の項目には引用された文献（X、Y）、関連文献に区分し、選択方式で入力される。審査履歴の項目には意見提出通知、補正却下などに対する審査履歴が特許ネットシステムから自動的に連携される。最後に、審査メモの項目には出願人または代理人との面談、第3者の提供情報の活用有無、協議審査、その他特異事項などを記載することになる。

審査報告書は審査官が検討した先行技術目録など、審査情報を明確に提示し、審査の適切性を簡単に判断できる。また、審査官の責任及び自負心を鼓吹させ、審査の品質向上に寄与している。現在では審査報告書の先行技術目録は登録公報に掲載し、審査の不透明性を解消し、同一文献によって発生する不必要な紛争発生の防止に活用されている。今後審査報告書が充分に蓄積されれば、審査報告書上の先行技術情報を活用して引用特許を分析することが可能となり、技術系譜図などの特許情報を提供できるものと期待される。

<表 II-2-4> 審査報告書の書式

出願番号	10-2003- 0123456 ( <input checked="" type="checkbox"/> 優先審査)	IPC	主	C08J 3/00
出願区分	<input checked="" type="checkbox"/> 分割 / <input type="checkbox"/> 二重		副	B29C 34/00, B29D 34/99
出願人	ホン・ギルドン			
発明の名称	ゲルマニウムを含む容器			
優先権主張	US2000-12345	対応特許	<input checked="" type="checkbox"/> EP / <input checked="" type="checkbox"/> US / <input checked="" type="checkbox"/> JP	
キーワード	抗菌、ゲルマニウム、高分子、容器			

先行技術調査文献 (選択入力)	引用	X	Y	文献情報 (*意見提出通知書の引用文献)
	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		日本特許公開 55-12345 号
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	米国特許第 345678 号
	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	ヨーロッパ特許公開第 23456 号
	<input type="checkbox"/>			韓国特許公開第 2000-0123456 号
	<input type="checkbox"/>			2004. 9. 大韓化学会誌、第 6 巻第 2 号、220 面
				↓
審査履歴 (自動連携)	2004. 02. 01 意見提出通知書 (特許法第 29 条第 1 項第 1 号)			
	2004. 03. 01 情報提出書 (2004. 08. 01 情報提供結果通知)			
	2004. 05. 01 意見提出通知書 (特許法第 29 条第 2 項)			
	2004. 08. 01 拒絶決定書			
	2004. 10. 01 審査前置 (原決定維持)			
	2004. 12. 01 登録決定書			
	2005. 01. 10 異議申請書			
	2005. 03. 10 異議決定書 (原決定維持)			
				↓
審査メモ (自由記載)	共通	出願人/代理人面談		
			面談内容記載	
		第 3 者情報提供		
			提供情報の活用有無記載	
		協議審査		
			協議審査内容記載	

		特異事項
		審査時に参考になりそうな事項記載
	化学	<input checked="" type="checkbox"/> 開拓発明 / <input type="checkbox"/> 物質特許 特殊請求項 ( <input checked="" type="checkbox"/> 数値限定/ <input type="checkbox"/> 機能的請求項/ <input type="checkbox"/> 製法限定物/ <input type="checkbox"/> パラメーター発明/ <input type="checkbox"/> 治療方法/ <input type="checkbox"/> その他)

#### ハ. 審査官履歴管理カードの制定

最近、大規模審査人材の増員により審査官個々人の審査業務成果を総体的に把握することが難しく、審査結果を要約・整理して審査官別業務成果を統合管理することが必要になってきた。

審査官の審査業務成果を一目で把握するため、個人情報、審査評価、審査実績、上司の意見などの項目で構成される履歴管理カードを 2006 年 1 月から導入して施行している。審査官履歴管理カードの各項目を具体的に調べてみると、個人情報項目は専攻と学位、過去 3 年間の庁内での勤務地、褒賞事項などを記録し、審査評価項目は審査評価チームの審査評価資料を記録する。審査実績項目には当該年度の特許、実用新案、PCT の審査実績を記録し、審査品質項目には登録決定率、異議申請率、無効審判請求率、取消差戻率などに対する現況が記録される。最後に上司の意見という項目にはパート長が該当パート審査官の審査結果に対する客観的な事実関係に基づき、意見を記述する。

審査官履歴管理カードは審査業務遂行資料を簡略に整理できるため、全体的な審査業務成果の把握が容易であり、技術分野別に審査の安全性・信頼性を確保できる。また、審査に対する責任及び自負心を鼓吹させ、自発的な審査の品質向上に寄与している。

<表 II-2-5> 審査官の履歴管理カード

審査官の履歴管理カード

建設技術者 審査官 出願種 対象年度 2006 조회

조회되는 데이터는 매월 초에 갱신되어집니다. (단, 심사품질평가점수는 심사평가가 완료되는 시점에 갱신됩니다.)  
 심사관 인적사항 정보(심사표 표함)는 직접 입력하셔야 합니다.

### 1. 個人情報

本部	チーム	職級	姓名	審査官等級	現職昇給日	審査官発令日	専攻(学位)
機械金属建設審査本部	建設技術チーム		ホン・ギルドン	審査官			
勤務部署(最近3年間)							
褒賞履歴							

### 2. 審査評価

審査実績			上半期				下半期							
目標達成率 (総換算/目標)	特許/旧実用	実用新案先登録	PCT		審査処理量	審査品質評価			計	審査処理量	審査品質評価			計
			国際調査	予備審査		審査評価担当官	他課審査担当官	所属審査担当官			審査評価担当官	他課審査担当官	所属審査担当官	
0% (952.9/0)	402.2	112.5	38.2	0	50	13.5	14	42.91	120.4	0	0	0	0	0

### 3. 審査実績 IPC別登録決定率

特許/旧実用		実用新案先登録					
特許決定%(件/件)		拒絶決定 %(件/件)	先登録%(件/件)	技術評価			却下決定
意見提出通知(有)	意見提出通知(無)			登録維持 %(件/件)	一部維持取消 %(件/件)	登録取消 %(件/件)	
47.08(113/240)	19.17(46/240)	33.75(81/240)	97.8(89/91)	66.7(36/54)	29.6(16/54)	3.7(2/54)	0(0/54)

### 4. 審査品質 (審決現況を含む) - 平均は全体審査官の平均です。

(特許/旧実用) 特許決定率 (件、件、平均)	(特許/旧実用) 異議申請率 (件、件、平均)	(実用含む) 無効審判 請求率 (件、件、平均)	無効審判 引用率 (件、件)	決定不服審判請求(件数/件数)						実用新案 却下	取消 差戻率 (件/件)
				拒絶不服審判			取消不服審判				
				審査前置(有)		審査前置(無)	異議申請		先登録		
66.25% (159/240, 71.12)	0% (0/159, .19)	1.26% (2/159, .26)	0% (0/2)	特許決定 4.05% (3/74)	原決定維持 2.7% (2/74)	0% (0/74)	技術評価 4700% (47/1)	特許 0% (0/0)	先登録 0% (0/0)	0% (0/2)	25% (2/8)

### # 別添: 審決(判決)の詳細履歴

詳細履歴	出願番号	最終処分種類	処理日時	審決(判決)番号	審決(判決)日時
取消差戻	10-2004-0115442	登録決定(取消差戻後)	2006.03.22	2005原5086	2006.02.16
取消差戻	20-2003-0027130	なし	X	2005消156	2006.06.30

지정 출력

## ニ. 協議審査制の活性化

メカトロニクス、バイオニクスなどの複合技術出願の正確な審査のため、関連技術分野を専攻した審査官間の審査協議を制度化し、2000年3月から施行しており、2001年6月に協議審査電算処理システムを構築・運営中である。

協議審査は主審査官が協議審査の必要性を判断し、関連技術分野の副審査官を選定した後、主審査官及び副審査官が関連技術分野に対する審査を遂行する。また、主審査官及び副審査官が共同名義で審査結果通知書を発送することになっている。最近の複合・先端技術が増加するにつれ、協議審査も徐々に拡大される傾向にある。2002年の176件から2006年には2,683件となり、4年間に15倍以上増加した。

<表Ⅱ-2-6> 過去5年間の協議審査の現況

2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
176件	491件	345件	1,599件	2,683件

2006年2月には協議審査を充実化するため、具体的な協議審査運営基準を整備し、協議審査を管理する機能を強化した。

協議審査運営基準の詳細な内容は、PCT 専門審査官の担当 IPC ではない PCT 出願に対しては該当 IPC 担当審査官を協議審査官に指定すること、協議審査を要請する場合には協議審査官は担当分類を記載させる確認手続きなどを含んでいる。

協議審査の管理機能強化のため、協議審査決定時にパート長による報告段階を追加した。この段階ではパート長が協議審査官に適正審査官が指定されたか否か及び IPC 確認ができるようにした。また、協議決定書の一元化により、協議審査官全員が協議決定書を作成するという不便を改善した。更に、協議理由をオンライン上で自動提供し、クリックするだけで簡単に選択できるようにした。

一方、2007 年から本審査遂行実績の 20%までが認められていた協議審査実績の換算点数を 30%に上向き調整し、合理的に実績点数を付与することで、協議審査を更に活性化させる計画である。



## 第2節 商標・デザイン審査分野

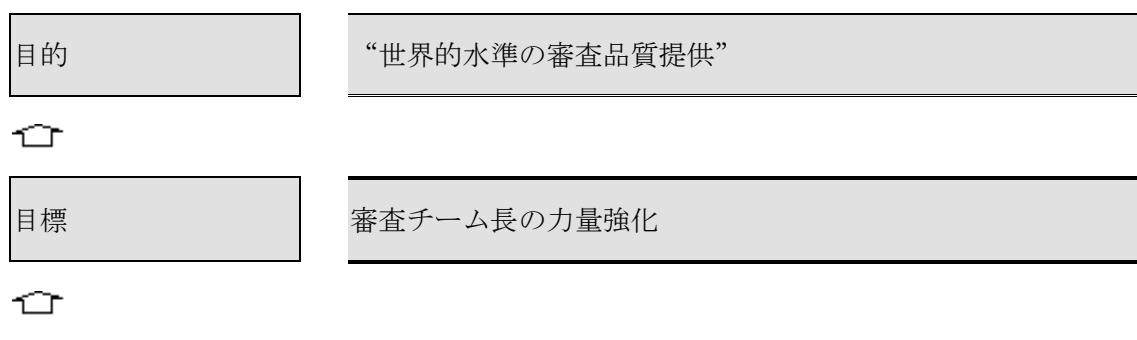
### 1. 審査品質向上のためのシステム改善

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム書記官 ヤン・ステンテ

一流の特許庁に躍進するためには、出願や登録などの量的な成長だけでなく、質の高い審査業務の遂行が必要である。審査品質の向上を通じ、出願人に審査に対する信頼を与えると共に、権利の安定性を向上し、知的財産権紛争の可能性を減少することで社会的費用を減少できると考えられる。変化の時代において審査チーム長は革新の主体として専門的なノウハウだけでなく、組織内ネットワークを元に縦横間に壁のないコミュニケーションを遂行しなければならない。

特許庁は「審査品質向上対策」を審査処理期間の画期的な短縮と共に 2006 年度の核心推進課題として選定・推進し、その一環としてチーム長の積極的な役割を促進することで審査品質を向上するという方案を推進した。

[審査品質向上のための審査チーム長力量強化の体系図]



推進課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 審査実名制の実施</li> <li>■ 指導審査制度の改善</li> <li>■ 審査パート別事例研究などの学習活動強化</li> <li>■ オンラインを通じた審査官相互協力システムの構築</li> <li>■ 重要事件審議結果の共有及び活用の極大化</li> </ul>
------	--

主要推進内容は次の通りである。

① 審査実名制を実施し、審査処理権に対して「審査官単独責任」から「決裁者共同責任」に転換した。従来には審査チーム長は審査決裁過程で審査処理に多くの影響を与えているが、その審査結果に対する通知書には担当審査官名のみが表記され、決裁したチーム長名は表記されなかった。よって、審査誤謬が発生した場合、審査官のみに責任が問われ、審査チーム長は全く責任がないものと誤解される可能性があった。そのため、各種通知書にチーム長名も担当審査官名と一緒に表記し、チーム長も自分が決裁した審査処理に対し一定部分の責任があることを明確にすることで、所属審査官の審査処理に対し積極的かつ能動的な審査指導及び決裁業務を遂行できるようにした。これにより、慎重な審査処理を誘導し、審査品質を向上させようとした。

また、出願人にも審査通知書でその審査処理に関わった審査官及び決裁者が分かるようにすることで、審査処理に対する不透明性を解消できる効果も期待される。2006年12月から商標分野の審査通知書に適用しており、2007年には特許、実用新案、デザイン分野でも審査実名制の実施を推進する計画である。

② 新規審査官に対する指導審査制度を改善した。従来は商標デザイン審査本部に初めて配属された新任審査官は配属日から6ヶ月間、該当分野で1年以上の経歴がある審査官と共同で審査を行った。新任審査官に対する指導審査官の資格要件を1年以上の経歴審査官から2年以上の経歴審査官に変更し、経歴審査官から6ヶ月間の審査指導に加え、3ヶ月間はチーム長が直接審査指導をするように、審査指導を強化する一方、様々な審査経験を伝授されるようにした。

また、審査評価結果に審査誤謬が指摘された審査官は、審査チーム長が直接審査指導及

び決裁を行うようにし、審査評価結果は審査官の成果評価及び成果インセンティブ支給、優秀チームおよび優秀審査官選定の基礎資料として活用するようにしている。これは審査チーム長が審査誤謬が指摘された審査官を直接審査指導し、決裁することで、審査官が同じ誤謬を犯さないようにし、慎重に審査できるようにするためである。

③ 審査パート別事例研究などの学習活動を強化した。2006年5月からはチーム別に自律的に行われている審査事例、判例、取消差戻事例などの研究を審査パート単位にパートリーダーの責任の下、月に1回実施するよう定例化した。一方で「商標デザイン審査月報」を毎月定期的に発行し、全体審査官が共有することで学習の雰囲気を作ろうとした。「商標デザイン審査月報」は特許庁の全職員にインターネット電子メールを通じて配布している。

④ オンラインに通じた審査協力システムの構築である。これはオンラインを通じ、経歴審査官の経験と知識を活用できるシステムを整備することで、審査官間の意見交流の活性化や審査能力の向上を図ろうとしたものである。商標登録出願が‘登録’と‘拒絶’の境界線上にあるか、その他判断が困難な審査の場合、経歴審査官の経験と知識は重要な判断基準になり得る。オンラインを通じて経歴審査官の経験と知識を活用できるシステムを整備することで、均衡の取れた審査及び意見交流の活性化が期待される。

⑤ 重要事件処理審議委員会で審議した審議結果を積極的に共有し、活用するようにした。「重要事件処理審議委員会」は社会的に話題になっている審査案件、多数の審査チームに関連のある審査件及び審査官とチーム長間に異見がある審査案件など、重要案件として定義された審査案件に対する審議を目的として本部長、チーム長で構成された非常設機構である。従来は重要事件の審議結果は公開されなかったが、現在は重要事件の審議結果をインターネットメールを通じて審査官同士が共有し、審査システムの専用掲示板を構築し、そこに公開することで、重要事件審議結果の共有・活用を最大化する一方、「重要事件処理審議委員会」の充実な運営を図った。

## 2. 審査インフラの構築

### イ. 審査ノウハウ (Know-how) 共有システムの構築

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム書記官 ヤン・ステンテ

特許庁は審査官の審査ノウハウを共有することで審査官の専門性を強化するため、商標・デザイン審査マニュアルコンテストを開催する一方、審査官専用判例検索システム及びオンライン協力審査システムを構築した。

審査官専用判例検索システムは審査過程で判断が困難な場合、関連類似判例（大法院、特許法院）を迅速に検索し、審査に活用するようにしたのである。審査官が判例集に収録された膨大な判例を容易に見つけ審査に活用できるように最近の判例を‘審査基準’別に再分類し、DB化したもので2006年度にまず2001～2004年までの判例計921件を審査システムに搭載した。

オンライン協力システムは判断が難しい審査案件がある場合、所属審査チーム長だけでなく、他チーム長にも審査システムを通じて諮問を依頼し、諮問内容を審査に活用するようにしたのである。

一方、審査官が審査過程で獲得した様々な審査知識と関連情報などを持続的に蓄積・共有するため、商標デザイン審査マニュアルコンテストを2005年から毎年開催している。審査マニュアルは商標の場合には商品類の特徴、商品審査の要領、商標審査の要領、審査事例及び判例が主な内容となっている。また、デザインの場合には物品別の特徴、デザイン審査要領、審査事例及び判例が主な内容となっている。

## ロ. デザイン審査資料の形態分類整備事業

商標デザイン審査本部デザイン1 審査チーム書記官 イ・スンジョン

## 1) 事業推進背景

デザイン審査が所期の成果を挙げるためには、新しい審査資料の拡充を通じて審査の正確性を向上することと、拡充された資料の正確かつ科学的な分類を通じてデザイン検索範囲を縮め、検索業務の効率性を向上させることが必要である。この二つを調和して充足させなければ審査の迅速性は確保できない。

審査資料の拡充という目標を達成するために特許庁は国内出願分、外国公報、カタログなどの審査資料を毎年約 50 万件余りずつ収集している。しかし、これにより小分類別の審査資料が多過ぎる分類が増え、電算によるデザイン検索の効用性がほとんどなくなった。これはデザイン審査の迅速性を大きく阻害する問題として浮上してきた。

このような問題点を解決するため、小分類の下位に形態分類基準を整備し、再分類することで、審査資料の分散を通じた審査処理期間の短縮及び審査品質の向上を図ろうとしたのが本事業の目的である。

形態分類事業の例示

対象分類	形態分類（1段階）		形態分類（2段階）	
D3-332 電気スタンド	A	軸中央型		
			AA	かさ皿型
			AB	かさ角型
			AC	かさ切れた角型

			AD	かさ角柱型
			AE	かさ円柱型
	B	軸側面型		
			BA	かさ灯籠型
	C	斜め型		
H3-301 携帯電話機	A	バー型		
	B	フリップ型		
	C	フォルダー/スライダー型	CA	閉じた液晶・機能ボタン露出型
			CB	閉じた液晶露出型
			CC	開いたフォルダー型
			CD	開いたスライダー型
	CE	開いた回転/スウィング型		
D	身体着用型			
B3-31 首装身具	A	チェーン単一型		
	B	チェーン連結型	BA	同一素子反復型
			BB	チェーン装飾一体型
			BC	装飾ぶら下がり型

## 2) 事業推進の内容

600 万件を上回る審査資料のうち、小分類別の審査資料が多過ぎる計 200 万件の審査資料を対象に確定し、2006 年から 2008 年までの 3 年に渡って事業を推進することにした。2006 年には小分類別の審査資料が非常に多い 17 の品目を優先対象にし、5 月から 11 月未まで約 7 ヶ月間の事業期間に渡って 57 万件の審査資料を整備した。

## ※ 携帯分類対象品目及び件数

No.	既存の分類記号及び表示		形態分類件数	変更後の分類コード及び表示	
	分類記号	分類表示		分類記号	分類表示
1	B3-01	キーホルダー及び小銭かけ	18,623	B3-01	キーホルダー
2	B3-12	装身用ぶら下げ型飾り	11,864	B3-12	装身用メダル
3	B3-191	装身用鎖素子	6,494	B3-191	装身用連結素子
4	B3-25	耳飾り	48,099	B3-25	耳装身具
5	B3-31	首飾り	52,151	B3-31	首装身具
6	B3-41	肘飾り	22,752	B3-41	肘装身具
7	B3-43	指飾り	98,016	B3-430	指装身具
				B3-431	指輪
				B3-432	爪飾り
8	B3-60	眼鏡	23,726	B3-60	眼鏡
				B3-601	バンド型眼鏡
9	B5-1	靴または運動靴	80,323	B5-100	靴または運動靴

				B5-110	男性靴及び共用靴
				B5-120	女性靴
10	C6-51	冷蔵庫など	8,675	C6-51	冷蔵庫など
11	D2-14F	いす（長いす型）	20,362	D2-14F	いす（長いす型）
12	D3-332	電気スタンド	26,912	D3-332	電気スタンド
13	E0-10	小動物飼育鑑賞用品	15,593	E0-100 の他 10 の分類	ペット用品など
14	F5-10	広告用具及び表示用具	23,941	F5-10	広告用具及び表示用具
				F5-14	誘導灯及び警報灯
				F5-15	電光板
				F5-16	表札
15	H3-30	電話機など （携帯電話機）	14,295	H3-301	携帯用電話機
16	J2-30	腕時計	74,086	J2-30	腕時計
17	J2-40	卓上時計	25,374	J2-40	卓上時計
				J2-41	多物品付加卓上時計
合計			571,286		

分類チームと用役業者間（（株）ウィップス）との 24 回に渡る週間会議、及び 7 回の月間会議を通じ、具体的な携帯分類基準をなどを整備した。また、数回の緊急会議により、事業結果を導出するまで分類チーム職員はもちろん、用役業者職員の熱意のこもった事業となった。このような努力を通じ、19 の小分類を新設し、99 の細部形態分類を体系的に整理するという成果を挙げた。その結果、形態分類整備事業の本来の目的である審査資料の分散という成果を達成できただけでなく、デザイン審査 DB に審査資料として価値がない不良イメージ資料 154 千件余りを整備するという成果も達成した。また、デザインマッ



プ事業の本格的な開始に先立ち、携帯と真空掃除機に対する示範事業のデザインマップ2件の作成も同時に推進し、結果を導出した。

このような 2006 年の経験と成果に基づき、2007 年及び 2008 年の事業推進も成功し、審査の品質向上と審査速度向上という二兎を追うことができるものと期待される。

## ハ. 商品 DB の整備

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 ヤン・スンヒョン

### 1) 概括

2007. 1. 1 から施行されるニース分類第 9 版の変更事項とこれまでの分類改編結果を反映し、誤分類されたデータを訂正するために商品 DB 整備事業を遂行した。商品は商標を使用しようとする対象であり、商標を出願する時には必須的に指定しなければならない重要な要素である。また、このように指定された商品データを過去から続けて蓄積してきたのが商品 DB である。

### 2) 類似群コード整備の必要性

類似群コードは商品の類似範囲を記号化した英文字と数字の組合（例：G4303）である。審査官が類似商標を検索する際、類似群コードに基づいて商品の類似範囲を探す。すなわち、同じ類似群コードが付与された商標を検索し、その検索結果から商標の類似性を判断する。但し、類似群コードが同じであっても類似範囲が異なると判断されるという例外があり、具体的な事項は類似商品・サービス業の審査基準（特許庁例規第 36 号、2007. 1. 1 施行）を参照する。分類改編によって類似群コードが変わる商品に対しては該当データを見つけ、それに合うよう訂正することが必要になる。

### 3) 主要整備内容

これまでに分類が困難であった健康機能食品、スポーツ衣類などの商品に対し、類似群を整備し、類似範囲が細分化され類似範囲が異なるように審査中の一部サービス業（S1203、S1211、S1208）の枝番号（例：S1203-1）に対しても類似群コードを新しく付与し、電算審査が可能になるよう整備した。また、その他サービス業（S1217）に対しても類別に類似群を分け、新しく付与した。

#### 4) 用役事業の施行

韓国特許情報院と調達庁委託用役契約を 2006 年 3 月と 2006 年 8 月（国際商品 DB 追加）に結び、2006 年 10 月の整備結果物 2,843 千件の納品を受け、2006 年 12 月 31 日に特許ネットに搭載することで、2007 年 1 月 1 日から変更された類似群が適用されるようになった。

### 3. 審査官の専門性向上のための教育実施

#### イ. 新規転入審査官に対する教育強化

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム書記官 イ・チュンム

2006 年には商標・デザイン分野の初任審査官に対する審査実務能力養成のための教育を大幅に発展させた。

まず 2005 年から国際知的財産研修院に‘初任審査官補習課程’を新設し、前任審査官による対話及び討論式教育を上半期と下半期に分けて実施した。審査実務に関する経験と事例を中心に質問と討論方式で教育課程を運営し、商標・デザイン制度全般に関する法令と審査基準などに対する集中深化教育を通じて審査過程全般に対する総合的な理解を図った。

また、国際知的財産研修院の教育課程とは別途に商標デザイン審査本部が自主的に新規及び転入審査官に対する職務教育を編成して実施（10月9日（月）～10月13日（金））したが、商標審査分野の職務教育には14名、デザイン審査分野の職務教育には10名が参加した。

新規及び転入審査官は新規審査官課程を履修し、審査官資格を所持しているが、これまで審査以外の業務に従事していたため、審査業務の効率性を向上するために本部が自主的に職務教育を実施したのである。

一方、商標審査官の専門性を強化し、審査の品質を向上させるため、法廷判例及び審決などに対するテーマ発表及び討論中心の専門教育も自主的に実施した。

ロ. 審査官現場教育の実施

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム書記官 イ・チュンム

最近商標・デザイン分野の場合、技術発達とトレンドの変化により、環境が急速に変化している。審査の現実適合性及び信頼性を向上するためには変化する新商品・デザインのトレンドを把握し、取引現実体験を通じて認識する必要性が増大した。特に、インターネット関連及び専門分野の商品（新素材、健康補助食品、電子、機械、化粧品類など）など急速に変化する商品分野の場合、取引動向及び取引現実に対する専門知識が審査基準などに反映される速度が実際より多少遅れるという現象が出てきた。

よって、このような現実を克服するために審査官が直接取引現実を体験し、最新トレンドを把握すると共に、商品の種類、製造方法、主材料、取引現実などに対する情報を随時収集し、迅速に審査基準などに反映する必要性が提起された。

そのため、2006年からは商品45種類、デザイン物品75種類のうち、特定顧客対象商品、インターネットなどの先端産業関連商品、中間財商品、製品寿命サイクルが短い商品などに対する審査官現場教育を実施するようになり、計65名の商標・デザイン審査官が24回に渡って現場教育を実施した。

このような現場教育の結果を商品及び物品分類制度の改善など、制度改善に周期的に反映するシステムを構築し、審査の質向上に寄与しようと努力している。また、審査顧客と直接対話を通じ、相互理解の幅を広げることで、顧客中心の商標・デザイン審査サービス提供システムを構築し、更には審査結果に対する顧客満足度向上に努めている。

## ハ. 自発的研究会の活性化

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム書記官 イ・チュンム

商標・デザイン審査の公正性・一貫性・専門性を維持し、審査結果の質向上を図るため、商標制度改善研究会、デザイン制度改善研究会など計6の研究会が構成・運営された。

各研究会では審査の一貫性維持方案、大法院及び特許法院判例などの審査への反映、法令及び審査基準などの解釈、国内外商標・デザイン制度及び審査制度などに対し、研究活動を遂行している。また、6の研究会には年間1,015名の庁内外会員が参加し、計41回の集まりを開催した。

このような研究会活動を通じ、2006年の商標法及びデザイン保護法の改正事項を発掘・検討し、卸・小売業の導入などの分類体系の改編方案整備及び国民に対するサービス、業務標章審査マニュアルの発刊、デザイン無審査制度の改善方案、国際商標登録出願審査基準の改正及び書式マニュアル発刊など、審査制度の改善及び分野別深化研究に大きく寄与した。

また、ブランド、デザインを主な研究分野とする本部アカデミーD&Bクラブを2006年5月24日に新設し、ソウル大美術専攻キム・ミンス教授などを招いて計5回開催した。

## 二. 審査官の国際的力量強化

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 キム・ジメン

特許庁は商標及びデザイン審査官の国際的力量を強化するため、日本及び中国特許庁と毎年定期的な審査官会議を開催している。審査官会議は特許庁長会議のような高位級会議とは異なり、詳細審査政策及び審査実務などに対して数日に渡って互いに深く議論する場である。審査官会議の結果は妥当性の有無を検討し、国内商標及びデザイン審査政策に積極的に反映している。

2006年11月に日本で開催された第5次韓・日商標審査官会議では地理的表示団体標章制度の運営実務、包括名称導入の問題、マドリッド国際商標の審査実務、非典型的な商標の保護問題などの懸案事項に対する集中的な討論が行われた。一方、第6次韓・日デザイン審査官会議は2006年10月に大田で開催されたが、具体的には無審査制度、部分デザイン制度、画像デザインの保護法案などについて議論された。また、実際に出願されたデザイン審査件を上程し、両国審査官の審査方向に対して議論するなどの深みのある相互学習が行われた。

2006年12月には中国工商行政管理総局を訪問し、韓・中商標審査官会議を開催した。同審査官会議では最近改正された中国商標法の主要内容及び有名商標の保護制度に対する議論が集中的に行われた。特に、有名商標制度に関しては韓国の有名商標に対する中国商標当局の積極的な保護を要請した。今回の審査官会議はこれまで間歇的に開催された中国商標当局との交流を定期的に推進するための出発点になるものと評価される。

一方、特許庁は世界知的所有権機関（WIPO）の商標・デザイン・地理的表示の常設委員会（SCT）、WIPO NICE 分類専門家会議、WIPO マドリッド国際商標セミナーなどの国際会議に審査官を定期的に派遣し、商標及びデザイン制度の国際的な傾向を直接体得できるようにしている。

### 第3節 審判分野

特許審判院審判行政チーム技術書記官 イム・ホスン

#### 1. 審判品質評価委員会の構成

審判品質向上のため、2006年に「審判基準の定立及び審判品質の評価に関する規定」（特許審判院訓令）を制定し、審判品質評価委員会を構成して特許法院が審決取消を決定した事件の原因を分析した。審判品質評価委員会は商標、デザイン、機械金属建設、化学生命工学、電気電子の5つの分野別に構成される。分野別に主席審判長が委員長になり、関連分野の審判官4人が委員として参加する。評価委員会は四半期毎に1回開催され、特許法院または大法院が審決取消を決定した事件の原因を分析して評価し、審判基準を確立意すると共に審判官の教育資料を作成する。評価の公正性を確保するため、当事者系審判事件に対しては訟務チームの訴訟遂行官が意見書を作成して委員会に提出する。評価委員会は提出された意見書などを参考にして審決が取り消された主要要因を分析し、その結果を審判官評価に反映すると共に同一事例が再発しないよう審判官の教育を実施した。

#### 2. 権利範囲確認審判の誤・乱用防止方案の施行

審判院は権利範囲確認審判の手続きを改善した。積極的な権利範囲確認審判で被請求人が確認対象発明を実施しない場合、審判請求は確認の利益がないため、却下されなければならない。したがって、審判官は被請求人が確認対象発明を実施するか否かを審理するが、主に請求人が提出した証拠資料及び口述審理によって確認する。しかし、その審理内容は審決文に具体的に記載しておらず、そのため審決取消訴訟や侵害訴訟において被請求人が権利範囲確認審判の確認対象を実施しないと後から主張した場合、訴訟の進行が難しかった。このような問題を認識し、特許審判院は確認対象発明の審理及び審決文の記載に関する事項を大幅に改善した。請求人が確認対象は発明の実施証拠を提出しない場合、審判官は請求人に補正を命令して被請求人が確認対象発明を実施するということを立証する証拠



を提出するように要求し、請求人が証拠資料を提出できない特別な事由がある場合は審判請求を却下するようにした。

また、審判官は被請求人に確認対象発明の実施に関する請求人の主張、証拠に対する意見を陳述するように案内し、答弁書提出期間内に確認対象発明の実施有無に対する要約表を作成して提出するようにした。万が一、被請求人が確認対象発明の実施有無に対して争う場合には請求人に質問書を発送し、被請求人の主張に対する意見を提出するように要求し、両当事者の主張を聴取した後、被請求人が確認対象発明を実施したこともなく、現在も実施していないと判断される場合には審判請求を却下し、実施していると認められる場合にはその趣旨を審決文に記載するようにした。一方、請求人の実施主張、証拠に対し、被請求人が争わない場合、審判官は質問書、口述審理などを通じ、再度実施有無に対して確認する。その審理結果被請求人が確認対象発明を実施していると認められる場合にはその趣旨を審決文に記載するようにした。また、確認対象発明に関する侵害訴訟が裁判所に係留中であることを証明する資料が提出された場合には、訴提起対象発明が確認対象発明と同一であるか否かに対して確認し、両当事者間に同一性に対する争いがあるか否かなどの内容を審決文に記載するようにした。

### 3. 審決一貫性向上方案の施行

同一特許権、実用新案権、商標権、デザイン権を対象に複数案件の審判が請求された場合、事件間の主審審判官（審判部）が異なることを予防することで、審判結果が相反するか、審決文の論理が互いに矛盾することを防止する必要がある。また、商標は同一であるが、指定商品類が互いに異なり、異なる主審が担当した審判事件に対しても審決の一貫性向上が必要になってきた。

例えば、同一権利に対し、権利範囲確認審判・訂正審判及び無効審判が一緒に係留中であり、各事件の主審審判官または審判部が異なる場合、権利範囲確認審判・訂正審判における進歩性判断と無効審判における判断基準が互いに異なることもあるため、審決の一貫性が阻害される恐れがある。

審判院はこのような問題を解決するため、まず同一権利に対して複数案件の審判事件が請求された場合、全ての案件に同一審判官を主審に指定されるようにした。但し、指定商品類が互いに異なる商標審判は現行の通り、指定商品類によって主審を指定するようにし、主審に同一商標に対して指定商品類の異なる複数案件の審判事件が請求されたことを通知する。同一権利に対する複数の審判案件がそれぞれ異なる審判官に任された場合には、1人の審判官が全ての案件を同時に処理するか否かを事前に協議する。その結果、指定変更の合意に至れば3者合議体、指定変更の合意がない場合は5人合議体によって処理するようにした。また、商標は同一であるが指定商品類が互いに異なる商標審判事件の場合、該当主審は処理方向に対して協議し、合意に至らなければ5人合議体によって処理するようにした。

#### 4. 意見要約表提出制度の施行

意見要約表とは新しい意見と証拠提出の有無、従来主張を撤回するか否か、当事者の核心主張などを記載した要約表であり、審判当事者が事件意見書と一緒に提出するものである。

審判当事者は審判事件に対して意見書を提出するが、以前は要約表を提出する制度がなかったため、当事者が自分の意見を要約して明確に提出することが難しかった。審判部も当事者の核心主張を把握することが困難な場合が多く発生していた。このような問題点を解決するために、特許審判院は2006年9月から審判事件に対する意見書に意見要約表を添付して提出できるようにした。

また、権利範囲確認審判では権利範囲を確認しようとする対象発明が実際に実施されているか否かが審判の主要争点になる点を考慮し、‘確認対象発明の実施有無意見要約表’を提出できるようにした。

## 5. 審判官の専門性強化のための教育実施

審判官の専門性向上のため、特許法院判事を講師に招き、最近の特許法院の判例動向、民事訴訟の実務教育を実施することで、審判官の実務能力向上を図った。

また、在職中の審判官を対象に特許審判院における敗訴事件の敗訴原因分析結果に対する教育を実施した。更に、最近の審決及び判決を分析して判決動向に対する教育を年に4回四半期毎に実施した。

特許審判院に新しく増員される新規審判官に対しては、各審判部別に1人の指導審判官を指定し、持続的な指導を実施した。また、新規審判官の業務能力養成のため、新規審判官の審判業務適応期間を現行の2ヶ月から3ヶ月に拡大した。

## 第4節 審査評価制度の効果的な運営

経営革新広報本部審査評価チーム技術書記官 ソ・シンテク

### 1. 審査評価制度の運営

#### イ. 目的

審査評価制度は特許・実用新案・商標・デザイン登録出願の審査業務全般に対する評価を実施し、審査に不備な点がないようにすると同時に、改善事項を見つけ出して伝播することで顧客により良質の審査サービスを提供するために導入され、2000年8月に審査評価課が発足した。

<表Ⅱ-2-7> 主要国の審査評価制度の運用現況

国	主要運用現況
米国 特許商標庁 (USPTO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 副庁長直属と審査国内に二元化された評価組織で構成（RQAS と TQAS）</li> <li>・ 審査官が処理した登録決定案件を事前評価方式で抽出し、審査の全過程を評価した後、その結果を審査課長に通知</li> <li>・ 会計年度末毎に1回評価を実施し、会計年度中間に進行状況を点検</li> <li>・ 審査課長は RQAS と TQAS の評価結果を参考にし、審査官の審査品質を評価</li> <li>・ TQAS は主席審査官が処理するサンプリング量を拡大して審査評価を実施することで、主席審査官に対する再認証基礎資料として活用</li> </ul>

ヨーロッパ 特許庁 (EPO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁長直属 (DHQ 所属) 13 名の審査評価官が審査官に対する審査品質評価を遂行</li> <li>・ 事前標本抽出方式による品質評価実施</li> <li>・ 四半期毎に審査課 (180 directorate) 当たり 3 分野 (ヨーロッパ特許検索、PCT 検索、特許登録) に対し、10 件ずつ標本を抽出して評価</li> <li>・ 評価結果は個人評価には反映せず、審査課全体または当該技術分野の欠陥動向を把握する基礎資料として活用</li> </ul>
-----------------------	--

## ロ. 審査評価方法

### 1) 審査評価官による審査評価

半期毎に特許・実用新案の場合は審査官 1 人当たり 4 件、商標・デザインの場合は審査官 1 人当たり 12 件をサンプリングし、審査評価を実施している。サンプリング方法は審査官が登録/拒絶査定書を作成した後、出願人に発送する直前に、電算によって無作為抽出して評価している。評価官は計 9 名であり、商標・デザイン分野 2 名、機械・金属・建設分野 2 名、化学生命分野 2 名、電気電子分野 3 名で構成されている。

### 2) 他チーム長による審査評価

審査本部に勤務する審査チーム長が他チームの審査官が審査した審査件に対し、半期毎に特許・実用新案の場合は審査官 1 人当たり 2 件、商標・デザインの場合は審査官 1 人当たり 6 件をサンプリングし、審査評価を実施している。サンプリング方法は審査官が登録/拒絶査定書を作成し、出願人に既に発送した審査件を無作為抽出して評価している。

### 3) 所属チーム長による審査評価

審査本部に勤務するチーム内所属審査官に対し、別途に評価するための案件を抽出せずに、審査決裁及び指導審査時の審査官の審査能力を考慮し、定性的に評価している。

## ハ. 審査評価結果（審査評価官による評価）

## 1) 上半期審査評価結果

特許・実用新案の場合、327名の審査官を対象に1,265件を評価した結果、総評価件数比の1.7%に当たる22件に審査誤謬が発生し、商標・デザインの場合は102名の審査官を対象に1,509件を評価した結果、総評価件数比の1.3%に当たる20件に審査誤謬が発生したことが分かり、再検討するように通知した。

## 2) 上半期審査評価結果

特許・実用新案の場合、378名の審査官を対象に1,509件を評価した結果、総評価件数比の1.3%に当たる20件に審査誤謬が発生し、商標・デザインの場合は85名の審査官を対象に1,023件を評価した結果、総評価件数比の1.4%にあたる14件に審査誤謬が発生し、再検討するよう通知した。

＜表Ⅱ-2-8＞ 特許・実用新案の審査誤謬率

年度		2001	2002	2003	2004	2005	2006		
							上半期	下半期	平均
審査誤謬率 (%)	韓国	6.0	4.3	3.8	3.6	2.3	1.7	1.3	1.5
	米国	5.4	4.2	4.4	5.3	4.6	—	—	3.5

注1) 審査誤謬率：再検討依頼件数/総審査評価件数

## ニ. 審査評価結果の活用

審査評価結果は勤務評定またはインセンティブ（報奨金）の支給に反映するように誘導しており、優秀審査官及び優秀部署褒賞時の選定資料としても活用している。また、審査評価結果に対しては審査部署にフィードバック（feed back）させ、不足な点があった事例に関しては定期的に事例集を発刊、配布し、審査の質を維持している。更に、国際知的

財産研修院に審査官補習課程科目に‘審査評価事例’課程を新設し、新規審査官などの教育資料として活用している。

## 2. 審査評価規定及び指針書の改正

### イ. 改正背景

審査本部から審査評価結果に対する意義決定の際の公正性向上の要求があり、審査評価結果に対する意義決定の結果、審査評価官が欠陥指摘の取消または欠陥範疇を調整できる根拠を整備する必要があった。また、所属パート長が審査官に対し、1次評価ができる根拠規定を新設するため、2006年3月22日に審査評価規定を改正（特許庁訓令第453号）することになった。

また、2005年に改正された審査評価指針の問題点を補完し、客観的な審査評価指針を導出するために、6シグマの第2次ウェーブ課題のうち「特許・実用新案の審査評価プロセス満足度の向上」の意見を積極的に反映すると共に、審査本部審査官の要求事項を検討し、欠陥及び加点項目を一部調整することになった。

### ロ. 主要改正内容

#### 1) 審査評価規定の改正

まず、審査評価結果の異議決定については、審査評価を遂行していない同一技術分野の違う審査評価官が遂行しなければならないという審査本部の要請があり、異議申請を受容するか否かを同一技術分野の他審査評価官が決定できるように改正した。

次に、現行の審査評価規定は異議申請が妥当であると認められる場合、指摘された欠陥を取り消さなければならない、とだけ規定しており、審査評価官が異議申請による審査評価結果の再検討時には欠陥範疇を調整できる根拠規定がない状況である。そのため、審査評価官が欠陥指摘事項を再検討した結果、異議申請が妥当と認められる場合には指摘された欠陥を取り消せるだけでなく、欠陥範疇の調整もできるように改正した。

更に、審査本部審査官定員の急増により、所属チーム長がチーム所属審査官全体を客観的に評価することは不可能な状態である。また、所属パート長が所属チーム長に代わって審査官に対する決裁及び審査指導を実施しており、審査官に対する評価に所属パート長が参加することが正しいと判断された。そのため、所属パート長が審査官に対する評価を1次的に実施した後に所属チーム長が所属パート長の意見を聞き、評価点数を調整できるように改正した。

## 2) 特許・実用新案登録出願の審査評価指針書の改正

まず、現行の評価指針は不適切な拒絶（取消）理由を通知した後に、特許（登録維持）決定した場合に限って欠陥として指摘するよう規定しており、審査官の審査行為のミスが同一事案に対して互いに異なる評価結果として表れることが問題点として指摘されている。そのため、不適切な拒絶（取消）理由を通知した後に拒絶（取消）決定の理由にしない場合も欠陥として指摘するように改正した。

次に、2005年度審査評価事例で拒絶理由の場合の法の適用誤謬を具体的に調べてみると、適用法条項の法理誤解による法の適用を間違えた場合ではなく、拒絶理由法条文の単純クリックミスによるものと把握されるものが認められるが、これをⅡ範疇欠陥として指摘する事例があり、審査評価結果の異議申請調整委員会でも単純クリックミスをⅡ範疇欠陥として指摘するのは酷であるという指摘があり、Ⅱ範疇欠陥項目からⅢ範疇欠陥項目に下向き調整した。

## 3) 商標・デザイン登録出願の審査評価指針書の改正

まず、内容の欠陥により文言上曖昧であるか、表現上適切でない部分を明確にし、審査基準及び審査事務取り扱い規定から漏れた事項を追加新設した。

次に、被評価者の評価結果に対する不満を最小化するために、評価官の決定に主観的な要素が加味される蓋然性がある部分を制限的に規定した。



更に、不必要な審査保留及び延期決定を防止すると共に、最終決定に対して出願人などが納得できるようにその事由を記載するようにし、審査品質向上を誘導するために新設した。

#### 4) PCT 国際出願の審査評価指針書の改正

まず、欠陥内容に対する表現が曖昧で誤解の余地があるか、不必要な表現を明確にし、審査基準及び審査事務取扱規程で漏れた事項を追加新設した。

次に、現行の評価指針は補正却下決定に対する欠陥と要旨変更判断をそれぞれⅡ範疇欠陥として規定しているが、要旨変更判断は補正却下決定のための一連の判断過程として別途に減点される場合、重複減点の恐れがあるため、補正に対する欠陥のうち、補正却下決定に対する欠陥と要旨変更判断の欠陥がそれぞれⅡ範疇であったのを一つに統合し、二重減点項目を削除した。

### 3. 審査品質指数の科学的な管理

#### イ. 意義

審査の品質は審査に対する出願人の満足度、拒絶査定不服審判請求率、異議申請率など、様々な要素と関連があり、どれか一つの要素だけでは全体的な審査の質を表すことが難しい。

審査品質指数は審査の質を代弁する様々な要素を抽出し、各要素に適切な加重値を与えて計量化したものであり、前年度比当該年度の審査の質の変化を一つの数値で表示し、審査質が改善されたか否かを把握すると共に審査評価制策樹立に活用するために作られたものである。

#### ロ. 算出方法

審査品質指数分析のために使用される因子は、①審査評価表の平均得点、②アンケート

調査結果、③拒絶査定不服審判の取消差戻し率、④異議申請の原決定の覆し率、⑤無効審判の引用率など、計5つである。

このうち、最も比重の高い因子は審査評価表の平均得点である。審査評価チームで作成した全体審査官に対する審査評価点数の平均が審査質の向上程度を表す最も客観的な資料として認められるため、この平均得点を全体の40%と最も高い比重で反映し、残りの因子は全て15%の比重で前年対比の増減率を反映して審査品質指数を算出する。

#### ハ. 分析結果

2006年度審査品質指数は2005年度対比で2.7%増加した。これを因子別に調べてみると、審査評価の平均得点は0.2%増加し、変化はほとんどないが、審査品質満足度に関するアンケート調査結果は0.4%減少した。

一方、拒絶審査不服審判の取消差戻し率は9.8%増加し、異議申請の原決定覆し率は34.9%減少した。また、無効審判の引用率はそれぞれ7.4%増加した。すなわち、拒絶審査不服審判の取消差戻し率と無効審判の引用率は前年に比べ増加したにもかかわらず、異議申請の原決定覆り率が35%減少したことにより、全体的な審査品質指数が2.7%向上した。

<表Ⅱ-2-9> 審査品質の変数別増減比率

審査品質を表す変数		反映比率 (A)	増減率 (B)	審査品質反映指数 (C) C = A × B (肯定的変数) C = -A × B (否定的変数)
肯定的 変数	審査評価表平均得点の増減率	0.40	0.20	0.08
	アンケート調査結果の審査品質満足度	0.15	-0.43	-0.06
否定的 変数	拒絶決定不服審判の取消差戻率	0.15	9.77	-1.47
	異議申請の原決定反覆率	0.15	-34.92	5.24

	無効審判の引用率	0.15	7.41	-1.11
変数増減率計		1.00	-	+2.68 ≒ + 2.7
審査品質指数		-	-	102.7

＜表Ⅱ-2-10＞ 年度別審査品質指数及び審査品質変化指数

区分	1999年 (基準)	2000年	2001年	2003年	2004年	2005年	2006年
審査品質指数	100	106.4	105.6	103.5	105.1	102.6	102.7
審査品質 変化指数	100	106.4	112.3	116.2	122.1	125.3	128.7

○ 審査品質変化指数＝前年度の審査品質変化指数×今年度の審査品質指数／100

※ 2002年度は審査評価チームの業務中断で審査品質指数を算定しなかった。

## 二. 今後の補完及び活用対策

審査品質指数は当該年度の審査品質が前年度に比べ、どの程度改善したかを判断する基準として利用されてきたが、審査品質指数の項目として利用されてきた無効審判の引用率及び拒絶決定不服審判の取消差戻率は審査が当該年度に行われたものではなく、既に2～3年前に審査が完了した内容を審判段階で判断した事項であるため、当該年度の審査品質の尺度として利用するには不足の面がある。

また、審査品質指数の変数として活用されてきた異議申請の原決定覆し率項目は2006年3月3日の特許法改正により、2007年7月1日以降から異議申請制度が廃止されたことにより、算定が困難になるため、2007年度からは審査品質指数の新しい算定方式を模索しなければならない。

## 第5節 審査官及び審判官の士気高揚

経営革新広報本部審査評価チーム技術書記官 ソン・ヨンファン

### 1. 優秀審査・審判部署の褒賞

特許などにおいて審査・審判業務は最も基本的で重要な業務であり、迅速な処理と共に適正性や公正性が要求される。審査・審判の処理期間短縮のために、特許分野における先進国より、多量の審査・審判を処理していると同時に、審査品質を向上させるために日々努力を注いでいる。

優秀審査・審判部署の褒賞は審査・審判官の士気を高揚し、組織員間の善意の競争を誘導するために優秀な審査・審判部署を選抜し、褒賞する制度である。優秀審査・審判部署の褒賞は半期毎に年2回実施し、審査評価チーム、所属チーム長及び他審査チーム長の評価に基づき選定される。優秀審判部署は審判部別に審判処理量と品質などを評価して選定している。2006年には半期別に最優秀賞6部署、優秀賞12部署、奨励賞25部署の年間84部署に対し、褒賞を実施した。

優秀審査・審判部署の褒賞は部署内では共同の目標を持つことによる団結と調和がもたらされ、部署間には善意の競争が生まれる。これにより、審査の品質向上と迅速な審査処理の目標を同時に達成できる。

＜表Ⅱ-2-11＞ 2006 年度優秀審査・審判部署の褒賞実績

所属	褒賞区分（上半期/下半期）				褒賞金（万ウォン）			備考 （上半期/下半期）
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
特許審判院	1 / 1	2 / 2	3 / 3	6 / 6	360	390	750	
商標デザイン 審査本部	1 / 1 パート	2 / 2 パート	4 / 3 パート	7 / 6 パート	400	390	790	
機械金属建設 審査本部	1 / 1 パート	2 / 2 パート	6 / 5 パート	9 / 8 パート	480	490	970	
化学生命工学 審査本部	1 / 1 パート	2 / 2 パート	5 / 4 パート	8 / 7 パート	440	440	880	
電気電子 審査本部	1 / 1 パート	2 / 2 パート	4 / 4 パート	7 / 7 パート	400	440	840	
情報通信 審査本部	1 / 1 パート	2 / 2 パート	3 / 4 パート	6 / 7 パート	360	440	800	
計	6 / 6 部署	12 / 12 部署	25 / 23 部署	43 / 41 部署	2, 440	2, 590	5, 030	

## 2. 優秀審判官の褒賞

優秀審査官の褒賞は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査過程において、関連法規や規定を遵守するのはもちろん、より良質のサービスを提供した優秀な審査官を褒賞する制度である。

褒賞は半期毎に年2回実施され、審査実績と審査評価チームの点数及び他審査チーム長の点数を合算して選定する。2006年には最優秀賞22名、優秀賞22名、奨励賞62名の計106名の優秀審査官に対して褒賞を実施した。

優秀審査官の褒賞は審査官に審査品質を向上させるための動機を誘発し、士気を高揚させる。また、優秀な審査事例は関連知識の拡散に役立たせると同時に教育資料として活用し、審査にフィードバックするなど、審査の品質を向上させることで、究極的には国民に対する特許行政の満足度を高めるのに寄与している。

＜表Ⅱ-2-12＞ 2006年度優秀審査官の褒賞実績

所属	褒賞区分（上半期/下半期）				褒賞金（万ウォン）			備考 （上半期/下半期）
	最優秀	優秀	奨励	小計	上半期	下半期	小計	
商標デザイン 審査本部	2/2名	2/2名	6/5名	10/9名	280	260	540	最優秀： 50/50万ウォン 優秀： 30/30万ウォン 奨励： 20/20万ウォン
機械金属建設 審査本部	2/2名	2/2名	7/6名	11/10名	300	280	580	
化学生命工学 審査本部	2/2名	2/2名	7/6名	11/10名	300	280	580	
電気電子 審査本部	2/2名	2/2名	7/5名	11/9名	300	260	560	
情報通信 審査本部	2/2名	2/2名	7/6名	11/10名	300	280	580	
訴訟遂行官	1/1名	1/1名	0/0名	2/2名	80	80	160	
計	11/11名	11/11名	34/28名	56/50名	1,560	1,440	3,000	

## 第3章 審査・審判制度の先進化

### 第1節 特許・実用新案分野

#### 1. 特許・実用新案制度の先進化

##### イ. 実用新案審査後の登録制度導入

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 パク・ジョンジュ

1990年代に入り、特許及び実用新案の出願件数が増加するにつれ、審査滞積が激しくなり、特許及び実用新案の審査処理期間は1997年には37ヶ月も必要とし、特許無用論が浮上した。また、技術のライフサイクル(Life-Cycle)が短縮されたことにより、早期権利化の必要性が提起され、1999年7月1日に実用新案の先登録制度を導入した。

この実用新案の先登録制度は日本とドイツの実用新案制度を補完して作った制度であり、具体的には韓国だけの独特な手続きを持つものである。それにより、特許審査期間が従来より大幅に短縮され、早期権利化が必要な実用新案の出願人は権利行使時点を相当期間短縮できるようになった。しかし、実用新案の先登録後、審査官が技術評価を行って権利の維持・取消決定をするようになっており、技術評価手続きが実用新案審判に順ずる準備を必要とするようになったため、出願人の負担を加重させるという否定的な面もあった。また、権利行使が制限される先登録権利を特許権のように誤用または乱用する場合、善意の第三者が被害を受ける可能性があるという問題点もあり、実用新案の先登録制度を是正しなければならないという声もあった。

特許庁では特許出願に対する1次審査処理期間を2006年末を基準として10ヶ月に短縮することを推進(2006年末に9.8ヶ月を達成)することにより、特許出願後の1次審査までの期間と実用新案の先登録出願後の技術評価着手までの期間である9.9ヶ月(設定登録:3.3ヶ月、技術評価:請求後6.6ヶ月)間に差がなくなった。また、緊急処理が要求

される特許出願を含む優先審査対象の大幅拡大により、早期権利化が必要なほとんどの出願人が優先審査制度を活用できるようになり、実用新案の先登録制度のメリットが色あせてきている状況である。

このように特許出願に対する審査処理期間の大幅短縮により、迅速な権利設定を目的に導入された審査前登録制度である実用新案の先登録制度のメリットがなくなり、審査なしで登録された権利の誤・乱用、複雑な審査手続きによる出願人の負担増加及び審査業務の効率性低下など、審査前登録制度の問題点が相対的に浮上している。このような問題点を考慮し、実用新案制度を審査後登録制度に転換する一方で、特許制度との統一された手続きによる合理的な制度運営により、請願人の便宜を図る必要がある。そのため、特許法改正案の内容を反映した改正実用新案法が 2006 年 3 月 3 日に公布され、2006 年 10 月 1 日から施行された。



## ロ．請求項別審査制度の導入

電気電子審査本部特許審査政策チーム工業書記官 ジョン・ヒヨンス

### 1) 導入背景

特許法第 62 条（実用新案法第 13 条）によると、出願に対して一つの請求項でも拒絶理由がある場合、該当出願全体に対して拒絶決定をするようになっていた。すなわち、出願単位として特許（実用新案）登録が決定されるように規定されているのである。したがって、審査実務において審査官が拒絶しやすい請求項目を中心に拒絶理由を通知する場合、また一部請求項に対してのみ具体的な拒絶理由を通知する場合に出願人が拒絶理由がない一部請求項に対して権利を得ようとしても通知された拒絶理由に対して適切に対処することが難しかった。

そのため、拒絶理由がある全ての請求項に対し、明確で具体的な拒絶理由を通知することを義務化することで、出願人の権利獲得の機会が十分保障されるようにし、優秀な発明が特許権として保護される環境を造成するため、請求項別審査制度の導入を推進することになった。

### 2) 導入経過

2006 年 3 月ジョン・サンウ特許庁長は特許審査品質向上を通じた顧客満足度向上が特許庁の進むべき方法であることを提示し、そのため拒絶理由などに対する正確な通知を通じ、予測可能な特許行政を実現した。また、出願人の対応時にその結果を明確にフィードバックし、権利の保護が受けられる機会を提供することで、特許審査品質を画期的に改善するように指示した。その結果、請求項別審査の法制化が本格的に推進された。世界有数の特許庁でも請求項別に審査する慣行はあるが、具体的な拒絶理由を請求項別に作成するよう法制化して導入した例は見つけれなかった。また、特許庁の自主調査によると請求項別に拒絶理由を記載する場合、審査負担が 34.6%増加されるものと予測されるなど、同制度の導入に困難が予想される中、これを推進することはたやすいことではなかった。

しかし、請求項別審査制度の導入のため、庁内研究会、用役事業などを通じて妥当性を検討し、公聴会、一般国民及び政策顧客を対象にしたアンケート調査などを経て優秀な発明・考案が特許権・実用新案権として保護される環境を造成することがより重要であるということに共感した。その結果、2006年6月に草案を整備し、国民の意見を聴き入れ、2006年12月8日に改正案が国会本会議を通過した。請求項別審査制度が導入された改正法案は2007年1月3日に法律第8197号（特許法）及び法律第8193号（実用新案法）として公布され、2007年7月1日に全面的な施行を予定している。

### 3) 請求項別審査制度の主要内容

特許・実用新案出願に対する審査の際、全ての請求項に対して特許可能性を審査し、その結果が明確に伝わるよう具体的に通知する規定を新設した。特許法第63条第2項及び実用新案法第14条第2項では2つ以上の請求項がある出願に対して拒絶理由を通知するとき、拒絶される請求項を明示して請求項別に拒絶理由を具体的に記載するよう義務化している。同制度の施行に合わせ、審査官の通知書作成負担を減らすと同時に出願人の利便性を高めるよう意見提出通知書の書式も一緒に整備する予定である。

<表Ⅱ-3-1> 請求項別拒絶理由の作成

現行	改正案
■ <新設>	■ 拒絶理由がある請求項全てに対し、請求項別に拒絶理由を具体的に記載するようになる。

## ハ. 特許（実用新案登録）請求範囲提出猶予制度の導入

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 パク・ジョンジュ

特許請求範囲提出猶予制度とは特許請求範囲を特許出願書の提出と同時に提出しなくても、出願後から出願公開（1年6ヶ月）前までに明細書補正を通じて提出できるようにすることで、特許権の保護範囲である特許請求範囲がない状態でも特許出願が可能にする制度である。すなわち、特許請求範囲を特許出願書の提出と同時に提出することもできるが、発明者がその発明に対して保護を受けようとする特許請求範囲の細部項目及び説明内容を詳細に記載することが時間的に難しい場合は特許出願書を提出してから1年6ヶ月以内に特許請求範囲を記載した明細書を提出すればいいようにしたのである。

### 1) 導入背景

特許出願の順序にしたがって特許権を付与する先出願制度の下では自分の発明を迅速に特許出願することが重要であるが、特許出願の際に必ず特許請求範囲を記載した明細書を提出するようにしており、発明者が特許請求範囲の細部項目及び説明内容を緻密かつ明確に記載するには時間が足りなかった。そのため、特許出願人に特許請求範囲の作成に必要な十分な時間を付与し、その発明に対する特許請求範囲を効果的に記載できる基盤を整備するところにこの制度の導入趣旨がある。

### 2) 主要内容

#### (イ) 制度導入の経過

2006年2月の特許庁開庁以来、初めて内部昇進によって特許庁長になったチョン・サンウ現特許庁長は特許制度に対する専門家の識見を元に、発明者に最も便利な特許制度である米国式仮出願制度の導入を最優先に推進するよう指示した。これにより、米国式仮出願制度を導入するための具体的な制度構想に本格的に突入した。

米国式仮出願制度は発明の実体を把握できる程度の最小限の要件のみを備えた仮出願書を提出しても出願日の認定が受けられ、発明者の権利を忠実に保護すると共に、質の高い知的財産の創出を通じて国家競争力を向上する手段として活用している。それにもかかわらず、韓国と米国の特許法制が根本的に異なるため、米国式仮出願制度をそのまま受け入れることは非常に難しいことであった。

したがって、米国式仮出願制度に対するベンチマーキングを通じ、その趣旨と効果を我々の実情に合うよう、特許出願人にその発明の保護範囲を効果的に設定できるよう、特許請求範囲の作成に必要な十分な時間を付与する‘特許請求範囲提出猶予制度’として修正・導入することになった。

庁内研究会、用役事業などを通じ、‘特許請求範囲提出猶予制度’導入のための特許法改正草案が 2006 年 6 月に整備された。この草案は公聴会、一般国民及び政策顧客を対象にしたアンケート調査などを経て国民の意見を反映した。このような様々な意見反映を通じて整備された改正案は法制処の審査及び国会常任委員会などを経て 2006 年 12 月 8 日に国会本会議を通過し、2007 年 1 月 3 日に法律第 8197 号（特許法）及び第 8193 号（実用新案法）として公布された。このようにして特許法改正手続きは完了し、2007 年 7 月 1 日の制度の本格的な施行を目前に控えている。特許請求範囲提出猶予制度が導入されたことにより、特許請求範囲がない出願書を提出しても出願日が認められ、早い特許出願日の確保及び特許権の先占がより容易になった。また、特許権取得後の利用戦略などを十分に検討し、効果的な特許請求範囲を作成することができ、最適な特許権保護になった。

#### （ロ） 主要内容

特許請求範囲がない状態でも出願を可能にし、出願公開時まで請求範囲を提出すれば、出願日を特許出願時（実用新案登録出願時）に遡及できるようにする一方、出願公開時まで請求範囲提出がなければ該当出願は取り下げられたものとみなす。

また、出願日から 1 年 6 ヶ月以内に第 3 者が該当特許出願に対し、審査請求する場合には審査請求から 3 ヶ月以内に特許請求範囲を提出するようにし、期間内に特許請求範囲の

提出がなければ、その特許出願は取り下げられたものとみなしている。また、出願日から1年6ヶ月以内に出願人が審査請求をする場合には審査請求時に特許請求範囲を提出させている。

＜表Ⅱ-3-2＞ 請求範囲の提出時期

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出願時に特許請求範囲を提出</li> <li>■ &lt;新設&gt;</li> <li>■ &lt;新設&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 出願公開時まで特許請求範囲の提出を猶予</li> <li>■ 期間内に特許請求範囲提出がない場合、その出願は取り消されたものとみなす。</li> <li>■ 特許出願人は特許請求範囲が添付された場合に限り、出願審査の請求が可能</li> <li>— 第三者の場合は請求範囲なしに請求可能</li> </ul>

## 二. 先行技術国際主義の採択

電気電子審査本部特許審査政策チーム技術書記官 パク・ジョンジュ

特許法では出願前に知られた技術（以下「先行技術」とする。）になるための地域的基準を規定し、その基準に適合した場合のみに特許権を付与するように規定している。

従来は外国で刊行物以外の方法で知られる技術（公知・共用された技術）に対しては先行技術としての地位を付与していない。これは外国で公知・共用された技術の場合、刊行物の場合とは異なってその事実に対する立証及び判断が難しいからである。しかし、最近では情報通信などの発達により、外国で刊行物以外の方法で知られた技術を簡単に接することができる環境の変化と共に、その事実の立証も容易になったことを考慮すると、外国では特許が受けられず、誰でも自由に実施できる技術が国内では特許が受けられるようにすることは、出願した発明が世に知られていない新しい技術でなければならないという特許制度の本来の趣旨に符合しない。

また、その技術を特定人に独占させ、第3者に不必要な費用増加を誘発する要因として作用する可能性があり、結果的に国内産業の国際技術競争力を低下させる要因になる恐れがあった。したがって、ドイツ、日本などの多くの国で採択しているもの同様、出願された発明がその出願前に外国で公知・共用された技術と同一または類似した技術がある場合にも特許が受けられないよう特許法を改正（2006年3月3日公布、法律第7871号）した。これにより、先行技術に対する完全な国際主義を採択することになり、特許法が制定されて以来40年以上維持されてきた先行技術の地位に対する議論に終止符が打たれた。

## ホ. 優先審査制度の活性化

電気電子審査本部特許審査政策チーム工業書記官 ジョン・ヒョンス

優先審査制度を活用するに当たって特許出願に対する優先審査申請時の申請料は請求項の数の増加によって納付金額が増加する加算制方式を採択している。そのため、請求項が多い出願は手数料負担により、優先審査制度の活用が難しかった。また、2006年10月1日に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査後登録制度が施行されるようになり、小発明の迅速な権利化のために優先審査の対象を拡大する必要性が提起された。特に、実用新案登録出願は全体出願人のうち、個人出願人が67%を占めるほど個人を中心とする小発明者によるものであることを考慮し、手続きの簡素化も同時に推進した。その他にも韓・日特許庁間に特許審査ハイウェイを施行することで合意し、韓・日両国に同一発明を出願する場合を優先審査対象に含める必要が出てきた。

このような要求を反映するため、2006年に改正された主要内容を調べてみると、まず「特許料などの徴収規則」の改正により、優先審査請求料を既存の加算制方式から定額制法息に変更した。また、2006年5月1日から優先審査申請料が請求項の数には関係なく、16万7千ウォンに定額化された。

また、実用新案登録出願時、出願と同時に審査請求をした場合、その出願後2ヶ月以内には別途の証明書類の提出がなくても優先審査の申請が可能になるよう「実用新案法施行令」が改正された。これにより、個人及び中小企業の出願が多い実用新案登録出願に対しては2006年10月1日から出願人の申請だけで優先審査が可能になった。

更に、特許庁長が日本特許庁長と優先審査することを合意した特許出願のうち、一定要件を満たす特許出願を「優先審査の申請に関する告知」に優先審査申請対象を含めた。これにより、日本に特許出願をしてから同一発明を国内に特許出願する場合、外国特許庁または政府間機構から入手した先行技術調査報告書の写し及び該当調査報告書に記載された先行技術と国内出願発明の比較説明書を添付し、優先審査申請が可能になった。

## 第2節 商標・デザイン分野

### 1. 商標制度の先進化

#### イ. 商標法の改正

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム書記官 ジョン・ヒョンジョン

##### 1) 改正背景

技術と産業発達により、動作商標などの新しい商標が取引社会で広く使用されるようになった。そのため、商標法で保護される権利保護対象を拡大し、商標制度の登録主義及び属地主義運営による俗称商標ブローカーなどの商標制度の悪用減少により効果的に対処するため、模倣商標の登録排除要件を緩和し、商標の先使用者に法定通常使用権を付与する一方、出願変更制度の認定範囲拡大など、請願人の便宜を向上し、商標制度を改善すると共に、その他現行制度の運営上の不足な点を改善・補完するために商標法を改正し、関連下位法令の改正を推進した。

##### 2) 主要改正内容

###### (イ) 権利保護対象の拡大

商標の定義規定を改正し、視覚的に認識できる動作商標、ホログラム商標、色彩だけで構成された非典型的な商標を保護できるようにした。このような非典型的な商標も商標法で登録し、保護を受けられるようにすることで、企業などの商標選択範囲が拡大され、ブランドを通じた企業の付加価値創出効果が倍加するものと期待される。

(ロ) 模倣商標の登録を遮断するための登録排除要件の緩和及び先使用者による法定通常使用権制度の導入



現在は模倣対象商標が特定人の商標として広く知られていない限り、先出願主義及び属地主義の原則により、第3者が商品類または商品群を変更して出願する場合、特別な拒絶理由がない限り登録を遮断することが困難である。模倣対象商標が特定人の商品を表示するものと認識されている場合にも登録ができないよう模倣商標の登録遮断を強化（第7条第1項第12号の2改正）すると同時に、商標の先使用者には一定の要件を備える場合、他人の商標登録の有無には関係なく、自分の商標を継続して使用できる権利を付与（第57条の3新設）し、模倣商標の登録による期待利益を剥奪ないし縮小することで、模倣商標の登録による社会的弊害を合理的に解決できるようにした。

#### （ハ）異議申請制度の合理的改善

現在は商標登録異議申請期間が短期間であるため、利害関係者が異議申請制度を積極的に活用する際に相当な支障をきたす。一方、指定商品の追加登録出願に対する異議申請の場合には異議申請の理由が一部脱落しているため、商標異議申請期間を現行の“出願公告後30日以内”から“出願公告後2ヶ月以内”に延長し、指定商品追加登録出願に具体的な拒絶理由を異議申請理由として追加し、特許法の特許異議申請制度の廃止による準用規定などの改正を推進した。異議申請制度の運営上の不足な部分が改善されたことにより、請願人の便宜向上及び効率的な運営が期待される。

#### （ニ）出願変更制度の認定範囲拡大

商標制度に対する知識や情報の不足などにより、出願の種類や方式などが適法でない場合が多数発生するが、出願変更制度の日程範囲が制限され、出願人の不便を招いている。そのため、現在商標、サービス標の相互間のみ認定している出願変更制度の範囲を拡大し、商標、サービス標、団体標章の相互間に認定可能にし、また指定商品の追加登録出願及び商標権の存続期間更新登録出願の商標登録出願からの変更出願を認定することにした。このような出願変更制度の改善により、現行とは異なって別途に再出願する必要なく、変更出願を通じて登録が受けられるようになり、出願人の便宜が向上され、出願変更制度が活性化されると考えられる。

### 3) 今後の推進計画

特許庁は 2007 年の上半期まで同商標法の改正内容を施行するための内容の下位法令及び商標審査基準などの訓令・例規などの改正作業と、同改正内容の電算反映と庁内・外の広報及び教育などを着実に推進することで 2007 年 7 月 1 日から同法令改正内容が施行されるよう準備に万全を期す計画である。

一方、2006 年のシンガポール条約（商標法条約の改正）締結と 2007 年に妥結予定の韓・米 FTA 協定及び今後推進予定の韓・EU FTA などと関連し、音の商標と香りの商標などの非視覚的商標の保護と期間未遵守時の救済方案、証明標章制度の導入など商標保護に関する国際的規範に一致するよう制度を先進化する一方、国民の便宜を向上する方向で保護内容と手続き方法などを持続的に改善していく予定である。

ロ. 卸・小売業及び包括名称の認定などの分類制度改編

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 ヤン・スンホン

2007年1月1日からニス国際商品分類第9版が国際的に施行される。韓国は新しい国際商品分類施行に先立ち、顧客の便宜を増進し、審査の一貫性と公正性を確保するために、2006年11月29日に商標法施行規則を改正（産業資源部令第376号、商標及びサービス業類区分に関する別表全文改正）すると共に、出願可能な詳細商品目録を告知（特許庁告知第2006-18号、2006年12月20日）し、類似商品に対する審査基準も整備（特許庁例規第36号、2006年11月29日）するなど商品分類制度を改編した。

1) ニース国際商品分類（ニース分類）

ニース国際商品分類は1975年WIPO（国際知的所有権機関）主導で締結された“ニース協定”によって定められた国際商品分類であり、韓国は1998年3月1日から国内に適用した。ニース分類は5年周期に改正されるが2002年1月1日から2006年12月31日までは第8版を使用し、2007年1月1日からは第9版を使用する。

2) 卸・小売業の認定

2007年1月1日から卸・小売業もサービス業として出願できるようになる。コンピューター、靴など具体的な商品を対象とする卸・小売業に対してはサービス業として出願できる。具体的な卸売業（例：書籍卸売業、靴卸売業、子供服卸売業）や具体的な商品の小売業（例：書籍小売業、靴小売業、子供服小売業）などで指定サービス業を記載して出願すれば認められる。但し、具体的な商品を指定しない‘デパート業’、‘大型ディスカウントショップ業’、‘スーパーマーケット業’などのような総合小売業は今まで同様認められない。

3) 包括名称の認定

複数の商品を含む名称（包括名称）はこれまで商品の範囲が広く、審査または登録上の問題があったため認定しなかったが、優先的に類似認定範囲内にある包括名称を 2006 年に許容した。これから類似認定範囲が他の包括名称に対しても段階的にその認定範囲を広げていく計画である。包括名称の認定により、顧客は包括名称という理由に拒絶予告を受けてそれを補正する手続きを省略でき、時間と費用を節約できるようになる。また、特許庁も全体的な審査期間の短縮という効果が得られる。

#### 4) 弾力的な商品目録の変化機能

既存の商標法施行規則は商品群と具体的な商品目録を全て収録したが、今回の改編では商品群に該当する大分類のみを商標法施行規則で規定し、具体的な商品目録は特許庁長の告知に収録する法令体系を変更した。2006 年に告知された商品目録は既存の 2 倍を超える 16,000 余りを収録し、出願する際に生じる顧客の疑問事項を最大限減らせるようにした。これから新しい商品開発など、市場状況の変化を適時に、より弾力的に反映できるよう周期的に商品目録を追加または修正する計画である。

## ハ. 標章の国際登録に関するマドリッド議定書の国内制度整備

商標デザイン審査本部国際商標審査チーム書記官 キム・ヨンレ

### 1) マドリッド議定書の概要

#### (イ) 公式名称及び成立時期

マドリッド議定書は一つの商標出願書を自国特許庁に提出し、議定書締約国である外国全てに商標を出願できるようにする国際条約であり、その公式名称は標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書（Protocol relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks）である。同議定書は1989年6月27日に採択され、1995年12月1日に発効した。また、同議定書を施行するための下位規定である共通規則（Common Regulations）が制定され、1996年4月1日から施行された。

#### (ロ) 成立背景

マドリッド議定書はフランス語圏国家を中心に締結された協定が抱えている問題点を解消するために採択された。すなわち、マドリッド議定書ではフランス語以外に英語、スペイン語を公式言語に含ませ、加入国の底辺を拡大した。また、国内の商標登録のみならず、商標出願の基礎としても国際出願ができるようにし、指定国家の拒絶理由通知期限も最大1年6ヶ月まで延長できるように規定している。

また、セントラルアタック（Central Attack）により、国際出願または国際登録が消滅された場合でも当該指定国でこれを国内出願に転換できるようにし、出願人（国際登録名義人）に負わされる危険負担を取り除いた。更には締約国が個別手数料を徴収できるようにし、審査主義国家の低い手数料負担を緩和する内容も含まれている。

## (ハ) マドリッド議定書の特徴及び加入国現況

### 1)) 特徴

マドリッド議定書の特徴は次のように説明できる。出願人は出願しようとする締約国を定め、公式言語（英語、フランス語またはスペイン語）で作成された一つの国際出願書について本国官庁を通じて WIPO に提出し、手数料を納付することで、番号が1つである国際登録を獲得できる。WIPO 国際事務局は出願書を指定した国に通知する。これにしたがい、指定国は自国内で商標権の保護附与の可否を自国の手続きにしたがって審査し、拒絶理由がなければ国内手続きを通じて登録されたものと同様な効力を附与される。また、出願人（国際登録名義人）は商標権の存続期間満了時に WIPO に1回の更新手数料を納付することで、全ての国に対し、商標権を更新できる。

### 2)) 議定書加入国現況

2007年1月現在、米国、日本、イギリス、ドイツ、フランス、中国を含め、計71ヶ国がマドリッド議定書に加入している。最近になり、議定書加入国が大幅に増加している。2003年11月には世界最大の商標出願国である米国が加入し、2004年10月にはEUが加入した。2004年4月に改正された共通規則には英語、フランス語以外にもスペイン語を公式言語とする内容が含まれ、それまでに加入に消極的な立場を取っていた中南米国家が加入する基盤を整備した。

## 2) マドリッド国際出願の現況

＜表Ⅱ-3-3＞ マドリッド国際出願の推移

(単位：件)

年度	本国官庁件 (Outgoing)	指定国官庁件 (Incoming)
2003.4～	108 (813)	1,548
2004	141 (962)	4,874
2005	154 (1,231)	6,699
2006	208 (1,270)	8,483

※ ( ) の中は国家換算件数である。

＜表Ⅱ-3-4＞ マドリッド国際出願の外国指定推移

(イ) 外国が韓国を指定した場合

(単位：件)

年度	国							
	ドイツ	スイス	フランス	ベネルク ス	日本	イギリス	中国	米国
2003	387	281	250	142	84	63	14	10
2004	1,109	442	580	325	278	189	259	435
2005	1,062	556	716	374	460	252	475	927
2006	1,336	663	703	449	546	311	667	1,229

## (ロ) 韓国が外国を指定した場合

(単位：件)

年度 \ 国	中国	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スイス	ベネルク ス	米国	北朝鮮
2003	69	64	51	44	43	18	16	11	2
2004	89	84	53	56	49	20	18	67	8
2005	94	88	44	39	44	33	26	101	11
2006	125	142	42	48	49	21	21	144	4

## 3) 制度の整備現況

## (イ) 職権仮拒絶通知書の発送対象の一元化

これまで出願及び WIPO 国際事務局に職権仮拒絶通知書を同時に発送していたが、商標法を改正（2007 年 1 月 3 日）し、国際事務局のみに発送するようにした（2007 年 7 月 1 日施行）。国際事務局で職権仮拒絶通知書の写しを出願人に送付しているため、出願人が二重受領によって混同しないよう通知書発送を国際事務局に一元化することを要求する国際事務局の意見と他会員国の事例を反映した措置である。

## (ロ) 名義変更 (Change in Ownership) に関する審査処理手続きの新設

名義変更通知を始めとする国際登録変更事項に対する処理手続きが確立されず、審査の一貫性維持に障害があったが、国際事務局の解釈基準を参考にして国際商標登録出願の事務取扱規程（庁長訓令）にこれに関する処理手続きを新設した。登録決定以前に国際登録された‘一部名義変更’は新たに付与された国際登録番号とは関係なく、原出願の全ての手続きをそのまま承継して審査を進行するようにした。また、登録決定以前の‘一部名義変更’が登録決定以降に通知された場合は名義変更が登録決定の効力に影響があり、仮拒絶期間が終了しない時には登録決定を取り消して再審査行い、仮拒絶期間が終了した時に



は名義変更に対する無効を宣言するようにした。拒絶決定以降の名義変更は拒絶決定の効力が名義変更にも承継されるため、‘名義変更の効力がない’という宣言をしないようにした。

(ハ) 指定商品制限 (Limitation) に関する審査処理手続きの新設

国際登録変更事項のうち、指定商品限定の申請が出願公告以降、登録決定以前に国際登録された場合には国内商標審査との平衡性、審査処理遅延防止などのため、商標法第 15 条（出願公告決定後の補正）で定めた場合以外には‘その限定は効力がない’という宣言をするようにし、拒絶決定以降に国際登録された限定申請は、手続き終了後に提出された不適法な書類とみなし、‘その限定は効力がない’という宣言をするようにした。

(ニ) 国際出願の取消 (Cancellation) に関する審査処理手続きの新設

国際登録変更事項のうち、国際登録の‘一部取消’の通知が国内手続きによる補正書と競合する場合には受付の順番に関係なく、‘一部取消’された商品は削除するようにし、‘一部取消’と国内手続きによる補正で指定商品が全て削除された場合には商標法第 23 条第 1 項第 2 号（条約の規定に違反する場合）の規定によって仮拒絶通知をし、拒絶決定以降の取消通知は該当商品に対して別途の措置を取らないようにした。

(ホ) 団体標章審査処理手続きの改善

国際商標登録出願が団体標章として定款が提出されなかった場合には補正を命ずると同時に仮拒絶通知をし、補正通知の結果、定款が提出されない場合には国内商標の場合とは異なり、手続きの無効、すなわち出願無効を宣言せず、団体標章に対する定款提出期間（3ヶ月）以降に拒絶決定をするようにした。

4) 顧客の意見反映及び広報現況

(イ) コールセンター歓談会及び説明会の開催

コールセンターの相談員と Q&A 方式による歓談会を開催し、弁理士、企業及び特許庁関連業務担当者で構成された国際出願サポーターズとワークショップを開催することで出願人のメリットと手続きを積極的に広報し、国民がマドリッド国際出願制度をより多く利用するよう積極的に奨励している。

(ロ) 韓国語・英語ホームページの運営

一般人がマドリッド国際商標制度により簡単に接し、利用できるようにするために、2005 年 10 月からマドリッドシステムの韓国語・英語ホームページ（<http://www.madrid.go.kr>）を構築・運営している。ここではマドリッドシステムの照会、国際出願手続き、外国商標制度の解説及び国際出願の書式作成要領など、様々な内容が紹介されている。

## 2. デザイン制度の先進化

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 キム・ヨンス

### イ. 推進背景

国家及び産業の競争力としてデザインの重要性が増大されており、市場の予見や技術開発周期の変動など、デザイン保護環境が急速に変化している。このような環境の変化に対応し、無審査登録デザイン権の安定性向上及び秘密デザインの請求期間を拡大し、その他現行制度上表れた不足な点を改善・補完するためにデザイン保護法を改正し、関連下位法令の改正を推進した。

### ロ. 主要内容

#### 1) デザイン無審査制度の改善

デザイン無審査登録出願は新規性または創作性など、一部審査項目に対する審査を行わないために不備な権利が発生する恐れがあるという指摘があり、それに対する補完が継続して進行されてきた。

出願されたデザインが国内に広く知られた現象・模様・色彩またはこれらの結合によって容易に創作できるデザインに該当する場合には登録できないが、デザイン無審査登録出願はこのような審査項目に対しては審査しないため、これに該当する場合にも拒絶できず、登録決定をしなければならなかった。

このような点を改善するために容易創作規定をデザイン無審査登録出願に対する審査項目に含め、デザイン無審査登録出願が国内周知デザインによって容易に創作されるデザインに該当する場合には拒絶できるようにした。これにより、デザイン無審査登録制度の導入趣旨である早期の権利付与に支障をきたさず、無審査登録権利の安定性を向上できるようになった。

## 2) 秘密デザイン請求時期の拡大

出願されたデザインは、登録された時点で登録公告によって公開されるようになっている。出願後に予期せぬ事由によって登録する時までデザインの商品化開発が行われない場合には登録公告による公開により、他人が模倣するかもしれないという危険にさらされることになる。しかし、秘密デザインの請求時期はデザイン登録出願時に限定されており、これに対する適切な対処方法がなかった。

更に特許庁の審査待機期間短縮の努力により、デザインの審査待機期間が 2002 年度の 8.4 ヶ月から 2006 年度 6 月基準で 5.9 ヶ月に徐々に短縮されている。このため、出願後秘密デザイン請求の必要性が増加してきた。

このようなデザイン審査環境及び与件の変化に適切に対応し、秘密を要するデザインの適正な保護のために出願時に限定されていた請求時期を最初のデザイン登録料納付日まで請求できるように拡大・改善された。

これにより、出願人は出願後の事情変更により柔軟に対処できるようになっただけでなく、登録デザインの公開による他人による模倣の危険を防止するようになり、出願人の便益増進はもちろん産業発展と知的財産権の秩序確立に寄与すると期待される。

## 3) 拒絶査定が確定したか放棄された出願の先出願地位排除

同一・類似したデザインが 2 つ以上出願される場合には、先に出願した者のみが登録を受けられる。しかし、デザイン登録出願が無効または取り下げられた場合には先出願の地位はないものとみなすようになっており、拒絶査定が確定、または放棄されたデザイン登録出願は先出願の地位を認め、これと類似した後出願に対する拒絶理由になるようになっていたため、公開されていないデザインによって後出願が登録を受けられないという不合理な点が発生していた。

このような点を改善するために、デザイン登録拒絶査定確定または放棄された出願の

デザインを登録拒絶理由から除外するようにした。これにより、公開されていないデザインによって後出願が登録されないようなケースがなくなり、デザイン創作意欲の鼓吹はもちろん、デザイン産業発展にも寄与した。

#### ハ. 今後の推進計画

特許庁は 2007 年上半期中に無審査登録デザイン権の安定性向上、秘密デザイン請求時期の拡大及び拒絶査定が確定されたか放棄された出願の先出願地位排除などの内容を反映し、改正・施行されるデザイン保護法に伴い、デザイン保護法施行令、デザイン保護法施行規則など、下位法令を改正する予定である。また、改正内容に対する広報と教育などを通じ、2007 年 7 月 1 日から新しく導入される制度が成功裏に定着できるよう、準備に万全を期す予定である。

一方、無審査対象物品は 1998 年 3 月の制度導入時に試験的に指定したもので、これまでに 9 年間運用してきた。しかし、市場環境及び技術の変化により、出願人、デザイナーなど、需要者中心に無審査対象物品の調整することを要求する声があり、これに関する研究用役を実施した。また、これを元に意見を反映し、無審査対象物品を調整する計画である。

また、現在立体デザインに対するデザイン登録出願時には必ず斜視図と正投影図法による 6 面図を提出するようになっており、多過ぎる図面提出が面倒であるという指摘があった。そのため、デザイン登録出願をより便利に行えるよう、デザイン出願時に提出する図面の簡素化を推進していく計画である。

### 第3節 審判制度の改善

特許審判院審判行政チーム技術書記官 イム・ホスン

#### 1. 集中審理制の導入及び拡大

集中審理制とは当事者から審判事件に対する主張及び証拠を一度に提出してもらい、後述審理及び技術説明会などを通じて集中して審理することで、事件を早急に終結するための制度である。審判院は2006年3月に「審判事件の集中審理施行に関する規定（特許審判院例規）」を制定し、当事者系審判事件を集中審理の対象とした。また、権利範囲確認審判事件と訂正審判が一緒に請求された場合には訂正審判を権利範囲確認の審判事件と一緒に集中審理できるようにしている。審判官は集中審理事件に対しては後述審理または技術説明会を開催して争点を早期に整理し、答弁書の提出期間満了日（優先審判決定書を発送する場合には優先審判決定書の発送日）から4ヶ月または当事者の最終意見書の提出日から75日のうち、遅い日までに審決する。

#### 2. 審判手続きに提出された情報提供書処理方案の施行

特許審判院は第3者が提出する情報提供書の処理手続きも改善した。審判の利害関係にある第3者は、特許審判が継続中に係留中の出願または登録権利が特許にされてはならないという趣旨の情報提供書を審判院に提出するが、従来は審判部によって情報提供書の受理の可否決定が異なり、一貫した処理指針がないのが実情であった。このような問題を解決するため、審判院は出願が継続中の事件に対する情報提供書は受理するが、出願が修了した事件に対する情報提供書は返戻することにした。したがって、出願拒絶決定不服審判の継続中に情報提供書が提出されれば、特許出願が継続中である点を考慮してこれを受理して活用し、無効審判または権利範囲確認審判の継続中に情報提供書が提出されれば、これを返戻する代わりに審判に参加するよう案内し、利害関係にある第3者が審判に参加できるようにした。

### 3. 一部確定登録制度の導入

複数の請求項または指定商品を持つ特許権、商標権を対象に審判が請求され、審決がある場合に、一部の請求項または指定商品に関する審決が先に確定された場合、その審判結果を優先登録原簿に登録し、紛争を早期に終結しようとする制度が一部確定登録制度である。

従来は一部確定登録手続きがなかったため、無効と確定された一部請求項に対し、関連内容を登録原簿に登録できなかった。そのため全ての請求項に対する審判結果が終わるまで特許権者は登録料を全て納付しなければならず、第三者は既に無効確定された請求項を対象に無効審判を請求するケースもあった。特許審判院はこのような問題点を認識し、2006年から一部確定登録制度を導入し、審決が先に確定された請求項に対してはその審判結果を登録原簿に優先登録し、紛争を早期に終結している。

### 4. 審判中間書類の送達方法の改善

審判院は審判書類の送達体系を革新した。従来は審判当事者が答弁書、意見書などを提出すれば審判院の方式審査官が書類の方式要件を審査した後、要件を全て満たす書類を相手側に送達した。これにより、相手側の当事者に書類が送達されるまで1ヶ月くらいの時間を要し、事件の迅速な処理が困難であった。特許審判院は6シグマ課題として審判書類の送達体系革新方案を推進することにし、6ヶ月間の検討作業の末、改善方案を確定した。新しい送達方法は審判書類を受け付けると一旦当事者に書類を先に送達した後に方式審査官が方式審査をする方法である。このような送達体系の革新を通じて審判書類の送達期間が15日短縮された。

### 5. 優先審判対象の拡大

2006年に優先審判対象を権利範囲の確認審判事件に拡大した。権利範囲の確認審判事

件はほとんどの場合特許侵害訴訟と関連があるため、権利範囲確認審判を早急に処理することが特許紛争解決には必須であるという認識の下、優先審判対象を拡大した。

## 6. 権利範囲確認審判の請求人資格の拡大

従来は特許権者または利害関係者のみが権利範囲確認審判を請求できたが、2006年3月の改正特許法は特許権者だけでなく、専用実施権者も請求できるようにした。改正前の特許法でも専用実施権者は当事者として直接侵害禁止請求や損害賠償請求ができたが（特許法第127条ないし第132条）、権利範囲確認審判の請求人資格に対しては明文の規定がなかったため、専用実施権者には権利範囲確認審判の請求人資格が認められなかった（大法院2003.5.16.宣告2001フ3262判決）。したがって、専用実施権者は侵害禁止請求や損害賠償請求の訴訟で侵害の有無が問題になって権利範囲確認審判を請求する必要がある場合にも自分が直接提起できず、特許権者を説得して特許権者に権利範囲確認審判を請求するようにするしかなかった。しかし、特許権者と専用実施権者がいつも利害が一致する場合ばかりではないため、専用実施権者の権利行使が保護されない場合が発生し、そのような不合理を改善するために法を改正した。

## 7. 無効審判の請求人資格の拡大

従来は利害関係者または審査官のみが特許、実用新案の無効審判を請求できたが、2006年3月の改正特許法では特許・実用新案の登録公告日から3ヶ月以内には誰でも無効審判を請求できるようにしている。これは特許及び実用新案に対する異議申請制度を廃止する代わりに登録公告日から3ヶ月以内は誰でも無効審判を提起できるようにするためのものである。



## 第4節 手数料返還制度の改善

顧客サービス本部顧客サービスチーム行政事務官 パク・ソンテ

出願人が特許、実用新案、商標またはデザインを出願した後に出願の持続を望まず、出願を取り消しまたは放棄しても、既に納付した関連手数料及び審査請求料は返還してもらえなかった。

そのため、出願当初手数料を一緒に納付した出願人の場合、特許権などに対する出願の必要性がなくなると判断しても、取り消しまたは放棄せず、手続きを進める傾向があった。

これは結果的に不必要な特許などの出願が続くことになるため、出願書に対する方式審査と特許などの登録可能性に対する実態審査過程を継続して進行することになり、審査に対する負担が発生した。このような不必要な審査は行政力の浪費を招き、審査期間が長期化され、迅速な権利の付与を望む第三者にも被害を与えることになる。

また、出願人による出願ミスなどの理由で出願を取り消したり、放棄を行い、出願を新しくし直す場合にも再び出願料を納付しなければならないため、特許行政に対する不満や制度改善を要求する請願が出願人によって提起された。特許庁ではこのような請願と審査負担の軽減などのため、手数料変換制度を改善することを決めた。

### 1. 既存の返還制度

出願人が特許料（登録料）及び手数料を誤って納付する場合、また特許などが取り消しまたは無効になった場合に取り消しまたは無効が確定された年度の次年度に納付された特許料（登録料）及び手数料を返還してもらえる。また、特許権の存続期間の延長登録が無効になった場合にも次年度に納付された特許料を返還してもらえる。PCT 出願は書類受付後1ヶ月まで出願料の納付が可能であるが、条約の規定により、特許庁に出願料を納付し

た後、書類が WIPO に送達される前に出願を取り消す場合は出願料の返還を受けられる。

このような返還は要件が発生すれば特許庁から出願人または登録件者に返還請求案内書が届けられ、その案内書にしたがい、特許庁に 1 年以内に返還請求をし、返還金を受領できる。

## 2. 出願後の出願料及び審査請求料返還制度の導入

既存の返還制度と共に顧客の便宜のため、出願後 1 ヶ月以内に出願を取り消すか、放棄した場合には納付した手数料の範囲内で手数料中のほとんどを占める出願料と審査請求料を返還してもらえるよう特許法、商標法及びデザイン保護法を改正した。この規定は 2007 年 7 月 1 日以降の出願から適用される。

改正制度は特許（実用新案を含む）出願は出願後に分割出願、変更出願及び優先審査の申請をする場合、デザイン出願は優先審査申請があるデザイン登録出願と分割出願または分割出願の基礎となるデザイン登録出願をする場合、商標出願は分割出願、変更出願、分割出願または変更出願の基礎となる商標登録出願及び国際商標登録出願の場合には返還を受けられる。

改正制度は出願段階にのみ適用されるが、特許などの登録は特許料または登録料を納付すると同時に登録の権利が発生し、特許権、商標権、デザイン権などを行使できる。しかし、登録以降一定期間以内に特許料または登録料を返還してもらい、権利を消滅する場合、高度の安定性が要求される登録制度に混乱をもたらし、登録された特許権などを信頼して実施件、使用权、質権を設定する場合、または権利に対抗しようとするなどの行為をする一般の善良な国民の被害が発生する恐れがあり、登録段階では返還が受けられないようにしている。

したがって、出願後通常的方式審査期間である 1 ヶ月以内に取り消しまたは放棄をした場合に変換が受けられるように改善された。もし、権利の登録可能性に対する実体審査期間に返還が可能になれば、出願人が審査の結果を受けて登録が難しいと判断した場合に取

り消しまたは放棄を行って手数料の返還を受ければ特許庁の財政的な負担が発生し、登録決定を受けた出願人のみが特許などの審査費用を負担する問題が発生するためである。

一方、マドリッド議定書による国際商標出願料は出願人が WIPO に直接納付しており、PCT による特許出願は書類受付後 1 ヶ月以内に出願料の納付が可能で、条約の規定により特許庁に納付後 WIPO に書類を送達する前に取り消された場合には返還するようになっており、2007 年 7 月 1 日から施行される返還制度とは関係なく、既存の制度通り施行される。

※手数料の種類：出願料、審査請求料、技術評価請求料、優先権主張申請料、変更出願料、分割出願料、補正料、補完料、出願人変更申請料、期間延長申請料、デザイン秘密保障請求料、出願公開申請料など

### 3. 返還制度の改善による効果

出願後に出願を望まなくなった場合、またミスによる出願を取り消しまたは放棄を望む場合にも納付した手数料は返還されず、顧客の不満が多かった。今回の制度改善によって出願後 1 ヶ月以内に取り消しまたは放棄を希望すれば出願料及び審査請求料の返還が受けられるようになり、顧客の不満が減少し、顧客満足度が向上されるものとみられる。

出願後 1 ヶ月以内に出願を取り消す場合または放棄する場合、出願料と審査請求料を返してもらえないにもかかわらず、2005 年度に 2,502 件が取り消しまたは放棄を行っている。また、2006 年も 6 月まで 1,317 件が取り消しまたは放棄されている点を考慮すると、改善された変換制度によって変換件数は増加すると予想され、それによって不必要な審査件数も減少すると考えられる。

## \* 2005 年度の出願後 1 ヶ月以内の取り消し・放棄件数及び手数料金額

区分	特許	実用新案	デザイン	商標	計
2005 年の出願件数	160,921	37,175	45,222	115,889	359,207
1 ヶ月以内に 取り下げ・ 放棄した件数	842	471	360	829	2,502
1 ヶ月以内に 取り下げ・ 放棄した金額	33,102,900	4,784,800	3,482,500	15,830,000	57,200,200
全体取り下げ・ 放棄件数	7,532	1,102	5,244	15,781	29,651

## \* 2006 年度の出願後 1 ヶ月以内の取り消し・放棄件数及び手数料金額

区分	特許	実用新案	デザイン	商標	計
2006 年の出願件数 (6 月末)	66,545	17,323	26,288	62,841	172,997
1 ヶ月以内に 取り下げ・ 放棄した件数	470	200	188	459	1,317
1 ヶ月以内に 取り下げ・ 放棄した金額	16,837,800	2,414,300	1,146,500	7,280,000	27,678,600
全体取り下げ・ 放棄件数	3,293	434	997	2,069	6,733

\* 全体放棄は出願から登録段階を全て含む(単位:ウォン)

また、出願書を提出したが、手数料などを納付せず出願書のみを提出した場合、または手数料を一部しか納付しなかった場合には正規の手数料を納付するよう補正通知書が発送

される。補正通知書を受け取った出願人は補正期間である1ヶ月以内に正規の手数料を納付すれば正常出願として認められる（特許法第46条第3号など、特許法施行規則第16条、特許料などの徴収規則第8条第3号）。そのため、このような手数料を未納した出願人が補正期間である1ヶ月以内に手数料納付の有無を判断し、取り消しまたは放棄を行っても手数料などに対する損害はない。

これに比べ、制度改善前は手数料を正常に納付した場合には出願書類が返戻されるか、受理されなかったため無効処分になる場合を除いては出願人が取り消しまたは放棄をしても納付した手数料は返還されないため、出願時に未納した場合に比べ、正しく納付した出願人が不利益を受けるという問題が発生していた。

このような問題点は出願後に手数料を納付しない案件が、出願後に取り消しまたは放棄する件より多い11,802件（2005年）、14,632件（2006年）も発生していることから確認できる。このような問題点は今回の手数料変換に対する制度改善により、既存の未納者との間で発生した不平等な問題が解消され、出願時に手数料を正常納付する比率も増加すると予想される。

※ 出願後の手数料未納件数

－ 2005年 11,802件

（特許 3,190件、実用新案 1,272件、デザイン 1,488件、商標 5,852件）

－ 2006年 14,632件

（特許 3,662件、実用新案 1,270件、デザイン 2,383件、商標 7,317件）

## 第5節 国際知的財産研修院の教育訓練現況

国際知的財産研修院企画総括チーム行政事務官 キム・ナムドゥ

国際知的財産研修院は社会で知的財産を創出・活用できる知的財産専門家の要請を目標に公務員と企業などの知的財産権業務担当者と発明に関心のある学生、教師及び開発途上国の公務員を対象とする様々な教育課程を運営している。また、WIPO（世界知的所有権機関）及び各国の特許庁などの知的財産権関連国際機関と共同で世界の知的財産権教育分野発展のためのセミナー開催及び共同研究事業も遂行している。教育課程を教育対象者別に区別すると、大きく公務員課程、民間人課程、学生発明課程、外国人課程の院内教育と、各学校を巡回して教育を行う院外教育に分けられる。2006年には64の課程の147回に渡り、6,224名が院内教育を履修し、133校の10,016名の学生を対象に院外教育を実施した。

また、「WIPO アジア・太平洋セミナー」など計6の課程の国際セミナー及びワークショップを開催し、76ヶ国から116名が参加した。このような実績を元に2006年3月には世界で初めてWIPO公式研修機関に指定される快挙を挙げた。また、アゼルバイジャンの知的財産権研修期間の設立・運営のための指導国に設定されるなど、知的財産権教育分野における国際的地位を高めるという大きな成果も得られた。

### 1. 公務員課程

2006年度には36の公務員課程を運営し、計2,333名に対する教育研修を実施した。また、公務員課程の教育運営目標を“特許行政の核心人材である審査・審判官に対する力量強化”とし、当該目標の効率的な達成のため、教育課程の編成も審査、審判人材の実務能力を強化する方向に改編した。

まず、審査・審判官としての法的素養を養成するため、既存の画一的な特許法、商標法、デザイン保護法課程をそれぞれレベル及び段階別に細分化し、基礎課程と深化課程に分

離・運営した。これにより、審査・審判人材の再教育効果を最大化した。教育内容の面でも「新規審査官課程」、「中堅審査官課程」及び「審判官課程」は実務実習時間及び審査・審判事例研究時間を拡大、運営するなど実務能力向上に重点をおいた教育を行った。

また、教育修了生を対象に行った需要調査を元に類似した教育課程と教科目を統廃合し、必須科目の教育時間は拡大・編成するなど、新しい教育需要を積極的に受容し、教育課程全般を再調整した。特に、最近重要視されている公務員組織の革新力量強化を考慮し、「政策品質管理」、「政策広報課程」、「PIMS 使用者課程」などを開設し、特許庁公務員の政策管理及び広報能力の向上に寄与した。

教育担当者の専門性教科及び競争力向上のために研修院内部の「革新評価会議」と民間諮問委員会の「知的財産教育諮問委員会」を周期的に開催し、教育課程と教育内容の全般的な運営結果を検討して教育成果の評価に活用するフィードバックシステムを構築・活用している。

<表Ⅱ-3-5> 公務員課程教育訓練の現況

(単位：会、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
新規審査官	特許庁審査官新規任用予定者	1	100
中堅審査官	新規審査官課程履修者	1	61
審判官	中堅審査課程履修者	1	53
審決、判例研究	特許庁5級以上の公務員	1	52
審決、判例深化	同上	1	32
特許法基礎	特許庁公務員	1	52
商標法基礎	同上	1	27

デザイン保護法基礎	同上	1	30
特許法深化	特許法基礎課程履修者	1	31
商標法深化	商標法基礎課程履修者	1	24
デザイン保護法深化	デザイン保護法基礎過程履修者	1	24
訴訟遂行実務	特許庁5級以上の公務員	1	32
PCT 審査	同上	3	135
特許行政新規実務者	特許庁6, 7級公務員	1	51
STN 情報検索	特許庁審査官、R&D 分野の従事者	2	60
先行技術調査	特許庁公務員	2	67
知的財産権	各部署5級以上の公務員	2	77
知的財産権指導要員	検、警察、地方自治体公務員	4	178
知的財産権関連法	特許庁公務員	3	105
政策品質管理	各部署4級以上の公務員	1	20
エクセル中級	特許庁公務員	2	84
パワーポイント中級	同上	2	77
情報共有と著作権	同上	1	29
出願登録審判方式審査実務	同上	1	42
審査事例研究	特許庁審査官	2	98
国際商標審査	特許庁商標デザイン審査官	1	35
デザイン高級	特許庁5級以上の公務員	1	32
特許英語	特許庁公務員	2	167
広報政策課程	同上	2	72



PIMS 使用者課程	同上	2	75
特許革新英語	同上	1	27
特許行政新規管理者	特許庁 5 級以上の特別採用者	1	73
電算実務	特許庁公務員	2	77
人事行政管理	同上	1	13
サイバー広報の理解と戦略	同上	2	108
広報業務の理論と実際	同上	1	127
合計		54	2,347

## 2. 民間人課程

民間人課程では企業、研究所、特許法律事務所などの知的財産権関連業務従事者及び弁理士試験合格者を対象に、計 18 の課程で 1,424 名に対する研修を実施した。2006 年に実施された民間人教育課程では、技術発達と教育環境変化による新しい教科課程の新設、教育の質を向上させるための教材レビューと優秀講師の審議など、需要者中心の教育を通じ、高品質の教育サービスを提供した。

最近の特許紛争増加などによる新しい教育需要から、特許紛争対応戦略課程（1 回）、特許情報活用基礎課程（2 回）などを開設・運営した。また、講義室規模と受講者の教育集中度などを考慮し、1 回教育を 30～40 名程度の適正人数に調整して学習効果を向上させた。また、不明確に表現されていた課程の名称を誰でも簡単に課程の目的と内容が理解できるような名称に変更し（特許実用新案 I → 特許マップ作成実務）、実務に直接役に立つ事例及び実習中心の教育にした。

また、画一化された教科課程について、難易度と専門性を考慮し、個人の経歴と力量によって逐次的に学習できるよう教科課程を基礎と深化の二つの課程に区分して運営した。特に、教育プログラムを弁理士、審査官など関連分野の専門家の諮問を受け設計した。

また、「教育運営審議委員会」を通じて教材と優秀講師の審議を実施するなど教育運営の適正性と質向上を通じて教育満足度を目標（77%）より向上（81.4%）させた。

<表Ⅱ-3-6> 民間人課程教育訓練の現況

(単位：会、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
弁理士実務修習	弁理士試験合格者	1	203
特許マップ作成実務	企業、研究所、弁理士事務所の職員など	2	82
特許明細書及び 請求範囲の解釈	同上	2	102
特許意見書及び 補正書の作成	同上	2	60
特許紛争対応戦略	同上	1	39
PCT 国際出願実務	同上	1	43
商標と権利	同上	1	42
デザインと権利	同上	1	28
外国の知的財産権制度	同上	1	37
国際商標登録出願	同上	1	31
産業財産権	同上	6	280
特許訴訟事例基礎		1	30
特許訴訟事例深化		1	25
デザイン図面作成	企業、研究所、特許法律事務所の職員など	1	26
先端融合技術と特許研究	BT、IT、NT、EEST 関連研究員など	1	24
特許情報活用基礎	企業、研究所、弁理士事務所の職員など	2	43

特許情報活用深化	企業、研究所、弁理士事務所の職員など	1	28
団体研修	企業、研究所の役・職人	8	301
合計		34	1,424

### 3. 学生発明課程

学生発明課程では学生及び教師、校長、奨学官などの教育関係者を対象に計 10 の課程で 2,309 名に対する研修を実施した。学生発明課程は教育目標を‘創意的な優秀発明人材の養成’に置いており、学生発明教育プログラムを多様化し、段階別深化プログラムを整備すると共に、発明教育関係者に対する教育を拡大・強化した。

特に、発明教育センター運営の初年度を迎え、小・中・高校生を対象に受講者の水準に合うジュニア発明リーダー課程などの段階別（初・中・高級）教育を実施し、教授、発明指導教師などの専門家で構成された運営委員会の諮問を受け、発明教育センターを運営した。

一方、学生発明教育教材と教師用職務研修教材を開発し、全国の発明教室に普及した。また、優秀発明指導者の養成を通じた発明教育の成果拡散を図るべく教師対象の深化課程である発明クラス指導教師実務課程を新設・運営した。

また、訪問教育である‘学生発明巡回教育’を既存の大都市中心から中小都市、島嶼・僻地の学校中心に変更・実施し、疎外地域に対する学生発明教育の機会を拡大した。更に、夏休み中に小・中学生及び父兄を対象とする研究団地見学など、体験中心の発明キャンプを開催し、発明に対する認識を向上させた。

<表Ⅱ-3-7> 学生発明課程教育訓練の現況

(単位：会、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
発明クラス指導教師実務	学校の発明クラス指導教師、 発明教室担当者	1	33
大学発明Ⅰ	大学生、大学発明同好会学生	1	142
大学発明Ⅱ	大学生、大学発明同好会学生	1	171
教育管理者と発明振興	小、中、高の校長、 科学担当奨学官など	6	410
大学教授と知的財産権	大学（専門大学を含む）教授及び教員	1	19
学校発明指導者	小、中、高の発明指導教師、 発明及び科学担当教師	2	133
中学生発明キャンプ	発明教室を設置している中学校の学生	1	54
ジュニア発明リーダー	学校の発明クラス及び発明教室が 推薦した小、中、高校生	31	1,008
創意的な問題解決	学校の発明クラス及び発明教室が 推薦した小、中、高校生	8	267
両親と一緒に発明キャンプ	小学校3～5年生及び父兄	1	72
学生発明巡回教育	全国の小、中、高校生	133	10,016
合計		186	12,325

#### 4. 外国人課程

1987年にWIPO（世界知的所有権機関）の資金支援の下で設立された国際知的財産研修院はWIPOとKOICA（韓国国際協力団）の協力で、主にアジア・太平洋地域の開発途上国の知的財産権関連従事者、研究員、政策立案者を相手に教育協力事業を遂行する専門研修機関として毎年3回以上の外国人教育課程を運営している。

このような努力の結果、2006年3月15日国際知的財産研修院は世界で初めてWIPO公式知的財産権教育機関に指定された。これにより同研修院は名実共にアジア・太平洋地域の知的財産権教育のハブ機関として位置づけられている。

国際知的財産研修院は2006年度にWIPOセミナー、KOICA課程などを含め、計6の課程を運営し、計116名の外国人が教育に参加した。WIPOアジア・太平洋地域セミナーは1987年の研修院開院依頼、19年間WIPOと共同で知的財産権分野の国際懸案を中心に一貫して推進してきたセミナーであり、WIPOと持続的な教育事業の協力関係を維持している。2006年11月に開催されたアジア・太平洋地域セミナーはこの地域の知的財産権の中心研修機関として国際社会の知的財産権人材開発要求に符合する役割を遂行する目的で開催された。韓国信託基金(KTF)によって開催された6月のセミナー期間中には、外国人専門講師を活用し、国内付帯セミナーを2回開催した。このセミナーには特許庁及び知的財産権関連機関従事者が参加し、知的財産権関連分野の最近動向について議論した。一方、2006年に初めて開催されたWIPO-LDCsワークショップは参加対象国の範囲を既存の開発途上国中心から最貧国に拡大し、知的財産強国としての先進地的財産電算システムを最貧国参加者に紹介することで、参加者の知的財産権に対する認識向上の機会を提供する契機となった。

KOICA課程は2006年9月と11月の2回に渡って開催された。特に、既存のKOICA課程が知的財産権一般という画一的なテーマだけで構成されていたのに対し、2006年11月には「特許行政情報化課程」が新しく開設され、ITによる審査プロセス過程を紹介した。本課程は理論教育と共にKIP0-netシステムのデモ、特許法院の訪問、代理人事務所の訪問など、実習中心に進行され、特許ネットシステムと周辺知的財産権関連機関が知的財産権の生成、保護、活用プロセスにどのように活用されたかを紹介し、参加者から多くの関心と好評を受けた。

2006年の研修院対外協力分野においてももう一つ注目すべき点は海外知的財産権教育機関の設立を支援したことである。国際知的財産研修院は9月にWIPO及びアゼルバイジャン政府の要請によってアゼルバイジャン知的財産権教育機関設立のためのコンサルティン

グ業務を遂行する計画である。これはアゼルバイジャン政府が WIPO 側に公式要請したのに対し、WIPO が国際知的財産研修院をベンチマーキングモデルとして提案したことで始まった。2007 年 1～2 月中にアゼルバイジャンを訪問し、研修院（IPTC）設立に必要な具体的な提案書（Concept Paper）を作成するなど、実質的な支援を予定している。これは WIPO 公式知的財産権教育機関としての立地を堅め、東ヨーロッパ及び中央アジア国家との知的財産権教育協力事業を推進するための基礎になると考えられる。

＜表 II-3-8＞ 外国人課程教育訓練の現況

(単位：会、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
WIPO/KIPO PCT Roundtable on Receiving Offices	アジア太平洋地域開発途上国の公務員（実務者級）	1	17
WIPO/KIPO Academy on Capacity Building in Intellectual Property for Policy Makers	開発途上国の公務員（局長、課長級）	1	28
KOICA-IIPTI Training Course on Intellectual Property Office Automation and Patent Information	アジア太平洋地域開発途上国の公務員（情報化関連業務従事者）	1	15
KOICA-IIPTI Seminar on Intellectual Property Expert Training Course	アジア太平洋地域開発途上国の公務員	1	14
WIPO Asia-Pacific Regional Seminar on International Negotiations and Intellectual Property	アジア太平洋地域の公務員	1	29
WIPO Workshop on Formulation and Implementation of IP Outreach Strategies for Least Developed Countries (LDCs)	最貧国の公務員（課長級及び実務者）	1	13
合計		6	116

## 第6節 公務員教育訓練の実績

経営革新広報本部人材開発チーム行政事務官 キム・ホンヨン

### 1. 公務員教育訓練の概観

公務員教育訓練は公務員に国民全体の奉仕者として備えなければならない精神的姿勢と任された職務を効果的に遂行できる技術と能力の養成を目的としている。

特許庁ではこのような公務員教育訓練法上の教育目的を達成し、21世紀の知識基盤時代を迎え、知的財産の創出、保護、活用を促進するために審査、審判分野を始めとする知的財産行政諸分野の専門性強化に重点をおいている。

このような特許庁の教育訓練は一般的に国内教育と国外教育に分けられる。また、国内教育は職場教育、教育訓練機関教育及び委託教育に、国外教育は長・短期国外訓練に分けられ、実施されている。2006年度の分野別教育訓練実績は次の通りである。

### 2. 国内教育訓練の実績

国内教育訓練は全職員を対象とする職場教育、職務との関連性が高い教育訓練機関による職務教育、外部機関に公務員教育を委託する委託教育などに分けられる。

#### イ. 職場教育

職場教育には政府施策を全公務員に教育する施策教育と親切教育など分野別公務員が備えなければならない基本素養を教育する素養教育がある。

2006年度には計16回に渡り、3,953名を対象に施策教育及び素養教育が実施された。

そのうち、革新に関する職場教育は計 11 回であった。

#### ロ. 教育訓練機関教育

教育訓練機関教育は公務員が職務を担当しながら新しい知識を習得し、既存の職務関連知識を向上させる教育課程であり、基本教育と専門教育に分けられる。2006 年度には基本教育を 67 名、専門教育を 4,139 名に対して実施した。

#### ハ. 委託教育

委託教育は国内大学院や研究所などに公務員教育を委託する教育課程を指す。2006 年度には研究所などの委託教育及び忠南大学特許法務大学院、韓南大学特許法務大学院、培材大学特許法務大学院などが自主的に実施する委託教育 63 名の委託教育を実施した。

<表 II-3-9> 2006 年度国内教育の現況

区分		教育課程数 (教育回数)	教育実績 (名)	備考
職場教育	施策及び素養教育	16 (11)	3,953	
職務教育	基本教育	6 (10)	67	
	専門教育	308 (434)	4,139	
委託教育	大学院・研究所など	—	63	
計	—	330 (455)	8,222	



### 3. 国外教育訓練の実績

公務員の国外訓練はその実施期間が6ヶ月以下の短期国外訓練と6ヶ月以上の長期国外訓練に分けられる。短期国外訓練にはチーム制訓練、短期個人訓練、政策及び実務研修などがあり、長期訓練には学位課程と職務訓練課程がある。

特許庁では審査、審判の専門性確保と特許権/実用新案権/商標権などの産業財産権の国際的な流れと急変する新技術動向を把握し、審査、審判に反映させようと毎年20名程度の公務員を対象に国外訓練を実施している。

#### イ. 短期国外訓練

2006年度国費短期国外訓練実績として11名の審査官をイギリス、米国、フランス、オーストラリア、日本、スペインの6ヶ国に派遣し、

- － 米国の知的財産権通商戦略と国内法制に対する影響に関する研究
- － 米国の技術革新及び海外の自国企業を保護するための知的財産権政策に関する研究
- － 米国デザイン特許制度に関する研究
- － 国家R&D企画における特許情報の体系的活用方案に関する研究
- － イギリスの鑑定制度に関する研究
- － オーストラリアの遺伝資源及び伝統知識の保護に関する実態研究
- － 日本特許庁と韓国特許庁の国民に対するサービスの比較研究
- － 顧客と審査官の円滑なコミュニケーション確保に関する研究
- － 韓国が裁判管轄権を持つ国際特許紛争を解決するための特許政策及び行政支援に関する研究
- － 米国商標法及び商標審査実務に関する研究
- － ヨーロッパ連合の複線形（Two-tiered）デザイン制度に関する研究を行った。

## ロ. 長期国外訓練

2006 年度長期訓練課程ではイギリス、米国、日本、中国、フランス、イタリアの6ヶ国に10名を派遣し、

- － 中国における新知的財産権保護制度に関する研究
- － イタリアの特許制度の変遷及び運営に関する研究
- － コンピュータープログラムの特許性とその効果的な保護方向に関する研究
- － 知的財産権の事業化促進のための法制研究
- － 米国の知的財産権保護政策に関する研究
- － 標章のデザイン権、著作権、商標権としての重複保護動向に関する EU の保護動向分析及び国内商標法制の改善方向に関する研究
- － 新知的財産権法制研究及び産業的活用方案の研究
- － 環境に優しい動力装置の技術開発及び知的財産権に関する研究
- － 特許の価値に対するヨーロッパ市場の評価考察
- － 日本の知的財産紛争処理機能を強化するための審判及び訴訟制度改革に関する研究を行った。

<表Ⅱ-3-10> 2006 年度長・短期国外訓練の現況

区分	課程	対象職級	人員(名)	訓練国	備考
長期訓練	学位課程	4～7級経歴職	7	5	
	職務訓練課程	同上	3	2	
短期訓練	個人訓練課程	同上	10	6	
計	—	—	20	—	

□□ □□ □□□□ □ □  
□□□□ □ □ □ □ □□

# 第 3 編

>>> 顧客満足電子請願サービスの提供



□□□□ □ □ □ □ □□□□ □ □

## 第1章 特許行政情報システムの高度化

### 第1節 未来型特許行政情報システム開発の推進

#### 1. 特許情報システム改善の推進

情報企画本部情報開発チーム電算事務官 ヤン・テファン

##### イ. 推進経過

1999年に特許ネットシステムを開通して以来、持続的な拡充により2002年には政府機関で初めて電子政府を実現し、インターネット公報発刊、SMSサービス、プッシュメールサービスなど様々な付加サービスを提供してきた。

その後、2003年から3年間特許ネット基盤の高度化を目標に、特許ネットシステムのリモデリングを推進した結果、2005年からは365日24時間電子請願サービスを提供できるようになった。また政府機関では初めて、いつでもどこでも特許業務が遂行できる在宅審査環境を構築し、様々な国内機関によるベンチマーキングの対象となっている。

このような成果にもかかわらず、最近特許顧客の要求事項は日増しに高度化・多様化しており、政府革新の各推進分野では業務プロセスの革新要求が日に日に増大している。このような多様な変化要求を積極的に受けて、名実共に世界最高の特許情報システムを構築するため、様々な分野の専門家が中心となり、2005年5月から6ヶ月間情報化戦略計画を樹立した。

これは事務処理中心の情報化から抜け出し、顧客中心のグローバル特許情報サービス提供を目標に4つの改善方法、8の改善領域において33の改善課題を選定し、2006年から特許情報システムの改善事業を積極的に推進するようになった。

情報化戦略計画の結果は下表<表Ⅲ-1-1>の通りである。

<表Ⅲ-1-1> 2005～2008 年の特許庁中長期情報化戦略計画

改善方向	改善領域
顧客志向特許ネットサービスの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許顧客観点の業務プロセス革新</li> <li>・ 電子請願サービスの革新</li> <li>・ 特許情報の正確性確保</li> </ul>
特許情報分析サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戦略的特許情報分析システムの構築</li> </ul>
グローバル特許情報の連携拡散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機関間情報交流の活性化</li> <li>・ グローバル特許情報の交流強化</li> <li>・ 高級特許情報サービスの提供</li> </ul>
特許ネットインフラの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許庁 EA 基盤の整備及び SOA の導入</li> </ul>

#### ロ. 2006 年度の推進事項

中央行政機関で初めて責任運営機関に転換したことにより、政府革新活動の一環として 2005 年から 6 シグマ活動を積極的に推進し、これをシステム化するための特許ネット改善事業を推進した。また、膨大な量の特許情報を意思決定及び政策方向決定に活用できるように 2006 年から 3 ヶ年に渡り、特許情報統計分析システムの構築を推進しており、2006 年には統計指標の発掘及び分析事業を推進した。

同時に、特許情報に対する外国からの需要が増大しているが、特許庁の特許公報がハンゲルで発刊されており、外国特許庁では容易に利用できないのが実情である。そのため、特許庁では外国特許庁で我々の特許公報を簡単に活用できるよう、韓国電子通信研究院 (ETRI) に依頼し、2004～2005 年まで特許専用韓・英翻訳ウェブジン (ウェブ雑誌) を開発した。また、2005 年 11 月から K-PION (Korean Patent Information Online Network) というサービス名で韓国特許庁の特許情報を英文に訳してサービスを提供している。2006 年には 3 極網を通じ、米国、日本などの 3 極特許庁と審査情報を共有できるよう、審査情報の英文翻訳システムを構築した。

主な推進内容は下表〈表Ⅲ-1-2〉の通りである。

〈表Ⅲ-1-2〉 2006年に推進完了された主な改善事項

推進分野	推進内容
国家間の審査情報相互交換・活用の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査情報（英文）の交換・活用サービスの構築</li> <li>・ 翻訳辞書及び翻訳パターンDBの構築</li> <li>・ 審査情報、受付文書、発送文書に翻訳対象を拡大</li> </ul>
6シグマ革新課題の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FA 散布管理などの第1次ウェブ課題</li> <li>・ 特許、実用新案実態検査の正確度向上などの第2次ウェブ課題</li> </ul>
法令改正事項の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査期間短縮による審査環境変化の反映</li> <li>・ 国内特許制度の国際的な調和</li> <li>・ 二重出願制度の廃止及び変更出願制度の導入</li> <li>・ 先登録制度から審査登録制度に転換</li> <li>・ 実用新案の優先権主張による先出願取下時期の変更</li> </ul>
特許情報統計分析システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許情報基盤の有用な統計、分析指標の導出</li> <li>・ 導出された指標を利用した模擬分析の実行</li> <li>・ 特許統計、分析システムの構築方案樹立</li> </ul>
その他改善事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページの改善</li> <li>・ 電子出願ソフトウェアの改善</li> <li>・ 寄託微生物管理の改善</li> <li>・ 成果管理システムの改善</li> <li>・ 検索システムの性能改善</li> </ul>

#### ハ. 今後の推進計画

2007年には完璧な特許行政を実現するため、6シグマ革新課題のシステム化事業、知的財産業務環境変化に迅速に対応するための法改正事項の適用、顧客中心の電子請願サー

ビス構築事業、特許情報活動度向上のための戦略的特許情報統計分析システム構築事業を重点的に推進する予定である。

特に、個人出願人の便宜向上のため、電子出願ソフトウェアを別途に設置しなくてもホームページに接続して簡単に出願できるようにする予定であり、複雑な請願書式を統合して簡素化し、誰でも容易に電子出願を利用できるように電子出願システムを改善する予定である。

更に、特許手続きに対する理解不足によって指定期日を見逃すことがないように、個人別の電子請願サービスを提供し、手数料納付手段を多様化し、クレジットカード及び携帯などで各種手数料を決済できるようにする予定である。また、行政情報共同利用網を通じて行政機関間の行政情報連携を拡大し、添付書類の提出を大幅に簡素化する予定である。

主な推進内容は下表〈表Ⅲ-1-3〉の通りである。

〈表Ⅲ-1-3〉 2007年度の主要改善予定事項

推進分野	推進内容
電子出願サービスの便宜性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブ基盤電子出願サービスの拡大</li> <li>・ 請願書式の統廃合及び簡素化による電子出願システムの改善</li> <li>・ 電子出願 S/W の機能改善</li> </ul>
「特許路」ポータルサービスの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 顧客に合った電子請願サービスの提供</li> </ul>
電子請願プロセスの革新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願人情報統合管理体系の構築</li> <li>・ 手数料納付手段の多様化</li> <li>・ 行政情報共同利用網（G4C）の連携拡大</li> </ul>
特許行政革新支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6シグマ革新課題の特許ネットシステムへの反映</li> <li>・ 法制度改善事項の特許ネットシステムへの反映</li> <li>・ 国家間の審査情報ネットワーク構築</li> </ul>

経営管理部門	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 国家 R&amp;D 戦略樹立のための特許情報統計システムの構築</li><li>・ 電子メールシステムの構築</li><li>・ 経歴開発管理 (CDP) システムの構築</li><li>・ 審査参考文献の閲覧サービス構築</li></ul>
--------	--



## 2. 知能型検索システムの高度化

情報企画本部情報管理チーム工業事務官 ソン・イングァン

特許庁が遂行している業務のうち、本来の業務でありながら革新的な業務とも言えるのは審査と審判業務である。このような業務は電算化された審査・審判システム及び検索システムを活用し、業務処理を行っているが、審査・審判処理量の増大及び情報化の加速化により、迅速で正確な審査・審判業務支援のための未来志向的な知能型検索システム開発の必要性が提起されるようになった。

コンピュータによる自動検索及び利用者中心の高効率検索機能の提供など、検索便宜性を最大化した知能型検索システムの開発は、2003年から2005年までの3年間に渡って段階的に推進計画を樹立した。また、過去3年間の開発事業を通じ、知能型検索システムの構築を完了した。2006年にはユーザーインターフェースの改善及び非特許文献などの海外特許資料に対するアクセスを強化するなど、知能型検索システムをより高度化させ、審査、審判業務の複雑度を改善した。

### イ. 知能型情報検索機能の開発

2003年度には検索質疑語を自動的に生成し、審査官が望む検索結果を類似度別に区分して提供する知能型類似商標検索システムを構築したことがある。2004年度にはこの技術の特許・実用新案分野に適用したシステムである自動文書比較システムについて分析/設計段階を経て2005年に構築完了した。

### ロ. 高効率インターフェースの構築

デザイン・商標検索結果を項目別にグループ化し、使用者が要求する検索結果を迅速に見られるように提供した。特に、デザインを紙屏風に並べて審査するという環境を、二台のLCDモニターにより審査及び検索できる環境に改善した二重モニター体系の電子屏風システムを構築し、デザイン審査官の多くの声援と感心が寄せられた。デュアルモニター検

索環境は 2006 年に特許・実用新案分野にも拡大適用された。

また、特許・実用新案分野には図面一括表示や一つの画面に多数先行特許文献を同時に照会できる機能、各国特許分類間のマッピング情報を支援する機能を追加し、審査官がイメージ検索業務を遂行するにあたって、効率性を高められるシステムの支援を行っている。

更に、ウィンドウ探索機能と類似した方法でしおり管理を可能にし、検索結果リストの構造をリスト表または表中心の固定されたインタフェースから動的方式であるグリッド(Grid) 形態に改善することで、検索結果の活用度を向上させた。

#### ハ. 他システムとの連携強化

デザイン・商標検索結果の引用対象及び参考となる証拠図面を通知書に自動的に入力する機能を構築した。また、デザイン審査図面内に審査意見をメモし、メモが作成された図面が通知書に自動的に添付されるなど、検索システムで検索された結果について審査事務処理システムとの連携を強化し、審査処理期間短縮に寄与した。

特許・実用新案分野の誤謬改善プロセスをテキスト中心から図面範囲まで拡張し、発見と同時にオンラインで訂正要請ができるようにすることで、迅速かつ正確なデータ訂正が可能になるよう改善した。

また、特許・実用新案検索で使用した検索式を論文などの学術資料検索サイトであるグーグルスカラー (Google Scholar) 用に自動変換し、連携検索できるようにした。審査官の使用頻度が高い非特許サイトを特許・実用新案検索システムにリンクし、非特許文献などの海外資料に対する検索範囲を拡大し、アクセス性を強化した。

知能型検索システムの開発と高度化事業を通じ、自動文書企画システムの構築完了、特許・実用新案検索システムインタフェースの全面的な改編、デザイン検索システム応用構造の改善など、より完成度の高い検索システムに跳躍する土台を整備した。

## ニ. 年度別主要事業内容

年度	開発内容
2003 年 (知能型 1 次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知能型類似商標検索システム</li> <li>・ 非特許文献の統合検索</li> <li>・ デザイン電子屏風システム</li> <li>・ デザインカタログの検収システム</li> <li>・ 審査点検表と通知書の自動連携</li> </ul>
2004 年 (知能型 2 次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先行技術自動比較検索システム (分析/設計)</li> <li>・ Pilot システムの構築</li> <li>・ ファミリ (対応) 特許情報検索システム</li> <li>・ 検索結果一括照会機能</li> <li>・ デザイン拒絶事例の検索システム</li> <li>・ 実用新案 DB を意匠検索として連携</li> </ul>
2005 年 (知能型 3 次)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先行技術自動比較検索システムの構築完了</li> <li>・ 検索結果間の類似度順整列機能</li> <li>・ 検索メモ及び通知書の連携機能</li> <li>・ 検索データの誤謬訂正要請機能の改善</li> <li>・ 海外デザインデータ検索機能</li> <li>・ 六面図比較機能の強化</li> </ul>
2006 年 (高度化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検索エンジンのアップグレード及び日韓翻訳エンジンの交換</li> <li>・ 利用者便宜向上のためのユーザーインターフェースの改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 利用者別のメニュー提議機能及びグリッド方式のサービス</li> <li>－ しおり機能及び引用証明インターフェースの高度化</li> </ul> </li> <li>・ 非特許文献などの海外資料の検索範囲拡大</li> <li>・ 特許・実用新案/商標/デザイン/審・判決文検索システムの使用者マニュアル製作</li> </ul>

### 3. オンライン在宅審査システムの構築及び運営

情報企画本部情報開発チーム行政事務官 パク・チャンヒョン

#### イ. 在宅勤務の推進背景

特許庁は国内特許出願が 2003 年 12.1%、2004 年度 17.4%増加するなど、最近の特許出願が急増し、審査処理期間を 10 ヶ月以内に短縮するための審査官の大幅増員により発生した事務空間不足問題を解消し、先端技術分野の優秀な審査人材の確保、労働方式の革新などのため、2005 年 3 月からオンライン在宅勤務を施行した。

#### ロ. 在宅勤務の運営経過

在宅勤務者は在宅勤務類型により、週に 1～4 日を在宅勤務とし、事務室に出勤する日には 2～3 名が一つの席を共有する形態で勤務している。2005 年 3 月に 54 名が在宅勤務の示範運営に参加し、2006 年 2 月には 80 名が在宅勤務するなど、示範運営期間に計 92 名が参加した。2006 年 3 月の本格的実施時には 107 名が、2007 年 3 月には 162 名が参加するなど、在宅勤務参加人数が持続的に増加している。現在の在宅勤務対象業務は特許・実用新案業務、商標審査業務、審判業務、出願・登録・審判方式の業務である。

#### ハ. 在宅勤務システム

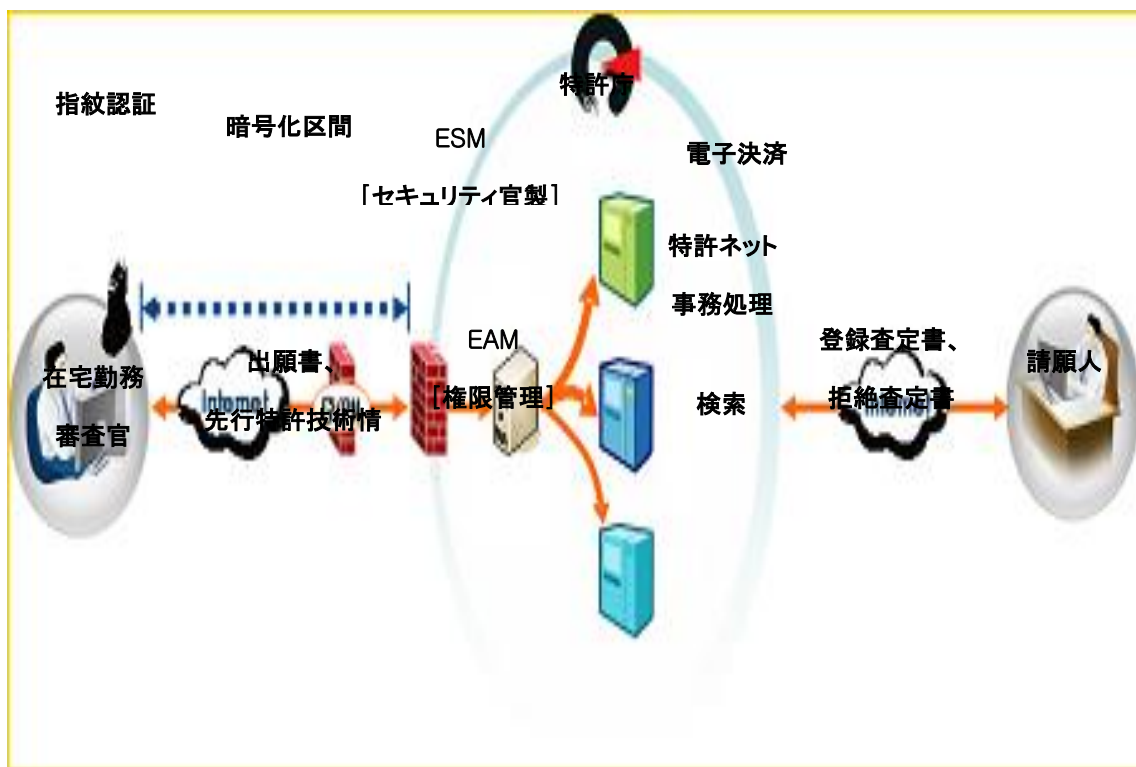
在宅勤務者は特許庁内で使用するものと同様な業務システム及びデータにアクセスできる。但し、示範運営期間は公開された出願書類などにしかアクセスできないように制限していたが、2006 年 6 月からは国家情報院のセキュリティ基本指針により、電子文書セキュリティ技術である DRM (Digital Rights Management) を適用し、非公開出願書類などに対しても在宅審査ができるように支援している。

在宅勤務者が使用する基本装備及び S/W は PC・モニター、指紋認識機、インターネット回線、GVPN (Government Virtual Private Network、遠隔勤務電算網支援センター) な

どである。これらを利用して在宅勤務者は自宅で一般インターネット回線により行政自治部の GVPN を経由し、特許ネットに接続した後、審査・審判業務を遂行する。

在宅勤務のセキュリティ強化のため、PC 起動時に指紋認識による本人確認、GVPN 認証書による認証、特許ネット統合認証、特許ネット指紋認証の計 4 段階の認証手続きを経るようになっている。また、定期的に在宅勤務者に対するセキュリティ教育、セキュリティ点検も実施している。

<図Ⅲ-1-1> 在宅勤務システムの構成概念図



#### 4. 国家間特許情報交換・活用システム構築の推進

情報企画本部情報開発チーム薬務事務官 ジョン・セジュン

##### イ. 推進背景

世界知的所有権機関（WIPO）の統計によると、2006年に韓国は特許協力条約（PCT）による国際特許を計5,935件出願し、世界第4位の出願国家となった。また、PCTによる国際出願の多出願企業の順位においても三星電子が14位、LG電子が20位を記録するなど、半導体、携帯などのIT技術に代表される韓国の技術力は世界最高水準であることが再び立証された。また、韓国特許文献は2007年4月から‘PCT 最小文献’として発行され、先進12ヶ国の特許庁がPCT国際出願を審査する場合には米国、ヨーロッパ、日本などの主要先進国の特許文献と一緒に韓国の特許文献を事前に必ず検討しなければならない。

特許庁はこのような国家技術力の向上及び最小文献の採択により、外国特許庁で韓国の特許文献を参考する事例が大きく増加すると判断し、韓国語に慣れていない外国の審査官が韓国の特許文献を含む特許情報に容易に接近して利用できるように国家間特許情報交換・活用システムを構築している。

##### ロ. K-PION

特許庁は2003年‘特許庁間の審査結果相互活用のための審査情報公開システムの構築計画’を樹立し、その第1段階として2005年11月から外国特許庁に特許公報の韓英自動翻訳サービスをインターネット基盤のK-PION（Korean Patent Information Online Network, <http://www.k-pion.net>）を通じて提供している。基本的に異なる言語間の自動翻訳を高い水準で提供するには主要先進国も多くの困難に直面してきているが、特許庁は特許文献によく使用される文型を分析し、300万個に達する特許専門用語辞典を結合させることにより、先進国に比べて遜色のない、高い水準の翻訳サービスを提供している。現在K-PIONは米国、ヨーロッパ、日本特許庁を含む25ヶ国特許庁で使用している。

また、米国、ヨーロッパ及び日本の特許庁は3極文書接近システム（TDA：Trilateral Document Access）を構築し、相互間審査情報の交換・活用を通じた審査結果の相互認定を推進しており、韓国の特許庁も3極特許庁をはじめとする外国特許庁との交流を拡大するため、TDA案を標準とする審査情報の相互交換・活用システムを構築している。2007年4月からこのシステムを活用し、日本特許庁と審査情報の交換を始めた。

#### ハ．期待効果

特許庁はK-PIONを通じ、国内特許情報を外国特許庁に普及し、国内特許権の保護及び国際特許紛争の原因を最小化し、国際社会における大韓民国の地位を高めることに寄与すると期待される。また、特許審査情報を各国特許庁と共有し、各国に出願された同一の特許出願に対する審査結果を相互認定することで、各国の審査滞積問題を画期的に解消できると期待している。

## 第2節 特許ネットシステムの安定的かつ効率的な運営

### 1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画本部情報開発チーム電算事務官 ジョン・ハンチョル

特許ネットシステムの運営を民間 IT 専門企業に委託したのは、専門民間企業の情報技術のノウハウを活用し、運営の効率性を図ると共に、最新情報技術を適時に反映し、庁内外使用者の要求に迅速に対応することによって業務処理の効率と顧客満足度の向上を計るためである。民間委託運営は 1998 年 12 月に企画予算緒の方針にしたがって、公共機関としては初めて特許庁が 1999 年 1 月に特許ネット開通と同時に始めた。委託方法は応用 S/W 部門と H/W 部門に分けて委託している。

委託対象業務としては出願、登録、審査、審判などの事務処理システムと検索システム・知識管理システム・電子文書システム・ホームページ・データ管理など、46 の応用システムの運営及び維持、保守とサーバー・DB・ネットワーク・電算センター・セキュリティ課題など、基盤技術の運営などで詳細な内容は応用 S/W 部門と H/W 部門に分けて説明する。

#### イ. 応用 S/W 部門

1999 年に委託業務を始めた当初、特許庁応用ソフトウェアのシステム数は 22 であり、委託人員は 55 名であった。しかし、全ての特許行政業務の電算化のため、毎年新規に開発される応用システムを委託・運営することになり、2007 年 4 月の時点で 46 のシステムに 70 人の技術員を投入し、運営している。

2002 年には出願から登録、審判など、全ての産業財産権請願における 100%オンライン化が完成された。2003 年にはオンライン諸証明請求及び交付システムの開通、及びマドリッド議定書関連システムの構築完了と共に知能型検索システムの 1 次年度開発事業が完



了され、特許ネットシステムが一層安定して運営されるようになった。

特に、2002 年には国際知的財産権の法・制度の環境変化に能動的に対応し、多様で高級化された顧客の情報要求を積極的に受け入れると共に、最新情報技術（標準）を適用し、システムの最適化・軽量化を達成するための ISP 作業を遂行し、次世代特許ネット開発の基本計画を完成した。

これを受けて 2003 年から次世代特許ネットの開発事業に着手し、2003 年に 1 段階事業として特許ネットの内部プロセス効率化作業、2004 年に 2 段階事業として特許ネット利用者の便宜増進作業、2005 年に 3 段階事業として 24 時間電子請願サービスの構築と在宅審査システムのサービスの構築を行い、2006 年には 6 シグマ革新課題と法改正支援課題の構築などにより、一層アップグレードされた特許ネットシステムを安定的に運営している。

#### ロ．H/W 部門

特許ネットシステムの委託運営 H/W 部門は既存のハードウェア電算資源を効果的に運営・維持し、特許ネット II 新規システムの開発及び適用による運営業務を早期に安定化させることによって、U-特許庁の実現に役立っている。主要業務は大きく分けて、電算機器、ネットワーク、現場支援及び電算センター運営で構成される。2007 年の H/W 部門運営規模は、電算機器 81 台、ディスク 196TB、ネットワーク装備 204 台であり、これは政府機関の中でも大規模システムに該当する。

大規模 H/W 電算資源に対する運営経験に基づき、システム障害管理、変更管理、展開管理、構成管理、容量管理など、国際的水準の IT サービス管理概念（ISO20000）を導入し、運営の効率性向上のための革新的な業務を持続的に遂行している。

＜表Ⅲ-1-4＞ 年度別投入人員及び契約の現況

区分		年度								
		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
投入 人数	S/W	54.8名	54.5名	60名	69名	69.8名	68名	67名	67名	70名
	H/W	23.4名	25名	28名	19名	19名	19名	28名	31名	32名
	合計	78.2名	79.5名	88名	88名	88.8名	87名	95名	98名	102名
契約 金額	S/W	3,100	3,420	3,669	3,849	4,340	4,240	4,204	4,291	4,616
	H/W	1,240	1,450	1,565	1,052	1,160	1,172	1,645	1,834	1,988
	合計	4,340	4,870	5,234	4,901	5,500	5,412	5,849	6,125	6,604

## 2. 特許ネットシステムの安定的かつ効率的な運営

情報企画本部情報基盤チーム電算事務官 チェ・ジョングオン

1999年1月に特許ネットシステムが開通して以降、持続的にサービスが拡充されたことにより、システムの量的な増加と使用者の様々な要求事項を充足し、サービス品質を高級化させるために、システムの安定性と効率性を向上させると同時に基盤環境の高度化を持続的に推進した。これと共に特許ネットシステムの運営監理のためのSLAの導入など、総合的な体系を整備し、システムの正確性と信頼性を増進させ、運営管理者の管理能力向上を図った。

これにより、2006年度特許ネットシステムの稼働率は99.99%（目標値：99.95%以上）、オンライン稼働率は99.99%（目標値：99.98%以上）、3秒以内のオンライン応答時間は99.57%（目標値：98.90%以上）で、全てにおいて目標値を上回った。このような安定的な運営はシステム容量管理、構成管理、変更管理、バックアップ管理、障害管理など、日常業務のみならず、運営の効率性と性能向上のため、次の業務を遂行することで達成することができた。

① 既存の老朽化されたサーバーを高性能サーバーに統合、切替し、既存のサーバーを再配置し、稼働率を向上させると共に、サービス追加に備え、サーバーの拡張性を確保し、管理対象を縮小することで、業務の効率性を増進させた。また、新規バックアップドライブを導入し、全体バックアップ時間を短縮した。

② バックアップソフトウェア、データベース管理システム、データベース性能ツール、試験自動化ツールなど、商用ソフトウェアに対するアップグレード及び新規開発システムに対する商用ミドルウェアの適用でシステム性能を向上させた。また、使用者応答時間の改善のため、持続的にプログラムをチューニングし、安定的な応答時間を提供した。

③ ‘障害管理指針’を再改正し、ハードウェア、ネットワーク及びソフトウェアなどに各種障害が発生した時に、これに対する類型別対処方を定義することで、予想できな

い障害発生時に迅速な復旧を可能にした。更に、障害復旧結果に対する持続的な管理を通じ、頻繁に繰り返される障害に対する予防措置を事前に取りすることで、発生可能な障害を未然に防止できるようにした。

④ ネットワーク管理道具（スニーパー）を導入し、ネットワークの性能及び品質を向上し、IP 管理道具（IP スキャン）による IP 管理の自動化を実現した。

⑤ 事務処理システムなど主要システムのサービス性能改善のため、サーバー設定値の最適化、保存装置の I/O 分散、CPU 資源の再配置、遠隔複製回線の性能点検などを実施し、特許ネットシステムの性能改善を推進した。

⑥ 老朽化した検索システムの保存装置を高性能の新規装備に交換し、サーバーと保存装置間の連結を最適化し、検索システムの性能改善を推進した。

### 3. 電算設備の増設及び商用 S/W の持続的なアップグレード

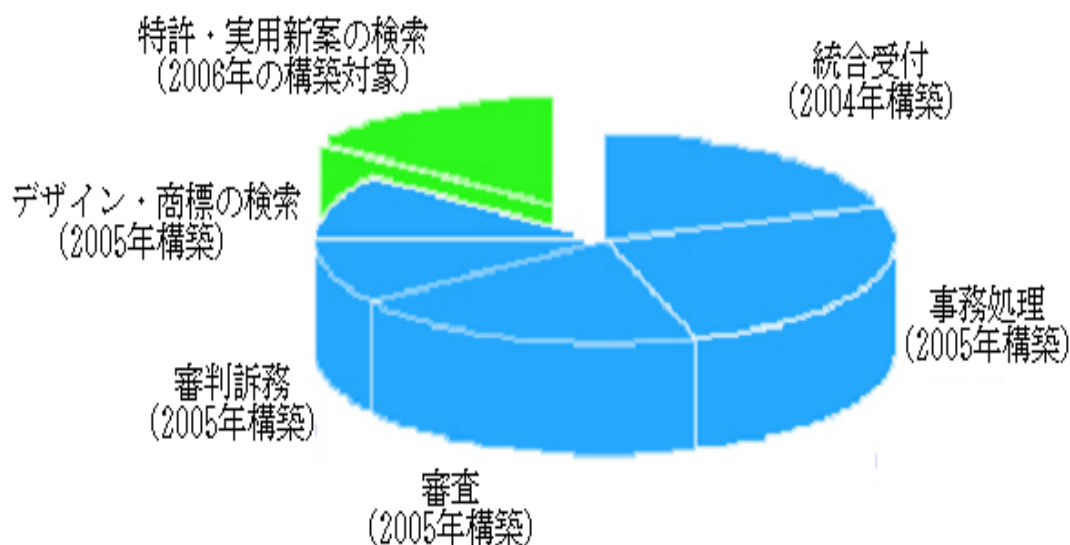
情報企画本部情報基盤チーム電算事務官 チェ・ジョングオン

特許庁は最先端 IT-特許庁の実現及び特許情報の急増に対処すべく、持続的なインフラ高度化を通じた特許ネットシステム品質向上を持続的に推進した。

政府業務管理システム及び散布管理システムの構築、成果管理システムの改善、検索システムの性能改善、審査官デュアルモニター支援など、特許ネット改善・開発事業に革新的な役割をする IT 資源を導入し、IT サービスの品質強化のための IT サービス管理システムを導入した。

また、地震、火災などの災難やサイバーテロなどによるシステム運営中断に備え、特許電算センターの主要業務を代替できる災難復旧センターに、2004 年に統合受付・統合 DB を、2005 年に審査・登録・審判システム及びデザイン・商標検索システムを、2006 年に特許・実用新案の検索システムを構築し、24 時間・リアルタイム・無中断サービス体制を確立した。

<図Ⅲ-1-2> 災難復旧システムの構築現況



＜2006年の電算装備の増設及び商用 S/W アップグレードの現況＞

ハードウェア	ソフトウェア	区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新規サーバー 8 台               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 政府業務管理システム（2）、日・韓翻訳エンジン（1）、検索インデックス（1）、電子化センサー（1）、ITSM（3）</li> </ul> </li> <li>■ ディスク 36TB</li> <li>■ デュアルモニター1, 146 台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 知識管理、成果管理、メッセージ検索エンジンのアップグレード</li> <li>■ リポーティング道具、日・韓翻訳エンジン、プロセス管理道具、ウェブ品質管理道具、個人情報遮断システム、非定型文書検索道具、イメージ変換道具</li> <li>■ IT サービス管理システムソリューション</li> </ul>	1次
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新規サーバー 5 台               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 国家間審査情報公開（1）、PDF 変換（DR）（1）、化学抄録検索（1）、プリンターサーバー（1）、コールセンター（1）</li> </ul> </li> <li>■ ディスク 18TB</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 電子文書のセキュリティソリューション、X-インターネット、6シグマ教育用 SW</li> <li>■ PDS (Predictive Dialing System) エンジンのアップグレード</li> </ul>	2次

## 4. 特許ネットシステム現場支援チームの運営

情報企画本部情報基盤チーム電算事務官 ハン・サンヨン

特許ネットシステムの現場支援チームは PC、プリンターなどの電算装備の障害発生時、直接現場において障害に対する迅速な措置を実施し、業務中断を最小化することで、使用者の不便を解消すべく誕生した。

庁内審査・審判業務などに使用している PC、プリンターなどの電算装備の障害発生時、電話、IT サービス管理システムなどを通じて使用者の要求事項を受け付け、迅速な措置、効率的な業務処理を支援している。2006 年度の使用者支援件数は 29,527 件であり、前年に比べ 49%増加した。また、早いサービスをモットーに使用者の不便を解消するための高品質サービスを提供している。

<年度別の業務支援現況>

主要業務	2004 年	2005 年	2006 年
現場支援チームの障害受付及び処理件数	21,740 件	24,749 件	29,527 件
44 分以内の処理件数	9,697 件	9,582 件	16,039 件
44 分以内の処理比率	44.60%	38.72%	54.32%

特許ネットシステムの現場支援チームは使用者の意見を定期的に聞き、要求事項、障害類型に対するデータベースを構築し、使用者が不便を感じないで効率的に特許ネットシステムを利用できるように対処している。

## 5. 特許ネットサービス水準の向上

情報企画本部情報開発チーム電算事務官 ジョン・ハンチョル

特許庁は 1999 年 1 月に特許ネットシステムを全面開通して以来、特許ネット使用者の様々な要求事項を迅速に反映し、特許ネットを使用した特許行政業務の迅速性、正確性及び便宜性を持続的に改善するなど、特許ネットのサービス水準を向上させるための努力を注いでいる。

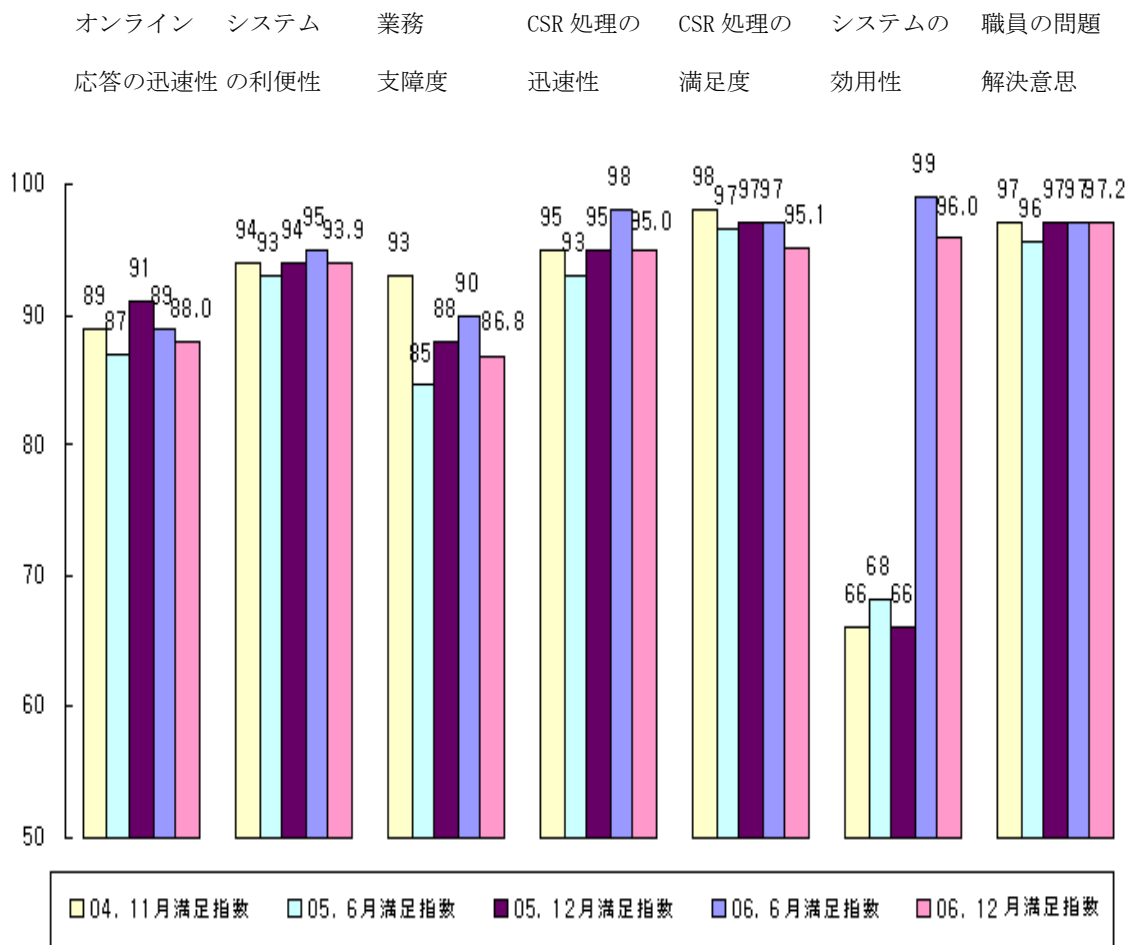
特に、2001 年 11 月に「特許ネットシステムの開発・運営及び付加サービス」に対する ISO9001 認証獲得を契機に 2002 年から年 2 回、定期的な特許ネット顧客満足度を調査した。これにより特許ネット使用者の満足度と要求事項を把握し、特許ネット改善に反映する主要指標として活用している。

また、2005 年から運営委託契約を既存の随意契約の形態から交渉による競争契約方式に変更し、他情報システム運営専門企業の参加機会を拡大した。運営委託契約内容に特許ネット運営品質の確保方案を提示するように明示し、2005 年から運営委託業者と特許庁間の顧客要求に対する納期遵守率、処理率、システム稼働率、障害発生件数、顧客満足度などの基準を設定し、SLA (Service Level Agreement) 協約を締結した。

2006 年 10 月には特許ネットシステムに対する持続的な品質改善活動を通じ、国際品質認証基準である CMMI (Capability Maturity Model Integration) レベル 4 の全領域に対し、政府機関では初めて公式認証を獲得した。また、2001 年から運営してきた ISO9001 を 2006 年 12 月に ISO20000 に転換し、認証を獲得するなど、持続的な特許ネットサービスの水準向上を推進している。



<表Ⅲ-1-5> 年度別利用者満足度の調査結果



## 6. 国際標準情報セキュリティ管理体系（ISO27001）の構築

情報企画本部情報基盤チーム工業事務官 ベク・ヒョンヨル

特許庁は2006年12月26日に中央行政機関では初めてISO27001<sup>5)</sup>認証を獲得し、国際的水準の情報保護管理体系（ISMS）を備えたと認められた。

今回の認証獲得の背景には、365日24時間無中断サービスの提供、在宅勤務の活性化、様々な連携サービスの導入などによる顧客の多様で特殊な要求と2007年政府統合電算センターへの移転による情報保護管理体系の再確立の要求があった。

特許庁は上記のような特許行政情報化による周辺環境の変化について、情報保護管理体系に対する中・長期発展モデル提示のための土台にし、情報化部門革新の日常化、持続化努力を通じて中央行政機関の中で主導的で先導的な役割を果たすための機会にした。

このような環境の下、特許ネットシステムを輸出し、情報化標準を主導するためには情報保護管理体系に対して国際的に標準化された規格を遵守することが必須課題となり、そのためISO27001認証の獲得を推進するようになった。

特許庁は今回の認証を推進しながら、ISO27001国際標準に基づいた情報保護管理体系を樹立するため、体系化された情報保護政策、指針、手続きを樹立し、段階的な情報保護管理体系の改善計画と一貫した中・長期情報保護管理体系のビジョンを提示した。また、持続的な情報保護水準強化のため、11分野133の情報保護統制項目に対する細部診断及び危険評価を実施した。

特許庁は今後も知的財産の先導部署として情報保護分野で主導的で先導的な役割を果たすための最善の努力をする計画である。

---

<sup>5)</sup> 国際標準化機構（ISO）が制定し、イギリス標準協会（BSI）で認証する。危険管理とセキュリティ政策など11分野、133の企画を含んでいる情報保護分野の最も権威ある国際認証

### 第3節 グローバル特許情報ネットワークの強化

#### 1. 特許ネットシステムの海外拡散及び普及拡大

情報企画本部情報企画チーム技術書記官 イ・ビョンジェ

##### イ. 電子情報輸出推進の背景

情報通信技術の発達は全世界的に国家全般のパラダイムの変化を生み、特にこのような流れの中で電子政府事業は行政業務の革新と国民に対するサービスの変化をもたらした国家競争力の産物として新しい IT 市場を主導している。韓国政府も電子政府輸出を電子政府の 31 大課題の一つに選定し、全部署レベルで推進している。電子政府事業を中心に成功した IT 産業分野を開発途上国に伝授して国家間の情報格差を解消すると共に、新しい IT 輸出市場を創出し、国家競争力を高めることが電子政府輸出の目的と言える。

##### ロ. 電子政府輸出業務の特性

電子政府は国民と企業に IT 技術を利用した行政サービスを提供し、行政の生産性及び透明性を最大化する。すなわち、電子政府は政府 (G2G)、企業 (G2B)、国民 (G2C) を連携し、政府の行政生産性を高めると共に、企業及び国民の行政情報サービスを強化する。このような電子政府輸出事業は行政ノウハウと IT ソリューションが結合された有形及び無形のシステムであり、複合的な商品の性格を持っている。そのため、電子政府輸出において政府の行政ノウハウは IT ソリューションに必ず必要であり、そのほど該当部署の役割が重要であると言える。

一方、電子政府輸出事業は全政府レベルの推進体系と効果的な支援体系が要求される事業である。電子政府輸出のために協力する機関としては国内では財政経済部、情報通信部、行政自治部、政府革新地方分権委員会、韓国輸出入銀行、韓国ソフトウェア振興院、韓国情報通信輸出振興センター、韓国情報文化振興院、韓国ソフトウェア産業協会、韓国輸出

保険公社、韓国国際協力団、韓国電算院、システム開発企業などが挙げられる。国外では援助を受ける国の機関、政府及び協力企業などが挙げられる。

#### ハ．知的財産権分野の電子政府輸出環境

今日世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率的に処理し、出願人の便宜を向上するために特許分野の電子政府実現に努力している。特に、3極特許庁と言われている米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国特許行政の情報化だけでなく、“世界特許システム”を開発し、開発途上国を含む全世界特許庁に普及する計画を推進するなど、特許行政の情報化分野における主導権確保の競争も熾烈に展開されている。この中、特許ネット技術移転事業は知的財産権行政の情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保し、開発途上国との戦略的同伴者関係を形成することで、国際社会で国益優先の多者関係形成のための前哨基地を構築すると共に民間SI企業の海外市場進出を支援することに意義がある。

#### ニ．特許行政情報化システム（特許ネット）の海外拡散現況

特許庁が開発・運営している電子政府システムである特許ネットシステムが3極特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマーキング対象になっているだけでなく、APECで開発途上国特許庁に対する情報化協力事業の担当者として韓国特許庁を選定した。また、知的財産権分野の国際規範の定立及び国際協力を管掌している世界知的所有権機関（WIPO）がPCT国際出願の電子的処理のためのシステム開発及び普及事業のパートナーとして韓国特許庁を選択するなど、韓国特許庁の電子政府システムが世界の人々の注目を集めている。

APECは世界最初にインターネットを通じた電子出願機能を実現した韓国特許庁の特許行政情報化水準を高く評価し、2002年度の開発途上国特許行政技術協力事業の主パートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁に特別基金の提供を決定した。このようにして用意したAPEC特別基金を使用し、韓国特許庁はタイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインドの特許庁に対し、情報化コンサルティングを行い、APEC域内会員国の高い評価を得ると共に、特許行政情報化分野の先導的な国として浮上した。

特許ネットの輸出推進は主要拠点国家を中心に 2006 年から本格的に推進された。2006 年 2 月にタイ商務部はタイ特許庁の情報化事業（IP Center 構築事業）に韓国特許庁の参加を要請し、韓国特許庁は韓国通信、LG-CNS などとコンソーシアムを構成して同事業に参加することにした。IP Center 構築事業は 200 億ウォン規模の 3 ヶ年事業として推進されるタイ特許庁の情報化事業であり、大きく IP Information Center、IP Training Center、Innovation Supporting Center 及び IP Commercialization Center で構成される 2006 年下半期に予備事業提案書を提出し、両庁間の示範事業に対しても合意したが、タイでクーデタが勃発し、同事業の推進は保留された。2006 年 12 月末にタイ政局が安定したことにより、協議を再開し、韓国特許庁が 2 次予備事業提案書を提出した状態である。

また、2003 年 8 月に韓・インドネシア特許庁間で締結した包括的な協力のための了解覚書（MOU）を元に 2006 年から両庁間の情報化協力を本格的に推進し、2007 年 3 月にインドネシア特許庁の情報化事業（‘DGIPnet’ 構築事業）のための事業妥当性調査事業を施行することにした。

一方、2005 年から WIPO の要請にしたがい、国際出願を受け付けられる国際出願受付システム（PCT-ROAD：PCT-Receiving Office Administration）の共同開発を完了した。このシステムは 2005 年にベトナム・シンガポール・イスラエル・エジプト・インド・フィンランド・フィリピンに普及し、2006 年にはマレーシア・ベリーズ・シリア・カナダ・インドネシアに普及した。また、スペイン特許庁の基金 60,000 スイスフランの提供を受け、スペイン語バージョンの PCT-ROAD を開発完了し、2007 年にはラテンアメリカの国々（メキシコ・エクアドル・グアテマラなど）に普及する予定である。

このシステムは電子的に出願された PCT 国際出願の受け付けて処理する際に必要な核心事務処理機能が具備されたシステムであり、PCT 電子出願の受付、書誌の生成、出願文書の実出力、照会、受理官庁用の原本及び記録原本の生成などの機能を一つのパッケージで構成し、このシステムを設置すれば PCT 国際出願の電子的処理を可能にするシステムである。

PCT-ROAD 事業の成功を元に 2006 年度に WIPO とデジタル形態の知的財産権教育コンテンツを共同開発し、全世界特許庁に普及する事業を推進した。知的財産パノラマ

(Intellectual Property Panorama) と呼ばれるこのコンテンツは特許情報、技術取引、M&A、電子賞取引、特許紛争など計 10 の分野に渡る知的財産権関連教育資料をアニメーション技法などを活用して学びやすく構成したものであり、2006 年に 10 のコンテンツの開発を完了し、今後全世界の特許庁に普及する予定である。

#### ホ. 今後の計画

韓国特許庁の情報化水準に対する APEC、WIPO などの国際機構はもちろん海外特許庁の好評の結果により、スペイン特許庁、フランス特許庁など先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力事業の意志を打診してきた。また、ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム (EPTOS システム) と PCT-ROAD システムとの統合を通じた世界特許システムの構築を提案するなど今まで 3 極特許庁主導に行われていた特許行政情報化の国際協力に変化が起きている。すなわち、韓国特許庁が情報化システムと知的財産権関連デジタルコンテンツの普及などを WIPO との協力及び APEC 特別基金の確保などを通じて主導的に遂行したことで、特許行政情報化分野における韓国特許庁の役割が強化されており、特許行政情報化に関する世界標準の制定・改正の話題に対する論議を我々が主導的に引っ張っていける環境が整っているのである。また、このような事業を通じ、我々の標準及び技術が WIPO システム及びそれを導入した各国システムで自然に採択させることで、情報化世界標準の定立における我々の役割を更に強化していく計画である。このような計画を問題なく遂行し、韓国特許庁が 3 極特許庁と共に知的財産権分野の国際規範及び情報化世界標準の定立を先導する特許庁 (leading office) を目指していく予定である。

## 2. 主要国特許庁との情報化協力強化

情報企画本部情報企画チーム工業事務官 キム・イルギョ

### イ. 必要性

現在知的財産情報化分野は日々増えている各国の審査・審判業務の負担を軽減させるための国家間審査情報の相互活用システム構築分野とシステム標準の制定・改正業務などの情報化システム及び制度の調和及び統一化論議が中心になっている。これを実現するため、米国、ヨーロッパ、日本などの主要特許庁は“3極特許庁技術会議”などを通じ、3極間の審査情報公開システムを構築するための論議を継続している。WIPO では今後統一化された情報化システム構築のための WIPO 標準の制定・改正論議を活発に進めている。

このような情報化分野の国際的發展方向を注視し、更には韓国特許庁がグローバル特許情報化を先導するためには主要国との情報化協力強化が必須であると言える。情報化發展方向を実質的に左右する3極国家との協力強化を通じ、情報化戦略及び情報技術を相互交換し、情報化の主要話題に対して韓国特許庁の立場を積極的に堅持する必要がある。その他中位圏特許庁との協力強化を通じ、今後国際舞台で韓国特許庁が主導的に先導できる基盤を整備しなければならない。

### ロ. 推進経過及び成果

#### 1) 韓・日特許庁間の情報化協力強化

韓・日の両特許庁は 2006 年 9 月に大田で開催された第 9 次韓・日情報化専門家会議で両国間における審査情報公開システム構築のための技術的協力、韓・英及び日・英自動翻訳システム構築に関する協議、WIPO 情報化標準論議における共同協力などを論議した。

同会議を通じて韓国特許庁は 3 極特許庁間の審査情報公開システム構築の標準である TDA (Trilateral Document Access) 標準の提供を受け、韓国特許庁の審査情報公開シス

テムと3極システム間の互換性確保が可能になり、今後3極特許庁との情報化協力強化のための基盤を確保するようになった。

また、両庁間検索システムの性能向上のために韓国特許で生成されたDNA塩基序列DBを国際的に提供することに合意し、日本特許庁内の検索システムに韓国特許文献を搭載するための技術的協調を実施することで合意したことにより、今後韓国特許文献の国際的に普及及び活用を拡大できるようになった。

両庁はこのような情報化協力活動を通じて優先権書類をオンラインで交換するなど出願人の便宜を増進し、両庁間の検索データを定期的に交換し、審査官の先行技術検索の正確度を高めている。また、相互優秀な情報技術に対するベンチマーキングを通じ、システム開発の効率性を高めている。

## 2) 韓・ヨーロッパ特許庁間の情報化協力強化

韓・ヨーロッパ特許庁は2005年6月に両庁間で締結した包括的な協力事項を含んだ了解覚書(MOU)を締結し、毎年了解覚書を履行するための年間協力計画(Agreed Minutes)を樹立し、体系的に情報化協力を推進している。両庁は特許データの交換、相互情報化システムの統合、相互検索システムの連動、韓国特許情報専門家の派遣など、情報化分野全般に対して包括的に協力している。

特に、両庁間で優先権証明書類の電子的交換を実行するため、多くの努力を傾けており、2005年から両庁はそれぞれ実務プロジェクトチームを構成した後、数回の画像会議(Video conference)を通じてネットワークを開通した。また、これを通じ約30余りの技術的事項に対する細部協議を完了した。今後優先権書類の電子的交換のための法的手続きを協議した後、試験的な実施を経て全面的に施行する予定である。

また、2006年11月からヨーロッパ特許庁に韓国特許情報のヘルプデスクを設置し、韓国特許庁の専門家を派遣してヨーロッパ地域の特許使用者を対象に韓国特許情報と特許制度を教えている。更に、派遣者を通じて両庁間の情報化政策の共有及び特許データ交換な



どの情報化部分においても緊密に協力している。

### 3) 韓・中・日 3 国特許庁間の情報化分野協力強化

韓・中・日 3 国は 2006 年 11 月に北京で第 4 次 3 国情報化専門家グループ会議を開催した。この会議を通じ、3 国は各国の自動化システムの現況及び開発計画に関する情報を交換し、審査情報の公開システム構築について論議した。また、3 国間の統計データ交換及び各国間の特許 DB 普及政策の統一化などを論議した。また、3 国ホームページが構築されたため、これを通じて 3 国間協力を推進していき、主要国際的課題に対して論議し、共同対応することで合意した。このような努力はグローバル特許庁時代において東北アジア地域特許庁間の実質的な協力の枠組みを整備した点で重要な意味を持つと言える。

### 4) 韓・米特許庁間の情報化分野協力強化

韓・米の両特許庁は 2005 年 9 月に両庁間の情報化協力に関する了解覚書 (MOU) を締結して以来、相互情報化協力活動が本格化されている。

特に、2005 年 11 月に韓国特許文献が PCT 最小文献に登録されたことにより、韓国特許データに対する米国特許庁の需要が急増し、韓国特許データの交換業務を中心とした協力関係が活性化されている。また、優先権証明書類の電子的交換を相互合意し、これを実行するための実務協議を続行する予定である。

## ハ. 今後の計画

2007 年に韓国特許庁は日本、ヨーロッパ、中国特許庁などとの情報化協力を持続的に強化すると共に、米国特許庁、フランス特許庁などとは新たな情報化協力を推進し、知的財産権の国際社会で韓国特許庁がグローバル特許情報化を先導していけるように努力する予定である。

＜表Ⅲ-1-6＞ 主要国特許庁との今後の計画

区分	日程 (2007年)	主要論議課題
韓／仏	3月	○ PCT-ROAD 及び知的財産権 e-learning コンテンツ分野の相互協力 ○ 両国間の優先権書類の電子的交換
韓／EPO	5月	○ 検索データの交換 ○ 両国間の優先権書類の電子的交換
韓／JPO	6月	○ 審査情報公開システムの構築 ○ 知的財産権主要話題の共同対応
韓／米	10月	○ 韓国特許データの提供及び掲載 ○ 優先権証明書類の電子的交換実施準備
韓／中／日	11月	○ 韓、中、日3国間の情報化戦略及び技術共有

### 3. 知的財産権情報化技術標準制定の参加

情報企画本部情報企画チーム技術書記官 イ・ビョンジェ

#### イ. 必要性

知的財産権行政の情報化と審査負担を軽減させるための情報化基盤構築が必要になり、システム間の互換性確保のため WIPO 技術標準の制定・改正が活発に振興されている。また、標準の変更は既存の情報システムに大きな影響を与えるため、国家間技術標準の主導権競争は更に激しくなっている。

韓国特許庁は先進知的財産権情報化システムである特許ネットシステム (KIPOnet) の開発・運営経験を元に情報化標準会議 (SDWG) 活動を通じた WIPO 標準の制定・改正に能動的に参加すると同時に 3 極及び主要国の特許庁との両者協力を通じて知的財産権情報化国際標準の制定・改正活動を強化し、KIPOnet の互換性及び安定性の確保に努力している。

#### ロ. 推進経過及び成果

情報化分野 WIPO 国際標準化活動は情報化標準会議 (SDWG) という論議の場が整備されており、その傘下に多数の分課委員会が組織されている。年間 e-forum を通じて分課委員会の委員長の提案で分課委員会のメンバー間の論議を経て標準案の草案が用意される。実質的な標準作業は分課委員会によって行われ、SDWG 会議では形式的な検討後、承認手続きを通ることになる。そのため、韓国は主要分課委員会に参加し、標準論議動向を持続的にモニタリングするだけでなく、韓国の意見を積極的に開陳している。特に、商標標準のタスクフォースの委員長となり、商標分野の標準作業を主導している。

##### 1) 2006 年の情報化標準会議 (SDWG) 活動

韓国特許庁は SDWG 傘下の‘商標標準’、‘出願番号標準’、‘年次技術報告書 (ATRs)’ など 7 つの主要特許分野分課委員会に参加して活動している。特に、標準制定作業

が完成段階である特許分野とは異なり、標準制定作業が開始段階である商標分野の最も重要な標準制定業務を担当する‘商標標準分課委員会’の委員長を任され、商標標準の制定作業を主導している。また、これを通じて我々の標準を防御し、3極など主要国の標準動向をモニタリングする効果を得ている。

標準制定作業は一般的に分課委員長の主導によって行われる。具体的に調べてみると、まず SDWG 会議で特定分野に対する標準制定の必要性を提案し、同意を得れば同標準制定作業を遂行する‘事業計画書 (Project Brief)’を提出させる。事業計画書の内容が SDWG 会議で承認されれば、その分課委員会は委任された範囲の標準作業を遂行する。

分課委員会の委員長は e-forum を通じて標準案制定作業のための全体日程を提案し、分課委員会の委員との協議を経て最終作業日程を確定する。定められた作業日程にしたがい、会員国の自動化現況を把握するためのアンケート草案を e-forum に提示し、分課委員の検討意見を元に修正して最終的なアンケートを完成する。これは国際事務局に移管され、3ヶ国語に翻訳され WIPO 会員国に配布される。その後、回収された会員国のアンケート結果を分析して標準草案を作成し、e-forum に上程して分課委員の検討意見を聞き、最終標準案を製作する。この標準案を次期 SDWG 会議に上程し、同意が得られれば標準として公表される。

SDWG 会議の際、分課委員会の委員長は標準制定作業に対する経過報告及び会員国の意見及び質疑事項に答え、同期間に開かれる分課委員会会議を主催し、e-forum を通じて提示された主要話題に対して討論した後、その結果を会議録として作成し、国際事務局に提出する。

現在、商標標準分課委員会の委員長を任されている韓国は会員国の商標イメージに関するアンケートに対する分析結果を e-forum を通じて伝達し、会員国の意見を反映して 2007 年3月の第8次 SDWG で商標標準の草案を発表する計画である。

また、出願番号分課委員会は JPO が主催して出願番号の統一化を推進している。JPO の‘権利類型コード’及び‘一連番号’のみを必須構成要素とした提案に対し、韓国は‘年度’まで必須構成要素にすることを主張した。これは出願番号を‘権利類型+年度+一連

番号’の順に固定している韓国の現況を反映した意見である。

## 2) 韓・WIPO マドリッド (Madrid) 電算化分野協議

韓・WIPO 間のテスト用資料交換及び電子文書交換に関する合意文の締結により、マドリッドシステムの活用拡散され、マドリッド議定書上の商標国際出願を電子的に活発に交換しており、統計情報の電子的交換に対して積極的に推進していく計画である。

## 3) 韓・WIPO 間 PCT 電算化分野協議

WIPO と PCT 分野の情報化協力を通じ、優先権証明書類などをオンラインで交換している。電子的交換 PCT 文書が 2006 年の時点で 11 種に上っており、2007 年には約 15 種に増えると予想される。

## ハ. 今後の計画

韓国特許庁は持続的な SDWG 活動を通じて商標標準の制定作業をリードすると共に、KIPOnet の柔軟性及び互換性を確保するため、PCT 標準改正作業に積極的に参加する計画である。

<表Ⅲ-1-7> 情報化技術標準のための今後の計画

日程 (2007 年)	推進内容
3 月	○ 第 8 回 SDWG 会議参加 ○ 商標標準の草案発表 (バージョン 0.1)
4 月～7 月	○ 商標標準草案に対する改正案の e-form による公示
8 月～10 月	○ WIPO 商標標準分課委の意見反映及び商標標準草案に対する第 2 次改正案の e-form による公示
11 月	○ 商標標準草案を商標標準案として上程

## 第2章 特許情報活用促進及び情報サービス強化

### 第1節 特許技術動向調査の活性化

#### 1. 特許技術動向調査の概要

情報企画本部情報企画チーム行政事務官 ジョン・ヨンイク

##### イ. 特許情報の有用性

特許情報は論文と共に新技術の宝庫<sup>6)</sup>であり、先進国では既に国家・企業の R&D 投資、技術移転などにおいて特許情報を普遍的に活用している。2002 年に実施された韓国電算院の研究によると、R&D 投資時に特許情報を適切に活用する場合、研究開発機関の 21.2% が短縮可能であり、研究開発費用も 11.2% 節減できる。

また、特許などの知的財産権は過去の自社技術を保護する手段として主に活用されてきたが、最近ではロイヤルティ収入のような新しい富の源泉として急浮上している。例えば、IBM は 90 年代に入り、競争力の弱化と PC 産業の停滞などで経営危機を迎えたが、研究開発革新戦略を導入することで、多数の特許を確保し、これを基盤に安定的な収益構造を確立することに成功した。IBM は 1993 年から現在まで米国特許登録第 1 位の地位を維持し続けてきており、このような特許資産を戦略的ライセンスの道具として活用している。その結果、1996 年には 8 億ドルに過ぎなかった特許料の収入が 2000 年には 17 億ドルに増加した。これは当時の IBM 全体売り上げの 2%、純利益の 20% に当たる金額であった。

##### ロ. 特許情報と研究開発の好循環体制

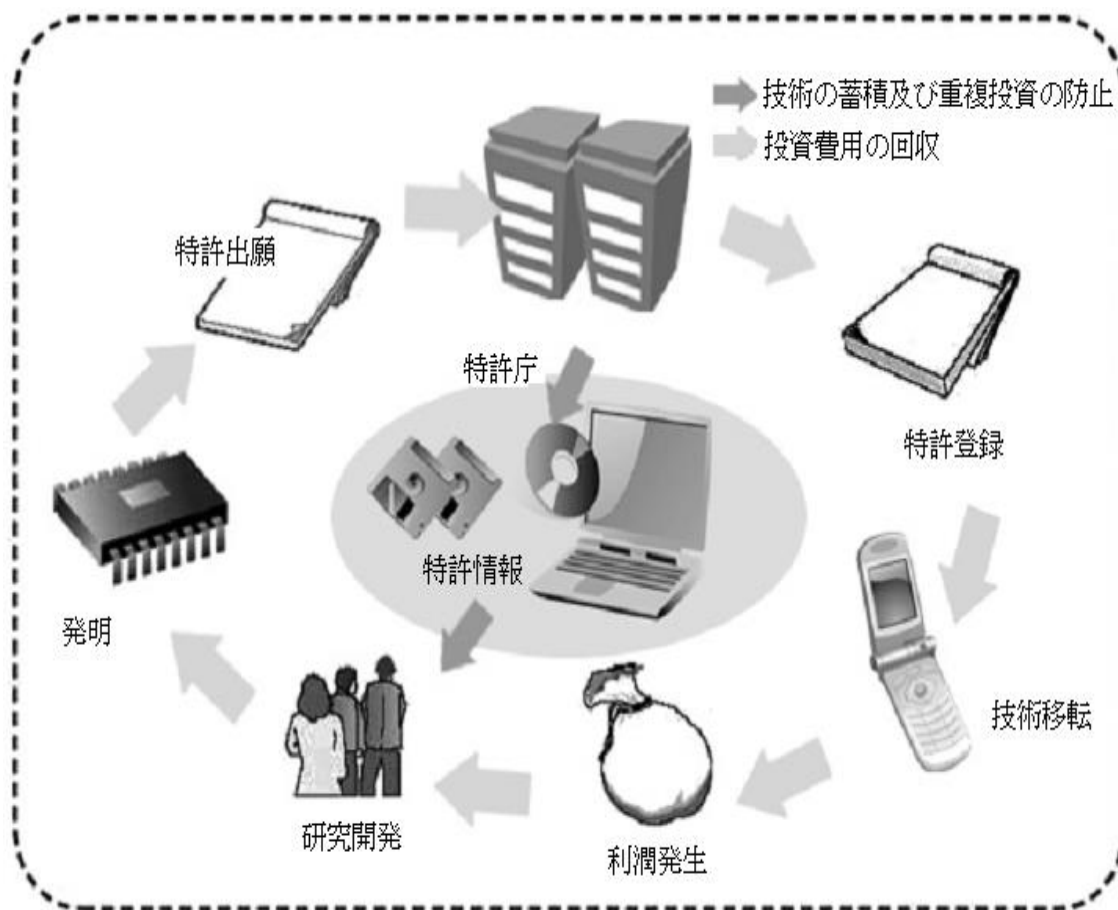
韓国の場合には未だに研究開発時に特許情報の活用があまりできていないものである、と調査の結果分かった。2003 年に国内主要研究所を対象に実施した調査結果によると、全

<sup>6)</sup> 新しい科学技術知識の 75% が特許文献にのみ記されている（ドイツ Max Planck 研究所、1997）。

体応答者の 55.4%が研究開発遂行前に特許情報を調査しないということが分かった。  
7)

しかし、今は研究開発と特許情報活用の相互補完体制を構築しなければならない。創意的な研究開発により、国際的に特許が受けられる発明を量産し、これを特許として登録してもらい、事業化、技術移転などを通じ、全世界的な付加価値を創出すべきである。また、特許行政の遂行過程で蓄積した全世界の特許情報を空白技術の発掘、重複投資の防止などの効果的な研究開発の方向設定のために積極的に活用することで、研究開発と特許情報の好循環サイクルを構築しなければならない。

<図III-2-1> 研究開発と特許情報活用の好循環サイクル



<sup>7)</sup> 研究動向把握は学術論文 (48.1%)、セミナー参加 (33.9%)、特許調査 (17.8%) の順で行われた。

#### ハ. 特許技術動向調査の政策推進方向

特許庁は研究開発と特許情報蓄積の好循環サイクルを構築するため、特許技術動向調査事業を 2000 年から施行している。特許技術調査は特許庁が保有している 1 億 3 千万件余りの国内外特許文献を分析・整理し、国内企業及び研究所などの研究開発方向設定を支援するために推進された。2004 年までの 5 年間に計 120 の新技術分野に対する特許マップ (Patent Map) を作成・普及した。

2004 年 12 月に国家科学技術委員会で「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」を報告したのを契機に、同事業は活発に進行されるようになった。すなわち、2005 年からは同事業を国家研究開発事業の研究企画、課題選定、成果評価などの段階で分析された特許情報を提供することで、国家開発事業の投資効率性を高めるための「国家 R&D 特許情報支援事業」、中小・ベンチャー企業の特許紛争対応力を高めるための「国際特許紛争支援事業」、科学技術者の特許情報活用力量を強化するための「特許情報活用教育事業」などに区分して推進している。

2006 年には関連財政投資を大幅に拡大し、国家 R&D 事業に対する特許技術動向調査の支援を受ける R&D 課題数を 2005 年の 538 から 2006 年には 2,099 に拡大した。また、特許能力を兼備した研究人材を大学から体系的に育成するために、理工系大学及び大学院に正規科目として特許講座を開設・運営しており、大学の創意的な研究開発を促進するために、研究室単位に大学の重点研究分野に対する特許マップを大学と共同で作成している。



## 2. 国家 R&D 特許情報支援事業

情報企画本部情報企画チーム工業事務官 キム・ガブビョン

最近、世界は知識基盤経済の急速な進展を遂げており、国家競争力の源泉が労働、資本などの有形資産から知識や技術、特許などの無形資産に変わりつつある。過去3年間政府研究開発予算は年平均 12.2% ずつ増加しており、このような持続的な研究開発投資増大により、韓国の研究開発は大きな成果を挙げている。

しかし、技術革新の面においては先進国に比べ効率性が低く、R&D の結果と経済的成果への連携もきちんとできていないのが実情である。特に国家研究開発事業において特許情報活用の不足により、重複研究などによる重複投資の恐れが出てきている。これを受け、特許庁では 2002 年から国家研究開発事業に特許情報を活用し、科学技術競争力を高められる方法を多角的な観点から模索してきた。

特許庁では研究開発成果に対する評価及び管理体系を改善するため、第 10 回国家科学技術委員会に「技術革新力量強化のための特許情報活用拡散方案」（2002 年 7 月）を上程した。その結果、特許情報調査の分析報告書の発刊、及び年 1 回の国家科学技術委員会における定例報告、国家科学技術委員会運営委員会への特許庁長の参加などが議決された。また、国家研究開発事業で特許情報活用の制度的基盤を整備するため、科学技術部、教育部などの関連部署の 3 つの施行令と 1 つの訓令を改正した。

また、国家科学技術委員会などと協力し、国家研究開発事業と関連して発生した国内外の特許出願、登録実態を調査・分析する特許情報調査分析示範事業を実施した。

第 14 回国家科学技術委員会では「特許でみる国家研究開発事業の現況と効率化方案」（2003 年 12 月）を上程し、特許情報活用を段階別に制度化し、研究成果として特許指標を導入する方案をより具体的に模索した。これに伴い、特許情報活用を制度化するため、科学技術部の“国家研究開発事業管理などに関する規定”改正に“研究企画段階で特許動向調査の義務化”などの意見提出、科学技術部の“大徳（デドック）研究開発特区の育成

に関する法律”制定に“総合計画樹立時に知的財産権管理を包含”などの意見を提出し、同事項が法令に反映されるようにした。

また、BT 分野の国家研究開発評価のために国家科学技術委員会から特許庁に要請した BT 分野の特許情報分析事業と、産業資源部から要請した NT 分野の特許情報分析事業を実施し、その結果を発表会とマスメディアなどを通じて広報するなど、国家研究開発の政策立案などのための諸般努力を活発に展開した。

特許庁ではこのような持続的な努力により、第 16 回国家科学技術委員会に「国家研究開発事業効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004 年 12 月）を上程し、研究開発事業の企画段階における特許動向調査及び研究課題選定段階における先行技術調査の示範事業を 2005 年から実施することを確定した。

特許動向調査は現在専門家検討中心の研究開発事業の企画段階に該当分野の技術動向、空白技術、源泉特許の内容を含む特許動向調査を追加し、更に完璧な国家研究開発方向を提示し、先行技術調査は研究開発分野の先行特許の存在の有無などを事前に調査し、重複投資及び特許紛争を予防することを目的としている。

これにより、特許庁では 2005 年から R&D 関連部署との協議を経て特許情報提供の対象課題を選定し、科学技術部、産業資源部など、R&D 中・長期大型課題の特許動向調査結果を該当部署に提供した。各部署では提供された特許動向調査結果を活用し、研究企画方向を設定・変更するなど研究企画報告書に特許情報を反映した。

<表Ⅲ-2-1> 2005 年度国家研究開発事業の特許分析支援現況

区分	部署	研究開発事業	課題数
研究企画段階 (特許動向調査)	産業資源部	産業技術ロードマップ	5
		中長期大型研究開発事業 (成長動力、中期拠点、次世代新技術)	28
	科学技術部	原子力中長期計画事業	5

研究課題選定 及び評価段階 (先行技術調査)	産業資源部	共通核心技術開発事業	196
	保健福祉部	天然物による新薬源泉技術開発事業	118
	中小企業庁	購買条件付技術開発事業	85
		技術革新開発事業	101

特に、特許動向調査は効果的な企画のため、特許庁審査官で構成された R&D 特許支援団が参加し、調査の信頼度を高めた。調査結果物の提供後、研究企画委員会を対象に実施したアンケート調査（2006 年）では応答者の 95.7%が特許調査を研究企画に有効に利用できたと答え、94.4%が R&D 特許支援団により、効果的な企画が可能だったと答えた。

また、改正された“国家研究開発事業の管理などに関する規定”（2005 年 6 月 1 日施行）で特許動向調査を義務化することで、今後の中長期大型研究開発事業の遂行時に特許動向調査実施が制度的に保障された。

先行技術調査は農林部、環境部、中小企業庁など、R&D 部署の短期小型課題に対して実施され、研究開発事業の課題選定段階で重複開発の防止に大いに役立った。課題選定委員を対象に実施したアンケート調査（2006 年）では応答者の 88.4%が先行特許について課題評価に役に立ったと答え、89.2%が今後の先行技術調査が制度化されるべきと答えた。

<表Ⅲ-2-2> 2006 年度国家研究開発事業の特許分析支援現況

区分	主観部署	研究開発事業名	課題数
研究企画 段階 (特許動向 調査)	科学技術部	原子力中長期計画事業	41
		ナノメカトロニクス事業	2
	産業資源部	産業技術ロードマップ	14
		成長動力、中期拠点、次世代新技術事業	59
		新再生エネルギー技術開発事業（IGCC）	1

		電力産業研究開発事業	18
	情報通信部	情報通信源泉技術開発事業	60
	建設交通部	VC-10 事業	16
	合計		211
課題選定 段階 (先行技術 調査)	環境部	次世代核心環境技術開発事業	371
		土壌汚染拡散防止事業	2
	保健福祉部	バイオ産業化、未来保健技術開発事業	119
		漢方治療技術開発事業	4
	農林部	農林技術開発事業	305
	中小企業庁	技術革新開発事業（戦略課題）	787
	産業資源部	新再生エネルギー、エネルギー資源技術開発事業	161
	情報通信部	IT 競争力強化事業など	137
	海洋水産部	先端生命工学研究開発事業	2
	合計		1,888

また、2007 年度の特許技術動向調査を本格的に実施するため、関係部署を対象に需要調査を実施し、第 16 回科学技術関係長官会議（2006 年 11 月）の案件上程を通じ、部署間の協議を経て特許技術動向調査事業の対象課題を確定した。予想課題数は 14 部署の 3,000 余りの課題で 2006 年度に実施された 2,099 の課題の 1.5 倍の水準である。

今後特許庁はこのような成果に基づき、その規模が大幅拡大された 2007 年度特許技術動向調査事業を推進する予定であり、国家 R&D 特許支援団も大幅増員し、運営する予定である。今後も特許庁は韓国の国家研究開発事業の効率性向上のために特許情報の活用が制度化され、定着できるよう持続的に努力していく予定である。

### 3. 国際特許紛争支援事業

情報企画本部情報企画チーム化工事務官 キム・ヨンフン

#### イ. 事業概要

国際特許紛争支援事業は 2000 年から 2004 年まで推進されてきた「特許技術動向調査事業」の後続として行われた事業であり、国際特許紛争マップ作成と紛争対策特許マップ作成事業が独立的に推進されており、2006 年にも継続して進行される事業である。

国際特許紛争マップは 2005 年度に作成された米国の特許紛争マップをアップデートしたもので、米国連邦控訴裁判所 (CAFC) の最近特許訴訟判例 (2004 年 1 月～2006 年 4 月) を深層分析し、最近の CAFC における特許紛争動向に対する統計的分析と法律争点によって特許訴訟判例を深層分析した。また、過去 10 年間 (1996 年～2005 年) の日本裁判所における特許侵害判例に対する深層分析を実施し、国内企業が米国だけでなく、日本で発生する特許侵害事件にも効率的に対処できるようにした。

紛争対策特許マップ事業は紛争が進行中であるか、予想される技術分野に対する特許分析を実施し、これを国内企業に提供することで、今後の特許紛争を未然に予防し、紛争に適切に対応できるように支援するための事業である。

#### ロ. 推進内容

##### 1) 国際特許紛争マップの作成

特許庁は過去 10 年間 (1995 年～2004 年) に米国連邦地方裁判所、連邦巡回小裁判所 (CAFC)、国際貿易委員会 (ITC) などで提訴された特許侵害事件を対象に特許紛争マップを作成した。2006 年度には 2005 年度に作成された米国特許紛争マップをアップデートし、さらに過去 10 年間 (1996～2005) の日本裁判所における特許訴訟の判例 3,000 件余りを分析した特許紛争マップを作成した。

国際特許紛争マップは技術分野、訴訟類型、利害当事者（提訴者、非提訴者）、該当国など観点で分析された。定量分析では侵害事件件数を基準に、紛争現況に対する推移比較・分析を実施した。また、定性分析では定量分析結果に基づき、主要侵害事件に対する更なる分析を実施し、政策樹立に役立つ情報を導出した。

また、2006 年度に作成された米国の特許紛争マップでは 2004 年から 2006 年まで特許訴訟専担高等裁判所と言える CAFC に提起された 400 件余りの特許訴訟を深層分析し、米国における最近の特許訴訟判決動向などを把握できるようにした。また、日本の特許紛争マップは過去 10 年間の日本の特許訴訟事件を深層分析し、日本の特許紛争現況及び特性を技術別、主要企業別に整理した。

2006 年 11 月には事業結果発表会を開催し、青瓦台、国会、産業資源部、情報通信部などの政府機関とソウル大学、KAIST、韓国生産技術研究所など、大学及び研究所に結果を配布した。

## 2) 紛争に備えた特許マップ作成事業

同事業は国際特許紛争が現在進行中であるか、今後予想される技術分野に対する特許マップを作成し、これを企業などに普及する事業である。

特許庁では企業及び研究所などに公文と電子メールなどにより、作成課題に対する需要調査を実施した。課題選定委員会ではこの中から最終的に 10 の課題を選定し、特許分析を実施した。

課題選定委員会は各産業分野別（電気・電子、機械・金属、薬品・化学）の 6 名の内外専門家で構成された。また、課題別に特許庁審査官 1 名と外部専門家 2 名で構成された技術諮問委員会を構成し、作成機関選定のための技術審議、技術系統図及び先行技術の組合せによる解析範囲の設定、段階別結果物の諮問及び最終評価などを遂行した。

2006 年 8 月に中間発表会を開催し、国内企業の特許マップ活用事例の紹介及び要求事項を聞いた。2006 年 11 月には最終発表会を開催し、各課題に対する事業結果物を紹介すると共に、分析報告書を政府機関、大学及、研究所及び国内企業などに普及した。

<表Ⅲ-2-3> 2005～2006 年の特許マップ作成課題の現況

分野 (2006 年)	課題名
機械／金属 (1)	車両用ブラックボックス
電気／電子 (5)	半導体平坦化技術 (CMP)
	DRM (Digital Right Management)
	電界放出ディスプレイ
	テレマティックス端末機
	AMOLED LTPS 技術
化学／薬品／その他 (4)	抗肥満機能性食品素材及び製品
	除放射性薬物伝達システム
	高分子電解質燃料電池
	ナノ医薬品開発技術
機械／金属 (1)	ヒューマンロボットインタフェース (HRI)
電気／電子 (5)	携帯移動放送技術
	Uーバンキング技術
	次世代移動通信技術 (携帯インターネット)
	ホームサーバー及びホームゲートウェイ技術
	デジタルイメージプロセッシングチップ

化学／薬品／その他（４）	炭素ナノチューブ製造及び応用技術
	改良新薬技術（ブロックバスター薬品など）
	ディスプレイ用無機化学素材
	遺伝子利用診断及び治療技術



#### 4. 特許情報活用教育事業

情報企画本部情報企画チーム化工事務官 キム・ビョンピル

##### イ. 推進背景

第16回国家科学技術委員会（2004年12月21日）に上程された「国家研究開発事業効率化のための特許情報の活用と拡散計画」と共に、科学技術者の特許情報活用認識の向上により、R&D事業の効率性及び国家技術革新能力の向上を支援する巡回教育の必要性が出てきた。

また、企業経営でも特許戦略の重要性が強調され、最近国内の大手企業はこのような趨勢を反映するかのように特許経営を宣布しており、特許専担最高責任者（CPO）を新設している。

これを受け、研究開発過程で適用できる実質的な特許情報関連教育プログラムの提供により科学技術者の特許情報に対する認識向上及び特許情報活用能力を養成し、巡回教育を通じて地方の科学技術者に特許情報に接する機会を与える目的で特許情報活用教育事業を実施することになった。

##### ロ. 推進内容

###### 1) 理工系大学（院）生及び研究者に対する特許情報活用教育事業

ソウル大学、KAIST など、全国の主要大学及び大学院に正規教育課程として特許科目を編成し、大学の研究者の特許に関する関心を高め、特許制度全般に対する実質的な教育を実施した。

理工系大学の場合、2006年の1年間28の大学に44の講座を開設し、3,485名が受講し、理工系大学院の場合、ソウル大学、KAISTの2つの大学院に4つの講座を開設し、185名

が受講した。

## 2) 大学の重点研究分野に対する特許マップの作成支援

大学院特許講座と連携し、ソウル大学、KAIST の4つの研究室を対象に特許実務教育である大学特許マップの作成を支援した。特許マップは該当研究室の研究員を直接参加させ、教育効果の最大化を計った。また、これを通じて研究員の特許力量を強化し、研究室に合った特許情報教育の効果が得られた。

### <2006年の大学重点研究分野特許マップ課題の作成現況>

区分	課題名	所属
ソウル 大学	染料感応型太陽電池	ソウル大学 新素材共同研究所
	DMB システム関連中・小型ディスプレイ技術	ソウル大学 電気電子工学部
KAIST	微生物発効による C4~C6 化合物の生産、精製及び これを活用した関連化学製品の合成と応用技術	KAIST 生命化学工学科
	半導体 MEMS & NEMS 技術	KAIST 電気電子工学科

## 3) 特許教育認識拡散のための特許情報活用戦略セミナー及び歓談会の開催

大学、企業及び研究所研究員の特許教育に対する理解を高め、共感を形成するため、主要拠点別大学で巡回セミナーを10回実施し、企業・研究所研究員を対象とした訪問セミナーを11回実施した。

また、理工系大学教授を対象に特許情報活用セミナーを2回開催し、大学の特許関連専担教授を対象に歓談会を2回開催することで大学における特許教育の必要性に対する共感を形成した。

## ＜2006年の学部1学期の講座開設現況＞

大学名	講座名	科目区分	講座内容	受講生
高麗大学 (ソウル)	技術革新と特許制度	全体教養	科学技術と知的財産、 電子出願実習－産業財産権編 特許情報の価値活用検索	90
金泉大学	創業発明	工大教養	化学技術と知的財産	44
東西大学	①発明と特許 ②特許管理	工大教養	知的財産権の基礎、 特許情報の検索、 電子出願実習	25
円光大学	①知的財産権の基礎 ②科学技術と知的財産	全体教養	知的財産権の基礎、 科学技術と知的財産	160
全南大学	科学技術と知的財産	全体教養	科学技術と知的財産、 特許情報の検索、 特許情報ガイド	120
済州大学	発明と特許	工大教養	科学技術と知的財産	100
韓国技術 教育大学	科学技術と知的財産	工大教養	科学技術と知的財産、 特許明細書作成1、 特許情報の価値活用検索	50
大真大学	発明と科学	全体教養	科学技術と知的財産、 知的財産権の基礎、 特許明細書作成1、2、 電子出願実習－産業財産権編	120
亜洲大学	科学技術と知的財産	工大教養	知的財産権の基礎	40
水原大学	発明と科学	全体教養	科学技術と知的財産、 発明者のための特許物語 電子出願実習－産業財産権編	90

高麗大学 (瑞倉)	科学技術と知的財産	全体教養	DL-KL101	120
西江大学	知的財産権と特許	工大教養	DL-KL101	50
延世大学	技術創造と特許	工大教養	DL-KL101	200
釜慶大学	世界知的財産権法	全体教養	DL-KL101	30
1 学期 14 の大学	16 講座			1, 505

＜2006 年の学部 2 学期の講座開設現況＞

大学名	講座名	科目区分	講座内容	受講生
高麗大学 (瑞倉)	科学技術と知的財産	全体教養	DL-KL-101	88
公州大学	特許及び 文献収集の練習	工大教養	特許明細書作成－科学分野	7
金烏 工科大学	発明特許概論	工大教養	科学技術と知的財産	72
檀国大学	技術管理論	全体教養	知的財産権の基礎、 DL-KL-101	77
大邱大学	科学技術と知的財産	全体教養	科学技術と知的財産	80
大仏大学	発明と特許	全体教養	科学技術と知的財産	18
東西大学	①発明と特許 ②特許管理	工大教養	科学技術と知的財産	25
釜慶大学	世界知的財産権法	全体教養	DL-KL-101	185
釜山大学	商標法、著作権法	全体教養	商標法 30 日教育	28
西江大学	知的財産権と特許	工大教養	DL-KL-101	38
ソウル大学	特許と技術移転 1	工大教養	科学技術と知的財産、	20

	特許と技術移転2		特許情報検索、価値、活用など	10
ソウル 女子大学	知的財産権	全体教養	科学技術と知的財産、 デザイン保護法など	76
世明大学	特許と環境新技術	専攻選択	知的財産権の基礎、 特許明細書作成、 電子出願一般	32
亜洲大学	科学技術と知的財産	工大教養	科学技術と知的財産、 知的財産権の基礎	20
延世大学	技術創造と特許	工大教養	DL-KL-101	260
円光大学	①知的財産権の基礎 ②科学技術と知的財産	全体教養	科学技術と知的財産、 知的財産権の基礎	400 (各 200 名)
梨花 女子大学	知的財産権の管理	工大/ 理工系専攻	科学技術と知的財産、 知的財産権の基礎	46
全南大学	①科学技術と知的財産 ②知的財産権の基礎	全体教養	科学技術と知的財産、 DL-KL-101	48 110
全北大学	特許と知的財産権	工大教養	科学技術と知的財産	80
済州大学	発明と特許	理工系教養	科学技術と知的財産	80
朝鮮大学	発明と特許	工大教養	科学技術と知的財産	19
浦港 工科大学	知的財産権	全体教養	科学技術と知的財産、 知的財産権の基礎など	93
韓京大学	産業財産権論	全体教養	商標法/デザイン保護法	20
韓国技術 教育大学	工学と特許	工大教養	科学技術と知的財産、 明細書作成1、 特許情報検索	47
2学期 24の大学	28講座			1,980

## ＜2006 年の大学院 1、2 学期の講座開設現況＞

区分		ソウル大学	KAIST
担当教授		ホン・グクソン	ジョ・ヨンホ
開設学科		材料工学部	バイオシステム工学科
講座名		無機材料特論 (特許と情報分析)	特許分析と発明出願
受講生数	1 学期	51 名	56 名
	2 学期	56 名	22 名
科目区分		専攻選択	

## 第2節 特許技術情報活用のためのインフラ拡大

### 1. 顧客指向型特許情報検索サービス（KIPRIS）の運営

情報企画本部情報企画チーム司書事務官 キム・チャンス

特許制度は国家が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに出願内容を一般人に公開し、技術発展を促進することで、産業発展に貢献するための制度である。したがって、最新の特許技術に対する情報は特許庁の審査・審判はもちろん、研究所、企業などの研究開発のための核心的な情報であり、重複研究を防止し、技術開発方向を提示する客観的な指標として活用されている。

ほとんどの先進特許庁は自国の技術保護と産業技術の発展のために、自国の特許情報について、インターネットを通じて無料で提供しており、その範囲を拡大している実情である。このような世界的な趨勢に対応し、国家産業競争力を高めるために、特許庁は2000年1月1日から特許技術情報サービス（KIPRIS）を通じ、国内特許情報を無料で提供している。KIPRISのサービス範囲と使用方法は持続的に改善され、2003年に海外特許（抄録）も提供できるようになり、商標/デザイン/審判検索システムを新しく改善した。

2004年には利用者の便宜性を一層強化した新概念検索システムのサービスを開始し、海外利用者のための英文インタフェース及びKPAサービスを通じた行政処理事項の照会機能も提供できるようになった。2005年度にはデザイン/商標検索システムの英文インタフェース開発を完了し、海外特許検索に対する国内利用者の要求に応じて海外特許全文を照会できるシステムを構築した。

2006年には既に構築された海外特許検索データを基盤に海外特許の全文検索サービスを開始した。また、国民がKIPRISにアクセスしやすくするため、10年間維持してきた会員認証制を全面的に改編し、IDとパスワードがなくても検索ができるようにすると共に、より迅速な特許情報を提供するためにデータ掲載所用期間を2005年には3日から2日に

短縮し、2006年には1日に短縮した。

現在 KIPRIS では特許、実用新案、デザイン、商標、韓国特許英文抄録（KPA）、海外特許（米国、日本、ヨーロッパ）に対する知的財産権情報検索サービスを提供しており、特許出願後の審査・登録または審判の進行状況をいつでも簡単に照会できる“私の請願は？”という知的財産権進行状況照会サービスを一緒に提供している。

KIPRIS のこのようなサービスを通じ、国民が自由に先行技術を検索できるようにし、新しい分野に対する知的財産権の出願及び技術・知識集約的なベンチャー企業の活動を促進するだけでなく、重複研究開発を防止し、新技術開発を促進する効果を得ている。

また、特許庁が提供する知的財産権の無料検索サービス KIPRIS の年間検索回数を調べてみると、2001年には90万回余りに過ぎなかったが、2002年には220万回、2003年には550万回と急激に増え、2006年11月には初めて1,000万回を超えた。2006年の検索回数は1,300万回に上っており、利用者が持続的に増加している。国際社会における韓国の知的財産権の比重と重要度が日々増加していくにつれ、海外でも韓国の知的財産権情報を検索するため KIPRIS を利用する人が持続的に増加している。

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速・正確、簡単・便利に接近できるよう、顧客の要求を修練してきた。また、持続的にサービスを改善し、拡充できるように、最善の努力を注いでいる。

<表Ⅲ-2-4> 年度別 KIPRIS（特許技術情報サービス）の提供情報の現況

(2006年12月基準)

区分		提供範囲	提供件数（千件）
国内	特許、実用新案	書誌、抄録、代表図面、公報全文	11,251
	デザイン	書誌、代表図、公報全文	974
	商標	書誌、商標イメージ、公報全文	4,142



	審判	書誌、審決文	228
	登録	登録事項	4,822
	小計	—	21,417
海外	米国特許	書誌、抄録、全文	9,426
	ヨーロッパ特許	書誌、抄録、代表図面、全文	7,796
	日本特許	書誌、抄録、代表図面、全文	16,325
	小計	—	33,547
計			54,964

＜表Ⅲ-2-5＞ 年度別 KIPRIS（特許技術情報サービス）の使用者現況

(2006年12月基準)

区分		～2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
KIPRIS 使用者 登録現況 (新規加入者)	大手企業	10,919	9,736	10,135	10,139	7,612	2,480	926
	中小企業	23,900	23,626	18,512	17,129	14,126	8,832	3,594
	弁理士	760	372	400	315	308	68	16
	研究所	3,812	3,449	2,593	2,387	2,424	2,473	1,119
	個人	70,034	64,352	61,332	64,388	55,785	21,095	7,863
	その他	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447	89,220	36,953
	合計	119,874	118,079	106,416	108,241	111,702	124,168	50,471
ホームページ 訪問回数	期間別 (増加率)	1,601, 220回 —	3,279, 085回 (105%)	3,764, 818回 (15%)	4,103, ,616回 (9%)	4,220, ,432回 (2.8%)	4,428, 882回 (4.9%)	7,808, 049回 (76.3%)

## 2. サイバー国際特許アカデミーの運営

情報企画本部情報企画チーム林業事務官 ジョン・ギヒョン

### イ. 事業概要

サイバー国際特許アカデミー (<http://www.ipacademy.net>) は知的財産関連専門人材養成・供給を通じた国家産業発展及び技術保護を図るために設立された。特許庁はサイバー空間上で時間と空間の制約を受けることなく、様々な先端教育技法を通じ、誰でも高品質の知的財産権教育が受けられる生涯教育の場になるよう、サイバー国際特許アカデミーを運営している。

サイバー国際特許アカデミーは一般人、青少年、大学生、科学技術者など、教育対象別にサイトを別途運営しており、教育対象に合ったコンテンツ教育を実施している。

一般人、大学生などの教育課程は「知的財産権の基礎」、「特許法」、「商標法」のみならず、「特許出願方法」、「特許情報検索」、「特許明細書作成」など、産業財産権に対する基礎から実務にすぐに適用できる課程まで網羅して構成されている。青少年課程としては創意力と問題解決能力を養う「ちびっ子エジソン教室」、「発明の原理を見つけよう」などと、青少年の興味を引くことができる発明ゲーム及びコミュニティーなどを多数開催している。父兄課程としては「我が子を発明の天才にする育てる方」など、全家族が一緒に参加できる教育内容を提供している。

### ロ. 推進経過

2001年10月にサイバー国際特許教育院を構築し、韓国発明振興会に委託運営を実施した。2002年5月に8つの教育課程として正式に開院し、2006年末には130の課程を開発・運営している。また、36の大学と学術業務協定を締結し、延世大学、高麗大学など、30の大学にオンライン養育支援を行っている。これは企業が要求する専門知識を兼備した人材養成に役立つという良い評価を得ている。

2006 年末現在 221,907 名の会員を確保しており、202,358 名の受講生（累積 374,958 名）がサイバーアカデミーを受講し、130 の様々な課程を運営している。また、WIPO（世界知的所有権機関）と業務協定を締結して国内大学生を対称に知的財産権教育課程を普及し、教育履修者に対しては WIPO 事務総長と特許庁長、韓国発明振興会長の共同名義の修了証も発給しているため、「サイバー国際特許アカデミー」の優れた知的財産権教育能力を国際的に認められる良い機会になっている。

また、WIPO との共同コンテンツの普及が始まる 2007 年からは全世界・国内企業の役人及び大学生を対象とする英文コンテンツの教育課程が開設される予定である。現在 APEC とも知的財産権 e ラーニングコンテンツ開発プロジェクトも推進中であり、今後は国内のみならず、WIPO 及び APEC が認める世界最高の知的財産権専門教育機関としての地位を確立すると予想される。

## ハ. サイバー国際特許アカデミーコンテンツの細部内訳 (2006 年末基準)

区分	対象	課程名
青少年分野 (67)	小中学生 (39)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちびっ子エジソン教室</li> <li>・発明の天才になってみよう</li> <li>・面白い磁石遊び</li> <li>・発明大会に参加しよう</li> <li>・探求生活</li> <li>・歴史の中の発明</li> <li>・生活の中の発明</li> <li>・発明と科学原理</li> <li>・小学校高学年発明百科 (事例編)</li> <li>・発明家科学者</li> <li>・楽しい科学原理</li> <li>・発明百科 (適用編)</li> <li>・発明と創意力</li> <li>・創意力向上のための発明天才クイズ</li> <li>・創意性プログラム 1 学年 1、2 学期学生用</li> <li>・創意性プログラム 2 学年 1、2 学期学生用</li> <li>・創意性プログラム 3 学年 1、2 学期学生用</li> <li>・創意性プログラム 4 学年 1、2 学期学生用</li> <li>・創意性プログラム 5 学年 1、2 学期学生用</li> <li>・創意性プログラム 6 学年 1、2 学期学生用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発明の灯を燈そう</li> <li>・ちびっ子発明日記</li> <li>・発明の謎</li> <li>・科学実験遊び</li> <li>・発明原理の世界</li> <li>・電気の世界</li> <li>・小学校低学年発明百科 (習慣編)</li> <li>・小学校低学年発明百科 (遊び編)</li> <li>・小学校高学年発明百科 (アイデア編)</li> <li>・生活の中の科学原理</li> <li>・発明遊び場</li> <li>・おもちゃとマジックの中の科学原理</li> <li>・青少年のための特許及び発明品の検索法</li> </ul>

	中高校生 (8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発明！一緒に立とう</li> <li>・ 発明の原理を見つけよう</li> <li>・ 楽しく勉強しよう、科学</li> <li>・ 高校生の基礎発明ステップバイステップ</li> <li>・ 機械原理を利用した発明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例でみる成功発明</li> <li>・ 運動とエネルギー</li> <li>・ もう一度読む科学史</li> </ul>
	指導教師 (18)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発明クラス指導教師課程</li> <li>・ 効果的な発明指導法</li> <li>・ 発明品の事例分析</li> <li>・ 創意性プログラム1 学年1、2 学期教師用</li> <li>・ 創意性プログラム2 学年1、2 学期教師用</li> <li>・ 創意性プログラム3 学年1、2 学期教師用</li> <li>・ 創意性プログラム4 学年1、2 学期教師用</li> <li>・ 創意性プログラム5 学年1、2 学期教師用</li> <li>・ 創意性プログラム6 学年1、2 学期教師用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発明クラスの運営及び出願指導</li> <li>・ 発明品の製作実務課程</li> <li>・ 学生発明品大会の出品指導要領</li> </ul>
	父兄 (2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 我が子の発明英才教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発明家族になろう</li> </ul>
一般人 分野 (62)	一般人 (基礎、 中級) (11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知的財産権の基礎</li> <li>・ 特許情報の道しるべ</li> <li>・ 特許マップ作成実務-Patent Map</li> <li>・ 特許明細書の作成-化学分野</li> <li>・ 特許明細書作成 (1)</li> <li>・ 特許ライセンスの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許情報検索の基礎</li> <li>・ 特許情報検索の基礎</li> <li>・ 効率的な特許獲得及び管理戦略</li> <li>・ 特許明細書作成 (2)</li> <li>・ 特許明細書の作成-生命工学分野</li> </ul>

<p>専門家 (高級) (10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許明細書作成 (3) <span style="float: right;">・商標法</span></li> <li>・特許法 (2006 年新規) <span style="float: right;">・デザイン保護法</span></li> <li>・特許侵害判断と請求範囲解析課程 <span style="float: right;">・判例でみる特許侵害訴訟</span></li> <li>・事例でみる最新紛争特許マップー次世代移動通信</li> <li>・事例でみる最新紛争特許マップー改良新薬技術</li> <li>・成功する企業の Brand &amp; Design 戦略</li> <li>・職務発明制度</li> </ul>
<p>科学 技術者 (5)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許情報活用課程ー特許情報の価値</li> <li>・特許情報活用課程ー特許情報の検索</li> <li>・特許情報活用課程ー特許情報の活用</li> <li>・特許情報の分析及び特許マップの作成</li> <li>・科学技術保護に未来をかける</li> </ul>
<p>大学 教科課程 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術と知的財産</li> <li>・特許情報の理解</li> <li>・特許情報の活用</li> </ul>
<p>資格 (20)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2002 年弁理士試験既出問題解き課程 (1 次試験)</li> <li>・2002 年弁理士試験既出問題解き課程 (2 次試験)</li> <li>・2003 年弁理士試験 1 次ー特許・実用新案法、商標法、意匠法</li> <li>・2003 年弁理士試験 2 次ー商標法、意匠法、特許法</li> <li>・2004 年弁理士試験 1 次ー特許・実用新案法、商標法、意匠法</li> <li>・2004 年弁理士試験 1 次ー商標法、意匠法、特許法</li> <li>・2005 年弁理士試験 1 次ー特許・実用新案法、商標法、デザイン保護法</li> <li>・2005 年弁理士試験 2 次ー特許・実用新案法、商標法、デザイン保護法</li> </ul>
<p>電子 出願 (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子出願実習ー電子出願一般編</li> <li>・電子出願実習ーマドリッド国際商標出願編</li> <li>・電子出願実習ーPCT 国際出願編</li> </ul>

	その他 教養 (10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ナモウェブエディター 5</li> <li>・ PC 活用能力試験 (PCT)</li> <li>・ 電子商取引管理士 2 級</li> <li>・ インターネットショッピングモール運営実務</li> <li>・ フォトショップ CS</li> <li>・ 老年層のためのコンピューター活用</li> <li>・ 主婦のためのコミュニティ活用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親子が一緒に習うパソコンの世界</li> <li>・ コンピューター活用能力</li> <li>・ ハングル 2004 活用</li> </ul>
英 文 (1)	内外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP for Business</li> </ul>

### 3. 知的財産権創出管理のための R&D 特許センターの運営

情報企画本部情報企画チーム行政事務官 ジョン・ヨンイク

知識基盤社会が到来し、全世界が競争的に国家研究開発事業に対する投資を強化してきており、この面においては韓国も例外ではない。韓国の国家研究開発事業の予算は為替危機以来大きく増加しており、2006 年には約 8.9 兆ウォンに至っている。しかし、国家研究開発事業の結果である研究成果に対しては管理をおろそかにしてきた傾向がある。技術貿易収支悪化の主な原因として挙げられる源泉技術の不足、良質の知的財産権創出不足は今や知識基盤社会の R&D 分野において早急に解決すべき課題となってきた。

これを受け、特許庁では '05 年に国家研究開発事業での知的財産権の創出及び活用促進のための国家 R&D 特許戦略のマニュアルを製作・配布し、2006 年 4 月には国家 R&D 特許センターを設立し、国家 R&D 事業の効率的な遂行を支援するための本格的な業務を開始した。R&D 特許センターは研究機関及び研究者に対する研究提案書の作成、研究ノート作成、秘密情報の管理、技術ライセンスなど、国家研究開発事業の全課程に渡って知的財産権の管理・活用に戦略を提示、R&D 特許センターのホームページ (<http://www.ipr-guide.org>) と電子メールによる相談及び最近の知的財産権の動向や関連情報の提供を主要機能として遂行している。

2006 年には KAIST、延世大学、(株) ユニ製薬など 10 の大学及び企業に対する研究ノートの定着事業と、ソウル大学、延世大学などの 20 の研究室に対する研究室に合った知的財産権戦略支援事業を遂行した。また、知的財産権教育 (20 回) 及びセミナー (3 回) を開催し、研究室の特許戦略及び管理力量向上のための支援事業を遂行した。更に、R&D 過程で必要な核心知的財産権戦略を映像プログラムとして開発・普及し、研究者が生活の中で簡単に接近して活用できるようにした。韓国化学研究院 (KRICT) など 3 つの機関ではこの映像プログラムによる教育履修を義務化し、1,599 名 (2006 年 12 月基準) が教育を履修 (2006 年 8 月～2006 年 12 月) した。

2007 年には研究ノートの定着事業と研究室に合った知的財産権戦略支援事業を約 50 余



りの研究室を対象に拡大・提供し、国家 R&D 過程における知的財産権の管理を測定できる政府、機関、研究者別指標を開発・適用し、研究室の水準を測定する予定である。また、その結果得られた成果を持続的に発展させ、研究開発現場の需要を積極的に反映した新しいサービスを発掘し、今後の国家 R&D 課題の効率的な遂行を戦略的に支援できる核心機関の役割を遂行するための土台を整備する一年になると予想される。

### 第3節 特許技術情報のDB拡大及び品質管理

#### 1. 検索DBの持続的な拡充

情報企画本部情報管理チーム電算事務官 ボク・ジンヨ

##### イ. 概要

特許庁では国内・外の特許技術情報に対する先行技術資料を迅速・正確に検索できるように1999年から知的財産権検索DBを構築・運営中であり、特許技術情報交換政策により、21ヶ国、5つの機関から計85種の特許技術情報を入手し、このうちのWIPO、EPO、米国、日本などの主要特許技術先進国に対する特許技術情報を検索データベースに継続して搭載している。

2006年12月の時点で検索DBに搭載された特許技術情報は約14,551万件に達し、前年比で1,621万件増加している。構築された資料は先行技術検索を目的に使用され、審査官利用率を基準に日本特許・実用新案公開資料とEPOのIFD (Infadoc Family Data) の利用率が高い。

2007年にはデータ入手範囲拡大をはじめ、データの量的拡大と共に韓国特許文献のPCT最小文献指定によるデータ品質向上のため努力する予定である。

##### ロ. 検索DB構築現況

<表III-2-6> 特許・実用新案検索DBの構築現況

入手機関	資料種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	1947 ～	Text	2,154
	抄録	1947 ～	Text	2,152

	公開情報	1983 ~ 1998	Image	786
		1983 ~	SGML/XML	1,460
	公告公報	1947 ~ 1998	Image	289
		1979 ~	SGML/XML	1,080
	専門イメージ (拒絶決定)	1947 ~ 1998	Image	664
KPA (韓国特許英文抄録)	1979 ~	SGML	741	
日本	書誌	1975 ~ 1998	Text	9,539
	特許・実用新案 公開公報	1975 ~ 1992	Image	10,080
		1993 ~	SGML/XML	5,497
	特許・実用新案 公開公報	1986 ~ 1993	Text	1,846
		1994 ~	SGML/XML	1,815
	特許抄録	1975 ~ 1996	Image	5,394
	PAJ	1976 ~	SGML	7,383
ヨーロッパ	IFD	1974 ~	Text	43,946
	FPD	1974 ~	SGML	5,912
	ESPACE-A	1978 ~	SGML/Image	2,354
	ESPACE-B	1990 ~	SGML/Image	1,007
	ESPACE-W	1978 ~ 2002	SGML/Image	1,549
米国	特許公告公報	1975 ~	Image	3,602
		1976 ~	SGML/XML	3,634
	特許公開公報	2001 ~	Image	1,265
		2001 ~	SGML/XML	1,313

WIPO	Impact Rule 87	2002 ～	XML/Image	1, 363
台湾	特許公開抄録	2003 ～	Text	70
イギリス	特許公開	1991 ～ 2003	SGML	176
中国	特許公開、公告抄録	1985 ～	Text	1, 163
カナダ	特許公開、公告	1999 ～	SGML	357
オーストラリア	特許公開、公告	1998 ～	SGML	525
ドイツ	特許公開、公告	1991 ～	Image	983
フランス	特許公開、公告	1992 ～	Image	212
計	120, 311			

<表Ⅲ-2-7> デザイン検索 DB の構築現況

入手機関	資料種類	収録年度	資料形態	件数
国内	先出願	1960～	Text/Image	2, 519
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image	187
	国内公報	1966～	Text/Image	3, 530
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image	238
	拒絶包袋全文イメージ	1992～1998	Image	36
	カタログ	1980～	Text/Image	6, 053
	画像デザイン	2003～	Text/Image	262
	字体	2004～	Text/Image	60
日本	登録公報	1965～	Text/SGML	1, 130
		1965～	Image	3, 780
ドイツ	登録公報	1988～	Text/Image	660

WIPO	登録公報	1999～	Text/Image	279
OHIM	登録公報	2003～	Text/Image	875
過去資料	登録公報	1975～2004	Text/Image	1,868
計	21,477			

＜表Ⅲ-2-8＞ 商標検索 DB の構築現況

入手機関	資料種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	1950 ～	Text	1,873
	見本イメージ	1950 ～	Image	1,699
	拒絶包袋全文イメージ	1989 ～ 1998	Image	151
計	3,723			

## 2. 特許文書電子化センターの運営

情報企画本部情報管理チーム電算事務官 ハ・テジン

### イ. 概要

特許ネットシステムは全ての業務処理が紙の要らないペーパーレス (paperless) システムで実現されている。これにより、特許文書電子化センター (以下、「電子化センター」と言う) で特許庁に受け付けられるオンライン出願を取り除いた全ての書面または郵便書類を電子化する目標で、2001年1月に特許庁ソウル事務所に設立された。

特許庁は特許法により、特許文書電子化機関として指定した電子化センターを (株) 韓国特許情報院に委託運営している。電子化センターの業務範囲は電子化対象書類の電子化、出願人確認用の DM 発送 8)、公報 CD の発刊及び配布 9)、データ品質保証業務及び特許文書総合システム運営及び関連 S/W、H/W 管理など、電子化関連業務全般である。

### ロ. 運営成果

2006年の電子化センターの電子化対象書類は647種であり、2005年の615種に比べて32種が増加した。また、電子化処理量は2005年に引き続き、2006年にも電子出願率10)が増加し、2005年の298千件から194千の104千件が減り、前年に比べ36%減少した。しかし、電子化センターは電子化データの品質向上及び電子化期間短縮に集中した結果、2006年には電子化誤謬率0.13%及び電子化所要期間2.33日を達成した。また、文字商標及び過去の特許書類の電子化工程を追加し、285千件の電子化を遂行した後、検索DBを構築することで高品質の審査環境造りに寄与している。

<sup>8)</sup> 出願人に書面出願書と最終電子化されたデータとの整合性を確認してもらうために、出願人に電子化データを郵便で発送する業務

<sup>9)</sup> 韓国公開公報及び登録公報のデータが入った公報CDを国内の国会図書館などと世界各国の特許庁及び図書館などに発送する業務

<sup>10)</sup> 2006年の電子出願率：92.2%

＜表Ⅲ-2-9＞ 2006 年度特許文書電子化センターの書面書類の電子化実績

区分	書面受付書類の 電子化	文字商標 の電子化	過去特許書類 の電子化	計
処理件数	193,961	151,368	134,244	479,573

### 3. データ管理センターの運営

情報企画本部情報管理チーム電算事務官 ボク・ジンヨ

#### イ. 推進経過

1999 年 1 月から本格的に稼動した特許ネットシステムが徐々に安定化しながら、特許庁データ政策の方向がデータの量的拡充からデータの正確性確保による質的高度化に転換された。

特許庁は既存の庁内各部署で推進してきた電子化事業を一元化されたデータ管理組織を通じ、一貫性のある過去と現在のデータを生産、整備、分析して電子化する過程で発生したデータ誤謬を訂正し、今後発生される可能性のある誤謬を予防する目的で 2005 年 5 月にデータ管理専任組織である「データ管理センター」を発足した。

#### ロ. 運営成果

データ管理センターでは既存に開発されたデータ管理システムを適用し、2002 年 1 月～4 月に示範運営した。また、これをベースにデータ生成から分析までの工程、日程、人員別運営計画をテストし、実際運営時の施行錯誤を最小化した。同センターは特許情報専門機関である（財）韓国特許情報院に委託運営することで、特許情報専門機関を通じたデータの品質向上はもちろん、データ事業に対する効率的な管理と予算節減にも寄与することになった。

発足した年である 2002 年の 1 年間、データ管理センターでは 46 名の人員を投入し、データ生成工程からデザインカタログ、書面包袋など、62 千件の過去の書面資料を電子化した。また、データ整備分野である検証工程では特許庁検索及び特許ネット DB の誤謬、漏洩データを 85 千件整備した。データ分析工程では過去及び現在の誤謬データを相互比較、分析・訂正したデータ標準を定立することで、今後発生し得るデータ誤謬の類型を事前に予防した。



また、同センターではデータ生成、検証、分析業務と共に各工程をプロセス別に分析、調整し、効率的に管理することでデータ品質向上のために努力した。文字商標の円滑な検索のため、2003年に商標名入力をデータ生成工程に追加し、運営に成功している。2004年からは過去の文字商標商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を一緒に推進し、2005年にはデータ修正、インターネット公報の発刊、優先権書類電子的交換、媒体管理及びデータ搭載に関する業務を統合し、データ管理相乗効果を最大化した。これを元に2006年にはデータ業務規則の導出、品質指数の樹立など、データ品質管理の方法論を導入し、データ品質管理基盤を造成した。特許庁は今後も『データ管理センター』を通じ、請願人はもちろん、審査・審判官が業務に積極的に活用できる良質のデータを計画通り提供する予定である。

<表Ⅲ-2-10> 2006年度データ管理センターの処理現況

区分	データ品質管理					特許情報 DB構築		システム運営管理			特許情報 共同活用
	業務 規則	CSR 分析	データ 整備	文字 商標	DB 検証	国内	国外	公報 発刊	優先権 交換	CSR 修正	
実績	89	32	7,488	75	181	2,148	14,065	402	145	12	14,434

#### 4. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報企画本部情報管理チーム電算事務官 ハ・テジン

##### イ. 概要

特許庁では国内で出願された特許技術を海外に伝播することで、国内企業の権益を保護し、国家間の特許技術情報の相互交流を通じた多出願国家としての地位を高めるため、韓国特許英文抄録（KPA）<sup>11)</sup>を CD-ROM で製作して発刊している。韓国特許英文抄録は特許公報に記述されている発明の要旨を迅速・正確に判断できるように、分かりやすい英文で簡潔に記載した英文要約書であり、書誌事項・要約文・代表図面で構成されている。

書誌事項は出願及び公開番号、発明の名称、発明者など 11 の項目で構成されており、公報発行時点の情報を基準に製作している。英文要約文は明細書全体を理解してもらうために要約した内容であり、解決しようとする目的が記載された部分と技術的解決手段と構成要素間の関係が記載された部分で構成されている。また、書誌事項は 250 以内の英単語で作成される。

##### ロ. 推進経過

韓国特許英文抄録は 1986 年度から 1979 年以降に発行された登録特許公告を対象に遡及・発刊し、冊子の形態で発刊していた英文抄録を 1997 年には特許 3 極（米国、ヨーロッパ、日本）で共通で使用される MIMOSA S/W を活用し、検索と照会が可能な CD-ROM 形態で製作し始めた。

特に、2000 年度には国内出願技術の保護を強化するため、英文抄録作成対象を登録特許公告から公開特許公告へとその範囲を拡大した。また、2001 年からは英文抄録（公開特許の分）の作成方法を改善し、公開特許の分を作成する際に優先権主張出願件に対し、PAJ（日本特許英文抄録）を活用・作成することで予算を節減した。

---

<sup>11)</sup> Korean Patent Abstracts

また、WIPO PCT 総会（2005 年 10 月）で韓国特許文献が『PCT 最小文献（PCT Minimum Document）』に含まれるようになり、2007 年 4 月に PCT 最小文献改正案発効日に合わせ、全体 KPA 資料を整備し、DB を構築して一括配布する予定である。

更に、2007 年には韓国特許英文抄録事業が行政自治部が施行する行政情報 DB 構築事業に選定され、1999 年以前の公開公報に対しても拡大・発刊することで、国内出願技術を実質的に保護できる範囲を大幅に拡大する契機を整備した。

#### ハ. 推進実績

＜表Ⅲ-2-11＞ 韓国特許英文抄録の作成現況

	～1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	計
公開特許	—	—	58,221	69,481	61,455	105,722	80,503	60,579	165,606	601,567
登録特許	70,886	11,200	22,822	72,144	9,704	6,328	4,205	3,702	16,859	217,850
小計	70,886	11,200	81,043	141,625	71,159	112,050	84,708	64,281	182,465	819,417

#### ニ. 発刊及び配布

国内で公開される特許技術内容を英文で要約した韓国特許英文抄録（KPA）の CD-ROM は、現在海外 47、国内 37 の知的財産権関連機関に無料で配布している。

国内の場合は青瓦台（チョンワデ）政策資料室を含む知的財産権関連の 13 の機関と 24 の地域知的財産センターに配布している。海外の場合は、米国、日本を含む 37 ヶ国の特許庁と WIPO、EPO など 3 つの国際機関、JAPIO など 4 つの海外機関に配布している。また、特許庁の英文ホームページ（<http://www.kipo.go.kr>）でも検索サービスを提供している。

＜表Ⅲ-2-12＞ 韓国特許英文抄録の国内外配布現況

区分	海外特許庁	国際機関	その他海外機関	国内庁他機関
配布所	米国、イギリス、 日本、中国、 フランス、ドイツ、 ロシア、カナダ、 スイスなど (37ヶ国の海外 特許庁)	EPO WIPO ARIPO (3つの 国際機関)	APCTT (India) JAPIO ユーラシア 中国特許研修院 (4つの海外機関)	国会図書館、 国立中央図書館、 青瓦台政策資料室、 韓国発明振興会、 国立中央科学院など (13) 地域知的財産センター (24の機関)

## 5. インターネット広報の発刊

情報企画本部情報管理チーム電算事務官 ボク・ジンヨ

2001年7月2日からインターネット公報サービスが実施された。同サービスは誰でも特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) で発刊する公開情報及び登録公報を無料で閲覧できるようにしたサービスである。

推進背景は1999年から実施された電子出願及び書面で提出された特許文書の電子化によって公報発刊対象書類のほとんどが電子文書となったことにより、インターネット公報の発刊工程を自動化してその発刊周期を短縮し、最新の特許技術情報をインターネットにより、適時提供することで、請願人に対する特許技術情報の提供サービスを大幅強化するきっかけとなった。

インターネット公報サービスは3つのサービスで区分される。

一つ目は発刊サービスであり、別途のプログラムの設置なしにインターネット環境でウェブブラウザさえあれば誰でも閲覧ができるようにPDF文書形態で発刊される。発刊工程のほとんどが自動化されて進行し、発刊する公報データの正確性確保のため、多段階検査及び検収工程を整備している。

二つ目はPush Mailサービスである。これは請願人が関心分野とe-mailアドレスを登録すれば、新たに発刊される公報を一定周期別に取り集め、関心分野リストを電子郵便で送付するというサービスである。請願人はこれをクリックし、該当分野の特許技術情報を直ちに照合することができる。したがって、同サービスは出願人はもちろん発明者・企業及び研究所の研究者など、特定分野の最新特許技術情報を必要とする請願人にはかなり有用なサービスとなっている。

三つ目はインターネット公報サービスである。これにより、特許技術情報流通を大幅に広げ、その波及効果が大きい。このように産業界に提供された特許技術情報は新技術開発

を促進し、国家競争力向上に大いに貢献している。

<表Ⅲ-2-13> 2006年度広報発刊件数

(単位：件)

公開特許	公開実用新案	登録特許	登録実用新案	デザイン	商標公告	計
135,957	201	120,994	30,017	35,909	81,746	404,824

<表Ⅲ-2-14> インターネット広報のメーリングサービス加入者及びメール発送件数

(単位：名/件)

区分	2002	2003	2004	2005	2006	計
加入人数	335	410	616	1,332	3,510	6,203
発送件数	116,229	179,108	273,794	378,570	687,700	1,635,401

## 第4節 電子出願制度の定着

情報企画本部情報企画チーム司書事務官 キム・チャンス

特許庁は 21 世紀知識情報化社会に備えるため、電子出願及び特許事務処理システムである“特許ネットシステム”を開発し、1999 年 1 月から運営している。請願人は特許ネットシステムを通じ、特許庁を直接訪問することなく、部屋にいながら電子メールを送るようになり、特許出願書など、産業財産権に関する全ての書類をオンラインで提出できるようになった。

電子出願率は電子出願サービスを開始した 1999 年には 74.0%であった。その後、2002 年には 83.6%、2003 年には 86.5%、2004 年には 89.0%、2005 年には 90.8%と持続的に上昇し、2006 年には 92.2%を記録するなど、電子出願は短期間に定着した。

権利別の電子出願率現況を調べてみると、特許が 97.2%、実用新案が 83.3%、デザインが 89.0%、商標が 89.1%であり特許が他分野に比べ高い。これは特許出願が他分野に比べ、出願書類の作成などの面において専門性が要求されるため、選任による出願が多いからである。また、出願人別電子出願率の現況を調べてみると、代理人による出願の場合の 99.5%、代理人を選任せず、個人が自分で直接出願する場合の 56.9%、代理人を選任せず、法人が直接出願する場合の 74.8%が電子出願により出願を行った。

電子出願率が毎年増加しているが、その増加幅は毎年緩くなってきている。これは代理人出願の電子出願率が 100%に近づき、この部分の増加がほとんど期待できず、代理人を選任しない直接出願の場合は電子出願率が低く、その増加率が低迷するためと分析される。

特許庁は訪問出願人の電子出願を助けるため、2003 年から大田とソウルの請願室に電子出願専用 PC と電子出願ヘルパーを配置した「電子出願支援室」を設置・運営している。また、電子出願利用の不便を改善するため、事前登録手続きの簡素化、電子出願 S/W の機能改善などを持続的に行い、請願人の電子出願便宜性を高めるための努力を続けている。

＜表Ⅲ-2-15＞ 年度別電子出願率

区分	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
電子出願率 (%)	74.0	79.4	81.4	83.6	86.5	89.0	90.8	92.2

＜表Ⅲ-2-16＞ 2006 年度権利別電子出願の現況

区分	特許	実用新案	デザイン	商標	計
電子出願	162,325	27,507	45,441	109,433	344,706
	97.2	83.3	89.0	89.1	92.2
書面出願	4,644	5,496	5,610	13,322	29,072
	2.8	16.7	11.0	10.9	7.8
計	166,969	33,033	51,051	122,755	373,778
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

＜表Ⅲ-2-17＞ 2006 年度提出人別電子出願の現況

区分	代理人による電子出願	直接出願	
		個人	法人
電子出願 (%)	99.5%	56.9%	74.8%



## 第5節 電子請願サービスの高度化

### 1. 24時間の電子請願サービス支援

情報企画本部情報開発チーム電算事務官 ヤン・テファン

#### イ. 推進経過

特許庁は 1999 年から世界に先駆けてインターネット基盤の電子出願サービスを提供してきたが、業務時間にしか電子出願サービスが利用できないため、サービス時間拡大の要求が日々増加してきている。これを受け、特許庁は請願人の要求に応え、2002 年に 24 時間ノンストップ電子出願サービス提供のためのマスタープランを樹立した。

2002 年に樹立したマスタープランにしたがい、2003 年から 2004 年まで特許ネットシステムを実時間処理体系に改善する作業に着手した。また、関連法制度を改善し、2005 年 11 月から 24 時間電子請願サービスを提供するようになった。細部推進日程は次の通りである。

- 2003 年～2005 年：24 時間サービスのための特許ネットシステム改善の推進
- 2004 年 7 月～ ：電子出願システムの障害発生時の処理手続きの整備
- 2004 年 4 四半期：災難復旧センター、統合セキュリティ官製センターなどの新規組織の運営規定及び運営指針の整備
- 2005 年 2 月～ ：請願書類の実時間受付及び通知書の実時間発送
- 2005 年 11 月～ ：24 時間電子請願サービスの開始

#### ロ. 2003 年度の推進事項

2002 年に樹立されたマスタープランにしたがい、まずバッチ処理形態の特許ネットの構造を実時間業務処理体系に転換できるよう、特許ネット基盤構造を改編した。また、請

願の便宜のため、事前登録手続きの簡素化及び手数料管理体系の改善など、請願サービスの改善作業を実施した。主要推進内容は次の表の通りである。

<表Ⅲ-2-18> 2003年に推進完了した主な改善事項

推進分野	推進内容
請願サービスの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願人コード付与申請、電子文書利用申告など、オンライン事前登録手続きの簡素化</li> <li>・ 過納手数料オンライン返還など、手数料管理体系の改善</li> <li>・ メールによる通知書の受信など、使用者便宜中心に電子出願ソフトウェアを改善</li> </ul>
特許ネット基盤構造の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バッチ処理形態の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするためのアーキテクチャ再設計</li> <li>・ 電子出願サービスの実時間連動のため、出願網、特許網、行政網を単一網にネットワーク統合設計</li> <li>・ 24時間データベース起動のための中断無しのリアルタイムバックアップ体系の構築</li> <li>・ 不必要なデータの移管。複製作業を取り除くためのデータベース統合設計</li> <li>・ 特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェアの適用</li> </ul>

#### ハ. 2004年度の推進事項

2003年度の特許ネット基盤構造の設計に基づき、2004年にはバッチ処理形態の特許ネット構造を実時間業務処理体系に改編する作業を行った。また、電子出願システムの障害発生時の救済方案及び週5日勤務制施行による書類提出期限の調整など、関連法制度の改編作業を推進した。

これは電子出願システムに障害が発生する場合、書類提出期限が自動的に延長できるようにし、請願人に不利益が発生しないよう、制度的な措置を整備すると共に、請願人の便

宜のため、書類提出期限末日が土曜日の場合、期限末日を次の勤務日に延長するためのものである。

主要推進内容は次の表の通りである。

<表Ⅲ-2-19> 2004年に推進完了した主な改善事項

推進分野	推進内容
法制度 の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子出願システム障害により、提出期限が定められている書類を提出できない場合の処理方案整備</li> <li>・ 週休2日制の施行による請願便宜のため、提出期限が土曜の場合、次の勤務日に延長</li> </ul>
特許ネット の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 翌日バッチ処理形態のプログラムを実時間処理方式に改善</li> <li>・ 実時間進入探知及びモニタリングのための統合セキュリティシステム（ESM：Enterprise Security Management）の適用</li> <li>・ 中断無しのサービスを提供するために災難復旧（DR：Disaster Recovery）システムを構築</li> <li>・ オンライン実時間受付及び通知機能の実現</li> </ul>
電子出願 ソフト ウェア の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出書類の誤謬検証機能の実現</li> <li>・ 様々な添付書類の受付及び通知機能の実現</li> <li>・ 書類提出による後続手続き連携機能の実現</li> <li>・ 電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現</li> <li>・ 書類提出期限が土曜の場合、期限算定機能の実現</li> </ul>

## 二. 2005年度の推進事項

2005年2月に特許ネットⅡシステムの開通により、請願書類の実時間受付及び通知書の実時間発送サービスが施行された。請願人の便宜を図るため、24時まで電子請願サービス時間を拡大し、夜間にも電子出願などの電子請願サービスを利用できるようにした。

24 時間提供されるサービスの内容は出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原部など、各種証明書の申請及び発給、審査進行情報の閲覧など、電子出願のみならず、特許庁から提供されるほとんどの電子請願サービスを包含している。

また、出願番号及び提出書類などをリアルタイムで通知することはもちろん、請願人が納付すべき特許手数料及び提出しようとする書類の誤謬検査を書類提出以前に実時間で確認できるようにすることで、書類作成及び特許業務処理手続きに慣れない個人出願人の不便及び不利益を最小化できるものと予想される。

主要電子請願サービス対象及びサービス時間は次の表の通りである。

<表Ⅲ-2-20> 24 時間電子請願サービスの対象

対象サービス	改善内容
オンライン出願	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間帯支援→24 時間支援（方式審査は現行維持）</li> <li>欠陥書類の提出前の検証／矯正サービスを 24 時間提供</li> </ul>
オンライン通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>請願処理過程の通知について、 <ul style="list-style-type: none"> <li>翌日バッチ処理→実時間処理</li> <li>勤務時間帯支援→24 時間支援</li> </ul> </li> </ul>
諸証明申請／発給	<ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間帯支援→24 時間支援</li> </ul> <p>※ 申請サービスは 24 時間支援するが、発行サービスは手数料が納付された場合に限り 24 時間支援</p>
審査進行情報 などの検索	<ul style="list-style-type: none"> <li>非リアルタイム時間サービス → リアルタイムサービス</li> </ul>

<表Ⅲ-2-21> 24 時間電子請願サービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス (1 段階)	休日サービス (2 段階)	24 時間サービス (3 段階)
時期	2005. 2 ～ 2005. 6	2005. 7 ～ 2005. 10	2005. 11 ～

サービス 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日：08～24</li> <li>・ 土曜：08～24</li> <li>・ 休・祝日：なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日：06～24</li> <li>・ 土曜：06～24</li> <li>・ 休・祝日：09～21</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平日：00～24</li> <li>・ 土曜：00～24</li> <li>・ 休・祝日：09～21</li> </ul>
------------	---	--	--

#### ホ. 2006 年度の推進事項

24 時間電子請願サービスの提供により、現行の翌日業務処理の慣行が、リアルタイム・ノンストップ業務処理方式に改善され、請願の待機時間縮小など請願サービスの画期的な改善をもたらした。特に、単純なサービス時間の延長ではなく、特許庁の特許情報を実時間で利用できるサービス体系を整備することで、書類作成及び特許業務の処理手続きに慣れない個人出願人の不便及び不利益を最小化でき、時間及び空間の制約なく外国とリアルタイムで電子文書の交換が可能になり、特許行政サービスの国際的なイメージは更によくなった。

2006 年には請願サービスを充実させるため、請願書式の簡素化作業を推進した。その結果、347 種の請願書類を 157 種に減らすことができた。また、手数料の納付ミスによる請願人の不便を解消するため、手数料納付事項をオンラインで照会・訂正によって再活用できるシステムを構築し、手数料の返還及び納付手続きを簡素化して処理時間を大幅に減少させた。

主要推進内容は下表の通りである。

<表Ⅲ-2-22> 2006 年度の主要推進内容

対象サービス	改善内容
請願書式の統廃合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 類似請願書式の統廃合 (347 種→157 種)</li> <li>・ 記載項目の簡素化 (6,881→1,336)</li> </ul>
手数料納付事項オンライン訂正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手数料返還情報のオンライン照会機能</li> <li>・ 手数料納付事項のオンライン訂正機能</li> </ul>

国有特許活用度の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有特許の閲覧、管理機能</li> <li>・ 通常実施権のインターネット申請及び契約機能</li> </ul>
寄託微生物管理システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 微生物寄託期間の連携</li> <li>・ 寄託情報、特許情報の統合管理及び検索機能</li> <li>・ 微生物分譲申請及び発行手続きのオンライン化</li> </ul>

#### へ. 今後の推進計画

これまでの電子請願サービス提供のための特許ネットの改善により、いつでもどこでもノンストップに請願処理が可能になった。しかし、受動的なサービスの提供により、特許庁ホームページにアクセスしなければならない不便は未だに続いているのが実情である。そのため、2007 年からは請願人が該当サイトにアクセスしなくても請願人が処理しなければならない To-Do 情報を集めて提供する個人別サービスが提供できるようにする予定である。

また、個人出願人が電子出願を手軽に利用できるよう、2006 年の商標分野のホームページ出願サービスに続いて 2007 年には特許及び実用新案など全ての権利に対してウェブ基盤の電子出願システムを構築する予定である。

更に、手数料の納付手段も既存のインターネットジロ及び訪問納付から携帯及びクレジットカードなどに多様化し、諸証明手数料及び特許手数料納付に対する請願人の不便事項を大幅に改善する予定である。

主要推進内容は下表の通りである。

＜表Ⅲ-2-23＞ 2007 年度の主要推進予定内容

対象サービス	改善内容
請願書式の統廃合及び簡素化による電子出願システムの改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書式作成過程を One-Click で作成、変更及び確認ができるよう、書式作成利用者インタフェースの改善</li> <li>・ 特許文書電子化センターの改正書式の支援</li> <li>・ 統合ビューア及び諸証明発行システムの改正書式支援</li> </ul>
顧客に合った電子請願サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間人別の特性を考慮し、請願処理結果及び To-Do（予定事項）のアラーム情報など、顧客に合った“My 特許路”サービスの提供</li> <li>・ To-Do 類型別リスト及び詳細情報閲覧サービスの提供</li> </ul>
ウェブ基盤電子出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 書式作成の利便性強化及び誤謬、欠陥事項を最小化するため、特許ネット内部の DB 連携を通じた書式作成機能</li> <li>・ ホームページにおける出願書類の作成及び提出機能</li> <li>・ ホームページにおける登録料納付書類の作成及び提出機能</li> <li>・ XML 文書生成、明細書の結合、電子署名、誤謬検証機能</li> </ul>
手数料納付手段の多様化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政自治部 Shared Service（統合電子請願窓口決済サービス）を連携</li> <li>・ 金融決済院 PG（Payment Gateway）の Service（インターネット口座振込みサービス）を連携</li> <li>・ デジタル予算会計システムと連携した手数料精算体系の構築</li> </ul>

## 2. 行政情報照会サービス（‘私の出願・登録照会’）の支援

情報企画本部情報開発チーム工業事務官 シン・スンホ

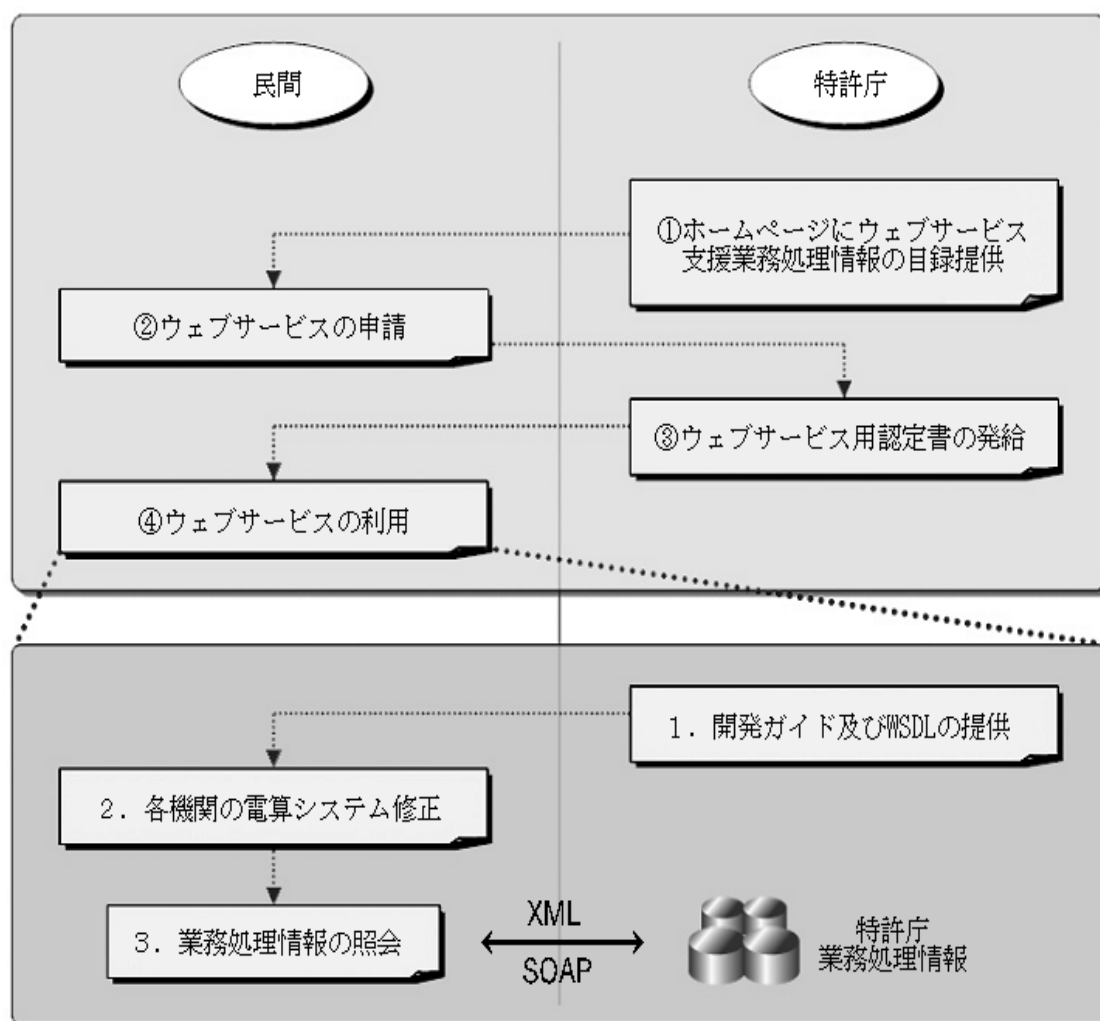
特許庁は2005年11月7日から知的財産行政情報の公開範囲を大幅拡大し、出願人が自分の出願及び特許権利をリアルタイムで紹介できるように支援する‘私の出願・登録照会’サービスを提供している。

それまでに申請人は‘私の出願は’、‘私の登録は’、‘私の審査は’でそれぞれ分離されたメニューにより、照会サービスが利用でき、照会範囲も抄録形態の基本情報のみが照会可能だった。

このような申請者の不便を改善するために導入された‘私の出願・登録照会’サービスは従来の出願・審査・審査手続きの業務処理情報を含み、国際出願・登録・異議申請・技術評価手続きの業務処理情報を追加的に提供するようにした。また、抄録情報だけでなく、受付書類・通知書類・特許公報などを電子文書でダウンロードし、活用できるようにした。

また、‘私の出願・登録照会’サービスは個人申請者のためのHTMLウェブページ方式と企業・大学・研究所・特許法律事務所などの機関のためのSOAP（Simple Object Access Protocol）基盤のウェブサービス方式とデュアルモード照会方式を支援する。





[ウェブサービス利用の手続き]

したがって、特許管理を手作業に依存していた機関は特許庁ホームページでウェブサービスを申請し、ウェブサービス用の認定書を発行してもらい、該当機関のシステムと特許庁の業務処理情報を実時間に連携することで、特許管理自動化システムを構築できるようになった。

‘私の出願・登録照会’のサービス利用現況を調べてみると、照会件数は月 30,962 件（2005 年 11 月）から月 73,410 件（2007 年 2 月）に約 2.4 倍、ダウンロード件数は月 2,935 件（2005 年 11 月）から月 11,096 件（2007 年 2 月）に約 3.7 倍に持続的に増加している。

‘私の出願・登録照会’サービスを通じ、出願人は特許庁の審査官・審判官に提供される出願情報及び権利情報を同一水準で閲覧できるようになった。また、電子出願以降に手作業で管理されていた特許管理業務を自動化できるようになり、民間—政府間の行政情報共同利用の理想的なモデルを提示している。

### 3. ホームページを通じた商標出願サービスの支援

情報企画本部情報開発チーム電算事務官 チャン・ギョンテ

特許庁はホームページで直接商標を出願できる新しい電子出願システムを構築し、2005年11月7日からサービスを提供し始めた。それまでに出願人は特許に比べ、手続きが簡単な商標を電子出願する場合にも様々な大容量ソフトウェアをダウンロードして設置しなければならないという煩わしさがあった。また、多くの機能を持っているソフトウェアの使用方法もマスターすることが難しいという問題点も継続して提起されてきた。

したがって、特許庁は商標電子出願に伴う顧客の不便を解消するため、より簡単な新しい商標電子出願システムを今回整備したのである。以前の電子出願方法と異なる新しい商標ホームページ出願システムの特徴は次の通りである。

まず、電子出願をするために様々なソフトウェアを設置しなくてもいい。現在特許庁ホームページで提供されている国内出願用ソフトウェアは書式作成機など6種であり、この中には特許・実用新案・デザイン・商標など、全権利に必要な書式と機能が統合されており、電子出願に慣れていない個人出願人が使用するには難しかったのが事実である。

次に、特許庁ホームページに接続した状態でクリックのみで全ての出願手続きが自動的に行われるということである。出願人は電子出願に必要な基本的な認証と共に画面で提供される商品DBを呼び出し、商品を選択する。後は準備してきた見本を添付して提出するだけである。同システムではこのような手続きで作成された出願書に対し、自動に誤謬をチェックするのは無論、リアルタイムで閲覧できるように支援している。

特許庁では同システムの構築を通じ、それまでの間電子出願が難しく、不便を感じざるを得なかった個人商標出願人がインターネットを利用し、容易に出願できる基盤を整備したことに意義がある。また、2007 年から特許・実用新案・デザインの出願書、補正書（明細書などの補正書）及び納付書（登録料）など、特許関連書類に段階的に拡大していく計画である。今後同システムが構築されれば個人出願人はホームページから直接出願書を作成・提出できるだけでなく、特許庁手数料システムなどと連携されているため、手数料の計算など、書類作成の正確性と利便性が増大されるものと予想される。

＜参考＞ 商標ホームページ出願現況（2005 年 11 月～2006 年 12 月）

区分	ホームページ 出願	オンライン出願 (ソフトウェア利用)	書面出願	合計
出願件数	5,094 件	122,311 件	15,799 件	143,204 件

□□ □□ □□□□ □ □  
□□□□ □ □□ □□ □□□□

# 第 4 編

››› 知的財産の創出基盤強化



## 第1章 大学・公共研究機関の知的財産創出能力の強化

### 第1節 大学・公共研究機関支援施策の強化

産業財産政策本部産業財産政策チーム工業事務官 ジョン・ソンチャン

行政事務官 ジョン・イルナム

#### 1. 推進背景

##### イ. 必要性

研究成果の体系的な管理・活用による公共部門の R&D 効率化が国家革新及び産業競争力強化の土台となるため、技術革新の革新主体である大学と公共研究機関の研究生産性向上のための政府レベルの政策支援が加速化し始めた。これを受け、特許庁は従来の個人・中小企業支援から最近では大学・公共研究機関などの支援に政策領域を拡大し、2005 年から国家 R&D 課題の特許動向調査支援、知的財産力量強化のための MOU 締結及び特許情報活用教育などを試験的に推進した。また、2006 年には特許庁主要業務計画に“大学・公共研究機関の知的財産創出力量強化”を新規履行課題として反映した。

革新政策の顧客として浮上している大学・公共研究機関の知的財産競争力を向上するための戦略的なアクセスが必要な際に知的財産分野に対する蓄積された専門性を活用し、正確な現実診断を通じて実効性のある支援方案を発掘・推進することで、国家競争力強化に寄与できるように知的財産の創出・管理・活用の全部門に渡る総合計画を 2006 年から樹立して体系的に推進している。

##### ロ. 大学・公共研究機関の知的財産力量の現状

###### 1) 知的財産創出力量の側面

大学と公共研究機関は国家総 R&D 投資の 23.1%を使用し、博士級研究人材の 82.3%を保有している。しかし、内国民の全体特許出願件数（2001～2005 年）のうち、大学と公共研究機関の占有率は毎年 4～5%に過ぎず（2005 年は 6.0%）付加価値の高い知的財産を創出するための潜在力量に比べ、特許成果が不振な状態である。

< 研究開発費及び博士級研究人材の現況（2005 年） >

区分	大学	公共研究機関	企業	計
使用した研究開発費（占有率）	23,983 億ウォン (9.9%)	31,929 億ウォン (13.2%)	185,642 億ウォン (76.9%)	241,554 億ウォン (100%)
博士級研究人材（占有率）	40,229 名 (69.4%)	7,452 名 (12.9%)	10,261 名 (17.7%)	57,942 名 (100%)

\* 資料：2006 科学技術研究開発活動調査（科学技術部）

< 特許出願件数及び占有率（2001～2005 年） >

区分	2001	2002	2003	2004	2005
大学	711 件 (1.0%)	957 件 (1.3%)	1,692 件 (1.9%)	1,962 件 (1.9%)	2,905 件 (2.4%)
公共研究機関	2,024 件 (2.9%)	2,656 件 (3.6%)	3,185 件 (3.6%)	3,479 件 (3.4%)	4,453 件 (3.7%)
企業	49,012 件 (69.1%)	51,743 件 (70.5%)	63,917 件 (71.9%)	76,970 件 (74.4%)	90,671 件 (74.4%)

\* 資料：韓国の特許動向 2006

R&D の効率化のための特許情報活用力量が不足し、研究課題遂行前に特許調査をするケースは 44.6%、特許調査を通じて研究動向を把握するケースは 17.8%に過ぎなかった。また、研究者の特許情報力量強化のための教育インフラ拡充など、機関レベルの対応が不足し、先行特許検索または特許情報分析に対する専門性の不足により、特許調査の限界を感じている（現代リサーチ、2003 年）。

また、政府 R&D 予算の 70%以上を使用しているにもかかわらず、国家 R&D 関連知的財産権制度及び情報に対する研究者の認識が足りず、一部先導機関を除いては研究課題の計画、選定、協約締結及び事後管理などの国家 R&D の全過程に渡る体系的な特許戦略が不足しているのが実情である。全般に渡る意識不足が、特許と連携した R&D 活動の不振を生み、これは国家研究開発事業の特許成果不振の主要要因として作用している。

大学の場合、未だに論文中心の研究実績評価で、特許などの知的財産創出の誘引に対しては不足している。国際特許の配点が SCI 級掲載論文より高い大学は 5.3%であり、国の特許配点が国内著名論文より配点が高い大学は 13.5%に過ぎない。そのため、研究業績評価の際は論文中心の評価になり、特許成果は低く評価されている（教授の業績評価時の特許指標反映実態調査、2005. 11、大学技術移転協会）。

## 2) 知的財産権の管理及び活用力量の側面

研究成果の民間移転など、知的財産の活用実績は改善しているが、未だに足りない水準であり、大学・公共研究機関の技術移転率は 20.3%（2005 年）で 2004 年（20.8%）より少し減少した。具体的には大学は 13.6%（2004 年 10.1%）、公共研究機関は 30.1%（2004 年 33.9%）であり、相対的には大学による移転率が著しく低い。

### <技術移転率の現況>

区分	2005 年			2005 年累計（機関設立～2005 年末）		
	新規確保技術	技術移転	移転率	保有技術	技術移転	移転率
公共研究機関	3,158 件	951 件	30.1%	23,335 件	6,993 件	30.0%
大学	4,616 件	629 件	13.6%	18,878 件	1,761 件	9.3%
合計	5,173 件	1,076 件	20.3%	42,213 件	8,754 件	20.7%

\* 資料：2006 公共研究機関技術移転実績調査（産業資源部）

技術料収入の場合、公共研究機関は 5,414.5 億ウォン、大学は 235 億ウォン（2005 年末の累積値）で、公共研究機関が圧倒的に優勢である。大学・公共研究機関の 2005 年の総技術料収入は 687.3 億ウォンで、このうち大学による収入は 68.8 億ウォン、公共研究機関による収入は 618.5 億ウォンである。

R&D の生産性（研究開発費投入比の技術料収入比率、2004 年）は大学が 0.15%、公共研究機関が 1.80%の水準であり、米国（2004 年基準）では大学が 2.93%、公共研究機関が 8.48%であるのに比べると非常に低いのが分かる。

#### <技術料収入の現況>

（単位：百万ウォン）

区分	2002 年累積	2003 年	2004 年	2005 年	合計
公共研究機関	379,443	46,846	53,313	61,853	541,455
大学	11,191	2,250	3,177	6,878	23,495
合計	390,634	49,096	56,490	68,730	564,950

\* 資料：2006 公共研究機関技術移転実績調査（産業資源部）

戦略的な知的財産管理及び活用のためのシステムが全般的に不足しており、特許管理及び技術移転専担人材が機関当たり平均 0.5 名に過ぎない。米国のコロンビア大学には 21 名、スタンフォード大学には 30 名、MIT には 25 名（技術移転専担人材基準）であるのに比べると大きな差がある。また、組織及び人的構成の限界により、技術移転活性化の核心要素である専担人材と研究者間の円滑なコミュニケーションが不足している状況である。

大学名義の出願と保有特許増加による特許経費の急増及び特許戦略の不足により、適切な検証手続きなしに特許を放棄するなど、大学の平均特許保有期間は 4.6 年、保有特許の維持・放棄関連規定及び手続きがない大学は 37%（大学及び研究所における特許管理実態調査、2005 年 10 月）であり、今後も技術移転可能性が高い優秀技術が放置される恐れがある。



技術移転の出発点である発明申告の形式的な運営及び体系的な評価体制の不足により、効果的な技術マーケティング戦略の樹立が困難で、技術移転基盤構築のための内部業務プロセスが確立されていない。具体的には発明申告時に発明に関心を寄せると予想される企業、競合研究など、技術マーケティング観点の情報提供が足りないため、大学の実情に合った発明評価モデルが必要である。

技術移転件数、技術料収入など、技術移転実績を教授業績の評価に反映する大学は13.7%に過ぎず、技術移転活性化のための内部誘引体系が不足している状況である。

## 2. 主要推進施策

### イ. MOU 締結を通じた総合支援体制の構築

大学・公共研究機関の知的財産力量強化基盤構築のため、大学・公共研究機関と MOU を締結し、研究現場の受け入れに符合する支援施策を発掘・推進するなど、選択と集中を通じた支援強化を図っている。2006 年 12 月末、26 の大学及び公共研究機関と知的財産力量強化のための MOU を締結し、これらの機関を知的財産の拠点に育成するための政策支援を行っている。

2006 年には KAIST (2005 年 10 月)、順天大 (2005 年 12 月) に加え、首都圏、嶺南圏、忠清圏の知的財産潜在力量が高い仁荷大 (6 月)、嶺南大 (9 月)、忠南大 (12 月) と業務協約を締結した。また、各審査本部別に韓国科学技術研究院 (6 月)、韓国機械研究院 (11 月) などの公共研究機関と教務協約を締結し、訪問審査サービスなど顧客志向の支援サービスを提供することで、特許庁の核心価値 (Core Value) である顧客最優先 (Customer First) 精神を実現している。

MOU 締結大学には職務発明報償規定の標準モデルを普及すると同時に職務発明制度の説明会、公益弁理士の国際出願説明会などを開催した。KAIST に対しては微生物発酵関連技術などの特許マップの作成を支援し、大学院に特許情報活用教育の正規科目を開設・運営

した。順天大には研究ノート定着示範事業を実施し、仁荷大には優秀研究成果に対する国際出願費用、保有特許調査及び選別評価費用を支援した。嶺南大では特許情報活用戦略セミナーを開催した。

忠南大とは知的財産権関連セミナーの共同開催など、関連研究所との学問的交流及び協力や知的財産権分野の研究結果に対する相互共有などを推進する計画である。

MOU 締結の公共機関の中には約定締結後、特許専担部署を設置（原子力研究所）した機関や前年に比べ特許出願が2倍に増加（国防科学研究所）した機関など、目に見える成果を挙げる機関もあった。

業務協約全過程の統合・体系的な管理及び履行の実効性を確保する必要がある、2007年1月に‘特許庁業務協約管理指針’を制定する計画である。また、今後の業務協力実績を定期的にモニタリングし、補完対策を整備すると同時に優秀事例を発掘する予定である。発掘された優秀事例は庁内外に広報することでMOU運営の充実化を図る計画である。

## ロ. 大学特許管理アドバイザーの派遣

### 1) 推進背景

特許庁は国家 R&D 投入に比べ、知的財産の創出基盤及び管理力量が相対的に不足している大学に対する体系的な支援を通じ、知的財産の創出、管理及び活用力量を強化するため、2006 年から地域大学に知的財産管理専門家（特許管理アドバイザー）を派遣する事業を遂行している。

### 2) 事業概要

特許庁は2006年1月の公募を通じ、特許管理アドバイザーを派遣する10の大学を選定し、地域の弁理士、技術取引及びマーケティング専門家、企業及び研究所の特許担当経験者の中から特許管理アドバイザーを選定して該当大学に派遣した。

特許管理アドバイザーの所属は広域拠点の地域知的財産センターであるが、原則的に派遣大学に常駐し、大学の知的財産管理業務を遂行している。

<表IV-1-1> 特許管理アドバイザー派遣大学の現況

圏域	大学
首都圏（2ヶ所）	漢陽大学（安山キャンパス）、仁荷大学
江原圏（1ヶ所）	江陵大学
忠清圏（4ヶ所）	KAIST、忠南大学、忠北大学、湖西大学
湖南圏（3ヶ所）	全南大学、全北大学、順天大学

### 3) 主要事業内容

特許管理アドバイザーは各大学で職務発明規定の整備、知的財産権管理プロセスの標準化、学内知的財産価値の最大化のための特許戦略樹立など、様々な活動を通じて該当大学の知的財産管理基盤構築のために努力している。また、知的財産権セミナー及び説明会の開催、産学協力団の専担職員及び教員、学生を対象に知的財産権の相談及び諮問の提供などを通じて大学の知的財産に対する認識向上に寄与している。

特に、アドバイザーは大学の知的財産権の管理力量向上の他に該当大学が保有している特許技術を民間企業への移転による収益創出にも大きく寄与した。2006年には計135件の技術移転を通じ、48億ウォン近い技術料収入を上げ、大学の知的財産創出・活用に大いに役立っていることが分かった。

また、地域産学研人材プールを構築し、地方自治体、特許情報及び事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じ、技術需要や技術移転関連情報交流に積極的に邁進することで、地域革新主体との協力ネットワーク構築のためにも努力している。

&lt;表IV-1-2&gt; 大学の特許管理アドバイザーの活動実績（2006年）

	派遣大学	アドバイザー	2006年				
			知的財産権相談	セミナー	説明会	技術移転	技術料収入
1	江陵大学	ソン・ラクジュン	90件	2回	13回	2件	0
2	仁荷大学	ユ・ワンシク	116件	12回	10回	8件	173百万ウォン
3	漢陽大学	イ・ボンジン	200件	7回	6回	14件	251百万ウォン
4	忠南大学	チェ・ビヨンギル	105件	8回	18回	19件	600百万ウォン
5	忠北大学	バン・デボク	81件	2回	1回	17件	610百万ウォン
6	湖西大学	パク・ゴムジン	70件	3回	3回	19件	116百万ウォン
7	KAIST	ジョン・ジュファン	119件	10回	1回	32件	2,450百万ウォン
8	順天大学	キム・ジウン	36件	1回	9回	5件	63百万ウォン
9	全南大学	ジョン・ヨンリョン	77件	2回	12回	10件	286百万ウォン
10	全北大学	イ・チョル	68件	1回	10回	9件	183百万ウォン
	合計		962件	48回	83回	135件	4,732百万ウォン

#### ハ. 優秀研究成果に対する海外出願費用の支援

特許庁は中小企業、大学及び研究所などの技術革新主体が、熾烈な技術戦争において国際特許を獲得するために、競争の優位を確保できるよう開発された技術を外国に出願する場合、特許・実用新案・デザインの出願費用を支援する海外出願費用補助事業を遂行している。

申請資格は内国民でかつ外国に特許、実用新案またはデザイン登録出願をした個人・中小企業・大学・研究所である。技術性を評価した結果、優秀な発明に限って申請日を基準に過去3年以内に送金した出願費用に対し、事後支援している。特に、特許協力条約（PCT）による国際出願の場合には外国の特許庁に対して出願手続きを始める場合に限り、

出願開始以降の費用まで遡及して支給している。

優秀技術を保有しているが、財政面が劣悪なため、国際特許取得に苦勞していた大学及び公共研究機関の事情を考慮し、特許庁は制度改善を通じて 2005 年から大学及び公共研究機関に対しても海外出願費用を支援している。

2005 年には制度施行初期による大学及び公共研究機関の認識不足、対象機関の積極的な参加を誘導するための広報不足などの理由により、支援実績が少なかった。持続的な広報と支援手続きの改善などにより、2006 年には大学に 83 百万ウォン（35 件）、研究機関に 8 百万ウォン（3 件）の計 91 百万ウォンを支援した。

但し、限定された財源の効率的な執行を通じ、支援の効果を最大化するため、2007 年からは核心源泉技術などの優秀技術に対する支援を大幅強化する計画である。すなわち、1 件当たりの支援費用の限度を従来の 3 百万ウォンから最大 11 百万ウォンまでに拡大し、支援件数の制限を廃止する一方、出願前でも支援を可能にした。また、支援費用についても従来は出願費用だけを支援していたが、これからは出願及び登録費用まで支援する。

#### <2006 年の海外出願費用支援実績>

(単位：百万ウォン、%)

区分	申請		支援		競争率	
	件数	金額	件数	金額		
一般技術	個人	486	1,180	290	690	1.7 : 1
	中小企業	622	1,470	290	680	2.2 : 1
	大学	54	133	35	83	1.5 : 1
	研究機関	8	19	3	8	2.7 : 1
	計	1,170	2,802	618	1,461	1.9 : 1
核心技術	個人	34	90	0	0	—

	中小企業	71	169	0	0	—
	大学	10	25	0	0	—
	研究機関	0	0	0	0	—
	計	115	284	0	0	—

## 第2節 職務発明活性化の誘導

### 1. 職務発明制度の概観

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 ジョン・イルナム

#### イ. 職務発明の意義及び重要性

世界経済が、知識と技術を国富創出の核心要素とする知識基盤経済に急速に移行している中、核心・源泉技術の確保は国家と企業の技術競争力を測る尺度であり、生存及び発展のための必須戦略として位置づけられている。

今日におけるほとんどの核心源泉技術は組織化された企業、研究所及び大学などによって開発されているが、これは産業が高度化され、これを支えられる技術が高度に複雑・多様化したことにより、既存の技術（prior art）を超える新しい技術の開発は大規模研究施設、人材及び莫大な研究費の支援なしでは不可能であるためである。

したがって今日には個人発明家による発明は少数に過ぎず、企業などによって行われる職務発明がほとんどを占める。高度化された技術である程、企業、研究所及び大学などによる職務発明の比重が高くなっている。韓国の場合、下表〈表IV-1-3〉から分かるように、職務発明の比重が2000年度には76.6%水準であったが、2006年度には83.4%となり、持続的な増加傾向にある。

このような数値は〈表IV-1-4〉のように毎年増加している企業、研究所及び大学の研究開発予算の推移とも密接な関連がある。

したがって、各研究主体別に行われる職務発明をどのように制度化して育成するかという問題は企業のみならず、国家競争力向上においても非常に重要な問題と言える。

＜表IV-1-3＞ 最近の韓国における職務発明の推移

(単位：件、%)

区分	2002	2003	2004	2005	2006
個人発明 (A)	19,662	21,275	22,104	24,368	26,974
職務発明 (B)	86,474	97,377	118,011	136,553	135,644
計 (C)	106,136	118,652	140,115	160,921	162,618
職務発明の比重 (B/C)	81.5%	82.1%	84.2%	84.9%	83.4%

注) 知的財産主要統計 (2007. 2)

＜表IV-1-4＞ 研究主体別研究開発費の使用推移

(単位：10億ウォン、%)

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005
総研究開発費	13,848.5	16,110.5	17,325.1	19,068.7	22,185.3	24,155.4
公共研究機関	2,032.0	2,160.2	2,552.6	2,626.4	2,964.6 (13.4%)	3,192.9 (13.2%)
大学	1,561.9	1,676.8	1,797.1	1,932.7	2,200.9 (9.9%)	2,398.3 (9.9%)
企業	10,254.7	12,273.6	12,975.4	14,509.7	17,019.8 (76.7%)	18,564.2 (76.9%)

注) 公共研究機関には国公立試験研究機関、政府出捐研究機関、その他非営利研究機関を含む。資料：2006 科学技術研究開発活動調査 (科学技術部)

#### ロ. 職務発明制度の運用目的及び趣旨

前述したように 21 世紀の世界経済が知識基盤経済へ移行することにより、発明及び新技術開発の創出主体が従来の個人から大学、研究所、企業に変わってきている。これを受



け、研究員、大学教授、企業の従業員、公務員の研究開発及び発明意欲を奨励するため、職務発明制度をどのように運用するかという部分が国家と企業などの重要な知的財産戦略となりつつある。

職務発明制度は発明を創出できる基盤、すなわち、研究開発（R&D）投資と施設などを提供した使用者と創造的な努力によって発明を完成した従業員間の利益を合理的に調整することで、使用者にはより積極的な投資を誘導する。また、従業員には経済的な報償提供により、創造的な発明に邁進できるよう支援し、従業員と使用者の両者が共生するための制度である。

すなわち、職務発明制度は使用者に知的財産を安定的に実施できる基盤を提供し、従業員には権利の帰属及び正当な報償を保障することで、知識創造の好循環システムを構築し、国家及び企業の発展を追求するのが目的である。

## 2. 職務発明活性化のための法・制度の改善

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 ジョン・イルナム

### イ. 職務発明法制（発明振興法）の改正推進

2004. 2. 2の大統領年頭業務報告時に大統領は“企業の投資や研究革新を誘導する方向に職務発明のインセンティブを研究すること”を指示したことにより、公聴会及び関係部署の協議を経て“職務発明報償制度の改善方案”を整備し、第27回国務会議（6. 15）の時に大統領に報告した。

職務発明報償に対しては政府の直接介入を最小化し、民間の自律性を尊重するという基本方向を確定し、今後の法制整備及び政府施策推進時の準拠基準にするようにした。

① 企業、研究所などの職務発明報償制度の導入拡大を推進することを決めた。技術移転促進法上の公共研究機関の範囲を拡大し、所属研究員が技術料の純収入額の50%以上という十分な報償を受けられるようにした。また、政府R&D事業参加企業の職務発明報償制度導入を誘導するため、R&D支援プロジェクト協約締結時に職務発明報償計画書を添付するようにした。そのため、産業資源部は2004年10月に産業技術開発事業の運用要領管理指針を改正したことがあり、現在同制度を積極的に施行中である。

② 職務発明関連法令を整備することを決めた。特許法と発明振興法に散在している職務発明関連規定を統合し、体系的に規定することで、職務発明制度に対する使用者と従業員の予測可能性を高めた。また、権利関係及び手続きなどに対して明確に規律することで、紛争発生を最小化する方向に推進することにした。

③ 民間職務発明報償の拡大を積極的に誘導することを決めた。企業が自発的に報償規定を制定できるように、職務発明報償規定の標準案を作成、配布し、各種教育及び説明会を通じ、職務発明制度に対する認識向上及び広報を強化することにした。

## ロ．現行法制の現況及び問題点

## 1) 職務発明法制の現況

世界各国は知的財産の戦略的価値を認識し、知的財産権の創出・活用の好循環システムを構築するための法律の形態は異なるものの、そのほとんどが職務発明制度を備えており、職務発明を活性化するための多角的な施策を国レベルで推進している。

韓国の場合には職務発明の概念、効果及び報償などの実態的な事項を規定している特許法と、民間の職務発明報償実施支援、自由発明の取扱い、職務発明の出願留保などの手続きといった事項を規定している発明振興法を職務発明制度の法的根拠として運用した。

＜表IV-1-5＞ 主要先進国の職務発明制度の比較

区分	韓国	ドイツ	イギリス	日本	米国
法的根拠	特許法 発明振興法	従業員発明に 関する法律	特許法	特許法	一部州法、判例 (連邦技術移転 法)
職務発明概念	各国が類似				
職務発明帰属	発明者	発明者	使用者	発明者	発明者
報償基準	正当な報償	別途指針 (拘束力なし)	正当な報償 (考慮事項の 列挙)	正当な報償	—
最低報償制	公務員の 場合 50%	—	—	公務員の 場合 10～30%	連邦研究所 所属公務員 15%
職務発明紛争 調整機関	任意手続きであ り、実効性なし	仲裁前置主義	なし	なし	なし

使用者の権利	無償の 通常実施権	有償の 通常実施権	—	無償の 通常実施権	—
--------	--------------	--------------	---	--------------	---

## 2) 問題点

### イ) 職務発明報償制度の制度化における水準不足

技術競争力の確保によって国家間の新技術競争で優位に立つためには、優秀な職務発明の創出を通じ、国家技術革新を牽引することが何より重要である。そのためには成果に相応した適正な報償の実施が必要である。

しかし、2004年7月に国内の民間企業を対象に実施した職務発明報償制度の実態調査結果<sup>12)</sup>によると、職務発明報償制度を実施する企業は19.2%に過ぎず、今後報償制度を導入する意思がない企業も54.6%に達することが分かった。よって、企業の自発的な報償制度の導入を誘導する制度的措置の整備などの改善が急がれている。

### ロ) 職務発明法制整備の遅延による立法の空白の長期化

職務発明制度の根本的な問題であると同時に職務発明報償制度の実施率が低い原因の一つは、民間の職務発明報償を誘導し、合理的に規律するための職務発明法制が未だに整備されていないという点である。

これは職務発明制度を巡る使用者と従業員間の利害関係の対立及び労働部、科学技術部などの関係部署との意見調整が長期化し、経済・社会的な環境変化に符合する法制整備が適期に行われなかったことが原因であると言える。

すなわち、職務発明に対する合理的報償基準の皆無、職務発明の創出及び承継、報償な

<sup>12)</sup> 特許庁、産業資源部、労働部が共同で実施した。雇用保険に加入した30人以上の事業者のうち、アンケートに答えた2,053の企業中の19.2%に当たる392の企業のみが職務発明報償制度を実施していると答えた（2001年労働部調査時には15.6%のみが職務発明報償制度を実施）。2005年12月の職務発明報償実態調査における職務発明報償実施率は20.1%であった。

ど、職務発明に関するプロセス段階別に議論される権利関係を明確に規律できる手続き関連規定などが立法の空白状態のまま放置され、使用者と従業員間の紛争誘発及び共生協力を阻害する主要要因として作用している。

このような問題点が解消されなければ、企業の自発的な職務発明報償制度の導入は難しい。これは職務発明の活性化を深刻に阻害する結果をもたらすだけでなく、従業員の技術開発意欲低下による核心人材及び技術の流出をもたらし、国家と企業の競争力弱화에繋がる可能性が非常に高いと言える。

## ハ. 改正の推進経過

### 1) 推進背景

政府では従業員の職務成果に対する正当な報償体系確立を通じ、従業員の発明意欲を鼓舞することで職務発明を積極的に奨励するため、2001年2月に民間企業従業員の職務発明に対する報奨金支給に関する必要事項を大統領令によって定めるよう特許法を改正したことがある。

2001年3月に使用者が承継した職務発明の実施または処分に伴う純収入額の15%を報奨金として支給する最低報償制（Minimum Compensation）の導入を骨子とする特許法施行令改正案を整備した。しかし、民間の自律性侵害、純収入額算定が技術的に困難、企業の財政圧迫などの理由を提起した財界の反発及び関係部署間の意見対立により、法改正が無為になったことがある。

それ以降先進国の職務発明報償制度に対する研究サービス及び公聴会などを通じ、最低報償制導入の現実的な限界を認識し、政府では職務発明報償に対する政府の直接介入を最小化し、使用者と従業員の皆が共生できる合理的な法制を模索することに努力してきた。

前述したように、職務発明報償制度の改善方案報告を契機に2004年下半期から法制の統一的整備のための本格的な検討作業に着手し、外国法制の改正動向を綿密に把握すると同時に各界専門家の意見を聴き入れる作業を推進した。

これを通じ、職務発明報償に対しては民間の自律に任せるという大原則を遵守しながら、手続き関連規定を明確にし、職務発明に対する権利帰属、権利承継時点などに対する紛争余地を根本的に遮断する方向で改正作業に入った。

## 2) 政府案の確定段階

### イ) 発明振興法改正 T/F の発足

上述のように過去の法改正の失敗を教訓に職務発明の主要争点に関する最近の先進国の改正事例及び論議を元に政府でも本格的な法制整備に着手した。

何より使用者と従業員間に発生する様々な利害関係を事前に調律し、それを法案に反映することで利害関係者に対する受容性を高めるため、使用者及び従業員側の関係者と産業資源部、労働部、化学技術部などの関係部署の実務者及び学界や法曹界などの民間専門家を中心に法改正 T/F を 2005 年 2 月に発足した。

同 T/F チームを通じ、職務発明に関する手続き規定の新設妥当性の検討、民間の自律を尊重する方向への報償基準の改正など、核心的な争点事項に対する深度ある議論<sup>13)</sup>が行われた。また、後述する政府と利害関係団体間の合意案妥結に実質的な契機を提供した。

### ロ) 立法予告

改正法の主要骨子は大きく従業員の職務発明の申告及び使用者の承継意思通知義務の新設、発明振興法第 12 条の自由発明取扱い条項の削除、職務発明報償に関しての合理的な手続きによって民間が自律的に決定した報償を尊重する内容の報償基準整備であった。

立法予告段階で自由発明取扱い条項の削除及び報償基準改正に関し、科学技術界の利害

---

<sup>13)</sup> 2005年2月中旬に結成、4月初めに改正案を成案するまで3回の実務会議を開催

関係団体の集中的な問題提起とそれに対するメディア報道<sup>14)</sup>があったが、それ以降政府の仲裁を元に経営界、科学技術界間の協議と譲歩によって、7月初めに後述するような合意案を導出するに至った<sup>15)</sup>。

今回の合意はこれまでの利害関係対立に打ち勝ち、使用者と従業員全てが譲歩と妥協しながら共生する道を見つけるという考え方によって行われ、国家技術革新及び産業競争力の強化という側面で高く評価できると言える。

#### ハ) 政府案確定

利害関係団体との合意案妥結以降、規制審査及び法制処の審査を順調に終え、2005年10月4日の国务会議の議決及び大統領の許可を経て発明振興法の改正案が政府案として確定し、10月11日付で国会に提出された。

#### 3) 国会審議及び議決段階

政府案は国会に提出された翌日の10月12日付で産業資源委員会に回付され、法案審査小委員会の審議を経て12月2日に産業資源委員会で議決された。

この過程で既に提出された議員立法案、すなわち産業資源委員会キム・ギョフン委員の代表発議案<sup>16)</sup>と国防委員会パク・グンへ議員の代表発議案<sup>17)</sup>が政府案と統合、最終的に産業資源委員会の代案として議決された。また、一部自主修正を経て12月7日付けで法制司法委員会を通過した。

<sup>14)</sup> “発明振興法契約論難” (ハンギョレ、6. 14)、“新しい発明振興法でば特許権取れない” (ハンギョレ、6. 18)、“科学技術人連合発明振興法改正案に強く反発” (釜山日報、6. 22)

<sup>15)</sup> 政府側代表として特許庁長、経営界側代表として経総常任副会長、科学技術界側代表として韓国科学技術団体総連合会事務総長、韓国科学技術人連合の運営委員など、政府と利害関係団体側の代表が7月6日に会い、争点事項に対する最終協議の末、合意案に妥結

<sup>16)</sup> 発明振興法改正案：職務発明関連紛争の迅速かつ経済的な解決を図り、訴訟外の代替的紛争解決の活性化のため、発明振興法第29条の産業財産権紛争調整委員会の調整効力を従来の民法上契約の契約から裁判上の和解に強化する内容が主要骨子（産業資源委員会の代案に反映）

特許法改正案：特許法第40条第2項及び第3項を改正、民間が合理的な手続きによって自立的に決定した報償を尊重する内容が主要骨子（政府案に既に反映）

<sup>17)</sup> 発明振興法第10条の職務発明報償審議委員会の設置・運営を義務化、職務発明報償額に対する意見を調整し、客観的な報償額算定を誘導しようとする内容が主要骨子（産業資源委員会の代案に未反映）

定期国会最終日の 12 月 9 日の本会議の処理案件として上程されたが、当時の私学法通過による国会空転のため、2006 年 2 月 9 日の臨時国会で改正案が本会議を通過した。

## 二. 主要改正内容

### 1) 職務発明関連規定を発明振興法に統一

職務発明に対する全般的な事項を単一法で統一して体系的に規律するため、特許法の職務発明関連規定（第 39 条、第 40 条）を発明振興法に移管し、職務発明法制を発明振興法に単一化した。



<表IV-1-6> 職務発明法制の改正前後の比較

旧法	改正法
< 特許法 >	< 発明振興法 >
第39条（職務発明）	[第2節 職務発明の活性化]
第40条（職務発明に対する報償）	■ 職務発明の意義
+	第8条（職務発明）
< 発明振興法 >	第9条（職務発明報償制度の実施及び支援施策）
[第2節 職務発明の促進]	■ 職務発明の手続き
第8条（職務発明報償制度の実施）	第10条（職務発明完成事実の通知）
第9条（共同発明の承継）	第11条（承継意思の通知）
第10条（報償審議委員会）	第12条（共同発明に対する権利の承継）
第11条（自由発明とみなす職務発明）	■ 職務発明の報償
第12条（秘密維持の義務）	第13条（職務発明に対する報償）
第13条（職務発明の出願留保など）	第14条（出願留保時の報償）
第14条（特許法などの準用）	第14条の2（職務発明審議委員会）
第38条（罰則）	■ 職務発明の紛争など
	第14条の3（職務発明関連紛争）
	第14条の4（秘密維持の義務）
	第38条（罰則）

■ : 新設条項

—— : 削除条項

## 2) 従業員の職務発明完成事実の通知義務新設（法第 10 条）

従業員が職務発明を完成した時にはその事実を使用者に文書で通知するようにし、通知時点は到達主義を取って、通知書が使用者に到達した時にした。

また、通知方法は文書主義を採択し、書面及び電子文書による通知の両方を可能にした。最近大多数の研究所の場合、内部オンライン決裁システムを活用して文書を交換している現実を十分に反映したものであった。

更に、通知内容に対しては発明者、発明者の持分率（共同発明時）、発明の内容（名称、種類、職務関連性、明細書）などの事項を企業設定に合わせ自律的に運営できるよう民間に委任した。

## 3) 職務発明に対する使用者の承継意思の通知義務新設など（法第 11 条）

従業員から職務発明完成事実の通知を受けた使用者は大統領令が定める期間内（4ヶ月以内）にその承継意思を文書で通知するようにした。

また、予約承継規定がない場合の従業員の通知に対しては、これを発明に対する権利の承継意思を聞く通知ではなく、単純に発明の完成事実を報告することに過ぎないという効果を付与し、従業員の意思に反して使用者がその発明に対する権利の承継を主張できないようにした。

大統領令が定める期間内に使用者が職務発明に対する権利の承継意思を通知した場合、その権利は使用者に承継されたものとみなし、使用者の権利承継時点を明確にした。

更に、使用者が大統領令が定める期間内に職務発明に対する権利の承継意思を通知しない場合には当該発明に対する権利の承継意思がないものとみなし、発明を行った従業員にその権利を帰属させる。この場合、使用者などはその発明を行った従業員などの同意を得ないで通常実施権を持つことができないようにし、旧法第 11 条の職務発明の自由発明扱い条項の趣旨を反映した。

今回の改正立法を通じ、今後の職務発明に対する使用者と従業員間の権利関係をプロセス別に図式化すると次のように整理できる。

<表IV-1-7> 新設された職務発明手続き規定による権利関係



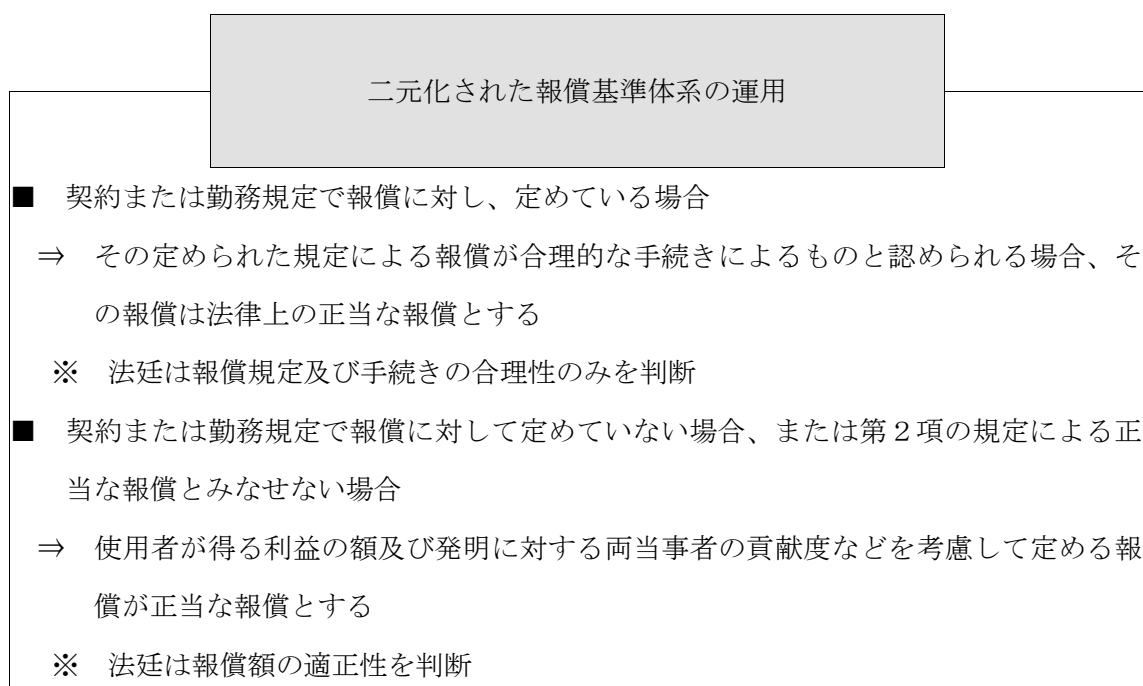
## 4) 職務発明に対する合理的な報償基準の整備 (法第 13 条)

契約または勤務規定で職務発明に対する報償を定めている場合、その定められた規定により、使用者と従業員が協議して決定した報償が合理的な手続きによるものと認められれば、これが法律上の正当な報償として尊重されるようにした。

合理的な手続きであるか否かの判断に必要な手続き要素としては、報償額及び報償形態を決定するための基準の策定状況、当該基準の提示状況、報償決定時の従業員の意見など、報償額（形態）の決定及び至急までの全過程における合理性判断に不可欠な手続き要素を提示した。

契約または勤務規定で職務発明に対する報償を定めていないか、第 2 項の規定による正当な報償とみなせない場合、報償額を決定するに当たっては従来と同じ基準を適用し、発明によって使用者などが得た利益とその発明の完成に使用者ら及び従業員らが貢献した程度を考慮するようにした。

以上から、今後改正される報償基準体系を要約すると次のように整理できる。



5) 職務発明の出願留保要件の緩和及び報償義務の強化（法第 14 条）

職務発明に対する権利を承継した使用者が出願を留保しようとする場合、従業員の同意を要する規定を削除した。

また、出願留保時に対する報償の活性化のため、使用者が従業員から職務発明に対する権利を承継した後、出願していない場合などに対しても報償を行わなければならないことを明示し、出願留保時の報償額決定要因をより具体化した。

6) 職務発明紛争に関する訴訟外の代替的な紛争解決手続きの強化（第 14 条の 3、第 29 条の 6）

職務発明に関し、使用者と従業員間に紛争が発生する場合、法第 29 条の規定による産業財産紛争調整委員会の調整を申請できるようにし、国民が同制度を利用しやすくした。同規定を新設しなくても職務発明に関する紛争発生時に産業財産権紛争調整委員会に調整を申請できるが、これまでに同制度に対する広報及び民間の認識不足により、制度が持つ有用性にもかからわず、活用度が低かったことに対する補完策の一環として新設された。また、法第 29 条の 6 の産業財産権紛争調整委員会の調整効力が従来の民法上の契約から裁判上の和解に強化された。

同内容はキム・ギョフン議員の代表発議案の内容を反映したもので、これまでに調整決定の実効性が足りず、同制度の活性化を妨げていたが、調整決定の効力が強化されたことにより職務発明関連紛争に対する代替的な紛争解決が活性化されるものと期待される。

7) 秘密維持義務の範囲を明確化（法第 14 条の 4）

職務発明に対する従業員の秘密維持義務の範囲を明確にするため、職務発明に対する権利が使用者が承継しないことが確定した場合には、秘密維持義務を負担しないことを明示した。

旧法の規定では“従業員などは職務発明を出願するまで”発明の内容に関する秘密を維持するようになっており、秘密維持義務の主体が従業員のみであることを明らかにしているだけで、出願主体が誰であるか、職務発明に対する権利所有とは関係なく義務を負担するのかに対する明確な規定がなかった。

よって、使用者が出願主体であることを明示し、従業員が負担することになる秘密維持義務の対象を明確にした。また、使用者が職務発明に対する権利を承継しないことにより、従業員に権利が帰属される場合、その出願主体は従業員になるため、発明に対する権利の所有者に秘密維持義務を負担することは不当である。この場合には従業員に対する秘密維持義務を負担しないことにした。

すなわち、職務発明に対する従業員の秘密維持義務の枠組みは維持するが、その義務を負担しない場合を明確にし、両当事者間の不必要な紛争余地を事前に予防した。

### 3. 改正職務発明制度の国民への広報

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 ジョン・イルナム

#### イ. 職務発明報償実態調査 (2006 年)

企業、大学、公共研究所の職務発明報償制度運営実態を調査・分析し、職務発明関連法・制度の改善及び政策樹立に活用するため、2004 年から毎年実施している。

##### <調査概要>

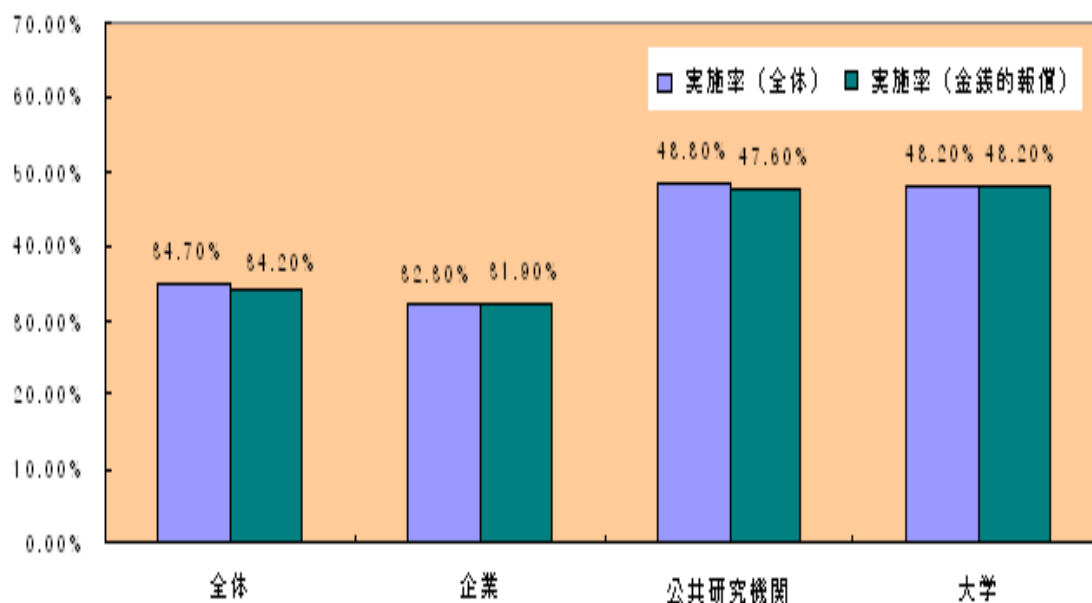
- 調査期間：2006 年 11 月 3 日～12 月 2 日（1 ヶ月）
- 主管：特許庁（2001 年、2004 年、2005 年に続いて 4 度目の調査である。）
- 調査機関：韓国知的財産研究員（コリアデータネットワーク）
- 調査対象：
  - － R&D 活動をしている企業のうち、産業別、規模別に 2,213 の企業選別
  - － 技術移転促進法第 2 条第 5 項規定による国内 262 の公共研究機関
- 標本誤差：95%信頼水準で最大許容誤差±2.15%
- 応答回収率：61.78%（計 1,529 の機関が応答）
  - － 企業 59.01%、公共機関 85.11%
- 主要調査内容
  - － 職務発明報償制度の細部実施現況
  - － 職務発明報償制度の認知度及び未実施要因
  - － 職務発明報償制度活性化のための政府の役割及び改正法制に対する認知度及び評価など

## 調査対象母集団の変更など

- 2005年までの実態調査は30人以上の企業10,000社を母集団としていたが、
- 今回の調査では現在R&D活動を行っている企業6,300社のうち、産業別、企業別のバランスを考慮し、2,213の企業を調査対象として選別
- また、今回の調査では民間企業その他、大学、公共研究機関の職務発明実態調査を追加

企業の職務発明実施率は32.3%<sup>18)</sup>と前年に比べ12.2%P上昇した。これは調査対象母集団の変更によるものであり、全体（企業、大学、公共研究機関）の職務発明報償実施率は34.7%である。今年初めて調査を実施した大学及び公共研究機関はそれぞれ48.8%と47.6%の実施率をみせ、民間企業に比べ相対的に高いことが分かった。

＜職務発明報償の実施率＞

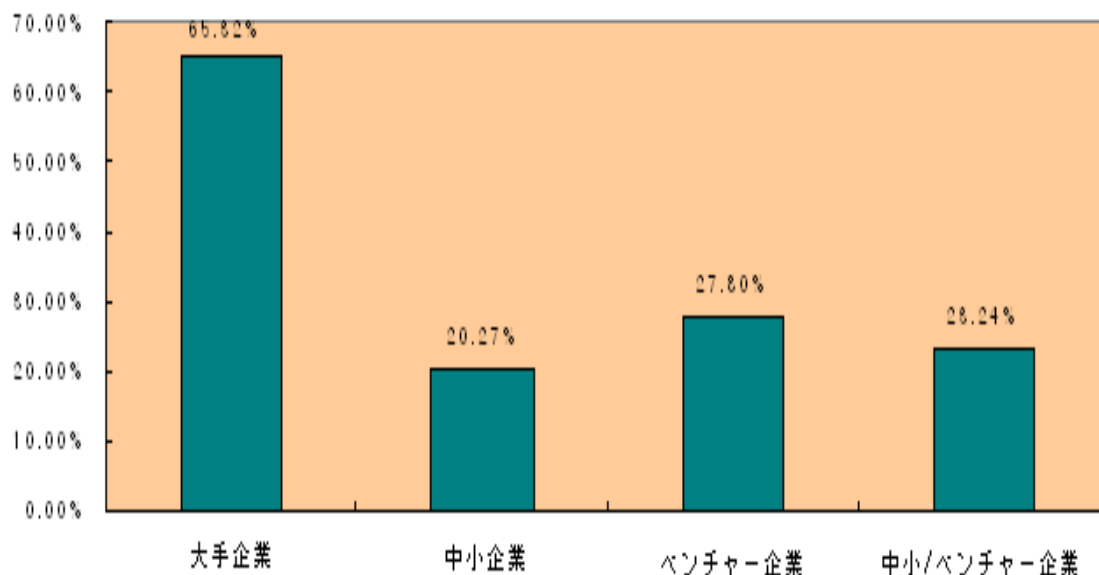


企業規模別の実施率は大手企業が65.3%、中小企業が20.7%、ベンチャー企業が27.8%であり、大手企業と中小企業の差は大きかった。

<sup>18)</sup> 職務発明報償実施率2004年（19.2%）→2005年（20.1%）→2006年（32.3%）



＜企業規模別職務発明報償の実施率＞



職務発明報償制度の認知度に関しては、“聞いたことがある”が61.1%と前年(60.9%)に比べ小幅上昇した。職務発明報償制度未実施の理由としては、職務発明報償制度は必要ない(26.2%)、勤労者が職務上発明したものは会社に帰属するのが当然(18.2%)、報償金の客観的な算定が困難(15.5%)という答えが多かった。

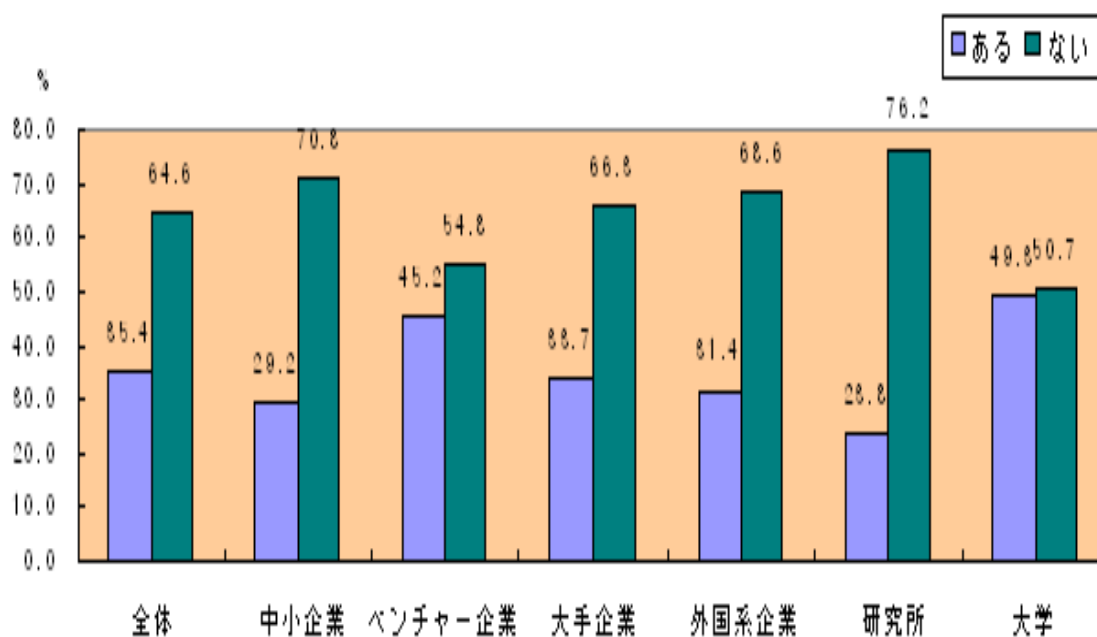
＜職務発明報償制度の認知度＞

	全体	中小企業	ベンチャー企業	大手企業	外国系企業	研究所	大学
(1) 全く知らない	12.2%	16.9%	11.7%	6.0%	15.6%	6.1%	5.7%
(2) よく知らない	26.7%	35.7%	27.6%	12.9%	18.8%	23.2%	15.6%
(3) ある程度知っている	45.1%	40.4%	47.7%	46.4%	42.2%	50.0%	54.6%
(4) よく知っている	16.0%	7.0%	13.0%	34.7%	23.4%	20.7%	24.1%
知っている	61.1%	47.4%	60.7%	81.1%	65.6%	70.7%	78.7%

知らない	38.9%	52.6%	39.3%	18.9%	34.4%	29.3%	21.3%
【平均：4点満点】	(2.65)	(2.37)	(2.62)	(3.10)	(2.73)	(2.85)	(2.97)

職務発明報償制度の今後の導入計画に対しては“導入計画がある”が 35.4%<sup>19)</sup> と前年に (28.8%) に比べ 6.3% 上昇した。

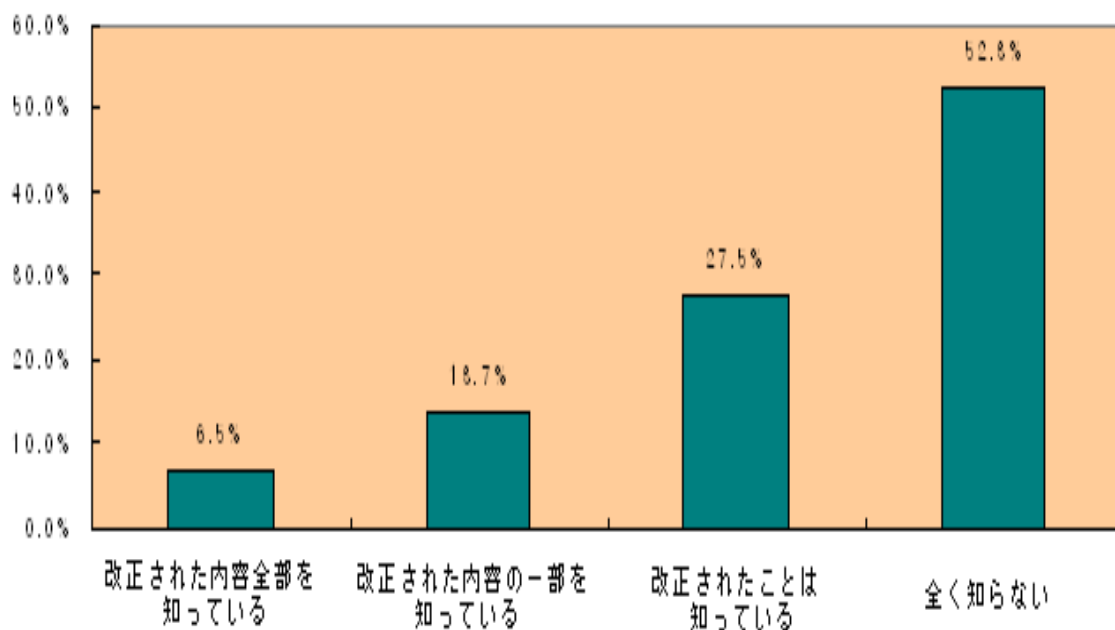
<今後職務発明報償制度を導入する計画があるか否か>



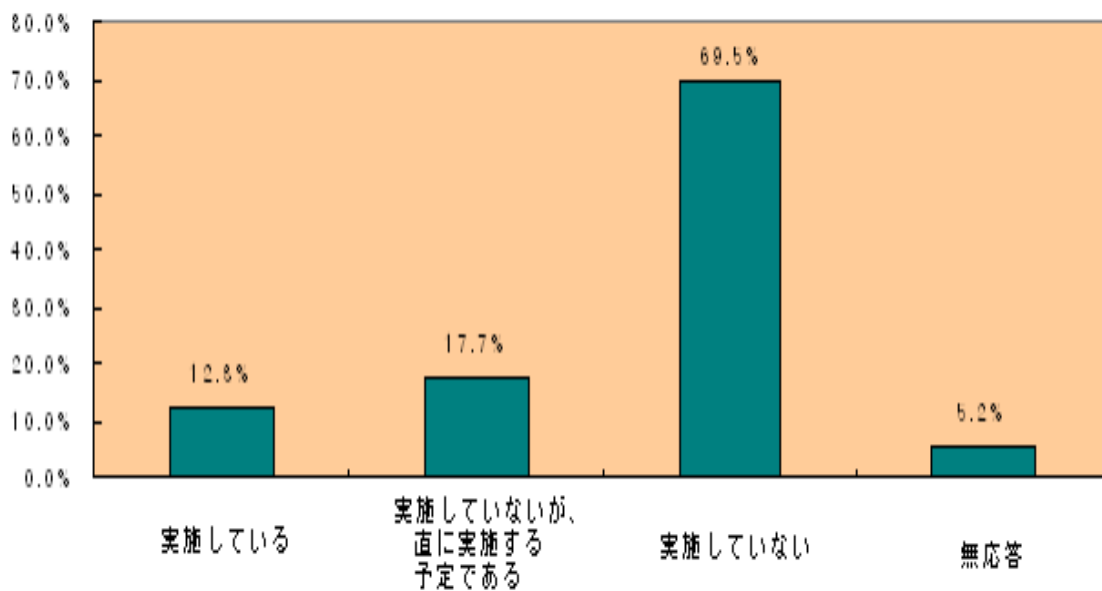
改正職務発明法制に対する認知度調査では“知っている”が 47.7%と、実施してから間もないにもかかわらず認知度が高かった。しかし、改正された内容全部を知っている機関は 6.5%に過ぎず、今後具体的な内容に対する広報が必要であることが分かった。現在は職務発明報償制度を実施していないが、直に改正された発明振興法による職務発明報償制度を実施予定の機関は 17.7%であった。

<sup>19)</sup> 2004年 (45.4%) →2005年 (58.8%) →2006年 (35.4%)

<改正職務発明制度に対する認知度>



<改正職務発明制度の導入意思>



ロ．国民への広報

1) 広報目標及び戦略

改正職務発明法制は 2006 年 3 月 3 日に公布され、2006 年 9 月 4 日から施行された。改正職務発明制度の民間への早期定着を誘導するため、2006 年に特許庁の重点広報課題として選定し、国民への広報に邁進した。

企業の職務発明報償に対する自発的な実施を誘導するため、改正制度に対する当為性を広報対象別に広報し、法改正の趣旨が国民全体に早急に拡散できるよう様々な広報チャンネルを通じて積極的に広報した。

一般国民を対象に職務発明報償の必要性和効果を積極的に広報し、正当な職務報償の拡散を誘導した。また、改正職務発明制度が使用者と従業員全てが共生できる最適のモデルであることを認識させ、使用者（企業）が実質的な職務報償規定を整備するよう、積極的に誘導する広報目標を設定した。

2) 詳細推進実績

イ) 政策顧客別広報戦略の差別化

企業 20) に労・使間の報償関連紛争事例が伝播することによって報償規定の早急な整備を誘導することに注力し、大学・研究機関の場合は実際に適用される核心内容を中心に説明会を開催した。

一般国民には職務発明報償に対する友好的な社会的雰囲気作りと同制度活性化のため、一般国民の目の高さに合わせた感性的な放送プログラムなどの映像を製作して広報した。

ロ) 重点広報メッセージを発掘、戦略的に広報

<sup>20)</sup> 大手企業：韓国経営者総協会、全国経済人連合会などと協調、大手企業の特許担当者対象に説明会を別途に開催  
中小企業：主要業種別団体とテクノパーク入店企業などを対象に全国単位の説明会を開催（企業に直接訪問して説明会を実施）

“職務発明の導入が企業の生存戦略である。”という趣旨で企業及び大学・公共研究機関に対し、職務発明に対する報償未実施によって研究員の研究意欲の低下及び技術流出など、企業の生存と直結することを説明し、発明者（従業員など）に対する正当な報償が研究意欲を鼓吹し、国家・企業の競争力を向上することを広報した。



職務発明が長期的な観点で現実的な発明家と潜在的な発明家の養成を通じて国家競争力を強化すると共に、職務発明活性化により理工系の人材を国家の核心中枢として育成するという大きな役割をすることを強調した。

#### ハ) 広報効果を最大化するための広報チャンネルの変化

企業、大学及び公共研究機関などの主要技術革新主体を対象に需要者中心の説明会を実施した。また、核心顧客に対する広報のため、民間企業<sup>21)</sup>、大学<sup>22)</sup>の主要関係者で構成された政策フォーラム及びセミナーに参加し、テーマ発表を行った。

<sup>21)</sup> 多数の企業特許管理者が参加している三星経済研究所（SERI）フォーラム（知識財産経営戦略研究会）の定期セミナーを活用

<sup>22)</sup> 大学技術移転協会（40個余りの会員大学で構成）フォーラムを活用

改正制度に対する専門家階層の理解を助けるため、関連団体の発行雑誌寄稿及び改正制度が施行される9月まで毎月、改正職務発明制度の核心内容を PCRМ で広報した。また、K-TV 企画プログラム出演などを通じた広報も実施した。

## ニ) 顧客水準別広報コンテンツの製作・普及

企業・大学など政策顧客の類型と顧客別職務発明制度の実施水準を考慮し、様々な広報コンテンツを製作した。改正職務発明制度の紹介資料を製作し、説明会の教材として活用した。また、一般人の目の高さに合わせた改正制度の広報パンフレット 23) を作成・配布した。企業の特許担当者などが直接実務に活用できるよう改正制度の核心内容に対する質疑応答集 24) を作成した。

改正制度を反映した標準職務発明報償規定を製作・普及し、改正制度に符合する企業内部規定の早急な制・改定のため、企業及び大学用の標準職務発明報償規定を作成・普及した。

## ホ) オン・オフラインによるアクセス強化

特許庁ホームページ、NAVER の特許ページなどに「改正職務発明制度」コーナーを開設し、各種広報コンテンツを掲載した。E-book、PDF ファイルなど様々なフォーマットの資料を提供し、企業などの需要者が容易にアクセスできるよう便宜を向上した。

改正法を反映し、国民を対象とした映像を製作・普及した。

### < 訪問巡回説明会、歓談会などの開催実績 >

対象	推進内容
利害関係者、一般国民	改正職務発明制度の説明会
利害関係者、一般国民	改正職務発明制度の説明会

<sup>23)</sup> 「職務発明制度こんな風になりました。」など

<sup>24)</sup> 「問答式で習う改正職務発明制度」など

カトリック大学の教授、研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
TGIC デジタル（株）の研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
大学技術移転協会首都圏支部所属 大学の特許担当者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
SK テレシス研究所の研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
（社）大徳バレーベンチャー連合会 所属企業	改正職務発明制度の“訪問説明会”
大学技術移転協会嶺南支部所属 大学の特許担当者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
ウジン工業（株）の研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
特薬会（製薬分野特許技術協議会）所属 の特許担当者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
（株）グァンリム研究員の技術研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
（財）松島テクノパーク技術移転センター 所属企業	改正職務発明制度の“訪問説明会”
（株）大宇建設の技術研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
釜山中小企業総合支援センター関連企業	改正職務発明制度の“訪問説明会”
忠北大学産学協力団の研究員、教授	改正職務発明制度の“訪問説明会”
（株）現代オートネットの研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
浦港工科大学の研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
光州南区庁の公務員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
全南知的財産センター所属企業 （順天光陽商工会議書）	改正職務発明制度の“訪問説明会”
済州島畜産振興院の研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
自動車部品研究院の研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”

慶南道庁（昌原知識センター）の公務員 光州広域市（全南大学）の研究者、企業	改正職務発明制度の“訪問説明会”
国防科学研究所の研究者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
韓国発明振興会 （機械、金属関係者）	改正職務発明制度の“訪問説明会”
現代モービス（株）技術研究所の研究者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
三星電気（株）の研究者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
電子部品研究員の研究者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
忠南大学の研究者	大徳特許アカデミーのテーマ発表
順天大学の研究者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
仁荷大学の研究者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
（財）全南テクノパークの企業	改正職務発明制度の“訪問説明会”
ソウル特別市（江原道庁を含む）の公務員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
江陵大学の研究者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
大邱テクノパークの企業 富川施設管理公団の研究者 大宇造船海洋の研究者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
産業技術振興協会の会員会社	改正職務発明制度の“訪問説明会”
蔚山大学の研究者	改正職務発明制度の“訪問説明会”
光州テクノパークの企業	改正職務発明制度の“訪問説明会”
高麗大学の研究者	特許流通フェスティバルの知的財産会議
忠南大学の研究者	大徳特許アカデミーのテーマ発表
国際知的財産研修院	職務発明研究会歓談会
知的財産経営戦略研究会	年次会議のテーマ発表



仁川商工会議所の企業	改正職務発明制度の“訪問説明会”
朝鮮大学の研究員	改正職務発明制度の“訪問説明会”
発明振興会 (企業職務発明担当者)	企業などの職務発明担当者の歓談会
利害関係者、一般国民	第10回職務発明研究会セミナー

#### 4. 国有特許活用の促進

産業財産政策本部産業財産進行チーム工業主事補 ソ・スングユ

##### イ. 国有特許の概念

国有特許とは国家公務員の職務発明を国家が承継し、国家名義で登録した特許を指す。

発明振興法第8条第1項、第2項は公務員（国公立大学内に専担組織が設置された国公立大学の教職員は除く）が行ったその職務に関する発明は国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明をしようとした行為が公務員の現在または過去の職務に属する発明に対しては国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第8条第4項は国家が承継した国家公務員の職務発明によって得られる特許権を国有特許とし、これに対しては特許庁長が処分または管理するように規定している（地方公務員の職務発明による特許は地方自治体が管理）。

特許庁は‘公務員職務発明の処分、管理及び報償などに関する規定（大統領令）’に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合には発明者の公務員に登録報償金を、国有特許が民間部門に移転または実施され、処分収入金が発生した場合には処分報償金をそれぞれ支給している。

##### ロ. 国有特許の登録現況

2006年12月末まで国有特許（実用新案、デザインを含む）は計1,589件が登録され、2005年の1,414件から約9%程度増加した。総登録権数のうち、特許及び実用新案が90%を占め、デザインは7%程度である。

2006年に新規に登録された国有特許は223件であり、2005年の新規登録件数187件より多少増加した。

＜表IV-1-8＞ 年度別国有特許の保有現況

(単位：件数)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計					備考
	特許	実用 新案	デザ イン	海外 特許	計		特許	実用 新案	デザ イン	海外 特許	計	
1993	6	1	4		11	1 (特)	20	9	5	-	34	
1994	8	1	-	-	9		28	10	5	-	43	
1995	3	4	-	-	7		31	14	5	-	50	
1996	15	2	1	-	18		46	16	6	-	68	
1997	38	8	4	2	52	1 (特)	83	24	10	2	119	
1998	100	16	2	2	120		183	40	12	4	239	
1999	101	14	13	2	130	5 (実4、デ1)	284	50	24	6	364	
2000	111	52	24	3	190	2 (特1、実1)	394	101	48	9	552	
2001	122	41	18	4	185	5 (実3、デ2)	516	139	64	13	732	
2002	149	45	25	6	225	7 (特1、 実4、デ2)	664	180	87	19	950	
2003	153	36	11	2	202	38 (特30、 実6、デ2)	787	210	96	21	1,114	
2004	171	54	6	2	233	48 (特40、 実5、デ3)	918	259	99	23	1,299	
2005	147	31	4	5	187	72 (特52、実20)	1,013	270	103	28	1,414	
2006	163	44	7	9	223	48 (特34、実14)	1,142	300	110	37	1,589	

## ハ. 国有特許の活用現況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または出願中の職務発明に対し、特許を受ける権利などを売却、専用実施件または通常実施権を設定し、民間企業などが国有特許技術を活用するように誘導することを指す。

国有特許権活用のための実施件数は 2001 年に大幅に増加して以来、持続的に増加し続けている。2006 年には 149 件の有償または無償通常実施及び専用実施契約を締結し、合計 6.4 億ウォンの実施料収入を得た。

また、特許庁は国有特許権の活用度向上のため、発明機関の担当者に対する教育及び発明機関との連携を通じ、国有特許活用促進のための積極的な広報活動を展開している。また、国有特許技術の目録及び技術内容などを特許庁ホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) と IP-Mart (<http://www.ipmart.or.kr>) に公開し、一般人が簡単にアクセスできるようにしている。

<表IV-1-9> 年度別国有特許の実施現況

年度	区分	実施許諾 (件)			実施料収入
		有償	無償	計	
1992		1		1	2,510,390
1993		1		1	25,153,160
1994		4		4	9,046,480
1995		4		4	8,129,220
1996		5		5	1,224,138,170
1997		5		5	5,345,180
1998		15	3	18	87,806,690

1999	21	3	24	92,209,090
2000	29	7	36	67,319,550
2001	62	-	62	198,335,690
2002	57	-	57	188,884,880
2003	53	-	53	218,688,030
2004	82		82	269,426,980
2005	98	-	98	301,989,530
2006	129	20	149	530,978,170
計	566	33	599	3,229,961,210

## ニ. 国有特許の登録、処分報償金の支給拡大

特許庁は公務員職務発明を奨励し、国有特許活用を促進するため、‘公務員職務発明の処分、管理及び報償などに関する規定’を改正（2004年12月）し、2005年から職務発明者に支給する処分報償金の水準を大幅に上向き調整した。

従来の処分報償金は登録された権利または出願中の権利を有償で処分した場合、その処分収益金を基準に10%～30%を処分報償金として支給していたが、改正後には一括して処分収益金の50%を職務発明者に支給するようにしている。

2006年には計232件に対し、3億3千5百万ウォン余りの処分報償金が支給した。また、計193件の新規登録国有特許権に対し、7千4百万ウォン余りの登録報償金を支給した。

＜表IV-1-10＞ 国有特許の登録・処分報償金の支給現況

(単位：ウォン)

区分	登録報償金		処分報償金		機関褒賞金	
	支給 件数	支給額	支給 件数	支給額	支給 件数	支給額
1992	3 (特)	3,000,000	1	602,060		
1993	10 (特5、実1、デ4)	6,700,000	1	3,615,300		
1994	9 (特8、実1)	8,500,000	4	2,209,200		
1995	6 (特3、実3)	4,500,000	4	2,025,840		
1996	18 (特15、実2、デ1)	16,300,000	5	125,703,830		
1997	39 (特28、実8、デ3)	32,900,000	5	1,471,320		
1998	32 (特26、実3、デ3)	27,350,000	2	603,210		
1999	114 (特96、実18)	103,050,000	13	13,097,560	1	1,000,000
2000	166 (特129、実15、デ22)	133,339,900	29	26,095,680	4	4,000,000
2001	231 (特157、実45、デ29)	145,059,000	67	42,355,450	2	2,000,000
2002	193 (特148、実20、デ25)	93,162,000	111	113,594,710	12	16,000,000
2003	106 (特87、実4、デ15)	44,290,000	72	63,138,260	7	11,000,000
2004	117 (特109、実7、デ1)	48,647,500	114	75,482,310	6	14,000,000
2005	148 (特125、実21、デ2)	58,724,850	111	129,488,650	—	—
2006	193 (特168、実16、デ9)	74,759,980	232	335,879,130	10	22,000,000

## 第2章 地域の知的財産創出基盤の強化

### 第1節 地域の知的財産創出インフラ構築

#### 1. 地域知的財産センターの運営

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 シン・スンホ

##### イ. 推進背景

特許庁は地域の中小企業における知的財産創出活動を積極的に支援するために、地域別に拠点を整備して知的財産サービスを強化している。地域知的財産センターは1978年から、15の市・道商工会議所を指定して特許資料を利用できるように運営する地方特許資料閲覧所に位置している。2000年に同閲覧所を‘地域特許情報支援センター’に改編、特許情報サービス及び知的財産権の請願相談などを提供し、2004年1月にさらに改編して地域知的財産センターが設立された。

2006年まで特許庁は31箇所の地域知的財産センターを運営してきており、同センターを通じて特許情報サービスの提供、知的財産権の総合請願相談及び知的財産権の説明会など、地域に特化した事業を遂行している。

##### ロ. 地域知的財産センターの事業内容

###### 1) 基本方向

地域知的財産センター運営の基本方向は、地方化時代に地域知的財産センターを地域の総合的な知的財産支援インフラとして、地域住民が利用しやすい地域知的財産センターを通じ、出願相談のみならず、特許情報の検索、特許技術の事業化及び取引に関する総合コンサルティングの提供などをワンストップで解決すると共に、地域別の前提条件に合った

特性ある事業発掘を奨励することで地域別技術革新力量の強化と地域経済発展を図るところにある。

## 2) 事業目標

地域の発明風土作り及び知的財産権の認識向上、地域内の知的財産権創出促進及び積極的な活用、地域企業の知的財産権確保による競争力強化と地域経済の発展を事業目標としている。

## 3) 主要機能

地域知的財産センターは地域の人々に特許情報サービスの提供及び知的財産権の総合請願相談、知識基盤構築のための知的財産説明会及び教育課程の運営、地域内の知的財産権創出促進、活用増大及び事業化の支援、地域発明振興のための各種大会及び展示会などの行事開催、知的財産権総合支援体制構築を通じたワンストップサービスの提供など、様々な機能を地方自治体などの関連機関との有機的な協調体制の中で遂行している。

また、2006年から地域の知的財産の創出・活用のための様々な新規事業の開発と事業予算の大幅拡大を通じ、地域知的財産センターを地域知的財産権創出の前進基地として育成し、地域別発明の月という行事の開催などで地域民の発明に対する認識を向上させる。一方、センター間の発展的な競争体制構築などを通じ、地域民により質の高い知的財産サービスを提供するために努力している。

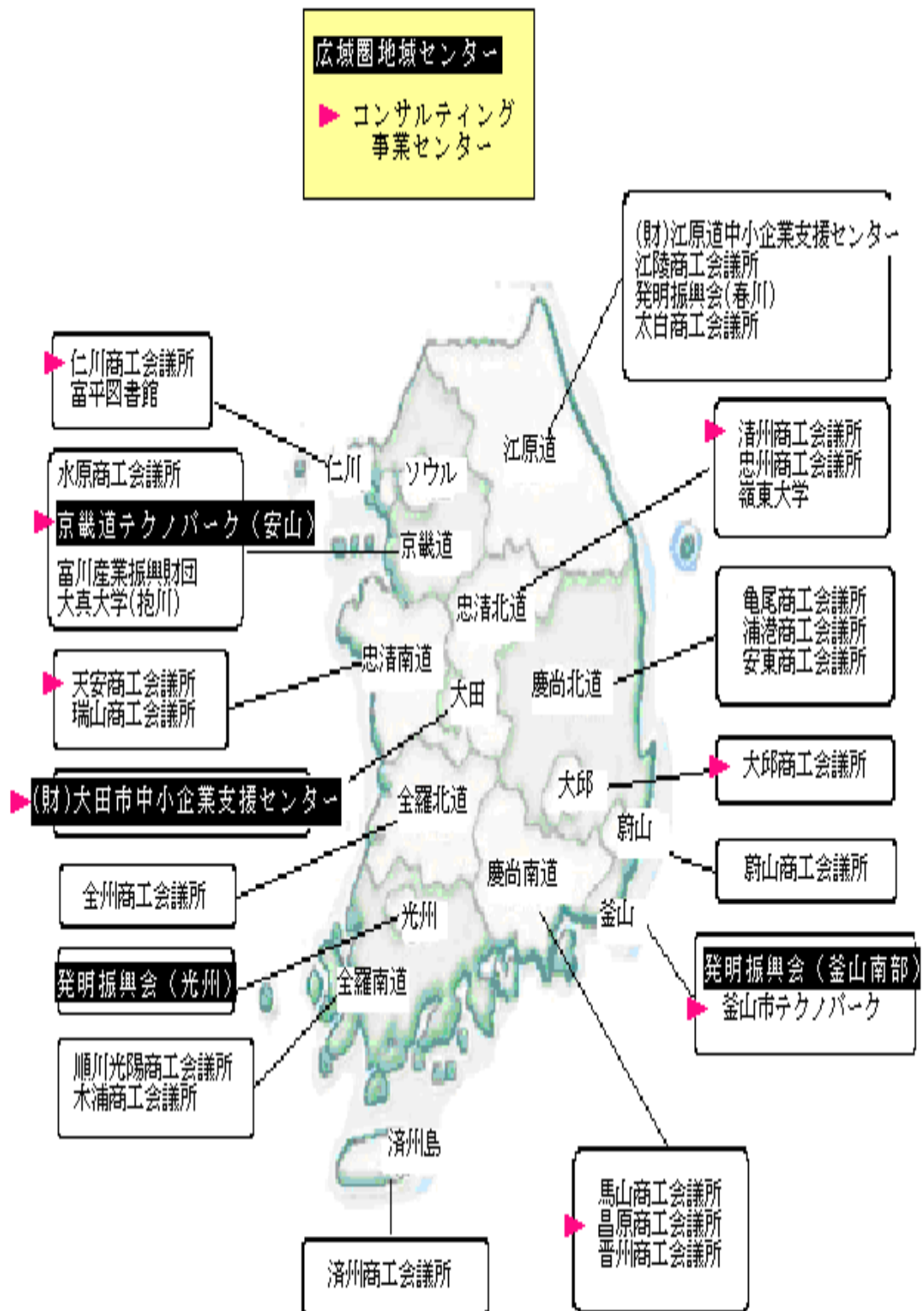
<表IV-2-1> 運営主体別事業遂行機関

運営機関	地域センター（専担人員）	備考
発明振興会支部	釜山南部（4）、光州（4）、春川（3）	発明奨励官を含む



地域商工会議所	大邱（２）、仁川（２）、蔚山（２）、水原（２）、清州（２）、天安（２）、亀尾（１）、浦港（１）、馬山（１）、全州（２）、順天（２）、済州（２）、昌原（２）、晋州（２）、江陵（１）、忠州（１）、木浦（２）、安東（１）、瑞山（２）、太白（１）	
テクノパーク、 産業振興財団	釜山（２）、京畿（２）、富川（１）	
仁川広域市 （富平図書館）	富平（２）	
中小企業総合支援 センター	江原（２）、大田（２）	
大学	大真大学（１）、嶺東大学（１）	
小計	31 センター57 名	

<図IV-2-1> 地域別事業遂行機関の分布現況



＜表IV-2-2＞ 地域知的財産センターの設置運営現況

	センター名	運営機関	職員	連絡先	登録 (設置) 日	住所
1	釜山南部知的財産センター	韓国発明振興会 釜山支部	ソ・ミヨン	051) 645-9683	( 2000 . 2 )	釜山市南区門峴洞 243
2	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	ウ・ユンド ン	053) 242-8081	( 2000 . 2 )	大邱市東区新川洞 107
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	キム・ジョ ンスク	032) 810-2838	( 2000 . 2 )	仁川市南東区論峴洞 447
4	光州知的財産センター	韓国発明振興会 光州支部	イ・ファシ ン	062) 954-3841	( 2000 . 2 )	光州光山区道泉洞 621-15
5	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	イ・ウンギ ヨン	052) 228-3083	( 2000 . 2 )	蔚山市南区新亭洞 589-1
6	水原知的財産センター	水原商工会議所	オ・ビヨン ミン	031) 244-3453	( 2000 . 2 )	京畿道水原市長安区亭子 2 洞 80-17
7	春川知的財産センター	韓国発明振興会 江原支部	キム・ジョ ンテク	033) 258-6580	( 2000 . 2 )	江原道春川市後坪洞 198-25
8	忠北知的財産センター	清州商工会議所	パク・チソ ン	043) 254-4281	( 2000 . 2 )	忠北清州市上党区北門路 2 街
9	忠南知的財産センター	忠南北部商工会 議所	ジョン・ジ ヨンオ	041) 556-7131	( 2000 . 2 )	忠南天安市院城洞 286-7
10	亀尾知的財産センター	亀尾商工会議所	キム・ダル ホ	054) 454-6601 (134)	( 2000 . 2 )	慶北亀尾市松亭洞 454
11	浦港知的財産センター	浦港商工会議所	チェ・ジョ ンシク	054) 274-2233 (132)	( 2000 . 2 )	慶北浦港市南区上道洞 10-2

12	馬山知的財産 センター	馬山商工会議所	キム・ジヨ ンサム	055) 241- 4121	( 2000 . 2)	慶南馬山市山湖 洞 17-5
13	全北知的財産 センター	全州商工会議所	ベク・スン マン	063) 288- 3013	( 2000 . 2)	全北全州市完山 区前洞 2 街 140- 11
14	全南知的財産 センター	順天光陽 商工会議所	ソン・ホギ ル	061) 741- 5511	( 2000 . 2)	全南順天市長泉 洞 58-2
15	済州知的財産 センター	済州商工会議所	オ・ヨンソ ク	064) 757- 2164	( 2000 . 2)	済州市道南洞市 民福祉タウン 4B 1L
16	慶南知的財産 センター	昌原商工会議所	イ・ギジョ ン	055) 283- 0608	2001. 7	慶南昌原市新月 洞 97-6
17	江原知的財産 センター	江原道中小企業 支援センター	ウォン・ソ ンホ	033) 749- 3310	2001. 7	江原道原州市牛 山洞 405-29
18	晋州知的財産 センター	晋州商工会議所	イ・ギウン	055) 753- 0411	2001. 12	慶南晋州市上大 洞 341-3
19	富平知的財産 センター	仁川広域市 富平図書館	チェ・ミギ ヨン	032) 512- 8023	2003. 1	仁川市富平区十 井洞 186-454
20	釜山知的財産 センター	釜山テクノパー ク	キム・ソン ウォン	051) 320- 3624	2003. 3	釜山市沙上区巖 弓洞 651-1
21	京畿知的財産 センター	京畿テクノパー ク	パク・サン ギョ	031) 500- 3030	2003. 10	京畿道安山市常 緑区四 1 洞 1271-11
22	大田知的財産 センター	大田市中小企業 総合支援センタ ー	キム・デソ ン	042) 867- 4002	2003. 10	大田市儒城区長 洞 23-14
23	江陵知的財産 センター	江陵商工会議所	キム・ギル ナム	033) 643- 4411	2003. 10	江原道江陵市校 2 洞 349-2

24	大真大学知的 財産センター	大真大学	ソン・ソン イ	031 ) 539- 1277	2004. 12	京畿道抱川市仙 壇洞山 11-1
25	嶺東大学知的 財産 センター	嶺東大学	ソン・ミン ヨン	043 ) 740- 1122	2004. 12	忠北永同郡永同 邑雪溪里山 12-1
26	忠州知的財産 センター	忠州商工会議所	キム・イン ヨン	043 ) 843- 7002	2005. 7	忠北忠州市文化 洞 562 番地
27	富川知的財産 センター	富川産業振興財 団	ジョ・ジェ ホン	032 ) 621- 2082	2005. 7	京畿道富川市遠 美区若大洞 193
28	木浦知的財産 センター	木浦商工会議所	キム・ムン イル	061 ) 242- 8581	2005. 7	全南木浦市中洞 2 街 1 番地
29	安東知的財産 センター	安東商工会議所	ガン・ギフ ン	054 ) 859- 3090	2005. 11	慶北安東市雲興 洞 300-6
30	瑞山知的財産 センター	忠南西部 商工会議所	キム・ヨン ムン	041 ) 663- 3063	2005. 11	忠南瑞山市邑内 洞 114-1
31	太白知的財産 センター	太白商工会議所	リ・ジョン ウク	033 ) 552- 5555	2005. 11	江原道太白市黄 池洞 264-6

※ 2001 年 7 月に登録制に転換（以前に設置されたセンターは設置日を表示）

## 2. 地域知的財産権サポーターズの運営

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 シン・スンホ

### イ. 推進背景

特許庁では地域の様々な階層が参加する知的財産権協議体の構成・運営を通じ、地域知的財産権の創出事業に対する諮問の提供、アイデア発掘及び発明行事の世論造成機能を遂行できるよう 2006 年から地域知的財産権サポーターズを運営している。

### ロ. 推進内容

地域の地方自治体及び教育庁の公務員、教授、研究員、弁理士、教師、学生、企業の特許専担職員、地域発明関連機関の構成員及び地域メディアなど、地域別に平均 20 名規模のサポーターズプールを構成し、地域知的財産権サポーターズを構成し、四半期に 1 回ずつ歓談会を進行した。同事業の運営は 16 の広域自治体内の優秀センターによって行われている。

<表IV-2-3> 地域知的財産権サポーターズの運営現況

地域	地域センター（遂行機関）	備考
ソウル特別市	韓国発明振興会（事業主管機関）	
釜山広域市	釜山南部知的財産センター（韓国発明振興会釜山支部）	
大邱広域市	大邱知的財産センター（大邱商工会議所）	
仁川広域市	富川知的財産センター（仁川富川図書館）	
光州広域市	光州知的財産センター（韓国発明振興会光州支部）	
大田広域市	大田知的財産センター（大田市中小企業支援センター）	

蔚山広域市	蔚山知的財産センター（蔚山商工会議所）	
京畿道	京畿知的財産センター（京畿テクノパーク）	
江原道	春川知的財産センター（韓国発明振興会江原支部）	
忠清北道	忠北知的財産センター（清州商工会議所）	
忠清南道	忠南知的財産センター（忠南北部商工会議所）	
全羅北道	全北知的財産センター（全州商工会議所）	
全羅南道	順天知的財産センター（順天光陽商工会議所）	
慶尚北道	亀尾知的財産センター（亀尾商工会議所）	
慶尚南道	晋州知的財産センター（晋州商工会議所）	
済州島	済州知的財産センター（済州商工会議所）	

## 第2節 知的財産に対する認識向上及び制度の広報

### 1. 地域巡回知的財産権フォーラムの開催

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 シン・スンホ

#### イ. 推進背景

特許庁では企業競争力の核心要素である知的財産創出の力量強化を支援するために、1999年7月から‘中小企業の知的財産権保有運動’を持続的に展開してきている。当時中小企業の知的財産権保有現況を調べてみると、国内で5人以上の中小企業約9万1,000社余りのうち、約4.4%に過ぎない4,000社余りの企業が特許権や実用新案権を元にした企業経営ができるように中小企業別に1件以上の特許を保有・活用することを奨励するため、全国巡回説明会及び業種別団体説明会を開催するようになった。また、2006年以降には全国巡回説明会の需要減少により、全国巡回説明会を地域の知的財産権創出促進のための地域巡回知的財産権フォーラムに転換して運営している。

#### ロ. 推進内容

全国巡回説明会の場合、2003年には67回に3,931名、2004年には64回に3,907名、2005年には54回に3,145名が参加した。その後持続的な需要減少により、2006年以降からは地域需要を反映した説明会への転換が必要になった。また、2006年から16の広域自治体と共同で地域知的財産権現況に対して討論する地域巡回知的財産権フォーラムを開催することで、自治体の知的財産権に対する認識を向上する一方、地域関連機関の専門家など、様々な階層の参加を誘導している。



## 2. 業種別知的財産説明会の開催

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 シン・スンホ

### イ. 推進背景

業種別団体説明会の場合にも 1999 年に‘中小企業の知的財産権保有運動’の一環として推進された。同説明会の推進目的は業種別団体の知的財産権に対する認識及び管理能力向上を通じた知的財産権の創出及び活用の力量強化と業種別団体会員企業の知的財産権関連苦労事項などを発掘してそれを解消することである。

### ロ. 推進内容

業種別団体説明会の対象は特許庁審査チームと知的財産権の業務協力約定が締結された 30 団体であるが、企業から説明会開催の要求があれば、特許庁の担当審査官に繋いで推進している。

業種別団体説明会の場合、2003 年には 27 回に 1,277 名、2004 年には 30 回に 1,459 名が参加し、2005 年には 41 回に 1,983 名、2006 年には 40 回に 1,961 名が参加するなど持続的に増加している。

### 第3節 地域の知的財産創出支援

#### 1. 地域ブランド価値の向上

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 シン・スンホ

##### イ. 推進背景

地域ブランド価値の向上事業は 2005 年 7 月 1 日から施行された地理的表示の団体標章制度を活性化し、ドーハ開発アジェンダ (DDA)、自由貿易協定 (FTA) などにおける国際的な地理的表示強化の動きに対応し、国内の地理的表示が外国でも保護されるような基盤を造成した。一方、地方自治体で流行っているブランド経営の流れに積極的に呼応するために 2006 年から始まった。

##### ロ. 推進内容

地域ブランドの価値向上事業は大きく、地域特産品名称の地理的表示団体標章としての権利化支援と地域特産品のデザイン開発及びマーケティング支援に分けられる。地域特産品名称の地理的表示団体標章としての権利化支援の場合、地理的表示の団体標章を登録するための要件である特定地域に対する客観的な資料調査及び試験研究用役と地域特産品の生産・加工団体などに対する現況資料を収集・支援することで 2006 年 1 月に地域特産物の公募を通じて 17 地域の 31 の特産品を選定し、それに対する研究用役を実施した。

また、研究用役が既に完了した特産品に対しては地方自治体と協議し、地域特産物のデザイン開発を支援し、“2006 商標・デザイン展”を通じ、地域特産品を広報した。また、利川米文化祭、華川華岳山トマト祭りなどの各種行事を支援した。

＜表IV-2-4＞ 地理的表示の定義を充足するための具備書類

根拠条文（商標法施行令第1条の3）	
①	商品の特定品質・名声またはその他の特性に関する書類
②	地理的環境と商品の特定品質・名声またはその他の特性との本質的な関連性に関する書類
③	地理的表示の対象地域に関する書類
④	地理的表示団体標章の出願人である法人がその地理的表示を使用できる商品を生産、製造または加工することを生業として営為する者のみで構成されていることを証明する書類
⑤	原産国で地理的表示として保護されていることを証明する書類（外国の地理的表示に対し、地理的表示団体標章登録出願を行った場合に限る）

＜表IV-2-5＞ 2006年度地理的表示団体標章の権利化及び事業化支援の地域特産品

順序	地域知的財産センター	順番	特産品目	用役業者
1	京畿安山	1	安山ブドウ	韓国知的財産管理財団
		2	○利川米	
2	京畿水原	3	利川陶磁器	ウイン特許
3	仁川	4	○江華薬よもぎ	郷土革新価値センター
		5	江華大根	
		6	江華人参	
4	仁川富平	7	白翎島いかなごの塩辛	郷土革新価値センター
		8	江華花紋席	

5	江原春川	9	華川トマト	アジス
6	江原江陵	10	江陵ガルゴル韓菓	ウイン特許
7	江原原州	11	原州漆（の樹皮）	郷土革新価値センター
		12	安興の蒸しパン	
8	忠南	13	公州栗	韓国産業関係研究院 （大田忠南支部）
9	忠南瑞山	14	○瑞山にんにく	韓国産業関係研究院 （大田忠南支部）
		15	寒山素穀酒	
10	忠北	16	陰城唐辛子	韓国商品研究院
11	蔚山	17	蔚山甘柿	張・韓国国際特許法律事務所
		18	蔚州梨	
12	安東	19	安東山薬	韓国知的財産管理財団
13	慶南晋州	20	南海竹防觸	晋州国際大学
		21	居昌リンゴ	
14	全南	22	○高興ゆず茶	韓国知的財産管理財団
		23	順天甘柿	
15	光州	24	谷城メロン	全南大学経営研究所
		25	鴨村（大豆の）麴	
16	全北	26	○淳昌コチュジャン	韓国産業関係研究院 （晋州、全北支部）
		27	長水リンゴ	
		28	南原木器	

17	濟州	29	濟州豚	韓国知的財産管理財団
		30	濟州ヒラメ	韓国商品研究院
		31	濟州みかん	

\* ○表示特産品は地方自治体で用役事業を遂行した品目である。

## 2. 地域大学による知的財産権創出の支援

産業財産政策本部産業財産政策チーム行政事務官 シン・スンホ

### イ. 推進背景

特許庁は国家 R&D 投入に比べ、知的財産権創出基盤及び管理力量が相対的に弱い大学に対する体系的な支援を通じ、知的財産の創出、管理及び活用の力量を強化するため、2006 年から地域大学に知的財産管理専門家（特許管理アドバイザー）を派遣する事業を遂行している。

### ロ. 事業概要

特許庁は 2006 年 1 月に公募を通じて特許管理アドバイザーを派遣する 10 の大学を選定し、地域の弁理士、技術取引及びマーケティング専門家、企業及び研究所の特許担当経験者から特許管理アドバイザーを選定して該当大学に派遣した。

特許管理アドバイザーの所属は広域拠点の地域知的財産センターであるが、原則的に拝見大学に常駐しながら、大学の知的財産管理業務を遂行している。

特許管理アドバイザー派遣事業は国庫からアドバイザーの人件費の 80%を支援し、大学は残りの人件費 20%、出張費及びその他諸経費を支援する共同事業の形態で運営されている。

<表IV-2-6> 特許管理アドバイザー派遣大学の現況

圏域	大学
首都圏（2ヶ所）	韓陽大学（安山キャンパス）、仁荷大学
江原圏（1ヶ所）	江陵大学

忠清圏（4ヶ所）	KAIST、忠南大学、忠北大学、湖西大学
湖南圏（3ヶ所）	全南大学、全北大学、順天大学

#### ハ. 主要事業内容

特許管理アドバイザーは各大学で職務発明の規定整備、知的財産権管理プロセスの標準化、学内知的財産価値の最大化のための特許ポートフォリオ戦略樹立など、様々な活動を通じ、該当大学の知的財産管理基盤構築のために努力している。また、知的財産権の相談及び諮問提供などを通じ、大学の知的財産に対する認識向上に寄与している。

また、アドバイザーは大学知的財産権の管理力量向上の他に該当大学が保有している特許技術を民間企業に移転し、収益創出にも大きく寄与した。2006年には計135件の技術移転を通じ、47億ウォンを超える技術料収入を上げ、大学の知的財産創出・活用において大きな役割を果たしていることが分かった。

更に、地域産・学・研人材プールを構築し、地方自治体、特許情報及び事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じ、技術需要や技術移転の関連情報交流により、地域革新主体との協力ネットワーク構築のためにも努力している。

<表IV-2-7> 大学の特許管理アドバイザーの活動実績（2006年度）

	派遣大学	アドバイザー	2006年				
			知的財産権 相談	セミナー	説明会	技術 移転	技術料収入
1	江陵大学	ソン・ラクジュン	90件	2回	13回	2件	0
2	仁荷大学	ユ・ワンシク	116件	12回	10回	8件	173百万ウォン
3	漢陽大学	イ・ボンジン	200件	7回	6回	14件	251百万ウォン
4	忠南大学	チェ・ビョンギル	105件	8回	18回	19件	600百万ウォン

5	忠北大学	バン・デボク	81 件	2 回	1 回	17 件	610 百万ウォン
6	湖西大学	パク・ゴムジン	70 件	3 回	3 回	19 件	116 百万ウォン
7	KAIST	ジョン・ジュファン	119 件	10 回	1 回	32 件	2,450 百万ウォン
8	順天大学	キム・ジウン	36 件	1 回	9 回	5 件	63 百万ウォン
9	全南大学	ジョン・ヨンリョン	77 件	2 回	12 回	10 件	286 百万ウォン
10	全北大学	イ・チョル	68 件	1 回	10 回	9 件	183 百万ウォン
	合計		962 件	48 回	83 回	135 件	4,732 百万ウォン



### 3. 特許情報総合コンサルティング

産業財産本部産業財産政策チーム行政事務官 シン・スンホ

#### イ. 推進背景

特許情報総合コンサルティング事業は 1996 年当時通商産業部で始まった「産業財産権診断及び保護体制構築事業」に基づいている。同事業は技術開発過程で先行特許との抵触に対する診断を通じ、不必要な重複投資を防止し、技術開発の効率性を向上するために始まったものである。1997 年 11 月に特許庁に移管され、2004 年まで 211 の中小企業に対する診断が実施された（総事業費 2,474 百万ウォン）。

<表IV-2-8> 年度別診断実績

(単位：百万ウォン、件)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
予算	311	244	230	209	238	235	257	350	400
診断課題	36	26	22	15	17	21	21	25	28

しかし、2004 年末に行った診断事業に対する自主評価の結果、事業の効果及び診断支援を受けた企業の満足度は非常に高いが、限られた予算規模と支援できる企業の限定により、同事業を通じた中小企業の知的財産創出基盤の造成という巨視的な目標は達成できないという認識が多かった。そのため、企業全体に波及効果が大きい知的財産権創出基盤の造成部門への事業転換が必要になり、それに対する代案として特許情報総合コンサルティング事業が始まったのである。

## ロ. 推進内容

## 1) 事業概要

特許情報コンサルティング事業は特許情報を事前に調査、分析して提供することで R&D 投資方向の設定を支援し、分析された特許情報を技術開発課題選定に活用させることで重複投資を防止し、研究の効率性を高めた。また、開発された技術の移転及び事業化を体系的に支援することで、地域の雇用創出と地域経済の活性化を目的としている。

また、同事業は地方自治体に国庫に相応する資金を投資（マッチング比率 50：50、マッチング金額 2 億ウォン原則）させることで、事業に対する効果と責任を担保し、地域別特性に合った事業開発を通じて地域の個人発明家や中小企業に知的財産創出のための実質的な支援を提供している。また、2005 年に 2 つの自治体（大田、京畿）の示範運営を経て、2006 年には 8 つの自治体とマッチングファンドを構成して運営している。

<表IV-2-9> 2006 年度特許情報総合コンサルティングの運営現況

自治体	地域センター（事業運営機関）	住所	金額	備考
大田市	大田知的財産センター （大田中小企業支援センター）	大田市儒城区長洞 23-14	3 億	2005 年 示範地域
京畿道	京畿知的財産センター （京畿テクノパーク）	京畿道安山市四 1 洞 1271	2.5 億	2005 年 示範地域
釜山市	釜山知的財産センター （釜山テクノパーク）	釜山市沙上区巖弓洞山 84-2	2 億	
仁川市	仁川知的財産センター （仁川商工会議所）	仁川市南洞区論峴洞 447	2 億	
大邱市	大邱知的財産センター （大邱商工会議所）	大邱市東区新川 3 洞 107	2 億	

忠清 南道	忠南知的財産センター (忠南北部商工会議所)	天安市院城洞 286-7	2億	
忠清 北道	忠北知的財産センター (清州商工会議所)	清州市上堂区北門路 2 街 116-84	2億	
慶尚 南道	慶南知的財産センター (昌原商工会議所)	昌原市新月洞 97-6	2億	

## 2) 細部事業内容

特許情報総合コンサルティング事業は大きく特許情報分析及び特許事業化コンサルティングサービスの提供と地域特化産業に対する特許技術動向調査を通じた支援事業の2つに分けられる。

### イ) 特許情報分析及び活用の総合コンサルティングの提供

同事業は総合的な特許情報サービスの提供と開発された技術の特許事業化支援のための特許情報コンサルティング及び特許事業化コンサルティングを主要内容としている。コンサルティングは特許情報コンサルタント及び特許事業化コンサルタントによって遂行され、該当特許情報の事業化分野に対する専門家で構成された特許コンサルタントは事業運営機関である該当地域の知的財産センターの契約職員としての身分を持つ。

まず、特許情報コンサルティングは特許情報に対する専門知識と活用能力が弱い地域の個人発明家、中小・ベンチャー企業を対象に、技術情報、技術動向及び市場情報などを調査して提供することで、技術開発の方向を提示すると共に特許紛争を予防することに焦点を合わせている。また、コンサルティング過程で発掘された優秀技術に対する更なる先行技術調査サービスの提供、特許出願費用の支援などを含んでいる。

特許事業化コンサルティングは優秀特許技術を保有しているが、特許技術事業化に必要な資金の確保、投資の誘致などにおいて苦勞が多い中小企業を対象に政府・金融機関の各

種事業化支援制度及び資金支援に対する総合的な情報提供を通じて開発された特許技術の早期事業化を促進した。また、技術需要者と供給者を直接繋ぐことで特許技術移転を支援することに重点をおいている。また、韓国発明振興会、韓国技術取引所、地域テクノパークなどの試作品の開発支援、創業資金支援などのプログラムと連携・運営を通じた特許技術活用のシナジー効果を模索した。

#### ロ) 地域特化産業に対する特許技術動向調査

既存の特許技術動向調査結果は IT、BT、NT など、産業全般または国家規模の広範囲な特許技術マップであった点、専門用語の乱用、統計的資料の羅列などによって個別企業、特に特許情報に対する分析能力が弱い地域中小企業の活用度は非常に低かった。また、既存の特許技術マップは研究開発の方向及び特許出願時の回避設計の提示が不足したという指摘もあった。このような認識の下、特許情報総合コンサルティング事業では地域企業の需要を反映した特許マップ (Patent Map) のテーマ選定と個別企業に対するコンサルティングを通じた結果物の普及により、その活用度を向上させた。

したがって、特許情報総合コンサルティング事業では地域産業に対する先行研究を通じ、地域の戦略産業を発掘して該当地域から重点的に育成している特化産業に対する特許技術動向調査を進行することで技術開発の方向設定を支援する一方、地域の該当産業に従事する企業に対する個別特許マップ (Patent Map) の作成支援及び深層コンサルティングを提供している。また、地域の研究機関、大学などの技術供給機関にも特許技術マップの結果物普及を通じ、地域企業の技術需要を伝達する通路として活用している。

2006 年の場合、8つの自治体で地域特化産業に対する特許技術動向調査に関する 10 の課題を遂行し、60 の特化産業の従事企業に対する PM 作成と深層コンサルティングを施行した。

＜表IV-2-10＞ 地域別特許技術動向調査の現況

自治体	PM 主体	PM 作成機関
大田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（1テーマ）情報通信機器及び部品</li> <li>・（2テーマ）バイオチップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1テーマ）韓国 I P 保護技術研究所</li> <li>（2テーマ）プラス国際特許事務所</li> </ul>
京畿道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（1テーマ）無線移動通信端末の暗号化技術装備</li> <li>・（2テーマ）ホームオートメーション技術装備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（1テーマ）（株）テクラン</li> <li>（2テーマ）（株）ウィプス</li> </ul>
仁川市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貨物識別及び追跡システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（株）アイピープル（作成機関）</li> <li>（株）アイピーアイ（参加機関）</li> <li>－ コンソーシアム形態で事業遂行</li> </ul>
忠清北道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオ機能性食品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（株）アイピーアイ</li> </ul>
忠清南道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物バイオ（BIO）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（株）アイピーアイ</li> </ul>
釜山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動化／ロボット機械部品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（株）インフォクルー</li> </ul>
大邱市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル産業関連ディスプレイ技術</li> </ul>	韓国科学技術情報研究院
慶尚南道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業用ロボット分野</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（株）インフォベース</li> </ul>

#### 4. 「中小企業特許経営コンサルティング」支援事業の実施

産業財産政策本部産業財産政策チーム工業事務官 ヨ・ドクホ

2000 年以降、特許などの知的財産権を企業経営の核心戦略として活用する特許経営が大手企業を中心に本格化されているが、中小企業は特許マインド、専担部署及び専門人材不足などで体系的な対応が足りなかった。

これに対し、特許庁は革新型中小企業の特許力量強化を通じた経済の成長潜在力拡大のため、「中小企業特許経営支援団」を発足させることにした。

支援団は従来とは差別化された内容の中小企業特許経営支援事業を遂行するため、別途の専担部署の形態で運営するが、特許庁の専門性と顧客のための革新マインドが最大限向上できる支援サービスを発掘・推進することにした。

そのため特許庁は 2006 年 9 月 1 日付けで産業財産政策チーム長を支援団長とし、産業財産政策チームの 2 名、技術審査本部の 4 名を含む計 7 名で「中小企業特許経営支援団」を発足させた。また、30 名の技術分野別審査官でコンサルティングプールを構成した。支援団を発足した初年度はコンサルティング示範事業期間として、10 ヶ月から 12 ヶ月まで計 34 企業に対するコンサルティングサービスを提供した。

支援団は選定された業者を直接訪問し、中小企業の知的財産専担組織の設置有無及び職務発明の運営状態などを診断する。また、対象業者が希望する分野と診断結果を元に各自に合ったコンサルティングを提供した。

現場の需要を反映したより内実のあるコンサルティングのため、支援団、特許庁審査官、公益弁理士、特許情報専門家などのコンサルタントが動員された。また、「政府の特許経営支援施策の案内」、「中小企業のための知的財産管理マニュアル」、「職務発明の報償手続きガイドライン」、「特許情報ハンドブック」、「特許分析方法論」の 5 種の案内書 2,500 部を中小企業の現場に提供した。

この他にも 12 の企業に対しては該当業者の戦略品目に対する特許マップを作成・普及し、3つの企業に対しては公益弁理士が特許紛争に関する法律諮問を提供した。

2006 年 12 月に 34 コンサルティング提供企業を対象に実施した満足度調査によると、対象企業は全て特許経営導入の必要性に大いに共感していることが分かる。また、特許庁コンサルタントの提案事項を積極的に受容し、企業経営戦略に反映する計画であることが分かった。更に 2006 年の示範事業として施行したコンサルティングサービスが今後中小企業の特許経営マインドを拡大し、実際の経営戦略に活用できる効果的な政策手段として位置づけられる成果を挙げたと分析された。

＜特許経営コンサルティング項目及び主要内容＞

コンサルティング項目	主要内容	担当者	回数
特許一般教育	－該当企業の拒絶及び登録出願件を中心の明細書作成方法及び出願制度、手続きの説明	審査官	28 回 (24%)
職務発明制度	－改正法に基づく職務発明制度の案内 －企業標準規定モデルの提示による規定化の誘導	支援団	26 回 (22%)
特許経営教育	－先進競争業者の事例及び最新動向の説明 －特許経営導入の必要認識	支援団	25 回 (22%)
先行技術調査	－該当技術分野の技術動向資料の提供	支援団	22 回 (19%)
	－先行技術調査方法及び資料の提供	審査官	
特許マップ	－特定戦略品目の特許マップ作成支援	特許情報院	12 回 (10%)
審判／訴訟	－該当分野の特許紛争事例の説明	審査官	3 回 (3%)
	－警告状の対応、紛争及び訴訟の支援	公益弁理士	

## 5. 地方自治体ブランド・デザインの権利化支援

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 ユン・ネファン

### イ. 推進背景

特許庁は各地方自治体の地域特産物及び特色ある文化商品に対する潜在価値を認識し、これを商標・デザインなどの知的財産権として保護するために、地方自治体レベルの自主商標と優秀なデザイン開発を積極的に奨励する。また、その商標及びデザインなどを知的財産権として出願し、権利化するよう誘導するために地域巡回説明会などの支援事業を積極的に推進した。これは知識情報化社会の到来による地域の商標とデザインを世界的な水準に成長させるための認識の転換と制度的な基盤を整備するためである。

### ロ. 推進実績

特許庁は該当地域の文化商品及び地域特産品などを含む諸般情報を収集し、それぞれの実情に合った講義を提供した。まず、商標・デザイン審査官及び弁理士などを中心に権利化諮問団を構成し、地方自治体の現場教育を通じて出願及び権利化方法を案内すると共に、ブランド・デザインの権利化に伴う障害事項などを把握した。該当地域では関連公務員、営農後継者、作木班所属の営農人、伝統文化商品の生産者などが説明会に参加し、審査官の説明会を聞き、疑問事項に対する質疑・応答に積極的に参加するなど、多くの関心と熱意をみせた。

特許庁はこれから各市・道と緊密な協調体制を構築し、各地方自治体公務員の知的財産権に関する認識及び専門性を向上するための体系的な教育を実施すると同時に、各基礎自治団体別営農団体及び特産品生産業者などの特性に合った個別巡回教育を並行実施するなど、各地域の伝統・文化商品及び特産品の世界商品化のために地方自治体のブランド・デザインの権利化を積極的に支援していく計画である。



&lt;表IV-2-11&gt; 地域巡回説明会の回数及び参加人数

(単位：機関、名)

区分	江原	京畿 仁川	忠北	忠南 大田	全北	全南 光州	慶北 大邱	慶南 釜山 蔚山	その他	計
自治体	17	18	20	11	13	21	8	19	20	147
教育人員	935	819	675	523	672	1,741	912	1,090	1,392	8,759

注) 2006年12月末基準

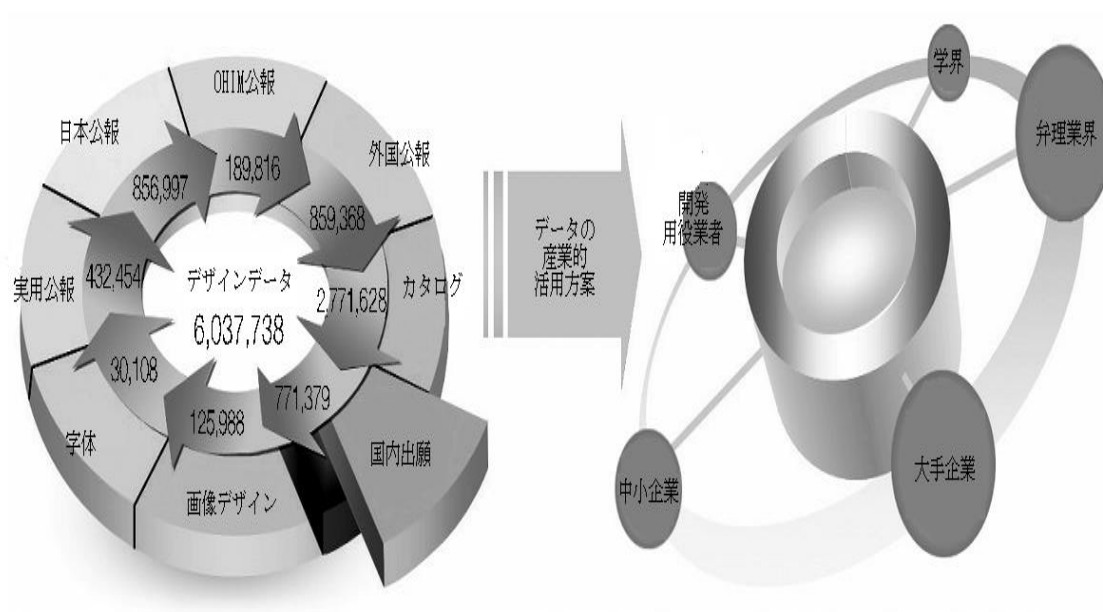
## 6. デザインマップの開発及び分析事業

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 イ・サンヨン

### イ. 推進背景

今後世界市場はデザインによって市場競争力が左右される時代になりつつある。すなわち、デザインはグローバル競争時代において企業成功の必須的な Tool になっており、世界優秀企業はデザイン開発に努力している。このような時点で特許庁ではデザイン産業の競争力強化のために、デザイン審査の証明資料として使用されている 600 万件に上る膨大な量のデザインデータベースを企業で活用し、グローバル競争に対応できるよう、マップ事業を推進中である。

(単位：機関、名)



\* デザイン参考資料現況 (2006 年 12 月 31 日基準)

グローバルデザイン市場

最近の報道をみると、世界の携帯電話市場での出荷量の年間成長率は 2004 年度の 31% から 2005 年には 25% に縮小される状況でもモトローラの場合、新しいデザインである「レーザーモデル」を通じて 5,000 万台に上る販売を成し遂げ、LG の場合 2006 年 3 月に新しいデザインである「チョコレートフォンモデル」により、市販後 8 週間で 100 万台以上を販売したとする。優秀なデザインは消費者の需要を刺激し、最高級製品のみならず、安価製品にいたるまで売り上げに直結される要素としての重要性が日増しに強調されている。

これは各企業の利潤創出だけでなく、国益に繋がるものであり、本当の意味の国家競争力はデザインにあると言える。消費者を惹き付けるデザイン事例は携帯電話だけでなく、産業全般で起きており、大手企業のみならず中小企業の場合でもデザインは競争力確保のための重要な要素として浮上した。韓国の中小企業の場合もデザインの重要性を認識し、新しいデザイン製品によって成功した企業が靴、セキュリティ機器、洗車機など産業の全般的な分野で現れている。また、中小企業がデザイン専門会社や大学などと連携し、製品や包装、視覚、キャラクター、ブランドなどのデザイン開発に力を注ぐ事例が増えている。

しかし、現在韓国の中小企業ではデザイン開発の初期段階から市場調査を通じたデザイントレンドの把握や製品の変化把握に現実的に多くの時間を与えられず、投資ができない実情であるため、中小企業を中心にデザイン自生力を育てられるように政府レベルの支援が切実な時である。

#### ロ. デザインマップの開発及び分析事業の概要

デザインマップ (Design Map : DM) とは国内外デザイン情報の各種書誌的権利情報事項と図面項目を整理・加工分析し、デザインのトレンド把握、類似分析及び紛争分析などの結果を人目で把握できるようにプログラム化したのである。

デザインマップは物品別トレンド分析と産業別トレンド分析という 2 つの大きなモジュールで構成され、2010 年までに 328 のアイテムに対するデザインマップが構築される予定である。また、各産業領域別の産業動向分析が行われる。このようなデザインマップは

製品の開発方向の設定及び競争力の強化、特定分野のデザイントレンドと市場及び商品の変化を把握すると共にデザイン権利間の連携性などを分析するための資料であり、産業界、学界、弁理業界、一般出願人などの現業で積極的な活用が予想される。これを通じ、韓国のデザインインフラ構築に大きく寄与し、韓国のデザイン産業水準を先進国進入の戦略的目標として達成するのに核心的な役割を果たすと考えられる。



<携帯のデザインマップ機能別開発例；デザインマップ管理、出願動向分析、ポジショニング分析>



<電気スタンドデザインマップ機能別開発例：トレンド分析、類似分析、紛争分析>

現在デザインマップに対する公共機関の構築事例は皆無であり、一部民間企業の外部委託による少数デザインマップの構築事例が存在する。デザインマップと構築目的が類似している特許マップ（Patent Map：PM）の場合、特許庁の主導で2000年から構築事業を始め、特許に関する持続的な課題を遂行中である。外国の場合、日本特許庁が唯一に2000年からデザインマップの構築事業を始め、現在17個分野の革新デザインに対するデザイ

ンマップを作成完了した水準であり、まだ初歩的なデザイン情報提供水準であると分析された。

#### ハ. 推進現況

6シグマプロジェクトとして2005年10月から2006年2月末まで実施されたデザインマッププロジェクトは2007年度の本格的な事業に先立ち、2006年にHigh-Tech分野の携帯とLow-Tech分野の電気スタンドをそれぞれ示範アイテムとして選定し、顧客の声（VOC:Voice of Customer）を聞くために数回に渡る専門家との討論とワークショップ、PCRM（Personal Customer Relation Management）及び事業説明会などを行った。また、業界、学界、弁理業界などの要求を聞き入れ、デザイン産業の活用度を高めるために数多くの機能を付け加えるためのセキュリティ作業などの努力を惜しまなかった。このような努力により、本当の国家デザイン競争力の基礎となる事業としてのPilot Testを無事終わらせることができた。特に、2007年度には20のアイテムに対するデザインマップの開発と安定的な運営のため、“システム分析”を実施する予定である。現在特許庁が推進中のデザインマップ事業はデザインデータベースを活用し、各用途別にプログラム化されたサービスを世界最初に施行することになり、デザインの無限競争が加速化されている国内外状況で“デザインマップ”は21世紀の国家デザイン競争力強化のための道しるべの役割を果たせると考えられる。

\* デザインマップワークショップ写真（2006年4月21日、国際知的財産研修院国際会議場）



＜デザインマップの説明と質疑応答＞

\* デザインマップ事業説明会の写真（2006年8月25日、リッツカールトンホテルグランドボリウム）



＜デザインマップに対する説明と聴衆＞



<デザインマップの各グループ別討論と質疑応答>

## 第3章 知的財産に対する認識向上及び発明人材養成支援

### 第1節 発明奨励行事の開催

産業財産政策本部産業財産振興チーム書記官 グ・ヨンミン

知識基盤社会で国家と企業競争力の源泉は特許技術のような知的財産である。このような知的財産創出を促進するためには社会各界各層に発明の底辺を拡大できる法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。また、これと同時に考慮されるべき重要な要素は社会全般に渡る発明の重要性に対する認識を共有できる発明雰囲気作りである。

特許庁は 2006 年にも発明の重要性に対する認識を向上し、発明文化暢達により、国民生活の中に発明活動を定着させるため、様々な努力を展開した。科学技術副総理が参加した中、「第 41 回発明の日」記念式を挙行し、発明家の士気を高め、5月の1ヶ月を「発明の月」と定め、学生・女性・中小企業家・研究員など、社会各界各層が参加できる様々な発明行事を開催した。同時に、新聞・TV・インターネットなどの各種メディアを活用し、発明などの知的財産の重要性と関連行事などを広報するため、積極的に努力した。

#### 1. 「第 41 回発明の日」の記念式開催

「発明の日」は世宗大王の測雨器（雨の量を測る機械）の発明を公布した日（1442 年 5月 19 日）を記念して、1957 年に法廷記念日として指定し、初めて記念式を挙行して以来、発明家の祭として位置づけられてきた。

2006 年度の「第 41 回発明の日」の記念式は科学技術副総理と発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師など、約 1,000 名余りが参加する中、5月 19 日（金）に 韓国総合展示館（COEX）で盛大に行われた。

記念式では発明及び特許分野に貢献してきた功労者 78 名に金塔産業勲章（LG Phillips



LCD パク・ギソン社長の他 1 名) などの政府褒賞があり、付帯行事として優秀事例の発表、広報映像の上映、発明大王の選定、優秀発明品の展示などを行い、発明に関する一般人の多くの関心と参加を誘導した。

記念式典の席で副総理は、国家競争力強化のためには核心源泉技術を開発して特許として保護しながら技術的優位を確保する必要があると、政府が積極的に努力することを表明した。特に、政府機関では初めて企業型責任運営機関に転換した特許庁は、重点的に推進している特許審査処理期間を短縮した 10 ヶ月達成、特許技術事業化の支援体制強化、国家研究開発事業における特許情報の活用支援などの事業に対し、格別な関心を持つよう強く要請した。

## 2. 発明行事開催を通じた知的財産に対する認識向上

去年 5 月「発明の月」の期間中に特許庁は学生・女性・中小企業家・研究院などの各界各層の国民を対象に発明意識を鼓吹し、知的財産創出底辺を拡大するため、全国的に様々な発明行事を開催した。

特に、全国民に発明の雰囲気を広く浸透させるために“知的財産ブログ・ホームページコンテスト”、“全国発明標語公募大会”、“発明料理コンテスト”、“5. 19 発明ミッション歩き大会”など、様々な家族参加イベントと、学生を対象に“2006 学生発明体験広場”、“ロボット組立コンテスト”、“発明クイズ大会”など、計 100 余りの行事を全国各地で開催し、「発明の月」に対する一般人の関心と参加を誘導するために努力した。

また、“女性発明優秀事例発表会”、“女性知的財産権説明会”、“特許技術移転博覧会”、“知的財産研究フォーラム”など、計 50 余りの博覧会と学術セミナーを開催し、この分野の従事者と専門家が参加できる場を設けた。

同時に特許庁は発明活動を促進し、知識強国を築き上げるため、社会全般に渡って発明家、科学者、エンジニアを尊敬する社会風土作りを行い、発明を大事に思う国民意識を拡

散するため、TV、新聞、インターネットなど、マスメディアを活用した広報のための努力を強化した。

特に、5月「発明の月」には発明特許・知的財産権に関する著名人の寄稿、特許庁長のTVインタビュー、新聞報道、放送参加などを通じて全国民の発明認識の底辺を拡大するために積極的な広報活動を広げた。

## 第2節 学生及び女性発明活動への積極的な支援

### 1. 学生発明活動に対する支援強化

産業財産政策本部産業財産振興チーム行政事務官 チェ・チョルスン、パク・ソンヨン

#### イ. 発明教室運営の活性化

発明教室は特許庁が発明教育を第一線の教育現場に拡散するために、市道教育庁と共同投資し、地域拠点に設置された教育施設である。特許庁は‘95年7月にソウル銅雀教育庁管内の仁憲中学校に試験的に設置してから、1996年に仁川、全南、忠南に3ヶ所を設置し、1997年には教育部とソウル市教育庁が38ヶ所、1998年には特許庁とソウル市教育庁が3ヶ所を設定し、1999年以降には特許庁と各市・道教育庁の協力で毎年市・道別に15～16ヶ所を追加設置した。その結果2006年末現在全国に182ヶ所の発明教室が設置・運営されている。

<表IV-3-1> 年度別設置現況

(単位：校)

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	計
設置数	1	3	10	31	18	16	16	17	15	16	15	24	182

<表IV-3-2> 市・道別設置現況

(単位：校)

ソウル	釜山	仁川	大邱	大田	光州	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
19	9	9	8	8	5	6	26	8	11	9	13	10	19	17	5	182

＜表IV-3-3＞ 学校別設置現況

(単位：箇所)

小学校	中学校	高校	教育庁、廃校	計
112	43	12	15	182

発明教室が設置されて以降、2001年から2006年までの教育実績は下の表の通りである。発明教室設置増加により、利用実績も毎年増加傾向を示している。また、発明教室は学生のみならず、地域住民及び教師も多くに関心を寄せており、地域の発明文化空間としての役割を果たしている。

＜表IV-3-4＞ 年度別発明教室の教育人数

(単位：名)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006
学生	237,710	271,613	326,533	350,657	395,158	491,031
父兄	19,047	27,262	28,370	24,994	37,828	35,317
教師	9,646	8,944	9,655	10,162	19,167	19,598
合計	266,403	307,819 (15.5)	364,558 (18.4)	385,813 (5.8)	452,153 (17.2)	545,946 (17.1)

※ ( ) 内は前年比の増加率

&lt;表IV-3-5&gt; 全国の発明教室の設置現況

市・道	設置場所（運営主体）	市・道	設置場所（運営主体）
ソウル (19)	仁憲中、ソウル蠶院小、聖水中、城一中、ソウル滄川小、南部科学教育センター（中等）、上溪第一中、ソウル漢南小、 巫洲中、ソウル空港小、ソウル敦岩小、漢城科学高、スト電気工高、ソウル科学高、南部科学教育センター（初等）、阿峴中、ソウル新倉小、ソウルゲナム小、ソウル北工高	京畿 (26)	梅山小、一山中、樂生高、議政府長岩小、熙星小、地莊小、軍浦小、仙府中、深谷小、加平小、檢山小、白城小、陶農小、雪峰小、駒城小、松炭中、新長小、金浦小、驪州小、全谷中、東陽小、西村小、イダム小、城南東小、永北小、鶴峴小
釜山 (9)	釜山子供会館、釜山市教育科学研究院、周礼女子中、槐亭小、新道小、韓国科学英才学校、城南小、蓮山中、萊城小	江原 (8)	江原草溪学生修練場、江原教育科学研究院、ノアム小、丹邱小、上長中、三陟小、上泉小、ブクサム小
		忠北 (11)	忠州三原小、清州中、三山小、南泉小、槐山北中、ナムシン小、竹香小、永同小、真川三秀小、角里小、丹陽中
		忠南 (9)	珠山小、天安中、光東小、長項中央小、秋富小、南面小、瑞東小、温陽龍禾中、鷄城小
大邱 (8)	南山小、デミョン女子中、達成小、教育科学研究院、凡一中、城西小、花源小、江北中	全北 (13)	全州全一小、金堤女子中、群山中央小、淳昌中、裡里小、全州インボン小、高敞三仁総合学習場、全北教育情報科学院、南原ドトン小、扶安東小、任実東中、東新小、長水小
仁川 (9)	仁川鶴翼小、ダムバン小、東仁川女子中、甲龍小、仙鶴小、部馬小、仁川安山小、蘇萊小、仁川ウォンダン小	全南 (10)	麗水中央小、サチャン小、羅州中、海南第一中、イルロ小、玉果小、和順第一小、順天城東小、全南教育科学研究院、木浦デソン小

光州 (5)	ウサン小、金塘中、松亭中、 新光中、グァンチョン小		皇南小、尙州教育館、金泉発明教室、 山大小、ヨンガ小、亀尾小、醴泉南部 小、慶山中央小、栄州発明教室、慶北 科学教育院、永川東部小、聞慶発明教 室、老音小、ジンボ小、桃村小、草田 中、義城中、伊西小、新東中
大田 (8)	大田大興小、大田ボドゥネ中、内洞 小、東新中、忠南機械工高、大田メボ ン小、大田教育科学研究院、大徳電子 機械工高	慶北 (19)	南海小、大垂中、金海慶原高、陝川 小、昌寧小、慶南航空高、泗川高、辰 橋小、昌原サパ高、馬山女子中、慶南 教育科学研究院、居昌小、山清小、忠 烈小、中部小、蜜城小、アンゴルポ小
蔚山 (6)	鹽浦小、香山小、ユゴク中、蔚山南 部小、也音中、含月小	慶南 (17)	西歸西小、濟州中央中、翰林中、濟 州南小、城山中
		濟州 (5)	

#### ロ. 発明研究示範学校の指定・支援

特許庁では発明教育に対する様々な示範適用と研究機能を強化するため、1997年度から市道教育庁別に毎年発明研究示範学校を指定・支援してきた。発明研究示範学校では様々な発明教育プログラム及び方法を示範的に適用し、研究結果の共有を通じ、発明教育を拡散させ、質的向上を図っている。また、市道教育庁では指導教師に研究加点を付与し、士気を高めている。2006年には19の学校に5～10百万ウォンずつ、計1億160百万ウォンを支援した。

<表IV-3-6> 2006年度発明教育研究示範学校の運営現況

	教育庁	学校名	研究テーマ
1	ソウル市教育庁	清潭小学校	学校、家庭、地域社会と連携した発明教育の活性化を通じた創意力の向上方案
2	ソウル市教育庁	阿峴中学校	楽しい体験活動と土曜を活用した発明教育の活性化方案

3	釜山市教育庁	萊城小学校	発明体験プログラムの考案、適用を通じた多重知能の啓発
4	仁川市教育庁	麻田小学校	体験中心の発明教育を通じた創意力の向上
5	大邱市教育庁	花源小学校	地域特性に合った発明教育の活性化
6	大田市教育庁	メボン小学校	様々な発明教育プログラムの考案、適用を通じた創意力の向上
7	光州市教育庁	松亭中学校	ホームページのサイバー発明教育と発明行事体験を通じた創意力の向上
8	蔚山市教育庁	南部小学校	体験中心の発明教育を通じた発明マインドの形成
9	蔚山市教育庁	也音中学校	様々な発明教育プログラムの適用を通じた創意力の向上
10	京畿教育庁	駒城小学校	発明教育プログラムの考案、適用を通じた創意力の向上
11	江原教育庁	太白上長中学校	体験中心の発明活動を通じた発明教育の活性化
12	忠北教育庁	ナムシン小学校	体系的な発明教育プログラムの適用を通じた創意的問題解決能力の向上
13	忠南教育庁	長項中央小学校	体験中心の発明教育プログラム運営を通じた創意力の向上
14	全北教育庁	群山南小学校	発明教授、学習活動を通じたアイデア創出能力の向上
15	全北教育庁	淳昌中学校	発明教室運営プログラムの考案、適用を通じた発明マインドの増進方案
16	全南教育庁	和順第一小学校	発明教育プログラムの開発、適用を通じた自己主導的な創意力の向上
17	慶北教育庁	牟西小・中学校	統合学校の発明教育プログラムの考案、適用を通じた創意力の向上

18	慶南教育庁	河東辰橋小学校	段階別発明教育プログラムの考案、適用を通じた発明マインドの形成
19	濟州特別自治道教育庁	城山中学校	体験活動中心の発明教室運営を通じた創意力の向上

## ハ. 発明指導人材の育成

### 1) 発明教育研究会の支援

発明教師の発明教育に対する自律研究機能を強化し、地域別の発明教育ネットワーク形成のため、2001年から地域別の発明教育研究会を支援している。

2001～2005年までは市・道教育庁に登録された研究団体である発明教育研究会（発明クラス及び発明指導教師を中心に構成）の地域別発明教育行事やセミナー、教師研修などを支援した。2005年度には10の団体に5百万ウォンずつ計50百万ウォンが支援され、地域単位の発明教育による底辺拡大と活性化に寄与した。

2006年からは発明教師の実質的な研究能力を向上し、事業の成果及び効率性を高めるため、同事業の支援体系を全面的に改編した。研究課題を指定課題及び自律課題に区分し、既存の市・道教育庁登録の発明教育研究会だけでなく、自律的な教師研究会団体にも機会を与えた。

‘学校週5日制と連携した発明教育’、‘地域社会と連携した発明教育の活性化方案’などの課題を選定して公募及び事業計画審査を通じ、11の研究会を選抜した。選抜された研究会には5百万ウォンから9百万ウォンが支援された。

### 2) 研究活動及び研修支援

21世紀型知識基盤人材養成のため、つめこみ式の教育から抜け出し、創意力及び問題解決能力を養える代案教育として発明教育が浮上している。この動きに合わせて現場教師



の発明教育研修機会の拡大や専門性向上のための教育サービスの提供要求も増えている。

2005 年末まで発明教師の職務研修は主に（夏/冬）休み期間を活用した合宿教育で行われていた。国際知的財産研修院、韓国学校発明協会、発明英才財産で実施された同研修を通じ、年間 200～300 名の発明教師を養成し、発明教育の土台を構築した。

2006 年には社会的環境及び教育環境の変化に対応し、現場にいる教師の要求水準を反映するため、既存のオフライン教育研修を補完する一方、新規にオンライン発明教育システムを構築・運営した。

既存の研修プログラムとは差別化された優秀な研修プログラムを運営する教育機関を公開募集し、釜山東西大学（知能型ロボットを利用した創意的発明能力の向上）及び大邱広域市教育科学研究院（発明メンター（良き指導者の意）課程）の 2 つの機関を「発明教育の職務研修機関」として選定・運営した。

また、オフライン職務研修の時間、空間的な制約を克服し、現場教師の発明教育の機会を拡大するため、2006 年 7 月にサイバー発明教育研修院（IP-Teacher）を設立し、30 時間及び 60 時間教育プログラムを開発した。30 時間深化研修（教育名：教科の中への発明旅行）は 3 回の教育を 242 名が履修し、60 時間一般研修（教育名：発明世界で生き残る）は 1 回の教育に 88 名が参加した。

### 3) 教師対象発明大会の開催

特許庁では教師の活発な発明活動を誘導し、発明教育に対する研究意欲を向上するため、全国教員発明品コンテストと全国教員発明研究大会を開催している。

「全国教員発明品コンテスト」は発明指導教師の直接的な出品と受賞を通じ、発明指導の質を高めると同時に発明意欲を鼓吹するために、1999 年に新設され、2006 年に第 8 回を迎えている。2006 年の第 8 回全国教員発明品コンテストには計 177 名の教師が参加し、奨励賞以上金賞まで 13 名の出品が入賞した。

また、発明指導教師の研究意欲を高め、各学校の発明教育を活性化するため、1996年から毎年全国教員発明教育研究大会を開催している。この大会は発明クラス及び発明教室などの発明指導教師を対象に、発明教育に関する優秀な研究論文を発掘して表彰している。入賞した教員には教育公務員昇進規定により、入賞など級別に金賞は1点、銀賞は0.75点、銅賞は0.5点の昇進加点が与えられる。2006年には計69編の論文が受け付けられ、13編の優秀研究論文を選定・授賞した。

＜表IV-3-7＞ 全国教員発明教育研究大会の開催現況

(単位：編)

年度	提出論文数	受賞論文数	受賞内訳
1996	61	18	金賞：3、銀賞：6、銅賞：9
1997	65	26	金賞：4、銀賞：9、銅賞：13
1998	81	32	金賞：5、銀賞：11、銅賞：16
1999	172	50	金賞：8、銀賞：17、銅賞：25
2000	98	36	金賞：6、銀賞：12、銅賞：18
2001	78	31	金賞：5、銀賞：10、銅賞：16
2002	95	37	金賞：7、銀賞：14、銅賞：16
2003	86	35	金賞：6、銀賞：12、銅賞：17
2004	86	35	金賞：6、銀賞：12、銅賞：17
2005	66	13	金賞：2、銀賞：4、銅賞：7
2006	69	7	金賞：1、銀賞：2、銅賞：4

## 二. 発明奨学生を選抜

特許庁では優秀発明学生の持続的な発明活動を奨励し、理工系分野への進出を促進させるため、2003年に「発明奨学生」選抜事業を始め、2006年まで4回実施している。

発明奨学生は産業財産権の出願及び登録実績、学生発明大会の参加及び入賞実績、発明活動の実績などを総合評価し、選定される。

2003年度に481名の発明奨学生を選抜を始め、2006年には小学生60名、中学生60名、高校生100名、大学生100名の計320名の奨学生を選抜し、最高4百万ウォンの奨学金を支給した。

＜表IV-3-8＞ 発明奨学生を選抜現況

(単位：名)

区分	第1回 2003年	第2回 2004年	第3回 2005年	第4回 2006年
ソウル	119	97	92	70
釜山	23	30	16	14
大邱	12	2	2	0
仁川	18	10	7	7
光州	16	18	6	4
大田	26	33	28	67
蔚山	0	12	0	3
京畿	136	69	63	87
江原	6	2	1	2

忠北	14	19	8	2
忠南	3	10	8	4
全北	7	1	2	0
全南	9	4	3	0
慶北	61	66	29	35
慶南	26	28	31	25
済州	5	10	4	0
総選抜人数	481	411	300	320

発明奨学生選抜事業は小学生から大学生までの、発明家になることを夢見る学生の発明意欲を向上し、第一線の学校に発明の雰囲気を広げさせ、優秀発明学生の持続的な発明・研究活動の誘導に寄与してきた。

#### ホ. 学生発明行事の開催

##### 1) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は創意性のある発明品の考案及び製作を通じ、学生の発明創意意欲を啓発し、発明を生活化することで、知識基盤社会の主役となる未来の発明家を発掘・養成することが目的である。

2006年に第19回大韓民国学生発明展示会は計4,492点の作品が出品され、2006年7月20日から7月24日まで韓国総合展示館(COEX)で443点展示された。同展示会の出品対象は小・中・高・大学生の発明及び考案品で、出願及び登録有無とは関係なく、受賞作品は書類審査→先行技術調査→現物審査→総合審査の過程を経て選定される。

毎年展示会に出品された作品に対しては大統領賞及び国務総理賞など、個人賞と団体賞

に分けて授賞しており、受賞作品に対しては韓国総合展示館及び地方展示会に展示され、受賞者には発明キャンプ、優秀指導教師には海外研修などの機会が与えられる。特に、高校在学の受賞学生には発明特技者選考で大学に進学できる機会が与えられる。

＜表Ⅳ-3-9＞ 大韓民国学生発明展示会の開催現況

(単位：名)

年度	出品数	展示作品数	受賞作品数	展示会場
1991	741	331	93	発明奨励館
1992	1、259	339	89	発明奨励館
1993	1、149	346	106	発明奨励館
1994	1、338	227	106	発明奨励館
1995	1、501	180	106	発明奨励館
1996	1、720	184	106	発明奨励館
1997	1、871	211	106	発明奨励館
1998	1、873	257	108	COEX
1999	3、605	393	149	COEX
2000	5、715	495	151	COEX
2001	4、143	419	186	COEX
2002	4、260	400	178	COEX
2003	4、137	423	182	COEX
2004	3、993	647	192	COEX
2005	4、617	541	205	COEX
2006	4、492	443	207	COEX

地方巡回展示会は奨励賞以上の受賞作品と歴代国務総理賞以上の受賞作を展示対象とし、2006 年には木浦と浦港で開催された。また、奨励賞以上の受賞学生に対しては7月に2泊3日の発明キャンプを実施し、特に金賞以上の受賞学生の指導教師に対しては発明指導意欲鼓吹及び学生発明活性化のための雰囲気を広散させるため、海外研修を実施した。

## 2) 全国学生創意力オリンピック

全国学生創意力オリンピックは「人と違う私」と「共に生きる私」の調和に基づいた協同的な問題解決過程を通じ、青少年の幅広い思考力と創意力の涵養を目的とする。同大会は2002年から特許庁と三星電子が共同主催し、韓国学校発明協会の主管で開催され、2006年の大会は8月25日から26日までの2日間に渡り、韓国総合展示場(COEX)で開催された。

この大会の特徴は5～7名の学生が1チームとして参加し、事前に与えられた課題(長期課題)と大会現場で与えられる課題(現場課題)の解決過程で学生たちの創意性を評価する。

2006年度には‘未来環境への探査旅行’、‘ホイルの中への創意旅行’、‘歴史の中への発明旅行’の3つの挑戦課題に205のチームが予選に参加し、93チームが本選に進出した。本選では挑戦課題及び現場課題解決過程の総合評価を通じ、51チームの優勝チームを選抜した。最優秀3チームに対しては国外文化探訪の機会が与えられた。

## 3) 全国学生発明想像画・キャラクター・デザイン大会

発明想像画・キャラクター描写大会は学生の発明に対する創意性と想像力を向上するためのものであり、現場で与えられたテーマに合う発明想像画及びキャラクターを直接描き、評価を受けることになる。

5月から7月まで全国的に市・道予選を行い、10月に本選を開催したが、2006年の

市・道予選には 23,042 名の学生が参加し、本選大会には予選を通過した 418 名の学生が参加した。小学生を対象とする発明想像画部門には 106 名が参加し、48 名が受賞した。小・中・高校生を対象とする発明キャラクター描き部門では 245 名が参加し、124 名が受賞した。デザイン部門には 67 名が参加し、27 名が受賞した。

#### へ. 大学生発明活動の活性化

特許庁では予備産業人員である大学生の知的財産創出及び活用能力を高めるため、大学発明同好会の活動を支援している。特に安定的な事業推進と学生の自発的な参加による発明活動を促進するため、全国 45 の発明同好会から構成された全国大学発明同好会連合会を中心に様々な発明活動を支援している。大学生は全国大学発明同好会連合会を通じ、夏季発明キャンプ、発明同好会作品展、広報館運営などの活発な活動を行った。

同時に大学生の発明意欲を鼓吹し、研究開発を通じた優秀発明人材養成のため、第 5 回全国大学発明同好会コンテストが開催された。同大会は 2005 年までは全国大学発明同好会コンテストとして進行されたが、2006 年からは大韓民国学生発明展示会の大学部門と統合し、全国大学発明コンテストに大会の名称を変更して開催された。個人及びチーム部門に分けて行われた 2006 年の大会には 399 の作品が出品され、8 月 17 日から 8 月 19 日まで天安の国立中央青少年修練院で本選に勝ち進んだ 42 の作品の事例発表を通じて受賞作を選定した。国務総理賞と金賞受賞者（チーム）には海外研修の機会を付与し、銀賞以上の受賞作品に対しては事業化技術評価書の製作及び専門家の指導サービスを支援した。

## 2. 女性発明活動の促進

産業財産政策本部産業財産振興チーム行政事務官 パク・ソンヨン

2004 年の韓国女性の経済活動参加率は 53.9%と OECD 平均の 60.1%より 6.2%低い水準である。高級人材及び技術のみが先進外国との競争で生き延びられる手段となった。このような現実にもかかわらず、高齢化及び出産率の低下により、働き手が不足している。このような状況は、労働市場外部の潜在力のある女性人材を経済活動人口に転換すべきという意見をより増大させる要因となっている。

＜表IV-3-10＞ OECD 主要国別女性の経済活動参加率

(単位：%)

OECD 平均	韓国	アイルランド	デンマーク	米国	フランス	イタリア
60.1	53.9	81.8	76.1	69.2	63.7	50.6

※ 資料：OECD、15～64歳基準の経済活動参加率、Employment Outlook 2004

特許庁は2002年12月に女性の発明に対する創意力を開発し、優秀女性発明人材を養成するための政策をより効率的に樹立・推進するため、発明振興法を改正、女性発明活動奨励の根拠となる条項（第6条の2）を整備した。それ以降、女性を‘知的財産権創出及び活用の軸’として養成するための様々な施策を樹立・推進している。

2003年には「女性発明アイデア公募大会」を統合・発展させた「女性発明コンテスト」を初めて開催し、2004年には女性の発明アイデアの具体化及び特許出願を手助けるため、「女性弁理諮問事業」を新規に推進した。

2005年度には女性の知的財産権に関する認識の向上及び底辺拡大、創意的な女性発明人材の発掘及び事業化支援のための総合的な対策を整備し、積極的に推進した。また、2006年には女子大生の発明及び産業財産権に対する理解と認識を高めるため、女子大生発明キャンプを開催（8月）し、女性発明期間を定め、女性発明家歩き大会（10月28日）、女性発明コンテスト（11月2日）、女性発明家のためのフォーラム（11月10日）を続けて実施し、女性発明に対する社会的底辺拡大に寄与した。

その結果、2006年の女性の特許及び実用新案の出願件数は計19,591件となり、2005年に比べ21.8%増加し、2001年の11,462件に比べ70.9%増加した。内国民の全体出願で女性出願が占める比重も2001年の5.3%から2006年には6.3%に増加した。



＜表IV-3-11＞ 女性による産業財産権の出願現況

(単位：件、%)

区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006
特許	1、285	1、356	1、581	1、884	2、235	2、814
実用新案	2、081	2、147	2、443	2、275	2、386	2、328
デザイン	2、159	2、153	2、228	2、342	3、167	5、778
商標	5、973	6、845	7、596	7、782	8、303	8、671
計	11、462 (22.1)	12、501 (9.1)	13、848 (10.8)	14、283 (3.1)	16、091 (12.7)	19、591 (21.8)

注) ( ) 内は前年比の増減率

## イ. 女性の知的財産権に関する認識向上及び底辺拡大のための努力

## 1) 全国巡回女性知的財産権説明会

特許庁は女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上を目的とし、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協調して発明に関心のある主婦、発明教室参加学生のお母さん、女性教師などを対象とする“全国巡回女性知的財産権説明会”を2001年から開催している。

特許庁審査官、発明教育現場専門家、成功した女性発明家などを講師として構成して運営される同説明会は知的財産権に対する概要及び事例、高付加価値創出のための女性の役割、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容に講義を行っている。この説明会は知的財産権に対する認識を向上し、底辺の拡大に大きく寄与している。2006年には地方自治体の女性教育機関と協調し、女性発明創意教室を新規に開設して体系的な女性発明の深化教育プログラムを追加運営した。計42回に渡って開催された2006年度の説明会には4,000名余りの人が参加するなど、熱い関心が寄せられた。

## 2) 女性発明コンテストの開催

女性発明コンテストは女性に斬新な創意力を発揮する機会を提供し、更には創作アイデア啓発に対する意識向上によって発明の活性化を図るため、既存の「女性発明アイデア公募大会」を統合・発展させ、2003年に初めて開催された。このコンテストは発明内容を発表し、審査する方式で行われる。

2005年には学生部に91件、一般部に168件など、計259件が出品され、この中からアイデア創出過程、独創性、実用性、経済性を総合的に考慮し、10件を銀賞以上の発表対象作品として選定した。

## 3) 女性発明情報誌（月間“発明する人々”）の発刊

女性発明に対する日常的な情報及び発明界の各種情報の伝播、政府の知的財産権創出促進事業の紹介などのため、韓国女性発明協会の主管で‘02年7月に創刊された月刊誌“発明する人々”も2006年に創刊4周年を迎えた。

“発明する人々”は発明マインドの向上、発明家のプライドの鼓吹及び権益の擁護、全国的発明生活化運動の展開、発明家と企業間の連携推進、発明企業の広報など、ホットな情報と様々なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明同好会、女性出願者及び登録者などに提供している。

### ロ. 創意的な女性発明人材の発掘及び事業化支援

#### 1) 女性発明優秀事例発表会の開催

女性発明優秀事例発表会は女性の繊細な感受性を利用して斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範となった優秀事例を発掘して紹介することで、女性の発明意欲と潜在された創意力を目覚めさせるため、1995年から開催している。

2006年には計35件の応募作品の中、5件を選定し、発表会を開催した。この発表会では女性発明家が発明を行うようになった動機と研究開発過程、権利化過程及び事業化過程など、現場で経験した貴重な話が聞けた。これにより、女性が生活の中で容易にアイデアを開発し、それをどのように権利化して事業化に成功させるかのノウハウ（Know-how）を教わる良い機会となった。

## 2) 女性発明品博覧会の開催

女性企業の優秀発明品を発掘・展示することで、女性発明活動に対する動機付与及び優秀製品販売ルート開拓ができる。優秀特許技術の事業化を支援するため、2001年から毎年COEX展示館にて女性発明品博覧会を開催している。

特に、2005年からアジア地域の女性発明家の発明品も一緒に展示することで、国際的な発明情報交流機会を提供している。

2006年の女性発明品博覧会には国内の83の企業、海外の10の企業など、計93の企業が参加した中で成功裏に開催され、女性発明家に対し、苦勞して作った発明品を広く広報・販売できる機会を提供した。同時に、観覧客には展示された発明品の観覧を通じ、発明に対する興味を誘発し、自ら発明に参加する動機を付与する機会となった。

## 3) 女性弁理諮問

女性の発明アイデアを具体化し、特許出願を手助けするため、産業財産権の無料弁理相談、政府の産業財産権支援制度の案内及び産業財産権関連各種諮問、特許出願時の弁理費用の割引などを内容とする「女性弁理諮問事業」が2004年9月に初めて施行された。2006年には無料弁理相談が105件、弁理費用が割引になる出願代行が21件などの実績を記録した。

### 3. 大学生によるデザイン権利化支援事業

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 ユン・ネハン

2006 年国内にはデザイン関連学科が 320 余りの大学に開設され、27 万名の学生が在学しており、毎年 3 万名余りの卒業生を輩出している。しかし、知的財産権及びデザイン保護制度に対する教育課程がなく、それに対する認識が低いため、創造性の高いデザインに対し、法的保護を受けられずにいる。

特許庁は 2005 年 10 月から大学生のデザインがデザイン権として保護を受けられるよう「大学生デザインの権利化支援事業」を計画・推進している。この事業は全国のデザイン専攻の大学生及び産業現場のデザイナーにデザイン保護制度教育を通じ、デザイン権に対する認識を向上すると共に、学校と産業現場で創作したデザインがデザイン権として保護を受けられるように指導・奨励することで、デザイン出願の増加とデザイン産業発展に寄与することに意義がある。

更に、2006 年にはデザインの創作意欲を鼓吹し、デザイン権の保護を強化するために、“大学生デザイン公募展 (Design & Right 2006)” を開催した。また、大学生だけでなく、企業で働いているデザイン関連役・職員にも教育が受けられるよう事業を拡大・推進した。

その結果、大学生のデザイン登録出願件数は 2004 年の 241 件から 2006 年には 1,530 件に 2 年間に 534% も増加した。

<表IV-3-12> 大学生のデザイン登録出願件数

年度	2003	2004	2005	2006
デザイン登録出願件数	246	241	588	1,530

#### イ. デザイン権利化支援事業

特許庁では予備デザイナーと現場のデザイナーに知的財産権及びデザイン保護法に対して紹介し、電子出願の要領と図面の作成方法を熟知させ、自分のデザインがデザイン保護法による保護を受けられるようにした。特に、デザイン権として認識されていなかったキャラクター、GUIなどの画像デザイン、CI、BIデザインと字体デザインなどにもデザイン権が付与される可能性があることを関連学科、団体及び企業に積極的に広報し、教育を実施した。

※ GUI (Graphic User Interface) , CI (Corporate Identity) , BI (Brand Identity)

デザイン権利化支援事業は特許庁のデザイン審査官が学校と企業を訪問し、各学校と企業の特性に合った教育を実施して好評を得た。また、これはデザイン登録出願の増加に繋がった。2005年には国民大学を始め、37の大学で1,800名余りに教育を実施し、2006年には京畿大学及び(株)KTFなどを始め、47回に渡って2,800名余りに教育を実施した。

また、オンラインでデザイン登録出願を簡単に行えるよう関連内容を動画で制作した。フラッシュアニメーション形式で制作されたこの動画はデザイン登録出願の要領と2006年の教育で頻繁に質問された事項を重点的に構成しており、誰でも簡単に理解できる。

#### ロ. 大学生デザイン公募展 (Design & Right 2006)

大学生デザイン公募展は、「2006 商標ーデザイン展」の一環としてソウル貿易展示場COEXの大西洋館で2006年7月31日(水)から8月2日(金)まで開催された。大学生の創作意欲とデザイン権に対する認識を向上し、斬新なアイデアを持ったデザイナーを発掘するために推進された。公募分野は産業デザイン、視覚・包装・ファッションデザイン及び字体デザインであり、大学生及び大学院生の作品250点を受け付け、1次パネル審査、2次特許庁審査官による審査及び最終模型審査を行って展示作品を選定した。審査には学生のデザイン展開能力だけでなく、特許庁のデザイン出願登録を基本条件としており、学生に法的な手続きを体験させ、デザイン権利に対する関心を誘導した。

#### 4. 「2006 商標—デザイン展」

商標デザイン審査本部商標デザイン審査政策チーム行政事務官 ユン・ネハン

国内で初めて商標とデザインを一箇所で見られる商標—デザイン体験展示会である「2006 商標—デザイン展」を 2006 年 7 月 30 日から 3 日間ソウル市三成洞の COEX 大西洋館で開催した。

特許庁と経済 4 団体（大韓商工会議所、全国経済人連盟、貿易協会、中小企業中央会）の主催で 2006 年 8 月 30 日から 9 月 1 日までの 3 日間開かれた行事では「商標、デザイン及び権利」というテーマで商標、デザインを始めとする知的財産権の概念と登録方法を紹介し、実生活で体験できる様々な知的財産の話を通じて商標とデザインなどの知的財産の価値と活用度を伝えた。

特に、「キポ (KIP0) 氏の日」（101 の知的財産権の話）では現代人の一般的な一日を一例にあげ、朝の起床から一日の日課を終えるまでの間に触れることのできる 101 の製品の中に実現されている商標、デザイン、特許などの知的財産権を通じ、我々の生活と密接に関わっている知的財産権の具体的な意味と重要性をより簡単に理解できるように展示した。

また、世界各国の知的財産権制度を紹介し、模擬商標の出願から登録までを体験できる「ハローキポ（特許庁館）」と力量あるデザイン専攻の大学生の作品で構成された「若い未来」、我々の周辺で一度は触れたことのあるような地域の物語を紹介する私達の地域、私達の商標物語 216 と地域特産品の名声と歴史を紹介する「プルプリ（草の根）商標」などが展示され、多くの観覧客の目を引いた。

過去 100 年間の商品と商標の変遷史と時代別広告の流れ、企業の CI 変化を一目で分かるようにした「トレンドヒストリー」と共に、音・香り・動作の商標、アイコン・感性デザイン、コンセプトデザインなど、その領域が拡大されている新しい商標・デザイン権を SF 空想科学映画を通じた「未来の商標とデザイン」などにより、デザインが変化してき

た軌跡と未来像を予測できるようにした。

この他にメディアに最も多く紹介され、観覧客から一番好評を受けた‘フェイクアンドリアル’では国内外における偽造品の被害事例の展示、偽造品を区別する方法、偽造品の通報及び対処要領などを案内・展示した。また、弁理士及びデザインコンサルティング業者の職員と1：1で相談できる‘知的財産コミュニケーション’と知的財産権の保護及び管理戦略をテーマにした‘フォーラム’がこの展示期間中に一緒に進行された。

□□ □ □ □□□□ □ □  
□□□□ □ □ □ □ □□□□ □

# 第 5 編

»» 知的財産権の活用促進





## 第1章 特許技術の事業化促進

### 第1節 特許技術事業化資金支援の拡大

#### 1. 「特許技術事業化協議会」による事業化支援

産業財産政策本部産業財産振興チーム書記官 ベク・フムドク

21世紀の知識基盤経済時代において技術力中心の産業構造改編と国家競争力向上のためには特許などの知的財産権を確保する核心技術を利用し、世界市場を先導する必要がある。2005年に現代リサーチ研究所に依頼し、2,942名の特許権者を対象に実施したアンケート調査によると、特許技術のうち、事業化に繋がる技術は36.98%に過ぎず、事業化に成功した比率は49.2%である。特許技術の事業化を行う際の主要な障害事項には事業化資金不足が52%と最も高く、マーケティング及び営業能力不足が26%、偽造及び模倣商品が7%などの順であった。

特許庁ではこのような特許技術事業化支援需要に対応するため、1999年11月に政府次元の支援体制として「特許技術事業化協議会」を構成し、未活用優秀特許技術の事業化に必要な資金支援を強化してきた。産業資源部、中小企業庁など、8つの政府機関と10の関連機関が参加する同協議会は技術開発、デザイン開発、創業教育、施設・運転資金など、特許創出及び事業化段階別に様々な支援事業を展開している。

2006年度に特許技術事業化協議会では融資1,497億ウォン、出資588億ウォン、投資545億ウォン、補助/保証459億ウォンなど、計3,089億ウォンの特許技術事業化支援計画を樹立し、計画対比の85%である2,639億ウォンを支援した。これは去年の支援実績の1,927億ウォンより37%以上増加した数値である。

＜表V-1-1＞ 2006年度特許技術移転事業化資金及び支援条件

区分	資金名（支援資金及び資金運営主体）	支援条件
融資 (1,497億ウォン)	産業技術開発資金のうち、 特許課題（90億ウォン、 産業資源部、韓国発明振興会）	○登録または出願中の特許、実用新案 保有企業の特許技術実用化に要する費 用を支援（最大30億ウォン） ○年4.93%（変動金利）、3年据え置 きで5年分割返済
	産業技術開発資金のうち、 デザイン課題（7億ウォン、 産業資源部、韓国デザイン振興院）	○デザイン開発完了後、資金力不足企 業に対し試作品を開発する資金を支援 ○年4.93%（変動金利）、3年据え置 き5年分割返済
	開発及び特許技術事業化資金 （400億ウォン、中小企業庁、 中小企業振興公団）	○技術性、事業性が優秀な中小企業の 開発技術及び移転技術の事業化、商品 化を支援（最大5億ウォン、運転資金 は最大3億ウォン） ○年4.4%（変動金利）、2年据え置 き5年分割返済
	中小、ベンチャー創業資金 （500億ウォン、中小企業庁、 技術信用保証基金、 中小企業振興公団）	○創業及び創業初期の企業経営に要す る運転及び資金を支援（最大20億ウ ォン、運転資金は最大5億ウォン） ○年4.4%（変動金利）、金利は企業 の信用度及び担保の種類によって差別 適用
	特許権担保融資事業 （500億ウォン、特許庁、 韓国産業銀行）	○特許技術に対する価値評価によって 事業化を支援 ○融資限度：技術価値評価金額以内

出捐 (588 億 ウォン)	産業革新技術開発事業のうち、 共通革新技術開発事業 (42 億ウォン、産業資源部、 韓国産業技術評価院)	○特許技術及び世界に通用する一流商 品の技術開発資金を支援  (年間 3 億ウォン以内、無担保無利 子)
	新技術創業育成 (TBI) 事業 (80 億ウォン、産業資源部、 韓国技術取引所)	○試作品開発など新技術事業化の所要 資金を支援  (75%範囲内、最高 1 億ウォン (S/W は 5 千万ウォン以内)、無担保無利 子)
	デザイン革新商品開発事業 (54 億ウォン、産業資源部、 韓国デザイン振興院)	○特許技術に基づいた革新的なデザイ ン開発を推進する企業及び関連団体に 製品デザイン及びブランド、キャラク ター、包装、視覚デザインを支援  (開発資金の 2/3 以内 (1 億ウォン 以内)、無担保無利子)
	中小企業技術革新開発事業 (65 億ウォン、中小企業庁、 韓国発明振興会)	○特許技術に基づき、1 年以内に開発 完了が可能な新製品の開発費を支援  (75%範囲内、最高 1 億ウォン、無担 保無利子)
	新技術事業化デザイン技術開発事業 (20 億ウォン、産業資源部、 韓国デザイン振興院)	○中小企業庁が支援した技術開発成功 課題に対し、デザイン技術開発を支援  (75%範囲内、最高 5 千万ウォン、無 担保無利子)
	中小企業移転技術開発事業 (30 億ウォン、中小企業庁、 中小企業技術情報振興院)	○国内外の大学、研究機関などが開発 した技術を中小企業に移転し、実用化 するのに要する追加技術開発資金を支 援  (75%範囲内、最高 1 億ウォン、無担 保無利子)

新技術事業化開発事業 (70 億ウォン、産業資源部、 韓国産業技術評価院)	○産業財産権など新技術の新製品開発 を支援
---	--------------------------

＜表V-1-2＞ 特許技術移転事業化協議を通じた支援実績

年度	支援内訳	備考
2000	支援計画 377 億ウォンの 73% である 277 億ウォン支援	
2001	支援計画 506 億ウォンの 110% である 559 億ウォン支援	
2002	支援計画 1,039 億ウォンの 105% である 1,135 億ウォン支援	
2003	支援計画 1,471 億ウォンの 121.5% である 1,788 億ウォン支援	
2004	支援計画 1,831 億ウォンの 97.4% である 1,783 億ウォン支援	
2005	支援計画 2,342 億ウォンの 82% である 1,927 億ウォン支援	
2006	支援計画 3,089 億ウォンの 85% である 2,639 億ウォン支援	

## 2. 特許技術に対する金融支援プログラムの拡大

産業財産政策本部産業財産振興チーム工業事務官 キム・ギヨン

特許事業化実態調査によると、毎年特許事業化における最も大きな障害事項は資金不足である。しかし、特許庁は特別会計という会計構造上の問題点により、直接企業に事業資金を支援できる程の予算を確保・運営できる条件が整っていない。このため、特許権者からの請願が耐えないのも事実である。

特に、個人または中小企業家の特許権者はほとんどの場合、財務与件などが悪いという実情であるため、物的担保または信用で資金を支援してもらうことが非常に難しい状況であった。結局このような問題を解決するためには技術力を担保にし、資金を支援するプログラムが作られなければならないが、このような要求にもかかわらず技術担保の危険性により、2005年以前まで金融圏では技術担保による資金支援商品を運営できなかった。

特許庁は、1996年以降から運営してきている特許技術価値評価事業の経験に基づき、該当技術の事業性を正確に評価できれば、技術を担保に資金を支援することがそれ程難しいことではなくなるということを見抜き、金融機関に特許担保事業の導入に対し、2000年以降持続的に打診してきた。しかし、評価結果の信頼度問題及び IMF 以降に保守的に資金を運営している金融機関の現実などが問題となり、金融機関はなかなか特許担保事業を導入することができないでいた。

このような協議過程を通じ、一般金融機関が特許担保事業を導入するまでには相当な日数がかかると判断し、評価能力のある金融機関である産業銀行と特許担保事業の導入に対し、集中的に協議するようになった。何故なら、金融機関が自ら危険を負うためには自己判断による資金支援決定をしなければならず、特許担保事業の特性上技術評価能力を保有した金融機関でなければ技術力を担保に事業資金を支援することができなかったからである。

本交渉戦略は技術革新型中小企業を育成するための時代状況と合っており、大きな成果

を得ることになった。すなわち産業銀行はベンチャー企業支援対策の一環として特許担保事業の導入を検討し始め、その結果 2005 年 2 月に特許庁との業務契約により、特許技術価値評価による特許担保付き事業資金支援プログラムを施行するようになった。

特許担保事業は産業銀行が技術価値評価を遂行し、その価値評価金額以内で事業資金を支援するが、特許庁が評価に要する費用を支援するようにしており、財務構造が劣悪な優秀特許保有企業（ベンチャー企業）が技術価値評価を通じ、事業資金を調達できるようにした。

特許担保事業を通じ、産業銀行は 2005 年中に計 25 の企業の事業化のため、計 86.3 億ウォンの事業資金を支援し、特許庁はその中の 22 の企業に対し、評価費用を補助した。評価費用が支援されない 3 つの企業は評価費用支援対象でない出願中の技術であり、産業銀行は特許庁の評価費用支援無しで自主的に価値評価を遂行し、資金を支援した。

産業銀行の特許担保事業の運営成果は同一形態の協力事業が技術信用保証基金に拡大される契機となり、技術信用保証基金は 2005 年 12 月に特許庁と協約を締結してから産業銀行より、支援対象を拡大した「特許技術価値評価保証」制度を運営することにした。

特許技術価値評価保証制度は産業銀行に比べ、支援対象を「特許権保有企業」に拡大し、産業銀行の場合と同じく、技術信用保証基金が特許技術価値評価を遂行し、価値評価金額以内で 10 億ウォンを限度に保証支援を行う制度である。特許庁は評価に必要な費用を支援することを主内容としている。

2006 年の場合、産業銀行の 137 億ウォン、技術保証基金の 289 億ウォンを含め、計 426 億ウォンが支援/保証された。

＜表V-1-3＞ 特許担保融資支援プログラムの種類

区分		特許担保事業	特許技術価値評価 保証事業
支援対象		登録特許保有の 中小、ベンチャー企業 (売上実績)	登録特許保有の中小企業 (個人事業家、法人)
支援内容	事業資金	価値評価金額以内	価値評価金額以内 10 億ウォン限度
	評価費用	500 万ウォン (自費負担 2 百万ウォン)	500 万ウォン (自費負担 2 百万ウォン)
申請、受付資金支援機関		産業銀行	技術保証基金
技術評価機関		産業銀行	技術保証基金

その後特許担保事業は 2006 年 5 月に 4 つの民間銀行に拡大・導入された。4 つの民間銀行による特許担保事業は産業資源部との共同事業として推進された。同事業は革新型中小企業の技術金融支援事業という事業名で推進中であり、オンラインサイト (<http://www.tf.or.kr>) を通じ、申請・受付を行っている。2006 年の場合、98 億ウォンの支援実績を達成した。

### 3. 試作品製作支援を通じた事業化支援

産業財産政策本部産業財産振興チーム行政事務官 イム・ソンテク

優秀発明の試作品政策支援事業は内国民の個人・中小企業が保有した特許・実用新案・デザインで登録された権利を対象に、事業化可能性及び事業成長性、輸出有望性、商品市場性、技術的革新性及び優秀性（特許、実用新案の場合）、デザインの審美性及び優秀性（デザインの場合）、国家産業への波及効果、CEO の事業化推進意志及び事業化経営能力などの選定基準を考慮し、特許技術の本格的な事業化に先立ち、試作品を製作する際に要する費用を国庫から負担して事業化を支援する制度である。

支援申請は毎年の1月（1月1日～1月30日）中に受けており、支援金額は1件当たり5,000万ウォン以内（超過分は本人負担）である。また、学生及び零細発明家は試作品制作費の全額を、個人発明者と中小企業は審議委員会の審議結果にしたがい70%ないし90%の範囲内で支援する。

発明振興法第21条により、評価機関の評価結果が優秀な発明、職務発明報償制度を実施する企業の発明、特許技術賞など特許庁が主催する発明関連行事で授賞した発明、海外出願費用補助金の支援を受けた発明、申請人が障害者の場合、申請人が女性の場合、その他特許庁長が施行する特許技術事業化の支援を受けた発明の場合には選定審査時に優待している。

試作品製作費の支給は契約直後に契約金の20%ないし30%を手付金として支給し、試作品製作が完了されれば、これを検収して残りの製作費用を清算する。試作品製作費の支援申請及び問い合わせは韓国発明振興会発明振興事業化チーム（02-3459-2844）まで。

今後は特許技術の活用促進のため、製作支援後1年ないし3年の一定期間の間に「特許技術事業化協議会」の支援機関と連携し、事業化資金、販路開拓などの支援を推進している。



＜表V-1-4＞ 過去5年間の試作品製作の製作支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
予算 (直接事業 費)		600	600	700	700	1,097	1,480	3,145
申請件数		166	237	249	223	272	270	442
支援 内訳	件数	36	39	35	40	55	79	165
	金額	594	589	669	668	1,064	1,463	3,140
事業化数		27	28	25	27	37	53	—
(比率)		(75.0%)	(71.8%)	(71.4%)	(67.5%)	(67.3%)	(67.1%)	—

注) 予算額は年度別全体予算から人件費、付帯経費などを除いた直接事業費である。

注) 事業化数(比率)は3年間累積調査された数値であり、2006年は支援した翌年の10月に調査を実施

## 第2節 特許技術製品の販路支援強化

### 1. 特許製品 e-marketplace の運営

産業財産製作本部産業財産振興チーム行政事務官 ムン・ジョンベ

特許製品電子商取引システム（e-marketplace）は特許または実用新案として登録された優秀特許製品をサイバー空間上で取引できる電子取引インフラである。バイインベンション（<http://www.buyinvention.com>）と命名されたこのシステムは韓国発明振興会が構築と運営を担当する。技術力はあるが、資本及びマーケティング能力が不足している個人及び中小企業の特許商品に対し、販売ルートを支援するための公益性のある事業である。

本システムが2004年10月に本格的なオンライン取引サービスを開始したことで、特許庁は研究開発を通じた発明と発明の権利化、特許発明の事業化及び特許製品の販売による利益実現を通じ、再び研究開発投資と繋がるようにする全体的な発明支援体制を構築するようになった。

入店者の資格は特許（実用新案を含む）技術を保有（権利者または実施権者）しており、該当技術を商品化し、国内に製品を供給できる者で、中小企業、個人、団体または組合としている。入店商品の要件は国内企業保有の特許製品として供給可能な在庫を確保しており、B2B または B2C 電子取引に適合な物品としている。入店商品の選定は関連分野の専門家で構成された品質評価委員会で技術性、商品性、品質保証性、物品調達性及び事業推進度などを総合的に審議し、決定することになる。

2003年には9億6千万ウォン、2004年には12億3千万ウォン、2005年には9億3千万ウォン、2006年には4億ウォン（計35億2千万ウォン）の予算が投入されたこの事業は、発明特許品取引活性化のため、販売商品に発明特許品以外にもアイデア商品、優秀デザイン商品、新技術認証商品などを入店させ、顧客との関係強化及び顧客満足サービスを提供しようと、特許商品のe-カタログDB拡充と年中無休の顧客相談コーナーを開設し、

発明特許品に対する顧客不満を迅速に処理している。また、既存の流通ルート及び販売ネットワークの活用を通じ、発明特許品の販売拡大を支援している。

2006年には発明特許品の取引を活性化させようと入店商品を11,000余点以上確保し、会員も45,401名に増員され、売上額が0.5億(2004年)、52.2億(2005年)から63.1億ウォンに大きく増加した。また、調達庁、中小企業流通センター、韓国電子取引協会、ECグローバル、(株)オークション、GSeストア、ダウムコマースなどと業務協力することで、既存の流通ルート及び販売ネットワークの活用を通じ、発明特許品の販売ルート支援を拡大した。

<表V-1-5> 特許製品の電子商取引システムの運営実績

区分	開院現況	入店商品	取引件数	売上額
2003	—	500点	—	—
2004	3,580名	1,500点	133件	0.5億ウォン
2005	34,522名	1,751点	907件	52.2億ウォン
2006	45,401名	11,067点	2,230件	63.1億ウォン

※ 会員現況、入店商品数は累計数値である。

## 2. 優先購買の推薦及び発明特許大展の開催

産業財産政策本部産業財産振興チーム行政事務官 イム・ソンテク

## イ. 中小企業の優秀特許技術に対する優先購買の推薦支援

特許庁は中小企業の優秀特許技術製品に対する優先購買支援により、技術開発投資資金の早期回収及び適正利潤の確保を支援するために、発明振興法第 27 条の規定により、国家機関、地方自治体、国家または地方自治体が投資する機関及びその傘下機関などを対象に韓国発明振興会を通じて選定された特許技術製品に対する優先購買推薦事業を施行している。

優先購買推薦対象を選定するための審査基準としては、品質の優秀性（既存製品との性能比較）、購買効果（輸入代替効果、能率の向上など）、製品の経済性（予算節約、経費の節減など）、購買対象機関の的確性、その他製品生産及び供給能力などがあり、同事業の運営実績は次の通りである。

＜表 V-1-6＞ 優秀発明品の優先購買推薦実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
申請件数	18	15	45	15	19	13	45	32	59
推薦件数	17	14	44	15	18	13	44	27	52
購買件数*	11	3	17	6	8	2	8	16	—
納品金額*	3,087	56	8,389	499	3,972	1,284	2,089	696	—

\* 2006 年の納品件数、納品金額は推薦した翌年の 6 月に調査

ロ．大韓民国発明特許大展の開催

大韓民国発明特許大展は優秀発明品の展示を通じ、技術移転及び優秀特許技術の早期事業化を促進すると共に、国民の発明意識鼓吹と発明者の士気向上のために実施する年中行事である。

同行事の展示分野は一般展示コーナー、特別展示コーナー、特許技術事業化支援コーナーに区分される。一般展示コーナーでは個人または企業の特許・実用新案・デザインの出願または登録された発明品を機械・金属、繊維・化学、電気・電子、情報通信、土木・建築など、技術分野別に展示する。特別展示コーナーでは国庫補助支援試作品、国際発明品展の受賞作品、職務発明コンテストの入賞発明品、特許技術賞受賞品などを展示する。

また、特許技術事業化支援コーナーでは審査官、弁理士、公認会計士、経営指導士、技術取引士などが発明から権利化・事業化までの全般的な苦情事項及び手続きについて無料で相談にのる。

大韓民国特許技術大展では発明家の士気向上及び全国民の発明意識向上のため、一般展示品を対象に、大統領賞、国務総理賞、WIPO 事務総長賞、特許庁長賞などを褒賞している。褒賞する発明品の選定は主管機関の褒賞推薦審査会議を経て特許庁公的審査委員会で最終的に決定し、中小企業及び個人発明家を優待する。この行事では展示特許技術の売買・譲渡及びライセンスの機会を付与し、次年度の“発明の日”行事時に出品企業または褒賞者には加点が付与される。また、褒賞企業に対しては優先購買の申請時優待している。

2006年には274件が出品され、153件を一般展示し、優秀特許製品に対しては大統領賞を含み、122名に褒賞することで、発明家の士気を向上させた。特に、技術相談を通じ、輸出及び代理店開設の相談が90件余り行われ、合同投資及び販売契約が500件余り決まり、技術事業化に大きく寄与した。

＜表 V-1-7＞ 大韓民国発明特許大展の出品現況及び観覧人数

年度 区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
出品申請（件）	316	277	393	257	286	236	274
展示件数（件）	138	179	192	160	166	148	153
観覧人員（名）	31,350	30,100	115,724	25,200	112,680	27,060	115,091

#### ハ. 100 大優秀特許製品の選定及び広報

100 大優秀特許製品の選定事業は、特許発明を製品化した優秀特許製品を選定し、授賞・広報することで、特許製品を生産する中小企業の販売ルート拡大と市場進出を支援するためのもので、2002 年度に始まった。

100 大優秀特許製品は上半期・下半期に分け、それぞれ 50 件ずつ選定され、特許新製品と特許ヒット製品を半分ずつ含む。選定基準は生活用品、機械製品、電子製品、化学・生命工学製品など、4つの分野に分け、技術性、事業性、デザインなどの評価により選定する。選定された製品のうち、優秀特許製品に対しては産業資源部長官賞、特許庁長賞、韓国日報社長賞などを授与する。

同大会で選定された優秀特許製品は大韓民国発明特許展で特別展示され、韓国日報社の特集記事などで製品の優秀性について広報されることになる。また、特許庁は同製品の優先購買申請時に優待するなどの販売ルート開拓も支援している。

2006 年には生活分野の特許製品よりは生命工学・化学分野及び電気電子技術分野をより多く選定し、最近の特許技術を広報した。2006 年 12 月に開催された大韓民国特許技術大展の特別展示を通じ、事業化相談 20 余件、技術相談 50 余件が行われるなど、技術事業化でも大きな成果を挙げた。

＜表V-1-8＞ 100大優秀特許製品の選定現況

区分		2002	2003	2004	2005	2006
公募件数		417	169	291	325	420
選定	生活分野	33	23	33	20	27
	機械分野	26	26	27	24	24
	生命工学、化学分野	13	26	12	26	29
	電子分野	28	25	28	30	20

## 第2章 特許技術の取引・移転の活性化

### 第1節 特許技術価値評価基盤の構築

産業財産政策本部産業財産振興チーム工業事務官 キム・ギヨン

#### 1. 特許技術価値評価手数料の支援

特許技術の経済的価値に対する客観的な評価は、特許技術の事業化及び技術取引のための基礎資料であり、特許技術を財産価値として判断する基本となる。特許庁が特許事業化に対する実態調査を2005年10月に現代リサーチ研究所に依頼して調査した結果報告書によると、登録された特許が事業化される比率は33.2%であり、事業化に成功した比率は18.4%であることが明らかになった。

事業化できずにいる優秀特許技術を発明するための研究開発に投資された費用と人材、時間などを考慮すると、発明家や国家にとって大きな損失である。そのため、特許庁は個人、中小企業及び公共研究機関などを対象に、特許技術の評価手数料支援事業から発明評価機関の指定、発明特許技術評価教育プログラムの運営など、特許技術の客観的経済価値を評価するための枠組みを整備し、特許技術の事業化率を高め、技術取引を活性化させるための努力をしている。

特許技術の評価は、大きく事業性評価と技術性評価に分けられる。ある技術が市場で価値があるかないかに対しては事業性評価によって、特許技術に対する優秀性は技術性評価によって判断され、技術需要者と供給者間の技術取引を導き出せる。また、技術価値評価によって、無体財産権である特許権から有体財産権である現金のような流動的な価値にすることができる。

評価費用支援事業は発明振興法第21条の2の規定に基づいて施行され、個人、中小企業及び公共研究機関などが保有した特許技術に対し、技術性または事業性評価に要する評



償手数料の 80%までの 3 千万ウォンの範囲内で、1 人当たり 5 千万ウォンを限度に支援している。

申請対象は内国民で、申請時点で特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者の個人または中小企業、または技術移転促進法第 2 条第 5 号と第 7 条による公共研究機関または技術取引機関であり、特許権者から同意を得た場合には誰でも申請が可能で、補助金は補助金申請→予備決定→評価→最終決定→補助金支給の手続き順にしたがって支援される。

特許技術の評価結果は、発明事業化の前段階である発明品の技術性及び事業化可能性判断、特許技術事業化の斡旋センターによる権利譲渡、実施権の許諾、合作投資などの斡旋の際に客観的な資料として活用される。また、評価結果が優秀であると認められる場合には技術信用保証基金の技術優待保証支援制度、韓国発明振興会の優秀発明試作品製作支援及び優秀発明品優先購買の推薦などに際加点を付与することで、事業化支援時が優先的に行われるようにしている。

評価手数料の支援対象は、評価課題の適正性、具体性、実用性、評価結果活用計画の明確性及び国家産業発展の寄与度などを総合的に考慮して選定され、審議の結果が同一点数または同一順位となって競合が起きる場合には零細発明者、個人発明家、中小企業の発明・考案の順に支援する。

また、特許庁は評価結果の活用拡大を図るため、産業銀行と共に特許技術価値評価による事業資金を支援する協力事業を 2005 年 2 月から初めて推進した。本協力事業を通じて特許庁は特許技術価値評価金額以内で事業資金を支援し（1 件当たり 5 百万ウォン）、産業銀行は特許技術価値評価金額以内で事業資金を特許を担保にして支援している。その後、このような協力事業は技術信用保証基金と民間銀行 4 つ（国民、企業、新韓、ウリ銀行）にまで拡大された。

特許庁は 2006 年評価費用支援事業を通じ、計 1,483 件に対し、5,616 百万ウォンの技術性または事業性評価費用を支援した。特に、公共研究機関に対しては支援率が低い点を

考慮し、別途 1,166 件に対し、選別評価及び詳細評価費用を支援した。

＜表 V-2-1＞ 過去 8 年間の発明評価手数料支援実績

(単位：百万ウォン)

区分		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
予算 (直接事業費)		100	604	604	800	1,080	1,584	1,682	5,616
申請件数		24	1473	50	57	85	212	392	2,283
支援	件数	24	1473	50	57	76	127	169	1,483
内訳	金額	63	559	491	730	1,074	1,583	1,682	5,616

注) 1. 予算額は年度別全体予算から人件費、付帯経費などを除いた直接事業費である。

2. 2000 年 IP-MART 登録技術 1,434 件の評価

## 2. 特許技術評価機関の専門性向上

特許庁は産業財産権として登録された発明の早急な事業化が必要と認められる場合、その発明の評価のため、関係行政機関の長と協議し、国公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業の研究所または技術性、事業性評価を専門的に遂行する機関を発明に対する評価機関として指定できるようにしている。

特許技術の評価は、高度の技術力、専門性及び客観性を要求するため、評価を担当する専門評価機関を指定する場合には、当該機関の過去 3 年間の産業財産権評価実績または類似業務の経験、専門人材及び評価業務を遂行するのに必要な施設の保有有無、評価可能な技術分野及び具体的な評価技法の保有有無などを総合的に考慮して指定する。

評価機関が詐偽またはその他不正な方法で評価機関の指定を受けた場合、発明の技術性と事業性に対する評価能力を喪失した場合、及び発明振興法または同法による命令や処分

に違反する場合には指定を取り消すことが可能である。

また、特許庁では評価対象技術及び評価範囲、評価期間に対する資金支援及び評価手数料などに対し、評価機関と協議して定められるようにしている。但し、評価手数料の協議を行う際には評価対象技術、評価範囲、評価期間などを考慮しなければならない。評価機関は評価を要請した者の同意を得ずには他人に評価結果を公表できないが、公益上必要な場合には特許庁長と協議し、評価結果を公表できる。

<表 V-2-2> 発明評価機関の指定現況

評価分野	指定機関
技術性 評価 (29)	韓国生産技術研究院、韓国化学試験研究院、KT&G 中央研究院、韓国海洋研究院、韓国電気電子試験研究院、韓国原子力研究所、韓国エネルギー技術研究院、韓国地質資源研究所、韓国化学研究院、韓国電気研究院、産業技術試験院、韓国生活環境試験研究院、韓国食品研究院、韓国乾資材試験研究院、セラミック技術院、韓国原糸織物試験研究院、韓国建設技術研究院、韓国機器油化試験研究院、自動車部品研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国技術取引所、技術信用保証基金、韓国産業技術評価院、韓国科学技術研究院、韓国電子通信研究院、韓国保健産業振興院、韓国科学技術院、電子部品研究院
事業性 評価機関 (12)	韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国技術取引所、技術信用保証基金、韓国産業技術評価院、韓国科学技術研究院、韓国電子通信研究院、韓国保健産業振興院、中小企業振興公団、韓国科学技術院、電子部品研究院、韓国発明振興会

特許技術評価が重要であるにもかかわらず、評価専門人材が非常に不足しているのが実情である。そのため、特許庁は特許技術評価基盤を構築するための事業の一環として、韓国発明振興会を通じて特許技術の評価専門人材養成のためのプログラムを運営している。2006 年度には発明の評価機関担当者などに対し、技術評価実務教育を実施し、専門家を要請した。また、6 月には特許技術評価セミナーを開催し、最近浮上している技術金融に

対して技術評価が活用されている事例と共に、民間銀行の4つの審査役を対象とした技術評価基本教育を実施した。同時に、評価機関運営協議会を開催し、評価事業の活性化方案及び制度改善事項について議論した。また、評価機関の関係者を対象にワークショップを開催し、評価技法の共有など評価機関間の情報を共有した。

この他、特許技術評価に関する認識向上及び特許技術の活用を促進するという目的で、特許技術の評価及び評価結果の活用に関する優秀事例を発掘、分析した優秀評価活用事例集である「特許技術ジェガッパッキ（特許技術に対する適正な評価を受けよう、の意）」を1,000部発刊し、評価専門人材養成課程の受講生、発明の評価機関などに配布して活用できるようにした。

このような評価機関の専門性を向上させるための様々な方案にもかかわらず、現在指定された31の評価機関のうち、実際発明の評価を遂行している評価機関は15に過ぎない。このことは2005年7月に実施した‘発明評価機関の中間実態調査’で明らかになった。同調査は過去10年間運営してきた発明評価事業を現実に符合した事業に改編しようと実施した基礎調査であり、評価機関の人材、施設及び運営状況などを把握することがその目的であった。

調査結果によると、多くの評価機関では評価遂行実績が全くないか、或いはかなり不足しており、人材及び施設確保の面もかなり不足しているのが実情であった。特に、評価実績は技術信用保証基金の実績が全体の97%を占めており、評価費用支援件を対象にした実績でも技術保証基金が全体手数料支援件の83%を占めている。すなわち、評価実績でみた評価機関の評価遂行能力は技術信用保証基金を除いては非常に不足な状況であると言える。

特に、評価機関として指定されてはいるものの、評価遂行実績が全くない機関が15に上り、評価の公信力向上など評価サービスの信頼性を高めるための評価機関指定基準を強化する必要性が提起された。

これを受け、4月から評価機関運営協議会を活用し、評価機関の意見を聞いた後に評価

機関指定要件及び取消要件を大幅に整備し、12月に発明奨励事業推進要領を改正した。  
また、改正された規定を根拠に評価機関を再整備する作業にも着手した。

＜改正された評価機関の指定要件＞

○ 発明の技術性評価機関

項目	指定基準
評価人材 及び 担当組織	過去3年以内に発明の技術性評価経験のある常勤評価人材のうち、次の条件のいずれかを満たす4人以上の専任人材で構成された担当組織を保有 i) 該当技術分野の博士学位所持者、技術士または弁理士のうち、発明の技術性評価経歴を1年以上保有 ii) 該当技術分野で発明の技術性評価経歴を3年以上保有
専任人材の 評価実績	年4件以上で、過去3年間で15件以上の評価実績保有 ※ 専任人材1名当たり、最低1件以上の評価実績が必要
評価遂行 関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発明の技術性評価に関する評価技法保有</li> <li>■ 発明の技術性評価遂行に必要な情報網構築</li> <li>■ 該当技術分野発明の技術性評価性能分析に必要な関連試験装置保有</li> <li>■ 評価手数料算定基準及び評価遂行方法など、評価遂行時に知っておくべき事項が記載されたマニュアル及びその他評価遂行関連施設保有</li> </ul>

○ 発明の事業性評価機関

項目	指定基準
評価人材 及び 担当組織	過去3年以内に発明の事業性評価遂行経験のある10人以上の常勤評価人材を確保・運用及び常勤評価人材のうち、次の条件を満たす4人以上の専任人材で構成された担当組織を保有 i) 経営、経済関連博士学位所持者または会計士のうち、発明の事業性評価経歴2年以上 ii) 発明の事業性評価経歴4年以上
専任人材の 評価実績	年10件以上で過去3年間で40件以上の評価実績保有 ※ 専任人材1人当たり、最低3件以上の評価実績が必要

評価遂行 関連施設	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 発明の事業性評価に関する評価技法保有</li><li>■ 発明の事業性評価遂行に必要な情報網構築</li><li>■ 評価手数料算定基準及び評価遂行方法など、評価遂行時に知っておくべき事項が記載されたマニュアル及びその他評価遂行関連施設保有</li></ul>
--------------	--

## 第2節 特許技術取引インフラの改善

産業財産政策本部産業財産振興チーム工業事務官 ベク・ギョンドン

国家の長期成長を持続させるためには、核心技術開発のための R&D 投資、開発された技術に対する特許権の確保及びこれらの事業化の成否が革新的な成功要因として考えられる。

特許庁は韓国の発明指向的な伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化に繋げるため、国家知的財産保護及び事業化支援システムの構築に努めている。特に、‘特許技術の取引’を促進するため、オン・オフラインを通じた特許技術取引市場を運営し、特許技術移転相談会を開催するなど、特許技術取引情報拡散及び技術取引を直接支援するための様々な事業を推進している。

### 1. オン・オフライン特許技術取引市場基盤の強化

#### イ. インターネット特許技術広場 (IP-MART) サービスの基盤強化

情報技術 (Information Technology) と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客に対してより便利かつ有用なサービスを提供することはもちろん、政治・経済・社会・文化などの全ての分野で新しい生活様式への変化を促進している。

このような発達した情報技術を活用し、優秀特許技術の移転と事業化の成功に寄与するため、特許庁は 2000 年 4 月 1 日からインターネット特許技術広場 (IP-MART、<http://www.ipmart.or.kr>) を構築し、技術需要者と技術供給者間が技術取引を直接行えるように支援している。2006 年末現在 34,000 件余りの取引技術 DB を含め、計 68,000 件余りの技術情報 DB を構築している。

また、技術取引活性化のためにインターネット特許技術広場に情報が登録されると、必要とする需要者に自動的に情報が提供されるシステム (Push-Mail) を構築・運営してい

る。また、中小・ベンチャー企業で必要とする技術情報及び産業現場の技術情報が産業別・技術分野別に提供されている。更に、法律・税制・金融・会計・マーケティング情報など、技術取引のための総合的な情報が提供され、より簡単に技術移転契約が行われるように支援している。

一方 2001 年から特許出願人が技術移転を希望する場合、出願書に表示するようにし、出願公開された技術または登録された技術に対し、インターネット特許技術広場に登録されるようにすることで、技術移転を希望する優秀特許技術を早期に発掘して支援できるようにした。

インターネット特許技術広場は取引対象技術に対する広報と技術情報提供を主に行っており、実際の取引は当事者間の直接的な相談により、または特許技術常設広場の間接支援によって行われている。2006 年に特許技術常設広場を通じた技術取引実績は 168 件であり、2005 年の 110 件に比べ 53%増加した。

<表V-2-3> インターネット特許技術広場 DB の構築現況

	プログラム開発	追加 D/B 構築	加入会員 (累計)	備考
2000	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ E-mail サービス</li> <li>○ IPC インデクシング</li> <li>○ フルテキスト検索システム</li> <li>○ 会員管理の強化</li> <li>・ 重複される住民番号の検索</li> <li>・ ID、パスワード紛失時はメール発送</li> <li>○ 使用者インターフェースの拡充</li> <li>○ 登録された技術別使用者の関心度把握機能</li> <li>○ オンラインアンケート調査システム</li> </ul>	35,000 件	6,200 名	2000. 4. サービ ス 開始



2001	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特許技術常設広場と技術オンライン連携展示</li> <li>○ システム速度の改善</li> <li>○ 人工知能 K-2 検索エンジン適用</li> <li>○ D/B 情報の細分化</li> <li>○ 移転希望技術の現在振興状態で確認する方法を 提供</li> <li>○ 利用者分析、管理ツール</li> <li>○ ヘルプ機能の強化</li> </ul>	7,000 件 (累計 42,000 件)	12,120 名	
2002	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規構築技術移転情報 D/B は信頼度検証</li> <li>○ 実時間の書誌情報確認</li> <li>○ Front-end/Back-end サーバープログラムの言 語変更 (JSP/JAVA Script など)</li> <li>○ 特許技術取引の道しるべ</li> <li>○ My Page で一括技術管理</li> <li>○ 本人連絡先の選択的な公開</li> <li>○ サイト検索機能及び結果ない検索機能</li> </ul>	8,000 件 (累計 50,000 件)	16,100 名	
2003	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特許情報の最新情報への自動更新機能</li> <li>○ 利用者の実名確認プロセスの構築</li> <li>○ 国有特許提供情報の多様化</li> <li>○ 特許技術常設広場のテーマ別展示技術情報を提 供</li> <li>○ 大学及び研究機関の移転対象優秀特許技術の情 報提供</li> </ul>	5,000 件 (累計 55,000 件)	19,980 名	

2004	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専用サーバー及びストリーミングシステムの構築</li> <li>○ コミュニティー構築、簡易メッセージ機能</li> <li>○ フルテキスト検索の安全性などの機能向上</li> <li>○ 技術分類体系の変更・改善</li> <li>○ PDF 明細書サービスの提供</li> </ul>	6,000 件 (累計 60,000 件)	21,730 名	
2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ “ニュースレター” の発刊</li> <li>○ 発明の自主診断/評価システム搭載</li> <li>○ 技術移転 DB マーケティング確保</li> <li>○ 企業購買技術の詳細調査</li> <li>○ 独自の検索エンジン導入</li> <li>○ 追加ドメインネーム（インターネット住所）の確保</li> <li>○ 政策資金/産業情報/試験/装備情報提供機関と提携</li> </ul>	4000 件 (累計 64,000 件)	24,090 名	
2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技術マッチングシステムの開発</li> <li>○ オンライン技術競売システムの開発</li> <li>○ 技術金融照会システムの開発</li> <li>○ 技術動向調査のための特許庁 PIAS システム搭載</li> <li>○ 技術情報書式の変更・改善</li> <li>○ 検索ロボット CIMS の導入</li> </ul>	4,000 件 (累計 68,000 件)	26,800 名	

#### ロ．特許技術常設広場の設置・運営

特許技術常設広場は 2000 年 11 月にソウル市江南区駅三洞に在る発明会館 3 階に展示場、投資説明会場など 185 坪規模で開館したが、2003 年に韓国知的財産センター（KIPS）3 階に移転し、移転希望技術、事業成功技術などを周期的に交替展示している。

特許技術が取引されるためには技術に対する正確な理解が必須である。試作品がある場

合には該当特許技術に対する理解が比較的容易であるが、ほとんどの移転希望特許技術は試作品がなく、特許明細書が全てである場合が多い。また、試作品製作にも多くの時間と費用を要するため、個人及び中小企業には大きな負担となってきた。

特許技術常設広場では優秀特許技術に対し、該当技術が商品化時の作動の様子と機能などをグラフィックで具体化した映像を製作し、特許技術常設展示場のタッチスクリーンによって提供している。また、インターネット特許技術広場と連携し、ストリーミングサービスを行っており、技術需要者の取引技術に対する理解増進と実際の取引に役立っている。また、技術購買者に客観的な資料（技術性、事業性、権利性）を提供するため、優秀特許技術に対しては特許技術評価書も選択的に提供している。開館以来 2006 年まで計 1,800 件余りに上る映像製作及び技術評価書作成を支援した。

特に、技術取引市場の動向、予想収益、技術移転と事業化に対するコンサルティング及び事後管理に対する総合コンサルティングを提供する専門流通相談官を配置して運営しており、技術売買・実施権許諾・クロスライセンス契約など技術移転に関する契約書作成時に発明者及び投資者全てが満足できる契約の標準モデルを提供している。

特許技術常設広場を通じて移転された技術は 2000 年の 30 件から始まり、2006 年には 168 件に上り、計 642 件の技術取引実績を挙げた。

＜表 V-2-4＞ 権利別技術移転実績

類型別取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
特許	29	72	54	48	72	86	127	487
実用新案	1	8	9	28	26	24	39	136
デザイン		1		9	—	—	2	12
商標			1	6	—	—	—	7
計	30	81	64	91	98	110	168	642

＜表 V-2-5＞ 類型別技術移転実績

類型別取引実績	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	合計
権利譲渡		16	2	18	19	3	32	82
実施許諾	30	65	62	73	79	107	136	560
計	30	81	64	91	98	110	168	642

一方、予備創業者、中小・ベンチャー企業に対して特許技術の事業化に成功した企業のノウハウを学ぶことができる機会を提供するため、2001年から毎年特許技術事業化成功事例の発表会を開催している。

成功事例発表会では優秀特許技術として事業化に成功した企業の特許技術開発について、事業化過程、流通及び販売過程など、事業化に関する全ての過程に対する内容を発表し、金賞（産業資源部長官賞）、銀賞（特許庁長賞）、銅賞（韓国発明振興会長賞）など計7件に対する授賞と副賞として賞金授与も行っている。2006年まで計70件の特許企業優秀成功事例を発掘し、褒賞した。

## 2. 公共研究機関保有特許技術の民間移転の促進

### イ. 特許技術移転博覧会の開催

大学、研究機関などが保有している源泉・核心特許技術を事業化しようとする企業に対し移転する場を作るため、2006年5月10日～5月12日までの3日間ソウル貿易展示場インド洋ホールで「2006年大韓民国特許技術移転博覧会」を開催し、大学、研究機関の優秀特許技術116件、個人、企業の優秀特許技術40件の計156件の特許技術を展示した。

同行事は大学、研究機関などが開発した優秀特許技術を企業に移転し、大学教授、研究機関の研究員などには技術移転実施料などのインセンティブを、企業には源泉・核心特許技術を発掘して事業化する機会を提供するため、技術供給者や技術需要者全てが共生できる契機となった。

また、同行事の期間中会場内で技術移転関連セミナー、相談コーナーなどの様々な付帯行事を開催し、発明と事業化に関する様々な広報資料も無料で配布した。その結果、行事参加者及び訪問者が発明に対する認識と優秀特許技術に対する認知度を高めることができた。同行事は1日平均3,600名余りずつ、計11,000名が観覧した。

#### ロ. 特許流通フェスティバル (Festival) の開催

優秀な特許技術の発掘及び事前マーケティング支援を通じ、公共研究機関及び中小企業に特許技術移転の機会を提供するため、2006年11月21日～11月23日までの3日間高麗大学ハナスクエアで「2006特許流通Festival」を開催した。

フェスティバルは特許技術移転説明会、特許技術移転相談会及び付帯行事である知的財産会議で構成される。‘特許技術移転説明会’は技術販売者が技術購買者に技術性、事業性、市場性などを説明する特許技術説明会であり、‘特許技術移転相談会’は事前にマーケティングされた内容を根拠に技術販売者、技術購買者及び取引仲介者が集まり、特許技術移転契約条件（金額、取引類型）を交渉する行事である。また、‘知的財産会議’は知的財産権に関する様々なテーマ発表セミナーと事業化資金支援の説明会で構成されている。

フェスティバルに参加した特許技術には「2006年大韓民国特許技術移転博覧会」に展示された技術のうち、移転可能性が高いと判定された55件の技術と公共研究機関が選別評価した技術1,166件のうち、専門家審査によって選定された支援対象技術100件である。フェスティバル開催前に技術移転マーケティング報告書製作、展示リーフレット製作、新聞及びインターネットなどを通じた広報などが重点的に支援された。

特許流通フェスティバルは既存の単純展示を通じた特許技術移転方法を排除し、事前マーケティングを通じ、特許技術移転可能性が高い特許技術取引当事者間の交渉の場として2006年に初めて開催された。行事機関中は38件の特許技術が説明され、147件の特許技術移転相談を遂行した。また、計6件（2億3千万ウォン相当）の特許技術移転契約が成立した。2007年からは特許技術移転博覧会を特許流通フェスティバルに拡大・転換し、国際的な行事として推進する予定である。

□□ □□ □□□□ □ □  
□□□□ □□ □ □ □□□□ □

# 第 6 編

>>> 知的財産権の保護強化



□□□□ □□ □ □ □□□□ □ □

## 第1章 知的財産権侵害に対する取り締まり及び広報活動の強化

### 第1節 偽造商品の流通根絶のための取り締まり強化

産業財産政策本部産業財産保護チーム行政事務官 アン・ジュンヨン

#### 1. 偽造商品に対する合同取り締まりの実施

##### イ. 偽造商品の取り締まり

特許庁は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づいて地方自治団体と共同で偽装商品取り締まり班を編成し、定期的な取り締まり活動を実施した。また、必要に応じて検察・警察と合同取り締まりを実施することもあった。

2006年一年間に検察・警察、地方自治体と定期及び合同取り締まりを計35回実施し、1,094件を摘発した。そのうちの128件を立件し、966件に関しては是正勧告の措置を取った。

<表VI-1-1> 偽造商品の取り締まり及び処置の内訳

(単位：件、点)

区分		2002	2003	2004	2005	2006
摘発	立件	409	332	198	88	128
	是正勧告	534	217	425	749	966
	計	943	549	623	837	1,094
物量		22,133	10,160	149,555	17,742	14,852

摘発された商標はそのほとんど（1～10位）が外国の有名商標であり、品目別には装

身具類、衣類、カバン、財布類などが多かった。

＜表VI-1-2＞ 主要品目別取り締まり実績

(単位：点)

区分	2002	2003	2004	2005	2006
衣類	8,817	2,596	84,781	7,102	2,172
カバン、財布類	4,147	1,790	1,307	1,916	2,066
靴類	1,170	402	615	1,280	471
装身具類	5,600	4,219	53,849	6,969	8,747
その他	2,399	1,153	9003	475	1,396
計	21,736	11,010	149,555	17,742	14,852

※ 2006年に摘発された計86の商標中、国外商標は75、国内商標は11である。

#### ロ. 偽造商品通報センターの運営

特許庁は偽造商品の流通を根絶するために、取り締まり活動と共に、産業財産保護チーム内に“偽造商品通報センター”を設置し、通報された偽造商品流通関連事項は管轄検察・警察に移牒するか、必要に応じて合同取り締まりを実施するなど、迅速な措置を取っている。また、同センターは全国広域市・道及び市・郡・区でも設置・運営している。

更に、偽造商品通報者の便宜を図るため、特許庁ホームページ（<http://www.kipo.go.kr>）とサイバー知的財産保護センター（<http://www.kipo.go.kr/ippc>）にサイバー偽造商品通報センターを設置し、電話や書面はもちろん、インターネットによる通報も可能にした。地方自治体でも同一の方法によって通報を受けている。



＜表VI-1-3＞ 偽造商品通報センターの運営実績

(単位：点)

区分		2004	2005	2006
申告 受付	移牒	50	62	398
	内容不明	117	188	1,204
計		167	250	1,602

## 2. 偽造商品通報褒賞制

産業財産政策本部産業財産保護チーム工業事務官 ガン・テクジュン

特許庁は偽造商品の追放のため、検察、警察及び地方自治団体と合同で取り締まり活動を行ってきたが、国内偽造商品の流通が絶えることなく、その流通経路が散在化・知能化されており、取り締まりにかなり苦労している。

これを受け、一般人の情報提供を通じ、偽造商品の流通を根本的に遮断し、偽造商品に対する国民の注意を喚起させると同時に、韓国政府の偽造商品防止能力を先進国などの国際社会に広報し、対外通商交渉などの円滑な進行に寄与しようと 2006 年 1 月 1 日から偽造商品通報者に対する褒賞金制を実施している。通報対象は偽造商品の製造業者、流通販売業者であり、誰でも通報できるようにしたが、通報は信頼性を確保するため実名通報を原則としている。

実施の初年度である 2006 年には 5 億ウォンの予算を策定、最低 10 万ウォンから最高 1,000 万ウォンまでの褒賞金を支給するようにし、計 107 件に対して 3 億 2,300 万ウォンの褒賞金を支給した。また、これを通じて摘発された偽造商品の規模は本物の正規価格を基準にすると約 3,430 億ウォンに上る。また、同制度が導入される以前である 2005 年の場合、特許庁に寄せられた偽造商品の通報件数は年間 250 件に過ぎなかったが、2006 年には通報件数が 1,602 件（2005 年に比べ、540%増加）に大幅増加し、同制度が偽造商品摘発だけでなく、国民の意識向上にも効果があることが分かった。

2006 年度に支給された褒賞金を類型別に調べてみると、卸・小売流通の通報が 48 件（147 百万ウォン）、インターネット販売の通報が 17 件（41 百万ウォン）、倉庫保管の通報が 5 件（17 百万ウォン）、製造工場の通報が 35 件（118 万ウォン）であった。

このように偽造商品の通報褒賞金制が導入 1 年目で早くも活性化されたことを受けて、2007 年度からは限定された予算でより多くの通報者に褒賞金が支給できるよう、通報者 1 人当たり年間 10 回または年間 3 千万ウォンまで褒賞金を支給するように「偽造商品通

報者に対する褒賞金支給に関する規定’を改正した。

<表VI-1-4> 類型別報償金の支給現況（2006年1～12月）

（単位：件、百万ウォン）

区分	細部累計	支給件数	支給金額
流通業者	卸・小売流通	48	147
	製造業者	19	41
	倉庫	5	17
製造業者	製造工場	35	118
合計		107	323

## 第2節 知的財産権保護のための広報及び教育の強化

産業財産政策本部産業財産保護チーム行政事務官 アン・ジュンヨン

### 1. 知的財産権保護に対する認識向上のための広報

#### イ. 都心地域の大型電光板を利用した公告の推進

偽造商品の流通は他人の財産権を侵害する犯罪行為であり、消費者の健康と安全を脅かし、健全な商取引秩序に混乱をもたらすと共に国内固有ブランドの開発を阻害し、国際的にも通商摩擦を招くため、国家経済発展の妨げになる。

このような点を広く認識させるため、偽造商品追放のための国民に対する啓蒙・広報の一環として国政広報署と協議し、全国主要都市で大勢の人が集まる都心の繁華街に設置された 124 の大型電光板を活用し、映像及び文字表出方式による偽造商品追放のための啓蒙・広報を4ヶ月間（2006年1～4月）実施した。

#### ロ. 「主に盗用される国内外商標集」及び各種広報物の発刊・配布

偽造商品の取り締まりに関し、検察、警察及び地方自治体の不正競争防止業務の担当公務員が取り締まり業務をより効率的に遂行できるように、取り締まり実績、商標権者の商標管理努力、当該商標の認知度などを考慮し、主に盗用される国内商標 10 と外国商標 96 の商標を選定後、「主に盗用される国内外商標集」を 3,000 部発刊し、地方自治体、検察、警察及び関税庁などの関連機関に配布した。

主に偽造商品に盗用される商標を中心に商標登録番号と商標見本を収録した「主に盗用される国内外商標集」は、偽造商品取り締まり業務及び検察・警察の事件処理などに参考資料として広く活用できるようにした。

また、英文広報冊子“Anti-counterfeiting Activities in Korea 2006”を2,000部発刊して駐韓外国商工会議所、大使館などに配布し、韓国の偽造商品根絶に対する努力など、知的財産権保護のための活動を積極的に広報した。また、偽造商品を追放し、健全な商取引秩序を確立するための“偽造商品を追放しよう。”などの啓蒙・広報チラシを10,000部製作し、関連機関公務員、一般消費者及び商人に配布した。

## 2. 知的財産権侵害取り締まり公務員の教育

地方自治体担当公務員の不正競争防止業務に対する理解と偽造商品取り締まり能力を高めるため、定期的な地域巡回教育（18回）を行った。また、検察・警察・関税庁・地方自治体の取り締まり業務担当公務員を対象に特許庁国際知的財産研修院で専門教育（知的財産権指導要員課程、4回）を実施すると共に、その他の教育（慶北地方警察庁など）を実施する一方、偽造商品取り締まり要領冊子を発刊し、警察と地方自治体に提供した。

### <偽造商品識別要領などの支援資料>

- － ‘偽造商品の取り締まり、どのようにする?’
- － ‘主に盗用される国内外商標集’
- － ‘偽造商標追放広報用パンフレット’
- － ‘不正競争防止業務教育教材’

このような持続的な努力により、地方自治体の取り締まり活動の水準及び検察・警察・関税庁などの関連機関公務員の知的財産権関連知識の水準が向上している。今後も全ての地方自治体が自発的で専門的に取り締まり活動を推進できるよう、知的財産権保護業務を積極的に支援していく計画である。

&lt;表VI-1-5&gt; 偽造商品取り締まり公務員の教育実績

(単位：回、名)

区分	2002	2003	2004	2005	2006
教育回数	22	17	21	23	33
教育人数	367	401	399	544	759

## 第2章 小企業・個人発明家保護のための支援強化

### 第1節 特許法律救助事業の推進

産業財産政策本部産業財産保護チーム工業事務官 イ・オクウ

#### 1. 特許法律救助事業の概要

生活保護対象者、国家有功者、障害者、学生、零細個人発明家、小企業など経済的な弱者が産業財産権を侵害された場合、法律相談、審判または訴訟代理などの権利救済をすることで、権利行使の平衡性を図る。また、彼ら経済的な弱者の特許法律救助を通じ、発明意欲を鼓吹させ、知的財産創出に寄与するための制度であり、2001年から施行している事業である。

#### 2. 特許法律救助事業運営細則の改正及び運営強化

特許庁は特許法律救助事業をより体系的で安定的に運営するために、2001年4月に「特許法律救助事業運営細則」を制定・施行した後、支援金額を徐々に増やし、2002年9月に「特許法律救助事業運営細則」の改正を通じ、審判200万ウォン、訴訟1,000万ウォンまで支援可能にした。また、権利救済の必要性、申請人の経済的な事情、公益的波及効果などを総合的に考慮し、特許法律救助審査委員会の審議を経てこのような限度を超過して全額を支援することも可能にすることで、実質的な支援になるようにした。同時に事業申請窓口を大韓弁理士会の他に80の特許法律事務所まで大幅に拡大し、従来は事業申請時に産業財産権紛争調整委員会を必ず通すことにしていたが、これを任意手続化して審査手続きを簡素化した。

また、特許法律救助事業の活性化のため、2004年6月に「特許法律救助事業運営細則」を改正し、同事業の支援対象を手数料徴収規則上の減免対象者を参考にして支援対象

の範囲を調整した。従来の支援対象者であった 1) 農・漁民、2) 月平均収入が 150 万ウォン以下の勤労者・零細商人、3) 6 級または 6 級以下相当の公務員、4) 尉官級将校以下の軍人が削除され、特許庁出願手数料全額対象である 1) 生活保護対象者、2) 国家有功者及びその遺家族、3) 障害者、4) 学生（大学院生を除く）及び従来の小企業を含めて支援対象とした。また、支援金額も審判は 200 万ウォン、訴訟は 1,000 万ウォンから審判は 200 万ウォン、訴訟は 500 万ウォン以下の着手金を支給し、勝訴した場合に成功謝礼金として着手金の 50%を追加で支給するようにし、代理人が審判・訴訟代理に積極的に臨むようにした。同時に、事業申請窓口を全国の全ての特許法律事務所に拡大し、2006 年 1 月と 6 月に「特許法律救助事業運営細則」の改正により、支援対象をそれぞれ零細発明家、大手企業と法廷攻防中の中企業にまで拡大するなど、特許法律救助事業の合理的な運営のための制度を改善した。

### 3. 特許法律救助事業の広報強化及び支援実績

特許庁は事業施行機関である大韓弁理士会はもちろん、中小企業振興公団などに対し持続的な広報を通じ、より多くの人々が法律救助を受けられるようにする一方、2004 年 3 月からは特許・実用新案の登録中に同事業の案内文を掲載し、特許顧客コールセンター相談員に案内するようにした。また、毎年事業広報パンフレット及び冊子を製作し、請願室、地域知的財産センター、地域商工会議所などに配布すると共に、地下鉄内の広告、中小企業中央会新聞と弁理士会の会誌などの各種媒体を通じた広報を実施した。

特許法律救助事業を積極的に推進し、2004 年度には 43 件に 99 百万ウォンを、2005 年度には 21 件と、前年度支援分 16 件の計 37 件に 100 百万ウォンを支援した。2006 年度には 206 件に 668 百万ウォンを支援するなど、その支援実績が大きく向上した。

特許庁は今後も産業財産権を保有した社会・経済的弱者に対する実質的な支援になるよう特許法律救助事業の支援を強化していく計画である。



&lt;表VI-2-1&gt; 年度別事業推進の実績

(単位：件、百万ウォン)

区分		2002	2003	2004	2005	2006
予算 (A)		30	40	100	100	763
支援 内訳	件数	9	9	43	37	206
	金額 (B)	15	19	99	100	668
不用額 (A - B)		15	21	1	—	95

※ 2005年度支援件数には同年度の21件と前年度の第2次支援分の16件を含む。

2006年度支援件数には同年度の201件と前年度の第2次支援分の5件を含む。

## 第2節 公益弁理士特許相談センターの運営

産業財産政策本部産業財産保護チーム工業事務官 イ・オクウ

### 1. 公益弁理士特許相談センター運営の概要

経済的な理由で高額な弁理サービスを利用することが困難な人と、弁理サービスから疎外された地域住民の知的財産権関連業務全般に対する個別的相談を提供するため、2005年4月1日ソウル駅三洞に韓国知的財産センタービル（17階）に「公益弁理士特許相談センター」を開所し、2006年にも活発な相談サービス業務を遂行した。

### 2. 公益弁理士特許相談センター細則の制定

公益弁理士特許センターの運営に関する細部規定を整備し、知的財産権相談を効率よく安定して推進するため、2005年2月15日に公益弁理士特許相談センター運営細則を制定した。2006年1月の運営細則の改正を通じ、責任弁理士、先任弁理士の資格要件及び公益弁理士選抜委員会の構成に対する細部事項を規定した。また、2006年6月の改正では特許相談が受けられる対象を、大手企業と攻防中の中企業にまで拡大した。更に2006年12月の改正では相談センターの業務に紛争調整申請書の検討、中小企業に対する特許紛争経営コンサルティングを追加し、公益弁理士特許相談センターの運営上の問題点を改善し、業務領域及び相談サービスの対象を拡大した。

公益弁理士の特許相談センターは出願、審査、登録、審判手続きに関する相談及び書類作成の支援、紛争調整に関する業務を行い、その内容は権利確保から特許紛争の対応に至るまでの全過程である。具体的には出願書類の作成、先行技術の検索、意見書・返答書の作成、審判請求書の作成などがあり、支援対象は国民基礎生活保障受給者、国家有功者、障害者、学生及び小企業などが該当する。

### 3. 公益弁理士特許相談センター運営の広報強化及び相談実績

特許庁は2005年と2006年に渡って公益弁理士特許相談センターの運営報道資料を配布し、メディアと特許庁ホームページなどで広報を行った。また、公益弁理士の相談運営活性化のために、公益弁理士特許相談センターのホームページを製作及び運営した。また、同センターを通じて案内冊子とパンフレット及び広報用相談マニュアルを発刊し、特許顧客サービスセンター、全国地域知的財産センターなどの関連機関に配布した。

また、各市・郡・区の地域商工会議所、中小企業支援センターなど248の全国関連機関に公益弁理士特許相談センターの相談運営を広報し、産業財産権関連利用者の支援対象者などが広く活用できるようにした。

公益弁理士特許相談センターの積極的な特許相談の運営により、2005年4月から12月まで計1,387件の特許関連相談サービスを提供した。2006年度には計3,144件（電話相談：1,797件、訪問相談：646件、巡回相談：393件、書類作成支援：308件）の相談サービスを提供し、相談実績が大きく向上した。今後も積極的な国民に対する広報を通じ、特許相談サービスを拡大していく計画である。

<表VI-2-2> 2006年度公益弁理士による特許相談センターの相談現況

#### ○ 総相談サービス実績

(単位：件)

相談期間	相談件数			書類作成支援	合計
	電話相談	訪問相談	巡回相談		
1月～12月	1,797	646	393	308	3,144

## ○ 相談請願別相談実績

(単位：件)

区分	生活保護 対象者	国家 有功者	障害者	在学生	小企業	その他	計
電話相談	90	85	327	252	254	831	1,839
訪問相談	85	80	265	131	81	188	830
巡回相談	18	6	40	16	107	288	475
合計	193	171	632	399	442	1,307	3,144

### 第3節 産業財産権紛争調整制度運営の充実化

産業財産政策本部産業財産保護チーム工業事務官 イ・オクウ

#### 1. 制度の概要

特許権、商標権などの産業財産権に関する紛争が発生した場合、ほとんどの紛争当事者は弁理士・弁護士を通じ、法廷または特許審判院に訴訟または審判を提起し、紛争を解決している。

しかし、このような紛争解決手続きは莫大な訴訟費用と長い期間を要し、当事者の権利行使に相当な支障をもたらす。特に、経済的に余裕がない場合または産業財産権に対する専門知識が不足している中小企業または個人発明家にとっては、より大きい負担となる。

特許庁ではこのような問題を解消するために、1995年から発明振興法第29条を根拠に産業財産権に関する紛争を迅速で経済的に解決できる紛争調整機構として「産業財産権紛争調整委員会」を設置・運営している。

紛争調整委員会は特許庁所属公務員、判事・検事、弁護士または弁理士など、産業財産権に関する知識と経験が豊富な専門家で構成されており、同委員会が取り扱う紛争調整の対象は①産業財産権の侵害によって発生された紛争、②産業財産権の譲渡または実施に関する紛争、③職務発明報奨に関する紛争、④その他産業財産権に関する紛争などである。

紛争調整申請に対し、両当事者の合意が行われ、調整調書が作成されれば紛争当事者と調整委員が捺印することで紛争調整の効力が発生する。これは2006年3月に改正・公布された発明振興法により、「裁判上の和解」の効力を持つことになる。

## 2. 運営実績

紛争調整制度が施行された1995年から2006年12月まで計84件の紛争調整申請を受け付け、このうちの21件は紛争当事者間の円満な調整が行われ、費用をかけずに短期間で解決した。

特に社会的に話題になっていた白血病治療薬である“グリベック”の強制実施権に関する調整事件は2002年に産業財産権紛争調整委員会で2回、2003年にも1回論議されるなど、十分な論議の結果、棄却決定を下した。

また、2006年4月には携帯端末の特許技術使用に関する特許権技術紛争が当事者間の合意により、個人発明家に特許技術料として4千5百万ウォンを支給することで調整が成立し、関心を集めた。

＜表VI-2-3＞ 産業財産権紛争調整の現況

(単位：件)

区分	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	計
調整申請	4	2	13	15	7	5	3	15	5	5	5	5	84
調整成立	2	—	7	4	3	—	—	2	1	1	—	1	21
調整不成立	2	2	6	11	4	5	3	13	4	4	5	4	63

## 3. 紛争調整制度の活性化方案

2006年1月の産業財産権紛争調整委員会の運営細則の改正により、政府の積極的な介入によって出席要請制度を導入した。また、産業財産権紛争調整制度をより活性化するために、より多くの人々が同制度の趣旨とメリットを理解し、積極的に活用できるよう広報活動を強化した。

特許庁では同制度をより簡単に理解できるようにし、産業財産権の紛争関連当事者も参考資料として活用できるようにするため、これまでに処理した紛争調整の事例などをまとめた案内冊子と広報パンフレットなどの冊子を発刊し、特許庁請願案内室、特許情報支援センターなどの関連機関に配布した。このように、産業財産権紛争関係者だけでなく、産業財産権利用者などが同制度を広く活用できるようにした。

また、知的財産権分野の尖兵となって活動している弁理士を対象に同制度を紹介し、案内冊子を配布するなど、積極的な広報を行った。

今後も産業財産権紛争調整制度に対し、国民が容易に利用できるように地下鉄、日刊紙、インターネット上のホームページなどを利用して積極的に広報する計画である。

## 第3章 知的財産権の徹底的な保護

### 第1節 営業秘密保護制度の定着推進

産業財産政策本部産業財産保護チーム書記官 オ・ヨンドク

#### 1. 韓国の営業秘密保護制度の沿革

韓国は1986年から論議が始まったWTO/TRIPsにおいて営業秘密を含むことが確実視されるようになった際に、一方では外国の先進技術の導入を誘導し、もう一方では貿易摩擦を減らすために1991年12月31日に不正競争防止法を改正し、営業秘密保護制度を導入した。改正の主要内容としては営業秘密の定義規定及び不正取得行為などの営業秘密侵害行為の類型を定め、これに対する民事的規制手段として侵害行為禁止・予防請求権、損害賠償請求権及び信用回復措置請求権などを規定し、処罰対象としては現職役・職員を念頭において、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金を科せられるようにし、これを親告罪とした。

その後、半導体国外流出事件を契機に1998年12月31日に不正競争防止法を改正し、法の名称を“不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律”に変更した。また、損害賠償請求時に侵害者が得た利益額を請求人の損害額として推定できるようにした。特に営業秘密を海外に流出した者に対しては7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金を科せられるよう加重処罰し、国内に流出した者も5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金を科せられるよう処罰量刑を大幅に強化した。更に前職役員・職員が第3者に流出した場合も処罰するなど、営業秘密侵害行為に対する刑罰規定を大幅強化した。

2004年1月、最近では営業秘密侵害が企業などのように組織的レベルで行われている点を考慮し、従来の‘該当企業の前・現職役員・職員’の身分の範囲を廃止し、‘誰でも’営業秘密を侵害した者を処罰できるようにした。特に、ほとんどの営業秘密の価値が数億以上の高額である点を考慮し、‘不当利得回収’ができるように罰金上限額を、従来



は国外流出の場合 1 億ウォン、国内流出の場合 5 千万ウォンであったのを、国内外流出ともに‘財産上利得額の 2 倍以上 10 倍以下’とし、営業秘密の保護範囲も‘技術上の営業秘密’に限定していたのを‘経営上の営業秘密’までその保護範囲を拡大した。また、親告罪条項を廃止し、告訴・告発がない場合でも処罰を可能にし、未遂・予備・陰謀罪を新設した。また、営業秘密侵害事犯個人だけでなく、組織または企業も一緒に処罰できる両罰規定を設けるなど、処罰量刑を大幅に上向き調整するなどの内容を反映し、法律を改正（2004 年 1 月 20 日公布、2004 年 7 月 21 日施行）した。

## 2. 営業秘密保護制度の広報強化

特許庁は営業秘密侵害行為を事前に予防するため、最近“営業秘密保護ガイドブック”、“営業秘密は自分で守ろう”などの案内雑誌を発刊・配布し、知的財産権ホームページ（<http://www.kipo.go.kr/ippc>）を通じ、営業秘密相談センターを運営するなど、営業秘密保護制度に対する広報を強化した。また、国際知的財産研修院・地域商工会議所を利用した持続的な教育を通じ、営業秘密保護に対する企業の認識向上に努めた。

## 第2節 弁理士試験の合理的な運営

産業財産政策本部産業財産保護チーム行政事務官 キム・ヒョンソク

### 1. 2006年度弁理士試験の実施

#### イ. 弁理士試験の概要

弁理士試験は弁理士法第4条の2及び同法施行令第2条の規定により、特許庁長が毎年1回、1次と2次に分けて施行している。

1次試験は産業財産権法、民法概論、自然科学概論、英語（民間英語能力検定試験で代替可能）に対する客観式選択型試験であり、2006年3月5日にソウルと大田で実施された。2次試験は特許法、商標法、民事訴訟法と選択1科目に対する記述式試験であり、8月9、10日の両日間にソウルで実施された。

#### ロ. 実施現況

<表VI-3-1> 弁理士試験の施行現況

区分	日時	備考
願書受付	1. 4 (水) ~13 (金)	4,610名
1次試験	3. 5 (日)	2,917名受験
1次合格者発表	5. 10 (水)	790名 (同点を含む)
2次試験	8. 9 (水) ~10 (木)	1,577名受験
2次合格者発表	12. 8 (金)	225名

\* 1次試験：ソウル4つの学校、大田1つの学校

\* 2次試験：ソウル成均館大学

2006 年度弁理士 2 次試験受験者の全体平均は 49.24 点であり、前年の 44.47 点より 4.77 点上昇し、合格点数は前年の 57.91 点より 2.09 点上昇した 60.00 点であった。

最終合格者の選考別分布を調べてみると、機械・電気・化学など、理工系出身が全体合格者の 97.3%である 219 名であり、人文社会系が 2.7%である 6 名を占めた。女性合格者数は 57 名 (25.3%) で、前年の 61 名 (30%) より約 5%減少したが、社会全般の分野に比べ、女性の進出が著しい。これは 21 世紀の知識基盤社会の代表的な専門職である弁理士に対し、持続的な関心が寄せられているからである。

#### ※合格者決定方法

1 次試験：全ての科目で 40 点以上、全平均 60 点以上の者の中から高得点者の順に 2 次最小合格人員の 5 倍の人を合格者とする。

(2007 年以降は 3 倍選抜)

2 次試験：全ての科目で 40 点以上、全科目平均が 60 点以上の得点者

(但し、上記得点者が最小合格人員 200 名に到達しない場合、全ての科目で 40 点以上の得点者の中から全科目平均による高得点者の順で 200 名を合格者とする (同点者は全て合格扱い)。)

## 2. 受験生のための制度改善

イ. 弁理士試験専用ホームページの開設及び 100%インターネット願書受付

### 1) 弁理士試験専用ホームページの開設

これまでに特許庁ホームページサーバーを利用してきた弁理士試験ホームページを、別途のサーバーを活用した専用ホームページ (<http://pt.uway.com>) として開設、運営して

いる。これを契機に主管機関及び試験紹介、告知事項、資料室など、のメニューを通じ、受験生がより多くの情報をリアルタイムで利用できるような空間を作り、受験生の質疑・応答コーナー、サイバー就業情報センターなど、受験生の便宜を図るための空間など、コンテンツの拡充に努めた。また、サイバー空間の匿名性を悪用した誹謗、悪口など、インターネット上の弊害を防止するため、会員加入による会員制方式で運営している。

## 2) 100%インターネット受付

試験専用ホームページを開設した頃から 2003 年までソウル事務所と大田本庁で行われていた弁理士試験の受験願書の受付をホームページを利用した 100%インターネット願書受付システムに転換した。これにより、願書提出のため、直接訪問するという不便を解消し、願書受付に関する行政力を節減できるようになった。

### ロ. 1 次試験の仮採点制度

特許庁では試験実施後、合格者発表までに 2 ヶ月の時間的空白があり、受験生が進路決定及び受験準備に苦勞を感じている点と一部私設塾で予想合格点などの不正確な予測値を提供し、受験生に混乱をもたらす点などを考慮し、受験生の意見を反映して 1 次試験後 2 ～ 3 週以内に予想合格点と本人の予想得点を予測する‘仮採点制度’を実施した。

仮採点は全体答案紙を OMR 判読器を利用して採点し、採点の正確度を判断するため、答案紙の一部を標本抽出し、手作業で対照するなどの手続きによって行われた。受験生本人は予想合格点数、予想合格人員、本人の予想得点を弁理士試験ホームページから確認できる。これは試験後に受験生が最も必要とする情報を逸早く提供するという点で、受験生から非常に高い評価を得ており、考試新聞などのメディアで試験制度改革事例として頻繁に報道された。参考に、2006 年度 1 次試験に対する仮採点結果は 3 月 20 日に発表された。

### ハ. 放送による試験進行及び 2 次試験の民間委託管理

#### 1) 放送による試験進行

弁理士1次試験の場合、ソウルと大田の様々な試験会場で分散して実施されるため、各試験会場別に受験生注意事項と試験開始及び終了など、試験進行において多少の差が発生する可能性があり、試験の公正な運営に対する負担になる可能性があった。

このような問題を解決するため、2003年度に試験的に適用して以来、放送による試験を進行することになった。すなわち、試験会場別に放送専担者を指定し、既に放送シナリオを録音して製作したテープを試験会場の放送室を通じて一括案内し、受験生に同一時間に同一内容の案内事項が伝達できるようにすることで試験の公正性を高めると同時に試験監督官の不注意による案内事項漏れを予防することができた。1次試験における導入の成功を基にして、2次試験においても放送によって試験を進行し、今後にも持続的に発展させていく計画である。

## 2) 試験運営の民間委託管理

これまでに弁理士試験執行のため、特許庁職員を試験監督官や学校責任者などに選定し、運営してきたが、試験管理に対する専門性及び経験不足が試験管理の負担となってきた。また、選定される職員にも心理的負担感として作用していた。これを受け、2004年度1・2次試験では試験管理専門の民間機関であるトイック委員会に試験管理を委託して実施した。

相対的に受験者数が少ない2次試験に試験的に適用後、その評価結果を土台に1次試験にまで拡大するという方針の下、2003年度2次試験に適用した結果、受験生と試験管理担当部署全てから良い評価を受け、2004年からは1・2次試験全てに適用し、受験生に対する顧客サービスとして努力した。

## 3. 受験環境の変化などへの対応

### イ. 試験環境などの変化

2000 年に改正された弁理士法により、特許業務経験者、すなわち 5 級以上の公務員で 5 年以上特許庁で勤務している者の受験が 2006 年から始まることになった。これにより、選抜方法の客観性を確保するため、2005 年 12 月に弁理士法施行令を改正し、選抜方式、試験合格の基準など、関連内容の根拠規定を明示した。

また、弁理士試験は理工系の代表的な試験というイメージがあるため、市場が望む様々な専門分野の弁理士を育成することを目的として 31 の選択科目を採択してきた。しかし、選択科目間の点数偏差が生じ、不必要な平衡性論難誘発と請願、訴訟の増加要因化するなど、試験制度の内在的問題が存在するため、これに円満に対応する必要がある。そのため、特許庁は 2008 年から弁理士の 2 次試験の選択科目を 19 に縮小して施行する計画である。

#### ロ．環境変化及び問題解消のための対案模索

これまでに弁理士試験執行の効率的な運営のための努力をしており、試験環境変化などに円満に対応すべく制度改善を推進してきた。

試験制度の合理的な改善は各具体的事案に対する受験生などの関係者の理解が相違する可能性があるため、事前に受験生アンケート及び関連人事諮問など、十分な意見収斂の家庭を経て進行させるべき事項である。特許庁では効率的で合理的な試験運営を期することで、優秀人材の弁理士が選抜されるよう、持続的な努力を注いでいく予定である。

### 第3節 半導体配置設計権の保護及び振興

電気電子審査本部電気審査チーム技術書記官 グォン・ホヨン

#### 1. 推進経緯

「半導体集積回路の配置設計」とは半導体集積回路を製造するための設計であり、各種回路素子及びそれらを繋げる導線を平面的・立体的に配置する設計を指し、一種の建築用設計図のようなものである。

知的労働の産物である創作性のある配置設計を効果的に保護するに当たって、特許法・著作権法などの既存の知的財産権法体系では限界があり、米国で1985年特別法として半導体チップ保護法を立法化したことで、新知的財産権である「半導体配置設計権」が胎動した。

その後、1986年1月に日本が「半導体チップ回路配置保護法」を施行し、1989年5月にワシントン条約（チップ保護条約会議）と1991年12月のWTO/TRIPs最終合意により、国際的な保護体制に入り、韓国も半導体強国としてこのような国際規範の枠の中で1992年12月に「半導体集積回路の配置設計に関する法律」を管掌するようになった。

1993年9月に施行されて以来、法律関連業務は産業資源部が担当し、知的財産権専任部署である特許庁は登録業務のみを担当する形態で運営されていたが、効率的な法制運営のため、1999年1月1日から特許庁が「半導体集積回路の配置設計に関する法律」を管掌するようになった。

1999年9月には担当部署を従来の「半導体集積回路配置設計登録室」から「半導体配置設計振興室」に改称した。これにより、2000年からは配置設計権の設定登録行政だけでなく半導体設計技術の発展による配置設計保護制度研究と認識拡散誘導、配置設計権の創出活性化及び半導体設計財産の保護・流通インフラ構築など、半導体配置設計技術振興

事業に対し本格的に着手した。

メモリ分野に偏っている国内半導体産業の不均衡構造を改善し、外国に依存していた非メモリ半導体分野の核心設計財産権を国内で自生的に創出する基盤を整備するため、2006年から核心半導体設計財産権創出促進事業を新規に推進している。

## 2. 「半導体配置設計技術振興事業」の推進現況

### イ. 概要

電子・通信・情報製品の小型化（携帯、Hand Held PC）、半導体集積度の急激な増加など、半導体分野の急激な技術進歩と、それによる適切な時期の市場投入（Time to Market）のため、半導体設計分野において新しい設計方法論が提起されている。

すなわち、個別半導体に代わる半導体設計財産<sup>25)</sup>を流通市場で購買し、単一半導体チップ内にレゴブロックを組み立てるように設計し、電子製品を実現するシステム半導体（SoC）<sup>26)</sup>方式が、過去の印刷回路基板上で個別半導体及び部品を組み立て製品を作っていく方式を代替している。

半導体設計財産の形態はソフトウェア（Software）形態の半導体設計財産、ファームウェア（Firmware）形態の半導体設計財産、ハードウェア（Hardware）形態の半導体設計財産に分類される。ソフトウェア（Software）形態の半導体設計財産とはハードウェア技術言語（HDL）<sup>27)</sup>で使われた論理合成可能な設計財産を意味し、ファームウェア（Firmware）形態の半導体設計財産は若干のフロアプランニング（Floor Planning）情報を

<sup>25)</sup> 半導体設計財産（Semiconductor Intellectual Property：半導体IP）：一つの半導体チップ内に系統的に集積が可能で互いに異なる個別半導体素子機能を持つブロックを指し、再利用が可能であるという特徴を持つ。これは設計データ形態として存在し、主にシステム・オン・チップ（SoC）の設計に使用される。

<sup>26)</sup> System on a Chipの略字であり、これは既存に1～2つの機能（ロジックまたはメモリ）のみをチップに入れる単純なICチップとは異なり、既存のメモリ・非メモリ半導体の区分ということだけでなく、一つのチップにマイクロプロセッサ、メモリ、アナログブロック、デジタル演算及び制御ブロック等を全て集積することを意味する。

<sup>27)</sup> HDL（Hardware Description Language）：半導体の動作仕様を記述するための言語。C言語のような一般的なプログラミング言語に比べ、動作アルゴリズムを表現するのに有利である。



持つゲートレベルのネットリストを意味する。ハードウェア (Hardware) 形態の半導体設計財産とは工程が完全に決まっており、レイアウトが完了された設計資産を意味する。最近では設計技術の発展とシステム半導体の設計及び流通に再利用可能で柔軟性の高いソフトウェア (Software) 形態の半導体設計財産が主流になっている。

このような半導体産業の新しい流れにおいて優位に立つために米国・日本・ヨーロッパなどの先進国は、半導体設計財産を再使用するための標準化、流通システム、法的保護法案研究などを政府と民間が主導している。

これを受け、知的財産権専担部署である特許庁は①新知的財産権領域である半導体設計財産に対する法・制度を研究し、②効率的な法制運営のため、保護・流通技術 (設計技術基準・登録基準・保護流通モデル) を開発し、権利の保護・流通システムを構築している。

また、90%以上外国からの輸入に依存している非メモリー半導体分野の核心半導体設計財産権が国内でも自生的に創出できるよう、核心半導体設計財産権の創出促進システムを構築する事業を推進している。これはメモリー分野に偏った国内半導体産業の不均衡構造を改善するだけでなく、外国産への依存度を下げることによってロイヤルティの支払いによる国富流出を事前に防止し、技術従属国からも脱出できる契機となると考えられる。

## ロ. 2006 年度の事業推進実績

&lt;表VI-3-2&gt; 半導体配置設計技術振興事業の推進実績

事業内容	事業実績
半導体配置設計技術の振興環境造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 半導体配置設計権設定登録制度の効率的な運営方案研究の発刊・配布 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配置設計権登録制度の特徴</li> <li>・ 現行法の登録手続き及び効力</li> <li>・ 国内外類似制度の比較検討</li> <li>・ 現行設定登録制度の問題点及び発展方案</li> </ul> </li> <li>○ 第7回半導体配置設計公募展開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大賞（大統領賞）など12件の褒賞（褒賞金2千万ウォン）</li> </ul> </li> <li>○ 半導体配置設計の統計年報及び半導体設計財産の知的財産研究などの発刊・配布</li> </ul>
半導体設計財産の保護及び流通基盤の造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遂行期間：（株）イージーペックス</li> <li>○ 事業費：8億ウォン</li> <li>○ 事業実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護、流通データベース及び検索システムを構築（半導体設計財産1,092件登録）</li> <li>・ オンライン上の流通モデル構築</li> <li>・ 評価・検証システムの構築：遠隔設計財産検証システムの運営</li> <li>・ 流通市場の活性化：ニュースレター及び半導体設計財産カタログを政策、配布ホームページの運営</li> </ul> </li> </ul>
核心半導体設計財産権の創出促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 内蔵型プロセッサ分野の半導体設計財産権の創出（15件創出） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遂行機関：KAIST など8つの機関</li> <li>・ 支援金額：11億ウォン</li> </ul> </li> </ul>

## 1) 半導体設計技術振興与件造成事業

### イ) 世界主要国の配置設計権保護制度案内の発刊・配布

今日半導体設計財産（SIP）は新しい知的創作の一つとして評価されており、このような半導体設計財産の保護、利用及び取引の活性化のため、先進外国は既に流通環境を整備し、世界 IP 市場を先占するための努力を注いできた。

米国・日本・ヨーロッパなど、半導体産業を主導する国はほとんどの場合個別企業を中心に政府と民間が協力し、システム・オン・チップ（SoC）分野に対する投資と研究が活発に進行中である。また、中国などの後発国家の場合にも国策課題としてシステム・オン・チップ分野の課題を選定し、集中的に育成している。

このような世界各国の SIP 育成現況及び今後の政策推進方向と国際的 IP 技術動向などに対して調査し、特に韓国と交易が多い主要国を対象に、その主要国の配置設計権法令体系及び SIP 保護・流通システムといった SIP 育成施策現況などに関して調査研究した。このような調査研究結果は冊子にして配布され、国内半導体設計財産の保護及び流通活性化の推進において実効性のある法的・制度的整備が行われるようにした。同時に自国企業が海外進出する際、事業戦略樹立の有用な情報として活用できるようにしている。

### ロ) 第6回半導体設計公募展の開催

国内半導体配置設計の技術向上と開発活性化を図り、新地的財産権である半導体配置設計権に対する一般人の認識を向上するため、優秀半導体配置設計公募展を開催した。2006年には2005年より48件の応募件数より31%増加した計63件が応募し、審査規定による厳正な審査により、最終的に12件を選定した。授賞は大賞の大統領賞を始め、国務総理賞、産業資源部長官賞、特許庁長賞、特別賞に対する賞状と褒賞金の授与で行われた。

## 2) 半導体設計財産の保護及び流通基盤の造成

## イ) 推進背景

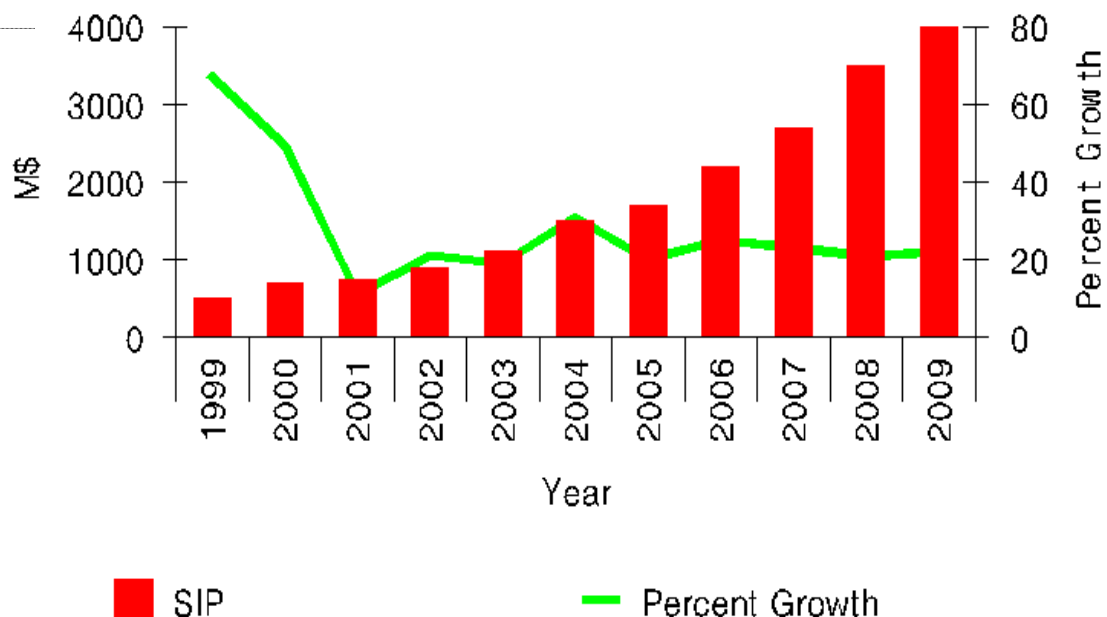
市場で必要とする半導体チップを適切な時期に供給するためには、半導体設計財産の再利用による半導体設計が 90 年代後半から核心技術として浮上し、半導体設計財産の保護・流通が重要になった。

これを受け、2001 年から 2005 年までの 1 段階半導体設計財産の保護及び流通基盤形成事業を通じ、半導体設計財産の流通必要性に対する認識が不足していた国内半導体設計業界に対し半導体設計財産の流通必要性及び重要性に対する認識を向上させた。また、事業過程で構築された半導体設計財産の流通インフラを利用して半導体設計財産の取引及び再利用で半導体設計の内容を実際に検証し、その検証した結果を業界に普及させた。

世界の半導体設計財産市場は 2006 年から 2009 年まで毎年 24% ずつ持続的に成長するという見通しであり、半導体産業の核心知的財産である半導体設計財産に対する流通の必要性が更に増加している。

したがって、1 段階半導体設計財産の保護及び流通基盤造成で構築された流通インフラを利用し、実質的な半導体設計財産の流通活性化が行われるようにするため、2006 年から 2008 年まで第 2 段階半導体設計財産の保護及び流通基盤形成事業を推進する運びとなった。

<図IV-3-1> 世界半導体設計財産市場の展望 (2006~2009年)



\* 資料：Semico Research Corp 2005. 6.

ロ) 推進実績

2段階事業では半導体設計財産流通システムの活性化、半導体設計財産の検証体系確立、半導体設計財産の確保及び普及事業を通じ、実質的な半導体設計財産の流通活性化を目標として推進している。

<表VI-3-3> 半導体設計財産保護・流通基盤形成事業の中期計画

区分	2006年	2007年	2008年
目標	事業基盤の造成	事業の拡大発展	事業の活性化
事業内容	① 半導体設計財産 流通システムの 活性化	関連業者と強力体制の 構築及び 専門家プールの構築	関連業者半導体設計 財産流通のハブの役割 安定された強力 改正維持
	半導体設計財産流通システムの補完を通じた取引一元化サービス		

	半導体設計財産会議及び展示会の開催、ニュースレター、ウェブジンサービス		
② 半導体設計財産 検証体系の確立	半導体設計財産の 類型別評価/検証 システム開発サービス	評価/検証システム の補完及び安定化	評価/検証システム の活性化
	半導体設計財産等級 基準の整備	半導体設計財産 の認証サービス	半導体設計財産 認証体系の活性化
③ 半導体設計財産 の確保及び普及	必要半導体設計財産 の調査及び ロードマップの構築	半導体設計財産 ロードマップの構築	半導体設計財産 ロードマップの アップグレード
	必要な半導体設計 財産の発掘	半導体設計財産の 公開及び廉価普及	半導体設計財産 流通を通じた 自立基盤の整備
	半導体設計財産基盤 SoC 設計方法論の開発	応用分野別 SoC プラ ットフォームの開発	SoC プラットフォ ームの活用拡大

#### ハ) 推進実績

2段階事業推進のため、本事業遂行機関として選定された(株)イージーペックスに2006年8月半導体設計財産流通センター(KIPEX)29)を設立し、半導体設計財産流通センターに半導体設計財産の流通システム及び沿革検証システムを構築した。また、半導体設計財産流通センターのデータベースに1,092件の半導体設計財産を登録した。このうち、42件の半導体設計財産の取引を仲介し、計27億ウォンの取引金額実績を達成することで2段階半導体設計財産の保護・流通基盤形成事業の実質的な目標である流通活性化を達成した年となった。

また、このような半導体設計財産流通市場活性化の実質的な目標を持続的に達成できるよう広報及び支援業務を平行して推進しているが、その推進事項としては再利用可能な半導体設計財産のロードマップの作成及び普及、ホームページの運営、ニュースレター及び

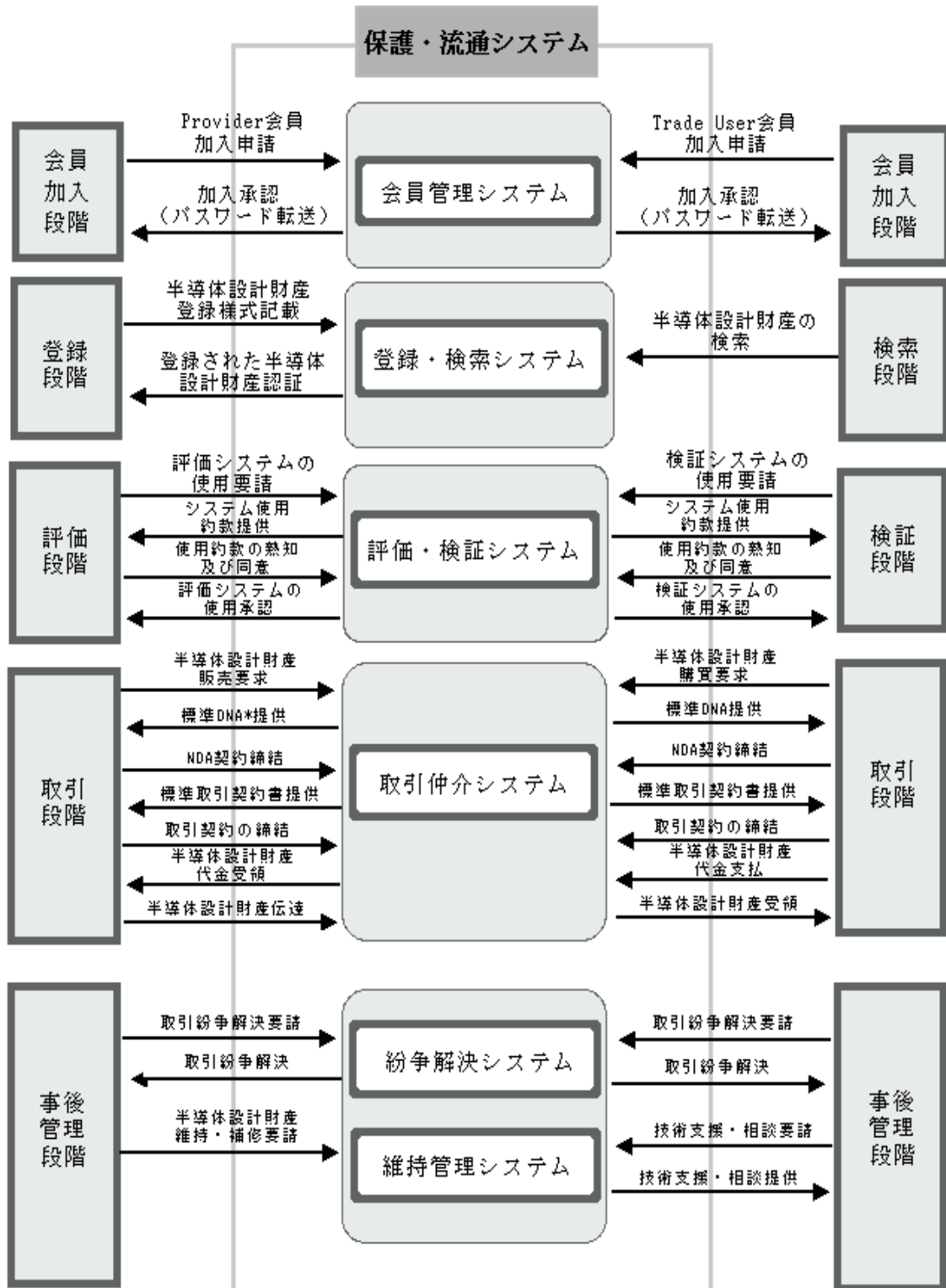
<sup>29)</sup> KIPEX (Korean semiconductor Intellectual Property Exchange)

半導体設計財産カタログの発刊・配布などが挙げられる。

<表VI-3-4> 半導体設計財産保護・流通基盤形成事業の主な成果指標の達成実績

No	内容	2006 年度 目標値	実績	計画対比の 実績率
1	半導体設計財の産登録件数	1,000 件	1,092 件	109%
2	半導体設計財産の取引仲介件数	30 件	42 件	140%
3	半導体設計財産の取引金額	10 億	27 億	270%

<図IV-3-2> 半導体設計財産保護・流通データベースのシステムモデル



\* NDA (None Discloser Agreement) : 秘密維持契約



### 3) 核心半導体設計財産権の創出促進事業

#### イ) 推進背景

莫大な付加価値を創出できる Embedded Processor<sup>30)</sup> 関連技術はこれまでの間、そのほとんどを先進国に依存してきた。技術依存は Embedded Processor に限ったものではなく、Embedded Processor を活用するプログラムの開発、コンテンツの製作にも大きな影響を及ぼしている。メモリー分野に偏った国内半導体産業の不均衡構造を改善するため、非メモリー半導体分野の核心設計財産権を外国産に依存せず、自生的に創出できる基盤を整備する必要がある。

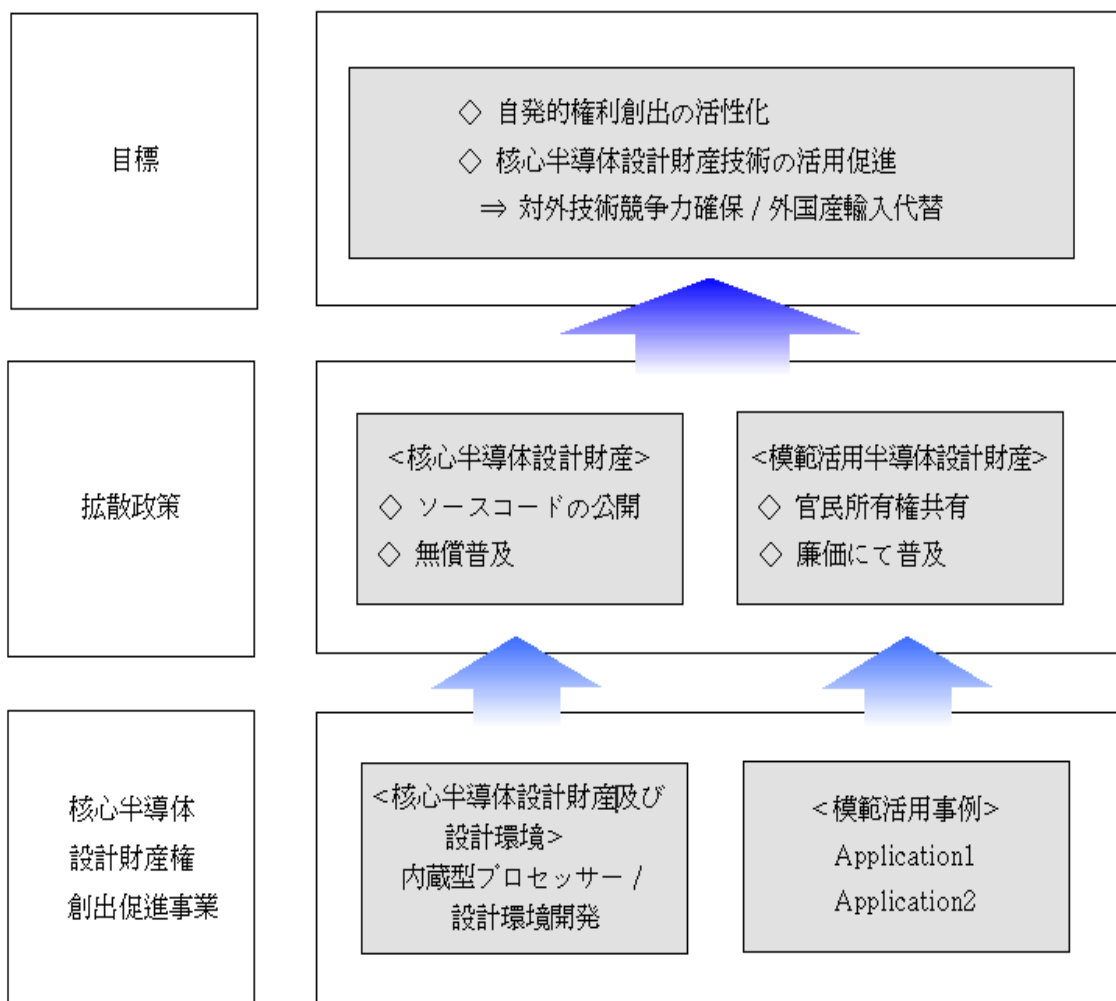
#### ロ) 推進方向

非メモリー半導体設計の核心要素である“Embedded Processor”と設計環境の試作品を国内技術で集中開発し、関連分野に対し開発技術が無償または廉価で提供し、全面的な拡散を誘導することで、自生的な権利創出が活性化され、核心半導体設計財産技術が広く活用できるようにした。このような核心半導体設計財産技術の活用拡大はこれまでの技術先進国からの依存から抜け出し、国産品の競争力を向上させ、外国産との代替効果を得ると同時にユビキタスコンピューティングのような新しい応用分野でも積極的に活用できるようにする方針である。

---

<sup>30)</sup> Embedded Processorとはパーソナルコンピューター (Personal Computer) に装着され、多機能を遂行するインテルの汎用プロセッサとは異なり、特定システムすなわち、テレビジョン、携帯端末、電子医療装備などを駆動し、特定の機能を遂行するようにプログラムが内蔵されているプロセッサを指す。

<図IV-3-3> 核心半導体設計財産権創出促進事業の推進方向



ハ) 核心半導体設計財産権の創出促進事業現況

核心半導体創出促進事業は2006年から2008年まで進行される事業であり、第1中課題の1～8の細部課題は核心半導体設計財産と設計環境のためのEmbeddedシステムの実現を担当し、1次年度から推進された。このうちの5～8の細部課題は半導体設計財産ライブラリーを確保するために要求される課題であり、1次年度に事業が終了する。第2、第3中課題は開発されたEmbeddedシステムの有効性を立証し、活用を促進するための模範活用事例を開発する事業であり、第1中課題の結果物が出始める2次年度から推進される。

<図IV-3-4> 核心半導体設計財産権創出促進のための事業計画

<核心半導体設計財産及び設計環境> 開発		<模範活用事例>開発		
3年次 (2008年)	<第1中課題> 全4細部課題  1. Embedded processor & On-Chip Bus 創出  2. Compiler & OS 開発/ポーティング  3. In-Circuit Emulation & Debug System 創出  4. DSP & FPU 創出	<第2中課題> Application1	<第3中課題> Application2	<委託課題> Application3
2年次 (2007年)		適用事例	適用事例	第1中課題の委託課題
1年次 (2006年)		<第1中課題> Peripheral 半導体設計財産の創出  5. Embedded processor 用 Peripheral 半導体設計財産の創出  6. LCD Controller Memory Controller 半導体設計財産の創出  7. USB Controller 半導体設計財産の創出  8. CSMA/CR 制御半導体設計財産の創出		

<表VI-3-5> 研究課題及び研究機関の現況

中課題 <単位事業名>	細部事業名	研究機関
第1中課題 <核心半導体設計財産及び	Embedded processor 及び オンチップ・バスの創出	KAIST

設計環境開発>	Embedded コンパイラと OS の 開発及びポーティング	全北大
	In-circuit エミュレーション及び デバッグシステムの創出	釜山大
	Embedded DSP 及び FPU の創出	(株) アステル
	Embedded processor 用 Peripheral 半導体設計財産の創出	KAIST
	LCD Controller と Memory Controller 半導体設計財産の創出	ソウル大 (延世大)
	USB Controller 半導体設計財産の創出	建国大 (韓技大)
	CSMA/CR 制御半導体設計財産の創出	全北大
	第 2 中課題 <適用事例開発>	application 1 (未定)
第 3 中課題 <適用事例開発>	application 2 (未定)	未定

### 3. 半導体配置設計権の設定登録現況

特許庁に登録された半導体配置設計権は 2006 年まで計 1,787 件である。このうち、内国民による登録は全体の 54% の 943 件であり、外国人による登録は全体の 46% の 824 件である。半導体配置設計権の登録現況は世界半導体設計財産市場の増加率とそのサイクルを共にしている。2005 年度の 41 件から 2006 年には 139 件に急増した。これは 2006 年度に半導体配置設計権の設定登録手数料を 30 万ウォンから 10 万ウォンに引き下げた点と半導体配置設計進行業務を通じた積極的な広報の影響と考えられる。

&lt;表VI-3-6&gt; 内・外国人別設定登録現況

(単位：件)

区分	1993 ～ 1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	計
国内	450	26	88	95	86	78	33	107	963 (54%)
外国	572	80	77	31	16	8	8	32	824 (46%)
計	1,022	106	165	126	102	86	41	139	1,787 (100%)

\* 資料：特許庁

登録された配置設計権を機能別に調べてみるとリニア IC が 30.0% (518 件)、ロジック IC が 19.3% (345 件)、マイクロプロセッサが 15.3% (274 件)、メモリーIC が 10.2% (182 件)、その他 IC が 26.2% (468 件) であった。

&lt;表VI-3-7&gt; 機能別設定登録現況

(単位：件)

区分	1993 ～1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	計
ロジック	255	19	21	11	15	7	7	10	345
メモリー	117	22	35	4	1	3	0	0	182
マイクロプロセッサ	189	20	27	22	9	1	4	2	274
リニア	390	17	36	20	19	6	6	24	518
その他	71	28	46	69	58	69	24	103	468
計	1022	106	165	126	102	86	41	139	1,787

\* 資料：特許庁

国内機関別の登録現況を調べてみると、大手企業の登録が著しく減少する傾向をみせている一方、中小企業や大学では持続的に登録されている。

<表VI-3-8> 機関別設定登録現況

(単位：件)

区分	細区分	1993 ～1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	累計
国内	企業	324	6	44	12	16	14	10	1	427
	大学	1	14	22	16	26	7	20	17	123
	研究所	125	6	22	67	44	57	3	89	413
	小計	450	26	88	95	86	78	33	107	963
外国	企業	572	80	77	31	16	8	8	32	824
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	572	80	77	31	16	8	8	32	824
計		1022	106	165	126	102	86	41	139	1,787

#### 4. 今後の計画

半導体設計財産関連法・制度の研究、応募展の開催などを通じて半導体設計技術振興のための環境を整備する一方、半導体設計財産の保護・流通のための検証及び流通システムを構築し、核心半導体設計財産権の創出及び普及を通じて自生的な半導体設計財産の創出基盤を整備する計画である。

特に、半導体配置設計権の電子申請制度の導入、半導体配置設計権の設定登録手数料の減免制度導入、半導体配置設計権の設定登録取消事由の具体化などの法・制度の改善によ

る顧客の便宜増進及び需要者中心の行政の実現を通じ、請願人の不便を解消し、中小企業などの‘半導体配置設計権確保’のための支援を継続する計画である。

また、特許庁は半導体設計分野で新流通技術の出現（半導体チップ取引→機能ブロック別設計図取引）と流通市場の拡大に対応し、新知的財産権制度を整備して運営基盤を構築する一方、民間の設計財産権取引市場が定着できるように積極的に支援し、電子及び半導体産業の変革を先導する計画である。また、民間の設計財産権の取引市場が定着できるように積極的に支援し、電子及び半導体産業の変革を先導する計画である。

## 第4章 海外における自国企業の知的財産権保護強化

### 第1節 実効性のある海外知的財産権活動の展開

産業財産政策本部国際協力チーム書記官 イ・ビョンヨン

#### 1. 海外における知的財産権保護の必要性

今日世界貿易機構（WTO）体制下において知的財産権は既に商品及びサービスに次ぐ主要な交易要素となった。米国・ヨーロッパ・日本などの先進国は知的財産権を商品貿易と連携させ、海外投資の指針として活用し、自国の知的財産権侵害が頻繁に起きている国に対しては通商圧力を行使することで、自国企業の国際競争力及び企業利益の最大化を図っている。

過去、韓国も例外ではなかったため、これら先進国から知的財産権侵害に関する多くの通商圧力を受け、知的財産権侵害国家という汚名を着たこともあった。しかし、最近では自国企業の技術力及び商品の認知度が高まり、中国などの開発途上国で韓国の知的財産権を侵害する事例が急激に増加しているのが実情である。

海外における自国企業の知的財産権侵害は国際競争力を確保する際の障害要因として作用するだけでなく、侵害品の粗雑さ及び品質問題は自国企業の国際的信頼度や韓国の製品に対する評判の低下及び販売収益率の減少に繋がる重要な国家的問題として浮上してきている。特に、中小企業の場合、海外で知的財産権侵害が発生しても、専門人材が不足し、莫大な訴訟費用を充当できないため、手の打ちようがなく、侵害を受けているという実情である。

したがって、海外における自国企業の知的財産保護は国際競争力を強化するため、何よりも重要であると言える。



## 2. 海外における知的財産権侵害の現況

過去7年間（2000～2006）のうち、特許庁の実態調査によって把握されている海外で知的財産権侵害を受けた韓国企業は220社で、計282件の知的財産権侵害が発生した。また、被・侵害企業は年平均29.0%の割合で増加している。

自国企業の被・侵害事例を被害発生地域別に調べてみると、中国などのアジア地域が全体被害件数の50.0%を占めており、最近ではこれらの国家で製造された模造品が米国、ヨーロッパなどの先進国に輸出され、流通される事例も知られている。

<表VI-4-1> 年度別・地域別の被・侵害現況（2000～2006年）

（単位：社）

区分		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	計
アジア	中国	—	11	8	6	5	18	13	61
	中華圏	1	—	2	2	1	1	7	14
	アジア圏	5	1	6	7	4	5	14	42
アフリカ圏		1	—	3	8	4	2	4	22
ヨーロッパ圏		4	4	6	11	3	2	7	37
北米・オセアニア		—	—	4	4	5	5	7	25
中南米		1	—	2	—	2	1	1	7
その他		3	1	—	4	3	—	1	12
計		15	17	31	42	27	34	54	220

注) 中華圏は台湾、香港、マカオを含み、アジア圏は中国及び中華圏を除くその他アジア国家であり、侵害発生国基準である。

また、220社の被・侵害事例を権利別に調べてみると、商標権に対する侵害が半分以上（52.1%）を占めており、商標は盗用が容易である反面、盗用に対する保護・管理は難し

いことを直接的に示している。

<表VI-4-2> 権利別の被・侵害現況

(単位：件)

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	計
特許・実用新案	6	5	13	18	6	10	18	76
デザイン	3	4	5	1	2	10	10	35
商標	7	11	23	29	18	22	37	147
その他	—	1	1	2	3	9	8	24
計	16	21	42	50	29	51	73	282

また、特許庁が 2006 年に海外所在の自国企業を対象に実施した侵害実態調査によると、侵害類型に対するアンケート調査で応答者の 47.5% (29 件) が偽物に関することと答え、該当国の知的財産権執行と密接な関連があると把握された。

<表VI-4-3> 侵害類型 (2006 年)

(単位：件)

侵害 類型	登録知的財産権を 模倣した偽物 の流通	未登録知的財産権 の無断使用または 模造品の流通	現地人による 産業財産権の 無断先登録	その他 (模造品輸出入/ 商標登録妨害 など)	計
件数	23	6	12	20	61

### 3. 「海外知的財産権保護センター」の運営

特許庁では自国企業が海外で知的財産権関連で受けた苦情事項に対し、相談・法律諮問及び通商交渉を通じた外交的な支援などを提供するため、1997年から「海外知的財産権保護センター」を設置・運営している。

同センターは弁理士、弁護士などの知的財産権専門家を法律諮問官として委嘱し、海外における自国企業の知的財産権侵害及び紛争に関する各種苦情事項の専門的な相談及び法律諮問を支援している。また、海外知的財産権に関する各種情報及び資料を提供している。同センターは侵害及び紛争事件の事案別に該当国との貿易実務会談、経済共同委員会などを通じ、具体的な資料を提示し、該当国関係当局の協調を要請している。

しかし、海外で自国企業の知的財産権を保護する問題は侵害が外国で発生し、該当国の知的財産権制度及び現地の情報獲得が円滑でないため、権利の管理及び保護に多くの費用を要するという特殊な事情により、国内の侵害ケースより対処が難しい。

したがって、特許庁はこのような企業の苦労を軽減させるため、2004年から「海外知的財産権保護説明会」を開催し、海外進出予定及び進出企業に現地の知的財産権関連情報を提供している。2005年には中国の知的財産権制度及び侵害発生時の対処方案などを収録した「海外知的財産権保護ガイドブック（中国編）」を、2006年度には米国、日本、ベトナム、フィリピン、台湾、ロシア、マレーシア編を追加で発刊・配布した。

特に、2006年からはKOTRAの協力の下、中小企業及び個人が海外で知的財産権を侵害された場合、それに対する審判及び訴訟費用を支援しており、2006年度には計12件に対し、298百万ウォンの支援を決定したことがある。

また、2006年8月1日海外知的財産権保護センターホームページを構築し、該当国の知的財産権関連情報獲得から侵害発生時の法律諮問及び訴訟費用支援に至るまでのワンストップ方式のサービスを提供する計画である。

これからも特許庁は実効性のある自国企業の海外知的財産権を保護するため、国政府、KOTRA、商工会議所などの関連機関と協力し、保護説明会を持続的に開催すると共に、主要国の知的財産権制度及び侵害時の対処要領などの関連情報を集録した海外知的財産権保護ガイドブックの製作・配布などを持続的に推進する計画である。特に、2006年から中小企業及び個人が海外で知的財産権を侵害された場合、これに対する審判及び訴訟費用などを支援する計画である。

## 第2節 企業の国際特許紛争対応能力の向上

産業財産政策本部国際協力チーム工業事務官 パク・ヒョンス

### 1. 国際特許紛争の発生現況

最近、先進国から自国企業に対する特許攻勢が急増している。2000年から2006年末までに具体的な内容が確認された主要国際特許紛争は72件余りであるが、国際特許紛争が企業秘密に属することが多く、企業が公開を避けているため、実際にはこれよりかなり多いと推定される。紛争が発生する分野は主に電気・電子（59件）及び化学・医薬品（14件）であり、電気・電子のほとんどは輸出市場である国外で訴訟が発生し、化学・医薬品は国内製薬業者の内需用コピー薬品生産に関し、国内で訴訟が発生することが多かった。紛争対象国家別には米国が35件、日本が13件と、この両国と関連のある紛争件数が全体の67%を占めた。最近の特許紛争は半導体、ディスプレイ、携帯など、韓国の輸出主力品目に集中し、紛争方式も先訴訟・後交渉の体制に転換されており、製造中断仮処分訴訟などの積極的な方式を活用している。

このように自国企業を対象とした国際特許紛争が増加した原因は次の通りである。

① 自国企業の技術力伸長による先進国の牽制強化が挙げられる。すなわち、半導体、ディスプレイなど、自国企業の世界市場占有率が増加し、これを牽制するため、先進国は意図的に攻勢を強化している。最近自国企業がLG—フィリップスと三星—ソニー間に、7世代TFT-LCD合同投資でLCD分野で世界市場を先導したのに続き、PDPも日本企業を追い越すようになり、日本企業は自国税関に通関禁止を要請し、法廷で特許侵害訴訟を提起するなど、攻勢を強化している。

② 知識基盤社会で技術力が企業競争力の核心要因として浮上したことにより、先進国の先発企業が技術独占の維持に特許を積極的に活用したため、全世界的に特許競争が深化されたことが挙げられる。

③ 核心及び源泉技術の不足により、先進国企業の特許攻勢に守勢的に望むしかない自国企業の実情によって、自国企業を相手にした特許紛争が扇動されたと考えられる。

④ 自国企業の特許紛争に対する事前予防能力不足が挙げられる。研究企画段階から先行技術調査などの特許分析が事前に充分に行われていないため、特許紛争に巻き込まれる可能性が増大しているのである。

## 2. 国内企業の特許管理の実態及び問題点

国内企業のほとんどは効果的で体系的な対処能力が欠けている。中小・ベンチャー企業の場合、特許の重要性は認識しているが、ほとんどの場合特許専担部署がなく、技術人材の特許関連知識及び技術分析能力不足により、特許紛争発生時に対処する能力が不足している。大手企業の場合も三星電子、LG 電子などの一部企業を除いては特許専門家で構成された特許専担部署がなく、法務チームなどで特許出願・登録を単純に管理する水準であり、このままでは国際的な特許紛争を事前に予防、対処することは難しい。

また、国内企業は研究企画段階から十分な特許分析を通じ、事前に特許紛争を予防する努力が不足している。日本の場合、特許出願の 50%が先行技術の調査不足によって拒絶され、この拒絶された件の中には R&D 着手時点で既に先行技術が存在したケースが 80%に上るというが、韓国の場合も大きく変わらないと判断される。

## 3. 国際特許紛争対応能力の向上方案

国内企業の国際特許紛争対応能力向上のため、特許庁が推進している対応方案には次のようなものがある。

① 特許情報分析サービスを強化している。特許庁は国内企業と研究所の国際特許紛争の対応力向上のため、2005 年から地域（国家）別の特許紛争マップや特許紛争が予想・

進行される核心技術分野に対する紛争対策用特許マップを作成・普及している。主要交易国の体系的な特許紛争の現況把握のための特許紛争マップは 2005 年米国編（1）を作成し、2006 年には米国編（2）と日本編を作成した。また、2007 年にはヨーロッパ編を作成する計画である。また、特許紛争の事前予防と重複研究の防止などのため、2005 年からは産業資源部などの関連部署と協力して次世代成長動力産業と紛争多発分野を中心に毎年 10 分野に対し、紛争対策用特許マップを作成・配布している。また、特許庁は 2005 年から科学技術部、産業資源部など各部署の研究開発事業の研究企画・課題選定時に特許技術動向調査を義務化するようにし、国家 R&D 課題の効率性を向上すると共に、国際特許の取得が可能な技術開発を誘導している。更に、研究機関及び民間企業の特許分析要求に対応するため、韓国特許情報院の特許情報分析サービス機能を強化した。

② 特許紛争関連情報を拡散させている。このため、特許庁は技術研究会を活用し、特許技術情報の活用を促進するための教育を強化した。特許庁の審査官で構成された技術研究会は業界の国際特許紛争における共同対応戦略樹立を支援するために、半導体・ディスプレイ装備の特許コンソーシアムのセミナー、ワークショップなどに参加し、特許情報、関連法制などの技術的な諮問を提供している。また、特許紛争を予防し、紛争発生時に効果的に対処するため、また企業に対する紛争対応関連の教育を強化するため、2006 年には計 23 回の特許情報活用戦略の巡回セミナーを開催し、計 2,313 名が教育を受け、特許技術情報の活用を促進した。2006 年 6 月には特許庁傘下の国際知的財産研修院に特許紛争対応戦略課程を開設した。

③ 海外知的財産権保護センターの機能を拡大した。特許庁国際協力チーム内に設置された「海外知的財産権保護センター」の機能を拡大し、2006 年から中小企業関連の国際特許紛争に対する法律諮問及び訴訟費用を支援している。

### 第3節 国内外知的財産権の動向収集・伝播

産業財産政策本部国際協力チーム行政事務官 キム・ドンビ

#### 1. 海外知的財産権の動向の収集及び伝播

急変する海外知的財産権動向を迅速に把握・伝播し、対応方案を整備するため、週単位で海外知的財産権ニュースを発刊している。発刊されたニュースは海外知的財産権の動向を知ろうとする希望者を対象に PCRM または E-mail で発送している。

まず、2004 年 3 月から国際協力チームでは海外特許庁に派遣されている特許官または海外の外国大使館から送付されてくる資料の中から主要知的財産権ニュースと主要知的財産権専門雑誌のインターネット検索を通じ、毎週 7～8 件の知的財産権ニュースと 2～3 件の紛争事例を収録した‘海外知的財産権動向ニュース’を発刊し、特許庁ホームページにも掲載してきている。2005 年には計 51 号の海外知的財産権動向ニュースが発刊された。

また、これとは別途に知的財産権研究センターでは海外知的財産権分野に関する情報を収集、分析する Weekly IP Look の普及事業を行ってきている。IP Look では米国、日本、EU などで展開されている知的財産権分野の政策及び紛争事例を主要話題別にプレゼンテーション形式で掲載し、電子メールと知的財産権研究センターホームページを通じ、特許庁及び関連業界などの民間に提供している。

様々な情報源によって収集された原資料 (raw data) 及び原資料の分析を通じて加工された情報を利用し、海外知的財産権の国際的論議及び特許庁間の実質的な協力事項に対する対応方案を整備している。また、知的財産権紛争に対しても企業及び政府で対処できる基盤を整備している。



## 2. 国内知的財産権ニュースの海外伝播

国内の知的財産政策に対する広報及び外国人の便宜を図るため、英文年報などの冊子発刊、映像製作及び英文ホームページの運営を行っている。また、各種庁長会議及び国際会議を通じ、知的財産分野において協議された結果についても英文報道資料及び結果報告書の配布を通じ、海外に広く広報している。

まず、2004 年度には毎年発刊されてきていた英文年報と共に、より手軽に知的財産を理解してもらうと共に、特許庁の設立から組織のビジョン及び目標、知的財産政策などを広報するために映像広報物を製作し、利用している。

英文ホームページには英文で各種条約及び法令と特許庁の知的財産政策を紹介している。また、知的財産に関する FAQ コーナー及び質疑・応答コーナーを運営し、2006 年度には特許庁の知的財産権制度及び政策に対する 140 件余りの英文質疑に返答を返した。

また、知的財産権英文ニュースを毎週 4 件以上ずつ特許庁ニュース及び知的財産権関連ニュースコーナーに掲載し、庁長の挨拶及び講演資料などを持続的にアップデートした結果、2006 年度には一日平均 300 名、計約 12 万名が特許庁英文ホームページを訪問した。

## 第5章 積極的な知的財産分野の国際協力推進

### 第1節 主要国との両者協力体制の強化

#### 1. 庁長会談の成果

産業財産政策本部国際協力チーム書記官 キム・ホンジュ

1990年以降世界主要特許庁と活発に庁長会談を開催している韓国特許庁は、2006年にも日本、中国、ドイツ、デンマーク、EPOなどと庁長会談を開催した。まず4月27日に第4次韓・独庁長会談（チョン・サンウ庁長、W. Schade 庁長）が大田で開催されたが、両庁間の相互関心事項に対する議論の他、先行技術共同調査の形態で審査官を交流することを合意し、下半期から推進することにした。これは韓国の審査水準がヨーロッパ最高の科学技術国家であるドイツと対等な関係で審査交流に合意したことであり、韓国の特許審査水準が国際的に認められたということである。

WIPO 総会に参加するためのヨーロッパ出張中の9月22日、フランスのバティステリ（B. Vattistelli）特許庁長の招待により、フランスパリで第6次韓・仏庁長会談が開催され、両庁間の優先権証明書類の電子的交換に合意し、年内に韓国特許庁の専門家をフランスに派遣することにした。また、フランス側は地理的表示及び知的財産権の執行に関し、韓国特許庁に対して制度改善を執拗に要求し、韓国側は両国の制度及び文化の違いを提示しながら、現在韓国が知的財産権保護のために持続的に努力していることを強調した。

WIPO 総会の初日である9月25日に駐ジュネーブ代表部からデンマーク特許庁の要請により、韓・デンマーク間の非公式庁長会談（J. Konstad 庁長）を開催し、ノルディック特許庁の PCT 国際調査及び予備審査機関の指定、韓国の先進 B+グループ加入及びデンマーク特許庁の財政運営現況などに対して意見を交換した。また、来年の庁長会談を WIPO 総会直前にデンマークで開催することに合意した。11月14日にはソウルの新羅ホテルで EPO と第7次庁長会談（チョン・サンウ庁長、A. Pompidou 庁長）を開催し、特許手続き及

び情報化文化の専門家会議を設置することに合意した。また、より多くの韓国特許庁の職員が EPO アカデミーで教育を受けられるよう協力を要請し、これに対し EPO 側は積極的に検討すると答えた。

韓・日庁長会談（チョン・サンウ庁長、中島誠庁長）は 11 月 27 日に東京で開催され、2007 年 4 月から施行予定である特許審査ハイウェイのための協議の他、特許審査のための両国間の協議体の構成などについて合意した。12 月 4 日には韓・中・日庁長会談と韓・中庁長会談が中国の北京で開催された。午前に行われた韓・中・日庁長会談を通じ、3 国特許協力ロードマップの構成及び 3 国共同中小企業のためのシンポジウム開催、特許審査ハイウェイを中国へ拡大するため、互いに協力することにした。また、日本を媒介にして韓・中・日及び 3 極特許情報の交換に合意した。また、午後に行われた韓・中庁長会談（チョン・サンウ庁長、ティエンリプ庁長）では両庁間の共同先行技術調査の拡大、特許審査協議体の構成、優先権交流の電子的交換、国際舞台における協調体制の強化に対して相互協力することにした。特に、中国における知的財産権保護のため、韓国が提案した知的財産権専門家の相互派遣に合意した。

このように 2006 年にも特許庁は特許審査の 10 ヶ月達成という世界最高の特許審査処理のために努力した。また、それを元に主要国家との両者協力を通じ、特許審査水準向上のための審査官交流及び合議体の構成と優先権証明書類の電子的交換対象の拡大を行い、内国民の海外出願を便利にするために努力した 1 年であったと評価できる。

## 2. 東北アジア特許制度統一化の中心的役割遂行

産業財産政策本部国際協力チーム行政事務官 パク・ヨンウ

### イ. 3国庁長会談の推進経緯

韓国、日本、中国の3国はアジア地域の主要国家であり、世界産業財産権出願を先導する国である。そのため、3国特許庁間の協力関係は東北アジア地域だけでなく、アジア・太平洋経済圏はもちろん国際的な知的財産権規範の形成と知的財産権システムの統一化傾向に少なくない影響を受け、国際的にも注目を浴びている。

特許庁はこのような認識の下、2000年の韓・中、韓・日特許庁長会議で韓・中・日3国間の特許協力関係の構築必要性を強調しながら、3国特許庁長会議を提案した。中国と日本特許庁もこれに同意し、2001年8月14日、15日の両日間に渡り、3国特許庁長会談を開催するための3国実務会議が中国の北京で開催された。また、同会議で3国庁長会談の具体的な日程と協議議題について合意した。

### ロ. 第1、2、3、4、5次会談の成果と意義

2001年9月11日に日本で開催された第1次韓・中・日の3国特許庁長会談はまず何よりも3国特許庁長が一箇所に集まって意見を交換し、今後の3国間の庁長会談を定例的に開催することで東北アジア地域の特許協力の基盤を構築したという点で重要な意味を持つ。

第1次会談で3国特許庁長は出願人の便宜を図るための統一された特許制度の構築が3国の科学技術発展と経済交易促進に寄与するという事に共感し、3国庁長会議の定例的開催、常設実務協議体の運営、共同専門家グループの構成及びアセアン国家との協力体制構築に共同で努力することに合意した。また、3国特許庁はWTO及びWIPOレベルの知的財産権及び国際規範の論議及び形成過程で互いに緊密な協調体制を維持することにした。

第2次3国特許庁長会談は2002年11月25日にソウルで開催された。同会議では第1

次会議開催以降協力事業の進行現況を確認し、新しい協力事業を発掘する形態で進行された。そのため、電算分野の共同専門家グループの構成、特許審査分野に関する各国別業務協議窓口（contact point）の指定及び関連資料と情報交換の推進、知的財産権の創出、事業化をテーマにしたセミナーの共同開催など、新しい協力事業に対し、3国が共同推進することに合意した。

2003年11月に北京で開催された第3次3国特許庁長会談は3国間に実質的で実現可能な協力アジェンダを設定、推進する転機となった。韓国側が提案して合意した3国技術同義語辞典の開発をはじめ、中国側が準備している3国共同ウェブサイト開発などが3次会談で合意されたことである。この他にも3国はSARSなどで延期された3国セミナー共同開催をはじめにアセアン国家との協力を模索、3国間優先権証明書類の電子的交換の推進など、重要事項に対する合意に至った。

2004年11月30日に日本東京で開催された第4次3国特許庁長会談ではPCT改革、特許実体法の統一化、遺伝資源及び伝統知識の保護法案など、国際的な知的財産権話題に対する意見を交換し、3国間の共助を確かめ合うと同時にR&D方向樹立に3国の特許情報を共同活用することに決めた。これにより、世界特許出願1位（日本）、3位（韓国）、4位（中国）である3国の特許情報活用に対する相乗効果が期待できる新しい論議の方向性を決めた。

また、同会談では2004年10月に東京で開催された第2次情報化共同専門家グループ（JEGA）会議の結果を高く評価し、3国共同ウェブサイトの構築、優先権証明書類の電子的交換、3国技術同義語辞典の開発及び3国間データベース相互活用のための技術的検討の4つの協力事業を推進するために共同で努力することに合意した。

第1次3国特許庁長会談が東北アジア地域の特許協力の基礎となり、第2次3国特許庁長会談が3国間特許協力の基盤作りとなった。第3次及び第4次3国特許庁長会談は3国特許庁長会談が実質的な成果を創出する段階に進歩したことを示していると評価できる。

2005年12月1日大田で開かれた第5次3国特許庁長会談で3国は首脳会談及び国際社

会の期待に応える3国協力の新しい跳躍の必要性について共感した。3国間特許審査結果が相互認定される段階の協力を共同の目標に、今後その実践方案を整備すると共に、ロードマップを作成し、推進していくことに合意し、3国特許協力が一段階跳躍する契機を作った。

同会談は3国の交易量が世界全体交易量の1/5を占めており、日々拡大していく中で、全世界特許出願の半分に近い3国の知的財産権力量を元に21世紀世界経済秩序を主導するための東北アジア3国間特許協力の新しい論議の枠組みを整備したと評価できる。

第1次3国特許庁長会談が東北アジア地域の特許協力を導き出し、第2次3国特許庁長会談が3国間特許協力の基盤を造成した。第3次、第4次及び第5次3国特許庁長会談は3国特許庁長会談が実質的な成果を創出する段階に進歩したということが評価できる。

#### ハ. 第6次会談の成果と意義

2006年12月4日、中国北京で開催された第6次韓・中・日庁長会談では短期的に特許検索及び審査結果の総合活用を通じ、3国間の相互信頼を構築し、制度の調和を図ると共に、長期的に3国間特許審査結果の相互認定を推進する世界的な3国特許協力ロードマップを樹立することに合意した。また、これを具体的に履行する実行計画（Action Plan）を早急に整備することに合意した。

3国代表団は第4次3国情報化専門家会議の成果を評価し、優先権書類の電子的交換と英文特許情報の提供などに対し、中国側の早急な施行を促す一方、韓・日間で施行中の特許審査ハイウェイ制度に関して意見交換し、長期的に中国特許庁も参加する韓・中・日特許審査ハイウェイが構築されるということで意見が一致した。

3国特許協力ロードマップの推進により、特許出願手続きの簡素化が行われれば、出願人の負担を軽減でき、3国特許庁の同一出願に対する重複審査問題を解決できるため、韓国特許庁審査官の業務効率性が向上されるのはもちろん、特許処理審査期間の短縮にも大いに寄与すると予想される。

## 二. 今後の推進計画

特許庁は出願人が東北アジア地域でより簡単に特許を獲得でき、登録された権利が地域内で十分に保護されるよう、3国間特許協力を強化していく予定である。また、増え続ける特許出願に効果的に対応し、世界的に論議されている特許統一化の動きに対応するため、審査結果の相互交換など、3国間に協力可能な分野を模索している。更に、論争が熾烈になってきている国際知的財産権について3国間で共同対応できる部分を探索している。これまでの構築された信頼を元に3国特許協力が建設的な結果を導き出せるよう、特許庁は更なる努力を惜しまない予定である。

## 第2節 知的財産権国際論議における韓国の立場を積極的に開陳

### 1. 知的財産権国際規範形成論議に積極的に対応

産業財産政策本部国際協力チーム行政事務官 ジョ・ハンジン

#### イ. WTO/TRIPS 論議

2005年にはDDA<sup>31)</sup>交渉などのためのTRIPS理事会が3回、香港ではWTO閣僚会議が開催された。同会議では‘TRIPS協定と公衆保健議題’、‘地理的表示関連議題’、‘生命工学関連議題’などが論議されたが、このうちの公衆保健議題を除く他の議題に対しては国家間の意見がかなり対立し、これといった論議の成果は得られなかった。

まず、特許の強制実施関連条項であるTRIPS協定第31条(f)は強制実施権と関連し、医薬品生産施設がないか、不足している国の医薬品供給を事実上不可能にしているため、TRIPS理事会では強制実施を通じて生産された医薬品の輸出を可能にする方案と強制実施の対象となる疾病の範囲及び医薬品の種類などに関する交渉を行った。

熾烈な激論の末、2002年12月に国内市場供給関連条項であるTRIPS第31条(f)項に対する効力停止及び各国の疾病範囲に対する裁量認定を骨子とする議場の草案を基本内容とする2003年8月の最終決定分が妥結された。また、2005年12月にはようやくTRIPS協定第31条の2の新設が合意され、開発途上国の公衆保健問題解決のため、輸出医薬品の強制実施権を発動できる根拠が整った。2007年3月に同条項は韓国を始め、米国、スイス、エルサルバドルなど4つの会員国が受諾し、残りの会員国の受諾のために開放されている状態である。この条項は会員国の3分の2以上が受諾する時点で発効される予定である。

地理的表示に関してはブドウ酒及び蒸留酒(wines and spirits)に対してのみ認めら

<sup>31)</sup> Doha Development Agendaの略字である。



れている追加的な保護（additional protection）を、ブドウ酒及び蒸留酒以外の商品に拡大することを扱う‘地理的表示の追加的保護の拡大’問題とブドウ酒及び蒸留酒の地理的表示を容易にするため、‘ブドウ酒と蒸留酒の地理的表示の通知と登録のための多者間登録システムを設置’する問題が論議中である。

まず、地理的表示の追加的保護の拡大問題は地理的表示保護において、商品間に差別をする必要がないという理由からその拡大を主張する国家（EC などの旧農業国家）と現行保護システムでも十分な保護が可能であると主張しながら、追加的な保護拡大による経済的、行政的費用の発生可能性に憂慮を示す拡大反対国家（米国、オーストラリアなどの新農業国家）との対立構図が続いている。韓国は世界的に広く知られている地理的表示が多くないことを考慮し、新農業国の立場を支持している。

次に、ブドウ酒及び蒸留酒に対する国際登録システムの設置問題は別途の地理的表示登録制度が存在しない国家で追加的な義務負担をもたらさない非拘束的なシステムを賛成する国家（米国、オーストラリアなどの新農業国家）と拘束的なシステムを賛成する国家（EC などの旧農業国家）との間で意見が対立しており、これからも両者の論争及び対立が持続されると予想される。

生命工学関連議題については生命体に対する特許付与、植物新品種の保護方案及び伝統知識と遺伝資源の保護などに関するもので、生命体に対する特許の制限と伝統知識に対する強力な保護を主張する開発途上国と現行の知的財産権制度内で同事案を論議しようとする先進国の立場が対立している。

最近では両側の立場が対立する中、特許出願書に遺伝資源の出所公開を義務化する問題と遺伝資源使用時に事前同意と利益共有を要件化するかということについて先進国と開発途上国間の激しい論議が展開されている。

開発途上国は遺伝資源及び伝統知識を利用した技術を開発した場合、事前に遺伝資源及び伝統知識の利用に対する同意を得てその特許出願書に出展を公開し、技術から得られる利益を共有する立場である。それに対し、先進国はそのような内容を私的契約によって規

定すべきであり、知的財産権制度に導入するべきではないという立場を堅持しているため、両陣営の立場が対立している。韓国は遺伝資源が少なく、生命工学技術発展の可能性が高い状況を考慮し、先進国陣営と同じ立場を取っている。

#### ロ. 2006 年の WIPO 総会

9月25日（月）から10月3日（水）までジュネーブで開催された第42次WIPO総会でチョン・サンウ特許庁長は基調演説で知的財産が経済及び社会発展の牽引車の役割を遂行すると話すと共に、政府革新分野の最優秀機関選定、特許・実用新案出願第3位、PCT特許出願第6位など、韓国特許庁が去年に成し遂げた特許行政の成果を紹介した。また、チョン庁長はWIPO韓国信託基金の成果など、韓国の開発途上国に対する知的財産権発展のための支援努力を説明し、今後も知的財産制度の発展経験の共有及び韓国と世界の知的財産権制度発展のためにWIPO及び他会員国と積極的に協力していくことを明らかにした。

総会では2004～2005年の決算承認及び、2006年度上半期の事業結果に対する事務局の報告を受けた。また、放送事業者保護条約のための外交会議の開催、特許実体法条約の論議日程、優先権書類の電子的交換の推進、マドリッド議定書及び共通規則の改正、特許協力条約（PCT）の改正案とノルディック特許庁のPCT国際調査及び予備審査機関指定などを承認したが、WIPO開発アジェンダ（PCDA）に対しては開発途上国と先進国間の明確な見解の差があり、会期延長にのみ合意した。

また、総会期間中にチョン庁長は両者及び他者の集まりを活発に展開した。まず、カナダ代表部で開催された知的財産権先進12ヶ国の昼食会議に始めて招待を受けて参加し、中小企業の支援においては中小企業の特許に対する認識向上が重要であり、そのため韓国特許庁は31の地域知識センターを運営していることを広報した。また、中国、日本、デンマーク、マレーシア、シンガポール特許庁長と非公式面談を通じ、相互協力方案及び関心事項に対しての意見を交換した。WIPOカミールイドリス（Kamil Idris）事務総長及びフランシスガリー（Francis Gurry）事務次長などの主要メンバーと会い、WIPOで勤務中の韓国特許庁職員の国際機関正式職員への進出のために一緒に努力することに合意した。

一方、韓国代表団は総会期間中、WIPO本部ロビーに特許庁とWIPOが共同で開発したe-

Learning システムである IP パノラマのデモするためのブースを設置し、総会に参加した会員国を相手に広報活動を展開した。また、2日間スペイン、香港、ロシアなどが自国語バージョンの開発が可能であるかを問い合わせるなど、約 80 ヶ国から同プログラムの内容に対する関心が寄せられた。このようにして韓国知的財産権教育コンテンツの優秀性を広く広報する成果を挙げた。

#### ハ. PCT 会議

特許協力条約 (PCT) は今まで PCT 改革委員会、国際機関会議などを通じ、国際的な論議が進行中であり、その合意事項を PCT 同盟総会の承認を得て最終的に確定している。これにより、2000 年以降に提起され、拡張された国際調査の導入、優先権の回復及び国際出願の脱落要素のように重要な PCT 改革事項が妥結され、PCT 改革は最終段階にあるといえる。

9月にジュネーブで開催された第35次PCT総会で6月の第7次PCT技術協力委員会でノルディック特許庁のPCT国際機関指定を勧告にしたがい、国際機関遂行のためのノルディック特許庁と国際事務局間の協定を承認した。また、国際機関の最小要件、国際出願書式の物理的要件などに対するPCT条約規則の改正案を承認したことにより、改正条約規定が2007年4月1日から発効された。

これまではPCT改革論議が規則の改正を通じた手続きを簡素化・効率化に焦点を合わせてきていたが、最近では条約自体を改正してPCT制度を根本的に改革しようとする主張が説得力を得ている。今後は国際調査及び国際予備審査の手続き統合や国際機関の審査結果を締約国に強制する事項を中心にPCT制度の根本的な改革案が議論されると予想される。

#### ニ. 特許法常設委員会 (SCP)

特許実体法条約採択のための特許法常設委員会 (SCP) は 2005 年 6 月の第 11 次会議で論議対象を区分して検討することを提起したが、開発途上国はこれまでに議論されていた全てのテーマに対して特許法常設委員会で進行することを主張した。先進国は全てのテ

マに対して論議を持続する場合、特許実体法条約の妥結は長期化されることが明白であるため、先行技術など4つのテーマを特許法常設委員会の優先協議テーマに決定することを主張しており、交錯状態に陥っている。これを解消するため、2006年3月1日から3日までスイスジュネーブのWIPO本部でオープンフォーラムを開催し、SPLTに含まれる全ての話題に対して討論したが、両側は自分の立場を繰り返し主張し、相互の主張が異なるということを確認しただけで会議は成果を挙げられずに終わった。

一方、米国、日本及びヨーロッパの先進国で構成されたB+グループは2006年11月20日から日本の東京でSPLTに対する専門家会議を開催して特許法の統一化に対する議論を進め、韓国も初めてオブザーバーとして参加した。同会議では米国の先出願主義に対する受容とヨーロッパの猶予期間を12ヶ月に拡大する条項を交換できるということに合意し、未公開先行技術に対しては未だに米国とヨーロッパ間に見解の差があることを確認した。同会議で議論された事項を元にSPLT条文の内容を補完し、2007年に米国で開催されるB+グループ専門家会議で議論を継続することに合意した。

#### ホ. 商標法常設委員会 (SCP)

2005年9月の第41次WIPO総会の決定にしたがい、過去4年間商標法常設委員会で議論されていたことを元にシンガポールで商標法条約を改正するための外交会議が2006年3月13日から21日間開催され、“商標法に関するシンガポール条約”を採択した。同条約は非視覚的商標の導入の他にも出願方式の選択及び救済手段の整備など、出願人の便宜を増進するための内容を含めているが、韓国が同条約を採択するためには期限未遵守時の救済手段の整備が必要であり、国内法の改正が必要である。

また、第16次商標法常設委員会は2006年11月13日から17日までWIPO本部で開催された。同会議では国際医薬品名称の保護に関するWHOの提案及び植物の一般名称に関するブラジルの提案を採択した。また、新しい形態の商標の見本提出方法、パリ協約第6条の3による通知の手続き、デザインと商標との関係などの細部争点に対しては、国際事務局が各国の現況を反映した報告書を作成した結果を基に今後議論することで合意した。

#### へ. 政府間委員会 (IGC)

遺伝資源、伝統知識及び民間伝承物に対する論議のための政府間委員会が2回開催された。6月と11月に2回開催された会議では伝統文化表現物 (TCE) と伝統知識 (TK) の保護、既に回覧された文書に基づいた遺伝資源 (GR) の保護に関し、出展の公開、事前同意及び利益共有を主張する開発途上国と、それに反対する韓国、米国、日本、及び出展公開だけを導入しようとするヨーロッパの見解が対立した。そのため、伝統文化表現物 (TCE) と伝統知識 (TK) 水準の論議のため、事務局が各国の主張を体系的に整理した資料を作成することにし、作成された資料を基に今後論議を続けることにした。同会議では伝統文化表現物 (TCE) と伝統知識 (TK) などの保護というテーマの特殊性により、土着及び地域共同体の代表が多数参加して積極的に活動した。

#### ト. APEC 論議

2005年にAPEC内の知的財産権分野で最も重要な論議事項は韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC 偽造及び不法複製防止構想」と3つのモデルガイドラインが採択されるか否かであった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内の知的財産権侵害物品の取引を防止する執行体制整備のためのものであり、2005年6月に通商長官会議 (MRT) で最終的に承認、採択された。

同構想は知的財産権保護に関し、範囲が広く、高い水準の執行体制の樹立を目指しているため、会員国の支持獲得が難しいと予想されたが、韓国の特許庁は中国及びASEAN市場などで韓国の知的財産権保護必要性などを念頭におき、共同提案国として参加し、同構想が実現可能で、我々の立場も適切に反映できるようにした。

また、特許庁はAPEC内知的財産の活用と拡散のため、「APEC イーラーニング (E-learning) コンテンツ製作事業」の承認を受けることに成功した。同事業は特許庁が事業予算の60% (218,000ドル) の資金を負担するマッチングファンド形式で推進されるものであり、国内及び知的財産権先進国 (米・日・ヨーロッパ、WIPO など) から特許情報活用に関する資料を収集し、イーラーニングコンテンツとして開発及び普及するための事業

である。

同事業の第1次段階が2006年末に完了され、その結果は2007年1月に会員国に公開された。また、その結果は多くの会員国の関心を惹き、様々な活用方案に対する議論が行われた。同事業の第2次段階事業は2007年現在進行中である。

2007年に韓・米・日の3国は「特許取得手続きに関するAPEC協力構想」を共同提案した。同構想はAPEC会員国間に特許審査結果を相互活用し、特許審査手続きを効率化するための協力方案である。韓国特許庁は出願人の便宜を最大化する政策の一環として同構想が採択されるよう積極的に推進している。

## 2. WIPO、APEC などとの知的財産権協力強化

産業財産政策本部国際協力チーム書記官 イ・ガンミン

### イ. WIPO との知的財産権協力強化

特許庁は WIPO と 2001 年 11 月に大田で「KIP0-WIPO 間の協力のための基本協定 (Framework Agreement of Cooperation between WIPO and KIP0)」を締結し、知的財産権の制度化及び執行において国際的水準の維持、韓国信託基金の設置運営を通じた対開発途上国知的財産権情報化支援事業の拡大などで国際機構内の位置を高めている。まず、2005 年に外交部から特許庁に移管された国際機構義務負担金を 2 倍に上げ (Class VII→Class VIbis)、今後 2009 年まで中国水準の 4 の 2 等級 (Class IVbis) まで持続的に上げる計画である。

また、2005 年の第 41 次 WIPO 総会時に合意した通り、2006 年 3 月 15 日にイドリス事務総長が韓国を訪問し、国際知的財産研修院 (IIPTI) を世界最初の WIPO 公式研修機関に指定した。WIPO が過去 20 年間国際知的財産研修院がアジア地域の開発途上国における知的財産権に対する認識を広めることに貢献したことを高く評価したのである。国際知的財産研修院が公式研修機関に指定された以降、インド、アゼルバイジャンなどが研修院のベンチマーキングを実行し、研修院に講師派遣の要請をするなど、多くの関心を示している。今後韓国特許庁は知的財産研修院を名実共に WIPO 研修機関に育成するために WIPO と講師派遣、教科目の選定、コンテンツの拡大などの協力を強化する計画である。

次に、特許庁は 2004 年度に WIPO と締結したコリアファンドの設置協定により、2004 年～2005 年に渡って韓国信託基金 1 次年度事業を遂行したが、33 ヶ国を対象に、情報化コンサルティング、PCT 電子出願システムの開発及び普及、特許情報検索サービス支援、中小企業の知的財産権力量強化、知的財産権国際セミナーの開催、WIPO-国際知的財産権研修院共同教育課程の開催などを通じ、開発途上国の知的財産権基盤構築に貢献した。

## ロ． APEC との知的財産権協力強化

アジア・太平洋経済協力（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）はアジア及び太平洋沿岸国家の円滑な政策対話と協議を主な目的として作られた、政府と民間が自発的に参加する“ゆったりとしたフォーラム（Forum）”形態の協力団体である。

1989年オーストラリアのキャンベラで開催された12ヶ国閣僚会議を起点に始まった。1993年にクリントン米国大統領の提案で米国シアトルで第1次首脳会議が開催され、2005年には韓国釜山で開催された。これまでの間 APEC 会員国数も12ヶ国から21ヶ国に増加した。

APEC 内知的財産権関連論議は地域内における知的財産権の保護・執行に焦点が合わせられており、自発性、全員合意による決定方式で明確な成果物の導出が難しい中、特許庁と韓国は2005年の一年間活発な活動を行った。まず、2003年7月にカナダのバンクーバーで開かれた第17次会議で韓国が知的財産専門家グループ（IPEG）の議長国に選任され、2004年4月から中国北京で開かれた第19次会議から議長の役割を着実に遂行してきている。特に、2005年2月に韓国で開催された第20次会議及び8月にフィリピンで開催された第21次会議で議長国として当時論議中の“GIに関するアンケート”、“光ディスク不法複製防止のイニシアティブ”、“商標出願書の標準様式”などの早急な修了及び新しい事業発掘を注文して同意を得るなど、効果的な会議進行及び推進事業の整理などを通じ、リーダーシップを発揮した。

また、特許庁は“知的財産情報の活用”という議題の主導国として APEC 基金を活用し、知的財産権イーラーニングコンテンツを製作し、特許庁及び IP アカデミーの教育教材として活用し、全世界にサービスを提供するために“知的財産権イーラーニングコンテンツ開発事業”を提案し、承認を受けた。同事業は2006年末に第1段階を完了し、その結果を会員国に公開した。第2段階は2007年現在進行中である。

2007年に特許庁は米国、日本と共同で「特許取得手続きに関する APEC 協力構想」を提案し、APEC 域内で特許審査に関する協力案を論議できる基礎を提供した。特許庁は同



構想が APEC で採択されるよう積極的に推進しており、既存の両者間特許協力方案が他者間フォーラムで論議され、出願人の便宜が更に増進されるよう努力している。

### 第3節 FTA 知的財産権分野の対応

産業財産政策本部国際協力チーム工業事務官 パク・ヒョンス

#### 1. 韓－米 FTA における産業財産権分野の交渉対応

##### イ. 推進経過

韓国と米国は両側相互交易の自由化のため、2006 年 2 月の交渉開始宣言以来、2006 年 6 月から 2007 年 3 月まで 8 回の公式交渉を開催した。また、2007 年 4 月 2 日に韓・米両国の通商長官会談で FTA 交渉の妥結を宣言した。

##### ロ. 主要交渉結果

特許分野では‘登録地延による特許権存続期間の延長制度’が導入され、‘告知例外の適用期間が 6 ヶ月から 12 ヶ月に延長’された。また、‘強制実施権許可後の 2 年間不実施された場合、特許を取り消せる制度（特許権取消制度）’が廃止された。

‘登録遅延による特許権存続期間の延長制度’の導入決定には同制度が特許庁の審査遅延などによる登録地延に対する合理的な報償策になるという点を考慮した。但し、登録地延の基準時点が我々に適切な水準に調整することに重点をおき、米国側が当初要求した基準時点である‘出願から 4 年または審査請求後から 2 年のうち、より遅い日’を‘出願から 4 年または審査請求から 3 年のうち、より遅い日’に修正した。

最近特許庁の審査処理期間の短縮（2006 年末基準 9.8 ヶ月）により、同制度が適用される 2008 年 1 月 1 日以降の出願件の場合、延長対象はほとんどないと考えられるため、同制度の導入による特許使用料の増加など、実質的な経済的影響はほとんどないと予想される。

‘告知例外の適用期間’の延長には最近の国際的な流れを考慮した。告知例外の適用期間延長は発明者に自分の発明を公開した後にも特許出願できる機会の幅を広げ、発明者の便益を増進する効果が期待される。

＊告知例外の適用期間 (Grace Period)

－特許出願を行う前に公開（告知）された発明は特許を受けることができないが、発明者自身が行った公開行為（例：学術大会での発表）によって特許を受けられなくなるのはあまりに酷であるため、公開後の一定期間（告知例外の適用期間）内に出願をすれば、告知例外を認める。

－国家別告知例外の適用期間：6ヶ月（韓国、日本、ヨーロッパなど）、12ヶ月（米国、オーストラリア、カナダなど）

＊最近世界的な特許法の統一化のための特許実体法条約論議で告知例外の適用期間を6ヶ月として固守していた日本とヨーロッパが米国の‘先発明主義の放棄－先出願主義への転換’を前提に12ヶ月への延長に合意（2006年9月）したことがある。

‘特許権取消制度’はこれまで同制度を利用して特許権が取り消された事例が皆無であり、特許権者の権利を不当に制限することは過剰禁止の原則を違背する可能性があるため、受容することになった。

＊ 特許権取消制度（特許法第116条）：特許が登録されてから正当な理由なしに3年以上実施されず、第3者が特許権者から実施権（ライセンス）を得られなかった場合、第3者の通常実施権の裁定申請により、実施権の取得が可能。しかし、このようにして実施権が与えられた以降に継続して2年以上実施されない場合、利害関係者の申請や特許庁長の職権で特許権を取り消せるようにした制度。

この他に‘人間に対する診断、治療及び手術方法の特許認定’及び‘強制実施件行使要件の制限’に対する米国側の要求があったが、我々が受容不可の立場を堅持し、合意には至らなかった。そのため、米国がFTAを通じ、‘特許対象を無分別に拡大し、強制実施権

の発動を根本的に封鎖する’ という市民団体の恐れが相当部分解消された。

＊ 強制実施権制度

特許権を制限し、特許権者の許諾がなくても行政処分などによって特許発明を第3者または政府が使用できるようにし、公益と私益間の均衡を取るための制度であり、特に公衆保健に関する医薬品に対し、公共性を担保するための手段である。

商標分野では‘商標権の排他的な効力が及ぶ範囲’に関し、韓・米両側の立場が対立した。韓国側は商標権の排他的な効力が、現行の商標法及び国際条約に規定された通り‘同一または類似した (identical or similar)’商品に及ぶことを主張したが、米国側はこれまでに締結した全ての FTA の場合同様‘関連のある (related)’商品にまで及ぶことを主張し、商標権の拡大を要求した。これに対し、韓国側は米国側の要求を受容する場合、韓国の商標審査及び侵害の判断などの執行に大きな混乱がもたらされると考え、これまでの立場を堅持し、商標権の排他的な効力が‘同一または類似した’商品に及ぶよう規定した。

この他に‘音・香りの商標の認定’、‘証明標章制度の導入’、‘商標専用使用権の登録要件の廃止’及び‘商標侵害に対する法定損害賠償制度’などは韓国の商標制度を一層アップグレードできるという判断の下で受容した。

現在韓国の商標法は商標を‘視覚的に認識できる標章’に限定しており、音・香りなどの非視覚的な商標は保護の対象ではない。しかし、音・香り商標は米国だけでなく、ヨーロッパ、オーストラリアでも既に認められており、非視覚的な商標を認めていなかった商標法条約も最近になったこれを認めるように改正 (シンガポール条約、2006年3月)された。ブランドの価値が企業のコア資産として浮上している現在、商標の選択範囲の拡大は企業の競争力向上に寄与すると期待される。

＊ 音商標の例：インテルの効果音、MGM社のライオンの鳴き声

＊ 香り商標の例：レーザープリンタートナーのレモンの香り

‘証明標章’は我々の‘団体標章’と類似しており、商品やサービス業の品質を証明するために使用される標章である。現在米国、イギリス、中国、オーストラリア、ドイツ、フランスなどが関連制度を導入・運用中である。同制度の導入は政府・地方自治体・民間団体などで施行されている認証マーク制を活性化し、消費者に正しい商品選択の情報及び基準を提供することで消費促進に寄与するものと期待される。

‘商標専用使用権の登録要件’に関しては‘商標専用使用権を特許庁に登録しない場合、専用使用権の法的効力を認めなければ、使用権者の権利が十分に保護されないという批判’と‘最近の国際的な使用権登録要件の廃止傾向’、‘商標権は権利者の自由な利用・処分が可能な財産であり、使用権は当事者間の契約によって自由に決定される事項であるという側面’を総合的に考慮して受容することになった。‘商標専用使用権の登録要件廃止’により、商標使用権制度が活性化され、商標使用権者の保護が強化されると期待される。

- \* 商標専用使用権の登録要件：現在の商標法上‘商標の専用使用権’は‘公示’を通じ、権利関係の変動を明確にし、第三者を保護すると共に取引を活性化するため、商標権者と専用使用権者間の契約とは別途に特許庁にこれを登録してから有効になる。
- \* 最近改正された商標法条約（2006年3月）は商標使用権の登録とは関係なく、有効でなければならないという内容を含んでいる

‘商標侵害に対する法定損害賠償制度’は民事訴訟で原告が実際損害を立証しない場合にも事前に法令で一定金額または一定範囲の金額を裁判所が原告の選択によって損害賠償額として認める制度である。法定損害賠償は商標権侵害に対する予防効果と共に実損害賠償の立証が困難な場合、これを選択でき、権利者の保護が強化されると予想される。

#### ハ. 主要成果及び経済的効果

今回の韓・米FTAを通じ、特許、商標などの産業財産権分野で韓国経済に及ぼす影響を最小化しながら、産業財産権制度の先進化するための基盤を構築する契機を整備したと言

える。

当初の産業財産権分野は著作権など他の知的財産権分野同様、米国側の攻勢に押され、米国側の要求を大幅に受容するであろうという予測であった。しかし、韓国側は産業財産権分野でこれまでに受容不可の方針を固辞していたほとんどの争点を撤回し、受容可能なもののみを妥結することで実利を追求した。また、単純に米国の要求であるからという理由から撤回すべきであるというよりは、そのような要求が国内知的財産権制度の先進化にどれほど役に立つか、我々の実情に照らし合わせ、適合しているか否かを綿密に分析するなど、能動的に対処した。

特許など産業財産権の保護が強化されれば、短期的には企業の技術使用料支出が増加する可能性があるが、産業財産権の価値は高くなり、企業は R&D に対する投資を拡大する。これは企業の源泉技術確保など、技術及び技術競争力向上に繋がり、究極的には技術使用料収入の増加をもたらすことになる。日本が 1990 年代以降 IT・電子・自動車などを中心に特許などの知的財産権保護を強化する戦略を採択してきた結果、慢性赤字を記録していた特許使用料の収支が 2002 年度に初めて黒字（203 億円）に転換された。その後も急速に拡大し、2005 年には 4,613 億円の黒字を記録した事実注目する必要がある。

#### 日本の年度別特許使用料収支の推移

(単位：億円)

	2000 年	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
特許使用料の収支	-299	-1,337	203	1,496	2,468	4,613

[資料：韓国銀行「海外経済フォーカス 2006-22 号」]

また、知的財産権関連国内制度の先進化を通じ、韓国の投資環境を改善することで、外国人投資の誘致を増進できる。知的財産権の保護強化は外国人及び内国民の投資者全てに協力的な投資誘因策である。先進化された知的財産権制度を備えることで、中国及び東南アジアの安い人件費及び維持費に代わる競争力を確保すると共に、外国人の直接投資 (FDI) の流入を促進し、制度が不足している周辺国家への FDI までも吸収できると期待

される。これは米国と FTA を締結したシンガポールなどが知的財産権制度の先進化などを通じて FDI の流入を FTA の最も大きい成果として評価していることから分かる。すなわち、FTA 締結（2003 年）以前である 2002 年には米国がシンガポールに約 5 億 3 千万ドルを直接に投資したが、FTA 締結から 1 年後の 2004 年には 66 億ドルに大きく増加したのである。

更に、我々が米国との FTA を通じ、先進化された知的財産権制度を備えれば、中国など韓国の知的財産権に対する侵害が頻発する国家との FTA で先進化された知的財産権制度の導入を要求し、海外で我々の知的財産権がより確実に保護できると考えられる。

\* 参考：韓－米 FTA 交渉推進結果

2006. 6. 5～9	第 1 次交渉開催（ワシントン）
2006. 7. 10～14	第 2 次交渉開催（ソウル）
2006. 9. 6～9	第 3 次交渉開催（シアトル）
2006. 10. 23～27	第 4 次交渉開催（済州島）
2006. 12. 4～8	第 5 次交渉開催（モンタナ）
2007. 1. 15～19	第 6 次交渉開催（ソウル）
2007. 2. 11～14	第 7 次交渉開催（ワシントン）
2007. 3. 8～12	第 8 次交渉開催（ソウル）
2007. 3. 19～21	高位級（首席代表）交渉開催（ワシントン）
2007. 3. 26～4. 2	高位級（首席代表）交渉開催（ソウル）
2007. 4. 2	FTA 交渉妥結宣言

2. 韓－EFTA FTA における知的財産権分野の交渉対応

## イ. 推進経過

韓国と EFTA<sup>32)</sup> は両側相互交易の自由化のため、2004 年 8 月から 10 月まで 2 回の産・官・学共同研究を経て、2005 年 1 月から 7 月まで 4 回の公式交渉を開催した。また、2005 年 7 月に韓・スイス両者通商長官会議の際、FTA 交渉の実質的な妥結を宣言し、2005 年 12 月に FTA に正式に署名した。

## ロ. 主要交渉結果

両側は知的財産権保護原則に関し、内国民待遇及び最恵国待遇原則の下、知的財産権を効果的に保護し、保護の執行手段を整備すると共に、貿易歪曲を避けるために持続的に協議することにした。

両側は経済・文化的発展のため、両側間の人的交流、情報交換、経験の共有及び発明の認識向上と第 3 国との知的財産権事項について協力することにした。また、TRIPs、パリ条約及びベルン協約を遵守し、WIPO 実演・レコード条約 (WPPT)、デジタル著作権条約 (WCT) 及びローマ協約に 2008 年までに加入することにした。

特許に関し、両側は人間の治療方法及び動植物の変種に対してのみ例外を設けることにし、医薬品・植物保護制に限り、市場参入に要すると考えられる 5 年の範囲内で特許存続期間を延長することに合意した。

未公開情報の保護に対しては交渉対象国が決定する一定期間間、先申請者の未公開情報に依存し、後申請者が市場参入を認められることを禁止することにした。

地理的表示に関して両側は地理的原産地を誤認させたり、不正競争行為を構成するサービスの使用を禁止し、韓-EFTA FTA 発効 3 年後に地理的表示に対する交渉を始めることにした。また、TRIPs による知的財産権の執行及び維持を強化することにした。

<sup>32)</sup> EFTA (European Free Trade Association : ヨーロッパ自由貿易連合) とはストックホルム条約により、1960 年 5 月に発効され、EEC (European Economic Area) より経済統合の程度が弱い。現在会員国はアイルランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスである。



## ハ. 主要成果及び経済的効果

韓-EFTA FTA を通じ、両側は内国民待遇、最恵国待遇など、知的財産権保護と原則的な規定及び特許、地理的表示など、実体的な規定の整備することで、知的財産権保護水準を向上できると期待される。

知的財産権分野の FTA 締結により、貿易歪曲を避けたり、治癒する協議手続きが整ったため、知的財産権を元にした高麗人参などの商品及びサービスの交易が拡大されるものと期待される。

経済・文化的発展のため、両側間の人的交流、情報交換、経験の共有及び発明の認識向上に対し、協力することに合意した。これにより、両側間で知的財産権分野の相互協力が増進されると期待される。

### \* 参考：韓-EFTA FTA 交渉推進結果

2005. 1. 18～21	第1次交渉開催（ジュネーブ）
2005. 4. 4～8	第2次交渉開催（ソウル）
2005. 5. 30～6. 2	第3次交渉開催（ノルウェイ）
2005. 7. 4～8	第4次交渉開催（ソウル）
2005. 7. 12	FTA 交渉妥結宣言（中国大連）
2005. 9. 13	韓・EFTA FTA 仮署名（ジュネーブ）
2005. 12. 15	韓・EFTA FTA 正式署名（香港）

## 3. 韓-ASEAN FTA における知的財産権分野の交渉対応

### イ. 推進経過

ASEAN<sup>33)</sup> は 1997 年以降持続的に韓国との FTA 締結を希望しており、2003 年 8 月に韓  
 一 ASEAN 首脳会議の際、両側は FTA を含む包括的な経済協力強化方案に関する共同研究  
 開始に合意した。また、2004 年 3 月から 8 月まで 5 回の専門家会議を経て、2005 年  
 2 月から 12 月まで 8 回の公式交渉及び 3 回の通商長官会議を開催し、2005 年 12 月  
 韓－ASEAN 首脳会議で包括的な経済協力に関する基本協定 (Framework Agreement)  
 に正式署名した。

#### ロ. 主要交渉結果

両者は知識基盤経済下で経済的競争力の要素としての知的財産の重要性が増大してきて  
 いることを認識し、知的財産分野の相互協力を強化することで合意した。

両者は知的財産の創出・事業化に対する情報交換及び経験共有、知的財産分野の情報交  
 換、経験共有及び各当事国の人的資源の教育訓練、WIPO 管掌 PCT 条約の締結国として PCT  
 国際調査・国際予備審査における協力、知的財産権保護に関する教育及び認識向上、  
 ASEAN 地域における特許・商標を含む知的財産 DB の発展及び現代化のための支援提供、  
 知的財産保護における協力の強化などに合意した。

#### ハ. 主要成果及び経済的効果

韓国と ASEAN 会員国政府間の包括的経済協力に関する基本協定が正式に署名されたこと  
 により、韓国と ASEAN 間の自由貿易地帯設立のための法的な基盤が整備された。

今回の韓－ASEAN FTA 交渉の実質的な妥結は韓国が今まで締結した FTA のうち、最も大  
 きい規模の経済力及び貿易量を持つ経済圏との FTA であり、政府が意欲的に推進してきた  
 “同時多発的な FTA 推進政策” の画期的な転機が整備されたと評価できる。

<sup>33)</sup> ASEANとは東南アジア地域の経済的・社会的基盤確立と各分野における平和的で進歩的な生活水準の向上を図る為  
 に、1967年に設立された東南アジア地域協力機構であり、シンガポール、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリ  
 ピン、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10ヶ国が会員国である。

特に、ASEAN は人口 5 億の潜在力が非常に大きい新興市場であり、韓国の第 4 番目の輸出市場である。また、相当数 ASEAN 会員国が高い関税率を維持しており、韓—ASEAN FTA は我々が締結したどの FTA よりも大きな肯定的波及効果をもたらしてくれると予想される。

34)

\* 参考：韓—ASEAN FTA 公式交渉日程

2005. 2. 23～25	第 1 次交渉開催（ジャカルタ）
2005. 4. 19～21	第 2 次交渉開催（ソウル）
2005. 6. 8～10	第 3 次交渉開催（シンガポール）
2005. 7. 19～20	第 4 次交渉開催（バンコク）
2005. 9. 6～9	第 5 次交渉開催（ソウル）
2005. 9. 23	第 6 次交渉開催（ラオス）
2005. 9. 28	韓・ASEAN 通商長官会議（ラオス）
2005. 10. 11～14	第 7 次交渉開催（ベトナム）
2005. 11. 16	韓・ASEAN 通商長官会議（釜山）
2005. 11. 24～25	第 8 次交渉開催（クアラルンプール）
2005. 12. 9	韓・ASEAN 通商長官会議
2005. 12. 13	包括的な経済協力に関する基本協定の締結

#### 4. 韓—カナダ FTA における知的財産権分野の交渉対応

##### イ. 推進経過

韓国とカナダは FTA を通じた貿易増進のため、2005 年 1 月から 3 月まで 2 回の予備協

<sup>34)</sup> 2005年12月13日、外交通商部の報道資料

議を経て、2005年7月から12月までの5回の公式交渉を開始した。

#### ロ. 主要交渉結果

両側は第1次交渉で交渉推進日程、交渉分野など、今後の交渉推進体系（framework）を論議し、第2次交渉では知的財産権分野の協定文案作成時に含まれるべき要素について協議した。カナダ側は地理的表示、執行関連協力などを提示し、韓国は先行技術共同調査、優先権証明書類の電子的交換、PCT 国際調査/国際予備審査の相互指定、審査官交流などの協力法案を提示した。

第3次交渉でカナダ側は知的財産権分野の協定文草案を提示し、韓国はこれに対する検討意見を提示した。両側は相互制度に関する理解を高めるため、知的財産権違反時の執行に関する制度及び地理的表示保護制度に関する紹介及び質疑・応答を行った。

第9次交渉でカナダ側は過去の交渉で両側が提起した要求を反映し、大幅に修正した協定文案を提示した。この協定文案は両側の知的財産権関連協力を強調している。

\* 参考：韓－カナダ FTA 公式交渉日程

2005. 1. 25～26	第1次予備協議開催
2005. 3. 31～4. 1	第2次予備協議開催
2005. 7. 28	第1次交渉開催
2005. 9. 27～30	第2次交渉開催（ソウル）
2005. 11. 28～12. 2	第3次交渉開催（オタワ）
2006. 2. 13～17	第4次交渉開催（ソウル）
2006. 4. 24～27	第5次交渉開催（オタワ）
2006. 6. 26～29	第6次交渉開催（ソウル）
2006. 9. 25～28	第7次交渉開催（オタワ）

2006. 11. 20～23	第8次交渉開催（ソウル）
2007. 1. 29～2. 1	第9次交渉開催（バンクーバー）

## 5. 韓一印 CEPA における知的財産権分野の交渉対応

### イ. 推進経過

韓国とインドは包括的な経済同伴者協定（CEPA）の妥当性を検討するための共同研究を2005年1月から始め、2006年1月まで4回の会議を開催し、その結果である共同研究報告書を採択した。その後、両国は2006年3月からCEPA交渉を始め、2007年1月まで5回の公式交渉を開催した。

### ロ. 主要交渉結果

両者は第1次と第2次交渉で交渉推進日程、交渉分課など交渉推進計画を論議し、知的財産権分野の論議は第3次交渉から始めた。第3次交渉で韓国側は特許庁の現況、法令集、英文年報などの資料をインド側に提供し、インド側は知的財産権の担当組織、知的財産権制度などに対して説明した。韓国側は第4次交渉で知的財産権協定文の草案を整備することに合意した。

第4次交渉で韓国側は知的財産権分野の協定文案を提示したが、同協定文案にはPCT国際調査/国際予備審査の指定、修正特許実体審査などの特許取得に関する協力方案が含まれた。インド側は韓国側の提案に対し、様々な質問をした。

第5次交渉で両側は協力の実体的な内容であるPCT国際調査/国際予備審査の指定、修正特許実体審査、新品種保護に関する協力方案を除くほぼ全ての文案に合意し、残りの話題に対する深い議論を第6次交渉で進行することにした。

\* 参考：韓一印 CEPA 公式交渉日程

2006. 3. 23～24	第1次交渉開催（デリー）
----------------	--------------

2006. 5. 10～12	第2次交渉開催（ソウル）
2006. 7. 18～21	第3次交渉開催（デリー）
2006. 10. 10～13	第4次交渉開催（ソウル）
2007. 1. 10～12	第5次交渉開催（ジャイプール）

## 第4節 知的財産権分野における南北交流協力を積極的に推進

産業財産政策本部国際協力チーム工業事務官 ベ・ヨウル

### 1. 南・北間の交流協力の推進経過

南北は 1991 年に‘南北間の和解と不可侵及び交流・協力に関する合意書’（以下、‘南北基本合意書’とする）を採択し、1992 年同合意書の‘第3章南北交流・協力’の履行と遵守のための‘付属合意書’で産業財産権保護のための措置を取るよう合意した。

また、南北間の経済協力が本格化された時点の 2000 年度に締結された‘南北間の投資情報に関する合意書’には知的財産権及びこれと類似した権利を投資資産の定義に含めることで、知的財産権保護のための土台を整備した。また、南北両側は WIPO 設立条約、パリ協約、特許協力条約、マドリッド議定書など、産業財産権関連国際条約にも同時に加入しており、産業財産権の相互出願及び登録可能性が保障されている。また、国際法上では PCT を通じた国際特許出願またはマドリッドルートを通じた国際商標出願が可能である。

しかし、このような交流協力の根拠及び韓国の側の対内外的な努力にもかかわらず、現在まで北側は南側の産業財産権出願または登録を許容しておらず、産業財産権当局間の公式的な交流も行われていない。

2005 年 7 月に中国北京で開かれた PCT セミナーで韓国は北朝鮮の発明総局関係者と会い、南北間の産業財産権協力の必要性及び相互間の期待効果、超短期協力推進方向及び今後の戦略についての相互意見交換、南北間の産業財産権交流協力に関する細部合意書（案）を伝えたが、これは南北間の産業財産権関連における最初の意見交換の場を設け、北朝鮮の知的財産権当局の知的財産権認識の向上、北朝鮮発明総局の関係者接触を通じた南北産業財産権協力論議が可能になったという点で意義がある。

2006 年 9 月にモンゴルで開かれた WIPO 主管セミナーでも南北産業財産権協力に関し、

国家品質管理局の関係者と非公式に接触した。北側は産業財産権協力の必要性に共感しながらも、その方式は国際条約などによる相互出願よりは南北間の共同事務所などを設置し、直接出願する方案を望んでいるものと判断された。

このため、特許庁は南北間の産業財産権協力問題が南北経済協力推進委員会の案件として上程できるよう、積極的な努力を持続的に統一部に要請する予定である。

## 2. 交流協力の基本方向

産業財産権分野の交流・協力は中・短期的に南北間経済協力の安全版として機能すべきであり、民族の知的財産の保護に重点をおいて行われるべきである。

また、長期的には南北経済の均衡ある発展を追求できるよう、統一に備えた南北間単一産業財産権制度の構築に重点をおいて推進されるべきである。

## 3. 交流協力の推進内容

知的財産権分野で南北間交流協力は‘南北基本合意書及び付属合意書’の内容の有効性を確認し、これに対する具体的な実践方案を模索することから始めるべきである。

特許庁の場合、知的財産権分野の交流・協力活動事項を具体化した“南北間産業財産権保護に関する細部合意書（案）”を既に整備した。また、同細部合意書（案）に基づいて南北間の‘実務協議会’を構成し、知的財産権交流協力事業及び相互関心事項を段階的・漸進的に推進する計画である。

南北間知的財産権分野の交流協力内容のうち、最も革新的な事項は特許・商標など、産業財産権の相互出願・登録保障及び保護問題である。相互間の産業財産権出願登録保障による保護が先決されてこそ、商品、サービス、技術及び資本が自由に移動可能であり、こ



れに基づき南北間経済協力も活性化できるからである。

次に、人的交流及び特許情報・資料の交換を通じ、南北間の知的財産権制度上の格差を解消し、統一化を段階的に推進していくと共に、相互間の知識と経験を共有できる機会を作っていくべきである。

同時に、中・長期的に南北を繋ぐ特許電算網の構築事業を推進する必要がある。相互連携される電算網の構築を通じ、出願人などに対する情報提供及び出願・登録などの手続きに伴う時間と費用を短縮できる。また、これによってもたらされる知的財産権関連情報の円滑な流れは技術移転及び新技術開発を促進すると期待される。

また、南北間知的財産権分野の交流協力を通じ、国際社会で提起されている知的財産権問題に対する共助も模索できる。特に、韓国と北朝鮮が共助し、WIPO などで論議されている国際的な話題について共同で対応すれば、国際社会における韓国の地位は更に高まると予想される。

#### 4. 今後の展望

政府は知的財産権問題を南北会談の議題に含めることを持続的に北側に要請し、説得した結果、2003年12月開催された南北経済協力制度実務会議では産業財産権問題を継続的に論議することに合意した。これは産業財産権問題が4回の経済協力制度実務会議の最初に議論されたことであり、今後の産業財産権協力議題が活発に論議されるきっかけを作ったことになる。

一方、北朝鮮は中国北京に東江科学技術諮問公社を設立し、北朝鮮の特許商標業務を総括する海外代弁社として指定することで北朝鮮を対象とする産業財産権の国際出願に関心を寄せている。また、北京に北側に出願する商標と特許の方式審査を担当する審査官を派遣し、外国人による国際出願の便宜を提供していることが分かった。

知的財産権の南北交流協力は単純に個人や企業の権利保護に限ったものではなく、財貨、サービス、資本、技術、知的創作物など、全ての有無形の物的財産が南北間で円滑に流通される制度的な枠組みであり、基盤である。特許庁は安全な対北投資協力事業として韓国の産業財産権の保護及び相互出願登録許容のための南北産業財産権協力を推進中である。また、近いうちに南北当局間の産業財産権議題に対する論議が始まることを期待している。

第7編

»» 成果及び顧客指向型特許行政革新の実現



## 第1章 革新目標及び推進体系

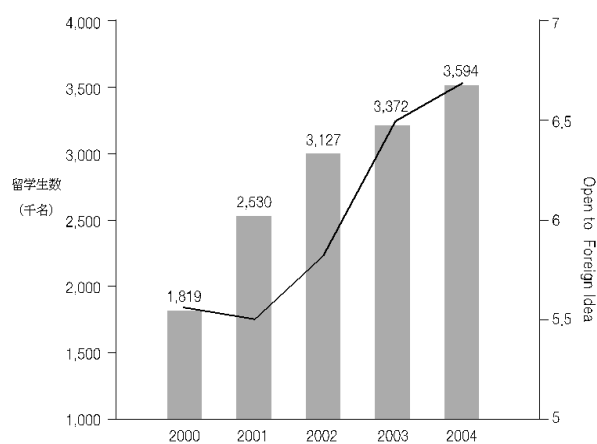
### 第1節 革新目標及び方向

経営革新広報本部革新企画チーム技術書記官 キム・ウスン

#### 1. 特許行政革新の推進背景

2000年になり、多くの国の年間貿易規模が50億ドル以上に増加している。年間100億ドル以上を輸出する国の数も1960年の2ヶ国から2003年には39ヶ国に増えている。一般的に競争の激しさは競争者数の増加に比例して増加していること<sup>35)</sup>を考慮すれば、1960年代に比べ、2003年には約20倍近く競争が激しくなったとみなすことができる。

競争の激しさと共に急速に増えた海外留学生、インターネット通信の発達<sup>36)</sup>などの経済開放化現象は、これ以上情報の非対象性だけでは競争力を維持できないことを意味する。1980年代の日本の経済成長、2000年代の中国やインドの世界の生産基地化現象からも国家競争力の移動が確認できる。

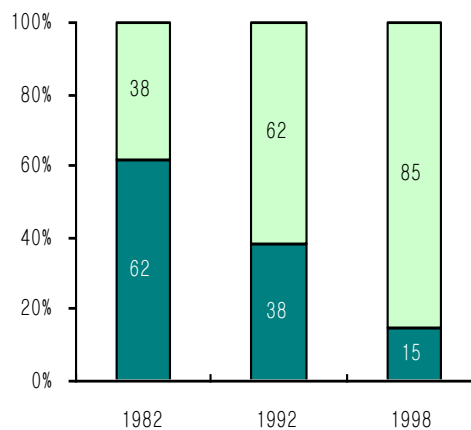


<全世界留学生数及びOFI指数>

<sup>35)</sup> Michael. E. Porter

<sup>36)</sup> 1999年から2004年までの間、通信は年平均22.6%増加 (World Bank)、インターネットドメインは64.3% (1992～2002、Wall Street Journal、2005. 9) 増加

変化する世界経済環境の下、企業は線形経済 (Linear Economy) <sup>37)</sup> から競争力のある分野のみに集中し、その他は世界市場から調達するという、言わば「ネットワーク経済 (Network Economy)」の形態に転換することになる。知的財産はこのようなネットワーク経済下で競争力を維持できる核心要素となるため、その価値が非常に高い。S&P500 (Standard & Poor's 500 Stock Index) 大手企業の無形資産の比重 (85%) が有形資産の比重 (15%) より高くなったのはその証拠と言える。



＜S&P500 企業の無形資産比重の推移＞

このような経済環境における政府の役割は、価値ある知識の創出、保護、活用などが好循環できるような社会的システムを構築していくことと言える。その中でも R&D などを通じて得た知識や企業の信用を反映する標章を権利化して保護することは政府にできる最も重要で革新的な機能と言える。

知的財産行政の需要が増える状況の中、特許庁のサービスは満足できる水準ではなかった。2002 年の全国経済人連合会の調査結果によると、特許行政に対して満足する企業 <sup>38)</sup> の比率は 25%であった。調査に応じた企業の 84%が不満の原因として審査期間が非常に長いことを挙げている。

企業にとって審査処理期間の長期化は、単純に開発された技術の権利化が遅れるだけでなく、開発した技術の事業化に関する企業的意思決定を困難にさせる。また、技術公開に

<sup>37)</sup> R&D→購買→生産→マーケティング→流通など、価値チェーン全分野を直接遂行する形態

<sup>38)</sup> 特許出願経験がある IT/生命工学関連企業及び特許関連主要製造業者200社が対象 (143社が応答)

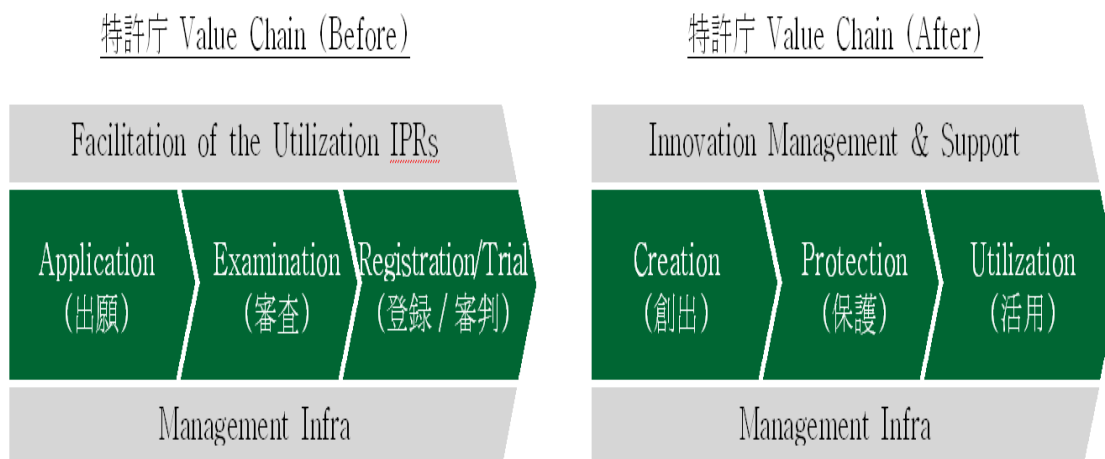
よる模倣製品の出現により、特許を出願した企業に直接的な経済的被害<sup>39)</sup>を与えている。

## 2. 特許行政革新の推進目標及び方向

### イ. バリューチェーン (Value Chain) の再定立

特許庁はグローバル競争環境の変化に対応し、特許庁のバリューチェーン<sup>40)</sup>を審査プロセスを中心とする形態から、知的財産の‘創出→保護→活用’を主活動とし、組織の運営支援と革新の充実化を副活動とする形態に再設計した。このことにより、特許庁は価値ある知識が好循環される社会的システムの構築を主導する知的財産権政策部署として成長するための基盤を整備した。

＜特許庁のバリューチェーンに対する再設計＞

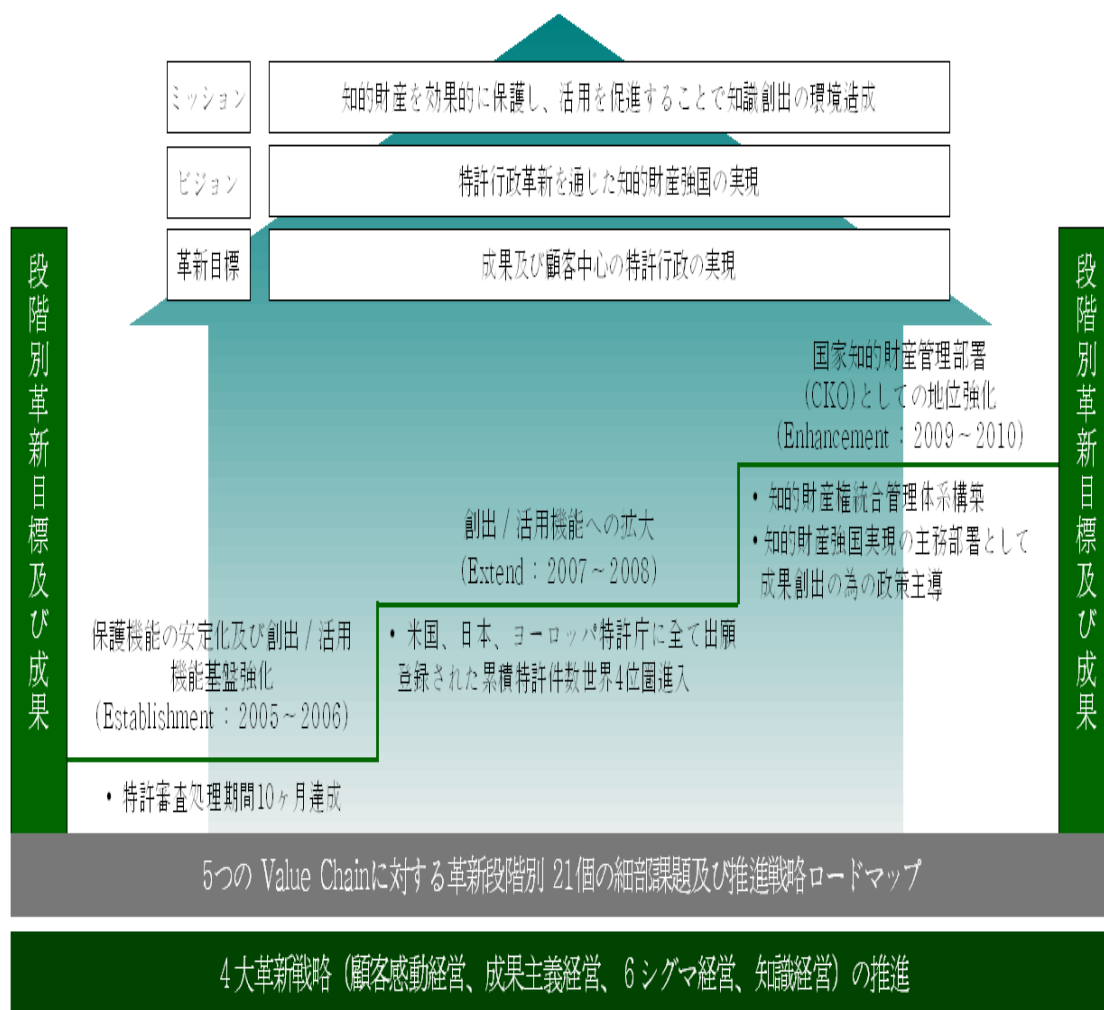


<sup>39)</sup> 審査処理期間の長期化による経済的被害を経験した企業が調査対象企業の26%に達する。また、このうちの67%は事業推進を延期または放棄している。

<sup>40)</sup> 企業活動で付加価値が生成される過程を意味し、1985年に米国ハーバード大学のマイケルポーター (M. Porter) がモデルを定立して以来、広範囲に活用されている理論である。具体的には付加価値創出に直・間接的に関連のある一連の活動・機能・プロセスの連携で構成され、主活動 (primary activities) と支援活動 (support activities) に分けられる。

ロ. 革新マスタープランの樹立

2005 年 4 月に特許庁は再定立したバリューチェーンを土台に組織革新力量の“選択と集中”<sup>41)</sup>を通じて“知的財産強国の実現”という挑戦的な目標を達成し、“超一流企業水準の行政サービスの提供による顧客の価値創出に寄与”するための体系的な革新を推進すべく、革新マスタープランを樹立した。



<知的財産強国実現のための3段階推進戦略>

第1段階 (Establishment、2005~2006 年) は知的財産の保護機能を安定化し、創出活

<sup>41)</sup> 短期的には現在力量があつてかつ需要が大きい政策分野に集中し、力量は不足しているが需要が大きい政策に対しては中・長期の力量強化計画を元にサービスを提供していく戦略である

用支援の政策基盤を強化する期間である。組織環境及び組織力量を活用して達成できる戦略的課題を選定して推進する期間であり、代表的な革新目標は特許審査処理期間を 10 ヶ月に短縮することである。

第 2 段階（Extension、2007～2008 年）は知的財産の創出と活用に対する支援機能を拡大する期間である。現在の組織形態の下、組織力量を強化して投資規模を拡大して達成できる戦略的課題を推進する期間である。代表的な革新目標は米国、日本、ヨーロッパの 3 国特許庁へ同時に依頼される特許件数が世界第 4 位以内に入ることである。

第 3 段階（Enhancement、2009～2010 年）は韓国特許庁が国家知的財産管理の主務部署として知的財産の創出・保護・活用政策を樹立し、関係部署との協調を通じてこの政策を施行していく期間である。変化革新を通じて地位向上を達成するための究極的な段階であり、代表的な革新目標は知的財産権の統合管理体系を構築することである。



## 第2節 2006年度特許行政革新活動

経営革新広報本部革新企画チーム技術書記官 キム・ウスン

### 1. 総括

2006年は‘顧客及び成果中心の特許行政革新’を実践するために必要な顧客感動経営、成果主義経営、6シグマ経営、知識経営の4大革新戦略を体系的に推進することにより、労働方式の改善や政策品質の向上を目標に努めた一年であった。また、特許庁は政府革新を先導する企業型政府運営のモデルを定立するために、中央行政機関では初めて責任運営機関へ転換した。

このような努力の結果、特許庁はリーダーシップ、革新文化、革新成果の4部門に渡って行われた2006年政府革新管理評価で、中央部署のうち総合第2位となった。また、“革新・業務一体化戦略”を持続的に推進した結果、2006年の統合政府業務評価の主要政策評価でも総合第2位を記録した。

#### イ. 顧客感動経営

チョン・サンウ特許庁長が就任挨拶で話したように、企業経営の本質は“顧客が存立の基盤”ということである。特許庁は企業型責任運営機関として顧客を最優先に考える顧客感動経営を通じ、世界最高水準の知的財産サービスを提供することを第一の目標としている。特許庁は責任運営機関に転換する際、中央部署では初めて4チーム規模の顧客サービス本部を新設し、“顧客感動経営”を宣言したことからも顧客中心の経営に対する意気込みが感じられる。責任運営機関の発足に合わせ、5大分野93の課題に対する「顧客感動の経営マスタープラン」を樹立した。また、機関の長が率先して“特許請求範囲提出の猶予制度”、“特許行政体験団”などの導入を提案・推進すると共に、訪問審査サービス、権利消滅防止のためのエンジェルコール(Angel-call)サービス、消滅特許情報提供サービスなどを提供している。更に、請願書式を統廃合を行い、請願書式の60%を減少させ

るなど、顧客のための新しい政策を活発に推進している。

#### ロ. 成果主義経営

BSC (balanced scorecard) 成果管理システムを基盤とする成果主義経営は、本部・チーム単位の評価と個人の評価を連携するだけでなく、民間企業水準の成果・力量に対する差別化<sup>42)</sup>を実施することにより、組織の目標達成に対する個人の集中力を増大する効果が得られた。このような連携過程は特許庁が世界最速の審査期間を達成する際に核心的な役割を果たしたと評価されている。

特許庁の成果主義経営は戦略集中型組織を実現するための変化管理の代表的な事例として推薦され、韓国経済主管の“2006年大韓民国 BSC 経営大賞”を受賞(2006年6月)した。また、2006年度の成果主義拡散及び定着に貢献した部署として大統領賞も受賞(2006年12月)した。

#### ハ. 6シグマ経営

特許庁は過去の革新活動を通じて不正確な業務処理によってもたらされていた顧客の不満を解決し、様々に専門化された顧客の要求に符合するサービスを提供するための革新方法論を検討していた。その中、民間企業が導入し、多くの成果を出している6シグマに注目した。特許庁は6シグマを2005年5月に導入し、6シグマの導入後に第1次～第4次ウェーブまで計84のBB課題を完了するなど、審査品質、審査プロセス、サイクルタイムなどの行政サービス関連分野で目に見える成果を出した。

特許庁は6シグマを単純に特定部門の問題を解決するための革新技法ではなく、経営戦略、人材育成、思考方式などを総括する革新動力として活用した。今後は組織の全構成員が6シグマに参加できるよう人事、教育体系を構築していく計画である。

#### ニ. 知識経営

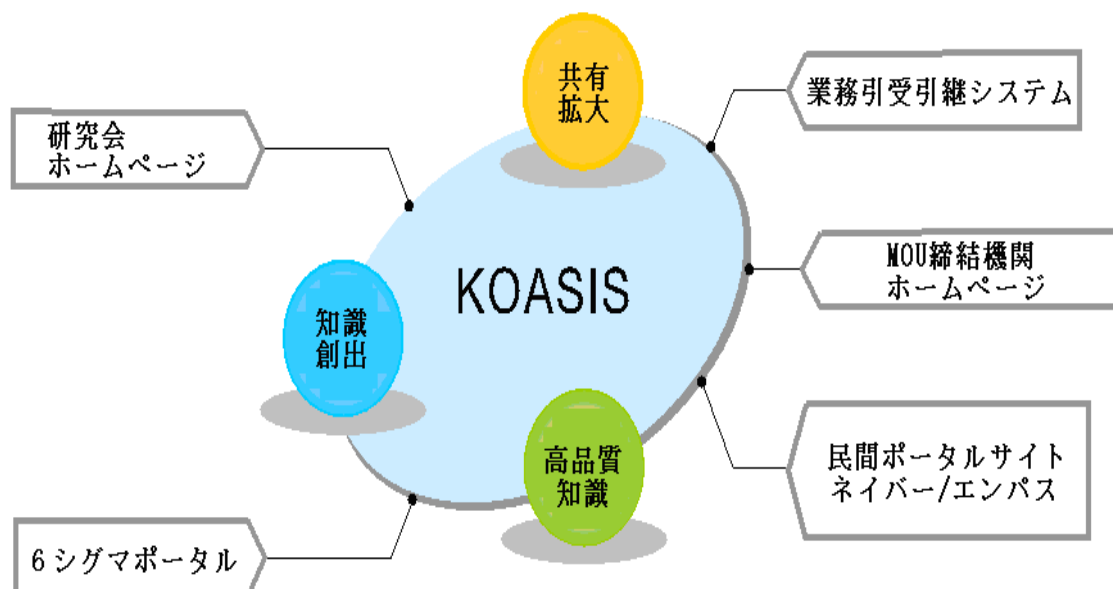
---

<sup>42)</sup> 2006年に5級事務官基準に成果インセンティブの差が最大800万ウォンになるよう設計

特許庁が知識経営を正式に導入したのは 2000 年であるが、水曜アカデミー（1999 年）などの自律的な学習活動はそれ以前から長く続いていた。2006 年末の時点ではナノ技術研究会、ユビキタス特許研究会など 56 の研究会が活発に活動している。また、2006 年の中央人事委員会主管の公務員優秀研究会評価で選ばれた 110 の優秀研究会のうち、15（13%）が特許庁の研究会であった。

2001 年に構築された特許庁の知識管理システムは 2006 年に KOASIS にアップグレードされた。KOASIS の“知識 Q&A”では全職員が討論し、キーワード検索で全ての決裁文書の内容まで把握できるようになった。特許庁の知識登録及び活用現況を調べてみると、2001～2006 年までの間の知識登録は年間 205%、知識活用は 237%増加したことが分かる。また、同期間に登録された知識の数は 32,852 件であり、知識を活用した回数は 3,327,345 回に上る。

#### <特許庁の知識管理システム（KOASIS）の現況>



特許庁はこのような知識経営に関する内部力量を元に他部署の国家 R&D 事業が効率的に推進できるように支援すると共に、MOU を締結した 11 の研究所・大学の知識管理システム（Knowledge Management System）と特許庁の KOASIS を連携して知識を共有している。

また、ネイバー（2005年7月）・エンパス（2006年12月）などの民間ポータルサイトとの業務協約を通じて特許庁が保有している専門知識を公開するなど、一般国民の知識力量強化にも寄与している。

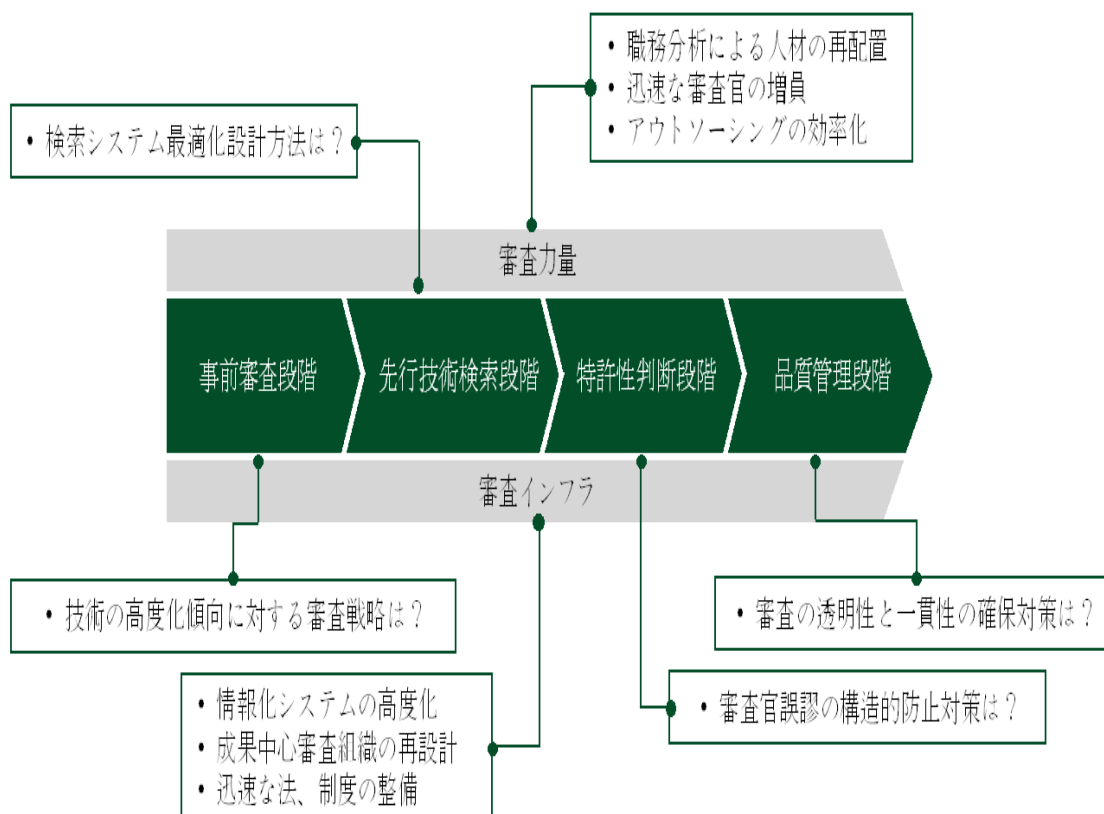
## 2. 事例でみる革新優秀事例の創出要因

韓国特許庁は2006年末に9.8ヶ月という世界最速の特許審査処理期間を達成した。米国、日本、ヨーロッパなどの主要先進国の特許庁は様々な戦略を樹立し、大規模な審査官増員を行ったが、未だに特別な成果がなく、特許審査処理期間が長期化されていることに比べると、韓国特許庁は世界が驚く程の業績を挙げたと言える。以下では韓国特許庁が短期間に革新により全世界が注目する成果を挙げることができた革新の成功要因について調べてみる。

### イ. 体系的な革新戦略

調査から明らかになった、特許顧客の80%が望んでいる特許処理審査期間の短縮のためには、大規模な審査人材の増員、適切な予算支援、審査プロセスの最適化、法制度整備の適時性確保など、特許行政全般に渡る革新的な変化が必要である。そのため、漸進的な変化を随伴する‘伝統的な計画樹立手続き’にしたがい、戦略を樹立することができなかった。

<変化と革新が必要な業務領域>



2004年9月に「知的財産強国実現のための審査処理期間の短縮計画」を樹立した特許庁は、審査処理期間の短縮と審査品質の向上という核心価値を顧客に提供するため、審査力量、審査プロセス及びインフラの分野に分け、体系的な実行計画を樹立した。まず、審査力量を拡充するための精密な職務分析を行い、人材を再配置、迅速な審査官増員及び審査業務アウトソーシングの効率化などを推進した。また、審査プロセスを事前審査段階、先行技術検索段階、特許性判断段階及び品質管理段階に細分化し、標準化やマニュアル化を通じて効率化を図った。インフラ分野では情報化システムの高度化や審査チーム制を実施し、審査組織を学習と成果中心に再設計すると共に、適時に法制度を整備して革新を後押しするようにした。

ロ．意思疎通及び権限委任

2004年に韓国特許庁の審査官は米国、日本などの主要国の2～5倍に上る年間342件の特許を審査した。そのため、2006年末まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮すると共に、審査品質も先進国水準に向上させるという計画に対し、ほとんどの職員が計画の実現可能性に疑問を抱いていた。

特許庁は世界最高の審査サービスを顧客に提供するという戦略的目標を審査官と共有するため、審査処理計画に対する説明会を開催し、“革新ジュニアボード”、“6シグマ革新人材”などの意思疎通のためのチャンネルを確保・活用した。また、変化と革新を主導する幹部陣のリーダーシップを強化するための教育を実施した。

特許庁では職員全体が革新に主導的に参加できる意志と実行能力を備えられるようCLD、SLD課程を開設して1,237名を教育するなど、様々な教育を実施した。また、集団インタビューやワークショップなどを持続的に開催し、体系的な革新戦略に基づいて担当任務を誠実に遂行する場合に革新が成功するという共感が形成した。

#### ハ. 具体的な成果の迅速かつ持続的な創出

特許庁は変化を成功させるためには、短期間で実行することが重要であることを良く知っていた。それは締め切りまでに明確かつ有意義な変化が成し遂げられなかった場合、内・外部の批判の声が高まり、革新の推進力を喪失する可能性があるからである。

2004年9月に審査処理期間短縮計画を樹立してから2ヶ月後の11月の国会で“特許審査処理期間短縮のため、2006年に限り予備費を審査官の人件費に転用できる。”という付帯意見を導き出し、審査官増員に必要な人件費を確保した。2005年2月には行政自治部、企画予算処などの関係機関との協議を完了し、審査官の増員を確定した。計画樹立から8ヶ月後の2005年5月からは本格的な審査官増員を開始するなど、特許庁は短期間に目に見える成果を出すための最善の努力を行った。このような努力により、特許庁は組織員に審査処理期間を短縮できるという信念を持たすことができた。

## ニ. 変化速度維持及び制度化

特許庁は審査処理期間短縮計画を樹立してから5ヶ月の間に、最も難しい問題と認識されていた審査官の増員問題を解決したが、このような成果に満足する場合、革新の方向性と推進力を維持できないことは自明であった。

そのため、2005年5月に三星、ポスコなどの民間企業によって革新戦略として検証された6シグマ技法を導入し、様々な課題の発掘と解決過程を通じて一定水準の革新の緊張感と変化速度を維持している。また、6シグマを通じ、これまでに些細なこととして無視されていた審査プロセス上の各種問題点を発掘・解決した。更に、プロセス改善事項を特許ネットシステムに反映して制度化することで、審査の生産性を画期的に高めることができた。

審査処理期間短縮に備えた特許法改正作業も平行し、変化と革新を制度化するために努めた。具体的には第3者が提供した情報を審査に積極的に活用するため、出願公開前でも情報提供が可能になるよう改正（特許法第63条の2）すると共に、出願公開前に放棄または拒絶される出願の先出願地位を排除し、先出願の事実を知らずに同一発明を出願した善意の第3者を保護できるように改正（特許法第36条第4項）するなど、法改正作業も適時に完了し、2006年3月に公布した。

また、未公開出願の審査と先行技術調査事業に備えたセキュリティ規定は特許法などの関連法令に具体的に規定されている。しかし、セキュリティを強化するため、外部の先行技術調査機関を指定する際にセキュリティ体系を評価し、用役契約書に秘密遵守に関する民・刑事上の責任を具体的に明示するようにしている。

## ホ. 革新リーダーシップ

特許庁が大規模な変化を経て飛躍的な発展を成し遂げられた要因として、①体系的な革新戦略、②意思疎通及び権限委任、③具体的成果の迅速かつ持続的な創出、④変化速度の維持及び制度化を指摘したが、最大の要因はこのような変化の流れが持続できるようにしたリーダーシップと言える。

顧客の要求と知的財産の創出、保護、活用という特許庁本来の任務に対する認識を元に成功が不透明な戦略を承認し、官僚主義の限界を克服するためにBSC成果管理システムを構築すると共に、行政の科学化のために6シグマを導入するなどの決断が必要な時に“顧客が特許庁の存在理由である”という経営哲学を特許行政に実現しようとする強い意志と一貫したリーダーシップがあったからこそ特許庁の変化と革新が成功できたのである。



## 第2章 特許行政革新の推進戦略

### 第1節 企業型中央責任運営機関

経営革新広報本部革新企画チーム技術書記官 キム・ウスン

#### 1. 中央責任運営機関発足の意義

##### イ. 中央責任運営機関発足の意義

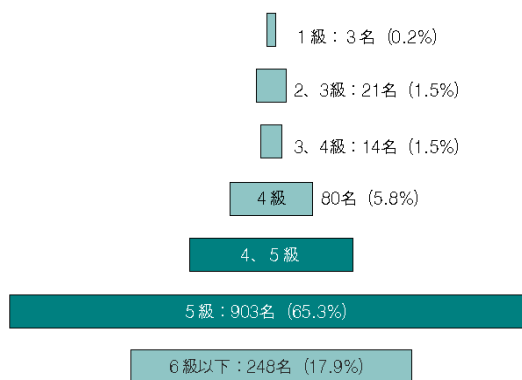
韓国の責任運営機関制度はイギリスの executive agency、カナダの special operating agency、ニュージーランドの crown entity、米国の performance-based organization などをベンチマーキングし、IMF 経済危機状況から政府運営システムの革新を通じて非効率性を取り除くために導入された制度であり、1999 年の「責任運営機関の設置・運営に関する法律」制定と共に本格的に施行された。責任運営機関制度は基本的に機関運営の自律性と責任性を保障することで、行政の効率性を確保しようとする制度である。

責任運営機関の設置・運営に関する法律によると、責任運営機関の概念は“公共性を維持しながら競争原理によって運営することが正しい政府の事務のうち、責任運営機関の長に行政及び財政上の自律性を付与し、その運営成果によって責任を負うようにする行政機関”を指す。すなわち、政府運営に競争原理を導入することで、行政運営の効率性と行政サービスの質向上を図ろうとする成果中心的な行政体系を意味する。このような責任運営機関の選定基準は一般的に、①競争原理によって運営することが正しい事務を取り扱う機関、②事業・執行の事務比率が高く、成果の測定が可能な機関、③自律性を付与する場合、行政運営の効率性及びサービス向上が期待できる機関、④機関長の職級及び機関の人材規模が一定水準以上の機関、⑤財政自立度（自主収入の比重）が一定水準以上の機関の5つである。このような基準により、2000 年度に 10 ヶ所、2001 年度に 13 ヶ所の機関が責任運営機関として指定され、2006 年には 17 の部署に 44 の機関が所属責任運営機関として運営されている。

ロ. 特許庁の責任運営機関への転換背景

特許庁は審査処理期間の長期化による企業の被害を未然に防止するために5級事務官中心の増員を推進した結果、過去10年間に定員が2倍以上に増加（2005年659名から2006年には1,392名増加）した。また、事務官が定員の65.2%（政府平均11.6%）を占める企業型組織構造を持つようになった。

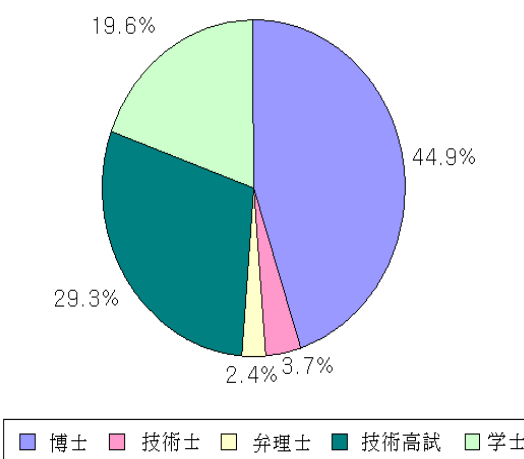
<特許庁職級別人材構造>



また、事務官に対する課長の比率は12.5%であり、関連部署の産業資源部の27.6%、中小企業庁の26%に比べてかなり低い数値である。技術審査局の場合は、課長1人当たり平均25~30名の事務官を管理することになり、課長の管理効率が低下するなど、組織運営に深刻な問題点をもたらした。

また、審査人材は博士（44.9%）、技術高試（29.3%）、技術士・弁理士（6.1%）など、優秀な人材を確保したが、画一的な目標設定及びインセンティブの欠如により、個人の力量を十分発揮することが難しい状況であった。審査官の場合、個々人の専門性と業務遂行態度が審査に及ぼす影響が絶大であるが、画一的な目標と個人別成果に対するインセンティブの欠如による士気低下など、機関の能力を最大化するには限界があった。

<特許審査官の現況>



財政運用の側面でも多くの問題があった。特許庁は機関運営に必要な財源を特許顧客の手数料で全てを賄っているため、民間企業のように顧客が特許行政サービスを利用しなくなると、存在自体が不可能な機関であった。ところが、2000～2005年までに、手数料収入のうち顧客のサービス改善に使用されるべき1,430億ウォンを財政融資特別会計に預けておくなど、自律的な運用ができなかったため、顧客サービスの改善には限界があった。

特許庁は人事、組織、財政運用の自律性を確保して顧客指向的な特許行政を実現することと、自律運用の結果に対する責任を負う新しい政府運用方式が必要であることを実感した。その対案として責任運営機関制度を検討し、2006年5月に中央行政機関としては初めて企業型中央責任運営機関に転換した。

## 2. 中央責任運営機関の主要内容

1999年に設置された責任運営機関は中央行政機関ではなく、中央行政機関の所属機関のみが対象であった。「責任運営機関の設置・運営に関する法律」も所属機関を念頭において作った法律であるため、庁単位の中央行政機関が責任運営機関に転換する場合、機関の自律性が低下するという問題点があった。

すなわち、機関長の身分が正規職から契約職に変わり、組織と人事の運営、予算と会計の管理も長官が決定するようになるため、むしろ自律性が低下し、責任運営機関の自律性と責任性という基本趣旨を活かすことができないという問題点があった。したがって、庁単位の中央行政機関が責任運営機関となる場合、中央行政機関として持っている自律性が低下しないように責任運営機関の関連法律を改正する必要があった。その結果、組織と人事部分は現在の中央行政機関が持っている機能と権限をそのまま維持し、予算と会計部分は責任運営機関制度で運営することを骨子とする「責任運営機関の設置・運営に関する法律」を改正するようになった。

2005年12月に改正された「責任運営機関の設置・運営に関する法律」によると、現在の責任運営機関は中央行政機関である中央責任運営機関と、所属機関である所属責任運営

機関に分けられる。中央責任運営機関は原則的に責任運営機関制度がそのまま適用されるが、所属責任運営機関とは幾つか異なる点がある。

① 所属責任運営機関は所属中央行政機関の長が公開募集手続きを経て専門性のある者を契約職公務員として採用するが、中央責任運営機関は機関の長が契約職として任命する訳ではなく、中央行政機関同様正規職として大統領が任命し、任期（2年）が保障されるという点が異なる。

② 所属責任運営機関は中央行政機関の長から事業目標を付与され、その事業目標を達成するために中央行政機関の長に事業運営計画を提出するのに対し、中央責任運営機関は国務総理から事業目標を付与され、国務総理に事業運営計画を提出する。また、所属責任運営機関は所属中央行政機関長の直屬下に「責任運営機関運営審議会」、行政自治部長官の直屬下に「責任運営機関運営委員会」を構成するが、中央責任運営機関は中央責任運営機関長の直屬下「中央責任運営機関運営審議会」、国務総理の直屬下に「中央責任運営機関運営委員会」が構成されるという点が異なる。

③ 組織・人事管理の場合、所属責任運営機関は基本運営規定を設けているが、中央責任運営機関は既に政府組織法、国家公務員法などが適用されるため、別途の基本運営規定を設ける必要はなく、中央行政機関が持つ組織・人事の自律性をそのまま維持する。

④ 予算と会計管理には責任運営機関特別会計が適用され、所属責任運営機関は超過収入金の20%、中央責任運営機関は超過収入金の10%を職員のための報償経費として使用できる。

## 第2節 顧客感動経営

顧客サービス本部顧客サービスチーム工業事務官 ユ・ヒョンドク

特許庁は既存の顧客満足経営よりレベルの高い顧客感動経営を追求し、顧客のために何をすべきかではなく、顧客の立場でどのようにすることが顧客に有益で便利かという観点で全ての仕事を処理するために努力している。

### 1. 顧客感動経営戦略の樹立及び推進

#### イ. 顧客感動経営の宣布式

2006年5月3日には顧客感動経営の本格的な推進のための計画及び覚悟を対内・外に知らせるために、政府大田庁舎の大講堂で全職員参加の中‘顧客感動経営宣言式’を開催した。この席で顧客感動マスタープランを発表し、全職員が顧客感動特許行政サービス実現の決意を誓った。また、特許庁は顧客を自分の存立根拠とする経営マインドを特許行政に反映し、超一流企業水準の特許行政革新を推進した。また、過去の‘顧客満足’よりレベルの高い‘顧客感動経営’を核心政策目標として設定した。



顧客感動経営宣言式(2006. 5. 3)

#### ロ. 顧客感動経営マスタープランの推進

“顧客感動特許行政の実現”というビジョンを達成し、顧客感動経営を体系的に推進す

るため、顧客感動経営マスタープランを整備して推進した。顧客感動経営のため、顧客の参加を通じた制度の常時改善、顧客に合ったサービスの強化など、計 93 の細部課題を推進した。これにより、特許顧客満足度の向上、全職員の顧客サービスマインドの涵養などの効果が得られた。代表的な推進事例としては、顧客サービス環境を改善するための特許顧客サービスセンターの拡張・移転、顧客の立場で特許行政サービスを直接体験し、不便な事項を発掘・改善する特許行政体験団の構成・運営、計 334 の特許行政書式を 157 に減少させた請願書式の減少などがある。

#### ハ. 顧客サービス本部の新設

顧客感動サービスを持続的かつ体系的に遂行し、顧客サービス分野の企画及び調整する役割を遂行するため、政府部署では初めて顧客感動業務を専担する本部単位の組織を新設した。顧客サービスチーム、出願サービスチーム、国際出願チーム、登録サービスチームなど、顧客と接するところで勤務するチームで構成された顧客サービス本部は特許顧客のためのサービス業務を総括している。

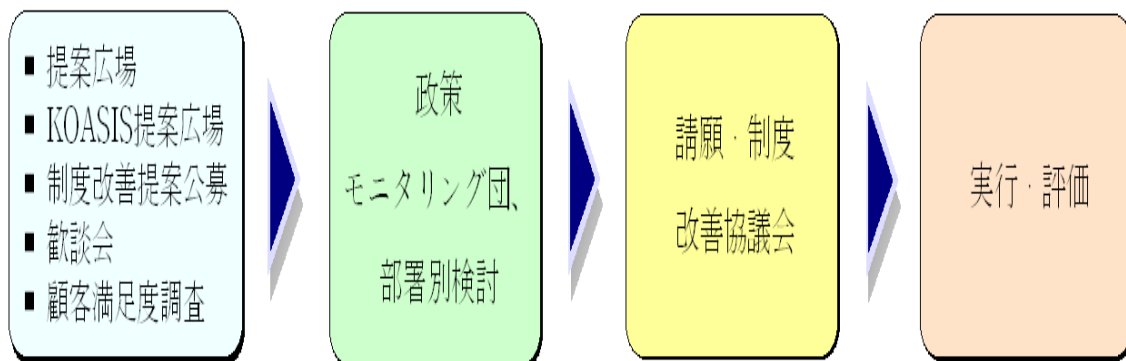
## 2. 顧客と共に行う請願制度の改善

### イ. ‘国民参加型請願・制度改善プロセス’の活性化

不合理な制度により顧客の請願受容が難しい場合には、制度自体を改善することで請願を根本的に解決することが必要であり、これは‘国民参加型請願・制度改善プロセス’を通じて行われている。制度改善の提案公募、特許行政体験団などによって導出された制度改善課題を該当部署及び政策モニタリング団で検討し、請願制度改善協議会を経て改善するか否かを最終的に決定している。代表的な改善事例としては、累進年次登録料の改善<sup>43)</sup>、年次登録料振替納付制の導入、特許請求範囲の提出猶予制度導入などがある。

<sup>43)</sup> 特許庁では2006年5月に責任運営機関への転換に合わせ、年次登録料累進体系を下向き調整し、特許の場合13年次以上の基本料（36万ウォン）と加算料（5万5,000ウォン）を同一に適用するよう徴収規則を改正し、顧客感動特許行政を推進している。

＜図VII-2-1＞ 特許行政への国民参加型請願・制度改善のプロセス



#### ロ. 顧客と共に頑張る経営革新委員会

2006年6月から多出願企業・中小企業・研究所の特許担当者、女性発明家、個人発明家、教師、弁理士、企業経営専門教授及びコンサルタントなど10人の外部委員で構成された‘顧客と共に頑張る経営革新委員会’を運営している。

同委員会は特許庁の経営情報を顧客に公開することで透明経営を実践し、顧客との対話と討論を通じて顧客の要求に対する理解を高めるための会であり、定期的に顧客代表の意見を聴き、責任運営機関事業の運営計画、革新広報計画などに反映している。

### 3. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果の還元

#### イ. 四半期別・分野別顧客満足度調査

特許庁は分野別特許行政サービス水準を正確に診断して顧客満足度の推移を把握するため、四半期別に特許顧客満足度調査を実施している。特許顧客満足度調査は電子出願・書面出願・審査・登録・審判・公務員の態度・ホームページの7つの分野に対して、書面請願人、コールセンター利用者、地域知的財産センター利用者、ホームページ利用者、出願代理人、及び代理出願人など、特許行政の利用者500～1,000名を対象に行われる。

また、評価の公正性を確保するため、外部リサーチ専門機関に調査を依頼している。顧客満足度調査の結果は各本部（チーム）の成果指標（KPI）として設定されると共に、報酬・昇進などの成果評価に反映され、顧客満足度の改善が成果評価システムと連動できるように制度化した。2006 年の特許顧客満足度は 71.5 点であり、2005 年の 68.2 点に比べ 4.8%（3.3 点）上昇した。

＜表VII-2-1＞ 特許顧客満足度の推移（2004～2006 年）

（単位：点）

区分	2004	2005	2006
満足度	63.2	68.2	71.5

#### ロ．四半期別電話対応親切度調査

特許庁は四半期別に職員の電話対応態度をモニタリングし、本部別・チーム別点数を発表すると共に、電話対応優秀者には革新マイレージを付与するなど、電話対応態度を向上させるために努力している。最初の受信状態、対応態度、連結状態、電話の切り方など核心評価要因を設定し、四半期別に持続的にモニタリングしており、2006 年の総合点数は 86.0 点と 2005 年第 3 四半期の 83.8 点に比べ 2.6%（2.2 点）上昇した。

#### ハ．請願処理に対する評価強化

顧客の不満及び要求事項に対する迅速かつ正確な処理は何よりも大切である。特許庁では各種請願の答弁に対し、受付経路別にモニタリング体系を整備することで顧客の意見を積極的に受容している。まず、書面請願事項に対しては答弁書を送付する際、満足度調査葉書を同封し、請願答弁書に対する満足の程度の回答を受けており、2006 年の書面請願に対しては満足した、という回答は 90.5%に達した。インターネット請願に対しては電子メールで答を送付し、5 点尺度の満足度アンケートで請願処理に対する満足度を答えられるようにした。インターネット請願に対するアンケートは 1,909 名が返信したが、満足



したという答弁は79.8%であった。

## ニ. 請願対応マニュアルの開発・普及

顧客別の数多くの請願質疑に対し、請願担当者の回答が一致しなければ、信頼できる特許行政は期待できない。特許庁は請願業務の品質を向上させ、特許行政の統一性と信頼性を向上させるため、分野別の請願対応マニュアルを発刊した。特許顧客サービスのマニュアル、審判書類方式審査の100問100答、特許請願サービスマニュアルなどの発刊を通じ、分野別に頻繁に質問される事項、基本的な顧客対応方法などを職員が熟知し、一貫して正確な答弁ができるようにした。

## 4. 顧客の需要に応じた特許行政サービスの提供

### イ. 特許行政体験団の運営

特許行政体験団は特許庁の新規職員48名、関連機関の職員12名及びMOU締結機関の職員15名の計75名で構成され、2006年3月6日から3月24日まで特許庁で提供している全てのサービスを実際と同様に顧客の立場で経験し、改善事項を導出するプログラムである。体験団員は特許・商標・デザイン分野の電子出願及び書面出願、設定登録、移転登録などの登録過程、優先審査・異議申請などの審査過程、各種審判請求、発明支援事業申請、知的財産関連教育申請などの分野で各種書式を作成し、手数料の納付と担当公務員の訪問過程などを体験した。



📷 体験団の出願手続きの体験様子

体験活動を通じ、各種手続きの案内、担当公務員の態度、書式の種類及び書式数の適正性、請願処理時間などに対して点検することで、些細な不便事項から制度改善事項まで164のサービス改善方案を導出した44)。

<表VII-2-2> 特許行政体験団による発掘サービスの改善方案

(単位：件、%)

ホーム ページ	顧客 サービス	プロセス				電子請願 サービス	手数料	発明 支援	その他	計
		出願	審査	登録	審判					
25件	10件	8件	8件	2件	1件	80件	17件	11件	2件	164件
15.2%	6.1%	11.6%				48.8%	10.4%	6.7%	1.2%	100.0%

#### ロ. 中小企業特許経営支援団の新設

資金と人材の不足により、特許経営が難しい中小企業に研究開発段階の特許分析、国内・外の特許確保、職務発明制度、特許紛争対応、特許事業化など、特許経営全般に対し、“訪問する特許コンサルティングサービス”を提供するため、2006年9月1日に‘中小企業特許経営支援団’を発足した。



特許経営支援団の発足式(2006. 9.)

産業財産政策チーム長を支援団長とし、機械金属建設、化学生命工学、電気電子、情報通信の各技術分野別の優秀審査官4人を専任人材とすると共にコンサルティングを遂行する専門要員として特許審査本部分野別審査官プール(30名)を別途に構築した。2006年

44) 特許行政体験団の改善方案に対する実務部署検討結果、受容が103件(62.8%)、一部受容が11件(6.7%)、既に反映が28件(17.1%)、受容しないが22件(13.4%)となった。

未まで 34 の企業を対象に計 116 件のコンサルティングを遂行した結果、コンサルティング対象の中小企業は優秀な革新力量を備えていたにもかかわらず、特許経営水準が低いと、いうことを確認した。コンサルティングを受けた 34 社は全て特許経営の必要性に共感し、特許コンサルティングサービスに満足すると答えた。

2007 年からは産業財産政策チーム内に「地域・中小企業支援パート」を構成し、地域知的財産創出事業と連携して 16 の広域地方自治体内の地域先導企業を対象にコンサルティングを施行する一方、9つの地方自治体で施行予定である「Star Company 育成プログラム 45) で発掘された地域企業を対象に」訪問する特許コンサルティングサービス「を全国的に拡大する計画である。

#### ハ. 訪問審査サービス

訪問審査サービスは出願人が審査官面談のために負担しなければならない時間と費用を節約し、出願人の便宜を図るための顧客感動型特許行政と言える。

特許庁の審査官は新技術を保有する大手企業、多出願個人及び中小企業から面談申請を受けると該当企業や地域知的財産センターを訪問し、出願を希望する技術分野に対する最新技術動向と先行技術などの情報を提供する。また、出願を希望する人と意見を交換し、該当出願の登録可能性などに対する面談を実施する。

#### ニ. 権利消滅防止のためのエンジェルコール (Angel Call) サービス

特許庁は顧客に発送する各種通知書が顧客に送達されず、返送されてくる場合を公示送達というが、特許顧客が通知書を受け取れないために、行わなければならない書類の提出や手数料の納付などが行えず、取得した権利が消滅されるなどの被害を受けることがある。これを防止するため、公示送達事実に関する案内サービスであるエンジェルコールを 2005 年 1 月に初めて実施し始めた。2007 年からは公示送達以外に商標登録の更新出願、

---

<sup>45)</sup> 革新力量がある地域の中小企業を対象に特許コンサルティング、先行技術調査、試作品製作などを集中的に支援し、地域の代表企業として育成することで、地域の競争力を向上させるための事業である。

過納手数料の返還、登録料の納付に対し、エンジェルコールを拡大することで特許顧客の不注意による権利消滅とその時に受ける経済的損失などを防止するシステムを構築する予定である。

既存のコールセンターが顧客からの相談電話を受け、それに対し応答する受動的案内サービスを実施していたとすれば、特許顧客コールセンターのエンジェルコールサービスは顧客がコールセンターを訪問する前に相談が必要な顧客を探し出し、顧客に直接電話することで顧客が必要とするサービスを提供している。

### 第3節 成果主義経営

経営革新広報本部成果管理チーム書記官 シム・サンヒ

#### 1. 戦略集中型組織の実現

##### イ. 戦略的成果管理システムの高度化

2006年5月1日に中央行政機関として初めて企業型責任運営機関に転換した特許庁は2006年に戦略集中型組織に変換するために本格的に動き出した。特に、2005年から推進してきたBSCと6シグマなどの4大革新戦略を更に高度化し、経営革新団を新設するなど、革新推進体系を再整備した。

特許庁のBSC成果管理システムは戦略履行体系及び成果管理ツールとして導入された。このシステムは革新の安定的な定着とリーダーシップ・組織文化・人材育成などの組織力量強化の目的を持っている。

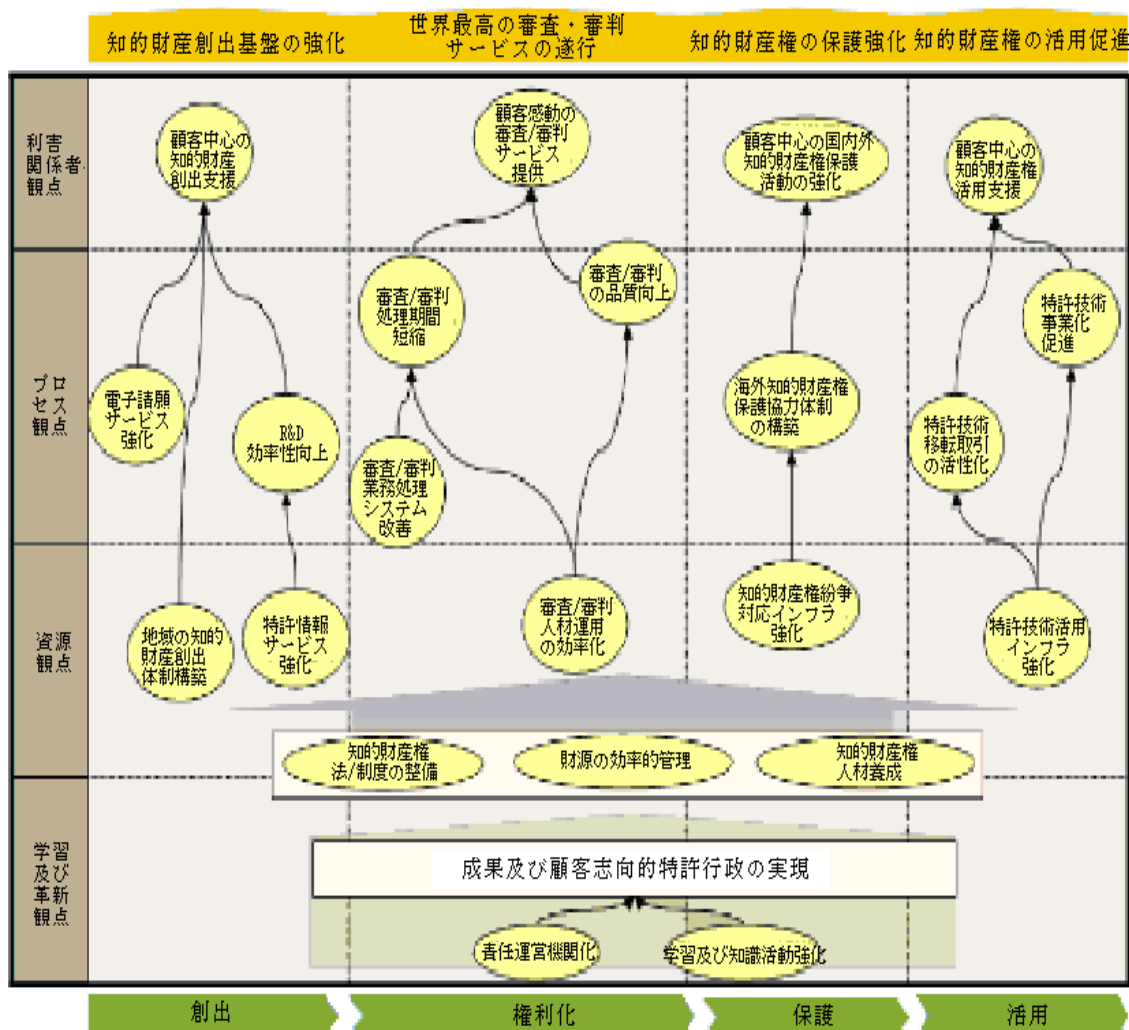
特許庁は組織の任務とビジョン達成のため、構成員の力量を結集し、戦略的成果管理システムを通じたコミュニケーションの活性化、組織と個人の成果を体系的に管理できる成果中心の特許行政革新インフラ構築という背景の下、2004年11月からBSC成果管理システムの導入を推進した。

その後職務成果契約制度の導入、成果評価制度の改善、戦略体系のアップデート、職務等級制の導入、成果管理システム機能の高度化など、持続的な改善・補完を推進した。このような努力の結果、BSCを通じて戦略実行力を高めた機関に与えられる‘2006大韓民国BSC対象’を受賞（2006年6月13日）した。また、公共部門成果主義の導入・拡散に貢献した機関として‘大統領賞’を受賞（2006年12月21日）した。

ロ. 特許庁ビジョンと戦略体系

特許庁は特許行政の品質向上と顧客感動の行政サービス提供土台を整備するため、“知的財産の創出・権利化・活用を促進すると共に、保護を強化し、技術革新と産業発展に寄与する”という任務と“特許行政の革新を通じた知的財産強国の実現”というビジョンを元に公共機関という特性を考慮して5大戦略目標を導出した。このようなビジョンと戦略確立のため、競争国の動向、国内産業環境の変化、特許行政機関としての地位及び大統領の国政哲学を分析した。同時に特許庁の価値チェーンを再定立することで、変化の必要性と方向性を確立した。

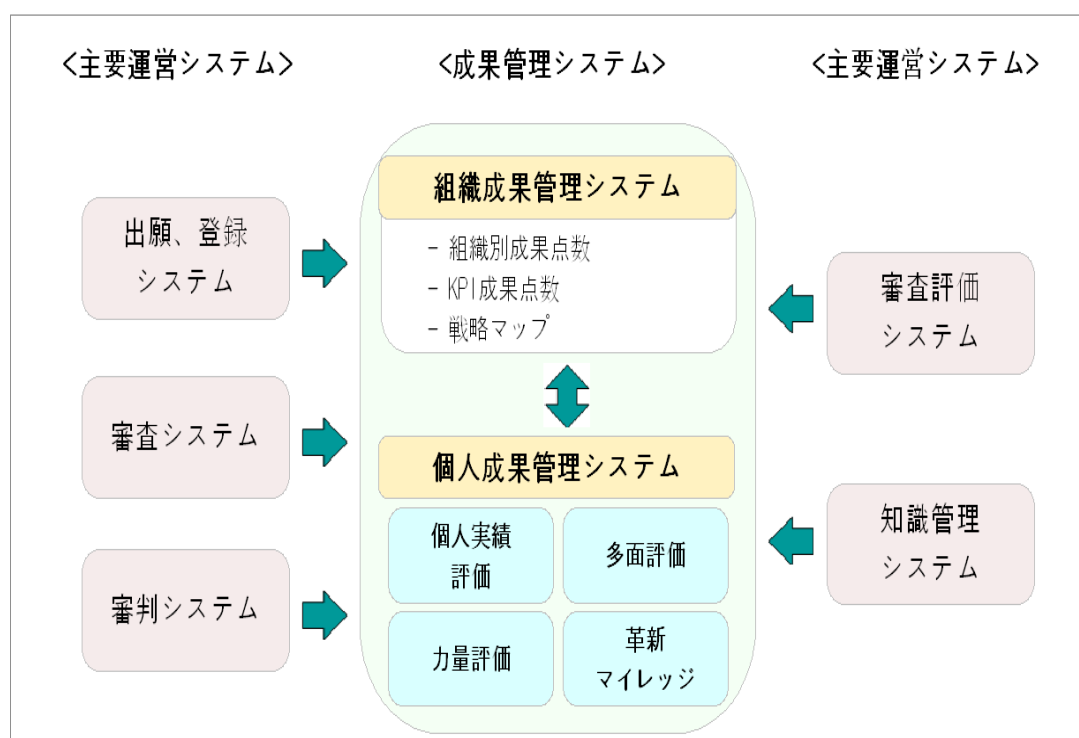
<図VII-2-2> 2006年度特許庁戦略体系図



## ハ. 特許庁のBSC 成果管理システム

特許庁のBSCシステムは特許庁内部網にリンクされた組織成果管理システムと個人成果管理システムで構成されている。まず、組織成果管理システムは特許庁の出願、登録、審査・審判などの主要運営システムと審査評価、知識管理などの支援システムから実績データが入力され、目標と比べて成果達成度を算出する。

＜図VII-2-3＞ 特許庁のBSCシステムの構成図



個人が所属された組織の戦略実行状況を随時モニタリングし、現状の問題点を導出・分析することで戦略の実行力を向上できる。また、組織のビジョンと戦略を達成するための構成員の力量を結集し、コミュニケーションを活性化できる体系的な意思疎通のツールとしての役割を同時に遂行している。

個人成果管理システムは組織の戦略目標と個人の成果目標を連携して個人の実績を評価し、力量評価、革新マイレッジなどの多元化された精巧な評価要素を体系的に統合して人事や報酬に反映する。

個人の実績評価システムは組織成果管理システムの組織成果評価結果が個人成果管理システムに自動的に連携され、個人の業務遂行中に入力した実績評価結果を合算して評価点数を算出する。力量評価は職務分析を通じ、職務機能群別に導出された職務行動力量と全庁職員に共通に要求される基本力量、チーム長以上のリーダーグループに適用されるリーダー力量に分けて評価する。評価結果は本人に通知し、自己発展計画の樹立及び育成プログラムに活用される。

## ニ. 戦略実行力強化方案

国内・外の多くの機関が BSC を導入して運営しているが、運営に成功したと評価されているのはそのうちの 50%にも満たない。これは BSC を導入したからといって経営戦略の実行が成功するということを意味するものではないということを反証するのである。

特許庁では BSC の導入と共に戦略に対する実行力を強化するため、様々な努力を行っている。まず、戦略を中心とする経営管理プロセスを強化した。戦略樹立から成果指標の設定、資源配分、成果モニタリング及び評価及び評価の返還に繋がる一連の手続きを実行することで、戦略を持続的にプロセス化した。その他にもメッセージャーを通じた戦略説明資料の発送、組織成果と個人報償制度の連携、目標合意プロセスの運営、HR 及び IT 戦略と全庁戦略の連携強化、戦略を中心に組織を再整列するなどの活動を遂行している。

## 2. 成果主義文化の定着

### イ. 成果主義の定着方案

BSC を中心とする新しい成果評価システムが導入されて 2 年目の 2006 年は特許庁成果主義が一段階成熟できる一年になった。特に、上司による単独評価体系に転換されたことにより、チーム長の責任と権限が強化された。また、職務等級制度を全庁に全面的に導入したことにより、人事、組織運営に新しい転機を迎えるようになった。



特に、人事・組織革新プロジェクトを推進して全庁職員の職務分析を実施し、職務評価プロセスを進行してチーム単位に職務等級制度を導入した。これに関し、組織内部に葛藤がない訳ではないが、特許庁の人事制度が一段階成熟できる契機になると考えられる。

成果管理が無事定着して成果主義組織文化を充実化するためには、中間管理層の意識の変化及び成果管理リーダーシップの涵養が重要であることを考慮し、中間管理層に対する教育を強化した。特に、組織文化の診断結果として提示された変化阻止要因と対応方案に対する教育を実施した。また、上下間の円滑なコミュニケーションを活性化するための意思伝達及び積極的な傾聴技法涵養のためのプログラムを運営した。個人成果管理システムにオンライン評価ノートを導入し、チーム長が成果面談の結果及び観察事項を持続的・累進的に記録すると共に成果評価時に活用するようにしたのは、全部署の中でも最も進んだ技法とシステムと言える。

同時に、成果管理に対する庁内専門家養成のため、各部署に成果管理担当者を指定・運営しており、革新ジュニアボードで持続的に成果管理制度に対する改善方案を討議して制度化する手続きを運営している。外部の成果管理専門家とのネットワーク強化のため、‘BSC 研究会’に定期的に参加し、外部の事例を学習して討論するなど、成果管理内部力量強化に努めている。

#### ロ．成果主義への認識転換

特許庁は過去1年間多くの困難があったにもかかわらず、全職員の積極的な参加と努力により、短い時間にBSCモデルを基盤に成果管理システムを定着させることができた。総額人件費制度の示範実施機関として成果インセンティブの規模を大幅に拡大し、職級調整を通じた昇進人事など、それに伴う報償も過去より大規模に実施した。このような過程で多くの困難に遭ったが、成果主義に対する構成員の認識は発足初期に比べ持続的に改善されている。2005年10月には51.8点水準の成果主義に対する受容度が2006年12月には57.7点に向上した。成果インセンティブなど様々な報償制度の適用基準を考慮すると、成果主義に対する職員の受容度が一般満足度指数と直接比較するような事項ではないが、

職員受容度が向上されている点は高く評価できる。

更に、特許庁の主要サービス領域に当たる特許審査分野においても審査処理期間は2004年末の21.0ヶ月から2005年末に17.6ヶ月、2006年末には9.8ヶ月に短縮され、世界最速の特許審査処理期間を達成した。特許庁の全般的なサービス満足度も2006年度に71.5点となり、BSC成果管理システム導入以前に比べ13.4%改善された。

### 3. 評価及び還元プロセスの強化

#### イ. 成果と報償制度の連携強化

BSCによる戦略的成果管理を定着させるため、成果評価結果を初期から報償制度と強く連携する方法を採択し、2006年には総額人件費制の示範機関として成果主義を更に強く推進した。5級基準にS等級の評価を受けた場合、年間800万ウォンの成果インセンティブを支給するなど、全般的に成果報償の規模を拡大した。また、職級調整を実施し、大規模昇進人事を敢行するなど、成果創出とそれに対する報償が公式化された。

成果インセンティブの支給以外にも成果評価結果は昇進対象者の選定、移動、教育訓練対象者の選抜、優待公務員の選抜、パート長の選抜及び審査官昇給制などに活用される。また、最近には力量の重要性が浮上している点を考慮し、報償体系で力量部分が占める比率を上げた。

#### ロ. 成果評価結果の還元

全庁レベルの持続的な成長と顧客に対するサービス品質を向上するための様々な努力の一環として成果評価結果に対する還元プロセスを運営している。成果評価が評価のまま終わっては意味がない。そのため、評価過程で導出された改善・補完事項を次年度の成果管理計画樹立の際に反映し、政策品質向上及びサービス品質向上に寄与している。

具体的に成果評価結果を分析し、チーム長以上の幹部、または全職員を対象に説明会を

開催した。この分析結果の説明会は構成員から好評を得ており、今後も持続的に推進する予定である。

更に上半期成果評価の結果、目標妥当性評価結果が‘普通’または‘不足’水準に評価された場合には、下半期中に目標を修正し、挑戦的な目標を設定するよう誘導している。

#### ハ．成果面談制度の活性化

成果主義文化の定着及び個人力量強化のため、チーム長による成果面談及び評価ノート制度を導入している。個人単位の成果管理計画を樹立する段階で目標設定面談を定例化し、業務遂行過程における苦勞や目標修正に対する中間面談を実施するようになっている。成果管理プロセスの最終段階である成果評価段階では評価面談を実施し、評価後には評価結果に対する還元手続きを行うようにした。

2006 年下半期からオンライン評価ノートをシステム化してチーム長の成果面談記録の便宜を向上し、その結果約 79%の職員が成果面談を行った。

## 第4節 6シグマ経営

経営革新広報本部革新企画チーム通信事務官 ナム・ギヨン

### 1. 6シグマの特許公共サービス部門への導入

#### イ. 導入背景

職務関連特許の報償基準を巡る葛藤、国内企業の躍進に対する先進国の特許障壁の構築、後発開発途上国による韓国企業の知的財産権侵害などが頻発に起き、知的財産権が企業競争力を超え、国家競争力の尺度として浮上してきた。また、知的財産権の保護、創出及び活用に関する特許行政が行政部門の重要領域となり、国内・外の特許顧客は米国、ヨーロッパ、日本などの先進国水準の特許行政を要求するようになった。

特許行政サービスの品質を先進国水準に向上させるための方法論を考えていた中、特許行政サービス品質の向上は単純に庁の業務プロセス改善のみが目的ではなく、組織の文化を顧客指向的に変えられる革新方法論の必要性を認識した。

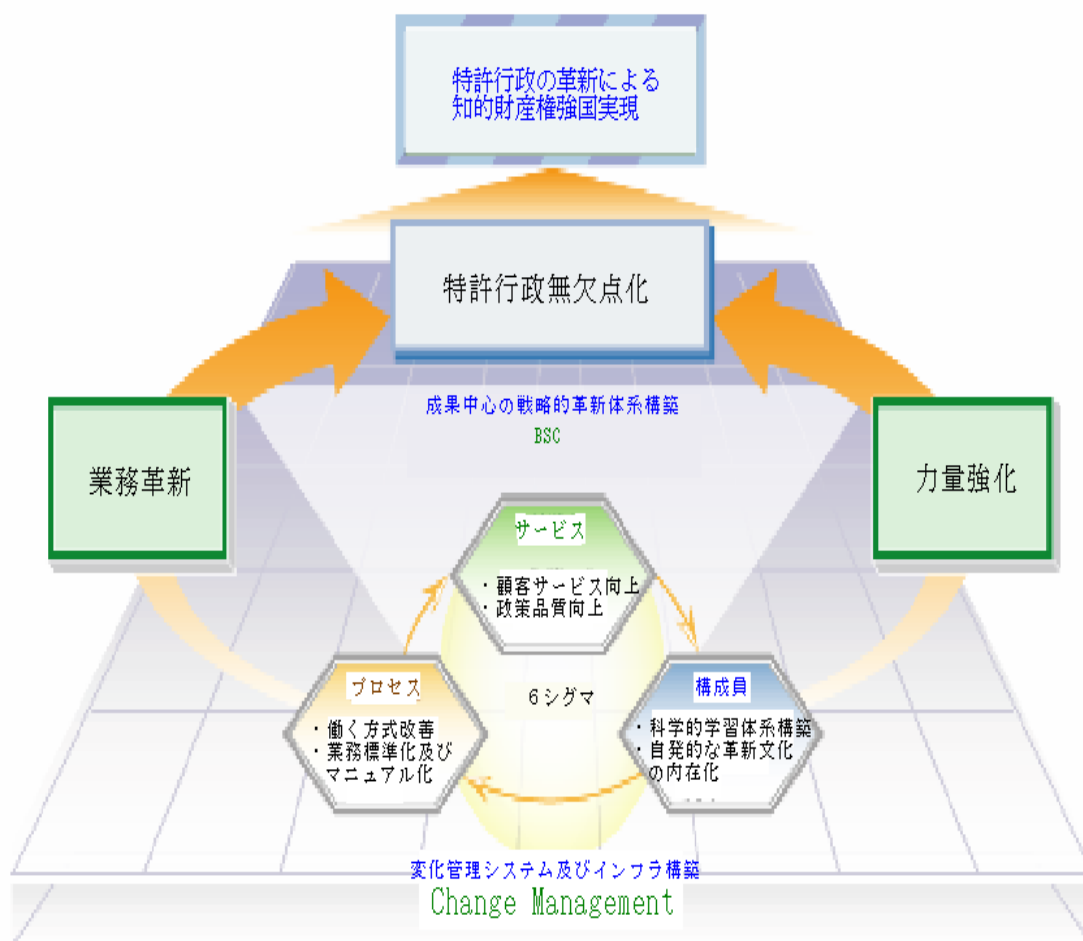
様々な革新方法論に注目している中、既存の革新方法論との高い連携性など、柔軟な推進体系を備えた6シグマに注目するようになった。6シグマ方法論は統計的な分析を通じて経営の全ての部門で発生する欠陥の原因を取り除き、効率性を増大する経営革新技法であり、顧客観点でデータに基づく統計的方法を使用して最適化された手段を見つけ出した。また、プロセス改善時に適用されるロードマップが忠実に作られており、ロードマップ上の各段階別に長期間に渡って検証された効果的な課題解決手段が用意されている。更に、組織構成員の主導によって課題を解決するため、組織革新の結果だけでなく、組織内の革新力量を強化できるというメリットも持っている。以上の理由から6シグマは特許行政革新の方法論として適切であると判断された。

6シグマを導入するための最終段階として6シグマ導入事例をベンチマーキングした。

その結果、ポスコや LG 電子などの民間企業だけでなく、情報通信部、鉄道庁などの公共企業でも問題解決技法の目的以外に、顧客の信頼確保のための経営文化作りの道具として 6 シグマを活用していることが確認できた。特許庁はこのベンチマーキングを実施した後、6 シグマの導入を推進した。

ロ. 推進戦略

6 シグマは戦略的 BSC 成果管理システムの具体的な実行方法として活用され、サービス・構成員・プロセスなど 6 シグマプロジェクトの 3 要素に対する変化革新を加速化する役割を果たし、特許庁のビジョンを達成するための戦略実行道具として活用されている。



特許庁で推進している6シグマの段階別推進目標は次の通りである。2005年は6シグマの導入段階であり、革新専門家の養成と核心プロジェクト遂行を通じた6シグマの安定的な導入を推進することを目標としている。2006年は特許庁で推進中の6シグマの拡散に焦点を合わせた6シグマ式の報告書作成、全職員を対象とするEZ-6シグマの開発・普及による全職員への6シグマ理解拡散及び6シグマ方法論を活用した働く方式の改善とそれを通じた成果創出が目標である。2007年末までは全職員が6シグマ教育を履修するように計画し、全職員が6シグマを活用して6シグマを身に付け、6シグマ改善活動が特許庁の文化として定着できるよう持続的に推進する予定である。

＜表VII-2-3＞ 特許庁の6シグマ専門家養成計画

(単位：名)

	2005年	2006年	2007年	計
MBB	—	7	4	11
BB	32	19	20	71
GB	78	102	80	260
YB	—	377	400	777
PO	33	19	20	72
累計	143	524	524	1,191

＜表VII-2-4＞ 特許庁の6シグマプロジェクト遂行計画

(単位：件)

	2005年	2006年	2007年	計
BB	38	48	40	126
GB	—	—	10	10
累計	38	48	50	136

## 2. 6シグマの拡散及びインフラの構築

### イ. 6シグマ特許行政革新の総合推進計画整備

2005年5月以降、プロセス改善の波及効果、6シグマの全社への拡散、プロジェクト結果のシステムへの反映のため、革新・情報・出願・審査・審判分野を中心に課題革新遂行者（Black Belt）14名、課題責任者（Champion）6名、課題遂行実務者（Green Belt）16名の計36名の優秀人材を優先的に選抜し、第1次ウェーブ課題の遂行に成功した。

しかし、特許庁の6シグマが単純にプロジェクト遂行を通じた問題点改善だけを目標に導入されたものではない。特許庁の6シグマは特許庁組織文化として定着させることを目標に導入されたため、プロジェクト遂行に必要な基本インフラの他に、文化に定着させるための体系的で長期的な総合計画が必要になってきた。

したがって、2006年の特許庁の6シグマ拡散期を向かえ、特許庁の革新ビジョンと戦略、6シグマ推進戦略、6シグマ推進方法論、6シグマ変化革新インフラを主要内容とする6シグマ特許行政革新総合推進計画を整備した。また、これを通じて6シグマ教育及びプロジェクト規模の体系的な設定、ベルト別教育及び認証手続きの確立、プロジェクト管理・評価及び報償システムなどを整備することで、6シグマを通じた変化・革新を体系的かつ一貫して推進する基礎を固めた。拡散2期に当たる2007年には課題遂行中に導出された改善案が円滑に履行されているかを点検する予定である。また、業務負担を考慮して現在の業務を遂行中に遂行できるGB課題を試験的に実施すると共に、審査部署・非審査部署を問わず課題が遂行できるよう、小規模の課題を発掘・拡大していく計画である。

### ロ. 特許行政閣員の総合推進計画によるインフラ拡大

特許行政革新の総合推進計画整備以降、特許庁は固有の6シグマ方法論を整備すると同時に体系的なインフラ構築を推進するようになった。特許庁6シグマを象徴するエンブレムを全職員と特許顧客を対象に公募して選定し、プロジェクトの進行中には中間及び最終

報告会である6シグマデイ行事を周期的に開催した。また、課題担当者（Black Belt）と課題責任者（Champion）が課題の進行方向及び主要事項を論議・決定するチャンピオンデイを2週単位に開催することを定例化した。このように6シグマデイとチャンピオンデイを定例化し、課題の進行方向を周期的に点検することで、課題の正しい進行と実質的な成果創出の基盤を整備した。

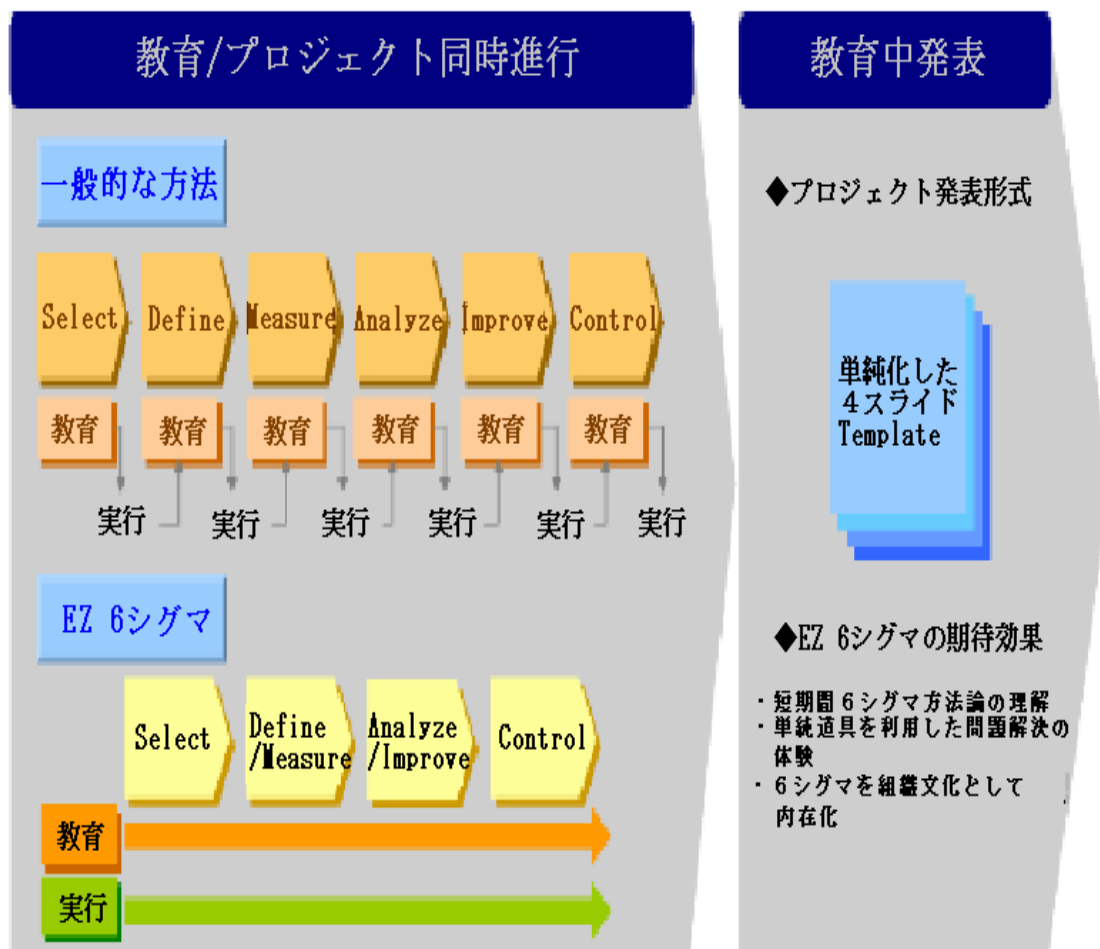
6シグマで進行されるプロジェクトは、BSC 成果管理システムの全庁・本部・チーム単位 KPI 点検を通じて導出される。また、6シグマプロジェクトによって導出された改善案はBSC 成果管理システムの KPI に還元することで、6シグマとBSC 成果管理システムが強く連携されるようにした。このような6シグマとBSC 成果管理システムの連携は特許庁が戦略中心型組織を実現するための強力な道具として活用されている。

### 3. 6シグマの生活化

#### イ. 特許庁化された6シグマ固有の方法論（EZ-6シグマ）の開発

2005年の導入期を経て2006年、2007年の拡散期を向かえ、6シグマの全職員への拡大を目標に、既存の6シグマ方法論を簡素化した特許庁固有方法論であるEZ-6シグマを開発した。各段階別に必須技法のみを選別し、単純な理論教育だけでなく、実習を並行する教育プログラムを開発することで、教育期間を既存の7日以上から2日に短縮し、6シグマが統計的技法を使用する難しい技法であるという認識を払拭できた。2007年に遂行される第5次・第6次ウェーブの施行と共に、計20回に渡るEZ-6シグマ教育（YB教育）が行われる予定である。





ロ. 6シグマ式報告書の作成

2006年には特許庁6シグマの早期拡散のため、EZ-6シグマ方法論の開発・普及と共に報告書作成方法は6シグマに従うようにした。現況と問題点、改善方案、推進日程で構成された報告書を捨て、科学的で統計的な技法を活用した6シグマ式報告書作成指針を樹立して普及した。

6シグマ式報告書は顧客の声と環境を分析する定義段階、データに基づいて現水準を把握し、目標設定段階、改善対象の中から核心的な事項を選定して集中的に改善案を導出する段階を必ず含む。このような報告書作成を通じ、6シグマの核心理論を学べる。すなわち、6シグマ式報告書を作成するだけでも6シグマ方法論に対する理解が可能であり、そ

のため6シグマ式報告書は6シグマの生活化に活用されている。現在はDMAICの各段階に合うように報告書を作成しているが、今後は新しいプロセスを設計する方法論であるDFSS (Design For Six Sigma) を活用して報告書が作成できるよう作成例を開発し、普及する予定である。

## 第5節 知識経営

情報企画本部情報開発チーム工業事務官 キム・ヒスン

### 1. 業務中心の知識管理基盤作り

#### イ. 特許庁知識経営の目標

知識経営とは組織構成員個々人の知識やノウハウを体系的に発掘し、組織内の普遍的な知識として共有することで、組織全体の問題解決能力を飛躍的に向上させる経営方式である。よって、知識経営は組織内知識の活発な創出と共有の制度化が前提条件となる。

しかし、知識創出と知識共有の制度化は知識経営に必須ではあるが、十分ではない。それは制度化が行われたからといって成果が達成できる訳ではないからである。知識経営が組織の成果に繋がるためには知識創出・共有の制度化と共に知識経営に対する明確な目標がなければならない。

特許庁は知識経営方式が組織の成果に直接繋がるよう、次のように知識経営の目標を具体的に設定している。

① 審査官の各種審査関連知識（法令、最新技術など）やノウハウを体系的に蓄積・共有・活用することで、審査処理期間の短縮、審査品質の向上、特許審査・審判業務効率性の最大化を図る。

② 様々な特許情報のデジタル化を行い、特許顧客に提供することで、R&D 投資の効率性を向上し、特許紛争防止のために特許情報のデジタルサービス基盤を構築する。

③ 特許庁の知識について総体的な活用により、高度化された特許政策を産出すると共に、産業・技術政策の方向を提示することにより、知識に基づく特許政策を産出する。

## ロ. 知識経営の基盤

知識経営の目標を効果的に達成するためにはその手段となる知識経営の様々な基盤が構築され、有機的に相互作用するようにしなければならない。

特許庁はこのような知識経営基盤を整備するため、制度的側面では 2001 年に知識管理指針を制定し、IT インフラ側面では知識管理システムを開発・開通した。また、人的側面では知識経営推進体系を構成し、相互有機的に作用するようにした。

制度的支援として整備された知識管理指針は、特許庁知識管理の効率的な運営を期すると共に、知識活動に対する客観的な評価及び報償体系の構築によって特許行政の質的生産性を向上することで、特許行政業務に対する知識経営の活性化を目的に知識管理システムの導入時に制定された。その後計 3 回の改正を通じ、業務中心の知識管理基盤の核として作用している。

＜表VII-2-5＞ 知識管理指針制定・改正の推進経過

改正年月	改正経過
2001. 8	“知識管理及び報償に関する指針”（特許庁訓令第 337 号）制定
2002. 3	“知識管理及び報償に関する指針” 1 次改正（特許庁訓令第 343 号）
2003. 3	“知識管理及び報償に関する指針” 2 次改正（特許庁訓令第 365 号）
2005. 10	“知識管理及び報償に関する指針” 3 次改正（特許庁訓令第 429 号）

知識経営のための IT インフラ構築支援として 2001 年に導入された知識管理システム（KMS）は 2005 年と 2006 年の 2 回に渡る全面的な改変を経て運営されており、次のような特徴を持っている。

① 全社的なポータルシステムとして構成されている。知識管理システムに統合ログイン（Single Sign On）すると、特許ネット、電子文書システム、成果管理システム、業務管理システムなど、特許庁内部の他のシステムに接続ができるように設計されている。

② 知識管理システムと電子文書システムが連携されている。すなわち、電子文書システムに KMS 検索エンジンを搭載しており、別途の資料移管手続きを行わなくても KMS から電子決裁文書を検索できる。

③ 知識管理システムと成果管理システムが連携されている。そのため、知識活動の実績が成果評価に系統的に反映される。

④ 知識管理システムと業務管理システムの連携されている。そのため、知識管理システムの初期化画面に業務管理システムの主要メニューを露出させ、業務管理システムの活用度を増進し、使用者の便宜を図っている。

⑤ 使用者の便宜を向上させたシステム (User-friendly KMS) として強力な検索機能を実現して知識検索の便宜性を向上させ、業務遂行中に発生する疑問事項に対する質問と答弁が実時間で行われるシステムを実現して需要者中心の知識 Q&A を運営している。

⑥ 革新に対するコミュニケーション空間を提供すると共に、革新提案・革新活動知識などを蓄積、共有できるよう革新活動支援システムを実現した。

一方、特許庁知識経営の人的基盤構成の主な特徴は次の通りである。

① 全社的な知識経営組織を志向している。知識経営の最高責任者 (CKO) として特許庁次長が知識経營業務を総括し、特許庁の各専門分野で活動している知識専門家で構成された知識管理委員会 (委員長：次長) が特許庁知識経営の基本計画を樹立している。また、本部単位別に本部長、チーム単位別にチーム長がそれぞれ本部とチームの知識経営に対する事項を総括している。特許庁の知識管理者は情報開発チーム長として知識管理委員会で樹立された知識経営基本計画に対する知識管理活動細部推進法案の樹立、知識管理活動の普及及び拡散方案の樹立、知識管理システムの開発及び運営などを総括している。

② 専担人材を通じて知識経営を支援している。情報開発チーム内の工業事務官 1 名、

行政主事補 1 名が詳細な知識管理業務を専担しており、人材開発チームの行政事務官 1 名、教育担当 2 名などで構成された特許庁研究会専担チームは研究会開設と承認、評価及び支援業務などを通じて知識経営を支援している。

## 2. 知識管理活動の強化

### イ. 持続的な学習を通じた高品質の知識創出

革新に成功した組織にはいつも活発に学習する人がおり、学習しながら革新する習慣が組織文化として定着されていることが一目で分かる。構成員が学習を通じて成功の結果を共有し、学習しながら更に大きな挑戦で成功できる革新力量を培養する。また、これを元に持続的な革新を推進する。

変化革新の潜在力を強化するためには常に学習する文化を組織に定着させることが必須である。持続的に学習する雰囲気の中から優秀な知識が創出され、改善すべき要素を見つけられるからである。特許庁は伝統的に自発的な学習雰囲気が定着している組織の一つである。以前から最新技術を審査するために小グループ単位に研究会を構成し、先端技術内容に対し、定期的に学習して討論することが一般化されており、持続的に優秀な知識を創出している。

革新政策及び技術分野別に 56 (2006 年末基準) の研究会が構成・運営されており、内部職員のみならず、研究所、企業などの外部顧客も一緒に参加し、会員数は 5,302 名に上っている。特に、審査官は研究会を通じて対外的な活動を強化し、産業に対する理解を向上すると共に、研究会ホームページ及び PCRM メールを通じて政策顧客に研究会の結果物を伝播するサービスも提供している。また、優秀な研究結果は実際の業務に反映し、政策品質の向上、制度の改善に活用している。実際に最近先進国との PDP 紛争の際、特許庁の「ディスプレイ研究会」がこれまでに研究してきた結果が紛争の解決に決定的な役割を担った。また、「バイオ特許研究会」の会員である審査官の研究論文が世界的な学術誌である「Nature Genetics」に掲載された。

#### ロ. 知的財産専門知識の生産及び蓄積

特許庁は絶えず発達する先端技術を審査し、独占権を付与する業務の性格上、専門技術分野に対する新しい技術知識を習得する必要がある。すなわち、先進国水準に審査品質を向上させるために審査官の専門性を向上させる教育は非常に重要である。

そのため、国際知的財産研修院では様々な知的財産職権の職務教育プログラムを運営し、特許庁職員の専門性を強化している。新規審査官課程、中堅審査官課程、審判官課程などの基本必須課程を始め、特許法深化課程、商標法深化課程、デザイン高級課程などの高級課程を運営しており、いつでもどこでも受講が可能なサイバー課程も運営している。

一方、審査本部別には大学、研究所、企業などと連携した自主教育プログラムを活発に進めている。新技術習得のために外部専門家を招待してセミナーを開催している。また、先端技術動向調査のための外部セミナー及び展示会の参加を勧めている。KDI、ソウル大学、浦港工科大学などの大学、研究所の外部委託教育及び教育、産業協会などで産業現場教育を実施している。また、造船、自動車部品、製薬、電気機器など、業種別の特許協議会も定期的に開催している。更に、審査ノウハウを伝授するために審査本部のチーム庁及びパートリーダーを中心にチーム別教育計画を樹立し、審査官に対する体系的な職務教育を実施している。技術分野別に審査実務中心のチーム別事例教育を強化しており、指導審査官の指導範囲・カリキュラムを標準化した指導マニュアル及びチェックリストを作成し、審査官 OJT 教育を充実させている。

#### ハ. 知識管理システムの構築・運営

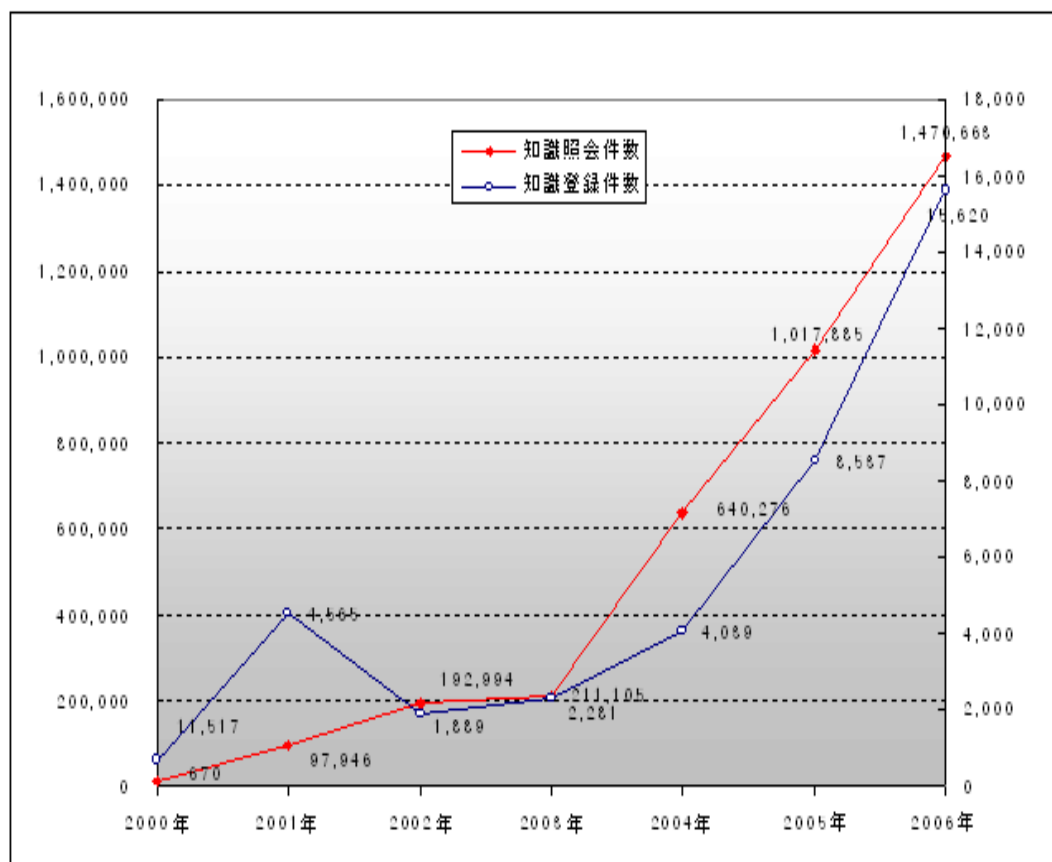
特許庁は‘知識が集まれば大きな力となる’という真理をシステムに実現し、2001 年から知識管理システム (KMS : Knowledge Management System) を運営している。また、職員が知識管理システムを通じて知識と学習結果を共有することにより、高品質の知識が自由に伝播され、学習の効果を倍加させている。

業務中心の知識活動を奨励するため、2005年7月に知識管理システムを使用者にやさしい形態に再設計し、業務分野別に知識分類体系を構成するなど、全面的に改変した。制度的には業務遂行に実質的に役立つ知識を登録する職員に対して報償を強化し、現在の業務で直接活用できるよう懸案事項に対しては知識公募制を実施し、職員の関心を誘発した。2006年9月には知識創出を拡大するだけでなく、知識の品質を向上させ、活用促進及び共有を拡大できるよう知識管理システムを改変した。高品質知識制度を導入し、業務引受引継カードの登録コーナーを新設すると共に、登録知識をホームページや連携した研究機関に公開することで知識共有を拡大できるようにした。

このように知識管理活動を持続的に推進した結果、知識管理システムに登録された知識と知識照会の件数は毎年増加している。知識管理システムと研究会の活性化を始め、知識重視の組織文化が定着するようになり、知識活動が制度改善などの業務成果に繋がった。また、この成果によって国民に対するサービスの質も大幅に向上した。



＜図VII-2-4＞ 年度別知識登録及び紹介の現況



このような特許庁の知識管理活動は革新成果に繋がり、大統領主宰下の知識管理討論会で優秀事例として好評を得た。また、2005年11月に政府知識管理の最優秀機関（大統領賞）に選定された。

### 3. 知識の対外共有拡散による特許行政革新の加速化

#### イ. 民間ポータルサイトを活用した特許専門知識の提供

特許庁は国民に対する特許情報サービスの拡大及び特許情報の活用性向上のため、2005年7月に民間ポータルサイトを運営する NHN（株）と包括的な業務協定を締結し、ネイバーを通じて12月から特許情報サービスを本格的に提供した。

ネイバー特許サービスは検索ウィンドウに特許関連キーワードを入力すると、特許庁の専門 DB に収録されている特許・実用新案、デザイン、商標などの知的財産権関連資料を一度に検索でき、業務と生活に必要な特許関連情報を誰でも無料で手軽に利用できるようにしている。例えば、ネイバー検索窓に‘DMB’を入力すると DMB と関連のある特許・実用新案、デザイン、商標などの全文と図面、出願・登録情報などを同時に確認でき、一般人はもちろん、特許関連情報を業務に活用する専門家も希望する情報を簡単に検索できる。

また、ネイバー特許サービスでは特許庁で創出・発刊した研究報告書、刊行物なども誰でも簡単に閲覧できるようにし、一般人が知的財産権関連知識を簡単に理解できるように‘やさしい特許学校’というサービスも提供した。2006 年 12 月にはエンパスと特許知識普及のための業務協約を締結した。

これまでは業務効率性を向上させるための‘内部’知識共有に焦点を合わせて知識管理を推進してきたのなら、これからは内・外部機関間の知識共有を通じた‘開かれた知識管理’を本格的に推進する計画であり、これは政府の知識管理パラダイムに大きな変化をもたらすと予想される。

#### ロ．研究機関及び政府知識管理センターとシステム連携

特許庁は 2005 年に特許庁と研究機関の知識管理システム連携モデルの開発を完了し、業務協定を締結した研究機関を対象にシステム連携を推進した。システム連携を通じ、電子通信研究院などの 11 の研究機関と知識管理システム連携を完了し、研究機関に特許関連知識をオンライン上で実時間に提供することで、研究機関の研究員は特許庁知識管理システムに蓄積されている特許法・制度及び審査・審判関連知識を簡単・便利に活用し、特許に関する関心と理解を高められるようになった。また、特許に関するオンライン上の質疑・応答が実時間で行われるようになり、需要者中心の特許相談も可能になった。

例えば、研究機関の研究員が内部知識管理システムに‘特許出願の手続きが知りたいです。’という質問を登録すると、この質問は直ちに特許庁知識管理システムの‘最近の質

問’コーナーに掲載される。特許庁職員がこの質問に対して答えると、答弁は直ちに研究機関の知識管理システムに掲載される。特許庁の知識管理システムは2005年12月に政府知識管理センター（GKMC）とも連携し、特許庁 KMS 内の外部共有知識は全ての政府部署で活用できるようになった。

このようなシステム連携により、特許庁と研究機関間の知識共有が活発になれば、研究機関は特許登録が可能な研究に集中でき、研究機関の投資対比の特許成果が大きく向上すると期待される。また、政府部署でも特許庁の専門知識を活用し、政策を推進できるようになった。

## 第3章 革新文化の内在化

### 第1節 革新文化

経営革新広報本部革新企画チーム電算事務官 シン・ヒョンチョル

#### 1. 核心価値の定立

##### イ. 価値管理の意義

組織の価値体系はその組織の同一性を表現する抽象的な理念体系であり、組織の価値観を表現するものである。価値体系はミッション、ビジョン及び核心価値で構成され、誰でも簡単に理解し、共感できるよう完結・明瞭に定義し、いつでもどこでも全ての組織活動の基準になるようにしなければならない。該当組織の価値体系は政府の国政目標、国政原理及び国政課題と連携して構成しなければならない。また、国政原理に基づき、該当組織の核心価値を設定し、国政運営全般の一貫性と相互シナジー効果を創出できるように管理しなければならない。

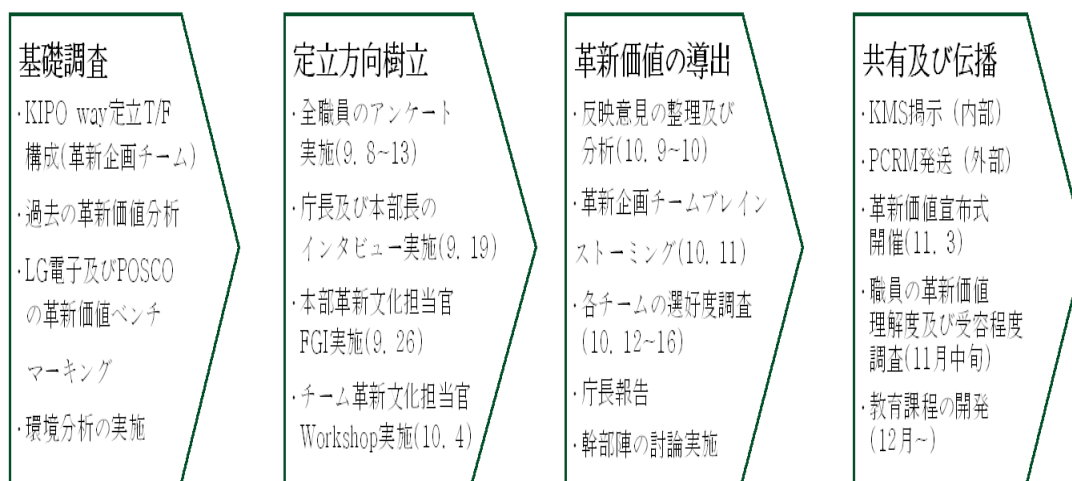
##### ロ. 核心価値の役割と重要性

核心価値は組織の根本的かつ永続的な信念であり、全ての意思決定と組織活動で必ず守らなければならない基準や原則を表現したものである。核心価値は急変する経営環境の下で組織の正体性と信念を提示し、組織に同一性（Identity）、一体感及び所属感を付与して一つの方向に進むための中心点となる。また、核心価値は組織が重視する価値と信念を表現し、組織と個人の意思決定における基準と原則を提供する役割をする。過去には核心価値を暗黙的に共有してきた。しかし、今日にはその内容を具体的に明示し、行政の重要な資源として活用できるようにしているため、戦略実行の促進剤として重要な役割を遂行するものと認識されている。最近では‘核心価値に基づく管理’が革新的な組織文化開発の基準として重要であることが強調されている。

## ハ. 核心価値を定立するための主要推進過程

特許庁は核心価値を樹立するため、革新企画チームを中心に KIPWay 定立 T/F チームを構成した。この T/F では革新パートナーシップ MOU 締結機関である LG 電子とポスコの革新価値体系に対するベンチマーキングを実施し、特許庁組織文化と周辺環境要因に基づいて既存の価値体系を分析した。

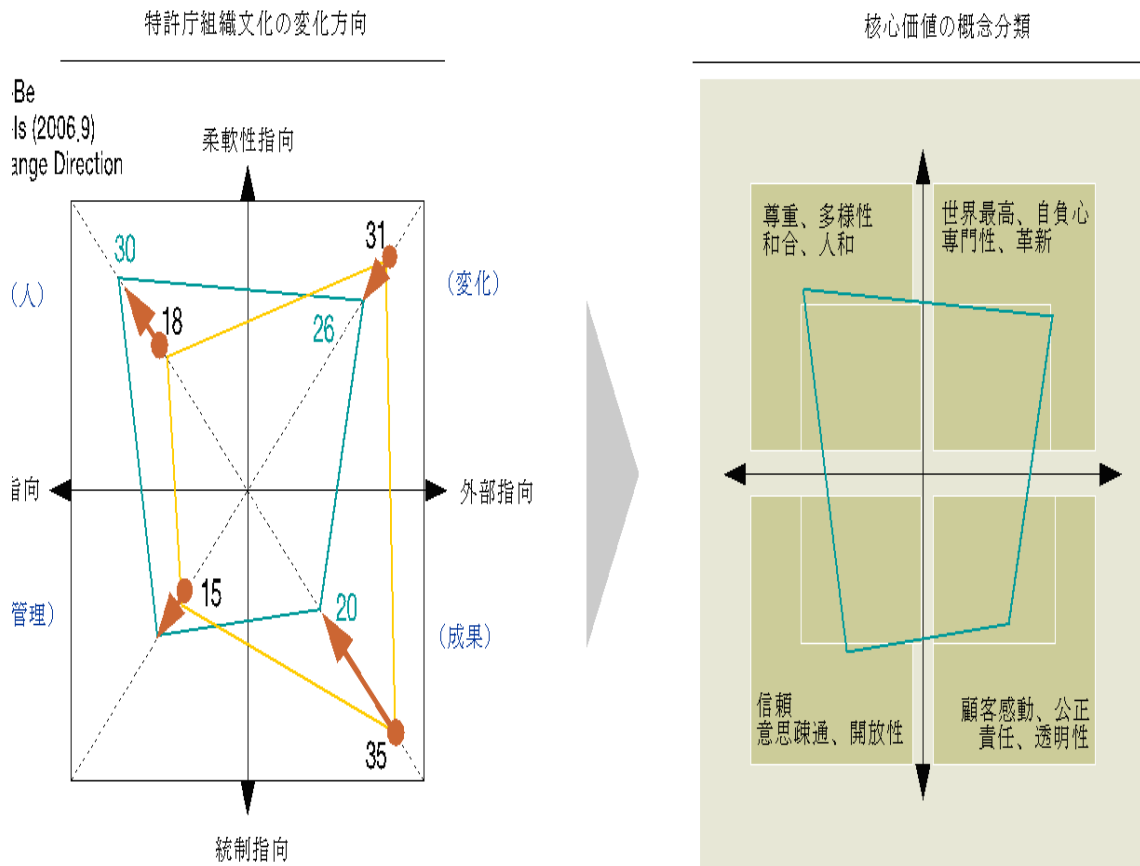
## 核心価値樹立の主要推進日程



また、特許庁長を始めとする幹部陣にインタビューを行うと共に、本部革新文化担当官の FGI (Focus Group Interview) 及びチーム別革新文化担当官のワークショップを通じ、現在の組織文化とビジョン、未来像との差から核心価値を導出する主要キーワードを見つけることができた。

次に、特許庁組織文化の変化方向性を調査して比較検討した結果、核心価値が四方に広く分布していることが分かった。

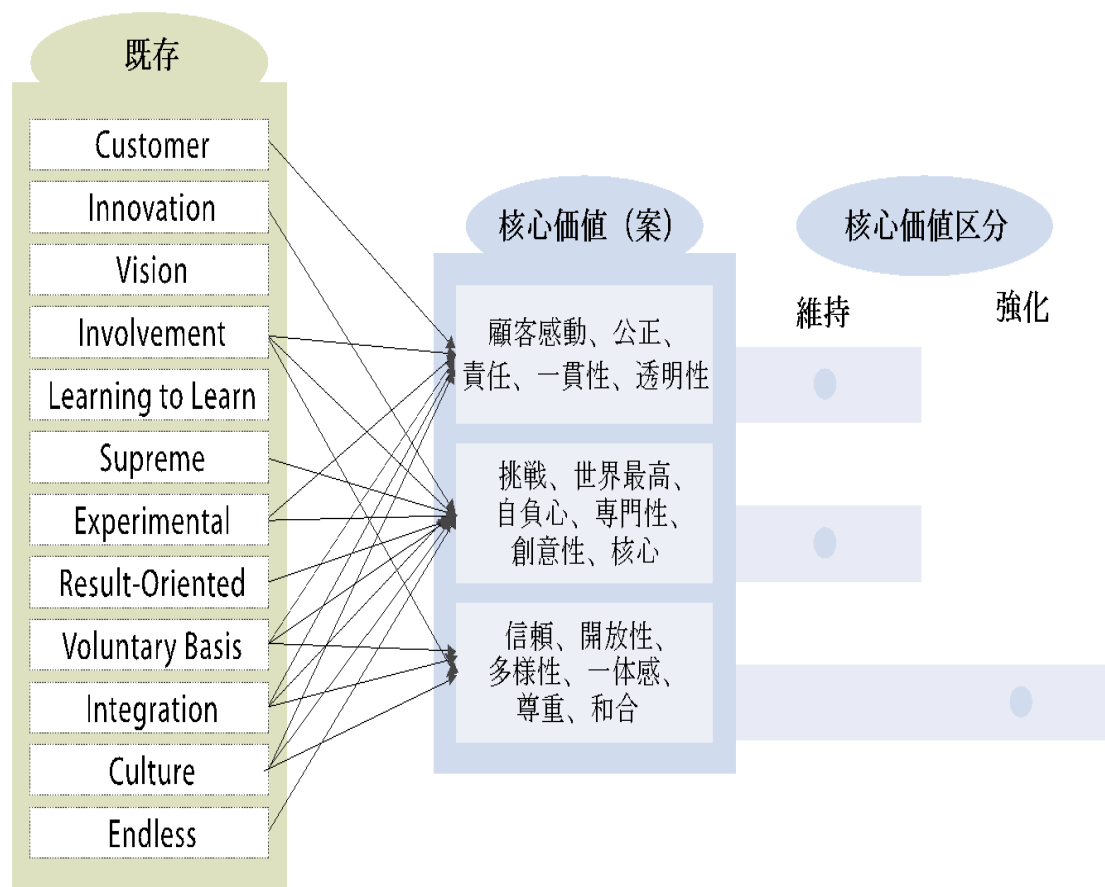
組織文化の方向性との整合性



※Robert E. Quinnの「競争価値図形」を活用し、組織文化診断

また、2001 年の上半期に発表された TQM (Total Quality Management) の 12 の核心原理 “CIVIL SERVICE” を職員が簡単に理解でき、実践できるよう 3 つに統廃合し、構成員間の信頼・尊重を強化した。

既存の核心価値との比較



二. 特許庁の核心価値 (KIPOway)

このような過程を経て核心価値を包括する単語選びに対する構成員の意見を反映し、記憶の容易性、文字数の調和などを考慮して、挑戦と創意 (Challenging Frontiers)、顧客最優先 (Customer First)、信頼と尊重 (Care for People) に選定し、価値別行動規範を定立した。

核心価値の定立後、全構成員が参加する核心価値宣言式を開催し、核心価値関連の主要事例を集めて「一緒に歩く道、KIPO way」冊子を発刊・配布して対内・外に特許庁の核心価値を広報した。

### 核心価値と行動規範

核心価値	行動規範
挑戦と創意 (Challenging Frontiers)	我々は道徳的な姿勢と創意的な態度で絶えず努力しながら、成果を出せる革新を推進することでそれぞれの分野を先導する世界最高水準の専門家になる努力をする。
顧客最優先 (Customer First)	我々はいつでも顧客の立場で考え、顧客に欠点のないサービスを提供するために努力することで、成長していく。
信頼と尊重 (Care for People)	我々は解放的な意思疎通を通じて信頼感を増進し、相互を配慮して多様性を尊重することで調和をなそうと努力する。

#### ホ. 今後の計画

核心価値の信念化 (Mind Identity) 、可視化 (Visual Identity) 、行動化 (Behavior Identity) の方向に特許庁固有の組織文化を構築できるよう具体的なマスタープランを樹立し、職級別に差別化された核心価値教育課程を開発し、核心価値を内在化することに努める予定である。

## 2. 働きやすい職場作り

### イ. 働きやすい職場の概要

働きやすい職場 (GWP : Great Work Place) は組織内の信頼 (Trust) が高く、業務に対する自負心 (Pride) が強く、楽しく (Fun) 働ける職場を意味する。特許庁は各本部を中心に働きやすい職場作り運動を推進している。働きやすい職場作りは革新内在化段階における革新の疲労感をなくし、内部構成員の満足度を向上させ、革新の持続性確保に重要な役割を担当している。

### ロ. 働きやすい職場作り運動の事例



### 1) 称賛文化の拡散

特許庁は模範となる構成員を称賛し、見習うための活動を展開している。2006年3月から知識管理システムの“称賛リレー”コーナーを新設して自発的な本部別の称賛人物選抜制度を拡大し、楽しい称賛文化を拡散している。

商標デザイン審査本部では与えられた業務に使命感を持って最善を尽くす職員、皆が嫌う業務を自発的に率先し遂行する職員などを毎月選定し、“今月のビタミン”として賞を与えている。また、情報通信審査本部では誠実性、革新性、業務成果、寄与度などを基準に“今月の正統特許人”を選定し、一生懸命努力する職員の士気を高め、全体職員の称賛を誘導している。

### 2) 在宅勤務の実施

在宅勤務とは審査・審判業務を在宅にてオンラインで庁内にいる時と同様に業務を遂行する勤務形態であり、週1日～4日までの4つの形態で運営している。在宅勤務者は庁内勤務者と同一服務規程の適用を受け、出・退勤、休暇などは電算システムによって管理されている。2006年3月には107名が、10月には158名が参加するなど、在宅勤務参加人数が持続的に増えてきている。在宅勤務職員間の交流のため、オンライン上の意思疎通手段である在宅勤務コミュニティーを開設し、在宅勤務者間の意思交換の場として活用している。また、メッセージングシステムを導入し、庁内の勤務者といつでも質疑応答が行えるよう支援している。

### 3) 組織内の壁崩し

特許庁のジュニアボードは様々な分野に才能と力量を備えた人材を選抜し、革新推進過程で発生する職員に苦勞事項や革新障害要因などに対する対案を提示する役割を遂行している。また、新しいアイデアを集める基本的な業務以外にも上下関係で発生しやすい壁を崩し、職員と幹部間の信頼を高める対話窓口の役割も遂行している。

#### 4) 社会奉仕活動の推進

特許庁情報通信審査本部の支援奉仕隊員は 2006 年に集中豪雨の被害が大きかった地域で水害復旧支援活動を行った。また、特許女性職員会では 1997 年から一日喫茶、バザーなどの行事を開催して集めたお金を社会福祉施設に寄付している。

#### 5) GWP (GOING-WELL PROGRAM)

特許庁化学生命工学審査本部では職員の活気溢れる職場の雰囲気作りと健康管理を助けるため、2006 年 10 月から 7 つのスポーツ同好会（バドミントン、卓球、テニス、健康走行、簡易サッカー、バスケットボール、ヨーガ）、禁煙及び肥満管理プログラムを施行し、本部内の働きやすい職場作りに努力している。

#### 6) 禁煙支援プログラム

特許庁では快適な事務環境を造成し、職員の健康増進を通じて競争力向上に貢献するため、2006 年 8 月から特許庁全区域を禁煙にした。後続措置として職員の自発的な禁煙を誘導するため、11 月から禁煙講演、ニコチン検査、禁煙灸施術及び禁煙補助薬提供などの禁煙プログラムを施行している。

#### 7) 職員能力開発プログラムの支援

特許庁では個人の能力発展と知的財産権分野の最新知識、情報、技術を習得するため、中央人事委員会の教育訓練プログラムとは別途に国内大学院への自主委託教育プログラム及び庁内自主語学講座を開設して運営している。

自主委託教育プログラムは 1998 年に 2 名の国内大学院自主委託卒業生から始まり、2006 年まで 5 つの国内大学院の知的財産関連学科に計 182 名の知的財産関連修士を排出した。

また、庁内自主語学講座を通じ、250名余りの職員が英語、日本語、中国語課程を受講し、知的財産権の国際化時代に符合する国際交渉専門家になるための能力を培養している。

## 第2節 学習及び教育

経営革新広報本部革新企画チーム電算事務官 シン・ヒョンチョル

### 1. 革新力量の強化及び革新人材養成教育

#### イ. 革新力量の意義

革新に成功した組織にはいつも旺盛に学習する人がおり、学習しながら革新する習慣が組織文化として定着されていることが一目で分かる。構成員が学習を通じて成功の結果を共有し、学習しながら更に大きな挑戦で成功できる革新力量を養うようになる。また、これを元に持続的な革新を推進する。

特許庁も特許行政革新を主導する革新力量を強化し、核心人材を養成するために学習を中心にする革新を推進している。特に、政策・行政サービスの品質を向上させるため、6シグマ方法論を導入し、問題解決型教育を重点的に実施した。

#### ロ. 6シグマ教育

6シグマは書記官・事務官級の優秀人材を選抜し、データと統計に重点をおいた方法論を活用し、6ヶ月単位に理論教育及びチーム別プロジェクトを遂行しながら、組織の革新課題を遂行し、業務プロセスを改善する革新方法論である。6シグマ教育を通じ、創意性とリーダーシップを備えた革新専門家を持続的に養成することで個人と組織の核心力量を強化した。

特許庁に最適化された独自モデルとして既存の6シグマ教育を簡素化した2日過程のEZ (easy) 6シグマを開発して一般職員を対象に行い、一般職員の科学的分析能力及び革新マインドの向上に寄与した。

## 2006 年の 6 シグマ教育課程の推進現況

対象	6 シグマ教育
革新リーダー 本部長 チーム長	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ チャンピオン教育（本部長級、59 名）</li> <li>・ 6 シグマ 2 日教育      ・ 変化主導リーダー力量の強化</li> <li>■ PO 教育（チーム長級、51 名）</li> <li>・ 6 シグマ 2 日教育      ・ 6 シグマ本実行の主導</li> </ul>
革新促進者 4、5 級	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ MBB 教育（4 級、5 名）</li> <li>・ 6 シグマ 15 日教育      ・ 5 ヶ月間課題遂行</li> <li>・ 戦略的思考／革新主導</li> <li>■ BB 教育（5 級、51 名）</li> <li>・ 6 シグマ 20 日教育      ・ 5 ヶ月間課題遂行</li> <li>・ 戦略的思考／革新主導      ・ 創意的問題解決技法である TRIZ 教育</li> </ul>
革新実行者 一般職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ GB 教育（5～7 級、180 名）</li> <li>・ 6 シグマ 7 日教育      ・ 5 ヶ月間課題遂行</li> <li>・ 科学的問題解決能力</li> <li>■ 6 シグマ YB 変化管理教育（2006. 3～12、400 名）</li> <li>・ EZ 6 シグマ 2 日理論／実習教育</li> <li>・ 科学的問題解決能力培養及び革新内在化誘導</li> </ul>

## ハ. 変化管理教育

超一流民間企業の経営革新ノウハウを積極的にベンチマーキングする必要性が提起されたことにより、2006 年 7 月から超一流民間企業である三星電子、ポスコ、LG 電子と革新パートナーシップ MOU を締結した。これらの企業と革新パートナーシップ協力プログラムを推進することで様々な活動を展開でき、職員の革新力量が強化された。

2006 年 9 月にはポスコと共に Change Leader 変化管理力量強化プログラムを開発し、

特許庁の職員を対象に実習中心の6シグマ方法論及びリーダーシップ力量強化に対する変化管理教育を実施した。また、2006年11月には三星電子と共にTrustリーダーシップ教育プログラムを開発し、特許庁の幹部陣に信頼と尊重に基づくリーダーシップ力量の向上のための教育を実施した。このような教育を通じ、企業の革新優秀事例、人材管理方案、コミュニケーション方法などに対する幹部陣の力量向上に大いに寄与した。

特許庁は民間の最新技法を活用した学習及び教育を通じ、革新指向型人材を育成すると共に、優秀な知的財産専門人材を養成し、顧客に世界最高水準のサービスを提供できるよう絶えず努力する計画である。

## 2. 持続的な学習文化の定着

### イ. 持続的な学習の必要性

感じられない、理解できない、知らない革新はない。

革新活動は構成員全員が革新に対する正しい理解を元にして、心から革新の必要性を感じなければ始まらない。革新の掛け声は大きさに思えるかも知れないが、個々人が心から受け入れられなければ革新的なイベントに転落することになる。よって、革新の推進力を確保し、構成員の抵抗を効果的に管理する必要がある。また、実行力を持続させるためには構成員の革新力量を強化する学習が必要である。

### ロ. 特許庁長の常時学習プログラムの推進

特許庁では革新マインドの向上及び革新アイデアを導出するため、様々な常時学習プログラムを開発・運営している。

全職員の革新力量を強化するための「知識広場」、本部長級を対象に革新図書を読んで討論及びブレインストーミングを行う「革新リーダーズ」、チーム長級を対象に専門家特

別講義の受講後討論及びブレインストーミングを行う「革新スペシャル」、本部内職員を対象とする本部別革新アカデミーなどを定期的に行い、持続的な学習文化の定着に努めた。

## ハ. 問題解決型学習組織の活性化

特許庁では 56（2006 年 10 月）の自発的な問題解決型学習組織が構成され、内部職員 2,400 名余り（重複加入を含む）、外部専門家 1,100 名余りが会員として活動している。学習組織では法令や制度の改善、政策提示、業務プロセスの改善提案などの具体的な成果を創出し、審査及び政策に反映することで審査や政策の品質向上を図っている。また、企業、研究所などと研究成果の共有及び研究活動の共同遂行などを通じた対外活動の強化により、産業に対する理解度や政策品質が向上した。

知識管理システムの整備、学習研究会コンテストの開催、優秀研究会に対するインセンティブ支給など、研究会活性化のために様々な制度を支援しており、知識経営を全社革新戦略の一つとして強く推進している。2006 年度には中央人事委員会が主管した公務員優秀研究会評価部門で全政府部署のうち、最も多い優秀学習組織（ディスプレイ研究会など 15）を運営していると評価された。

## ニ. 特許行政の現場体験学習

2006 年 5 月 1 日に中央行政機関としては初めて企業型責任運営機関への転換を目前に控えていた特許庁は、顧客満足サービスで一步進んだ顧客感動サービスを提供しようとする意思を持っていた。特許庁職員と関連機関職員などが顧客の立場で特許庁が提供する各種サービスを直接体験し、補完すべき事項を発掘する特許行政体験団を構成・運営した。このような現場体験学習を通じ、各種手続きの案内、担当公務員の態度、書式の書類及び数適正性、請願処理期間などの不便事項から制度改善事項に至るまでの 164 のサービス革新方案を導出し、111 件を受容・改善した。特許行政の現場体験学習を通じ、顧客の立場で考える機会を持ったことにより、特許庁の立場で最善を尽くしたサービスのつもりでも顧客の立場からは不便に思うこともあるということが分かった。

## 3. 知的財産の専門性向上



## イ. 先端技術専門教育

特許庁は絶えず発達する先端技術を審査し、独占権を付与する業務の性格上、専門技術分野に対する新しい技術知識を習得する必要がある。すなわち、先進国水準に審査品質を向上させるために審査官の専門性を向上させる教育は非常に重要である。

国際知的財産研修院では様々な知的財産職権の職務教育プログラムを運営し、特許庁職員の専門性を強化している。新規審査官課程、中堅審査官課程、審判官課程などの基本必須課程を始め、特許法深化課程、商標法深化課程、デザイン高級課程などの高級課程を運営しており、いつでもどこでも受講が可能なサイバー課程も運営している。

審査本部別には大学、研究所、企業などと連携した自主教育プログラムを活発に進めている。新技術習得のために外部専門家を招待してセミナーを開催している。また、先端技術動向調査のための外部セミナー及び展示会の参加を勧めている。KDI、ソウル大学、浦港工科大学などの大学、研究所の外部委託教育及び教育、産業協会などで産業現場教育を実施している。また、造船、自動車部品、製薬、電気機器など業種別特許協議会も定期的で開催している。電気電子審査本部では IT 分野特許技術の先端化、複雑化傾向に対応するべく、韓国情報通信大学と共同で審査官のための IT 新技術教育プログラム (31) を開発・運営 (2006 年には 448 名の審査官が参加) し、審査官の専門技術能力強化を図った。

また、審査ノウハウを伝授するために、審査本部のチーム長及びパートリーダーを中心にチーム別教育計画を樹立し、審査官に対する体系的な職務教育を実施中である。技術分野別に審査実務中心のチーム別事例教育を強化している。また、指導審査官の指導範囲、カリキュラムを標準化した指導マニュアル及びチェックリストを作成し、審査官 OJT 教育を充実化させている。

## ロ. 業務引受引継システム

特許庁長は 2006 年 2 月に効果的な業務の引受・引継を通じ、特許行政サービスの品質を向上させる方案を整備することを指示した。その結果、2006 年 3 月から転職発令者に

業務引受引継カードを作成し、チーム長と本部長の電子決裁を受けることを義務化した。この時に決裁された業務引受引継カードは電子文書システムに保管、管理するようにした。2006年5月から KOASIS（知識管理システム）を通じ、業務引受引継カードが全職員に共有されるようになり、良質の価値ある業務引受引継カードが蓄積された。これは特許庁の知識行政が究極的に志向する全ての単位業務に対する業務マニュアル化の基盤となった。

業務引受引継システムを通じ、特許庁の職員が新しい業務に対する恐怖を抱かせずに、業務の連続性強化、業務生産性の向上という成果も挙げられると期待している。

### 第3節 革新広報

経営革新団革新企画チーム工業事務官 イ・チュンソク

#### 1. 外部顧客に対する特許行政革新の共感型広報

特許庁は 2006 年度に顧客体感革新成果を創出するため、成果主義、6シグマ経営、知識経営、顧客感動経営の4大革新戦略を推進した。特に、2006年5月には中央部署で初めて企業型責任運営機関へ転換してからは、顧客感動経営を宣言し、顧客を最優先に考える活動を展開した。その結果、特許審査処理期間を17.6ヶ月（2005年末）から9.8ヶ月（2006年末）に短縮し、世界最速の特許審査処理期間を達成した。また、6シグマ技法を活用して誤謬の発生原因を分析すると共に、些細なミスによる審査誤謬を防止できる誤謬防止システムなどを通じて審査品質を世界的水準に維持し、国際的にも評価されるなど、革新活動を通じ、多くの成果を達成した。

このような革新成果を国民と共有するため、革新ホームページ、研究会別ホームページ、ブログ及びインターネットポータルなどのデジタル媒体を活用し、革新成功事例を広報した。また、国政ブリーフィング、KTV、新聞などの各種メディアを通じた広報だけでなく、2005年に引き続き革新成功事例集の「参加を通じた革新物語2」を発刊し、一般国民に配布するなど、様々な方法を通じて革新の成果を伝播した。

顧客に必要な情報を事例中心に提供する政策顧客サービス（PCRM）サービスを施行し、政策資料を提供すると同時に広報効果を高めるため、開放率点検と革新広報認知度調査及び顧客群別要求事項調査などを実施し、顧客に必要な情報が提供されるよう広報を実施した。

今後も様々な媒体を活用し、定型的で立体的な企画・広報を実施し、特定顧客に対するPCRM 施行するだけでなく、世論調査の活性化により、一方的な政策提供ではなく、国民の意見を積極的に反映する広報を通じ、国民が革新を身近に感じられるように努力する計

画である。

## 2. 内部顧客と革新活動を共有する広報

2006 年度には革新成果創出に対する職員の自発的な参加を誘導し、内部意思疎通活性化のため、内部顧客と革新活動を共有する広報を強化した。職員との革新に対する共感を形成するため、①KIP0 メッセンジャーを通じ、庁長と職員が直接意思疎通をし、②庁単位の革新点検会議と本部単位の革新点検会議を通じ、革新推進経過の共有や意見交換を行うと共に、③庁・本部単位のジュニアボードや革新同好会を通じ、革新の障害要因を自ら発掘・改善を行った。これにより、特許庁は組織内の壁を崩し、自由に討論する文化を作り上げた。

今後も CEO、本部長、チーム長など、経営陣の革新リーダーシップを通じ、壁のない対話する雰囲気作りや革新に対する共感形成のために努力し、革新のためには変化を恐れない組織の雰囲気を続けていく方針である。

## 3. 革新成果の他部署伝播・拡散志向型広報

2006 年には BSC 成果管理システム、民間ポータルを活用した知識共有、在宅勤務、6 シグマ技法の導入など、特許革新優秀事例に対し、関税庁、検察庁、兵務庁などの他部署と大邱市庁などの地方自治体、韓国電力などの公共機関がベンチマーキングした。また、韓国特許情報院、韓国発明振興会、女性発明協会などの特許庁関連団体の職員を対象に革新経験を伝播した。

また、三星電子、ポスコ、LG 電子などの超一流民間企業と革新パートナーシップを締結し、相互の革新推進知識と経験を共有した。同時に、韓国電子通信研究院などの MOU 締結機関と知識管理システムを連携し、知識をオンライン上で共有できるようにシステムを整備した。特に、特許庁の 6 シグマ事例は放送通信大学の教材に活用される程対外的に評

価され、アジアン6シグマサミットに参加し、“公共機関の6シグマ推進事例”を発表した。

英文年報及び英文広報リーフレットを通じ、国内だけでなく海外特許庁と関連機関に革新推進成果を広報し、韓国特許庁の国際的な地位を高めた。このような広報と努力の結果により、2005年末に韓国特許は国際特許審査時に義務的に調査しなければならない‘PCT最少文献’に含まれるようになった。また、2006年3月には特許庁の国際特許研修院がWIPO（世界知的所有権機関）最初の公式研修機関として選定され、国際セミナーを開催した。

今後も様々な方法を通じ、特許庁の革新方向及び成果を国内外に伝播することで韓国特許庁の地位を高めると同時に、他部署及び傘下機関の革新活動に助力できるように努力する予定である。



## 【付録】

## 1. 歴代庁長

歴代	姓名（漢字）	在任期間	任命前職歴
初代	ベ・サンウク（裴相穢）	1977. 03. 12～1977. 12. 22	工業団地管理庁長
2代	アン・ヨンチョル（安永哲）	1977. 12. 23～1978. 12. 29	特許庁次長
3代	リ・サンソプ（李相燮）	1978. 12. 30～1982. 12. 17	商工部重工業次官補
4代	ホン・ソンザ（洪性佐）	1982. 12. 28～1985. 10. 18	商工部第1次官補
5代	チャ・スミョン（車秀明）	1985. 10. 19～1988. 03. 04	商工部第1次官補
6代	パク・ホンシク（朴洪植）	1988. 03. 05～1990. 03. 19	特許庁次長
7代	キム・チョルス（金喆壽）	1990. 03. 20～1991. 09. 18	商工部第1次官補
8代	キム・テジュン（金泰俊）	1991. 09. 20～1993. 03. 03	商工部第2次官補
9代	アン・グァング（安光谷）	1993. 03. 04～1995. 12. 25	商工部第2次官補
10代	チョン・ヘジュ（鄭海澍）	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通商産業部次官補
11代	ハン・ドクス（韓憲洙）	1996. 12. 24～1997. 03. 06	通商産業部通商貿易室長
12代	チェ・ホンゴン（崔弘建）	1997. 03. 07～1998. 03. 08	通商産業部企画管理室長
13代	キム・スドン（金守東）	1998. 03. 09～1999. 05. 25	特許庁次長
14代	オ・ガンヒョン（吳剛鉉）	1999. 05. 26～2000. 08. 10	産業資源部次官補
15代	イム・レギユ（林來圭）	2000. 08. 11～2002. 02. 04	特許庁次長
16代	キム・グァンリム（金光琳）	2002. 02. 05～2003. 03. 02	国会予算決定委員会 主席専門委員

17代	ハ・ドンマン (河東萬)	2003. 03. 03～2004. 09. 02	国務調整室経済調整官
18代	キム・ジョンガプ (金鍾甲)	2004. 09. 03～2006. 01. 31	産業資源部次官補
19代	チョン・サンウ (全湘雨)	2006. 02. 01～	特許庁次長

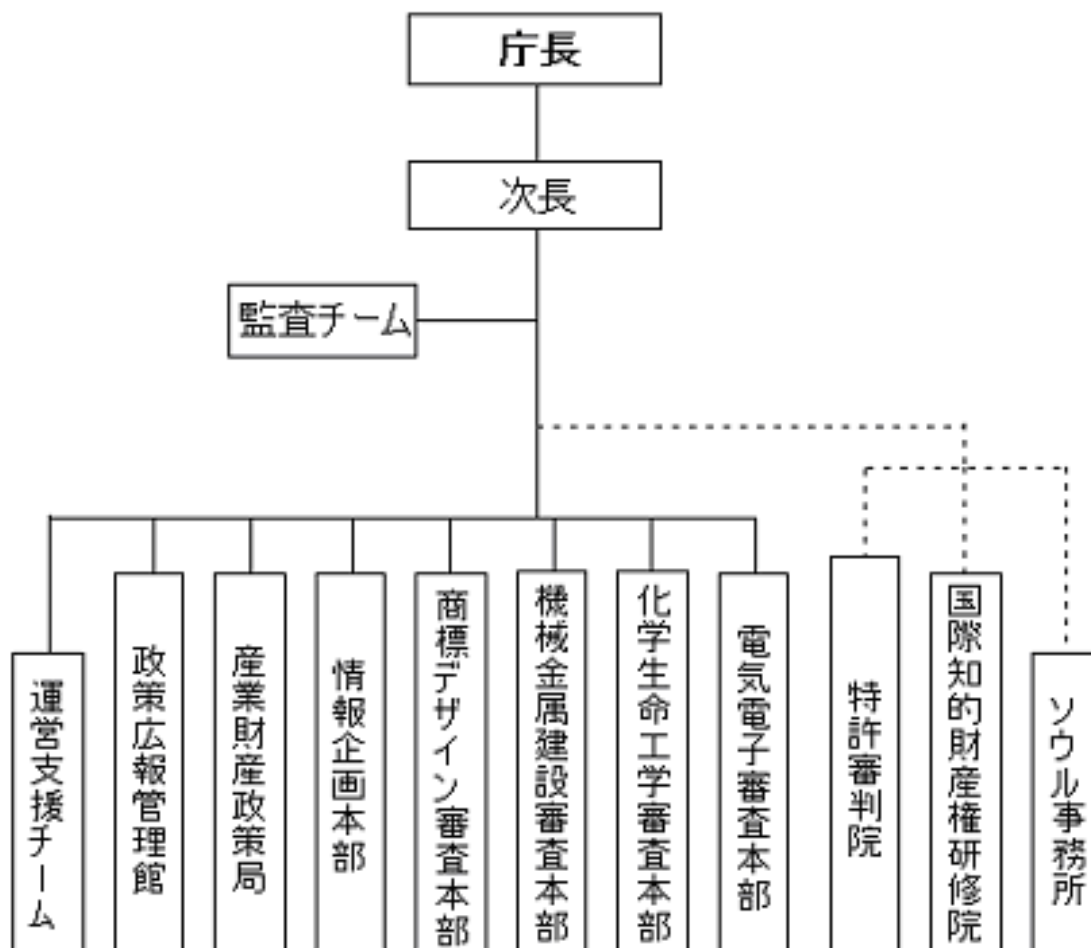


2. 機構定員・予算現況

イ. 機構

(2006年12月31日基準)

本部	チーム	所属機関		
		審判院	研修院	事務所
9	60	2チーム	3チーム	3課



## ロ. 定員

(2006年12月31日基準)

区分	庁長	高位 公務員	3・4 級	4級	5級	6級	7級	8級	研究	技能	計
本庁	1	13	13	39	838	149	58		1	81	1,337
所属機関		1	1	45	14	26	13	7		29	155
計	1	14	14	84	852	175	71	7	1	110	1,492

注) 「特許庁とその所属機関職制」上の定員である。

## ハ. 予算現況

## 1) 歳入

(単位：百万ウォン)

区分	2006年度予算	2007年度予算	増減	
				%
責任運営機関事業収入	234,427	242,055	7,638	3.3
その他収入	63,546	64,169	623	1.0
合計	297,973	306,224	72,953	2.7

## 2) 歳出

(単位：百万ウォン)

区分	2006 予算 (A)	2007 予算 (B)	増減	
				%
総計	297,973	311,119	13,146	4.4
純計 (総計－勘定間の取引)	297,973	306,224	8,251	2.8

<損益勘定>	297,973	306,224	8,251	2.8
□ 産業振興高度化	28,520	193,163	△4,437	△2.2
○ 産業財産権審査	454	24,967	△3,553	△12.5
○ 産業財産権審判	89,963	663	209	46.4
○ 知的財産の創出・活用	4,558	89,529	△434	△0.5
○ 国内外知的財産権の保護	62,703	4,720	162	3.6
○ 知的財産行政の情報化	5,913	67,289	4,586	7.3
○ 産業財産権の出願・登録	1,967	2,170	△3,743	△63.3
○ 新技術知的財産の育成	3,522	2,075	108	5.5
○ 知的財産人材の養成	100,373	1,751	△1,771	△50.3
□ 産業、中小企業一般	94,665	113,061	12,688	12.6
○ 知的財産行政の総合支援	5,708	101,870	7,205	7.6
○ 会計基金間の取引		6,296	588	10.3
○ 勘定間の取引 1)		4,895	4,895	純増
<資本勘定>		4,895	4,895	純増
□ 産業振興高度化		3,243	3,243	純増
○ 知的財産の創出・活用		21	21	純増
○ 知的財産行政の情報化		2,329	2,329	純増
○ 知的財産人材の養成		893	893	純増
□ 産業、中小企業一般		1,652	1,652	純増
○ 知的財産行政の総合支援		1,652	1,652	純増
※ 別途統計				
1. 人件費	74,225	79,127	4,902	6.6
2. 基本経費	13,699	13,389	△310	△2.3
3. 予備費	4,433	6,904	2,471	55.7

1) 減価償却費 (2,142 百万ウォン)、当期純利益 (2,753 百万ウォン)

### 3. 2006 年度知的財産政策の主要日誌

1月

- 1. 3 2006 年度特許庁始業式
- 1. 3 大田国立顕忠院参拝
- 1. 4 2006 年度弁理士試験（第 43 回）応募願書の受付（～ 1. 13）
- 1. 5 成果管理の事前評価
- 1. 12 第 4 回 100 大優秀特許製品大賞の授賞式（韓国知的財産センター）
- 1. 18 2006 年度デザイン審査資料整備事業のワークショップ開催
- 1. 19 第 8 回木曜プラザの開催
- 1. 19 国家 R&D 特許支援団の 1 次教育実施（～ 1. 20）
- 1. 20 2006 年度第 1 回革新諮問委員会の開催
- 1. 20 審査指針書改正諮問会議の開催
- 1. 24 2006 年度地域ブランド価値向上事業推進のための地域特産物選定審査委員会の開催
- 1. 25 2005 年度革新成果事例集の発刊
- 1. 31 キム・ジョンガブ特許庁長の離任式

2月

- 2. 1 チョン・サンウ特許庁長の就任式
- 2. 1 特許行政革新広報映像の製作撮影（～ 2. 3）
- 2. 7 審判員、研修員の人材増員職制改正（案）の国務会議議決
- 2. 8 発明教室運営評価審議委員会の開催
- 2. 9 「人事・組織革新事業」の役務機関選定のための技術評価委員会の開催
- 2. 10 2006～2010 年の中期事業計画に対する予算審議会の開催
- 2. 14 第 258 回国会（臨時国会）産業資源委員会の業務現況報告（国会）
- 2. 14 2006 年度特許情報総合コンサルティング・地方大学知的財産権創出支援事業関係者のワークショップ開催
- 2. 15 政策研究役務審議委員会の開催

- 2. 16 2006 年度発明奨励事業討論会の開催
- 2. 16 日本工業所有権情報・研修館
- 2. 16 審査の専門性と一貫性向上のための審決・判例研究発表会（～2. 17）
- 2. 18 国際特許紛争マップ作成の第1次実務会議開催
- 2. 20 「特許審判院ニュースレター」（第22号）の製作
- 2. 21 中国国家知的財産権戦略委員会調査団の訪問
- 2. 22 国防科学研究所に対する“訪問審査サービス”の実施
- 2. 22 2006 年度年頭業務報告のブリーフィング
- 2. 23 2006 年度第2次革新現場リレー（国際知的財産研修院）
- 2. 24 「商品DB整備事業」技術評価委員会の開催
- 2. 27 特許行政体験団の発足式（政府大田庁舎大会議室）
- 2. 28 日本特許庁国際商標出願システム調査団の訪問

3月

- 3. 2 6シグマデーの開催
- 3. 3 第16回新技術リレーセミナーの開催
- 3. 5 第43回弁理士1次試験の実施
- 3. 6 KIPO-WIPO間の情報化会議開催
- 3. 9 6シグマ2次最終報告会の開催
- 3. 13 人事・組織革新改善案樹立のための職員インタビューの実施（～3. 17）
- 3. 13 第7回半導体設計公募展開催の公告
- 3. 14 民間特許情報業者との歓談会開催
- 3. 14 6シグマ3次課題導出ワークアウトの開催
- 3. 15 WIPO 事務総長の訪韓
- 3. 15 国際知的財産研修院のWIPO公式研修機関指定式（特許庁ソウル事務所）
- 3. 15 第1四半期特許顧客満足度及び電話親切度の調査
- 3. 17 大韓弁理士会商標制度委員会の委員との歓談会
- 3. 20 弁理士1次試験仮採点結果の発表

- 3. 21 Change Leader 革新討論会の開催
- 3. 22 6シグマ3次ウェブプロジェクトの報告会
- 3. 22 2006年度特許技術事業化協議会の開催
- 3. 22 特許庁－国防科学研究所間の業務協約締結（国防科学研究所）
- 3. 27 偽造商品取り締まり業務関連機関公務員の教育実施
- 3. 28 先行技術調査機関選定のための技術評価委員会の開催
- 3. 28 米大使館知的財産権担当者の特許庁訪問
- 3. 29 2006年度第1四半期特許技術賞の授賞式（韓国知的財産センター）
- 3. 29 第41回発明の日の褒賞推薦審査会議の開催
- 3. 30 顧客感動経営実現のための幹部級特許行政革新ワークショップの開催（ムジュリゾート）
- 3. 30 商標・デザイン権利化支援大田地域説明会の開催
- 3. 31 請願制度研究会創立総会の開催

4月

- 4. 3 2006年度職務成果契約の締結
- 4. 3 海外における知的財産権侵害に対する審判及び訴訟費用の支援事業開始
- 4. 5 革新ブランド管理基本計画の報告
- 4. 6 2006年度第2回特許庁5級制限競争特別採用面接委員会の開催
- 4. 6 第61回植木日の木を植える行事
- 4. 7 出願・登録分野の顧客感動サービス提供のための歓談会開催
- 4. 11 国際特許紛争の段階別対応戦略整備のための韓・米・日セミナー（COEX）
- 4. 11 R&D 特許センターの開所式（韓国知的財産センター）
- 4. 13 特許庁－電子部品研究院間の業務協力協定書の調印式
- 4. 14 産業資源部長官の業務報告（特許庁小会議室）
- 4. 14 韓国電力－特許庁間の特許及び知識情報協力MOUの締結（韓国電力公社）
- 4. 17 審査官のためのIT新技術教育センターの開所式（韓国情報通信大学）
- 4. 18 優秀部署及び優秀審査官の授賞式

- 4. 19 2006 年度の大韓民国女性発明品博覧会 (COEX)
- 4. 19 特許庁－関税庁間の知的財産権保護了解覚書の締結 (ソウルリッツカールトンホテル)
- 4. 24 韓－タイ特許庁長会談
- 4. 25 特許庁－エネルギー管理公団間の業務協約書の調印式
- 4. 27 韓－独特許庁長会談
- 4. 27 幹部級の能力強化のための革新討論会開催

5月

- 5. 1 第1次革新ブランド管理委員会の開催
- 5. 1 携帯用登録証、英文登録証の発給開始
- 5. 2 国際特許受付システム“PCT-ROAD”の国務会議報告
- 5. 3 2006 年度顧客感動経営の宣布式
- 5. 4 2006 年度マドリッドサポーターズワークショップの開催
- 5. 5 子供の政府体験行事の開催
- 5. 10 大韓民国特許技術移転博覧会 (COEX)
- 5. 11 特許庁－韓国科学財産間の業務協力協定書の調印式
- 5. 13 2006 年度学生発明体験会 (国際知的財産研修院)
- 5. 14 特許家族－芸能人サッカーチームの親善サッカー
- 5. 15 特許庁－韓国保健産業振興院間の業務協定書の調印式
- 5. 19 第41回発明の日の記念式 (COEX)
- 5. 24 優秀特許を保有する中小企業の事業化支援業務協約の締結 (韓国知的財産センター)
- 5. 27 5・19 発明ミッション歩き大会 (漢江市民公園)

6月

- 6. 1 6シグマ中間報告会の開催
- 6. 2 情報通信審査本部懸板式（初めて看板を懸ける日を祝う行事）の開催
- 6. 2 国立大田懸忠院参拝
- 6. 7 特許顧客サービスセンターの1日現場体験
- 6. 7 WIPO-KIPO間のアカデミー開会式（国際知的財産研修院）
- 6. 8 顧客サービス本部懸板式の開催
- 6. 8 特許庁-自動車部品研究院間の業務協力協定の調印式
- 6. 13 特許行政革新の優秀事例コンテスト
- 6. 14 挑戦！発明コールデンベル（クイズ大会）の開催（培材大学校）
- 6. 15 大田報勲（勲功の意）病院訪問
- 6. 16 特許庁-韓国科学技術研究院間の業務協力約定書の調印式
- 6. 26 特許庁-仁荷大学校間の業務協約式
- 6. 27 乙支訓練の統制部会議
- 6. 28 特許庁-韓国原子力研究所間の業務協力協定の締結（原子力研究所）
- 6. 28 韓-日情報化会議
- 6. 29 特許技術賞選定審査協議会の開催

7月

- 7. 1 審査着手時期格差解消のための散布管理及び換算点数管理システムの開通
- 7. 4 「公共技術評価支援事業」評価支援技術選定委員会の開催
- 7. 4 大学生デザイン公募展 2006 の出品作審査
- 7. 5 名刺管理システム活性化のための“マダンバル（顔の広い人）選抜大会”の開催
- 7. 5 特許顧客コールセンターの“第1回大韓民国コンタクトセンター品質革新大賞”受賞
- 7. 6 「第43回弁理士2次試験」執行業務委託業者選定のための自主評価委員会の開催
- 7. 6 韓国ゴム学会夏季技術セミナーに「知的財産権相談ブース」の設置・運営
- 7. 7 特許庁-三星電子間の教務協約締結式（三星電子デジタル研究所）



- 7. 10 特許庁の情報保護マーク（ePRIVACY、I-safe）認証書授与式
- 7. 14 2006 年度第 2 四半期特許技術賞の授賞式（韓国知的財産センター）
- 7. 18 2006 年度上半期の個人成果の評価実施
- 7. 18 忠清圏大学アドバイザー及び大田地域の地域センターの歓談会開催
- 7. 19 革新型中小企業技術金融支援事業の公告
- 7. 19 2006 年度特許微生物寄託機関点検のための実態調査
- 7. 20 第 19 回大韓民国学生発明展示会（COEX）
- 7. 21 タレントのリ・ボヨン、特許庁名誉広報大使委嘱式（特許庁ソウル事務所）
- 7. 24 「人事・組織革新事業」の最終報告会開催
- 7. 27 特許庁ーポスコ間の革新パートナーシップ調印式（ソウルポスコセンター）
- 7. 28 半導体配置設計法律改正のための公聴会開催

8月

- 8. 1 「海外知的財産権保護センターホームページ」サービスの開始
- 8. 2 審査品質向上のための 2006 年度上半期審査評価結果の説明会開催
- 8. 7 特許庁制限競争特別採用の面接試験委員会の開催
- 8. 7 発明教育センターの夏休み発明キャンプの運営（～8. 11）
- 8. 9 第 43 回弁理士 2 次試験の施行
- 8. 9 韓・米 FTA に備えた米国への他出願企業・機関との歓談会開催
- 8. 10 6 シグマデーの開催
- 8. 10 地域発明文化創出コンテンツ選定審査委員会の開催
- 8. 17 乙支訓練の自主準備報告会
- 8. 19 第 5 回全国大学発明コンテスト（天安国立中央青少年修練院）
- 8. 21 乙支訓練の状況報告
- 8. 21 2006 年度特許庁情報化能力コンテスト
- 8. 22 2006 年度女子大生発明キャンプの開催
- 8. 25 2006 年度夏期全国学生創意力オリンピアド（ソウル貿易展示場）
- 8. 28 2006 年度下半期の定期多面評価の実施

- 8. 30 2006 年度商標－デザイン展の開催 (COEX)
- 8. 31 中小企業特許経営支援団の発足式

9月

- 9. 1 政府業務評価分野別の自主点検実施 (～9. 6)
- 9. 4 海外における知的財産権侵害実態の調査 (～9. 17)
- 9. 4 韓・中共同先行技術調査事業の実施 (～9. 8)
- 9. 5 政府革新管理委員会主管の革新現場実態調査の実施
- 9. 5 6シグマ3次ウェーブの最終発表会
- 9. 7 知的財産強国実現のための戦略プロジェクトの検討会議
- 9. 7 日本及び中国弁理士会関係者の特許庁訪問
- 9. 8 高位公務員団課題の調印式
- 9. 13 特許庁－嶺南大間の約定調印式 (嶺南大学校)
- 9. 15 特許庁－LG 電子間の革新パートナーシップ MOU の調印式 (ソウル LG 電子ツインセンター)
- 9. 15 特許庁6シグマ2次BB認証試験の実施
- 9. 19 特許庁－情報通信研究振興院間の業務協力協約書の調印式
- 9. 19 2006 年度下半期の特許行政革新優秀事例コンテスト
- 9. 20 第2回顧客と共にする経営革新委員会 (特許庁ソウル事務所)
- 9. 21 木浦地域のデザイン権利化巡回説明会の開催
- 9. 22 第6次韓・仏庁長会談の参加 (フランス特許庁)
- 9. 28 技能職の成果評価方案説明会開催

10月

- 10. 2 分かりやすい法令作り推進会議の開催
- 10. 2 国有特許通常実施権の電子契約システム開通

- 10. 10 2006 年度乙支訓練機関表彰受賞
- 10. 12 特許顧客サービスセンター及び発明家の殿堂の共同開所式
- 10. 16 第2回特許庁長杯ソフトボール大会の開幕式
- 10. 17 韓・豪共同専門家会議の開催
- 10. 18 ベトナム貿易部代表団の特許庁訪問
- 10. 19 “IT 技術標準と知的財産権戦略” セミナーの開催
- 10. 20 2006 年度第3 四半期特許技術賞の授賞式（韓国知的財産センター）
- 10. 20 “政府の特許経営支援施策” 紹介冊子の発刊及び配布
- 10. 24 大韓民国発明特許大展推薦審査委員会の開催
- 10. 26 韓・日デザイン審査官会議の開催
- 10. 26 主要政策評価自主評価委員会の開催
- 10. 31 特許庁国政監査（特許庁大会議室）

11月

- 11. 1 第7回半導体設計公募展の本選審査及び評価会実施
- 11. 1 離島に住む子供の特許庁招待
- 11. 2 第4回女性発明コンテスト（COEX）
- 11. 3 特許庁革新価値の宣布式及び知識広場
- 11. 3 特許庁－韓国機械研究院間の業務協力協約の締結（韓国機械研究院）
- 11. 6 韓・マレーシア特許庁長会談
- 11. 6 特許微生物寄託情報のオンライン検索サービス開始
- 11. 8 大韓民国発明特許大展総合審査委員会の開催
- 11. 8 第3回特許庁長杯サッカー大会の開催（～11. 14）
- 11. 9 日本の大学の知的財産権管理アドバイザー招待フォーラム開催
- 11. 10 6 シグマデー行事
- 11. 10 「共に歩く道、KIP0way」冊子の発刊
- 11. 14 第7次韓－ヨーロッパ特許庁長会談（ソウル新羅ホテル）
- 11. 20 特許庁革新 Leader 変化管理ワークショップ（政府大田庁舎大会議室）

- 11. 21 2006 年度特許流通 Festival の開催（高麗大学校）
- 11. 22 2006 年度特許紛争マップ及び特許マップの作成結果発表会（韓国知的財産センター）
- 11. 27 第 18 次韓・日特許庁長会談（日本東京）
- 11. 28 第 2 回国際特許情報会議の開催（COEX）
- 11. 30 消滅特許情報のオンライン検索サービス実施

12月

- 12. 1 第 7 回半導体設計公募展の授賞式（韓国知的財産センター）
- 12. 4 第 6 次韓・中・日特許庁長会談（中国北京）
- 12. 4 韓・WIPO 間の知的財産権教育コンテンツの共同開発事業評価委員団会議
- 12. 6 特許庁ホームページコンテンツフェスティバル実施（～12. 15）
- 12. 7 2006 年度大韓民国発明特許展（COEX）
- 12. 7 特許庁－エンパス間の業務協力協定書の調印式（韓国知的財産センター）
- 12. 7 弁理士資格審議委員会の開催
- 12. 8 情報公開外部専門家の招待講演会
- 12. 8 第 43 回弁理士試験の最終合格者発表
- 12. 12 特許庁－韓国ソフトウェア振興院間の業務協力協定書の調印式
- 12. 13 2006 年度革新管理評価の実施
- 12. 14 政府業務（組織人事部門）自主評価委員会の開催
- 12. 21 2006 年度第 4 四半期特許技術賞の授賞式（韓国知的財産センター）
- 12. 21 成果管理の定着及び拡散に貢献した部署、大統領賞受賞
- 12. 22 特許庁－忠南大間の約定式締結（忠南大学校）
- 12. 27 特許庁貧しい隣人のためのバザー及び一日喫茶
- 12. 27 2007 年度特許ネット運営委託契約の締結
- 12. 28 第 5 回 100 大優秀特許製品大賞の授賞式（韓国知的財産センター）

## 4. 2006 年度主要報道内容及び庁長の広報活動

## イ. 新聞・放送の主要報道内容

報道 日時	報道内容	報道メディア	担当部署
1 . 1	画像デザイン！様々な製品に関心高調	第一経済、デジタルタイムズ	デザイン（2）審査チーム
1 . 2	PDP パネル分野、特許出願持続的に増加傾向	第一経済、デジタルタイムズなど	電子素子審査チーム
1 . 3	特許が競争力である（23）。－蛋白質に砂糖を添加し、治療効能を上げる。	デジタルタイムズ	生命工学審査チーム
1 . 3	“偽物” 通報、最高 1 千万ウォンの褒賞	中央日報、ハンギョレ新聞など	産業財産保護チーム
1 . 4	ユビキタスバンキング技術の特許確保競争	第一経済、デジタルタイムズなど	電子審査チーム
1 . 4	原油高を克服できる再生エネルギー、風力	第一経済、忠清トゥデイ	原動機械審査チーム
1 . 5	特許庁、特許情報拡充により審査品質向上！	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	情報管理チーム
1 . 5	21 世紀型未来素材、炭素ナノチューブ	電子新聞、忠清トゥデイ	無機化学審査チーム
1 . 6	2006 年度弁理士実務修習実施	第一経済	産業財産保護チーム
1 . 6	LCD 用 LED バックライトの特許動向	デジタルタイムズ	映像機器審査チーム
1 . 6	ネイバー知的財産権ポータルの誕生	ハンギョレ新聞、電子新聞など	情報開発チーム

1 . 9	アレルギーとの戦争、鼻炎	忠清トゥデイ	薬品化学審査チーム
1 . 10	特許が競争力である (24) 。一次世代パッケージ用 SOP 技術の特許動向	デジタルタイムズ	電子素子審査チーム
1 . 11	非喫煙者を配慮するロハスタバコ!	忠清トゥデイ	食品生物 資源審査チーム
1 . 11	特許庁研究機関と知識管理システムの連携	電子新聞、デジタルタイムズなど	情報開発チーム
1 . 12	特許庁研修院、IP 分野の民間人及び学生教育プログラムを発表	中都日報	知的財産教育チーム
1 . 13	メモリーカードコネクタ、標準化の可能性高くなる。	電子新聞、デジタルタイムズなど	電子商取引審査チーム
1 . 17	特許が競争力である (25) 。実験室の知能型ロボット技術	デジタルタイムズ	制御機械審査チーム
1 . 18	公益弁理士特許相談サービス支援の拡大運営	ソウル経済、第一経済	産業財産保護チーム
1 . 25	爪ほどの大きさのチップで健康管理	第一経済、デジタルタイムズ	精密機械審査チーム
1 . 26	特許審判院、国民の便宜増進のための審判登録制度を改善	ソウル新聞、電子新聞など	審判行政チーム
1 . 31	零細個人発明家にも審判、訴訟費用支援	京郷新聞	産業財産保護チーム
1 . 31	人間親和型に進化する電気髭剃り	デジタルタイムズ	一般機械審査チーム
2 . 3	季節商標の一番はやはり春!	韓国日報、韓国経済など	商標 (2) 審査チーム
2 . 6	特許庁、韓・米 FTA 知的財産権交渉対応体制の完備	忠清トゥデイ	国際協力チーム

2 . 6	韓国、国際特許出願 (PCT) 世界 6 位	中央日報、東亜日報など	国際協力チーム
2 . 7	特許審判院、商標不使用取り消し審判制度改善	第一経済	審判行政チーム
2 . 9	タバコ商標、10 大多登録業者発表 (1 位は KT&G)	中都日報	商標 (1) 審査チーム
2 . 9	A 某氏、偽造商品通報で 330 万ウォン支給…	朝鮮日報、中央日報など	産業財産保護チーム
2 . 10	抗菌機能性加湿器の出願動向	第一経済	生命工学審査チーム
2 . 14	海外特許、これからは無料で検索しよう。	中央日報、毎日経済など	情報企画チーム
2 . 15	特許審判院、商標判決文の要旨集発刊	毎日経済、デジタルタイムズなど	審判 1 部
2 . 16	英単語の意味を教えてくれる携帯電話	第一経済、デジタルタイムズなど	通信審査チーム
2 . 17	2006 年度国家研究開発特許技術動向調査事業の推進計画発表	ソウル経済、デジタルタイムズなど	情報企画チーム
2 . 20	シックハウス症候群、システム換気で減らす。	第一経済、忠清トゥデイ	空調機械チーム
2 . 22	“デザイン登録証” 就職の強い味方	電子新聞	デザイン (1) 審査チーム
2 . 23	チョン・サンウ特許庁長、2006 年度主要業務の推進計画発表	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	財政企画チーム
2 . 24	STI 工程、半導体素子分離技術として脚光	電子新聞	半導体審査チーム
2 . 27	特許コンサルティングを通じた独自サービスの提供	電子新聞、忠清トゥデイ	産業財産政策チーム

28	2 . 特許行政体験団、顧客の中に	デジタルタイムズ、韓国経済など	革新人事企画チーム
2	3 . 実用新案、権利強化のために生まれ変わる！	第一経済、忠清トゥデイ	特許審査政策チーム
2	3 . 特許庁「生産技術特許研究会」発足	第一経済、デジタルタイムズ	一般機械審査チーム
6	3 . PCT、国内段階進入期間を 31 ヶ月までに延長	ニューシス	国際出願チーム
6	3 . ウェルビーイング時代、プラスチック産業もグリーンテクノロジーへと変身中	忠清トゥデイ	有機化学審査チーム
6	3 . 改正職務発明法制来る 9 月から施行	韓国経済、マネートゥデイ	産業財産政策チーム
7	3 . 大学講義室にも特許の嵐!!	韓国経済、ソウル経済など	情報企画チーム
8	3 . 地方に吹き荒れるブランド経営熱風	京郷新聞、マネートゥデイなど	商標デザイン審査政策チーム
9	3 . 集積度が 100 倍高い次世代分子電子メモリーの実用化段階	デジタルタイムズ、第一経済など	電子素子審査チーム
9	3 . もう一つの革新！働く方法の改善で顧客に近づく（先送達、後方式審査）	ニューswire、ヘルルド経済など	審判行政チーム
10	3 . 体系的な職務発明研究、根付く。	デジタルタイムズ、大徳ネット	空調機械チーム
13	3 . 合板から太陽電池まで…	プライム経済、EBN	無機化学審査チーム
13	3 . 特許庁、働いた分報償する。	プライム経済、ニューシスなど	革新人事企画チーム
14	3 . 特許庁、「第 7 回半導体設計公募展」開催	電子新聞、マネートゥデイなど	電気審査チーム



3 . 15	特許庁国際知的財産研修院、世界知的所有権期間 (WIPO) の第 1 号公式研修機関指定!	ソウル新聞、毎日経済など	国際協力チーム
3 . 16	レジャー・スポーツは科学—インラインスケートにも特許熱	第一経済	制御機械審査チーム
3 . 17	先端半導体チップ、これからは金型で製造する。	第一経済、韓国経済など	精密化学審査チーム
3 . 20	マルチメディア通信とネットワークプロセッサ	忠清トゥデイ	コンピューター審査チーム
3 . 21	新世代インターネット用語も商標出願	中央日報、朝鮮日報など	商標 (3) 審査チーム
3 . 22	特許庁、国防科学研究所と国防科学技術及び知的財産協力に関する業務協定を締結	電子新聞、プライム経済など	一般機械審査チーム
3 . 23	これからは研究成果も体系的に記録すべき	大徳ネット、電子新聞	情報企画チーム
3 . 23	特許庁、革新半導体設計財産創出集中支援	電子新聞、忠清トゥデイなど	電気審査チーム
3 . 24	「訪問審査サービス」の代理人事務所で拡大	デジタルタイムズ、電子新聞など	電気審査チーム
3 . 27	汚・排水処理施設も環境に優しい方向に変化	第一経済、ニューシスなど	環境化学審査チーム
3 . 28	特許庁、半導体設計財産活用事業の推進	電子新聞、デジタルタイムズなど	電気審査チーム
3 . 28	DMB 分野特許戦略の礎石作り (ワークショップ)	プライム経済	映像機器審査チーム
3 . 29	アパートも商品、ブランドとして語る。	韓国経済、マネートゥデイなど	サービスマーク審査チーム

30	3 . 特許庁、“知的財産権英文イーラーニング課程”大学生に人気	ニュースワイヤ	情報企画チーム
30	3 . 2006 年度第 1 四半期特許技術賞の授賞式開催	中央日報、マネートゥデイなど	特許審査政策チーム
31	3 . BM 特許出願軟着陸に成功	電子新聞、デジタルタイムズなど	電子商取引審査チーム
31	3 . 顧客の苦痛を部屋で解決	大徳ネット、ニューシス	特許顧客サービスチーム
3	4 . 二兎を追うことができる 複合機能性化粧品	忠清トゥデイ	薬品化学審査チーム
3	4 . 特許庁長に相次ぎ、次長も昇進	中央日報、韓国日報など	革新人事企画チーム
4	4 . 特許庁 5 級特別採用に理工系の優秀人材大勢集まる。	中央日報、韓国経済など	革新人事企画チーム
4	4 . 消滅した特許も再考しよう。	ソウル経済、電子新聞など	コンピューター審査チーム
4	4 . 国有特許無料で使って下さい。	韓国経済、デジタルタイムズなど	産業財産振興チーム
6	4 . 韓国特許庁“アジア特許情報ハブ”として急浮上	忠清トゥデイ、ヘラルド経済	情報企画チーム
7	4 . 新兵器でグリーンを征服しよう！	ソウル経済、韓国経済など	繊維生活用品審査チーム
8	4 . 特許庁、科学技術専門人材 50 名を特別採用	ニュースワイヤ、プライム経済など	革新人事企画チーム
8	4 . 海外における知的財産権侵害訴訟、特許庁が手伝います。	韓国経済、京郷新聞など	国際協力チーム
10	4 . 特許庁、特許紛争に備えた韓・米・日国際セミナー開催	プライム経済	電気審査チーム

4 . 11	特許重視 R&D 文化を先導する 19R&D 特許センター19 の発足	韓国経済、電子新聞など	情報企画チーム
4 . 11	特許庁、性別と年功序列を考えないチーム長級の昇進人事（案未定）	毎日経済、京郷新聞など	革新人事企画チーム
4 . 12	特許技術事業化に 3,089 億ウォン支援	電子新聞、文化日報など	産業財産振興チーム
4 . 13	世界各国の商標制度が更に身近になる（商標シンガポール条約）！	ヘラルド経済	商標デザイン審査政策チーム
4 . 13	貧血治療薬生産のための国有特許技術の公開入札による民間移転	韓国経済、京郷新聞など	産業財産振興チーム
4 . 13	特許庁、電子部品研究院と包括的な業務協力のための協約（MOU）を締結	デジタルタイムズ、電子新聞など	通信審査チーム
4 . 13	特許庁、韓国電力公社と電力技術及び知的財産協力に関する業務協定を締結	文化日報、時事フォーカスなど	電子素子審査チーム
4 . 17	IT 関連審査官専門化の基盤整備	電子新聞、ファイナンシャルニュースなど	電気審査チーム
4 . 17	自動車にもブラックボックスが!!	文化日報	自動車審査チーム
4 . 19	5月1日から特許料、優先審査申請料の引き下げ！	毎日経済、ソウル経済など	財政企画チーム
4 . 19	192006 年度大韓民国女性発明品博覧会 19開催	韓国経済、世界日報など	産業財産振興チーム
4 . 20	特許庁と関税庁、知的財産権保護のための業務協力協約を締結	ノーカットニュース、忠清トゥデイなど	産業財産保護チーム
4 . 20	視覚障害者を世界の中に！	ニューシス、デイリーアンなど	精密化学審査チーム
4 . 21	人類の敵、黄砂を防ぐ特許技術	デジタルタイムズ、韓国日報など	環境化学審査チーム

4 . 24	知的財産強国実現、女性が担う。	デジタルタイムズ、第一経済など	革新人事企画チーム
4 . 24	細菌から私の歯ブラシを守る。	第一経済、デジタルタイムズなど	生命工学審査チーム
4 . 25	特許庁、エネルギー管理公団と原油高及び気候変化協約対応業務協約	電子新聞、ガスニュースなど	環境化学審査チーム
4 . 26	韓国、幹細胞国際特許件数世界8位、米国登録特許12位!	中央日報、電子新聞など	情報企画チーム
4 . 27	パスポート型特許証出る。	韓国経済、韓国日報など	登録サービスチーム
4 . 27	IT分野の特許出願急増	毎日経済、電子新聞など	情報審査チーム
4 . 28	特許庁、ドイツと特許審査官の交流に合意	電子新聞、デジタルタイムズなど	国際協力チーム
4 . 28	薄く、もっと薄くー半導体蒸着技術が進化する。	電子新聞	金属審査チーム
5 . 1	特許庁、企業型組織として生まれ変わる。	中央日報、毎日経済など	革新人事企画チーム
5 . 1	“特許庁、大学及び公共研究機関の知的財産力量強化のための総合推進計画”発表	電子新聞、デジタルタイムズなど	産業財産政策チーム
5 . 2	「第2次代理人まで訪問する審査サービス」実施	デジタルタイムズ、第一経済など	半導体審査チーム
5 . 3	造船分野特許出願、中国に遅れをとる!	毎日経済、デジタルタイムズなど	運搬機械審査チーム
5 . 3	5月「発明の月」の様々な発明行事開催	電子新聞、マネートウデイなど	産業財産振興チーム
5 . 3	人口関節特許確保、早急に	コリアトゥデイ、青年医者など	有機化学審査チーム

5 . 8	健康な香りをカプセルに閉じ込める！	ニュースワイヤ、ニューシスなど	無機化学審査チーム
5 . 9	家族と一緒に発明品を作ってみよう。	大徳ネット、京郷新聞など	知的財産教育チーム
5 . 10	特許技術を取引する大きな市場	毎日経済、電子新聞など	産業財産振興チーム
5 . 11	第1回大学生デザイン公募展開催	ニューシス	デザイン（1）審査チーム
5 . 11	韓国科学財団と業務協約を締結	第一経済、中都日報など	情報企画チーム
5 . 11	チョイ・スジョンなど、芸能人サッカーチーム特許庁と対戦する。	デイリーアン、中都日報	デザイン（1）審査チーム
5 . 12	露光装置分野、国内特許出願活発	電子新聞	電気審査チーム
5 . 14	“デザインマップ”が企業競争力を高める！	電子新聞、デジタルタイムズなど	商標デザイン審査政策チーム
5 . 15	人間のパートナーとしての知能型ロボット	デジタルタイムズ、ニューシスなど	制御機械審査チーム
5 . 15	特許庁、韓国保健産業振興院と業務協約を締結	コリアトゥデイ、第一経済	生命工学審査チーム
5 . 17	特許庁産業財産権紛争調整委員会、19の特許紛争解決の新しい対案浮かぶ	忠清トゥデイ、デジタルタイムズなど	産業財産保護チーム
5 . 18	第41回「発明の日」、発明有功者78名に勲・褒章	中央日報、毎日経済など	産業財産振興チーム
5 . 19	発明の日、優秀発明品の展示（発明の日の報道資料と同じファイルに）	KBS、MBN など	情報審査チーム
5 . 22	模倣商標登録もうやめよう！	大田日報、韓国日報など	商標デザイン審査政策チーム

5 . 22	21 世紀 10 大有望分野、バイオ認識技術の萎縮	電子新聞、デジタルタイムズなど	電子審査チーム
5 . 23	顧客感動経営、特許審査パートナーシップを通じて達成する。	忠清トゥデイ、創業経営新聞など	通信審査チーム
5 . 23	特許庁、南西圏で 19 特許セミナー開催	ニューシス、無等日報など	運搬機械審査チーム
5 . 24	特許庁、民間技術金融支援、民間技術金融支援の協力システム構築	毎日経済、ヘラルド経済など	産業財産振興チーム
5 . 24	茸から健康を得よう。	EBN、創業経営新聞など	薬品化学審査チーム
5 . 24	家族と一緒に歩きながら発明体験もして下さい!!	コリアトゥデイ、デジタルタイムズなど	産業財産政策チーム
5 . 25	植木鉢も進化する。	コリアトゥデイ	食品生物資源審査チーム
5 . 25	画像デザイン出願の 90%がコンバージョン関連製品!	デジタルタイムズ、電子新聞	デザイン (2) 審査チーム
5 . 26	運動靴にもウェルビーイングの風が吹いている!	大田日報	繊維生活用品審査チーム
5 . 26	特許審判処理期間先進国水準に縮める。	デジタルタイムズ、ニューシスなど	審判行政チーム
5 . 29	携帯用フォトプリンターの特許動向	第一経済、デジタルタイムズなど	精密機械審査チーム
5 . 30	自動車名の意味をご存知ですか?	韓国経済、デジタルタイムズなど	商標 (3) 審査チーム
5 . 31	半導体工程技術分野特許出願の急増	デジタルタイムズ、EBN など	半導体審査チーム
5 . 31	利用者に便利な優先審査制度になる。	デジタルタイムズ、ヘラルド経済など	特許審査政策チーム

6 . 1	特許庁“企業型組織”へと生まれ変わる。	ソウル経済、電子新聞など	行政法務チーム
6 . 1	ビール瓶の変身は無罪	ハンビツ日報、忠北日報など	有機化学審査チーム
6 . 5	優秀発明ホームページに公式エンブレム付与	大徳ネット	情報開発チーム
6 . 5	次世代半導体特許、回路・運用分野急増	デジタルタイムズ、電子新聞など	情報審査チーム
6 . 7	知的財産権政策担当高位級の国際フォーラム開催	ファイナンシャルニュース、電子新聞など	企画総括チーム
6 . 8	特許庁幹部級、顧客の中に	デジタルタイムズ、電子新聞など	革新企画チーム
6 . 9	特許庁、自動車部品研究院と業務協約を締結	デイリーアン、ニュースなど	原動機械審査チーム
6 . 12	生活の中の熱併合発電	ハンビツ日報	原動機械審査チーム
6 . 12	特許検索プログラムを無料で設置して下さい。	中央日報、デジタルタイムズなど	情報企画チーム
6 . 13	特許庁研究会、顧客感動経営の礎に！	忠清新聞	有機化学示唆チーム
6 . 13	7月11日、韓国の特許庁によるベトナムに対する商標出願の道が開く。	ニュース、忠清トゥデイなど	国際商標審査チーム
6 . 14	顧客の感動を先導する特許顧客コールセンター	忠清新聞、ニュースワイヤ	顧客サービスチーム
6 . 14	特許法・実用新案法改正のための公聴会開催	電子新聞、デジタルタイムズなど	特許審査政策チーム
6 . 14	クイズを解いて発明の才能を思う存分発揮しましょう!!	ヘラルド経済、デジタルタイムズなど	産業財産政策チーム

6 . 15	特許情報により、大学 R&D 文化の変化!!	韓国大学新聞、ニューシスなど	情報企画チーム
6 . 15	特許庁、特許微生物保管管理強化方案の整備	デジタルタイムズ、電子新聞など	生命工学審査チーム
6 . 16	特許庁、韓国科学技術研修院と業務協約を締結	コリアトゥデイ、電子新聞など	薬品化学審査チーム
6 . 19	きれいな室内は空気空気清浄機が解決する!	ニューシス、プライム経済など	空調機械チーム
6 . 20	特許紛争中企業に法律救助支援拡大	ソウル新聞、電子新聞など	産業財産保護チーム
6 . 21	独自型遺伝子治療どこまでできている?	デジタルタイムズ、マネートゥデイなど	生命工学審査チーム
6 . 22	商標法及びデザイン保護法改正の公聴会開催	韓国経済、マネートゥデイなど	商標デザイン審査政策チーム
6 . 23	19 夢の半導体 19、FRAM 関連技術、日本の追撃激しくなる。	電子新聞、デジタルタイムズなど	電子素子審査チーム
6 . 23	特許庁が商標出願する?	韓国経済、デジタルタイムズなど	革新企画チーム
6 . 24	高性能 LCD 開発もワールドカップ戦争	ソウル日報、EBN など	ディスプレイ審査チーム
6 . 24	自動車排出ガスはセラミックフィルターが防ぐ。	ニューシス、EBN など	無機化学審査チーム
6 . 24	魚が上りたい道	コリアトゥデイ、サイエンスタイムズなど	建設技術審査チーム
6 . 26	商標出願にも“出願にもロハス(LOHAS)”の風が吹く!	韓国経済、アジア経済など	サービスマーク審査チーム
6 . 27	水を含ませた半導体、デジタル時代を変化させる!	電子新聞、大徳ネットなど	精密化学審査チーム



6 . 28	特許出願時に注意すべき 10 個	毎日経済、韓国経済など	訟務チーム
6 . 28	特許庁、韓国原子力研究所と原子力技術及び知的財産協力に関する業務協定を締結	電子新聞、コリアトゥデイなど	電気審査チーム
6 . 29	名前を聞くだけで涼しくなる商標	プライム経済、世界日報など	商標（3）審査チーム
6 . 30	特許庁、顧客と共に開かれた経営開始！	忠清新聞	革新企画チーム
6 . 30	世界最初の次世代環境親和的な金臭い味の水の製造	大徳ネット	金属審査チーム
6 . 30	“One Click” 特許手数料検討	忠清新聞、Eーヘルス通信	情報開発チーム
7 . 1	携帯がハンダニとバンジャだって？	コリアトゥデイ、電子新聞	コンピューター審査チーム
7 . 1	健康を守るマッサージ器の特許出願増加	コリアトゥデイ、デジタルタイムズなど	無機化学審査チーム
7 . 3	国内大学生知的財産権代表としてスイスに行く。	忠清新聞、世界日報	情報企画チーム
7 . 3	出願強国の中で輝く女性の出願	ソウル経済、マネートゥデイなど	出願サービスチーム
7 . 4	“お互いによい” 改正された職務発明制度!!	デジタルタイムズ、アジア経済など	産業財産政策チーム
7 . 5	顧客満足度向上のための開かれた特許判例サービス	デジタルタイムズ、コリアトゥデイ	電子審査チーム
7 . 5	両親と一緒に出かける楽しい発明体験旅行	忠清トゥデイ、ハンギョレ新聞など	知的財産教育チーム
7 . 6	審査機関は短く、特許は受けやすく	デジタルタイムズ、ヘラルド経済など	制御機械審査チーム

7 . 7	特許庁、三星電子と特許経営革新パートナーシップを締結	電子新聞、デジタルタイムズなど	革新企画チーム
7 . 8	商標名もスリム化時代	韓国経済、京郷新聞など	商標（1）審査チーム
7 . 11	特許でみる次世代半導体先頭走者は P ラム	ハンギョレ、デジタルタイムズなど	情報審査チーム
7 . 11	特許庁、情報保護マーク（Eprivacy、i-Safe）獲得	電子新聞、デジタルタイムズなど	情報基盤チーム
7 . 12	RFID 産業の推進力は“特許”	電子新聞、デジタルタイムズなど	電子審査チーム
7 . 13	時計の分野、これからはデザインと機能で勝負する時代	忠清新聞、ニューシスなど	精密機械審査チーム
7 . 14	両親と一緒に出かける発明体験旅行	京郷新聞、マネートゥデイなど	産業財産政策チーム
7 . 15	2006 年度第 2 四半期特許技術賞の授賞式開催	中央日報、ニューシスなど	特許審査政策チーム
7 . 18	特許庁、「地方自治体ブランド支援事業白書」の発刊	デジタルタイムズ、ニューシスなど	商標デザイン審査政策チーム
7 . 19	うんざりするスパムメールを防げ！	デジタルタイムズ、電子新聞など	電子商取引審査チーム
7 . 20	「第 19 回大韓民国発明展示会」20 日開幕	韓国経済、アジア経済など	産業財産振興チーム
7 . 20	特許庁、民間専門家採用を通じた経営効率化図る	電子新聞、コリアトゥデイなど	人材開発チーム
7 . 21	タレントリ・ボヨン、特許庁広報大使に委嘱	京郷新聞、ファイナンシャルニュースなど	商標デザイン審査政策チーム
7 . 24	鉄道騒音枕木で防ぐ。	アジア経済、コリアトゥデイなど	建設技術審査チーム

7 . 25	コンピュータープログラムの特許許諾範囲拡大要求高調	電子新聞、忠清トゥデイなど	コンピューター審査チーム
7 . 26	大学特許管理アドバイザー活動目を見張る！	アジアトゥデイ、 코리아トゥデイ	産業財産政策チーム
7 . 27	お母さん、苺はいつがシーズン？	코리아トゥデイ、ニュースワイヤ	食品生物資源審査チーム
7 . 28	特許庁、ポスコと革新パートナーシップを締結	アジア経済、電子新聞など	革新企画チーム
7 . 31	特許庁電子請願一段階アップグレード	코리아トゥデイ、デジタルタイムズなど	情報開発チーム
7 . 31	さすがレーザープリンター	デジタルタイムズ、ファイナンシャルニュースなど	電子商取引審査チーム
8 . 1	特許庁、今年上半期に米国国際特許出願(PCT) 審査 118 件誘致	デジタルタイムズ、電子新聞など	映像機器審査チーム
8 . 1	これからはウォークトーカーフォンがトレンド…	忠清新聞、 코리아トゥデイ	コンピューター審査チーム
8 . 2	シッ！デザインの秘密を守れ。	電子新聞、デジタルタイムズなど	商標デザイン審査政策チーム
8 . 3	エアバックにも知能がある！！	デジタルタイムズ、大田日報など	自動車審査チーム
8 . 4	露出の季節、太陽が怖くない。	毎日経済、デイリーアレンなど	薬品化学審査チーム
8 . 7	特許庁、標準技術特許情報提供	デジタルタイムズ、忠清新聞など	電子審査チーム
8 . 8	韓国の知的財産権検索率 19 急激な上昇傾向 19	デジタルタイムズ、ソウル経済など	情報企画チーム
8 . 9	液晶表示装置の超低価格化技術競争の本格化	デジタルタイムズ、電子新聞など	ディスプレイ審査チーム

8 . 9	教員対象サイバー発明教育機会でき	デイリーアン、韓国大 学新聞など	産業財産振興チーム
8 . 10	掃除機の変身は無罪	電子新聞、デジタルタ イムズなど	原動機械審査チーム
8 . 11	19 面も服を着る！19	国民日報、ニューズワ イヤなど	食品生物資源審査チ ーム
8 . 14	デジタル著作物と特許出願	デジタルタイムズ、電 子新聞など	電子商取引審査チー ム
8 . 16	“職務発明報償制度” 早く導入して下さい!!	デジタルタイムズ、大 田日報など	産業財産政策チーム
8 . 17	模範明細書添付制度、特許顧客の心を惹 きつける！	アジア経済	特許審査政策チーム
8 . 17	“土の中の真珠” を顧客の目の前に	デジタルタイムズ、韓 国日報など	電子素子審査チーム
8 . 21	特許路システムの 24 時間電子出願は徹底 的な災難対処から	忠清新聞	情報基盤チーム
8 . 21	21 世紀商標・デザインの可能性を広げ る。	電子新聞、デジタルタ イムズなど	商標デザイン審査政 策チーム
8 . 22	崇実大チーム、全国大学発明コンテスト で大賞受賞	デジタルタイムズ、電 子新聞など	産業財産振興チーム
8 . 23	2006 年度夏季全国学生創意力オリンピア ードの開催	毎日経済、韓国経済な ど	産業財産振興チーム
8 . 24	災難防止システム構築の革新技術	デジタルタイムズ、ニ ュースワイヤなど	通信審査チーム
8 . 25	紙に代わる夢の表紙素子ー電子紙	中都日報、EBN など	電気審査チーム
8 . 26	夏にも涼しくゴルフを楽しみましょう！	オーマイニュース、 cbs ノーカットニュー スなど	繊維生活用品審査チ ーム

8 . 28	改良新薬に対する特許紛争未然予防になりそう	韓国経済、電子新聞など	有機化学審査チーム
8 . 29	特許庁、国内最初の商標デザイン専門展示会の開催	韓国経済、ソウル経済など	商標デザイン審査政策チーム
8 . 30	最近企業のCI 交替による商標出願急増	京郷新聞、ニューシスなど	商標（1）審査チーム
8 . 31	特許庁、半導体設計財産流通センターを稼働	毎日経済、デジタルタイムズ	電気審査チーム
8 . 31	大学生デザイン公募展大賞は伝統茶パッケージデザイン	韓国大学新聞、ソウル日報など	デザイン（1）審査チーム
9 . 1	特許庁、中小企業特許経営支援団発足	韓国経済、電子新聞など	産業財産政策チーム
9 . 2	韓国特許文献、世界知的所有権機関（WIPO）サイトを通じ、全世界へのサービス実施	ソウル経済、電子新聞など	情報企画チーム
9 . 4	「環境技術知的財産権強化のための産官・学セミナー」開催	アジア経済、プライム経済など	環境化学審査チーム
9 . 5	枕にもウェルビーイングブームが！	韓国経済、忠清トゥデイなど	繊維生活用品審査チーム
9 . 6	RFID 分野特許戦略の礎石作り	電子新聞、忠清トゥデイなど	ユビキタス審査チーム
9 . 7	特許審判、明確な意見提出により効率的な審判進行	忠清新聞	審判行政チーム
9 . 8	国内医薬品の特許出願、外国企業が主導	電子新聞、朝鮮日報など	薬品化学審査チーム
9 . 11	土にもブルーオーションはある！汚染土壌の復元技術	忠清トゥデイ、大田日報など	環境化学審査チーム
9 . 12	最近医療技術が産んだもう一つの永久歯	忠清トゥデイ、ニューシスなど	生命工学審査チーム

9 . 13	私だけの TV 放送局、PVR 特許の大幅増加	韓国日報、コリアトゥ デイなど	デジタル放送審査チ ーム
9 . 13	特許庁審査官、韓国原子力研究所の原子 力技術現場の教育及び体験	忠清新聞、ニュースワ イヤなど	電気審査チーム
9 . 13	特許庁、嶺南大と知的財産力量強化のた めの総合支援約定を締結	電子新聞、ニュースワ イヤなど	産業財産政策チーム
9 . 14	振り子式列車技術の特許動向	忠清トゥデイ、アジア 経済	運搬機械審査チーム
9 . 14	あなたも技術者として成功できる。	忠清新聞、アジア経済 など	産業財産振興チーム
9 . 15	特許庁、LG 電子との革新パートナーシッ プを締結	イーデイリー、プライ ム経済など	革新企画チーム
9 . 15	人間と環境を考える清浄化学	アジア経済、ニュース ワイヤなど	有機化学審査チーム
9 . 19	特許庁、情報通信研究振興院と IT 技術 R&D 及び知的財産権協力に関する MOU を 締結	ニュースワイヤ、電子 新聞など	情報審査チーム
9 . 20	未来を保障する礎石、半導体ウエハー！	ニュースワイヤ、ソウ ル経済など	無機化学審査チーム
9 . 21	高性能機械類部品にナノ技術の応用加速 化の兆し	ニュースワイヤ、EBN など	金属審査チーム
9 . 22	緑内障治療にも変化の新しい風	ニュースワイヤ、ニュ ーシスなど	薬品化学審査チーム
9 . 22	革新標準技術に対する特許支援の成果大 きい	ニュースワイヤ	通信審査チーム
9 . 25	次世代電池、特許と標準により発展す る！	ニュースワイヤ、EBN など	環境化学審査チーム
9 . 25	原油高問題ないー太陽エネルギーで代替 する！	忠清トゥデイ、ハンビ ツ日報など	電子素子審査チーム

9 . 26	研究ノート、きちんと分かって使っていますか。	忠清トゥデイ、ニュースワイヤなど	情報企画チーム
9 . 26	特許強国韓国の地位、WIPO 総会で再確認	韓国経済、デジタルタイムズなど	国際協力チーム
9 . 27	特許庁、技能職にも成果向上の風が吹く。	忠清新聞	行政法務チーム
9 . 27	「貧血治療薬」特許技術の民間移転	ソウル経済、ニュースワイヤなど	産業財産振興チーム
9 . 28	中小企業の特許経営、特許庁と共に頑張りましょう。	ニュースワイヤ	産業財産政策チーム
9 . 28	植物関連発明の保護対象が広がる。	ニュースワイヤ	食品生物資源審査チーム
9 . 28	自国企業のほとんどが中国の知的財産権侵害に無防備状態	韓国経済、韓国経済など	国際協力チーム
9 . 28	これからは無料国有特許技術を活用しよう！	デジタルタイムズ、ニュースワイヤなど	産業財産振興チーム
9 . 29	中国企業の韓国内商標出願の大幅増加	デジタルタイムズ、電子新聞など	商標（3）審査チーム
9 . 29	米国の先発明主義放棄と韓・米 FTA 知的財産権交渉	大田トゥデイ、マネートゥデイなど	国際協力チーム
10 . 2	トランジスタが進化する。	デジタルタイムズ、ニュースワイヤなど	半導体審査チーム
10 . 2	第7回半導体設計公募展の賞金増額	忠清タイムズ、ニュース	電気審査チーム
10 . 4	体系を管理する携帯	韓国経済、世界日報など	ネットワーク審査チーム
10 . 9	Marquis Who19s Who（マークイーズ・フーズ・フー）に名前が載った特許庁ソン・ヒス事務官	アジア経済、忠清トゥデイなど	ディスプレイ審査チーム

10 . 10	特許庁、知的財産権 e-ラーニングコンテンツの海外輸出攻略	電子新聞、アジア経済など	情報企画チーム
10 . 10	たった一枚の名刺が顧客を感動させる。	デジタルタイムズ、韓国経済など	一般機械審査チーム
10 . 11	スンデー只のおやつだって？	韓国経済、ニューシスなど	食品生物資源審査チーム
10 . 12	“創造”の世界、発明家の殿堂	デジタルタイムズ、ニュースワイヤなど	産業財産振興チーム
10 . 12	家で楽しむ3次元映像	デジタルタイムズ、ヘラルド経済など	電子商取引審査チーム
10 . 13	第4世代テラバイト級光の記憶媒体競争が激しい	忠清トゥデイ、ニュースワイヤなど	情報審査チーム
10 . 16	ガスタービンも我々の手で	ニュースワイヤ、dtnews24 など	原動機械審査チーム
10 . 16	審判書類の送達が早くなる。	デジタルタイムズ、ニューシスなど	審判行政チーム
10 . 17	「多国家1出願制度（マドリッド国際商標制度）」を利用した外国企業商標の韓国進出が著しい	ファイナンシャルニュース、アジアトゥデイなど	国際商標審査チーム
10 . 18	大学 R&D 革新のための“特許戦略セミナー”開かれる。	ニュースワイヤ、ニューシスなど	情報企画チーム
10 . 18	キムチ冷蔵庫にキムチしか入れませんか？	ニュースワイヤ、eyenews365 など	空調機械チーム
10 . 19	6百万ドル男現実となるか!!	デジタルタイムズ、ニュースワイヤなど	生命工学審査チーム
10 . 20	あれ？コンピューターが服の中に？	デジタルタイムズ、ニュースワイヤなど	コンピューター審査チーム
10 . 20	在宅勤務制度の導入と運営はこのように…	ニュースワイヤ、ニューシスなど	情報開発チーム



10 . 21	2006 年度第 3、4 四半期特許技術賞の授賞式開催	中央日報、ニューシスなど	特許審査政策チーム
10 . 23	自動車からの非常脱出、実際に可能か？	忠清トゥデイ、ジョインズドットコム	自動車審査チーム
10 . 24	次世代携帯インターネット分野の特許戦略を整備する。	デジタルタイムズ、大田日報など	ネットワーク審査チーム
10 . 24	BT-IT-NT を一つに！	アジア経済、ニューswire など	精密機械審査チーム
10 . 25	半導体配置設計権登録の 19 急激な上昇傾向 19	忠清新聞、デジタルタイムズなど	電気審査チーム
10 . 25	特許庁、米国、日本などに対する海外知的財産権保護ガイドブックの発刊・配布	ニューswire	国際協力チーム
10 . 26	2006 年度特許行政情報化セミナー課程の開催	ニューswire、ニューシスなど	企画総括チーム
10 . 26	エネルギー節減と環境への優しさ、ガラスが行う。	ニューswire、デイリーアンなど	無機化学審査チーム
10 . 26	“2006 年度 IT 知的財産権フォーラム”の開催	ファイナンシャルニュース、アジア経済など	ディスプレイ審査チーム
10 . 27	半導体スピードアップ (Speed Up) 競争の加速化	eyenews24	半導体審査チーム
10 . 27	良い発明、家門の名誉	忠清トゥデイ、ニューswire など	情報管理チーム
10 . 30	審査着手予定時期を顧客に直接お知らせします！	デジタルタイムズ、ニューswire など	特許審査政策チーム
10 . 30	国内製薬業界、類似ブランドが非常に多い	韓国経済、忠清トゥデイなど	商標 (2) 審査チーム
10 . 31	初期降雨に含まれる汚染物質除去に関する出願急増	忠清トゥデイ	建設技術審査チーム

10 . 31	特許庁に納付した出願料を返してもらえ る。	韓国経済、ニュースワ イヤなど	顧客サービスチーム
10 . 31	特許庁、チーム長選抜方式の変化を通じ たチーム制の強化	EBN、ニュースワイヤ など	人材開発チーム
11 . 1	知的財産年間検索 1 千万件時代の開幕	デジタルタイムズ、フ ァイナンシャルニュー スなど	情報企画チーム
11 . 1	特許庁、離島の子供たちに夢と希望を与 える。	忠清トゥデイ、ニュー スワイヤなど	運営支援チーム
11 . 2	国内主導型第 1 号特許プールの結成のた めに	忠清トゥデイ、ニュー スワイヤなど	デジタル放送審査チ ーム
11 . 2	審査官と研究員が互いの勤務を体験す る。	ソウル経済、デジタル タイムズなど	一般機械審査チーム
11 . 3	模倣商標の出願もうやめて！	毎日経済、デジタルタ イムズなど	商標デザイン審査政 策チーム
11 . 3	特許講座、全国理工系大学キャンパス に!!	韓国大学新聞、ニュー シスなど	情報企画チーム
11 . 6	捕らえろ、忘れかけている追憶の欠片を	デジタルタイムズ、ニ ュースワイヤなど	薬品化学審査チーム
11 . 7	追いつ追われつ偽造との戦争！	毎日経済、韓国経済な ど	電子商取引審査チー ム
11 . 8	発明者に便利な特許制度の整備	韓国経済、デジタルタ イムズなど	特許審査政策チーム
11 . 9	長寿特許・短命特許、3～4年目が分か れ目	韓国経済、毎日経済な ど	登録サービスチーム
11 . 10	特許ネットシステム、政府機関中初めて CMMI レベル 4 認証を獲得	忠清トゥデイ	情報開発チーム

11 . 10	全世界特許庁 19Made in Korea19 知的財産権イラーニングコンテンツを活用する。	毎日経済、デジタルタイムズなど	情報企画チーム
11 . 13	デザイン権利か支援事業	中都日報、ヘラルドセンセンニュースなど	商標デザイン審査政策チーム
11 . 13	蚊はハーブの香りが嫌い!	ニュースワイヤ、デイリーアンなど	精密化学審査チーム
11 . 14	環境に優しい設計で新しい貿易障壁に備える。	ニュースワイヤ、ニューシスなど	金属審査チーム
11 . 15	保護服分野の新しい強者	ebn 産業ニュース、繊維新聞など	繊維生活用品審査チーム
11 . 16	放送・通信の融合、特許出願も著しく増え	デジタルタイムズ、毎日経済など	デジタル放送審査チーム
11 . 16	公共研究機関の優秀特許技術を一箇所に	毎日経済、中央日報など	産業財産振興チーム
11 . 17	いつでも特許審査官に面談を申請できる。	デジタルタイムズ、ニュースワイヤなど	電気審査チーム
11 . 17	2006 年度開発途上国の知的財産権人材養成事業	ニュースワイヤ	企画総括チーム
11 . 20	TV 画面を紙のように曲げる。	ニュースワイヤ、ニューシスなど	精密化学審査チーム
11 . 20	特許庁、半導体配置設計権登録料などの引き下げ	ニュースワイヤ、ニューシス	電気審査チーム
11 . 21	国際特許紛争、未然に知り対処して下さい!	ソウル新聞、ネイル新聞など	情報企画チーム
11 . 22	知的財産戦略で R&D のグローバル競争力を養う。	ニューシス、eyenews24 など	情報企画チーム
11 . 23	これからは地域特産品も地理的表示として保護	ファイナンシャルニュース、毎日経済など	商標(1)審査チーム

11 . 23	漢方診療にも変化の新しい風	Eーヘルス通信、デ リーファームなど	電気審査チーム
11 . 24	無病長寿への挑戦	ニュースワイヤ、デ リーアンなど	生命工学審査チーム
11 . 24	海外における早期特許取得の近道開く	毎日経済、デジタルタ イムズなど	情報開発チーム
11 . 27	あっ！紙コップにもウェルビーイングの 風が	ニュースワイヤ、プラ イム経済など	制御機械審査チーム
11 . 28	韓・日特許審査ハイウェイ施行日の合意	アジア経済、ニュー スワイヤなど	国際協力チーム
11 . 28	世界先進企業経営と特許戦略を一箇所に	毎日経済、アジア経済 など	情報企画チーム
11 . 29	キムチ冷蔵庫、これからは熟成技術がト レンド	ニュースワイヤ、 eyenews24 など	食品生物資源審査チ ーム
11 . 29	卸売・小売業もサービス業として出願で きる。	ニュースワイヤ	商標デザイン審査政 策チーム
11 . 29	商標出願も高句麗熱風	韓国経済、ネイル新聞 など	顧客サービスチーム
11 . 30	特許庁、“第7回半導体設計公募展”の 授賞式開催	デジタルタイムズ、中 都日報など	電気審査チーム
11 . 30	PCT 国際出願説明会釜山で開催	ニュースワイヤ、デ リーアンなど	国際出願チーム
12 . 1	国家 R&D 特許調査、全体 R&D 部処に拡大	デジタルタイムズ、忠 清トゥデイなど	情報企画チーム
12 . 4	海外における商標保護戦略ーマドリッド 出願制度が有用	毎日経済、デジタルタ イムズなど	国際商標審査チーム
12 . 5	韓・中・日特許協力ロードマップ樹立 (韓・中特許協力強化内容を含む)	ニュースワイヤ、ニュ ーシスなど	国際協力チーム

12 . 6	自動車はモバイルエンターテイナー？	ニュースワイヤ、ネ イル新聞など	自動車審査チーム
12 . 7	暗闇を照らす技術－赤外線感知器！	ニュースワイヤ	電子素子審査チーム
12 . 7	192006 年度大韓民国特許大展 19 の概観 及び授賞式	中央日報、毎日経済な ど	産業財産振興チーム
12 . 8	ロボット市場にもブランド先占熱風が	韓国経済、毎日経済な ど	サービスマーク審査 チーム
12 . 8	特許情報アクセス性大幅拡大	大田日報	情報開発チーム
12 . 8	融合技術で勝負する次世代ディスプレイ	毎日経済、電子新聞な ど	映像機器審査チーム
12 . 11	種子で繁殖する遺伝子変形植物、これか らは特許対象に	毎日経済、ニュースワ イヤなど	審査評価チーム
12 . 12	半導体、これからは早く…	デジタルタイムズ、 ebn 産業ニュースなど	半導体審査チーム
12 . 13	特許庁、韓国ソフトウェア振興院との業 務協約締結	デジタルタイムズ、電 子新聞など	情報企画チーム
12 . 13	特許庁、6シグマを通じた公共部門革新 主導	ニュースワイヤ	革新企画チーム
12 . 14	特許関連登録税、翌日に支払える。	ファイナンシャルニュ ース、マネートゥデイ など	登録サービスチーム
12 . 15	企業及び研究所新入社員の 75%、特許関 連知識皆無！	電子新聞、デジタルタ イムズなど	情報企画チーム
12 . 15	「PCT 国際出願案内専用ホームページ」 の運営	毎日経済	国際出願チーム
12 . 18	道端の“フェンス”もSラインに！	ニュースワイヤ、ニュ ースなど	デザイン（2）審査 チーム

12 . 19	薬、簡単に貼るだけでOK!	デイリーメディ、Eーヘルス通信など	薬品化学審査チーム
12 . 20	浴槽はウェルビーイングな休息空間?	ニュースワイヤ、ニュースなど	デザイン(2) 審査チーム
12 . 21	化粧品方法の特許保護時代の開幕	毎日経済、ソウル新聞など	薬品化学審査チーム
12 . 22	特許庁、成果主義導入・拡散で大統領賞受賞	デジタルタイムズ、ニュースワイヤなど	成果管理チーム
12 . 22	特許庁、忠南大と知的財産力量強化のための総合支援協定を締結	電子新聞、中都日報など	産業財産政策チーム
12 . 22	2006 年度第4四半期特許技術賞の授賞式開催	中央日報、ニュースなど	特許審査政策チーム
12 . 22	特許庁、「FTA 知的財産権セミナー」開催	ニュースワイヤ、大田日報など	国際協力チーム
12 . 26	加湿器が進化している。	オーマイニュース、デイリーアンなど	空調機械チーム
12 . 27	日本特許庁、特許マップ改正し、特許分割出願可能な期間延長	ニュースワイヤ	国際協力チーム
12 . 27	特許庁貧しい隣人のためのバザー及び一日喫茶開催	毎日経済、デイリーアンなど	運営支援チーム
12 . 28	グローバル企業の韓国特許庁への特許審査依頼殺到	韓国経済、毎日経済など	国際出願チーム
12 . 29	ジョイスティックは時代遅れ、全身で楽しむコンピューターゲーム	ニュースワイヤ、ニュースなど	電子商取引審査チーム

## ロ. 庁長のメディアインタビュー及び対談

日時	メディア	会場	テーマ
2. 22	KTV	ブリーフィンググループ	特許庁、2006 年度年頭業務報告（ブリーフィング）
2. 23	中央日報	執務室	特許庁イコール安定職というイメージを払拭する。
3. 1	サイエンスタイムズ	執務室	世界最短特許審査期間を達成する。
3. 3	YTN	執務室	特許庁企業型責任運営機関へ
3. 15	KTV	執務室	国際知的財産研修院 WIPO 公式研修機関に指定
4. 13	毎日経済	執務室	特許審査待機期間を 10 ヶ月に短縮する。
4. 23	ソウル経済	執務室	成果主義の導入、最高の行政サービス
5. 3	電気新聞	執務室	率先垂範経営哲学、競争力ある組織作り
5. 10	KBS	KOAX	2006 年度大韓民国特許技術移転博覧会
5. 18	KTV	スタジオ	特許も国民サービスへ移行する（対談）。
5. 18	大田日報	執務室	企業経営体制の導入、超一流特許行政行方。
5. 19	中都日報	執務室	19 発明コリア 19 世界を主導する。
5. 30	KTV	ソウル事務所	顧客を訪問する特許サービス
5. 31	韓国経済	執務室	これからは 19 行政 19 ではなく 19 経営 19…成果主義の拡散
5 月号	特許ニュース	執務室	19 知的財産強国 19 実現に最善を尽くすチョン・サンウ特許庁長
5 月号	政経ニュース	執務室	特許庁が知識強国実現を先導する。
6. 7	連合ニュース	執務室	特許顧客サービスセンター 1 日現場体験
6. 9	MBN	スタジオ	チョン・サンウ特許庁長に聞く（対談）。

7. 1	KOREA IT TIMES	執務室	PCTROAD of KIPO Emerges as Global Brand
7. 1	発明をする人々	KOAX	堂々とした女性を世界の中心に！（祝辞）
7. 20	MBN	KOAX	2006 年度大韓民国学生発明展示会
7. 21	KTV	KOAX	2006 年度大韓民国学生発明展示会
7. 27	ヘラルド経済	執務室	政府機関革新の糸口となる。
7. 30	KBS	培材大学校	挑戦発明 ゴールデンベル
8. 2	アリラン TV	執務室	KIPO, Building Roads that Connect the world!
8. 30	MBN	KOAX	2006 年度商標・デザイン展
8. 30	韓国経済 TV	KOAX	2006 年度商標・デザイン展
8. 30	アリラン TV	KOAX	2006 年度商標・デザイン展
9. 13	KTV	執務室	韓国特許庁、世界へ通じる道を開く。
9月号	Business Korea	執務室	Leading the World in Patent Administration
10. 23	KTV	スタジオ	発明特許これからは簡単になる（対談）。
10. 27	KTV	執務室	労・使共生の解法、職務発明制度
11. 3	CMB	機械研究院	特許庁、韓国機械研究院 MOU
11. 17	KTV	スタジオ	労・使共生の解法、職務発明制度（対談）

## ハ. 庁長寄稿

日時	メディア	テーマ
3. 15	国政ブリーフィング	知的財産世界4強に相応しい特許行政の充実化
5. 18	国政ブリーフィング	顧客を訪問する特許サービスをご存知ですか？
5. 19	韓国経済	特許サービスの世界化、絶えない挑戦持続する。



5. 23	電子新聞	職務発明報償、労・使協力の解法
6. 28	忠清トゥデイ	農産物の危機 19 地域ブランド 19 で克服
7. 25	大田日報	海外進出は知的財産権保護と共に
8. 10	国政ブリーフィング	職務発明報償、労・使共生協力が解法
10. 2	韓国経済	中企もこれからは特許経営を行うべき
10. 20	国政ブリーフィング	グローバル特許時代、一流審査官育てなければ
10. 25	dtnews24	目立つデザインで国家競争力を確保しよう。
11. 7	マネートゥデイ	急上昇する特許強国コリア
11. 14	ネイル新聞	特許紛争、どのように回避できるか。
11. 27	大田日報	改良新薬と特許紛争
11. 27	デジタルタイムズ	顧客感動実践のための大命題
12. 4	韓国日報	研究記録、技術競争力の礎石
12. 5	釜山日報	企業競争力は特許戦略から
12. 12	忠清トゥデイ	u. 特許庁を目指して
12. 16	中都日報	名品と商標管理
12. 19	ソウル新聞	IT 業界特許プールの結成、積極的に行うべき
12. 20	ニューシス	韓国の特許技術力のグローバル化のために！

2007 知的財産白書

=====

発行日：2007年5月 日

発行人：チョン・サンウ

発行所：特許庁

〒302-701

大田広域市西区屯山洞 920 番地

(政府大田庁舎 4 棟)

=====

※2007 知的財産白書に関する疑問事項は財政企画チーム

(042-481-5040) にお問い合わせ下さい。

また、本白書は特許庁ホームページ

(資料室→刊行物) に掲載されております。